

新潟市地域防災計画

目次

第1部 総則

第1節	計画の方針	総則 1- 1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	総則 1- 3
第3節	新潟市の概況	総則 1- 9
第4節	新潟市の既往の主な災害	総則 1- 12
第5節	被害想定	総則 1- 15

第2部 災害予防計画

第1章 震災・風水害共通予防計画

第1節	防災知識の普及計画	予防 1- 1
第2節	防災訓練計画	予防 1- 5
第3節	自主防災組織育成計画	予防 1- 8
第4節	防災都市計画	予防 1- 10
第5節	建築物災害予防計画	予防 1- 14
第6節	道路・空港・港湾・漁港施設災害予防計画	予防 1- 18
第7節	公園緑地災害予防計画	予防 1- 21
第8節	上水道施設災害予防計画	予防 1- 22
第9節	防災通信施設整備計画	予防 1- 27
第10節	火災予防計画	予防 1- 30
第11節	危険物施設等災害予防計画	予防 1- 33
第12節	救急救助・医療救護予防計画	予防 1- 36
第13節	災害備蓄計画	予防 1- 42
第14節	文教予防計画	予防 1- 45
第15節	災害時要援護者安全確保計画	予防 1- 47
第16節	ボランティア受入れ体制整備計画	予防 1- 51

第2章 震災予防計画

第1節	河川施設等災害予防計画	予防 2- 1
第2節	下水道施設災害予防計画	予防 2- 2
第3節	地盤災害予防計画	予防 2- 3
第4節	避難計画	予防 2- 7
第5節	廃棄物処理予防計画	予防 2- 12

第3章	風水害予防計画	
第1節	気象等防災観測体制整備計画	予防3-1
第2節	水害予防計画	予防3-5
第3節	土砂災害予防計画	予防3-7
第4節	避難計画	予防3-10

第4章	津波災害予防計画	
第1節	情報伝達体制の確立	予防4-1
第2節	避難計画	予防4-3
第3節	地域住民の津波に対する知識及び津波避難経路の普及啓発	予防4-5
第4節	津波防災訓練計画	予防4-6

第3部 災害応急対策計画

第1章	震災・風水害共通応急対策計画	
第1節	災害対策本部と組織動員計画	応急1-1
第2節	応援要請計画	応急1-30
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	応急1-32
第4節	緊急消防援助隊応援要請計画	応急1-38
第5節	行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画	応急1-42
第6節	ボランティア活動支援計画	応急1-44
第7節	災害救助法による救助計画	応急1-47

第2章	震災応急対策計画	
第1節	情報収集・伝達計画	応急2-1
第2節	消防活動計画	応急2-8
第3節	災害広報・広聴計画	応急2-11
第4節	避難及び避難所計画	応急2-15
第5節	交通規制計画	応急2-25
第6節	警備・保安計画	応急2-29
第7節	輸送計画	応急2-35
第8節	食糧供給計画	応急2-41
第9節	生活必需品供給計画	応急2-45
第10節	給水計画	応急2-49
第11節	災害時要援護者応急対策計画	応急2-53
第12節	救急救助・医療救護応急計画	応急2-57
第13節	防疫及び保健衛生計画	応急2-61
第14節	こころのケア対策計画	応急2-66
第15節	愛玩動物保護対策計画	応急2-68
第16節	障害物除去計画	応急2-70
第17節	廃棄物処理応急計画	応急2-72

第18節	トイレ対策計画	応急 2- 76
第19節	入浴対策計画	応急 2- 79
第20節	被災建築物応急危険度判定計画	応急 2- 82
第21節	被災宅地危険度判定計画	応急 2- 84
第22節	公共建築物等災害応急対策計画	応急 2- 85
第23節	道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画	応急 2- 86
第24節	河川施設等災害応急対策計画	応急 2- 90
第25節	公園緑地施設災害応急対策計画	応急 2- 92
第26節	上水道施設等災害応急対策計画	応急 2- 93
第27節	下水道施設等災害応急対策計画	応急 2-106
第28節	危険物施設等応急対策計画	応急 2-111
第29節	応急住宅対策計画	応急 2-113
第30節	文教対策計画	応急 2-116
第31節	商工業対策計画	応急 2-122
第32節	農林水産業等対策計画	応急 2-124

第 3 章 風水害応急対策計画

第 1 節	情報収集・伝達計画	応急 3- 1
第 2 節	水防活動計画	応急 3- 10
第 3 節	消防活動計画	応急 3- 11
第 4 節	災害広報・広聴計画	応急 3- 14
第 5 節	避難及び避難所計画	応急 3- 18
第 6 節	交通規制計画	応急 3- 29
第 7 節	警備・保安計画	応急 3- 32
第 8 節	輸送計画	応急 3- 39
第 9 節	食糧供給計画	応急 3- 45
第10節	生活必需品供給計画	応急 3- 49
第11節	給水計画	応急 3- 53
第12節	災害時要援護者応急対策計画	応急 3- 57
第13節	救急救助・医療救護応急計画	応急 3- 61
第14節	防疫及び保健衛生計画	応急 3- 65
第15節	こころのケア対策計画	応急 3- 70
第16節	愛玩動物保護対策計画	応急 3- 72
第17節	障害物除去計画	応急 3- 74
第18節	廃棄物処理応急計画	応急 3- 76
第19節	トイレ対策計画	応急 3- 80
第20節	入浴対策計画	応急 3- 83
第21節	公共建築物等災害応急対策計画	応急 3- 86
第22節	道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画	応急 3- 87
第23節	公園緑地施設災害応急対策計画	応急 3- 91
第24節	上水道施設等災害応急対策計画	応急 3- 92

第25節	下水道施設等災害応急対策計画	応急 3-103
第26節	危険物施設等応急対策計画	応急 3-108
第27節	応急住宅対策計画	応急 3-110
第28節	文教対策計画	応急 3-113
第29節	商工業対策計画	応急 3-119
第30節	農林水産業等対策計画	応急 3-121
第31節	積雪対策計画	応急 3-127
第32節	土砂災害危険箇所応急対策計画	応急 3-129

第4章 津波災害応急対策計画

第1節	情報収集・伝達計画	応急 4- 1
第2節	避難及び避難所計画	応急 4- 5

第4部 災害復旧計画

第1節	被災者援護計画	復旧 1- 1
第2節	公共施設復旧計画	復旧 1-11

第5部 公共事業施設防災計画

第1章 公共事業施設震災対策計画

第1節	震災予防計画	施設 1- 1
第2節	震災応急対策計画	施設 1- 9

第2章 公共事業施設風水害等対策計画

第1節	風水害等予防計画	施設 2- 1
第2節	風水害等応急対策計画	施設 2- 7

第6部 都市災害対策計画

第1節	油等流出事故災害対策計画	都市 1- 1
第2節	海上事故災害対策計画	都市 1-12
第3節	航空事故災害対策計画	都市 1-17
第4節	鉄道事故災害対策計画	都市 1-22
第5節	道路事故災害対策計画	都市 1-26
第6節	危険物等事故災害対策計画	都市 1-31
第7節	大規模停電事故災害対策計画	都市 1-35

第1節 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新潟市防災会議が作成する防災に関する計画であって、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

2 計画作成機関

新潟市防災会議

3 計画の構成及び内容

この計画は、新潟市において想定される災害に対して、新潟市が処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画、公共事業施設防災計画及び都市災害対策計画から構成される。

(1) 総則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、新潟市が行う防災対策に関する計画の方針について定める。

(2) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

(3) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これを防御し、又は応急的対応を行うなど、災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

(4) 災害復旧計画

災害の復旧にあたっての各種援護措置及び公共施設復旧の実施にあたっての基本方針について定める。

(5) 公共事業施設防災計画

防災関係機関が所掌する電力、ガス、公衆通信及び鉄道の各施設に関する防災計画について定める。

(6) 都市災害対策計画

油流出事故や航空機の墜落等の大規模な事故災害に関する予防計画と応急対策について定める。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

5 細部計画の策定

この計画を具体的に実施するにあたって必要な細部計画については、本市各部及び防災関係機関において定める。

6 国・県の防災計画との関係

この計画は、国が定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに新潟県地域防災計画との整合性・関連性を有する。

7 計画の習熟

本市各部及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分果たせるよう平素から研修・訓練の実施により、この計画及びこの計画に関連する他の細部計画の習熟に努める。

また、市民への周知を図るため、広報・啓発活動に努める。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び市民の責務

(1) 新潟市

新潟市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、新潟県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市民及び事業者の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 新潟県

新潟県は、災害対策基本法第4条の規定に基づき、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市民及び事業者の協力を得て防災活動を実施するとともに、新潟市の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法第3条の規定に基づき、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、新潟市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は広域性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、新潟市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

社団法人新潟市医師会等の公共的団体及び病院等の防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、平常時からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備するとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、新潟市の防災活動に協力する。

(6) 市民及び事業者

市民及び事業者は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、「自らのまちは自ら守る」という意識を持ち、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するものとし、災害時には相互に協力し助け合う。

2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

(1) 新潟市

ア 新潟市防災会議に関する事務

- イ 防災に関する組織の整備
 - ウ 防災に関する調査、研究
 - エ 防災知識の普及、防災に関する教育及び訓練の実施
 - オ 自主防災組織の育成指導
 - カ 防災施設及び設備の整備、点検
 - キ 水道事業の災害対策
 - ク 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
 - ケ 災害予警報等の情報伝達及び広報
 - コ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
 - サ 避難準備情報の発表並びに避難の勧告、指示、誘導及び災害広報
 - シ 被災者に対する救助及び救護措置
 - ス 消防活動、水防活動、その他の応急措置
 - セ 緊急道路及び緊急輸送の確保
 - ソ 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
 - タ 災害時における応急教育
 - チ 公共土木施設及び農業用施設等に対する応急措置
 - ツ 農作物、家畜、林産物及び水産物に関する応急措置
 - テ その他災害の発生の防御又は拡大の防止及び災害復旧のための措置
- (2) 新潟県
- ア 新潟県防災会議に関する事務
 - イ 市町村並びに指定公共機関及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
 - ウ 災害予警報等情報伝達
 - エ 被災状況に関する情報収集
 - オ 災害広報
 - カ 避難の勧告、指示
 - キ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整
 - ク 災害救助法に基づく被災者の救助
 - ケ 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置
 - コ 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助
 - サ 被災児童・生徒等に対する応急教育
 - シ 被災要援護者に対する相談、援護
 - ス 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置
 - セ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置
 - ソ 緊急通行車両の確認
 - タ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備

- チ 自衛隊の災害派遣要請
- ツ 他の都道府県に対する応援要請
- (3) 新潟県警察
 - ア 避難誘導、被災者の救出その他人命保護
 - イ 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保
 - ウ 行方不明者の調査及び死体の検視
 - エ 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置
- (4) 指定地方行政機関
 - ア 関東財務局（新潟財務事務所）
 - (ア) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
 - (イ) 災害時における地方公共団体に対する普通財産の無償貸付
 - (ウ) 被災施設の災害復旧事業費査定の立会
 - (エ) 地方公共団体に対する災害融資
 - イ 北陸農政局（新潟地域センター）
 - 災害時における応急食料の引き渡し
 - ウ 北陸地方整備局
 - (ア) 本局
 - a 情報の収集・提供（情報収集員の派遣を含む）
 - b 北陸地方整備局等の職員の派遣
 - c 災害に係る専門家の派遣
 - d 構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け
 - e 構成機関が保有する通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣
 - f 災害応急対応事業の実施
 - g 通行規制等の措置
 - h 構成機関の団体等に対する要請が必要な場合の協力
 - (イ) 新潟港湾・空港整備事務所
 - a 港湾・航路の整備及び港湾にかかる海岸の整備並びにその災害復旧
 - b 国が行う海洋の汚染防除
 - c 飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧
 - (ウ) 新潟国道事務所
 - 所管国道の維持管理、改築及び災害復旧工事
 - (エ) 信濃川下流河川事務所
 - a 所轄河川に関する水防警報及び洪水予報
 - b 所轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事
 - (オ) 阿賀野川河川事務所

- a 所轄河川に関する水防警報及び洪水予報
 - b 所轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事
- エ 北陸信越運輸局
 - 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送及び港湾荷役作業の確保
- オ 東京航空局（新潟空港事務所）
 - (ア) 空港及び航空保安施設の管理運用
 - (イ) 航空機による輸送の確保
- カ 新潟海上保安部
 - (ア) 海上における人命及び財産の保護並びに公共秩序の維持
 - (イ) 海難救助及び天災地変その他救済を必要とする場合の援助
 - (ウ) 海上災害に関する防災活動及び指導、啓発、訓練
 - (エ) 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保
- キ 新潟地方気象台
 - (ア) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - (イ) 気象、地象（地震にあつては地震動に限る）及び水象の予報並びに警報の発表
 - (ウ) 気象、地象及び水象に関する情報の収集並びに発表
- ク 新潟労働局（新潟労働基準監督署）
 - 災害時における産業安全確保
- (5) 陸上自衛隊第30普通科連隊
 - ア 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立
 - イ 災害発生時の市の情報収集活動への協力
 - ウ 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施
- (6) 指定公共機関
 - ア 東日本電信電話株式会社新潟支店
 - (ア) 公衆通信施設の災害予防措置
 - (イ) 災害時における通信の確保、被災設備の早期復旧
 - (ウ) 災害応急措置の実施に必要とする通信の優先確保
 - イ 日本銀行新潟支店
 - (ア) 通貨の円滑な供給の確保
 - (イ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - (ウ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - ウ 日本赤十字社新潟県支部
 - (ア) 災害時における医療救護
 - (イ) 救援物資の配分
 - (ウ) 災害義援金の募集、受付及び配分

- (エ) 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整
- エ 日本放送協会新潟放送局
 - (ア) 気象予警報等の放送
 - (イ) 災害時における広報活動
- オ 東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所
 - (ア) 高速自動車国道の防火管理
 - (イ) 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保
 - (ウ) 高速自動車国道の早期災害復旧
- カ 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
 - (ア) 鉄道施設の災害予防措置
 - (イ) 災害時における人員等の緊急輸送措置
- キ 日本通運株式会社新潟支店
 - (ア) 災害時における車両借り上げ要請に対する即応措置
 - (イ) 災害用物資の緊急輸送
- ク 東北電力株式会社
 - (ア) 電力供給施設の災害予防措置
 - (イ) 災害時における配電等の応急対策
 - (ウ) 被災施設の早期復旧
- ケ 郵便事業株式会社新潟支店
 - 災害地における郵便業務の確保
- (7) 指定地方公共機関
 - ア 土地改良区
 - 水門、水路、ため池等の施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧
 - イ 北陸ガス株式会社
 - 災害時における都市ガスの安定供給
 - ウ 越後天然ガス株式会社
 - 災害時における都市ガスの安定供給
 - エ 蒲原ガス株式会社
 - 災害時における都市ガスの安定供給
 - オ 白根ガス株式会社
 - 災害時における都市ガスの安定供給
 - カ 新潟運輸株式会社
 - 災害時における陸路による緊急輸送の確保
 - キ 新潟交通株式会社
 - 災害時における陸路による緊急輸送の確保
 - ク 株式会社新潟放送

- (7) 気象予警報等の放送
- (イ) 災害時における広報活動
- ケ 株式会社新潟総合テレビ
 - (7) 気象予警報等の放送
 - (イ) 災害時における広報活動
- コ 株式会社テレビ新潟放送網
 - (7) 気象予警報等の放送
 - (イ) 災害時における広報活動
- サ 株式会社新潟テレビ21
 - (7) 気象予警報等の放送
 - (イ) 災害時における広報活動
- シ 株式会社エフエムラジオ新潟
 - (7) 気象予警報等の放送
 - (イ) 災害時における広報活動
- ス 株式会社新潟日報社
 - 災害時における広報活動
- セ 全国農業協同組合連合会新潟県本部
 - (7) 災害時における緊急物資の調達
 - (イ) 災害時における陸路による緊急輸送
- ソ 新潟県民エフエム放送株式会社
 - (7) 気象予警報等の放送
 - (イ) 災害時における広報活動
- タ 株式会社 けんと放送
 - (7) 気象予警報等の放送
 - (イ) 災害時における広報活動
- チ 株式会社エフエム新津
 - (7) 気象予警報等の放送
 - (イ) 災害時における広報活動
- ツ エフエム角田山コミュニティ放送株式会社
 - (7) 気象予警報等の放送
 - (イ) 災害時における広報活動
- テ 社団法人新潟県看護協会
 - 災害時における医療看護、看護職ボランティア派遣
- (8) その他公共的団体
 - ア 社団法人新潟市医師会
 - 災害時における医療救護

- イ 社団法人新潟県銀行協会
 - 災害時における緊急融資に関する金融機関との連絡調整
- ウ 新潟商工会議所
 - (ア) 災害時における物価安定についての協力、徹底
 - (イ) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
- エ 新潟市連合婦人会
 - 災害時における避難所運営協力

第3節 新潟市の概況

1 地理的概要

新潟市は、新潟県の北西部に位置し、主に信濃川と阿賀野川の河口に堆積した沖積平野の上に発展した街であり、面積は726.10km²である。土地は概ね平坦で、海岸線に沿って砂丘地が広がり、その背後に防砂・防風林である松林があり、市街地を冬の季節風から守っている。かつては大小の潟や沼のある低湿地帯であった内陸部は、土地改良事業により豊かな稲作農地となっているが、近年、市街化の波が押し寄せている。また、南東側に新津丘陵、南西側に角田・弥彦山地がある。（地盤高図については、資料編 表1-1-3-1を参照）

2 自然条件

(1) 地象（地質・土壌・地形）

本市は、日本海側の代表的な海岸平野である新潟平野の中央部に位置する。本市の大半は、信濃川と阿賀野川によって形成された沖積低地であり、地質は第4沖積層に属し、粘土、砂、泥炭などから形成されており、軟弱な地盤となっている。こうした平野に位置するため、低地土壌が主となっている。この低地土壌は、信濃川、阿賀野川の微細粒質な可成沖積土と海岸沿いの粗粒質な砂丘性砂質土に大別される。また、丘陵地、山地は秋葉区の新津地区及び小須戸地区並びに西蒲区の岩室地区及び巻地区に分布している。

地形的には、砂丘、低湿地、潟、丘陵地帯、山地に大別される。

広義の新潟砂丘は、村上市から角田山の麓にいたる約80kmの海岸及びその内陸側に幅広く分布する。これらは完新世に形成された新砂丘からなるが、新潟東港付近では、砂丘列が10列と最も多く、その幅は10kmに及ぶ。

平野の大半は低湿地であるが、幾多の治水事業により、全国でも有数の穀倉地帯を作り出した。反面、多くの潟や沼は埋め立てられ、鳥屋野潟や佐潟などを残すのみとなった。

また、低湿地帯の中に河川の氾濫によって生じた自然堤防が数多く点在しているが、これらは比較的安定した地盤特性を有しており、そこには古くから集落が形成されている。

山地は秋葉区の新津地区及び小須戸地区に標高100m前後の丘陵地帯が広がっており、西蒲区の岩室地区には多宝山が、巻地区には角田山がある。

(2) 水象

本市は、日本海にそそぎ込む水量豊かな信濃川、阿賀野川の2大河川や鳥屋野潟、佐潟、福島潟などを有し、古くから「水の都」と呼ばれてきた。

信濃川は、長野、埼玉、山梨県境の甲武信岳に源を発し、長野県、新潟県を北流し

て日本海に注ぐ流域面積11,900km²、幹線流路延長367kmの河川である。また、阿賀野川は、その源を栃木、福島県境の荒海山に発し、福島県、新潟県を北流して日本海に注ぐ流域面積7,710km²、幹線流路延長210kmの河川であり、両河川とも我が国屈指の大川である。

鳥屋野潟は、本市の北側、海岸から約4kmのところに位置し、全体の形は東北東から西南西に伸びた楕円形で、長さ約2.5km、幅約1km、面積1.67km²である。また、佐潟は本市の西側に位置し、南西方向にある上佐潟と北東方向にある本潟の大小2つの潟からなり、本潟は長さ1.3km、幅約0.4km、面積0.4km²である。外部から流入する河川はなく、水源は砂丘からの湧水や雨水である。福島潟は、本市の東側に位置し、長さ2.4km、幅1.5km、面積1.93km²である。外部から折居川等13の河川が流入している。

(3) 気象

日本海側の気候区に属する新潟県は豪雪で有名であるが、本市は県内でも降雪の少ない地域となっている。これは本市が広大な新潟平野の海岸線に位置しており、また、佐渡の島影になることなど、地形の影響によるものである。

年間の気候の特徴として、1～2月は最も寒い時期で、雪を伴った強い北西の季節風が吹く。しかし4月中旬には桜が開花し、5月中は晴天で暖かい日が多く、1年中で一番良い気候の時期である。6月中旬に梅雨に入り、7月には大雨になることが多く、市内の低地に浸水害をもたらすことがある。8月は日最高気温が30度以上の高温の晴天の日が続き、下旬頃からは台風の進路にあたることもあるが、比較的被害は少ない。

9月下旬から11月中旬にかけては天候の変わりやすい時期で、北からの寒気の影響でくもりや雨の日もあるが、晴天で比較的温暖な日も多い。11月上旬頃は紅葉が盛りとなり、中旬以降は北西の風が強くなり、晴れたり曇ったり、またときどき雨や雪の降る変化の激しいしぐれの季節となる。初雪は11月下旬に見られる。

また、風向を夏季、冬季別にみると、夏季においては海・陸風の影響を強く受け、南より及び北よりの風向が卓越している。一方、冬季においては北西の季節風が卓越する。

新潟地方気象台における最大瞬間風速は、平成3年9月28日に記録された45.5m/sである。(過去10年間の観測値については、資料編 表1-1-3-2を参照)

3 社会条件

(1) 人口

本市の人口は、明治22年の市制施行以来順調な増加を示し、特に戦後は高度経済成長や周辺町村との合併が相まって急激な人口増加を遂げ、近年は鈍化傾向にあるものの、平成17年における国勢調査結果(確定)によれば、「人口確定値」人(男「確定値」人、女「確定値」人)と本州日本海側最大の都市となっている。(人口の推移について

は、資料編 表1-1-3-3を参照)

(2) 産業

本市の産業は、大正から昭和にかけて近代都市化に向けての基盤整備が急速に進められ、港の改修、鉄道の開通、上水道の建設、教育施設の拡大や石油精製工場、化学肥料工場、各種機械工業等の工場が立地するなど、めざましい躍進を遂げた。

戦後は経済復興と自立経済を目指して、天然ガスの採掘が進められるとともにガス化学工場が立地し、昭和26年頃から次々と工場が進出した。

新潟港は、安政5年(1858年)の日米修好通商条約において函館・神奈川(横浜)・長崎・兵庫(神戸)とともに5港の一つとして指定され、近代都市としての歩みを始めた。

昭和26年には重要港湾、昭和42年には特定重要港湾に指定され、国際的近代貿易港としての位置づけが固まった。また、昭和44年には新たに掘込み港の新潟東港が開港、背後地の臨海工業地帯の建設が進められている。

昭和48年には国際航空路が開設、昭和57年には上越新幹線が開通し、昭和60年には関越自動車道、昭和63年には北陸自動車道、平成9年には磐越自動車道がそれぞれ全線開通するに至った。

以上の経過にみられるように、都市基盤の整備、都市機能の充実が図られ、今後ますます本市産業の発展が期待されている。

(3) 土地利用

本市の面積は726.10km²で、このうち用途地域は125.19km²で約17%を占め、商工業活動や住居としての生活の場となっている。一方、市街地周辺は、農業を中心とした生活と生産の場となっている。

市域の土地利用状況を見ると、約31%が宅地や道路用地等の都市的土地利用であり、残り約69%が農地や山林等の自然的土地利用となっている。

用途地域内では、都市的土地利用が約90%、農地が約7%を占めている。都市的土地利用の内訳は約38%が住宅用地と最も多く、次いで道路用地の約16%、工業用地の約11%となっている。

都市の特性を建築物の用途から見ると、住宅の占める割合が高い地区は、北区(早通、葛塚)、東区(石山)、秋葉区(車場、秋葉)、南区(白根東町)、西区(内野、坂井輪)等である。

商業業務施設の占める割合が高い地区は、古町、万代、新潟駅等のJR各線主要な駅周辺地区、大規模な幹線道路沿線や交通の結節点周辺地区である。

工業施設は古くから工場集積があった新潟西港周辺、榎町周辺のほか、大形、津島屋、両川、濁川、亀田早通等の各地区のほか新潟東港周辺、国道8号線沿線等で割合が高くなっている。

第4節 新潟市の既往の主な災害

1 地震

(1) 過去の主な地震発生状況

本州の中央部から北部の日本海周辺地域における主な地震の発生状況は、資料編表1-1-4-1のとおりである。また、その震央分布を資料編 図1-1-4-1に示す。

(2) 新潟地震の概要

ア 震源、規模等

- (ア) 発生年月日 1964年（昭和39年）6月16日13時01分40秒
- (イ) 震源 北緯38.4度、東経139.2度 深さ約34km
- (ウ) 規模 マグニチュード7.5
- (エ) 震度 5

イ 地震被害の特徴

新潟地震による被害が大きかった地域は、信濃川と阿賀野川の河岸地域とこれらの旧河川敷に限られており、地盤の安定していない、いわゆる軟弱地盤地域であったことから、新潟地震による被災の第一要因は地盤災害であるといわれている。

ウ 被害概要

- (ア) 地震発生と同時に軟弱地盤地域において液状化現象による噴砂と地下水の噴出が起り、市内各所で浸水した。また、鉄筋コンクリート建造物の沈下や傾斜、道路・堤防の陥没や沈下等が多数発生した。
- (イ) 昭和大桥、東跨線橋が落橋した。
- (ウ) 信濃川河口付近の護岸堤が崩壊したため、河川水が流入した。
- (エ) 13時35分から14波にわたり高さ1～2mの津波が来襲し、数年前からの地盤沈下によりゼロメートル地帯となっていた河口部低地の浸水被害をさらに大きくし、市内約5,600haが浸水した。
- (オ) 地震発生と同時に7件の火災が発生し、そのうちの3件は大事に至らずに消し止め、4か所から黒煙が上がった。そのうちの一つが昭和石油のものであり、石油タンクが炎上、付近住家へ延焼し16日間燃え続けた。
- (カ) 地震被害のまとめは以下のとおりである。

死亡11人 重傷16人 軽傷109人	
家屋の全壊（焼）	2,338世帯
家屋の半壊（焼）	7,595世帯
床上浸水	10,283世帯
罹災人員数	144,097人
被害金額	1,048億292万円

エ 災害応急対策等

- (ア) 13時30分に新潟市災害対策本部を設置した。
- (イ) 入舟地区、東新潟地区の小・中学校等27か所に避難所を設置し、日最高2万1千人が収容された。
- (ウ) 炊出しのにぎりめしは、約67万9千食、パンは9万2千食に達した。
- (エ) 給水車は延べ約5千台が出動した。
- (オ) 応急仮設住宅を636戸建設した。
- (カ) 地震直後途絶した電話通信網は、緊急復旧工事により警察・県・市等については数時間で復旧、半月後には86%が復旧した。
- (キ) 電気は、5日後に100%送電が完了した。
- (ク) 堤防締切、消火応援、給水、防疫等復旧作業に派遣された自衛隊員は延べ約10万2千人、車両は延べ約16,700台に達した。
- (ケ) 小・中学生19,707人に教科書を支給した。
- (コ) 全国からの義援金・見舞金は、総額11億7千50万円にのぼった。

2 風水害等

(1) 平成10年8月4日 集中豪雨

ア 概要

- (ア) 深夜から早朝にかけて来襲した集中豪雨で、1時間雨量97mm、日雨量265mmを記録した。
- (イ) 新潟地方气象台観測以来最大の降雨。市内全域で浸水被害が発生した。

旧市町村名	被害概要	災害対策・その他
新 潟	半 壊 3世帯 床上浸水 1,495世帯 床下浸水 8,290世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4日8時 新潟市災害対策本部を設置 ・ 4日14時54分 災害救助法適用 ・ 避難所の開設 (25か所) ・ 消毒剤の配布 (18,870世帯) ・ 災害ごみの収集 (1,320 t) ・ し尿くみ取り (2,292世帯) ・ 小災害見舞金 (総額 16,205,000円)
黒 埼	床上浸水 8世帯 床下浸水 124世帯	
新 津	床上浸水 145世帯 床下浸水 625世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害見舞金の支給 (150世帯、750,000円)
白 根	床上浸水 29世帯 床下浸水 271世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害見舞金の支給 (18世帯、90,000円)

豊 栄	床上浸水 167世帯 床下浸水 505世帯	
小 須 戸	床上浸水 7 世帯 床下浸水 60世帯	・法に基づかない災害対策本部を設置
横 越	床上浸水 4 世帯 床下浸水 31世帯	・防疫予防実施
亀 田	床上浸水 85世帯 床下浸水 556世帯	・避難所の設置（4 か所） ・災害見舞金の支給（75世帯×10,000円）
西 川	床下浸水 40世帯	
味 方	床下浸水 1 世帯	
月 瀧	床下浸水 3 世帯	
中 之 口	床下浸水 3 世帯	
卷	床上浸水 1 世帯 床下浸水 25世帯	

※岩室、瀧東は被害なし

第5節 被害想定

1 地震被害想定

(1) 新潟地域の活断層と歴史地震の概要

新潟地域は、日本列島有数の活構造地帯である北部フォッサマグナに位置する。長野から新潟につながる北部フォッサマグナ地域では、上・中越など山地・丘陵部では活発な隆起、下越の越後平野では活発な沈降が継続している。このため、多くの活断層が存在する。とくに、山地・丘陵と平野の境界部には大きな活断層帯が存在し、新発田-小出構造線、長岡平野西縁断層帯はその代表的なものである。これらは主として、地形学的な解析手法にもとづいて認定・推定されたものである。この他にも地形学的に認定が難しい未知の活断層が多数存在することは確実とみられ、とくに活構造盆地として、活発な沈降を続ける越後平野の地下には、沖積層に被覆された、活動的な伏在活断層の存在が推測されるが、その詳細は不明な点が多い。しかし伏在活断層の問題は、多数の人口が集中する新潟市における地震発生の想定にあたって、無視することはできない。

信濃川流域は、「信濃川地震帯（大森、1907）」と呼ばれ、古くから地震が多いところとして注目されてきた。信濃川地震帯で発生した歴史地震として、次のものがあげられる。

- ・ 1828（文政11）年 三条地震（M6.9）
- ・ 1847（弘化4）年 善光寺地震（M7.4）
- ・ 1927（昭和2）年 長岡関原地震（M5.2）
- ・ 1961（昭和36）年 長岡地震（M5.2）
- ・ 1995（平成7）年 新潟県北部地震（M5.6）
- ・ 2004（平成16）年 新潟県中越地震（M6.8）

このほか、1983（昭和58）年に日本海中部地震（M7.7）、1993（平成5）年に北海道南西沖地震（M7.8）が発生し、これらを新潟地震（昭和39）さらに信濃川地震帯につながる活動とみなし、信濃川地震帯は北米プレートとユーラシアプレートの境界にあたるという考え（大竹、1995）も出されている。

(2) 活断層の想定

新潟市は、越後平野の信濃川・阿賀野川河口部を中心に発達し、平成17年の広域合併に伴い、角田山地、新津丘陵を含む越後平野の主要部が新市域となった。新潟市での発生が想定される地震の設定にあたり、次の点を考慮した。

- ① 地質・地形学的な観点から震源断層となる可能性が高い複数の活断層を推定。
- ② 地質学的に現在も活発な沈降運動が続く活構造盆地としての越後平野の沖積層の下に伏在する活断層の推定。平野部の活断層は、伏在・埋没しているために、不明な部分が多いことは事実であるが、1828（文政11）年の三条地震以降、越後平野中

中央部を直下とする地震の発生が知られず「地震空白域」としての問題も指摘されている。

ア 西部の地震（長岡平野西縁断層帯の北部）

角田・弥彦山地（隆起域）と越後平野（沈降域）の境界の断層であり、地質調査所（1984）発行の1：50万活構造図「新潟」、新潟県地質図（2000）に記入されている。地震調査研究推進本部（2004）の長岡平野西縁断層帯の北部セグメントにあたる。この断層は越後平野とその周辺部では最大規模の活断層と推定されている。長岡平野西縁断層帯は、雁行配列する複数の多くの断層から構成され、長さ約83kmにわたる全体が1つの区間として活動した場合、マグニチュード8.0程度の地震が発生する可能性があるとされている。しかし、大河津分水の南北で断層の延長に大きな開きが認められることもあり、新潟市における地震発生想定にあたっては、その北部を想定震源として推定することが妥当と判断される。

イ 南部の地震

新津丘陵と越後平野の境界で地質学的な解析をもとに、地質調査所（1984）1：50万活構造図「新潟」、新潟県地質図（2000）に記入されている。これは沖積層の基底深度が平野に向かって急に深くなること、さらにその下位の第四系の層相と層厚にも丘陵と平野部で大きな相違が認められていることから推定された伏在活断層である。

ウ 北部の地震

阿賀野川河口部における沖積層の層厚（沈降量）の差（＝沖積層の基底深度の差）と、1995年新潟県北部地震の調査解析結果を総合して、ほぼ阿賀野川沿いに推定した伏在活断層である。

エ 中央部の地震

被害想定にあたり、新潟平野中央部に伏在する活断層を推定した。

これらの活断層についてはそれぞれ、認定・推測の難易度、調査・解析の進展度、また資料の精度などに差がみられることは事実である。しかし、中越地震をはじめ、既知の活断層との関係が不明な地震の発生が多いことも現実の問題であり、新潟市における地震発生と被害の想定の対象として必要と考えられる断層を推定した。

(3) 想定地震の緒元及び被害想定

項目		想定地震		西部の地震 (長岡平野西縁断層帯の一部)		南部の地震		北部の地震		中央部の地震	
		被害数	被害率	被害数	被害率	被害数	被害率	被害数	被害率		
想定震源緒元	断層の長さ	30km		20km		20km		20km			
	断層幅	15km		10km		10km		10km			
	断層上端深さ	6km		6km		6km		6km			
	マグニチュード	M7.3		M7.0		M7.0		M7.0			
	最大震度	7		7		7		7		6強	
想定被害	建物	全壊	木造	17,200棟	5.5%	13,100棟	4.2%	11,500棟	3.7%	15,100棟	4.8%
			非木造	2,300棟	4.7%	1,600棟	3.2%	2,000棟	4.0%	2,200棟	4.4%
		半壊	木造	33,400棟	10.7%	23,300棟	7.4%	25,900棟	8.2%	32,300棟	10.3%
			非木造	1,300棟	2.6%	1,000棟	1.9%	1,400棟	2.8%	1,700棟	3.4%
	火災	炎上出火		114件	0.04%	86件	0.03%	109件	0.03%	132件	0.04%
		延焼出火		64件	0.02%	43件	0.01%	47件	0.01%	68件	0.02%
		焼失棟数		2,200棟	0.7%	1,300棟	0.4%	1,700棟	0.5%	2,500棟	0.8%
	人的被害	死亡者		150～ 1,300人	0.02～ 0.16%	170～ 1,400人	0.02～ 0.17%	90～700人	0.01～ 0.09%	150～ 1,200人	0.02～ 0.15%
		負傷者	重傷者	1,300人	0.16%	980人	0.12%	1,210人	0.15%	1,460人	0.18%
			軽傷者	25,100人	3.1%	19,100人	2.4%	23,600人	2.9%	28,400人	3.5%
避難者		106,600人	13.2%	74,900人	9.3%	87,800人	10.9%	114,600人	14.2%		

なお、数値は速報値であり、精査の結果、数値が変更することがあります。

2 風水害被害想定

(1) 土砂災害被害想定

国土交通省が所管している市内の土砂災害危険箇所を対象に、それぞれの土砂災害危険箇所の調査結果で把握されている保全対象戸数から影響人口（字別建物棟数×人口／世帯数）を把握した。なお、土砂災害の影響範囲（はん濫区域等）が重なり合う箇所については、重複分をそのまま延べ数として計上した。

結果は、急傾斜地崩壊危険箇所は128箇所で見積り人口は約2,840人、土石流危険渓流は119渓流で見積り人口は約3,730人、地すべり危険箇所は1箇所で見積り人口は約30人、雪崩危険箇所は30箇所で見積り人口は約1,100人と想定された。

（区別の土砂災害影響人口を資料編 表1-1-5-1に示す。）

(2) 洪水被害想定

国土交通省及び新潟県による洪水浸水想定結果から、対象となった各河川の字毎に深さ別の浸水面積を求め、それぞれの字の人口密度より影響人口を把握した。

結果は、信濃川下流の見積り人口は約289,000人、阿賀野川の見積り人口は約286,100人、大河津分水の見積り人口は約133,000人、通船川・新栗ノ木川の見積り人口は約36,600人、

栗ノ木川・鳥屋野潟の影響人口は約85,500人、西川の影響人口は約23,200人、新井郷川・加治川の影響人口は約23,800人、小阿賀野川の影響人口は約110,300人、中ノ口川の影響人口は約60,000人、矢川の影響人口は約1,000人、早出川の影響人口は約5,000人と想定された。

(河川別・区別・浸水深別の洪水影響人口を資料編 表1-1-5-2に示す。)

第1節 防災知識の普及計画

災害発生時に、住民、市職員及び防災関係機関が的確な防災対策を講じられるよう、平常時に行う防災知識の普及、啓発についての計画を定める。

実施担当	全部署
関係防災機関	各関係防災機関

1 住民に対する防災知識の啓発

災害時においては、住民自らが「自分の身は自分で守る」という意識と行動が重要である。このため、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震等の正しい知識や防災対応等防災知識の普及を図る。

(1) 市広報紙等による防災知識の普及

全世帯を対象に配布する市広報紙・パンフレット等を通じて、住民の防災知識の周知徹底を図る。

- ア 食糧・飲料水等の備蓄
- イ 非常持出品の準備
- ウ 住宅の耐震診断、家具等の転倒防止対策
- エ 災害時の消火、救出救助、応急救護
- オ 避難場所・避難路の周知
- カ 災害発生時の危険箇所の周知
- キ 地震・津波発生時の心得
- ク 洪水・高潮・河川災害発生時の心得
- ケ 土砂災害発生時の心得
- コ 自動車運転時の心得

(2) 地域特性の把握

地区別防災カルテ、地盤高図の公表等を通じて、居住地域における地理的特性の周知徹底を図る。(地盤高図については、資料編 表1-1-3-1を参照)

(3) 災害時要援護者の安全確保への啓発

介護者や地域住民に対して、災害時要援護者の安全確保への支援についてパンフレットや市広報紙等により啓発普及活動を行う。

(4) 防災に関する講習会及び説明会の開催

防災に関する講習会及び説明会を開催して防災知識の高揚を図り、予防対策に役立てる。

(5) 避難所標識及び案内標識の設置

避難所標識や避難所案内標識を設置し、周知を図る。

(6) 防災ビデオ上映会及び展示会等の開催による防災知識の普及

防災に関するビデオ上映会や防災用品等展示会の開催及びビデオの貸し出し等を行い、防災知識の向上及び普及を図る。

(7) 起震車等による防災知識の普及

消防局は、起震車や消火・通報訓練用指導車等による移動防災教室を開催し、防災知識の高揚を図る。

(8) 社会教育を通じての啓発

教育委員会は、各種のサークル、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、住民が社会の一員として地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財の防護活動の普及を図る。

(9) 各種団体に対する啓発

市は、研修会、講習会等を通じて防災に関する資料の提供やビデオの上映会を開催するなど各種団体に対して防災知識の普及に努める。

(10) 相談窓口等

市は、災害対策等に係わる所管事項については、市民の相談に積極的に応ずる。

2 災害時要援護者等に対する防災知識の普及

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児など災害時要援護者の安全確保を図るため、災害時要援護者向けのパンフレットやリーフレット等の発行により防災知識の普及に努める。(第2部第1章第15節「災害時要援護者安全確保計画」参照)

3 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

福祉部及び区は、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

(第2部第1章第16節「ボランティア受入れ体制整備計画」参照)

4 職員に対する防災教育

災害時における防災対策を推進し、地域における防災活動を率先して実施するために市職員としての必要な知識や心構えなどの教育を、研修会等を通じて行う。

(1) 防災研修会等の実施

地震等の防災上必要な知識の向上を図るため、防災関係機関等の協力を得て防災研修会を開催するとともに、市地域防災計画及び関係法令等の習得のため研修会を開催する。

(2) 災害発生時の職員の動員体制と役割分担

災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、職員の動員体制及び役割分担について研修会等を通じて習得に努める。

- (3) 防災訓練への参加
職員の防災技術の習得や防災意識の高揚を図るため、積極的に各種防災訓練への参加を図る。
- (4) 見学、現地調査等
防災関連施設、災害警戒箇所等の見学、現地調査を実施し、適正な判断力と行動力を養成する。
- (5) 防災関係機関の実施する講習会等への参加
防災関係機関の実施する各種講習会、研修会等に積極的に参加し、防災技術の習得と防災知識の向上に努める。

5 学校教育における防災教育

学校教育においては、児童生徒等の発達段階に応じて、災害時に起こる危険性について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。

このため、教育委員会事務局、福祉部、消防局及び各区役所は、児童生徒等に対し、安全教育の一環として各教科、道徳、特別活動等の教育活動全体を通じてジュニアレスキュー隊育成講習会への参加や防災への理解を深めるとともに、地理的特性を踏まえた防災訓練を通じ、災害時における防災技術の習得や防災意識の高揚を図る。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災の啓発

- (1) 病院、福祉施設等における防災の啓発
病院や福祉施設は、病人、けが人、高齢者、障がい者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用していることから、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。
- (2) ホテル・旅館等における防災の啓発
ホテル及び旅館等の施設の管理者は、宿泊客の安全確保のため、従業員に対し、消防設備の使用、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。
また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示する。
- (3) 大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設における防災の啓発
大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策が迅速に実施できるよう職員に対する防災の啓発、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難路等の表示を行う。
- (4) 危険物施設における防災の啓発

地震発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある危険物の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民に周知し災害発生時に備える。

7 防災関係機関

電力会社、ガス会社、通信会社、交通機関等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関して、住民等が実施すべき安全対策等について広報を行う。

8 市民と地域の役割

(1) 市民の役割

- ア 災害に関する広報、ハザードマップ等により事前に防災情報を把握する。
- イ 防災に関する講演会、学習会等へ積極的に参加する。
- ウ 次世代へ災害被災経験を伝承する。
- エ 各家庭で事前対策及び災害発生時の行動に関して話し合う。

(2) 地域の役割

- ア 自治会・町内会、コミュニティ協議会等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

第2節 防災訓練計画

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するための訓練は、積み重ねることにより大きな効果が期待できるものである。そのため、行政を始めとする防災関係機関の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努める。

実施担当	危機管理防災局 消防局 各区役所 関係部署
防災関係機関	各防災関係機関

1 訓練の実施

(1) 防災訓練及び総合防災訓練

市は災害時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、住民自らの「自分の身は自分で守る」という行動力と、災害に対する知識の向上のため、住民参加型の防災訓練等を実施する。

ア 訓練の実施

原則として、毎年区役所単位の防災訓練を実施するものとし、5年ごとに全市的な総合防災訓練を実施する。

なお、防災訓練は新潟地震発生日（6月16日）、防災の日（9月1日）等の機会をとらえて行う。

イ 訓練参加機関

市、消防機関、防災関係機関、災害時応援協定機関、自治会・町内会、自主防災組織、防火連合協議会等防火協力団体、地域住民等

ウ 訓練概要

市内において大規模な地震または風水害等の災害が発生したとの想定で、市、自治会・町内会並びに自主防災組織等を核とした住民主導型訓練を中心に、各種対応型訓練を実施する。また、必要に応じ、訓練シナリオに緊急地震速報を活用する。

(2) 地域住民の自主防災組織による訓練

災害による被害は、広範囲かつ瞬間的な建物の倒壊や火災の同時多発など、行政の対応能力を超えた災害が想定されるため、住民・事業所による適切な防災活動が行われるよう、防災に関する知識や情報を提供し、協力体制の充実強化を図るとともに、行政・住民・事業所が一体となった防災体制の推進を図り、事業所・地域の実情に合わせた防災訓練を実施するとともに、事業所においては地域の一員との立場から、防災用品等の事業所内備蓄を推進する。

(3) 消防訓練

消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、9月1日の「防災の日」を中心とした防災週間（8月30日～9月5日）等に、消防に関する訓練、災害時の住民と防災

関係機関との連携訓練及び県内消防本部並びにその他関係機関と相互応援協定等に基づく合同訓練を災害時の対応能力の向上を目的に実施する。

(4) 水防訓練

市は、水防法第32条の2に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、洪水が予想される最も効果のある時期に訓練を実施し、水防工法その他関連する訓練と合わせ講習会等を実施するとともに、関係団体が合同して行う訓練に積極的に参加する。

(5) 防災関係機関等における訓練

防災関係機関等においては、市などが実施する防災訓練に積極的に参加・協力し、災害発生時に処理すべき事務又は業務の検証を行うとともに、個々が定める各種マニュアルに基づき、職員の非常参集を含めた各種訓練の実施に努める。

(6) 学校等の教育機関における訓練

各学校で策定の「応急対策マニュアル」に基づき、学校での様々な場面をとらえた検証訓練を実施し、児童生徒及び教職員の災害時対応能力の向上に努めるとともに、災害時の避難所としての役割についても検討する。

(7) 病院・社会福祉施設における訓練

病院や社会福祉施設では、災害時において自力避難が困難な人が多く利用していることから、避難誘導や救出・救護に重点をおいた訓練を実施し、職員の要介護者に対する対応要領の策定と、付近住民の協力体制についても検討する。

(8) 地域防災行政無線通信訓練

災害時の電話線等途絶の場合、災害情報等の収集・伝達通信が円滑に行われるよう、市職員及び防災関係機関の無線設置部署職員に対し「新潟市防災行政無線局管理運用規程」に基づく通信訓練を実施し、無線運用の習熟に努める。

(9) 図上訓練

市は、災害時における状況判断能力や意思決定能力などの向上及び防災体制の課題の抽出等を目的として、図上で情報の収集・伝達、意思決定等を演習する図上訓練を実施する。

2 市民と地域の役割

(1) 市民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組みを、住民一人ひとりが冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、市や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網を予め把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協

力など、安全を確保するための地域における取組みが地域の明暗を分ける結果となる。このため、自主防災組織、自治会・町内会、コミュニティ協議会等による地域での防災訓練の実施や、災害時要援護者名簿に基づいた災害時要援護者の所在、状況の確認及び援護体制の整備、情報伝達体制や避難所の運営体制の事前確認など、日ごろからの体制強化に努める。

第3節 自主防災組織育成計画

住民の隣保協同の精神に基づき、災害発生後の初期消火活動や避難誘導等を行うため、地域住民による自主的な防災活動を推進する自主防災組織の整備及び育成を図る。

実施担当	危機管理防災局 消防局 各区役所 関係部署
------	-----------------------

1 組織の育成

防災に対する知識の普及や地域の連帯を図るため、広報紙、パンフレット、防災訓練等を通じて地域住民に対する啓発活動に努め、自治会・町内会及びコミュニティ協議会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を図る。

2 主な活動等

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること
- (3) 防災訓練・防災研修会等の実施に関すること
- (4) 防災訓練用資機材の整備に関すること
- (5) 避難所運営への協力に関すること
- (6) その他必要な事項

3 組織の編成及び活動形態

自主防災組織の編成等は、自治会・町内会、コミュニティ協議会等を単位とし、活動形態は、資料編 表2-1-3-1のとおりとする。

4 男女共同参画の推進

市は、自主防災組織の編成や活動にあたり、男女それぞれの視点やニーズが反映されるよう、防災における男女共同参画の推進について指導する。

5 地域防災活動のリーダー育成

市は、地域の自主防災活動が効果的に実施されるよう講習会や防災訓練等を通して、地域の防災活動の中心となる「防災リーダー」を育成する。

6 災害時要援護者への対応

市は、災害時に自主防災組織が地域の高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対して避難誘導等を行えるよう、講習会や防災訓練等を通して指導する。

7 自主防災組織の防災訓練

市は、自主防災組織の防災訓練実施にあたり、以下の事項について指導する。

(1) 防災訓練計画の策定

防災訓練計画は、参加者の経験や実績、地域の特性等を踏まえ、きめ細やかな配慮をもって参加意欲を高めるよう創意工夫をこらした計画とする。

(2) 訓練体制の整備

ア 消防局等と連携した体制

自主防災組織の訓練体制は、災害時に初期消火、避難誘導、救出救護、情報収集等ができる体制整備を行う。このためには、消防局等と密接に連携した訓練を行い、自主防災組織の防御力の向上を図る。

イ 事業所等における自衛消防組織等との連携

地域に所在する事業所等の自衛消防組織等との共同訓練を行い、自主防災組織の連携強化を図る。

ウ 独自の訓練体制

消防等公的機関の救助が到着する前の状況を想定し、消防等の訓練指導を受けず、訓練を実施できる体制を整備する。

(3) 訓練の規模等

自主防災組織の訓練は、避難所となる小学校区単位を基本とする。

ただし、組織の状況によっては、自治会・町内会や複数の自治会・町内会の単位で実施する。

8 防災資機材の整備

原則として、自主防災組織で必要な防災資機材は各組織で整備することとする。

ただし、必要により防災訓練時等に、資機材の貸し出しを行う。(資料編 表2-1-3-2)

9 助成制度

自主防災組織の防災活動及び防災資機材の整備を推進するため、組織結成時に防災資機材を供与するとともに活動助成金を交付する。

なお、詳細については、資料編 15 新潟市自主防災組織助成要綱に示す。

10 市民及び事業所の役割

(1) 市民の役割

市民は、「自分たちのまちは自分たちで守る」との意識を持ち、地元自主防災組織、自治会・町内会、コミュニティ協議会等が実施する防災訓練をはじめとした活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

(2) 事業所の役割

事業所は、地域の自主防災組織、自治会・町内会、コミュニティ協議会等住民組織と連携を図り、合同で防災訓練や研修会を行うなど従業員等の防災意識・知識の普及啓発に努める。

第4節 防災都市計画

本計画は、都市の防災性の向上や計画的で良好な市街地の形成のため、都市計画に基づく防災化の推進と災害に強い市街地整備を推進し、都市の防災構造化を図る。

実施担当	都市政策部
------	-------

1 土地利用の現状と課題

本市では、平成17年の周辺市町村との合併により市域は大きく拡大し都市構造が変化したことや、近年の少子高齢化や景気低迷などの社会情勢の変化、環境問題への意識の高まりやライフスタイルの多様化などに対応した都市づくりを進めていくことが急務となっているところである。

本市の都心地区である白山・古町地区や万代・新潟駅周辺地区では、商業・業務施設やサービス関連施設の集積により発展してきたが、近年の自動車交通の急速な進展、郊外部への市街地の拡大及び大規模店舗の進出により人口の減少や空き店舗の発生など都市としての機能や求心性が薄れつつある。また、周辺の新津や豊栄、白根などの地域拠点においても同様の傾向が見られる。

中心市街地や古くからの既成市街地においては、一部に住工混在や老朽・狭小住宅の密集など、住環境の改善や防災上の対応が課題となっている。

また、古くからの工業地域においては産業構造の変化による工場の閉鎖・移転による土地の遊休化なども見られ土地利用の更新が課題となっている。

一方、農村部では、集落の活性化や田園居住などに対応した土地利用の仕組みづくりが求められている。

2 都市計画に基づく防災化の推進

平成17年の周辺市町村との合併により、本市には線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域、都市計画区域外の都市計画に関してのルールが異なる3つの区域が存在していたが、一体の都市としてまとまりのある都市づくりを行なうため、全市を一つの線引き都市計画区域とした。

また、都市が発展し、都市活動の活発化・複雑化が進む中、都市に発生する災害に対しても多様な対応が求められているところであり、今後の都市づくりにあたっては、土地利用の状況や自然状況を勘案し、都市空間の確保や都市施設・機能の安全性の確保を図っていく必要がある。

都市計画においては、市街地の計画的な土地利用の促進と、効率的な都市活動や良好な都市環境の保全に対応するとともに、防災面にも配慮して、線引きや地域地区などにより適正な土地利用の規制・誘導に努めている。また、建築物の不燃化や道路・公園等によるオープンスペースの拡大なども含め、都市防災に対する総合的な対応を図ってい

く必要がある。

(1) 市街化区域及び市街化調整区域（線引き）

本市の全域が含まれる新潟都市計画区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域が定められている。

市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として定められ、計画的な土地利用の誘導とともに、都市施設の整備が図られる。また、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域として定められている。

なお、災害の発生の恐れのある土砂災害特別警戒区域や河川区域などは、市街化調整区域とし市街化の抑制を図ることとしている。

(単位：ha)

新潟都市計画区域 (新潟市域分)	72,610	市街化区域	12,896
		市街化調整区域	59,714

(2) 地域地区

ア 用途地域

用途地域は、住宅地や商業・業務地及び工業地などの基本的な土地利用を計画的に配置することにより、良好な市街地環境の形成と機能的な都市活動の確保を目的に定められている。

建築物の用途地域や建ぺい率、容積率の制限により、建築物を規制・誘導し、住宅地での危険性の大きい工場の排除など防災にも配慮した適切な市街地環境の確保を図り、適正な土地利用の誘導に努めている。建ぺい率の制限により敷地内に一定の空間が確保され、避難経路の確保や延焼防止の効果が図られている。

- ・ 第一種低層住居専用地域 約 1,343ha
- ・ 第二種低層住居専用地域 約 94ha
- ・ 第一種中高層住居専用地域 約 2,093ha
- ・ 第二種中高層住居専用地域 約 717ha
- ・ 第一種住居地域 約 3,898ha
- ・ 第二種住居地域 約 484ha
- ・ 準住居地域 約 206ha
- ・ 近隣商業地域 約 674ha
- ・ 商業地域 約 411ha
- ・ 準工業地域 約 1,613ha
- ・ 工業地域 約 651ha
- ・ 工業専用地域 約 727ha

イ 高度利用地区

高度利用地区は、土地利用が細分化されていること等により、都市環境の改善上又は災害の防止上、用途地域内の土地の高度利用と、都市機能の更新を図ることを目的に指定される。

地区内においては、建築物の敷地等の統合の促進と、小規模建築物の建築を抑制し、敷地内に有効な空地を確保するため、建築物の容積率の最低限度や建築面積の最低限度等を定めている。

- ・高度利用地区 約 5.6ha

ウ 高度地区

高度地区は、建築物の高さについて用途地域を補完し、良好な居住環境やまちなみを維持することを目的に定められている。

建築物の高さの最高限度として、隣地の日照等への考慮又は良好なまちなみや都市景観の維持若しくは形成のため、絶対高さ制限と併せて、隣地境界線からの距離に応じて建築物の高さの最高限度を斜線状に制限する北側斜線制限を定めている。

- ・高度地区 約 16ha

エ 防火地域及び準防火地域

市街地における火災の危険を防除するため指定される。

これらの地域内においては、一定規模の建築物等は、耐火建築物又は準耐火建築物にするなどの防火上の構造基準が定められている。

- ・防火地域 約 6.4ha
- ・準防火地域 約 1,832ha

オ その他の関係する地域地区

- ・風致地区 約 270.4ha

(3) 地区計画等

地区計画等は、既定の都市計画を補完し、地区単位で良好なまちづくりを計画的に行なうことを目的に定められている。

道路・公園等の配置、建築物等の用途や形態等を、地区の特性に応じて、きめ細やかなルールを定めることができ、災害に強いまちづくりを行なうことも可能となる。

- ・地区計画 67地区 約 960.5ha

(4) その他

都市計画は、都市の防災化を図るうえで、まちづくり基盤の形成を誘導することから、今後とも更に都市における防災性能の向上に配慮して市街化区域及び市街化調整区域や地域地区とともに、道路、公園などの都市施設及び市街地開発事業等に関する計画などについて必要な変更および決定を推進する。

3 都市の防災構造化の推進

災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総

合的・一体的整備に配慮するとともに、都市基盤施設の整備等により安全な市街地の形成等の施策を一層推進する。

(1) 市街地再開発事業による密集市街地の整備

市街地再開発事業等により、木造建築物等が密集している市街地において、建築物と公共施設の一体的な整備等を行うことで、建築物の耐震不燃化、延焼遮断空間、避難広場の確保、道路・公園等の公共空間整備等、都市機能の更新を図り、災害に強いまちづくりを進める。

(2) 土地区画整理事業による新市街地の整備

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備・改善及び宅地の利用増進を図り、安全性の高い市街地の形成を図る上で有効な事業手法であることから、同事業による新市街地の整備を推進する。

4 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民と地域の役割

都市防災の基本は、個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組む。

ア 日頃からの地域の防災上の課題等を把握

イ 災害に強いまちづくりを実現するため、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 事業所の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

第5節 建築物災害予防計画

地震や風水害等の災害発生時において、都市機能に支障が生じないように、また市民が安全に避難できるよう都市基盤施設の整備を行うとともに、ネットワーク化を推進する。

施設の計画にあたっては、その施設の重要度に応じた耐震性の確保を図るとともに、いかなる場合においても人命に重大な影響を与えないことを基本とする。

既存施設に関しては、定期的に点検を実施し、必要な箇所から耐震性の向上に努める。

なお、公共建築物は災害時に重要な役割を果たすことから、耐震性、耐火性及び耐久性に配慮し、その機能維持に努める。

実施担当	全部署
防災関係機関	各防災関係機関

1 公共建築物

(1) 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設（本庁舎等）
- イ 医療救護活動の施設（病院、保健所、地域保健福祉センター等）
- ウ 応急対策活動の施設（消防署、区役所、出張所等）
- エ 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設（養護老人ホーム等、心身障がい者福祉施設、児童福祉施設等）
- カ 社会基盤施設（上・下水道施設、廃棄物処理施設）

(2) 防災対策の実施

(1) に掲げた建築物は、災害時の避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す耐震対策を推進する。

ア 建築物の耐震診断・改修の推進

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建物について、既存施設の安全性を確保するため、国が定めた「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を参考に耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認めたものについて耐震改修又は改築を計画的に進めるよう努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 飲料水の基本水量の確保
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 配管設備類の耐震性・耐久性強化
- (エ) 防災設備の充実

ウ 耐震性の高い施設整備

(1) に掲げる施設を建築する場合は、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準」を参考に耐震性に配慮した施設づくりに努める。

エ 維持管理の重要性

施設管理者は、法令点検等の台帳整備を図り、防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努め、建設当時の設計図等の整理保管を行う。

2 一般建築物の安全対策

(1) 耐震診断・耐震改修の促進及び相談窓口等の充実

木造住宅や分譲マンション、特定建築物等の耐震化に対する助成及び指導・助言を行う。

ア 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度」について

昭和56年以前に建築された木造住宅(自己用)を対象に、耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。

(ア) 耐震診断

木造住宅耐震診断士が現地調査及び図面により、当該木造住宅の地震に対する安全性を評価するもの。

(イ) 耐震設計

耐震診断の結果に基づき、倒壊する可能性が高いものを安全なものとするための設計を行うもの。

(ウ) 耐震改修工事

耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該木造住宅の補強、又は改修工事を行うもの。

イ 「新潟市マンション耐震改修補助制度」について

市内にある耐火建築物または準耐火建築物で、地上3階建て以上、延べ面積が1,000㎡以上の分譲マンションで、その分譲マンションの管理組合が行う耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。

(ア) 耐震診断

耐震診断者が本診断の必要性等を判断する予備診断を行い、必要であると判定された場合に現地調査及び図面により精密診断を行い、地震に対する安全性を評価するもの。

(イ) 耐震設計

耐震診断の結果に基づき、倒壊する可能性が高いものを安全なものとするための設計を行うもの。

(ウ) 耐震改修工事

耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該マンションの補強、又は改修工事を行うもの。

ウ 「新潟市特定建築物耐震診断補助制度」について

市内にある昭和56年以前に建築された、地階を除く階数が2以上で、かつ延べ面積が500㎡以上の民間の保育園や幼稚園で、その所有者が行う耐震診断事業に要する費用の一部に対して補助を行う。

(ア) 耐震診断

耐震診断者が現地調査及び図面により、当該建物が地震に対する安全性を評価するもの。

エ 「住宅建築相談会」について

住宅の新築、増築、改築、耐震化等について、定例相談会及び出張相談会を開催し市民への相談、助言を行う。

(2) 民間建築物の耐震診断・耐震改修の推進

新耐震設計基準施行以前に建築された建築物の耐震診断、改修についての啓発・指導を行う。

(3) 耐震性・耐久性に優れた住宅、建築物の整備推進

(4) 窓ガラスや外壁・屋外看板等の落下防止及びブロック塀等の転倒防止

窓ガラス等の破損や外壁・屋外看板等の落下及びブロック塀等の転倒の危険性を周知するとともに、補強方法等の普及啓発を図り必要に応じ改善指導を行なう。

ア 既存ブロック塀を生垣等への転換誘導とその助成

(ア) 生垣助成の対象（下記の要件を全て満たすもの）

【生垣設置】

- ・本市に所在する住居、事務所等
- ・新たに生垣を設置する場合
- ・敷地が、国・県・市道か、その他建築基準法上の道路に3 m以上面し、その部分に設置するもの
- ・樹木の高さが1.2 m以上、延長1 mあたり2本以上植えるもの
- ・5年以上保全すること

【ブロック塀取壊し】

- ・ブロック塀等を撤去し、そこに生垣を設置し、その延長が3 m以上であること
- ・ブロック塀等の高さはおおむね0.4 m以下に取り壊すこと

(イ) 助成の限度

- ・生垣設置、ブロック塀取壊しそれぞれ1 m当たり3,000円を限度としそれぞれ1件につき90,000円を限度とする。

イ その他窓ガラス、外壁タイル、自動販売機の安全性の向上

(5) 耐震診断・耐震改修技術者の養成

建築関係団体と連携し専門技術者を養成する。

(6) 応急危険度判定士体制の整備

- ア 二次災害を防ぐための判定士の養成とその制度の確立
- イ 判定士への判定要請又は支援要請を行う連絡網の整備
- ウ 判定制度の市民周知

判定活動の円滑な実施と、判定結果に基づく応急補強の措置などについて、市民の理解を得られるよう、日ごろから判定制度についての啓発を行う。

(7) 防災上重要な建築物の被災予防

市内の養護老人ホーム、身体障がい者養護施設、病院等を防災上重要な建築物として位置づけ、耐震性・耐久性の確保を図る。

(8) 災害ボランティア活動への支援

応急危険度判定士及び災害ボランティアの活動受け入れ体制の整備を図る。

3 既存施設に対する安全性の確保

建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の既存施設の耐震化を促進するため、「新潟市建築物耐震改修促進計画」に基づき、施設の耐震対策や老朽建築物の建て替え等を計画的に促進する。

既存の市営住宅については、「新潟市営住宅ストック総合活用計画」（平成19年3月）の中で、耐震化の必要な住棟について分類をおこなっており、「新潟市建築物耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震化を進める。

4 高層ビル・駅舎・大型店舗の災害防止

高層ビル・駅舎・郊外大型店舗などは、不特定多数の人が出入りする多様な施設であることから、共同防火管理体制の確立を図るとともに被害の防止、軽減を図るため、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次の対策等を指導する。

- (1) 災害時の混乱防止のための各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- (2) 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- (3) 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難等の連携の徹底
- (4) 災害時に利用者等の心理的不安を払しょく・軽減するための、効果的な広報の徹底
- (5) 当該施設の管理実態を把握するため、防災設備等の日常点検の励行
- (6) 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

5 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市の指導・助言を参考に耐震性や耐火性の向上、二次部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

地域内で著しく耐震性の劣る建築物や、落下物の発生する恐れのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握する。

(3) 事業所の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導體制の整備を図る。

ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市等の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

第6節 道路・空港・港湾・漁港施設災害予防計画

道路、空港、港湾及び漁港施設は、平時はもとより、地震発生時には応急対策活動においても重要な役割を果たす。

各輸送施設を管理する関係機関や施設占有者は、緊急輸送ネットワークの形成および耐震性を考慮した施設の整備に努めるとともに、応急対策活動の円滑な実施を図るため、関係機関相互の協力体制や情報伝達系統の確立を図る。

実施担当	都市政策部 建築部 土木部 下水道部 経済・国際部 水道局 各区役所
防災関係機関	東京航空局新潟空港事務所 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局新潟国道事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所

1 道路・橋梁・トンネル施設等災害予防

(1) 耐震性の強化及び点検

各施設管理者は、施設ごとに耐震性を確保する必要があり、国が示す耐震基準に基づき、公共施設の整備を進める。

また、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講ずる。

(2) 緊急輸送ネットワークの確立

ア 緊急輸送ネットワークの整備方針

災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（国・県・市・警察署・消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）、防災拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図る。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立する。

イ 緊急時確保路線の確保

被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点施設、防災拠点を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成する。

(ア) 高速道路を基幹に、これとアクセスする主要国道を主体とし防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点施設及び防災備蓄拠点を縦横に結ぶ国道・県道・市道で構成される道路網。

(イ) 病院、避難所等公共施設と (ア)の道路を結ぶ道路

(3) 道路の整備

防災効果の高い広幅員の道路を重点に、新設や拡幅整備をするほか、必要な補修を計画的に実施する。また、液状化も予想されるため、施設の耐震性ととも液状化対策についても検討する。

一方、道路上にある電柱・電線類は、消防救命活動の妨げになるばかりか、その寸断により市民生活に大きな支障となることから、積極的に無電柱化を進める。

(4) 橋梁の整備

橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補修等の整備促進を図る。

(5) トンネルの整備

トンネルの新設にあたっては、橋梁に準じ耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、道路パトロールや定期点検等により必要な補強や補修等を行う。

(6) 緊急ヘリポートの確保

災害発生時に災害応急活動に必要な人員、重傷者、物資等の搬送をおこなうため、ヘリポート等を確保する。(ヘリポート所在地(臨時含む)を資料編 表3-1-4-6)に示す。

2 空港・港湾施設災害予防

空港・港湾は、道路や河川など他の公共土木施設とともに、災害時において重要な役割を担うことが求められる。

したがって、災害時に施設が破壊されないよう十分な予防措置を講じておくことが重要である。

(1) 新潟空港

高速性に優れた航空輸送は、災害時にもその威力を発揮するが、航空機を使用するためには、新潟空港の施設が万全である事が前提となる。

施設整備に当たっては、被害を最小限に食い止めるため「空港土木施設設計基準」等に従う。

(2) 新潟港西港区・新潟港東港区

災害時、特に、道路・鉄道軌道等の陸上輸送が不能になった場合、耐震バースが整備されている新潟港西港区・新潟港東港区は、海上交通の安全性を活かし、物資の輸送や被災者の移動などに主要な役割を果たすことになる。

これらの機能を十分に発揮するためには、耐震バース等の整備や液状化対策など耐震性に優れた港湾施設の整備を促進するとともに、これらの港湾施設の周辺に避難緑地等の多目的な利用が可能なオープンスペースの機能的な整備を促進し、状況に応じて緊急物資の保管施設、通信情報施設、復旧工事基地、ガレキの仮置・処分場など、

早期復興のために有効に活用できるよう計画的に整備を促進していくことが重要である。

このため、港湾施設の耐震化の促進及び避難緑地等の機能的な整備について、関係機関に強く働きかけるとともに、災害時には、これらの港湾施設が緊急輸送ネットワーク上の拠点施設として円滑に機能するよう情報伝達系統を確立し、関係機関等と相互に連携を図りながら応急復旧活動に取り組めるよう体制を整える。

3 漁港・水産施設災害予防

(1) 現状

ア 新川漁港と松浜漁港は第1種漁港であり、西港漁港区等の水産施設も含めて市が管理している。

なお、間瀬漁港は第2種漁港であり、県が管理している。

イ 漁港及び水産施設は、水産業の生産活動の拠点及び人々の生活環境の基盤であり、漁港施設については、被害を最小限に抑えるため、漁港設計基準等により設計されている。

(2) 予防計画

ア 災害に強い漁港及び水産施設づくりの推進と災害時における被災者の迅速かつ安全な避難、救援活動ができるよう、情報伝達設備の強化を図る。

イ 救急物資の輸送及び復旧活動等が速やかにできるよう、県及び各漁業協同組合等との連絡体制の強化を図る。

第7節 公園緑地災害予防計画

公園緑地施設については、災害発生時において一時的に周辺住民が避難を行うとともに、多様な災害応急活動を行うための場所になることから、一定規模の面積を有する公園緑地について、特にその安全性の確保に努める。

実施担当	土木部 各区役所
防災関係機関	県

1 耐火性・防火性に優れた常緑樹の植栽<不燃化促進>

公園緑地において、耐火性に優れた常緑樹などを主とした緑化による不燃化促進を図り、延焼遮断帯となるような公園緑地とする。

2 適正な樹木の維持管理による2次被害の防止<倒木防止>

地震や風水害等による樹木の倒木により、隣接した住宅等への被害を最小限に止めるため、樹木支柱の点検や樹木の剪定等を適正に行うとともに、枯れ木等による樹木の補植については、地盤や植栽位置などを考慮した樹木の植栽を行う。

3 災害に強い公園緑地の整備

災害発生時において、公園緑地に周辺住民が避難し、一時的に生活することも想定されるため、備蓄倉庫や非常用トイレ等の防災関連施設を有する災害に強い公園緑地の整備を推進する。

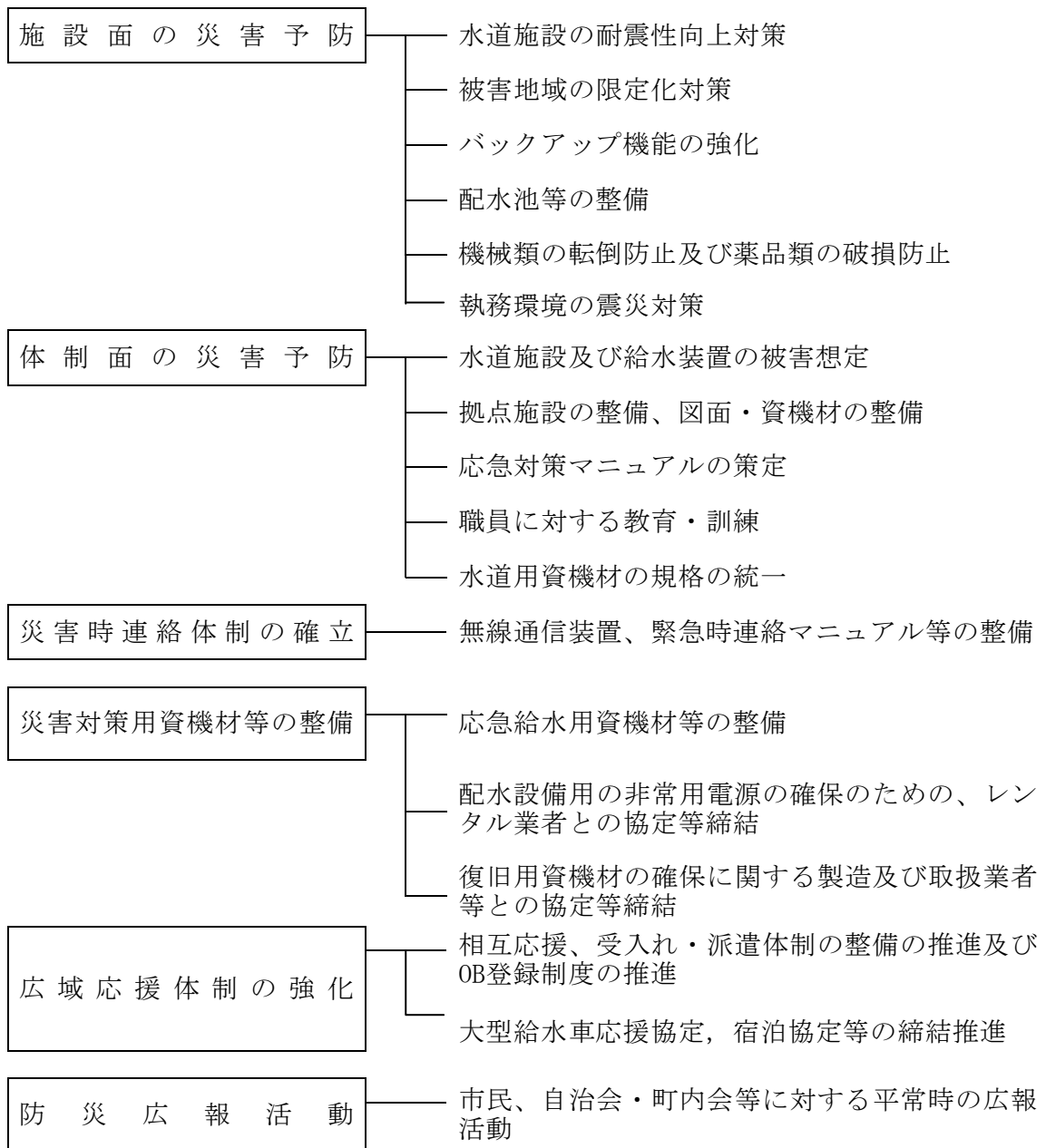
第8節 上水道施設災害予防計画

大規模な災害が発生した場合でも、水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限り給水が継続できる水道システムを構築するため、施設面及び体制面の災害予防対策を実施する。

また、被害地域の特定と減断水地域の限定・縮小化を迅速に行い、応急対策（給水、復旧）を円滑に実施するため、平常時において災害時連絡体制の確立・資機材の確保・応援体制の強化・防災広報活動等を実施する。

実施担当	水道局
------	-----

1 計画の体系



2 施設面の災害予防

水道施設ごとに災害予防上の優先度を検討し、目標年度を定め、施設の新設・改良計画にあわせ計画的に水道施設の震災予防対策を推進する。

(1) 水道施設の耐震性向上対策

施設を新設する際には、耐震性の高い構造を採用する。既設の施設については耐震性診断により水道システムの信頼性を判定し、施設の耐震性向上を進める。

ア 建築物・土木構造物の耐震診断と対策

事業所庁舎・浄水場管理館等の建築物と沈澱池・ろ過池等の主要土木構造物について耐震診断を行い、必要な場合には補強、改修対策を実施する。

イ 水管橋を含む重要管路の耐震診断と対策

水管橋等重要管路の耐震診断を行い、必要な場合には補強、改修対策を実施する。

ウ 耐震管の原則使用

(ア) 新設の導・送・配水管には、原則として耐震管を使用する。また、既存管路の改良・更新の際も同様とする。

(イ) 主要施設（病院、避難所等）への給水ルートに対しては、優先的に管路の耐震化を進める。

エ 老朽管改良・経年管更新事業の推進

耐震性が低く漏水事故割合が高い老朽管（石綿セメント管）と経年管（铸铁管やねじ込み鋼管等）の計画的更新を進める。特に腐食性土壌地域に埋設されている経年管は、外面腐食により災害時に破損する恐れが高いため、土質調査や破損事故の実績などにより地域的な優先順位を設定して更新を進める。

オ 給水装置（連合給水管を含む）の耐震性向上

新設の給水装置には、耐震性の高い材料の導入を進める。また、既存の装置の改良・更新の際も同様とする。

(2) 被害地域の限定化対策

減断水が無被害地域に及ばないように、減断水地域をできるだけ狭い範囲に限定化し、迅速に復旧にとりかかれるよう水道システムを構築する。

ア 施設の分散と相互連絡の推進

効率的な施設運用を目指し浄配水場施設の統廃合を進めてゆく際は、取水、浄水、配水等の重要施設の複数・分散配置を考慮する。また、浄・配水場間の相互融通機能を強化する。

イ 大ブロック化の確立

給水区域を浄・配水場の系統ごとに独立した大ブロックに分割し、被害が他に及ばないように配水システムを構築する。

ウ ブロックシステムの推進（小ブロック化）

被害地域を限定し、配水継続区域と応急給水区域を区分すること、および被害の

迅速な復旧を目的として、小ブロック化を中心としたブロックシステムを推進する。

(3) バックアップ機能の強化

ア 大ブロック間及び大ブロック内で配水管幹線の相互融通、ループ化、管網化によりバックアップの強化を図る。また、導・送水管についても同様に安定性の強化を図る。

イ 取水・浄水・配水能力等について供給予備力を強化する。また、最大稼働施設能力（公称施設能力と異なる）について調査を行い、非常時の最大供給量を把握しておく。

ウ 重要施設については非常用自家発電設備を設置し、必要に応じて2回線受電とする。

(4) 配水池等の整備

拠点給水所となる浄水場と配水場には緊急遮断弁等の整備を進め、応急給水量の確保に努めるものとする。さらに、給水の安定性向上も併せ、配水池の有効容量が計画一日最大給水量の12時間分となるよう整備を進め、常時から、配水池有効容量の50%を確保する運用に努める。

(5) その他機械整備や薬品管理における予防対策

ア 機械、電気及び計装設備の振動による滑動、転倒の防止策を講ずる。

イ 浄水処理用・水質試験用薬品類の振動による破損防止対策、混薬を防止するための分離保管を進める。

(6) 執務環境の震災対策

ア 被災時には重要書類（管路図・応急給水場所・優先給水所関係書類）などが散乱することが予想され、応急給水・応急復旧作業に支障をきたすことから、事務室内のロッカー等の転倒防止策を推進する。

イ 被災時における、被害状況の集計報告、管路図の複写等において必要なOA機器（パソコン・コピー機・プリンター・FAX等）及びそれらの動力電源（小型発電機）の整備を進める。

3 体制面の災害予防

施設の耐震性診断、被害想定を進めるとともに、参集施設の整備、災害時の応急対策マニュアルの策定及び職員に対する教育・訓練に努める。

(1) 地震による水道施設及び給水装置の被害想定

ア 震災後の迅速な対応及び震災予防計画の見直しのため、液状化発生地域、地盤の不均一性及び液状化災害を踏まえた水道施設と給水装置の被害想定を行う。

イ 震災直後の被害状況を把握するため、浄水場及び配水場に設置した緊急遮断弁等の地震計（加速度の情報等）を活用する。

(2) 拠点施設の整備

各拠点施設に新潟市地域防災無線及び各種関係図面（管路図・住宅地図等）の応急対応に必要な資材を整備する。また、拠点給水所には必要な応急給水設備（仮設給水栓等）、給水車注水設備を整備する。なお、応急給水活動に必要となる資機材等については、信濃川浄水場及び竹尾配水場にある「緊急給水センター」にて一元管理することを基本とする。

(3) 応急対策マニュアルの策定

災害発生直後の混乱を防止し、迅速な応急対応が可能となるよう、初動体制、応急給水、応急復旧等のマニュアルを策定する。

(4) 職員に対する教育・訓練

地震発生時における的確な防災対応を確保するため、定期的な研修会や防災訓練を実施する。訓練内容は以下のとおりとする。

- ・総合防災訓練：政令市，県，市が防災関係機関と協力し行う訓練，日本水道協会（中部地方支部，新潟県支部）での訓練
- ・情報の収集伝達訓練：拠点施設間を中心とした無線及びFAXによる情報伝達訓練
- ・職員の参集訓練：交通手段の使用を制限し、勤務時間外の条件を加味した訓練
- ・初動業務訓練：拠点施設における初動業務マニュアルの実施訓練
- ・応急資機材設置訓練：加圧式給水車，エンジンポンプの運転操作及び，キャンバス水槽・仮設給水栓設置の基本的作業を習得する訓練

(5) 水道用資機材の規格の統一

市独自の材料型式は、災害時の材料調達の際に迅速性を欠くことから、日本水道協会規格品への統一に努める。

4 災害時連絡体制の確立

新潟市地域防災無線を拠点施設及び給水車，緊急自動車等に配備し，無線による局内施設相互の情報連絡システムを確立すると同時に，IP電話，衛星電話等の連絡手法を積極的に活用していく。

また，無線による連絡システムの構築を図ることに合わせ，緊急時連絡マニュアルの整備を進める。

5 災害対策用資機材等の整備

応急給水用資機材の整備、応急復旧用資機材の適切な確保に努める。

(1) 応急給水用資機材の整備

給水車、給水タンク、給水用加圧ポンプ、キャンバス水槽、仮設給水栓及び応急給水用ポリ袋の応急給水用資機材の計画的整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

修繕用の資機材を応急対策用として活用する。さらに、災害時の材料調達が迅速にできるよう製造業者や代理店等と災害時応援協定等の締結を進めるほか、広域的な材料の確保に努める。

6 広域応援体制の強化

広域応援については、関係機関と相互に連絡調整を図りながら、応援派遣及び受入れに迅速に対応できるマニュアル等を整備する。また、水道局OB職員をボランティアとして活用する制度を整備する。

(1) 広域相互応援体制の整備

災害時の応援要請または応援派遣を想定して、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施できるよう、平常時より広域相互応援体制及びマニュアル等について整備する。

ア 広域応援体制の整備

各種の応援要請ルール（災害対策基本法、地方自治法、日本水道協会、水道事業者等）のもとで現実的な対応ができるよう、関係機関と協議の上、広域応援体制の整備を進める。

イ 相互応援体制及び派遣体制の整備

あらかじめ他の水道事業者との相互応援協定の締結を進める。また、協定に即した応援活動マニュアルを作成し、応援要請したときに他の水道事業者が地理不明で活動が制限されないよう、災害用地図の作成、あるいは応援隊用宿泊場所の斡旋等受入れ体制の整備を図る。

協定先から、あるいは協定外の水道事業者から応援協力要請を受けた場合、直ちに受諾し、派遣できる体制を整備する。

ウ 関係業界への応援要請体制

公的機関以外に応援協力を要請するため、あらかじめ市管工事業協同組合をはじめとする関係業界をリストアップしておき、復旧応援活動に関する協定等の締結を進める。

(2) OB登録制度の推進

局元職員は水道業務のエキスパートであり、市内の状況にも精通していることから、震災時におけるボランティアとしての応援を目的とし、協力を賛同する水道局OBの登録制度の確立に努める。

7 防災広報活動

災害時の活動を円滑に進めるため、市民、自治会・町内会等に対し平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

(1) 市民に対する広報・啓発活動

市民に対し、防災体制、飲料水の確保（一人一日3リットル：2～3日分を目安）、衛生対策等の留意事項を広報誌等で広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 自治会・町内会等への防災活動の研修

自治会・町内会や自主防災組織等に対し、応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、災害時における支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、震災直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について周知を図る。特に、地域の基幹病院、人工透析実施病院は多量の水道水が必要となるため、これらの周知を徹底する。

第9節 防災通信施設整備計画

災害発生時に、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、市と災害現場、防災関係機関、生活関連機関、住民との間等において通信手段を確保し、その活用を図るよう体制の整備に努める。

実施担当	危機管理防災局 関係部署
防災関係機関	各防災関係機関

1 通信施設の整備及び活用

(1) 市防災行政無線

市における防災行政無線の整備状況は次のとおりである。

ア デジタル防災行政無線

デジタル防災行政無線は、260MHz帯の周波数を利用している。市関係部署の他、防災関係機関や生活関連機関にも配備しており、災害対策に必要な情報を相互間で伝達することが可能である。

整備状況は、資料編 表2-1-9-1 のとおりである。

イ 移動系

(ア) 防災行政波

防災行政波は、本庁、区役所及び出張所等において150MHz帯又は400MHz帯を利用し、関係機関や現地への職員の派遣時に情報収集・連絡用として使用する。

整備状況は、資料編 表2-1-9-2 のとおりである。

(イ) 防災相互波

防災相互波は、行政機関や防災関係機関等が団体相互で共通運用するため、158.35MHz、466.775MHzの防災相互波を利用した防災相互波無線機を配備している。

ウ 固定系（同報無線）

海岸、河口部の住民等へ地震・津波情報を、また、中ノ口川周辺住民へ河川水位の情報を迅速かつ的確に伝達するため、資料編 表2-1-9-3 のとおり固定系である同報無線を配置している。

今後は、海岸や河川の整備状況を勘案しながら整備を図る。

(2) 消防無線

ア 消防通信施設（無線設備）

災害現場や関係機関との迅速で的確な情報収集・伝達を行うため、資料編 表2-1-9-4 のとおり消防無線を整備している。

(3) 画像伝達システム

高所監視カメラでとらえた災害現場の画像を消防局で監視するとともに、災害対策本部にその画像を伝送し、災害発生直後の災害概況を把握するため、消防局に画像伝

送システムを設置している。

大規模災害発生時には、通信衛星を介して国の防災機関、都道府県、全国の消防機関へ伝送し、迅速な救援体制の確保を図ることが可能となる。

(4) 防災相互通信用無線

防災対策に関して団体相互で共通運用するため、周波数158.35MHzの防災相互通信用無線を市内に設置している防災関係機関や生活関連機関等は、次のとおりである。

県、県警察本部、海上保安庁、北陸地方整備局、東北電力㈱、日本赤十字社、
㈱新潟放送、㈱新潟総合テレビ、㈱テレビ新潟放送網

(5) 北陸地方整備局との防災用通信回線

マイクロ波多重無線通信システムを活用して、災害時における情報の収集・伝達などの通信確保を行う。

(6) 県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県防災行政無線は、多重無線及び通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を利用して、県庁、県地域機関、市町村役場、消防本部等の間を相互に結ぶものである。また、地域衛星通信ネットワークでは総務省消防庁をはじめ、他県の自治体との通信も可能である。

県46局、県内市町村46局、国6局、消防本部19局

(7) 災害時優先電話（固定電話・携帯電話など）

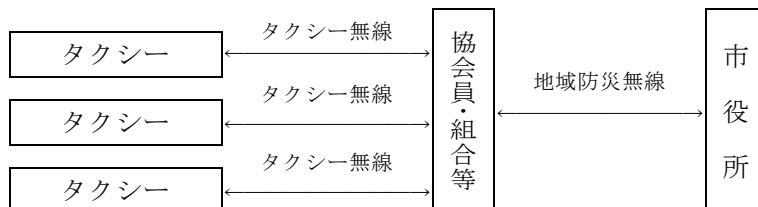
災害発生時における電話のふくそうを回避できるよう、あらかじめ特定の電話番号を災害時優先電話として指定するように電話会社に申請を行い、承諾を得ておく。

(8) 日本赤十字社新潟県支部無線

日本赤十字社新潟県支部では、災害発生時における救急医療体制の整備を図るため、資料編 表2-1-9-5 のとおり無線を配置している。（赤十字波：157.73MHz、415.2625MHz、防災相互通信波：158.35MHzを使用）

(9) タクシー無線の活用

「災害時タクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、災害が発生した場合における災害情報の収集・伝達について、新潟市ハイヤータクシー協会及び新潟市個人タクシー事業協同組合の協力を必要とするときは、協力を要請することができる。



(10) アマチュア無線の活用

災害が発生したときは、必要に応じ災害対策本部事務局に市役所アマチュア無線を開局する。

無線従事者には、市アマチュア無線クラブ会員の中から適任な職員を充てる。(コールサインは、JAφYZG)

2 通信施設の確保及び運用体制について

(1) 停電・耐震対策

停電時の対策として、無停電電源装置、直流電源装置、非常用自家発電設備等の整備を図る。

また、地震時の転倒防止策として、重要な設備等については、基礎ボルト、ストッパー等により固定する。

(2) 運用体制の整備

防災訓練や通信機器の定期点検などの様々な機会をとらえて非常通信訓練を随時実施し、無線運用の習熟を図る。

第10節 火災予防計画

地震や風水害等の災害発生時における出火防止を図るため、平常時における火災予防対策を定めるとともに、消防体制の充実、強化に努める。

実施担当	消防局
------	-----

1 出火防止

地震や風水害等の災害発生時の初期行動及び火気使用設備・器具等の安全化並びに適切な管理により、火災の出火率を大幅に低減できることから、次の事項について市民、事業所等に対して指導を行い、防火・防災知識の普及高揚を図る。

(1) 予防広報の実施

市民の防火意識の高揚を図るため、講習会・座談会等を積極的に開催するとともに、マスメディア、ポスター・チラシ等による広報及び消防車両による巡回広報を実施する。

(2) 対震自動消火装置付火気使用設備・器具等の普及及び内装材料の不燃化

火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、対震自動消火装置付火気使用設備・器具等の普及と適正な管理の励行、建築物の内装材料等の不燃化を図るよう指導する。

(3) 予防査察の実施及び防火管理者等に対する指導

予防査察を計画的に実施し、防火管理者等に対し、出火・延焼拡大危険の排除、避難路の確保、消防用設備等の設置・維持管理及び地震時の対応要領について指導し、防火対象物からの出火防止に努める。

(4) 住民及び一般家庭に対する防火指導の実施

あらゆる機会をとらえ、住民の防火に関する知識及び地震に対する備え等の普及に努めるとともに、一般家庭の防火診断を実施し、一般住宅からの出火防止に努める。

(5) 自主防災組織に対する指導

自主防災組織の即応力と防災に関する知識・技術の向上を図るため、防災訓練及び研修会への積極的な参加を促すとともに、自主防災組織の育成指導に努める。

(6) 少量危険物等の適正な管理

少量危険物、化学薬品、火薬類及びガス等の流出及びタンク等の転倒防止並びに適正配置の指導、保管施設の耐震不燃化の促進に努める。

2 初期消火体制の強化

地震や風水害等の災害に伴う出火に際しては、各家庭、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等による初期消火活動が非常に重要となってくる。このことから次の事項を積極的に推進する。

- (1) 一般家庭等における初期消火器具の普及
各種訓練、防火座談会、防火診断等を通じ、消火器・消火バケツ等初期消火器具の普及に努める。
- (2) 市民及び事業所に対する訓練指導の充実強化
市民及び事業所の防火意識及び防災行動力の向上を図るため、初期消火訓練を始め、各種訓練への積極的な参加を促すとともに自衛消防隊等に対する訓練指導の充実強化に努める。

3 火災の拡大防止

地震や風水害等の災害発生時には、同時多発火災の発生と拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図りその被害の軽減に努める。

- (1) 消防体制の強化
 - ア 消防署所の整備及び装備の充実強化
庁舎の耐震構造化、非常電源の整備を図るとともに、消防装備の充実に努める。
 - イ 消防水利施設の確保
災害時における消防水利の確保を図るため、飲料水兼用耐震性貯水槽、防火水槽及び防火井戸等の確保と適正配置に努める。
- (2) 消防団の体制強化
 - ア 消防団の活性化
地域防災の要となる消防団は、地域の安全確保に不可欠であることから、広報誌等を通じ地域及び事業所等へ消防団のPRを行なうとともに、幅広い地域との交流活動を通じて青年層の消防団活動への積極的な参加を働きかける。
(新潟市消防団現勢分布を資料編 図2-1-10-1に示す。)
 - イ 消防車両等の整備・充実
大量動員可能な消防団をより効果的に運用するため、消防車両等の整備・充実に努め、地域防災対応力の向上を図る。
- (3) 消防広域応援体制の強化
消防相互応援協定に基づき、積極的な訓練を実施し、広域消防応援体制の強化を図る。(新潟市消防局加盟の消防相互応援協定等を資料編 表2-1-10-1 に示す。)
- (4) 情報収集体制の強化
通信施設の整備を図るとともに、緊急情報連絡網等を利用した迅速、的確な情報収集体制の強化に努める。

4 市民と地域、事業所の役割

- (1) 市民の役割
災害発生時、「自分の家は家族で守る。」という意識を持ち、家庭防火に関する知識、

火災の早期発見による避難、初期消火技術の習得に努め、住宅用火災警報器、消火器、スプリンクラー等の住宅用防災機器を設置するよう努める。

(2) 地域の役割

消防機関と連携した防火座談会の開催や消防訓練の実施等を通して、住民の防火意識の高揚を図るとともに、災害発生時における消防機関と住民及び住民相互の協力体制の確立を図る。

(3) 事業所の役割

日ごろから住民と意見交換を行うなどの交流を深め、災害発生時の協力体制を確立しておくとともに、自衛消防組織と住民が一体となった消防訓練等の実施に努める。

第11節 危険物施設等災害予防計画

地震動や地盤の液状化及び風水害等により危険物施設等が損傷すると、危険物の飛散又は漏洩並びに爆発又は火災等により周辺住民のみならず、その被害が広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。

また、学校や研究施設等における少量危険物、薬品等についても転倒・落下により火災発生等の危険がある。

このことから、危険物施設等の現況を事前に把握するとともに、法令基準の遵守及び施設・設備の耐震化に関する指導並びに自衛消防組織等の充実を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に関しては、新潟県石油コンビナート等防災計画による。（新潟西港地区石油コンビナート等特別防災区域を資料編 図2-1-11-1に、新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域を資料編 図2-1-11-2に示す。）

実施担当	消防局
------	-----

1 石油類等の危険物施設の安全対策

石油類をはじめとする危険物は日常生活に欠くことのできない存在となっていることから、危険物事業所等に対して次の指導を実施し、施設の安全対策を図る。（類別危険物製造所等施設数状況を資料編 表2-1-11-1 に示す。）

(1) 施設の安全指導

ア 危険物施設について査察等を実施し、施設の位置、構造及び設備が法令上の技術基準に適合した状態を維持するよう指導する。

イ 危険物保安監督者の選任、危険物の取り扱いについての技術基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制の確立を指導する。

(2) 保安教育及び訓練の実施指導

ア 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者等を対象に、保安に関する講習会、研修会を開催し保安管理の向上を図る。

イ 危険物取扱事業所に対し、危険物安全週間、防災週間等の機会をとらえて、隣接事業所との連携等も考慮した、より実践的な防災訓練等の実施を指導する。

(3) 自衛消防組織等の充実強化

危険物取扱事業所に対し、災害発生時における対応の特殊性を考慮した自衛消防組織等の活動要領の作成など質的な充実と、隣接事業所間の相互応援体制の確立を図るよう指導する。

(4) 施設の耐震化の促進

ア 危険物取扱事業所に対し、その施設の耐震性に関する法令上の技術基準の遵守はもとより施設の状況に応じ、液状化発生危険など設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努めるよう指導する。

イ 危険物取扱事業所に対し、消火設備の耐震性の向上が必要と認められるものについて、その耐震性の向上が図られるまでの間は、代替措置により地震発生時の必要な水利及び消火薬剤を確保するよう指導する。

2 学校や研究施設等の安全対策

毒物劇物、化学薬品を取り扱う学校や研究施設等に対し、消防法に基づく届け出の徹底とタンク・容器等の転倒・落下防止措置等、保管の適正化を指導する。

3 高圧ガス製造施設等の安全対策

高圧ガス製造施設等の実態を把握するとともに、査察等を通じて火災予防上支障となる事項の是正を指導するとともに、必要に応じて県へ措置要請する。

4 放射性物質保管施設の安全対策

放射性物質保管施設等の実態を把握するとともに、査察等を通じて防災上支障となる事項の是正を図る。

5 事業所の役割

(1) 共通事項

- ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。
- イ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。
- ウ 初期消火訓練等を定期的の実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

(2) 危険物施設

- ア 消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、法の規定に基づき、早期の耐震改修に努める。
- イ 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
- ウ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防災資機材の備蓄に努める。
- エ 自衛消防隊員等の要員及び防災資機材等の確保について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定めるなど体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

- ア 火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全を確保する。
- イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。
- ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬

類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア 高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強等を行う。

イ 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物保管貯蔵施設

ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。

イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取扱施設等

ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ 有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。

(7) 放射線使用施設

ア 保安体制を強化し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底に努め、災害の未然防止を図る。

イ 放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置を講ずる。

ウ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等を定めた行動マニュアル類を整備する。

エ 放射線施設の建物の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

(8) 危険物等積載船舶等

ア 危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における消防体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

イ 海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育訓練を徹底する。

第12節 救急救助・医療救護予防計画

市は、地震や風水害等の災害発生時において、建築物の倒壊・落下物等により多数の救急・救助事象の発生が予測されることから、迅速かつ的確に対応するため、救急・救助体制及び資機材の整備と応急手当の普及啓発を実施するとともに、新潟市医師会、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行うため、事前に必要な体制の整備を図る。

実施担当	保健衛生部 消防局 新潟市民病院 各区役所
防災関係機関	新潟市医師会 日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会

1 救急体制の整備

地震や風水害等の災害発生時において、多くの救急事象が発生することが予想されることから、迅速かつ効率的な救急活動が出来るような体制整備等に努める。

(1) 救急資機材等の整備充実

高規格救急車及び高度救命処置用資機材の整備を推進するとともに、現場応急救護所に必要な資機材を計画的に整備する。

(2) 応急救護所の開設訓練

災害時、各消防署所を応急救護所として開設し、多数の負傷者に対応できるよう、応急手当用品を計画的に配備するとともに、救急医療週間等に応急救護所の開設及び応急手当訓練を実施する。

(3) 救急救命士の養成

救急救命士をすべての救急隊に配置するため、計画的に養成していくとともに、救急隊員資格者の養成に努める。

2 救助体制の整備

地震や風水害等の災害発生時における同時多発の救助事象に迅速的確に対応するため、次の救助資機材の整備に努める。

(1) 高度救助資機材の整備

救助救出活動に迅速性、効率性を確保するため、高度救助資機材の整備に努める。

(2) 簡易救助資機材の配備

地域防災の要である消防団に対して、救助活動についての指導を積極的に行うとともに、のこぎり、ハンマー、ジャッキ等を計画的に配備して、救助活動の強化を図る。

3 市民に対する応急手当及び救助法の普及啓発

地震や風水害等による建物やブロック塀の倒壊、落下物等に伴う、救急・救助活動に備え、市民に応急手当及び救助法の普及を図り、迅速かつ的確な救急・救助体制の確立

を図る。

(1) 応急手当の指導

災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの市民が応急手当を施すことができるよう、救命講習を主とした応急手当の指導に努める。

(2) 救助法の指導

災害時には、一刻も早い救助が必要であることから、市民参加の防災訓練時に簡易救助器具等を使用した救助法の指導に努める。

4 災害医療救護体制の確立

保健衛生部及び各区役所は、地震や風水害等の災害から地域住民の生命、健康を守るため、新潟市医師会、医療機関及び各医療団体等の協力を得て医療救護体制の整備を行う。

(1) 救護所

治療の優先順位による患者の振り分けを伴う医療救護活動を行う。

ア 救護所の指定

保健衛生部及び各区役所は、指定避難所のうち市立小学校や新潟市急患診療センター及び新潟市口腔保健福祉センターを救護所として指定し、住民に周知する。また、災害の状況に応じ指定する施設以外にも指定避難所又はその他の場所を救護所として指定する。

イ 救護所における救護班の配置

保健衛生部は、新潟市医師会、新潟市薬剤師会及び医療関係団体等と協議のうえ、救護所に医師、看護師、薬剤師及び補助者等、状況に応じて必要な救護班を配置する。

ウ 救護班の業務

トリアージ、診断、治療、応急処置及び病院又は診療所への搬送、必要に応じて各避難所の巡回診療を行う。

エ 救護所の点検

保健衛生部及び各区役所は、災害時に備えて、市立小学校の保健室及び周辺の教室を中心として、次に掲げる活動エリアを予め確保しておくとともに、平常時より、救護所の設備等の点検を行う。

[救護活動エリア]

トリアージエリア 診療エリア 患者収容エリア

(2) 救護センター

救護所の医療救護活動及び医療救護活動に関する情報を統括するとともに、状況に応じて歯科医療及び精神科医療を行う。

ア 救護センターの指定

保健衛生部及び各区役所は、地域における医療救護活動の拠点として、地域保健福祉センター及び健康センターを救護センターとし、住民に周知する。救護センターについては、資料編 表2-1-12-1に示す。

イ 救護センターにおける救護班の配置

保健衛生部は、新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟市薬剤師会及び医療関係団体等と協議のうえ、状況に応じて救護センターに歯科医師及び精神科医師等、必要な医療救護班を配置する。

ウ 救護センターの業務

地域の救護所及び医療機関等の情報把握に努めるとともに、救護所の医療救護活動の調整を行う。必要に応じて地域の避難所に対する巡回診療を実施する他、歯科医療救護又は精神科医療救護を含む医療救護活動等を実施する。

(3) 後方支援病院

保健衛生部は、救護所等の患者の受け入れのため災害拠点病院及び地域災害支援病院を選定する。

ア 災害拠点病院

新潟大学医歯学総合病院、新潟市民病院、済生会新潟第二病院及び下越病院を充てる。

名 称	所 在 地	電話番号
新潟大学医歯学総合病院	中央区旭町通1番町754	025-223-6161
新潟市民病院	中央区鐘木463-7	025-281-5151
済生会新潟第二病院	西区寺地280-7	025-233-8880
下越病院	秋葉区中沢町1-23	0250-24-4740

(ア) 災害時における後方拠点病院として、主に地域災害支援病院及びその他の医療施設からの患者の受け入れを行う。

災害の状況に応じて、救護所等へ救護班の派遣を行う。

イ 地域災害支援病院

(ア) 救急医療における病院群輪番制病院、救急告示病院等の病院から選定する。

(イ) 地域災害支援病院は、震災時における救護所等からの患者の受け入れを行う。

ウ その他の医療施設

保健医療対策班は、患者の収容能力のある医療機関についても後方医療施設として協力を要請する。

エ 災害拠点病院及び地域災害支援病院は、相互に連携を図り、震災時における患者の受け入れ等の際に協力を行う。

5 患者等の搬送計画

保健衛生部は、消防局、総務部、新潟市医師会、医療機関及び関係医療団体の協力を得て、以下の搬送計画を策定する。

- (1) 患者の搬送体制
- (2) 医療従事者の搬送体制
- (3) 医療資器材の搬送体制

6 救急連絡体制の確立

保健衛生部は、「新潟市防災行政無線」や「新潟県防災行政無線」及び「新潟県広域災害・救急医療情報システム」などを活用し、市関係部署、新潟市医師会、医療機関及び医療関係団体等の災害時の救急医療体制の確立を図る。

7 救急・救助体制の整備

- (1) 緊急救助活動における交通確保
建物の崩壊や道路の損壊等により、交通障害が発生した場合、交通確保対策を、警察、消防及び関係機関と予め協議し、対策を講ずる。
- (2) 民間等による救急・救助体制の確保
同時多発災害に備え、地元業者から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。
- (3) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立
救急活動を円滑に行うために、各医療機関における医師、看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

8 消防応援部隊の受援

消防対策部は、新潟県広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、応援部隊の受援を円滑に行い、的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

9 医療資器材等の確保

- (1) 救護所等の災害時における必要な医療資器材等の確保
保健衛生部は、新潟市医師会及び医療関係団体と協議し、救護所等に必要な医療資器材を確保する。
- (2) 災害時における医療資器材の供給に係る協定
保健衛生部は、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため市内の医薬品業者団体及び医療器具業者団体等と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。
- (3) 救護所等への供給体制の確保

保健衛生部は、救護所等開設後、すみやかに各救護所へ必要な医療資器材を供給する体制を確保する。

(4) 災害時における輸血用血液の供給体制の連携

保健衛生部は、医療機関等における災害時の輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との連携を図る。

10 医療資器材集積所

(1) 医療資器材等集積所の設置

保健衛生部は、救護所における一般医薬品等を迅速に供給するため保健所内に医療資器材等集積所を設置する。

(2) 医療資器材等集積所の業務

- ア 救護所等への医療資器材等の供給管理
- イ 救護所等の要請に基づき医療資器材等卸団体への医薬品等の納入要請
- ウ 医薬品支援センターに対し、医療用医薬品の調剤要請
- エ 救援用医療資器材等の受け入れ及び配布
- オ 後方支援医療機関等に対する医療資器材等の供給支援
- カ 集積所等の医療資器材等の在庫管理

11 医薬品支援センター

(1) 保健衛生部は、避難所等における医療用医薬品等を迅速に提供するため、新潟市薬剤師会医薬品分業支援センター内に「医薬品支援センター」を設置する。

(2) 医薬品支援センターの業務

- ア 集積所からの要請に基づく医薬品の調剤
- イ 避難所等への医薬品等の搬送
- ウ 医療資器材等卸団体へ必要な医薬品の納入要請
- エ 支援センターの保管する医薬品等の在庫管理

12 災害時保健医療活動連絡会議の設置

(1) 保健衛生部は、災害医療を含めた救急医療の円滑な実施を確保するため、災害時保健医療活動連絡会議を設置する。

(2) 災害時保健医療活動連絡会議は、次の事項を検討する。

- ア 災害時の医療救護体制の確保に関する必要な事項
- イ 新潟市地域防災計画の医療救護対策の実施に関する必要な事項
- ウ 新潟市医療救護実施計画・対応マニュアルの策定に関する事項
- エ その他災害時救急医療に関する事項

13 病院等防災マニュアル等の策定

- (1) 病院は、県及び新潟市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じた、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。
- (2) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。
 - ア 防災体制に関する事項
災害対策委員会の設置、ライフラインの確保、備蓄等の方策、支援協力病院の確保等
 - イ 災害時の応急対策に関する事項
病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等
 - ウ 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項
重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等
 - エ 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項
トリアージ、入院システム等
 - オ 人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策
 - カ その他
医療施設等の確保、自家発電装置の運用法等

14 市民の役割

災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておくなど、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努める。

第13節 災害備蓄計画

災害時には、家屋の倒壊、焼失及び流失により食糧・生活必需品の確保が困難となり、また救出救護活動のための医薬品及び防災資機材に対する緊急の需要も高まると予想される。従って、災害時における応急活動を円滑に行うため、平時より災害時に備え食糧・生活必需品等の確保を目的とした備蓄体制の整備を図る。

実施担当	危機管理防災局 市民生活部 福祉部 保健衛生部 経済・国際部 土木部 消防局 各区役所
------	--

1 非常用食糧及び生活必需品の確保

災害に備えて、市民の食糧等の備蓄や市の地域備蓄拠点での備蓄、県の備蓄拠点での備蓄並びに流通業者及び応援協定締結市町村等との協定等により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日分相当の食糧等の確保に努める。

(1) 各家庭による備蓄

災害発生後には食糧品等の確保、供給が困難と予想されるため、日頃から災害に備えて各家庭で3日分相当の食糧等を備蓄するよう市民への啓発を行う。

(2) 市の備蓄

食糧等の備蓄は、県との役割分担に基づき、想定避難者数の2食分相当の食糧備蓄を目標として、計画的な整備に努める。

なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、適宜入れ替え若しくは点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努める。

ア 市の施設での備蓄

市の施設で、想定避難者数の1食分相当の食糧を備蓄する。

(ア) 主な備蓄品の現況

備蓄場所、品目及び数量については、資料編 表2-1-13-1 に示す。

(イ) 通常の備蓄

被災者に対する食糧等は「アルファ化米」及び「保存飲料水」等の長期保存可能な物とし、生活必需品は「毛布」及び「携帯トイレ」等の備蓄を推進するとともに物資の充実に努める。

(ウ) 災害時要援護者用の備蓄

高齢者や乳幼児等に配慮した食糧として「お粥」「粉ミルク」等を、生活必需品として「紙おむつ」「哺乳瓶」等災害時要援護者に配慮した備蓄の整備に努める。

(エ) 備蓄場所

備蓄場所については、避難所として指定した小学校等の公共施設を利用して各地域に備蓄拠点を設けて備蓄する。

イ 流通備蓄

協定業者等から想定避難者数の1食分の食糧を調達する。そのため、卸・小売業者と災害時における食糧及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結するなど、その安定確保を図る。

(3) 協定等による他の地方公共団体からの確保

県並びに災害時における食糧及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結している市町村等の応援により、確保を図る。(第3部第1章第2節「応援要請計画」参照)

2 防災資機材の確保

区役所等に備える防災資機材

ア 救出救助用資機材

ジャッキ・大バール・のこぎり・斧・両口ハンマー・トビ・ボルトクリッパー

イ 保管場所

本庁、各区役所、各出張所

3 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備・拡充

被災者に対する飲料水を確保するため、各地域の避難所等を中心に飲料水兼用耐震性貯水槽の整備・拡充を図る。(第2部第1章第10節「火災予防計画」並びに第3部第2章第10節及び同部第3章11節「給水計画」参照)

4 医薬品及び医療救護用資機材の確保

災害時において、医療救護等の措置を迅速かつ適切に講ずるため、市医師会及び医療関係団体と協議し、必要な医薬品及び医療救護用資機材の確保に努める。

また、医薬品及び医療救護用資機材の不足に対応するため、市内の医療品業者団体及び医療器具業者団体等と協定を締結するとともに、応援協定締結市町村等の応援により、調達体制の整備を図る。

(第2部第1章第12節「救急救助・医療救護予防計画」、第3部第1章第2節「応援要請計画」並びに第3部第2章第12節及び同部第3章第13節「救急救助・医療救護応急計画」参照)

5 その他応急対策用資機材の確保

災害時における救出救助活動等の応急対策活動を迅速かつ適切に行うため、救出・救助用等の資機材を関連業者や応援協定締結市町村等の応援により確保を図る。

(第2部第1章第3節「自主防災組織育成計画」、第3部第1章第2節「応援要請計画」並びに第3部第2章第16節及び同部第3章第17節「障害物除去計画」参照)

6 市民及び事業所の役割

(1) 市民の役割

- ア 緊急時に携行できる非常持ち出し品の準備に努める。
- イ 各家庭において、家族の3日分程度の物資等の備蓄に努める。
- ウ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から3日分程度の分量を自ら確保するよう努める。
- エ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- オ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 事業所の役割

- ア 長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の物資等の備蓄に努める。
- イ 事業所は、災害時でも必要となる業務の継続に必要な人員分の物資等の備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分程度の物資等の備蓄に努める。

第14節 文教予防計画

学校教育における日常の防災に関する措置について定める。

実施担当	教育委員会 福祉部
防災関係機関	県

1 学校教育対策

(1) 校長の事前措置

校長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、次のような事前措置をとる。

ア 学校における備えと安全点検

(ア) 学校防災計画の作成

校長は、災害発生に備え、下記の事前対策、応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

a 事前対策

- (a) 防災委員会の設置
- (b) 災害対策本部学校班における教職員の役割分担並びに担当教職員が不在の場合の代行措置
- (c) 施設・設備等の点検・整備
- (d) 防災用具等の整備
- (e) 防災教育の実施
- (f) 職員の緊急出動体制
- (g) 家庭との連絡
- (h) 地域社会との連携
- (i) その他必要な事前対策

b 応急対策

- (a) 発生直後における児童・生徒の安全確保
- (b) 児童・生徒の避難誘導及び安全確認
- (c) 災害情報の収集伝達
- (d) 被害状況等の報告
- (e) 下校措置
- (f) 避難所開設・運営の協力
- (g) 教育活動の再開
- (h) その他必要な応急対策

(イ) 防災委員会の設置

校長は、学校防災計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周

知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

(ウ) 日常の備えと安全点検

日常の備えとして必要な物品、災害時の教職員の連絡網、児童・生徒名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備するとともに、あらかじめ作成した点検リストに基づきこれらを日常的に点検する。

また、学校の各施設・設備等及び避難経路の安全が確保されているか、定期的に点検する。

(エ) 学校医等との連携

学校医等の地域の医療機関、PTA及び自主防災組織等から災害時において協力が得られるよう、連携を深めておく。

イ 防災教育の推進

校長は、児童・生徒が防災上必要な知識、技能及び態度を身につけられるよう、家庭及び地域との連携を図りながら防災教育を推進するとともに、教職員を校内・校外の研修に積極的に参加させる。

ウ 避難訓練

校長は、災害時の多様な状況を想定した避難訓練を実施する。

第15節 災害時要援護者安全確保計画

災害時に必要な情報を得ることや迅速かつ適切な避難行動をとることが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など災害時要援護者の安全を確保するための予防措置について計画を定める。

実施担当	福祉部 経済・国際部 消防局 各区役所
------	---------------------

1 災害時要援護者に対する対策

(1) 地域住民等に対する啓発

「市報にいがた」等の広報紙やテレビ・ラジオの広報番組を通じて、積極的に地域住民に対して災害時要援護者支援についての啓発を図る。

(2) 地域ぐるみの支援体制

災害発生時に地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため、平常時より情報伝達、避難誘導等の体制づくりを自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て進める。また、避難支援に必要なリヤカーなどの救助資機材の整備を行う。

(3) 災害時要援護者情報の共有化と個別の支援計画（避難支援プラン）の策定

災害発生時の地域ぐるみの支援体制の充実を図るため、災害時要援護者名簿を作成するとともに、日ごろから自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員等との情報共有化を図り、災害時要援護者ひとりひとりの支援計画の策定に努める。

(4) 情報伝達システム等の整備

介助支援の必要な災害時要援護者を対象に、自動通報装置や聴覚障がい者用通信装置、簡易非常警報器等の各種情報機器の設置拡大に努める。（詳細は資料編 表 2-1-15-1 に示す。）

(5) 災害時要援護者施設への情報伝達体制の整備

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等内にある災害時要援護者施設（資料編 表 2-1-15-2）に対して、電子メール、ファクシミリ等により洪水予報及び土砂災害等の伝達体制を整備する。

(6) 防災訓練の実施・防災知識の普及啓発

災害時要援護者が実際に参加体験できる防災訓練の実施やテレビ・ラジオによる広報番組、「市報にいがた」「点字版市報にいがた」「声の広報・新潟市便り」「点字版防災パンフレット」等あらゆる広報媒体により、防災知識の普及啓発を図る。

2 避難所等の対策

(1) 災害時要援護者受け入れ体制の整備

小・中学校などの避難所については、バリアフリー対応の整備に努めるとともに災害時要援護者が避難生活をしやすいようなスペースを優先的に確保し提供する。

(2) 社会福祉施設等への受け入れ体制の整備

避難した先（小・中学校など）の環境の変化などにより避難所での生活が困難となった災害時要援護者に対して、速やかに対処可能な社会福祉施設等への緊急一時入所等の適切な措置を講ずる。

また、近隣自治体の社会福祉施設等との間で災害時要援護者の受け入れ等について協力体制を確立しておく。

(3) 福祉避難所の指定

避難所において共同生活が難しい災害時要援護者等のため、バリアフリー化されているなど、災害時要援護者等の利用に適している施設などを福祉避難所として指定する。

(4) 人材の確保とボランティアの活用

避難所での介助者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用と活動の支援策に努める。

3 外国人等に対する対策

(1) 防災知識の普及啓発

外国人向けに英語、中国語等による防災知識啓発のパンフレットなどを作成し、災害が起きた際の対応や避難方法、避難場所などについて周知を図る。

また、市が主催する防災訓練や消防局が地域で行う初期消火訓練等への参加を呼びかける。

(2) 外国人の避難体制の整備

災害が発生した際に、拠点となる避難所に外国語の通訳ボランティアを派遣できるよう、国際交流団体などと連携して、外国人支援の体制づくりに努める。

また、避難所に5ヶ国語の標識板を設置する。

4 社会福祉施設等における対策

(1) 防災業務計画の策定

社会福祉施設等の管理者は、防災機関への早期通報、入・通所者の安全な場所への誘導・搬送等の防災対策を速やかに実行するため、職員の役割や動員体制、保護者への緊急連絡方法などについて計画を定める。

ア 情報連絡体制、応援・地域協力体制の確保

社会福祉施設等では、施設職員等で構成する防災組織を設置し、職員等の役割分担の明確化、緊急連絡網の整備を図る。

また、日頃から地域の自主防災組織や消防署・警察署・近隣の同種施設等と連絡を密にし、緊急時の応援協力体制の確立に努める。

イ 夜間対応の充実

入所型の社会福祉施設では、直接処遇にあたる介護職員が交代で勤務している上、夜間については管理、監督職員等を含め職員数が手薄になるため、夜間の直接処遇職員や宿直員間で非常通報担当や入所者の安否確認担当、施設機能面の被災状況確認担当等の役割分担を明確にしておく。

ウ 避難場所の確保

社会福祉施設等では地震等の災害発生時を想定し、敷地内の安全な場所や直近の市立の学校等を避難場所と定め、予め避難経路や避難方法等について取り決めておく。

(2) 防災訓練の実施・防災知識の普及啓発

社会福祉施設等の管理者や職員は、策定した防災業務計画等が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう、施設の入・通所者、保護者、地域住民を含めた防災訓練を定期的に行う。

また、消防署等が実施する防災講習会や研修会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、防災週間や防災関連行事を通じ防災知識の普及啓発に努める。

(3) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるため、日頃から施設の点検をし、必要に応じて施設の計画的な改修に努める。

また、施設内の防災設備についても定期的な点検を行い、施設内の家具やロッカー等の転倒・落下の防止措置等の適切な整備を図る。

(4) 食糧、水、生活必需品、障がい者用機器等の備蓄

社会福祉施設等では、災害に備え2～3日分の食糧や水、生活必需品、ハンデキャップを補うための用具、機器などの備蓄に努める。

また、施設内で日常使用する医薬品や衛生材料等についても一定量の備蓄の検討を行う。

(5) 災害時要援護者受け入れ体制の整備

社会福祉施設等管理者は、市域内で災害が発生し、災害時要援護者が定員数を超えて緊急に一時入所することを想定した、受け入れ体制を検討しておく。

また、近隣の同種施設とネットワークを形成し、相互の協力体制が速やかに組めるよう努める。

5 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民と地域の役割

在宅の災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持つことにより、市、民生委員・児童委員、自治会・町内会等と協力して、災害時要援護者への支援を図る。

(2) 民生委員・児童委員、福祉関係者等の役割

民生委員・児童委員、福祉関係者等は、災害時要援護者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、防災関係者と協力して、災害時要援護者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者、防災関係者と協働して、在宅の災害時要援護者の中で介護等が必要な者の受け入れ体制の整備を図る。

(4) 外国人関係団体の役割

外国人関係団体は、所属する外国人に対し、研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発を行うとともに、関係団体と協働して災害時における効果的な外国人支援に努める。

(5) 事業所の役割

障がい者を雇用している事業所及び特殊教育諸学校等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

第16節 ボランティア受入れ体制整備計画

災害時に迅速かつ的確に災害応急対策を実施するためには、行政や防災関係機関だけでは十分な対応ができないことが予想される。

そのため、被災地内外から駆けつけるさまざまなボランティアの受入れや派遣要請等が円滑に行なわれるよう、事前の育成対策等を図る。

実施担当	福祉部 各区役所
防災関係機関	市社会福祉協議会 日本赤十字社新潟県支部 新潟青年会議所

1 救援ボランティアの定義等

(1) 救援ボランティアの定義

救援ボランティアとは、「災害発生後に行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や、被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人・団体」と定義づけられる。

(2) 救援ボランティアの属性

救援ボランティアの属性は、以下と考えられる。

ア 職能区分

- ・一般ボランティア……………自分の時間と労務を被災地に提供することを主目的とするボランティア
- ・専門職ボランティア……………自らの持つ専門知識や技能をボランティア活動に活かすことを主目的とするボランティア

イ 所在区分

- ・被災地域内ボランティア…ボランティアの出身・所在が被災地域内にあるボランティア
- ・被災地域外ボランティア…ボランティアの出身・所在が被災地域外にあるボランティア

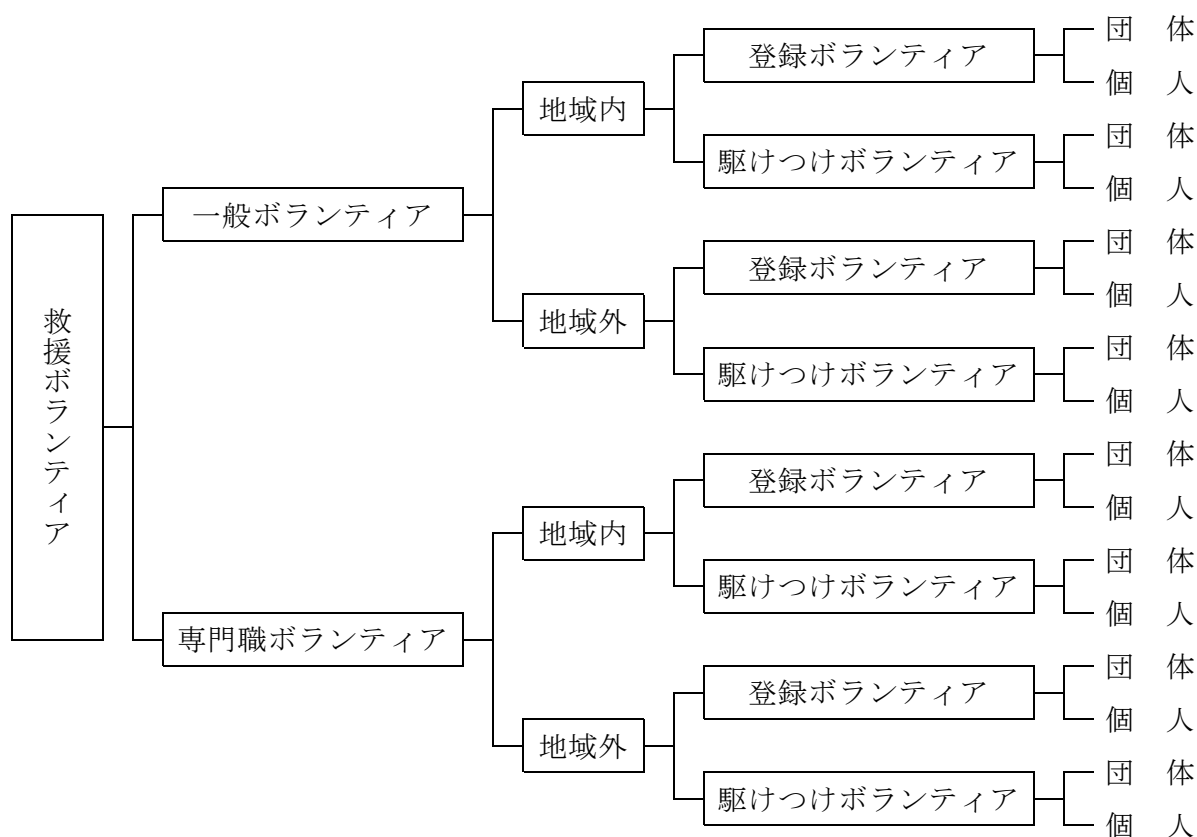
ウ 登録等の有無

- ・登録等ボランティア……………事前に登録等により組織化されているボランティア
- ・駆けつけボランティア……………災害発生前には特に組織化されていないボランティア

エ 組織形態

- ・団体ボランティア……………団体としてボランティア活動を行うボランティア
- ・個人ボランティア……………個人としてボランティア活動を行うボランティア

(救援ボランティアの属性区分表)



2 救援ボランティア受入れのための事前体制の整備

災害救援ボランティア活動を円滑に行うため、ボランティアコーディネーターの育成やボランティアの事前登録、研修等についての整備を支援する。

(1) 救援ボランティアの研修

市社会福祉協議会等は、ボランティア団体の自立的活動が定着・拡大するのに必要な人的資源の養成を支援するとともに、活動上必要な知識や技術を提供する。

(2) 救援ボランティアの事前登録

市社会福祉協議会等は、個人・団体を問わず災害時におけるボランティア活動者の登録を事前に進めるよう努める。その際、看護職や保育職などの資格についても事前登録を進める。

(3) 救援ボランティアリーダーの養成

市社会福祉協議会等は、外部から参加する救援ボランティアに地域状況や被災状況を的確に伝え、日常で培った関わりを活かすことができるよう、積極的に活動しているボランティアの方や地域で福祉活動を担っている方を対象にボランティアリーダーを養成するよう努める。

(4) ボランティアコーディネーターの養成

市社会福祉協議会等は、災害時の被災地の状況に効果的に即応し、必要な活動体制を組み立てられるコーディネーターを養成するよう努める。

(5) 救護ボランティア活動に関する普及啓発

市社会福祉協議会等は、市民に対し救護ボランティア活動に関する普及啓発を行う。

(6) 関係機関等のネットワークの推進

市社会福祉協議会等は、平常時から登録ボランティア団体または活動団体が、地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

(7) 資機材の整備

市社会福祉協議会等は、災害に対応するボランティアセンターの活動に必要な資機材の整備を市と協議しながら計画的に進める。

3 ボランティアセンターの設置

災害が発生し、ボランティア活動が予測される場合、ボランティアセンターを設置する。

- (1) 市社会福祉協議会等は、ボランティアセンターの設置計画（配置場所、配置数等）を作成する。
- (2) 市社会福祉協議会等はボランティアセンターの設置及び運営担当・責任者を明確にする。
- (3) 市社会福祉協議会等は災害対策本部とボランティアセンターとの情報共有の方法を策定する。

第1節 河川施設等災害予防計画

新潟市は沖積層が厚く堆積する地震動による液状化が起りやすい地盤上にあり、護岸や堤防の沈下、陥没、および漏水等の発生が予想される。

また、市街地にはゼロメートル地帯が広がっており、浸水等の二次災害発生防止のための安全対策の推進を図る。

実施担当	土木部 各区役所
防災関係機関	北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県

1 堤防等河川管理施設等の耐震化

河川管理施設及び許可工作物については、河川管理者及び排水施設等管理者（許可工作物については設置者）に耐震化の促進を働きかける。

2 応急復旧体制の整備

河川管理者や関係機関と相互の連絡体制を確立し、浸水等の二次災害を防止する。

- (1) 災害直後の河川情報の収集
- (2) 要員及び資材の確保
- (3) 応援協力体制の充実

3 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民及び事業所の役割

市民及び事業所は、平時より河川及び海岸の堤防や護岸などに漏水や亀裂などの異常がないか注意をはらい、異常を確認した時は、遅滞なく県、市、消防機関、警察機関へ連絡する。

また、地震時に的確に避難できるよう、避難経路や避難所について、平時より確認しておく。

(2) 地域の役割

地域は、自主防災活動等を通じて、災害時における共助が機能するコミュニティの形成に努める。

また、地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

第2節 下水道施設災害予防計画

地震時にも機能低下を最小限に抑え、かつ早期に機能回復可能な下水道システムを構築する。

実施担当	下水道部 各区役所
------	-----------

1 地震に強い排水システムの構築、処理場間の連携体制の確立、ポンプ場のエネルギーの自立化について検討する。

- ・管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化の検討
- ・非常用電源設備等の整備

2 下水の排除と安定した処理を確保するため、耐震性を備えた設計を行うとともに、液状化対策についても検討する。

- ・耐震設計の検討
- ・液状化対策の検討

3 既存施設の機能を確保するため、計画的に点検を実施し、必要な箇所について、予防対策を検討する。

- ・処理場、ポンプ場施設の計画的な耐震診断の実施
- ・必要に応じた予防対策の検討

4 既存施設の有効利用

- ・処理場における処理水活用のための設備の検討
- ・雨水の貯留管及び貯留池等における防火用水、雑用水の供給施設の検討

5 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民と地域の役割

- ア 各家庭において、地震発生から2日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。
- イ 市民は、地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができるコミュニティの形成に努める。
- ウ 地震発生後には、下水道に流入する水の量を少なくするように努める。
- エ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(2) 事業所の役割

- ア 地震発生から2日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。
- イ 災害時には、下水道に流入する水の量を少なくするように努める。
- ウ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

第3節 地盤災害予防計画

地震の地盤変化による人的、物的被害の発生を未然に防止するため、実態を調査し、危険な箇所における災害防止等の措置を講ずる。

実施担当	危機管理防災局 建築部 都市政策部 土木部 各区役所
------	----------------------------

1 地盤災害予防計画

(1) 計画方針

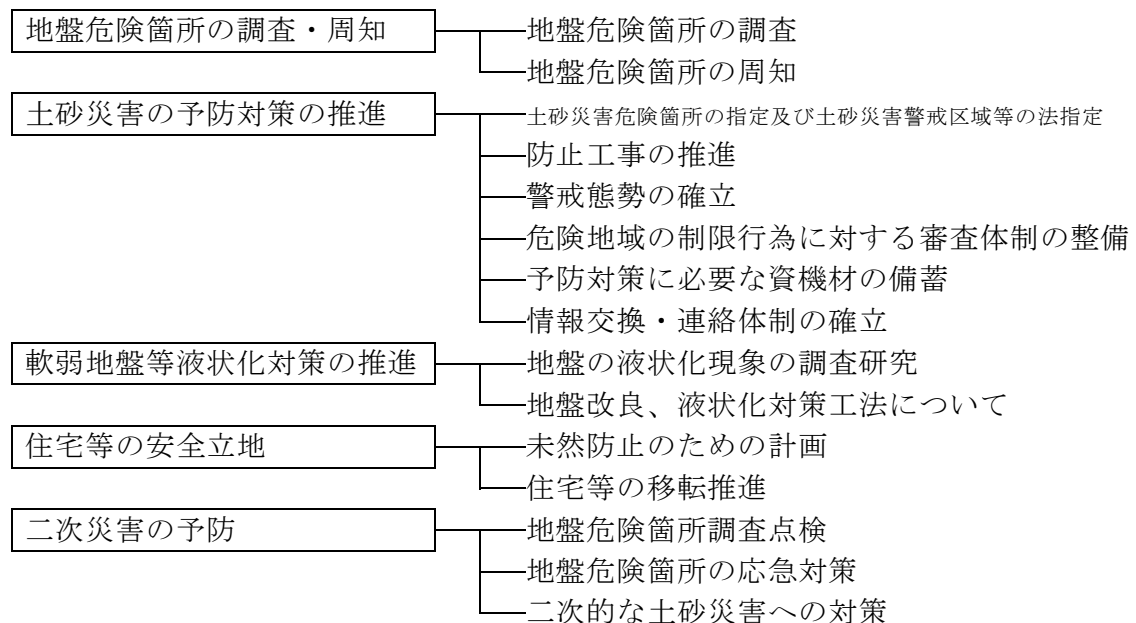
地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の余震・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため予防計画は、

ア 地震が発生する前に行うもの

イ 地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するものからなる。

地震による被害の程度は、地震の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

(2) 計画の体系



(3) 土砂災害危険箇所の調査・周知

ア 土砂災害危険箇所の調査

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険

地区、山腹崩壊危険地区について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するために県の行う調査点検に協力する。

イ 土砂災害危険箇所の周知

土砂災害危険箇所の周知のため、地域防災計画に明記するとともに、住民への周知に努める。

(4) 総合的な土砂災害予防対策の推進

ア 土砂災害に関する法指定

県が行う対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を可能にするための砂防法等関係法の指定箇所の指定に協力する。(土砂災害警戒区域等を資料編 表2-2-4-1に示す。)

- (ア) 砂防法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・砂防指定地
- (イ) 地すべり等防止法・・・・・・・・・・・・・・・・地すべり防止区域
- (ウ) 急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律・・・急傾斜地崩壊防止措置区域
- (エ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
・・・・・・・・・・・・・・・・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

イ 防止工事の推進

県が行う法定指定箇所についての、各種対策事業の実施に協力する。

ウ 警戒体制の確立

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所に対し、現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などの警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達・集約する拠点を設置するとともに、情報ネットワークの整備を図る。

エ 土砂災害特別警戒区域の制限行為に対する審査体制の整備

土砂災害特別警戒区域の土地利用及び開発計画の制限行為に対する審査指導体制を、各関係機関で構成される「総合土砂災害対策推進連絡協議会」等の協力を得て整備し、災害の未然防止に努める。

オ 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

カ 情報交換・連絡体制の確立

地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておく。

キ がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の住宅について、がけ地近接等危険住宅移転事業を活用し移転を促進する。

(5) 地盤改良・液状化対策工法の普及

地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

(6) 住宅等の安全立地

ア 安全立地のための指導

土砂災害特別警戒区域に指定された区域内において、住宅等に係る建築確認申請又はその他の建築行為に関する情報を入手した場合、建築主、設計者、施工者等にその区域の危険の程度、内容等を説明し、建築行為を再考するように指導する。

イ 危険集落の移転

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所における災害予防及び集落移転の必要性について普及啓発に努めるとともに、市においては、防災対策事業または危険集落の移転事業を推進する。

(7) 二次災害の予防

ア 土砂災害危険箇所の調査点検

震度4以上の地震が観測された場合、市は、土砂災害危険箇所及び対策施設の点検調査を、速やかに行う。異常が発見された場合、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

イ 土砂災害危険箇所の応急対策

地滑りの徴候や斜面に亀裂が確認された場合などの危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制を整備するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等必要な応急対策工事を実施する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害危険箇所等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化したりしている場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市は、地震発生後の監視を強める。

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法により、県が、溪流や斜面及びその下流など、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、土砂災害のおそれのある区域を指定する。

3 市民への危険の周知

土砂災害危険箇所の所有者、管理者又は占有者に対して、その維持管理に努めさせる。また、所有者、管理者又は占有者が災害の防止のため措置を講じる場合は、擁壁の設置等必要な措置について助言・指導を行う。

4 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所のパトロールの実施

土木部及び各区建設課は、平常時から市内に点在する土砂災害危険箇所等の防災パトロールを実施する。

5 崩壊防止対策

がけ地の崩壊を防ぐため隣接市民に対し、常に次のような行為には十分注意するよう周知を図る。

- (1) 排水路のないところに水を放流し、又は停滞させないこと（常に水路の掃除を行うこと）
- (2) がけ下を掘ったりしないこと
- (3) 立木竹の伐採はしないこと
- (4) そのほか崩壊を助長するような行為はしないこと

6 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらうとともに、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の位置を把握しておく。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂等の危険な状況を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように土で亀裂を塞いだり、シートを張ったりするなどの対策に努める。なお、身に危険を感じた場合は、地域住民とともに自主的に避難する。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 事業所の役割

宅地開発を行う者は、法指定された土砂災害警戒区域等、開発行為に適合でない区域は開発計画には含めないようにする。

第4節 避難計画

市は、地震の発生に伴う火災の発生や津波の襲来など二次災害が予想される危険地域から住民等を安全な場所へ避難させるほか、あらかじめ避難場所を指定して住民に周知するとともに、避難場所や避難路の整備を図るよう努める。

実施担当	危機管理防災局 福祉部 土木部 都市政策部 消防局 水道局 教育委員会 各区役所
------	--

1 一時避難場所、広域避難場所、避難所及び福祉避難所の指定

住民等の安全を確保するため、あらかじめ一時避難場所、広域避難場所、避難所及び福祉避難所（以下「避難場所等」という。）を次のとおり指定する。

(1) 一時避難場所

地震発生直後の緊急時における一時避難場所として、概ね0.25ha以上4ha未満の面積を有する都市公園等を指定する。

(2) 広域避難場所

地震発生後、火災の延焼拡大等により一時避難場所が危険な状況になった場合の避難場所として、また、避難所に避難者を収容できない場合に避難施設を設置する場所として面積が概ね4ha以上の都市公園を広域避難場所として指定する。

(3) 避難所の指定

地震等による住居の倒壊、焼失などで住居を失った者を受入れ、保護するため、市立小中学校、市立高等学校及び県立高等学校等を避難所として指定する。

ただし、地震発生後の状況によってはこれに該当しない公の施設等であっても避難所として指定することができる。

(4) 福祉避難所の指定

避難所において共同生活が難しい災害時要援護者等のため、バリアフリー化されているなど、災害時要援護者等の利用に適している施設などを福祉避難所として指定する。

2 避難場所等の整備

避難場所等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮する。

(1) 一時避難場所の整備

ア 都市公園等の整備

地震発生直後の緊急時の避難場所として、都市公園等の整備を計画的に進める。

イ 防災機能の確保

都市公園等に非常用トイレ等の防災関連施設の整備を進める。

ウ 耐震性防火水槽等の設置

一時避難場所周辺の消防水利の整備状況を勘案しながら、計画的に耐震性防火水槽を整備する。

(2) 広域避難場所の整備

ア 都市公園等の整備

地震発生後に大量の避難者が発生した際の避難場所として計画的に整備を進める。

イ 周辺の不燃化推進

避難者を火災の延焼など二次災害から保護するため、難燃性樹木の植栽や広域避難場所周辺の不燃化を推進し、避難者の安全確保に努める。

ウ 防災機能の確保

都市公園等に非常用トイレ等の防災関連施設の整備を進める。

(3) 避難所の整備

ア 安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、計画的に耐震補強工事等を実施し、建物の耐久性を確保する。

イ 耐震性防火水槽等の整備

避難所周辺の消防水利の整備状況を勘案しながら、計画的に耐震性防火水槽等を整備する。

ウ 災害時要援護者に配慮した施設の整備

避難所の段差解消のためにスロープを設置するなど、災害時要援護者に配慮した施設の整備に努める。

エ 非常用電源及び照明器具の確保

市は施設管理者等と連携し、地震発生時の停電に備え、発動発電機等非常用電源及び投光器等照明器具の確保に努める。

オ 非常用暖房設備の確保

市は防寒対策として施設管理者等と連携し、暖房器具の確保に努める。

カ 通信手段の確保

地域防災無線を整備するとともに、インターネットや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。

(4) 福祉避難所の整備

ア 耐震化による安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、計画的に耐震補強工事を実施する。

イ 飲料水、食糧、生活物資等の備蓄

災害時要援護者の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

ウ 非常用電源の確保

市は施設管理者等と連携し、地震発生時の停電に備え、発動発電機等非常用電源

の確保に努める。

エ 通信手段の確保

地域防災無線を整備するとともに、インターネットや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。

オ ケアにあたる要員の確保

福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時に災害時要援護者のケアにあたる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

3 避難路の整備

広域避難場所までの避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努める。

4 避難場所等及び避難方法の事前周知

避難場所等の位置と避難にあたっての注意事項等を、次の方法等により住民に周知徹底を図る。

- (1) 避難所案内標識等の設置
- (2) 広報紙や防災パンフレット等の配布
- (3) ハザードマップの作成及び配布
- (4) 市ホームページへの掲載
- (5) 防災訓練等の実施

5 避難所開設体制の確立

(1) 施設管理者による避難所開設

施設管理者は、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難所を迅速に開設できるような体制を整備する。

(2) 避難所指名職員による避難所開設

避難所の近隣に居住する職員に避難所の鍵を与え、震度4以上の地震又は災害対策本部の指示があった場合に直ちに避難所を開設する体制を整備するとともに、鍵を与えた職員が直ちに避難所を開設できない場合は、これに代わる職員が、直ちに避難所を開設する体制も併せて構築する。

(3) 近隣住民との協同による避難所開設

夜間・休日でも直ちに施設を開錠できるよう、可能な限り近隣住民に鍵の管理を委託し、避難所を開設する体制を整備する。

6 避難誘導體制の整備

避難の勧告・指示を発令した際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組

織等による避難誘導體制の整備に努める。

7 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民及び事業所に求められる役割

ア 家庭や事業所における日ごろからの備え

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、次の事項について日ごろから備えに努める。

- (ア) 地域の災害危険箇所を事前に知っておくこと
- (イ) 災害時の避難場所等及び安全な避難経路をあらかじめ確認すること
- (ロ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと
- (ハ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること
- (ニ) 避難情報（避難勧告・避難指示）の意味を正しく理解しておくこと

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や災害時要援護者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること
 - d 近隣の事業所、自治会・町内会等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること
- (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導體制を整備すること

(2) 地域に求められる役割

ア 地域の役割

相互の協力のもと、組織的な活動により安全に避難できるよう、下記により日ごろから備える。

- (ア) 地域の災害危険箇所、避難路、避難場所等を事前に確認し、災害時を想定した

避難訓練等を実施すること

- (イ) 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難誘導に協力できる関係を築くこと
- (ウ) 市と協同で避難所を運営できるよう、防災訓練に参加すること
- (エ) 地域の地理的条件等に応じて、市が指定した避難場所等以外を「地域の一時的な避難場所」として独自に設定し、周知を図ること
なお、設定する際は施設の性質等を考慮し、災害時の利用について所有者や管理者と協議の上、設定する。
- (オ) 近隣の自主防災組織及び自治会・町内会等と連携を図りながら、防災資機材等の確保に努める。

イ 地域における事業所の役割

地域社会の一員として、下記により地域の避難対策への協力を努める。

- (ア) 事業所の持つ資機材、知識・技術を活用し、自主防災組織等と協力して、地域の防災活動にあたること
- (イ) 災害時要援護者等の避難を支援すること
- (ウ) 必要に応じて施設を地域住民等に「地域の一時的な避難場所」として提供すること

第5節 廃棄物処理予防計画

し尿等の処理に係わる予防対策は、災害発生時における被災地域等の住民の健康保持や生活環境の保全を図るため重要となる。このため、し尿等処理の予防計画について定める。

実施担当	環境部 各区役所
------	----------

1 災害時の水洗トイレ等の使用に関する市民への知識普及及び啓発

- (1) 家庭内の風呂等を利用した水の確保方法
- (2) 簡易・仮設トイレの使用法
- (3) プール水、農業用水路、河川等を利用した水洗トイレの使用法
- (4) 簡易トイレの備蓄及び仮設トイレの設置場所

2 簡易・仮設トイレの備蓄等及び設置計画

災害発生による建築物の倒壊・焼失、上・下水道の破損等により、トイレが使用できない状態に備えるため、災害時要援護者への配慮を含む簡易・仮設トイレの備蓄等や設置体制を確立する。

(1) 簡易トイレの備蓄計画

ア 簡易トイレの備蓄については、想定避難者数に対応できるよう備蓄する。
(第2部第1章第13節「災害備蓄計画」参照)

イ 備蓄場所

備蓄場所については、各地域における公共施設等に分散して備蓄する。

(2) 仮設トイレの確保及び設置基準

ア 仮設トイレの確保

仮設トイレは、基本的にはリース業者からの借り上げにより確保する。
また、不足する場合は、県及び応援協定締結市町村等に応援を要請する。

イ 仮設トイレの設置基準

仮設トイレは、避難所や公園等に設置し、最低、避難者数60人に1基(3700/日)の割合を目途に設置する。

なお、設置数は、被害状況や避難者数、水洗トイレ等の使用可否等の状況を判断し、設置する。設置する際は、収集が容易な場所に災害時要援護者等の使用を考慮(夜間照明、目隠し効果等)して設置する。

(3) バイオトイレの活用

バイオトイレは災害時に必要に応じて移動して活用する。

3 トイレ用品・トイレ用具の確保

災害発生直後に必要なトイレットペーパー・紙おむつ・消臭剤等のトイレ用品等は、

流通業者と応援協定を締結し、確保に努める。

(第2部第1章第13節「災害備蓄計画」参照)

4 他の地方公共団体等との相互応援協定

災害時における仮設トイレやし尿収集車等の確保を図るため、応援協定締結市町村等に応援を要請する。

(第3部第1章第2節「応援要請計画」参照)

5 市民の役割

- (1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンス等家具の転倒防止措置など、地震による家屋の損壊、家具・家財等の破損の防止に努める。
- (2) 市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時での廃棄物処理に協力できるよう努める。

第1節 気象等防災観測体制整備計画

風水害等の災害を防止するため、新潟地方気象台、市及びその他の防災関係機関は、気象観測体制の強化を図るとともに、相互の通報連絡体制の整備に努める。

実施担当	危機管理防災局 土木部
防災関係機関	新潟地方気象台 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 東日本旅客鉄道(株)新潟支社

1 新潟地方気象台の観測・通報体制

新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握及び防災気象情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するために、観測・監視体制の強化を図る。

(1) 地上気象観測（気象官署）

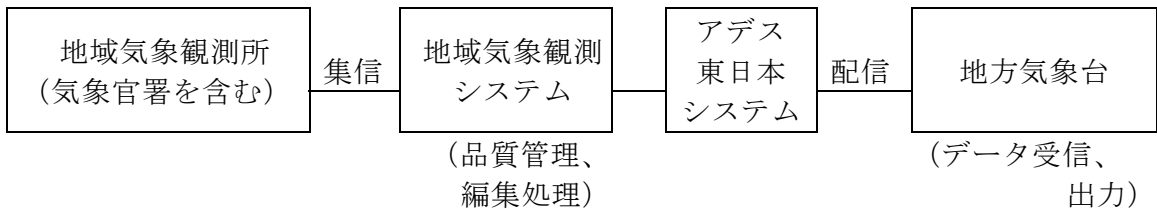
全国の気象台や測候所で行う最も基本的な観測として、気圧や気温、風等の測器観測と、雲や視程等の目視観測を実施している。

新潟地方気象台では、目視により観測する要素を除いて、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。

(2) 地域気象観測通報システム体制

全国約 1,300か所に展開している地域気象観測所の観測データ（気象官署の一部データを含む）を定時集信し、各地方気象台に配信している。

ア システム概要



イ 観測所の種別

観測所の種類	気象測器	観測通報データ	集信時刻
地域気象観測	地上気象観測装置 有線ロボット気象計	降水量、気温、風向、風速、日照	10分毎
	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）	1時間毎
地域雨量観測	有線ロボット雨量計	降水量	10分毎
	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）	1時間毎

(3) 気象レーダー観測体制

気象庁は、全国20か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは、降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）

時には、降水域の範囲や強さ、移動等を把握する上で有効である。

(4) 高層気象観測体制

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国16ヶ所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国31ヶ所に設置され、地上約5 kmまでの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(5) 観測結果の活用

気象庁では、気象レーダーの観測データを、地域気象観測システムの観測データ及び防災機関の観測データを合成して解析した解析雨量（1km格子の1時間雨量を30分毎）を作成している。これはレーダー観測データをアメダス等で観測された雨量によって補正するもので、空間的な降水強度分布を捕捉・監視するために有効である。

また、レーダー観測データと降水域の移動状況から作成した降水ナウキャスト（1時間先、1 km格子、10分毎）やさらに解析雨量を基に、降水短時間予報（6時間先、1 km格子、30分毎）を作成し、監視に役立てると共に気象警報などの防災気象情報に応用している。

2 市の観測体制

(1) 防災気象情報システム

防災気象情報システムは、災害時に迅速な職員配備体制や防災体制を確立し浸水等の被害の予測をするため、民間の気象予報事業者から市域における雨量・風向・風速のリアルタイムの観測データや、降雨予測、台風進路予想等の気象情報の提供を受けるシステムである。

ア 機能

- (ア) 市内25箇所（下表）の雨量・風向・風速のリアルタイムの観測データの提供
- (イ) 1時間間隔で36時間先までの降雨予測の提供
- (ウ) 台風経路図、台風詳細情報の提供
- (エ) 気象庁発表注意報・警報の情報の提供
- (オ) 24時間体制で気象状況を監視し、災害発生の危険がある場合は、指定の連絡先へ連絡
- (カ) インターネットによる市民への気象情報提供

イ 効果

- (ア) 警報発表前に降雨予想の通知を受けるため、速やかな職員配備が可能
- (イ) 台風の規模・動向を知ることによる的確な防災活動の実施が可能
- (ウ) 気象庁発表の注意報・警報の最新情報の取得による防災体制の強化
- (エ) 台風や前線等による降雨の分布や強度の把握
- (オ) 床上、床下浸水等の被害予測

(カ) 防災対策の基礎的情報の蓄積・解析

【雨量・風向・風速観測場所】

観 測 場 所	
北区	北区役所、北区役所北出張所
東区	木戸小学校、東中野山小学校、中地区コミュニティーセンター
中央区	中央区役所南出張所
江南区	江南区役所、江南区役所両川連絡所、江南区役所横越出張所
秋葉区	秋葉区役所小須戸出張所、新津B&G海洋センター
南区	南区役所、南区役所月潟出張所
西区	西区役所、西区役所西出張所、西区役所黒埼出張所、西区役所赤塚連絡所
西蒲区	西蒲区役所岩室出張所、西蒲区役所潟東出張所、西川地域保健センター、間瀬気象観測所
市内地域観測システム	新潟、松浜、新津、巻
計25箇所	

3 その他の機関の観測体制

- (1) 北陸地方整備局（新潟国道事務所、信濃川下流河川事務所・阿賀野川河川事務所）
新潟国道事務所、信濃川下流河川事務所、阿賀野川河川事務所では、直轄管理にかかる道路及び河川の管理並びに防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。

システムは、道路系と河川系に大別され、新潟国道事務所では、雨量、気温、積雪、風向、風速及び凍結検知のデータを、信濃川下流河川事務所・阿賀野川河川事務所では雨量、積雪、水位・流量及び水質のデータを観測しているほか、信濃川下流河川事務所では海象観測（風向・風速、波高・波向）も行っている。

データは、各河川・国道事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報をファックスや河川情報システム等により関係機関に提供している。

- (2) 県（公共土木施設関係）

県土木部では、県の管理する道路、河川等、施設管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、降雨量や積雪深、水位等を観測している。観測データは、新潟県の雪情報や土木防災情報システム等により関係機関に提供している。

- (3) 東日本旅客鉄道(株)新潟支社

市域の各駅等の観測地点で、職員による計測及び機械観測によって気象観測を行っている。

ア 職員による計測

天候、風向、気温、気圧、湿度、雨量、降雪及び積雪を1日2回観測し、定時に新潟支社へ報告する。

観測結果は、記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

イ 機械観測

駅、駅間及び橋梁等に自動雨量計、風速計等を設置し、雨量・風速を2分間隔で計測している。

観測結果は、新潟支社等に設置された監視画面に表示され、主に在来線関係の運転規制等に使用する。

第2節 水害予防計画

集中豪雨や大型台風等による洪水害等の被害を事前に予防し、住民や水防関係機関に対していち早く適切な情報を提供することにより、災害活動体制の確立や住民等の効果的な避難等に役立てる。

実施担当	危機管理防災局 土木部 下水道部 消防局 各区役所
防災関係機関	新潟地方気象台 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 消防団

1 都市たん水対策

(1) 下水道施設予防対策

下水道部並びに北区、秋葉区及び南区下水道課は、集中豪雨等による雨水災害時にも既存施設的能力を最大限確保し、被害を最小限に抑え、かつ、より速やかな雨水排除を可能にする下水道システムを構築する。

ア 既存施設的能力確保

- ・非常用電源設備等の整備
- ・施設の計画的な点検等維持管理の実施
- ・既設管渠の適正な維持管理（排土・補修等）
- ・雨水マスの増設・改良

イ 速やかな雨水排除を可能とする下水道システムの構築

- ・雨水流出抑制対策の実施（雨水調整池・雨水貯留浸透施設の整備）
- ・雨水改善事業の実施（10年確率での下水道整備の推進）
- ・ポンプ場の運転管理の一元化（ポンプ場管理センター）
- ・たん水排除に備えた排水用ポンプの整備

(2) 土木施設等予防対策

道路、歩道等の透水性・排水性舗装への改良

2 河川予防対策

(1) 河川施設及び災害危険箇所の点検、調査等

ア 各施設管理者は、施設の点検要領に基づき安全点検を実施するとともに必要な施設の補修、改修等を計画的に実施する。

イ 河川管理者は、河川の規模や特性に応じて、最低限必要な管理項目やその頻度等を基準化した維持管理基準に基づき、重点箇所や具体的な管理実施内容等を定める維持管理計画等を策定し、公表する。

ウ 市街地への浸水による二次災害防止のため、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

(2) 河川施設の当面の整備目標

ア 信濃川、阿賀野川、中ノ口川については、150年に1回程度の降雨により発生する規模の洪水に対応できる整備を目標とする。

イ その他の河川については、概ね30年から50年に1回程度の降雨により発生する規模の洪水に対応できる整備を目標とする。

ウ 前記の整備目標を定めた河川整備計画に基づき、施設等の整備を計画的に推進する。

(ア) 堤防築造、河川掘削等による河道改修及び内水排除施設等の整備・強化

(イ) 地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための樋門、樋管の改修、堤防嵩上げ等の整備

(ウ) 超過洪水対策の整備

(3) 水位情報、水位予報の収集

河川管理者からの水位情報、水位予報の速やかな収集等に努め、水防活動に備える。

3 水防体制の整備計画

(1) 水防活動の円滑な遂行を目的とした水防工法その他関連する訓練の実施

(2) 緊急時の水防活動体制の整備及び応急復旧用資機材の備蓄・配備

4 住民の安全確保計画

(1) 洪水ハザードマップの配布等による、避難場所及び避難方法の事前周知

(2) 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の住民への伝達方法の整備

5 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民及び事業所の役割

市民及び事業所は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、市、消防機関又は警察機関へ連絡する。

また、洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。

(2) 地域の役割

地域は、自主防災活動等を通じて、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、洪水、高潮又は波浪を想定した避難訓練等の実施に努め、洪水、高潮又は波浪時において、水防団等から要請により、水防活動に従事する。

6 地下街等における避難確保計画

(1) 水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等を資料編 表2-3-2-1に示す。

(2) 避難確保計画の作成

前記（１）に記載された地下街等の所有者等は、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進しなければならない。また、避難確保計画を作成又は変更したときは、市長に報告するとともに自ら公表しなければならない。

(3) 避難確保計画の作成指導等

市は、浸水想定区域内の地下街等の実態調査を実施するとともに、前記（１）に記載された地下街等の所有者に対し避難確保計画の作成に必要な指導を行う。

7 地下街等への洪水予報等の伝達体制の整備

市は、前記6（１）に記載された地下街等に対し、電子メール、ファクシミリ等による洪水予報等の伝達体制を整備する。

第3節 土砂災害予防計画

土砂災害による人的、物的被害の発生を未然に防止するため、実態を調査し、危険な箇所における災害防止等の措置を講ずる。

実施担当	危機管理防災局 建築部 都市政策部 土木部 各区役所
------	----------------------------

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の設定基準

土砂災害防止法により、県が、溪流や斜面及びその下流など、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、土砂災害のおそれのある区域を指定する。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(土砂災害警戒区域等を資料編 表2-3-3-1 に示す。)

(3) 土砂災害警戒区域ごとの土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備

市は、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、山地災害危険区域、土砂災害警戒区域における情報伝達方法等について、市民及び関係機関等に周知するとともに、警戒避難体制を整備する。

イ 情報の収集および伝達体制の整備

市及び県は、日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報、雨量情報等の収集伝達を整備する。また、県及び市は、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

ウ 災害ハザードマップ等の作成と配布

市は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の土砂災害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめた土砂災害ハザードマップ、防災マップ等をわかりやすく作成し、市民等に配布するものとする。

エ 避難情報等の発令対象区域の設定

市は、住民を安全かつ効率的に避難所へ避難させるために、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を設定する。

オ 災害時要援護者関連施設に対する情報の伝達及び共有

市は災害時要援護者関連施設に対する情報の伝達体制の整備及び入所者の安否情報及び避難情報の共有化を図る。

2 土砂災害危険箇所の調査の実施

建築部及び土木部並びに各区建設課は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所について調査を実施し、調査資料を集積する。

なお、集中豪雨等による緊急パトロールに際しては、危険度を総合的に判断し、異常が発見された場合は、避難を含めた対策を講ずる。

(参考)「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」関係 急傾斜地模式図(資料編 図2-3-3-2)

3 住民等への危険の周知

- (1) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所に該当する所有者、管理者又は占有者に対して、その維持管理に努めさせるとともに、災害の防止のため措置を講じる場合は、よう壁の設置等その他必要な措置について助言・指導を行う。
- (2) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所をハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても周知する。

4 警戒体制・避難体制の確立

- (1) 土砂災害の大雨に対する警戒基準と警戒内容

	新潟市が定める土砂災害警戒基準雨量		警戒内容
第1警戒体制	前日までの連続的雨量が100ミリ以上あった場合	当日の日雨量が50ミリをこえたとき	1) 土砂災害危険箇所にパトロール班を派遣する 2) 気象の状況等により所要の職員を召集する。
	前日までの連続的雨量が40～100ミリあった場合	当日の日雨量が80ミリをこえたとき	
	前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100ミリをこえ又は時間雨量が40ミリをこえたとき	
第2警戒体制	前日までの連続的雨量が100ミリ以上あった場合	当日の日雨量が50ミリをこえ、時間雨量30ミリの強雨が降り始めたとき	1) パトロール班を増強する 2) 状況に応じ危険地域に職員を派遣し必要な処置を行う
	前日までの連続的雨量が40～100ミリあった場合	当日の日雨量が80ミリをこえ、時間雨量30ミリの強雨が降り始めたとき	
	前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100ミリをこえ、時間雨量30ミリの強雨が降り始めたとき	

※上記に加え、土砂災害警戒情報が発令された場合は第2警戒体制とする

5 崩壊防止対策

急傾斜地等の崩壊を防ぐため、隣接市民に対し、常に次のような行為には十分注意するよう周知を図る。

- (1) 排水路のないところに水を放流し、又は停滞させないこと（常に水路の掃除を行うこと）
- (2) がけ下を掘ったりしないこと
- (3) 立木竹の伐採はしないこと
- (4) そのほか崩壊を助長するような行為はしないこと

6 山崩れ等に対する予防

異常降雨や融雪時における山崩れ、崖崩れについて、保全対策及び危険箇所への予防対策として次の措置を行う。

- (1) 警戒区域の指定
人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要がある場合は、警戒区域を指定する。
- (2) 警戒区域の巡視
指定した警戒区域内の状況を把握し、被害の未然防止に努める。
- (3) 緊急時の態勢
異常降雨及び降雪時において、山崩れ、崖崩れ及び雪崩発生の危険が増大した場合、地元消防団を動員し、危険区域の監視の強化を図ると共に、当該地区の住民に対する避難の勧告又は指示を行う。

7 防災意識の向上

土砂災害防止月間をはじめ、日頃から県や関係機関と連携し、広報活動を進めるとともに防災意識の向上を図る。また、定期的な防災訓練を行うとともに、住民主体の防災訓練等を支援し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。

8 市民と地域、事業所の役割

- (1) 市民の役割
市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、消防署、警察署等へ連絡し、身に危険を感じた場合は、地域住民等とともに自主的に避難する。また、土砂災害警戒区域等及び、土砂災害危険箇所並びに避難路・避難所について位置を把握しておくとともに、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。また、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、自主避難、避難行動ができるよう努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 事業所の役割

宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の開発行為に適合でない区域は開発計画には含めないようにする。

第4節 避難計画

市は、風水害等の災害から住民等を安全な場所へ避難させるほか、あらかじめ避難所を指定して住民に周知するとともに、避難所や避難路の整備を図るよう努める。

実施担当	危機管理防災局 福祉部 土木部 都市政策部 消防局 水道局 教育委員会 各区役所
------	--

1 避難所及び福祉避難所の指定

住民等の安全を確保するため、あらかじめ避難所及び福祉避難所（以下「避難所等」という。）を次のとおり指定する。なお、大規模な火災や爆発等が発生又は発生する恐れがある場合には、震災予防計画に定める一時避難所へ避難誘導することとし、暴風、洪水等の風水害が発生又は発生する恐れがある場合においては、原則として都市公園等の屋外施設へは避難誘導しない。

(1) 避難所の指定

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民等を安全な場所へ避難させるため、及び住居を失った者を受入れ、保護するため市立小中学校、市立高等学校及び県立高等学校等を避難所として指定する。

ただし、災害の状況によってはこれに該当しない公の施設等であっても避難所として指定することができる。

(2) 福祉避難所の指定

避難所において共同生活が難しい災害時要援護者等のため、バリアフリー化されているなど、災害時要援護者等の利用に適している施設などを福祉避難所として指定する。

（避難場所等の役割を資料編 図2-3-4-1 に示す。また、避難場所等の所在地等を資料編 表2-3-4-1 に示す。）

2 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

避難所等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮する。

ア 安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、計画的に耐震補強工事等を実施し、建物の耐久性を確保する。

イ 耐震性防火水槽等の整備

避難所周辺の消防水利の整備状況を勘案しながら、計画的に耐震性防火水槽等を整備する。

ウ 災害時要援護者に配慮した施設の整備

避難所の段差解消のためにスロープを設置するなど、災害時要援護者に配慮した施設の整備に努める。

エ 非常用電源及び照明器具の確保

市は施設管理者等と連携し、風水害発生時の停電に備え、発動発電機等非常用電源及び投光器等照明器具の確保に努める。

オ 非常用暖房設備の確保

市は防寒対策として施設管理者等と連携し、暖房器具の確保に努める。

カ 通信手段の確保

地域防災無線を整備するとともに、インターネットや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。

(2) 福祉避難所の整備

ア 安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、耐久性に考慮した施設整備に努める。

イ 飲料水、食糧、生活物資等の備蓄

災害時要援護者の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

ウ 非常用電源の確保

市は施設管理者等と連携し、風水害等発生時の停電に備え、発動発電機等非常用電源の確保に努める。

エ 通信手段の確保

地域防災無線を整備するとともに、インターネットや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。

オ ケアにあたる要員の確保

福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時に災害時要援護者のケアにあたる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

3 避難所及び避難方法の事前周知

避難所の位置と避難に当たっての注意事項等を、次の方法等により住民に周知徹底を図る。

- (1) 避難所案内標識等の設置
- (2) 広報紙や防災パンフレット等の配布
- (3) ハザードマップの作成及び配布
- (4) 市ホームページへの掲載
- (5) 防災訓練等の実施

4 避難所開設体制の確立

- (1) 施設管理者による避難所開設

施設管理者は、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難所を迅速に開設できるような体制を整備する。

(2) 避難所指名職員による避難所開設

避難所の近隣に居住する職員に避難所の鍵を与え、災害対策本部の指示があった場合に直ちに避難所を開設する体制を整備するとともに、鍵を与えた職員が直ちに避難所を開設できない場合は、これに代わる職員が、直ちに避難所を開設する体制も併せて構築する。

(3) 近隣住民との協同による避難所開設

夜間・休日でも直ちに施設を開錠できるよう、可能な限り近隣住民に鍵の管理を委託し、避難所を開設する体制を整備する。

5 避難誘導體制の整備

避難の勧告・指示を発令した際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制の整備に努める。

6 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民及び事業所に求められる役割

ア 家庭や事業所における日ごろからの備え

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、次の事項について日ごろから備えに努める。

(ア) 地域の災害危険箇所を事前に知っておくこと

(イ) 災害時の避難所及び安全な避難経路をあらかじめ確認すること

(ロ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと

(ハ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること

(ニ) 避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）の意味を正しく理解しておくこと

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や災害時要援護者が主に利用・所在する施設の管理者

a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること

b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること

c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること

d 近隣の事業所、自治会・町内会等から避難の際に支援・協力を得られるよう、

事前に協議すること

- e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること

(イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）

- a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること
- b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること
- c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導體制を整備すること

(2) 地域に求められる役割

ア 地域の役割

相互の協力のもと、組織的な活動により安全に避難できるよう、下記により日ごろから備える。

(ア) 地域の災害危険箇所、避難路、避難場所等を事前に確認し、災害時を想定した避難訓練等を実施すること

(イ) 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難誘導に協力できる関係を築くこと

(ウ) 市と協同で避難所を運営できるよう、防災訓練に参加すること

(エ) 地域の地理的条件等に応じて、市が指定した避難場所等以外を「地域の一時的な避難場所」として独自に設定し、周知を図ること

なお、設定する際は施設の性質等を考慮し、災害時の利用について所有者や管理者と協議の上、設定する。

(オ) 近隣の自主防災組織及び自治会・町内会等と連携を図りながら、防災資機材等の確保に努める。

イ 地域における事業所の役割

地域社会の一員として、下記により地域の避難対策への協力を努める。

(ア) 事業所の持つ資機材、知識・技術を活用し、自主防災組織等と協力して、地域の防災活動にあたること

(イ) 災害時要援護者等の避難を支援すること

(ウ) 必要に応じて施設を地域住民等に「地域の一時的な避難場所」として提供すること

第1節 情報伝達体制の確立

新潟市防災行政無線をはじめとする住民への伝達手段の複数化、無線等の点検・整備、及び各種訓練を通じて関係職員の伝達方法の習熟を図るなど、伝達体制の整備を行う。

実施担当	危機管理防災局 消防局 関係各区役所
関係防災機関	新潟地方気象台 県 県警察本部

1 同報無線

津波警報・注意報、地震や津波に関する情報及び避難勧告等の緊急情報を、市民にいち早く伝達するための整備・拡充を図り、夜間・休日等の伝達体制を確保する。

【サイレン】

注意報	10秒	2秒	10秒	2秒	10秒	(0.5m程度の津波が予想されます。)
津波警報	5秒	6秒	5秒	6秒	5秒	(2m程度の津波が予想されます。)
大津波警報	3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	(3m程度以上の津波が予想されます。)

【音声】

・強い地震があった直後

こちらは「こうほう新潟」です。只今強い地震がありました。

海岸や河口付近にいる人は津波に注意してください。

・津波注意報発表時

こちらは「こうほう新潟」です。只今、新潟県上中下越に津波注意報が発表されました。

海岸や河口付近にいる人は直ちに海岸や河口付近から離れ津波に十分注意してください。

津波は繰り返しますので、注意報解除まで近づかないでください。

・津波警報発表時

こちらは「こうほう新潟」です。只今、新潟県上中下越に津波警報が発表されました。

海岸や河口付近にいる人は、直ちに高い所に避難してください。

津波は繰り返しますので、警報解除まで近づかないでください。

・大津波警報発表時

こちらは「こうほう新潟」です。只今、新潟県上中下越に大津波警報が発表されました。









海岸や河口付近にいる人は、直ちに高い所に避難してください。

津波は繰り返しますので、警報解除まで近づかないでください。

(2) 広報車等

同報無線に併用して、消防局・消防団のサイレン・警鐘（予報警報標識規則（昭和51年11月16日気象庁告示第3号））による伝達と各区役所の広報車等による伝達手段を確保する。

警鐘（予報警報標識規則より）

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除 標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
津波警報 標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

※鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

(3) 地域防災無線

避難施設の住民への二次情報の提供や、避難所担当への情報連絡体制の確立

(4) メディア機関

テレビ・ラジオ等を通じて住民への周知協力体制の確立

(5) メール

にいがた防災メールや緊急速報メールによる携帯電話やパソコンのメールを活用した情報伝達体制の確立

(6) 緊急告知FMラジオ

コミュニティFM放送局の防災発信機能を利用した情報伝達体制の確立

第2節 避難計画

市は、津波被害が予想される危険地域から住民等を安全な場所へ避難させるほか、あらかじめ津波避難ビル等を指定して住民に周知するとともに、避難路の整備を図るよう努める。

実施担当	危機管理防災課 土木部 消防局 各区役所
------	----------------------

1 津波避難ビル等の指定

津波災害から住民等の安全を確保するため、あらかじめ津波避難ビルや津波避難場所（以下「津波避難ビル等」という。）を次のとおり指定する。

(1) 津波避難ビル

津波が発生または発生するおそれがある場合に、緊急・一時的避難に適した高層な建物を津波避難ビルとして指定する。津波避難ビルは浸水想定エリア内の公的施設だけでなく、民間事業者の協力を受け民間ビルの指定に努める。（津波避難ビルの所在地等を資料編 表2-4-2-1 に示す。）

(2) 津波避難場所

津波が発生または発生するおそれがある場合に、緊急・一時的避難に適した高台の公園などを津波避難場所として指定する。

2 津波避難ビルの開設体制等の確立

(1) 迅速な津波避難ビル開設体制

津波災害が予想される際の避難は特に緊急を要することから、可能な限り、あらかじめ近隣住民に鍵の管理を委託し、直ちに津波避難ビルの開設ができるように体制を整備する。また誘導口がオートロック等の施錠がされている場合は発災時における開錠方法をあらかじめ確立する。

(2) 受入場所の検討

津波被害からの安全を確保するには「より高いところ」への避難が大切となることから、津波避難ビル等所在地周辺の地理や地盤高を考慮し、施設の上層階や公園内の高台などを避難者の受入場所として使用するようあらかじめ活用方法を検討する。

3 避難路の整備

津波避難ビル等への避難路の整備にあたっては、災害時要援護者や当該地域に不案内な観光客等の避難に配慮するとともに第2部第2章第4節「避難計画」の定めるところに準じて行う。

4 津波避難ビル等及び避難方法の事前周知

津波避難ビル等及び避難方法の事前準備にあたっては、第2部第2章第4節「避難計画」の定めるところに準じて行うが、以下の点に留意する。

- (1) 津波避難ビル等の案内標識等の設置
- (2) 地域で実施する防災訓練での避難訓練、津波避難ビル開設訓練の実施

5 避難誘導體制の整備

津波警報等が発表された際、住民が迅速に避難できるよう、津波避難ビル等への消防団、自主防災組織等による避難誘導體制の整備に努める。また、避難誘導要員の危険回避を前提とした、津波到達時間内における活動内容をあらかじめ検討する。

6 災害時要援護者や観光客等への配慮

避難路の整備、避難方法の事前周知、避難誘導の整備にあたっては災害時要援護者や観光客への配慮に努める。

7 市民と地域、事業所の役割

- (1) 市民及び事業所に求められる役割

津波からの避難は緊急を要すことから、「集団避難」ではなく「個別避難」が必要となる場合が考えられるため、あらかじめ津波避難ビル等の把握に努めるとともに災害用伝言版を活用するなど安否確認の連絡体制の確立に努める。

- (2) 地域に求められる役割

日ごろから津波の危険性を認識し、避難ビル等及び避難経路等を確認する。なお、津波避難ビル等の施設管理者と共同で津波想定 of 防災訓練を実施するなど関係者間における連携体制の強化を図るとともに防災意識の啓発に努める。

第3節 地域住民の津波に対する知識及び津波避難路の普及啓発

津波による被害を防ぐため、迅速に避難行動を開始するなどの意識の啓発や、津波避難ビル等への避難経路の周知徹底を図る。

実施担当	全部署
関係防災機関	各関係防災機関

1 啓発内容

(1) 津波に対する心得

- ①強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ②地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③正しい情報を同報無線、ラジオ、テレビ、メール、広報車などを通じて入手する。
- ④津波注意報でも、危険なので海水浴や磯釣りは行わない。
- ⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- ⑥津波は第一波よりも後続波の方が高くなる場合がある。

(2) 津波避難ビル、津波避難場所

(3) 避難経路

(4) 応急救護の方法

(5) 情報収集の手段

(6) 津波警報や避難指示等の意味

2 啓発方法

津波ハザードマップ、パンフレット・リーフレット等の配布、市報・マスメディア等を活用し、津波に対する知識の啓発を図り、各種訓練を通じて津波避難ビル等・避難経路の周知と迅速な避難行動が行えるよう周知啓発活動を行う。

第4節 津波防災訓練計画

防災訓練実施にあたっては、第2部第1章第2節「防災訓練計画」に準じることとするが、津波災害が予想される際の避難は特に緊急を要することから、避難訓練や津波避難ビル開設訓練等発災初動期における訓練に留意することが大切であり、訓練の積み重ねによる習熟度の向上を図ることが人命保護に不可欠である。

実施担当	全部署
関係防災機関	各関係防災機関

1 訓練内容

津波災害が予想される際の災害対応は防災関係機関の的確な対応に加え、発災初期における避難活動については地域住民や事業者等の自主的な活動が不可欠となることから避難行動に不可欠な津波避難ビル等への避難や津波避難ビル開設における防災活動に留意することと、関係者連携のもと実践的な訓練を通じた習熟度の向上に努める。

(1) 避難訓練

- ア 津波警報及び避難指示等の受信手段の確認
- イ 津波避難ビル等の選定・確認
- ウ 避難路の選定・確認
- エ 避難誘導方法の確認
- オ 災害時要援護者の搬送方法の確認

(2) 開設訓練

- ア 施設の開設方法の確認
- イ 上層階への移動方法の確認
- ウ 津波情報等の防災関係機関からの情報収集手段の確認

2 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民及び事業所に求められる役割

津波からの避難は緊急を要することから、「集団避難」ではなく「個別避難」が必要となる場合が考えられるため、あらかじめ津波避難ビル等の把握に努めるとともに災害用伝言版を活用するなど安否確認の連絡体制の確立に努める。

(2) 地域に求められる役割

日ごろから津波の危険性を認識し、避難ビル等及び避難経路等を確認する。なお、津波避難ビル等の施設管理者と共同で津波想定 of 防災訓練を実施するなど関係者間における連携体制の強化を図るとともに防災意識の啓発に努める。

第1節 災害対策本部と組織動員計画

本市域に地震等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、迅速に災害状況を集約し的確な応急対策活動を行うために、組織動員体制について定める。

1 災害対策本部の設置

市長は、市域において地震・風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害に即応できる組織を編成する。

(1) 設置及び廃止

ア 設置基準

- (ア) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (イ) 気象業務法に基づく津波警報（津波、大津波）が新潟県上中下越に発表された場合
- (ウ) 河川の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達することが確実と見込まれる場合
- (エ) 台風や集中豪雨等により甚大な被害が発生し、全市的な対応が必要な場合
- (オ) 土砂災害警戒情報が発表された場合
- (カ) 避難情報を発令し住民を安全な場所へ避難させる必要が生じた場合
- (キ) 災害救助法が適用される災害が発生した場合
- (ク) 多数の死傷者が発生するような海上事故、航空事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故が市内で発生した場合
- (ケ) その他、市長が必要と認める場合

イ 廃止基準

災害応急対策が概ね完了した場合又は災害が発生するおそれなくなったと認める場合。

ウ 設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎3階災害対策センターに設置する。災害対策センターが被災したときは、本部長の指定する場所に置く。

エ 設置又は廃止した場合の周知

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに次に掲げる機関等に通知等を行う。

- (ア) 県知事に対する報告
- (イ) 防災関係機関への通知
- (ウ) 報道機関への発表
- (エ) 報道機関等を通じた市民への周知

(ウ) 災害対策本部表示の本庁舎前等への掲出

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は次のとおりとする。

ア 本部長（市長）

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副本部長は、副市長をもって充てる。

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 本部員

本部員は、災害対策本部規程別表（以下この節において「別表」という。）に掲げる者をもって充てる。

本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ 災害対策本部会議

災害応急対策の実施について協議するため、災害対策本部に災害対策本部会議を置く。

(ア) 構成

災害対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員をもって組織する。

(イ) 所掌事務

災害対策本部会議の所掌事務は、別表のとおりとする。

(ウ) 招集

災害対策本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長がその会議の議長にあたる。

(エ) 開催場所

原則として、市役所本庁舎 3 階災害対策センター本部会議室で開催する。

オ 部

災害対策本部に部を置く。

部は、本部長の指揮の下、所管の防災業務を遂行する。

(ア) 部長

a 部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

b 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

(イ) 副部長

a 副部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

b 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

カ 区災害対策本部

災害対策本部に区災害対策本部（以下「区本部」という。）を置く。

区本部は、各区の区域内の防災業務を遂行する。

キ 災害対策本部事務局

災害対策本部に事務局を置く。

(7) 構成

a 事務局長

(a) 災害対策本部事務局に、事務局長を置き、危機管理監をもって充てる。

(b) 事務局長は、本部長の命を受け、災害対策本部事務局の事務を掌理する。

b 事務局次長

(a) 災害対策本部事務局に、事務局次長を置き、危機管理防災局長をもって充てる。ただし、危機管理防災局長が事務局次長の職務を行えない場合は、危機管理監があらかじめ指名した職員をもって充てる。

(b) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

c 事務局報道官

(a) 災害対策本部事務局に、事務局報道官を置き、広報課長をもって充てる。

(b) 事務局報道官は、事務局長の命を受け、報道対応全般及び広報活動の統括を所掌する。

d 事務局員

(a) 事務局員は、危機管理防災局員、広報課職員及び事務局長が指名する職員をもって充てる。

(b) 事務局員は、事務局長の指揮の下、災害対策本部事務局の事務に従事する。

(イ) 所掌事務

災害対策本部事務局の所掌事務は、別表のとおりとする。

ク 部及び区本部の組織

(7) 班

部及び区本部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、別表のとおりとする。

a 班長

(a) 班長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(b) 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

b 副班長

(a) 副班長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(b) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その事務を代行する。

c 班員

(a) 班員は、班長又は副班長の所属する課又は機関の職員のうちから部長又は区本部長が指名する。

(b) 班員は、班長の指揮の下、班の事務に従事する。

ケ 情報担当員

- (ア) 部及び区本部に情報担当員を置く。
- (イ) 情報担当員は、本部長に対し部又は区本部の所管に係る情報を伝達し、本部長の指令等を部長又は区本部長に伝達する。
- (ウ) 情報担当員に事故があるときは、部長の指名する者がその職務を代理する。

コ 情報連絡員

- (ア) 部長及び区本部長は、部又は区本部の職員のうちから情報連絡員をあらかじめ指名しておき、本部事務局に派遣する。
- (イ) 情報連絡員は、本部事務局及び情報担当員の指示のもとに情報伝達等の事務を行う。

サ 連絡調整会議

事務局長は、災害応急対策に関して各部及び各区本部又は防災関係機関と連絡調整を図るため、必要に応じて各部及び各区本部の班長、副班長又は防災関係機関の職員を招集して、連絡調整会議を開催する。

シ 現地災害対策本部

本部長は、災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合の規模や状況に応じて必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(ア) 設置期間

現地本部は、地域での主要な災害応急対策が概ね完了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなると認められるまでの間設置する。

(イ) 設置場所

現地本部は、原則として災害現場に近い区役所又は公共施設に設置する。

(ウ) 現地本部の組織

現地本部の組織は次のとおりとする。

a 現地本部長

- (a) 現地本部長は、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- (b) 現地本部長は、現地本部の事務を掌理し、被災地の区本部長と連携して、災害応急対策を講じる。

b 現地本部員

- (a) 現地本部員は、災害対策本部の本部員のうちから本部長が指名する。
- (b) 現地本部員は、現地本部長の命を受け、現地本部の事務に従事する。

c 現地本部要員

- (a) 現地本部長は、現地本部要員の確保のため、関係する部又は区本部の職員の派遣を当該部長又は区本部長に求めることができる。

(b) 現地本部要員は、現地本部長の指揮の下、現地本部の事務に従事する。

2 区本部の設置

本部長は、市域において地震・風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、各区の区域内の防災業務を遂行するため、区本部を設置する。

(1) 設置及び廃止

ア 設置基準

(ア) 災害対策本部を設置した場合

(イ) その他、市長が必要と認める場合

イ 廃止基準

災害応急対策が概ね完了した場合又は災害が発生するおそれがなくなつたと認める場合。

ウ 設置場所

区本部は、区役所内に設置する。区役所が被災したときは、区本部長の指定する場所に置く。

(2) 区本部の自主設置

上記 2 (1)ア以外であっても、区長が必要であると判断したときは、区長は自主的に区本部を設置することができる。

この場合、区長は、区本部を設置した場合又は廃止したときは、直ちに市長へ報告しなければならない。

(3) 区本部の組織

ア 区本部長

(ア) 区本部長は、区長をもって充てる。

(イ) 区本部長は、本部長の命を受け、区本部の事務を掌理する。

イ 区副本部長

(ア) 区副本部長は、副区長をもって充てる。

(イ) 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 区本部員

区本部員は、区本部各班長をもって充てる。

区本部員は、区本部長の命を受け、区本部の事務に従事する。

エ 区本部事務局

区本部に事務局を置く。

(ア) 構成

a 区本部事務局長

(a) 区本部事務局に、区本部事務局長を置き、区副本部長が兼務する。

- (b) 区本部事務局長は、区本部長の命を受け、区本部事務局の事務を掌理する。
- b 区本部事務局次長
 - (a) 区本部事務局に、区本部事務局次長を置き、区役所総務課長をもって充てる。
 - (b) 区本部事務局次長は、区本部事務局長を補佐し、区本部事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。
- c 区本部事務局員
 - (a) 区本部事務局員は、区役所総務課職員及び区本部事務局長が指名する職員をもって充てる。
 - (b) 区本部事務局員は、区本部事務局長の指揮の下、区本部事務局の事務に従事する。
- (イ) 所掌事務
区本部事務局の所掌事務は、別表のとおりとする。

3 災害警戒本部の設置

危機管理監は、市域において地震・風水害等の災害が発生し又は発生するおそれがあり、かつ災害対策本部の設置基準に満たない場合、災害に対する警戒のため災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置することができる。

(1) 警戒本部の組織

ア 警戒本部長

- (ア) 警戒本部長は危機管理監をもって充てる。
- (イ) 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部職員を指揮監督する。

イ 警戒副本部長

- (ア) 警戒副本部長は危機管理防災局長をもって充てる。ただし、危機管理防災局長が警戒副本部長の職務を行えない場合は危機管理監があらかじめ指名した職員をもって充てる。
- (イ) 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 警戒本部を構成する部署

警戒本部を構成する部署は資料編「警戒配備及び非常配備に関する要綱」に示すとおりとし、人員及び部署については、必要に応じ、警戒本部長が増強又は縮小を指示することができる。

(2) 警戒本部の業務

- ア 市民等からの災害情報の収集・伝達及び処理
- イ 防災関係機関からの災害関連情報の収集・伝達及び処理
- ウ 警戒本部に必要な職員の配備

エ 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報

オ その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(3) 設置および廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 新潟県上中下越に津波注意報が発表された場合
- (イ) 気象業務法に基づく気象警報等が発表された場合
- (ウ) 台風情報が発表され、影響が予想される場合
- (エ) 水防警報が発表された場合
- (オ) 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合
- (カ) 2以上の区で区警戒本部が設置された場合
- (キ) 市内で震度4の地震を観測した場合
- (ク) 区災害対策本部が設置された場合
- (コ) その他危機管理監が必要と認める場合

イ 廃止基準

- (ア) 気象警報が解除されるなど、災害に対する警戒の必要がなくなった場合
- (イ) 災害対策本部を設置した場合

ウ 設置場所

警戒本部は危機管理防災局に設置する。

4 区災害警戒本部の設置

警戒本部長は、警戒本部を設置した際は、関係する区に対して区災害警戒本部（以下「区警戒本部」という。）の設置を指示する。

ただし、警戒本部長の指示がない場合であっても、区長が必要であると判断したときは設置することができる。

(1) 区警戒本部の組織

ア 区警戒本部長

- (ア) 区警戒本部長は副区長をもって充てる。
- (イ) 区警戒本部長は、区警戒本部の事務を総括し、区警戒本部職員を指揮監督する。

イ 区警戒副本部長

- (ア) 区警戒副本部長は、区長があらかじめ指名する者をもって充てる。
- (イ) 区警戒副本部長は、区警戒本部長を補佐し、区警戒本部長に事故があるときは、その職務を代行する

ウ 区警戒本部を構成する部署

区警戒本部を構成する部署は資料編「警戒配備及び非常配備に関する要綱」に示すとおりとし、事象に応じた配備の増強は区警戒本部長が指示することができる。

なお、配備の縮小については、区警戒本部長が警戒本部長と協議の上決定する。

(2) 区警戒本部の業務

- ア 災害応急対策の実施
- イ 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報
- ウ 市民等からの災害情報の収集・伝達及び処理
- エ 災害関連情報の収集・伝達及び処理
- オ 区警戒本部に必要な職員の配備
- カ その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(3) 設置・廃止報告

区警戒本部長は、区警戒本部を設置した場合又は廃止した場合は、直ちに警戒本部長又は危機管理監へ報告しなければならない。

5 職員配備体制及び活動

職員の配備体制については、以下のとおりとする。ただし、消防対策部、水道対策部及び市民病院対策部の職員配備体制については、別に定める。

(1) 警戒配備及び非常配備体制

市域において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、警戒配備及び非常配備体制表に従い、速やかに職員を配備する。

配備後は、各班の応急対策マニュアルに基づき、速やかに必要な対策を講じる。

(2) 警戒配備及び非常配備体制の基準等

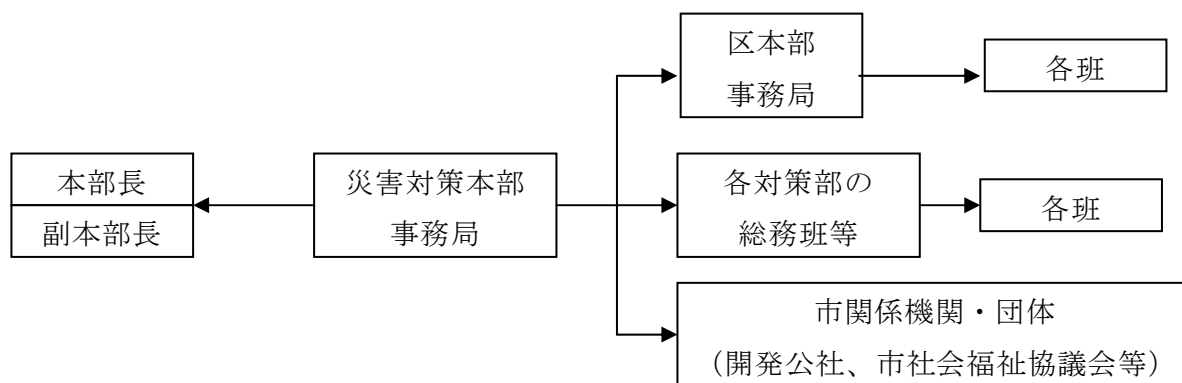
配備区分 (発令者)		配備基準	活動内容
警 戒 本 部	1号配備 (危機管理監)	1 新潟県上中下越に津波注意報が発表された場合 2 気象業務法に基づく気象警報等が発表された場合 3 台風情報が発表され、影響が予想される場合 4 水防警報が発表された場合 5 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 6 2以上の区で区警戒本部が設置された場合 7 その他危機管理監が必要と認める場合	1 必要な職員の配備 2 情報の収集・伝達及び処理 3 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報 4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動実施

	2号配備 (危機管理監)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域内に震度4の地震が発生した場合 2 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、更なる水位の上昇が見込まれる場合 3 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、更なる被害の拡大が見込まれる場合 4 県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合 5 区本部が設置された場合 6 その他危機管理監が必要と認める場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 1号配備における活動に加え、 1 必要に応じた避難者の受入体制の確立（震度4の地震が発生した場合は、避難者の受入体制をとる。） 2 必要に応じた警戒出動及び応急活動の実施 3 必要に応じた広報体制の確立 4 避難準備情報発令の検討
災害 対策 本部	3号配備 (市長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域内に震度5弱の地震が発生した場合 2 新潟県上中下越に津波警報（津波）が発表された場合 3 河川の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達することが確実と見込まれる場合 4 台風や集中豪雨等により甚大な被害が発生し、全市的な対応が必要な場合 5 气象台及び県から土砂災害警戒情報が発表された場合 6 避難準備情報の発令が決定した場合 7 その他本部長が必要と認める場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要な職員を配備 2 情報の収集・伝達及び処理 3 避難者の受入れ 4 応急活動の実施 5 広報活動の実施 6 避難勧告等発令の検討
	4号配備 (市長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域内に震度5強以上の地震が発生したとき 2 新潟県上中下越に津波警報（大津波）が発表された場合 3 河川の水位がはん濫危険水位（危険水位）を超え、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 4 台風や集中豪雨等により市内全域にわたって被害が続発し、全市的な対応が必要な場合 5 その他本部長が必要と認める場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全職員の配備 2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立 3 班ごとの応急対策マニュアルに基づいた行動

(注) 「新潟県上中下越」とは、気象庁予報警報規程第2条で規定する津波予報区で、新潟県（佐渡市を除く）の区域をいう。（資料編 図3-1-1-1）

(3) 伝達系統

情報の伝達系統は次のとおりとする。



(4) 勤務時間内の対応

ア 配備基準の要件となる情報の伝達方法

災害対策本部事務局は、市長または危機管理監より配備指令を受けた場合、速やかに区本部事務局及び各部の総務班長等に配備指令を伝達する。

なお、伝達は携帯端末等情報配信システム、電話及び無線等を活用することとし、庁内放送が利用可能な場合は、併せて庁内放送により伝達する。

イ 配備指令

(ア) 1号又は2号配備指令

1号又は2号配備指令が伝達された場合、警戒本部を構成する部局及び課の長並びに区警戒本部長は、あらかじめ指定した職員に配備を指令する。

(イ) 3号配備指令

3号配備指令が伝達された場合、3号配備を構成する各区本部及び各対策部の班長・副班長は、あらかじめ指定した職員に配備を指令する。

(ウ) 4号配備指令

4号配備に係る配備指令が伝達された場合、4号配備を構成する各区本部及び各対策部の班長・副班長は、全職員に配備を指令する。

(5) 勤務時間外の動員体制

ア 配備基準の要件となる情報の伝達方法

危機管理防災局の職員は、配備基準となる気象警報や被害発生の情報等を消防局、本庁警備室、民間気象予報会社又はテレビ・ラジオ等から得た場合は、速やかに危機管理監へ報告し、配備指令を受ける。配備指令は、あらかじめ定められた伝達系統に従い警戒配備を構成する区役所及び関係課に伝達する。

なお、伝達の際は、携帯端末等情報配信システムや電話等を活用する。

イ 配備指令

(ア) 1号又は2号配備指令

1号又は2号配備指令が伝達された場合、1号又は2号配備を構成する区役所の副区長及び関係課の所属長は、あらかじめ指定した職員に配備を指令する。

(イ) 3号配備

3号配備に係る配備指令が伝達された場合、3号配備を構成する各区本部及び各対策部の班長・副班長は、あらかじめ指定した職員又は全職員に配備を指令する。なお、回線の途絶により電話連絡が不可能な場合、あらかじめ3号配備職員として指名されている者は、テレビやラジオ等で3号配備基準に該当することを確認し、配備指令を待つことなく直ちに配備につくものとする。

(ウ) 4号配備（勤務時間外の自主参集）

勤務時間外の4号配備に係る動員体制は、次のとおりとする。

a 参集の原則

4号配備に係る配備基準に該当する事態が生じた場合、職員はテレビやラジオ等で情報を確認の後、配備指令を待つことなく、直ちにあらかじめ指定された場所へ参集する。

b 参集の区分

次の区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

(a) 本部参集職員

勤務時間外の4号配備による職員の参集区分表（以下「参集区分表」という。）に掲げた本部参集職員は、災害対策本部に参集する。

(b) 所属参集職員

参集区分表に掲げた所属参集職員は、それぞれの所属又は所属が定めた場所に参集する。ただし、交通途絶、道路の損壊等により参集しがたい場合は、一時的に居住地の直近の区役所、出張所等に参集し、災害対応を行う。

(c) 避難所指名職員

区長が避難所ごとにあらかじめ災害対策本部事務局長と協議し指名した職員は、勤務時間内外に関係なく市域内で震度4以上の地震等が発生した場合には指定された避難所に参集する。

【勤務時間外の4号配備による職員の参集区分表】

職 員 区 分	対 象 職 員
本部参集職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部員（ただし区長を除く） ○ 災害対策本部事務局員 ○ 各区本部及び各対策部情報担当員 ○ 各区本部及び各対策部情報連絡員
所属参集職員	本部参集職員及び避難所指名職員を除く全ての職員
避難所指名職員	地域に居住する職員の中からあらかじめ指名された職員

(6) 配備状況の報告

各区本部及び各対策部又は区警戒本部及び警戒本部を構成する課は、職員の配備状況について、定期的に災害対策本部事務局又は警戒本部に報告する。

(7) 職員の調整

総務対策部職員班長は、災害対策本部会議で決定した災害応急対策計画に基づき職員の配置について調整を行う。

6 応急対策マニュアルの作成及び見直し

(1) 応急対策マニュアルの作成及び見直し

各区本部各班及び各対策部各班は、それぞれ災害時を想定した応急対策マニュアルを作成し、また、作成したマニュアルを適時見直さなければならない。

(2) 災害対策本部事務局への提出

応急対策マニュアルを作成し、または修正した場合は、速やかに災害対策本部事務局へ提出しなければならない。

(3) 所属職員への周知徹底

作成した応急対策マニュアルは所属職員へ周知徹底し、災害時に速やかな活動を開始できるようにしなければならない。

(4) 掲載事項

応急対策マニュアルの作成に当たっては、以下の事項を盛り込むこととする。

ア 各班の全ての分掌事務に対応した活動マニュアル

イ 他班、関係機関及び関係協定団体との連絡方法及び具体的な作業手順

ウ 各種伝達系統図

エ 業務分担表・当番表

オ その他各班が応急対策を行うにあたり必要な事項

1 災害対策本部会議

災害対策本部長	市 長
災害対策副本部長	副市長
災害対策本部員	<p>危機管理監</p> <p>水道局長 教育長</p> <p>技監</p> <p>北区長 東区長 中央区長 江南区長</p> <p>秋葉区長 南区長 西区長 西蒲区長</p> <p>地域・魅力創造部長</p> <p>市民生活部長 文化観光・スポーツ部長</p> <p>環境部長 福祉部長 保健衛生部長</p> <p>経済・国際部長 農林水産部長</p> <p>都市政策部長 建築部長 土木部長 下水道部長</p> <p>総務部長 財務部長</p> <p>消防局長</p> <p>教育次長</p> <p>市民病院事務局長</p> <p>選挙管理委員会事務局長</p> <p>人事委員会事務局長</p> <p>監査委員事務局長</p> <p>議会事務局長</p> <p>会計管理者</p>
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況，対策状況等の総合的な掌握に関すること 2 災害応急対策計画の協議，決定に関すること 3 災害救助法等の適用協議に関すること 4 現地災害対策本部の設置に関すること 5 自衛隊等及び他団体等への災害派遣要請に関すること 6 県災害対策本部との協議に関すること 7 防災会議を構成する関係機関との協議に関すること 8 災害情報の公表に関すること 9 その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

2 災害対策本部事務局

事務局	構成課	分掌事務	
		初動対応期 ^{※1}	応急復旧期 ^{※2}
災害対策本部事務局 事務局長 危機管理監 事務局次長 危機管理防災局長 事務局報道官 広報課長	危機対策課 防災課 広報課	1 本部会議の庶務に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 本部長の指示、命令の伝達に関する事 4 気象情報、河川情報、災害情報等の収集、伝達に関する事 5 被害状況、対策状況等のとりまとめに関する事 6 被害報告に関する事 7 災害救助法等の適用申請事務に関する事 8 現地対策本部の組織化に係る調整に関する事 9 水防対策の総括に関する事 10 自衛隊等及び他団体等への災害派遣要請事務に関する事 11 県災害対策本部との連絡調整に関する事 12 防災関係機関との連絡調整に関する事 13 防災行政無線局の管理、運用に関する事 14 各部間の連絡調整に関する事 15 区災害対策本部事務局との連絡調整に関する事 16 広報対策の統括に関する事 17 報道発表に関する事 18 報道機関との連絡調整に関する事 19 災害情報のホームページ掲載に関する事 20 災害写真・映像の撮影に関する事 21 その他本部の運営の総括に関する事	同左

※1「初動対応期」

大地震、土砂災害又は水害の発生直後など、被害状況が不明で、各被災現場での初動対応を優先させるべき期間（以降「3 対策部」及び「4 区本部」の表中においても同様）

※2「応急復旧期」

本部長の指示に基づき対策が可能となった期間（以降「3 対策部」及び「4 区本部」の表中においても同様）

3 対策部

部	班名 構成課・機関 <small>(○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)</small>	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
地域・魅力創造対策部 部長 地域・魅力創造部長 副部長 地域・魅力創造部次長 情報担当員 政策調整課長補佐	企画総務班 ○政策調整課 大都市制度推進課 都市政策研究所	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関する事 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関する事	左記に加え, 3 国, 県への陳情の総括に関する事
	渉外班 ○秘書課	1 本部長, 副本部長の秘書に関する事 2 災害視察者, 見舞者の接遇に関する事	同左
	東京事務所班 ○東京事務所	1 国等との連絡調整に関する事 2 災害視察者, 見舞者の接遇に関する事	同左
市民生活対策部 部長 市民生活部長 副部長 文化観光・スポーツ部長 情報担当員 市民総務課長補佐	市民生活班 ○市民総務課 コミュニティ支援課 男女共同参画課 広聴相談課	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関する事 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関する事 3 食糧・物資に関する区本部のニーズの集約と対応に関する事 4 応援協定に基づく民間団体からの食糧・物資の調達・運搬に関する事 5 救援物資の受入れに関する事 6 救援物資の区本部への運搬に関する事 7 食糧・物資の調達に係る経済・国際対策部との連携に関する事	左記に加え 8 被災者の市民相談, 陳情対応の統括に関する事
	生活文化班 ○文化政策課 新潟市美術館 新津美術館 歴史文化課 文化財センター スポーツ振興課	1 体育施設の使用に関する事	左記に加え, 2 災害記録の作成に関する事 3 市内の文化財の被害状況等の把握, 応急修理に関する事
	観光班 ○観光政策課 水と土の芸術祭推進課	1 観光施設の被害状況の把握に関する事 2 観光滞在者の対応に関する事 (全市のとりまとめの他, 上記の所掌事務に関し, 東区及び中央区内の対応に関する事)	1 観光施設・滞在者への対応の統括に関する事 (全市のとりまとめの他, 上記の所掌事務に関し, 東区及び中央区内の対応に関する事)

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関の 長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
環境対策部 部長 環境部長 副部長 環境政策課長 (環境総務班長兼務) 情報担当員 環境政策課長補佐	環境総務班 ○環境政策課 環境対策課 廃棄物政策課 廃棄物対策課 廃棄物施設課	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関すること 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関すること 3 応急作業計画の策定に関すること 4 廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関すること 5 応急仮設トイレの設置に関すること 6 し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関すること 7 環境対策に関すること 8 豊栄郷清掃施設処理組合との連絡調整に関すること	同左
	各清掃班 ○東清掃センター ○西清掃センター ○新田清掃センター ○亀田清掃センター ○巻清掃センター ○新津クリーンセンター ○舞平清掃センター	1 処理施設の被害状況等の把握, 報告に関すること 2 廃棄物の収集, 運搬, 処理処分に関すること 3 応急機材, 要員の出動要請に関すること 4 ごみの臨時ステーションの選定に関すること 5 ごみ, し尿の収集状況の把握に関すること 6 所管の区本部区民生活班との連絡調整に関すること	同左
福祉対策部 部長 福祉部長 副部長 福祉総務課長 (福祉総務班長兼務) 情報担当員 福祉総務課長補佐	福祉総務班 ○福祉総務課 福祉監査課 こども未来課 児童相談所 保育課	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関すること 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関すること 3 社会福祉施設の被害状況のとりまとめ及び応急対策の統括に関すること 4 社会福祉団体との連絡調整状況のとりまとめに関すること 5 避難所の開設状況のとりまとめに関すること 6 保健衛生対策部との連絡調整に関すること	左記に加え, 7 災害弔慰金の支給, 災害援護資金の貸付等に関すること 8 避難所(避難所外避難者を含む)の収容対策及び管理運営の統括に関すること
	災害時要援護者・ボランティア班 ○障がい福祉課 高齢者支援課 介護保険課 保険年金課	1 災害時要援護者対策の統括に関すること 2 福祉避難所の指定, 開設及び運営の統括に関すること 3 災害ボランティア活動の支援の統括に関すること 4 災害ボランティア関係団体との連絡調整に関すること	同左

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
保健衛生対策部 部長 保健衛生部長 副部長 保健所長 情報担当員 保健衛生総務課長補佐	保健衛生総務班 ○保健衛生総務課	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関すること 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関すること 3 部内の職員の配備調整に関すること 4 福祉対策部との連絡調整に関すること	同左
	医療対策班 ○保健衛生総務課 (地域医療推進室) 保健管理課 健康増進課 こころの健康センター	1 医療施設の稼働及び被害状況に関すること 2 救護班の編成依頼及び派遣に関すること 3 救護センターの設置に関すること 4 患者等の搬送に関すること 5 医療救護用資器材等の調達に関すること 6 医療関係団体等との連絡調整に関すること 7 医療ボランティアの受入及び派遣に関すること 8 歯科医療救護の実施に関すること 9 医薬品等の確保及び管理に関すること	同左
	保健対策班 ○保健管理課 健康増進課 こころの健康センター	1 保健活動の調整に関すること 2 安否確認対象者の確認, 支援に関すること 3 避難所の衛生指導に関すること 4 感染症発生予防及び発生時の対策に関すること 5 健康調査, 健康診断, 助産に関すること 6 歯科衛生指導の実施に関すること 7 避難所等の栄養管理指導に関すること 8 こころのケア対策の統括に関すること	同左
	食品・環境衛生班 ○食の安全推進課 環境衛生課 食肉衛生検査所	1 飲料水の衛生確保に関すること 2 井戸水等の水質の安全確保と減菌の指導に関すること 3 緊急食品の安全確保に関すること 4 営業施設及び給食施設等の指導監視に関すること 5 食品衛生協会との連携に関すること 6 食品関連被災施設に対する指導監視に関すること 7 防疫薬剤の確保, 保管, 配布等に関すること 8 遺体の安置, 移送, 処理, 埋火葬等に関すること 9 被災動物(ペット)及び特定動物に関すること	左記に加え 10 入浴対策の統括に関すること
	衛生検査班 ○衛生環境研究所	1 食品(救援物資を含む)の細菌検査及び理化学検査に関すること 2 飲料水の水質試験に関すること 3 環境汚染物質の試験に関すること	同左

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関の 長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
経済・国際対策部 部長 経済・国際部長 副部長 産業政策課長 (経済総務班長兼務) 情報担当員 産業政策課長補佐	経済総務班 ○産業政策課 商業振興課 雇用対策課 企業立地課	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関する事 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関する事 3 商工業関係の被害調査, 報告に関する事 4 商工業関係団体との連絡調整に関する事 5 食糧・物資の調達に係る市民生活対策部との連携に関する事 (全市のとりまとめの他, 上記の所掌事務に関し, 東区及び中央区内の対応に関する事)	左記に加え, 6 商工業者に対する被災証明発行事務の統括に関する事 7 商工業者に対する災害融資関連事務の統括に関する事 (全市のとりまとめの他, 上記の所掌事務に関し, 東区及び中央区内の対応に関する事)
	国際班 ○国際課	1 被災外国人との連絡調整に関する事 2 海外からの支援の受入れに関する事	同左
農林水産対策部 部長 農林水産部長 副部長 農林水産部次長 情報担当員 農業政策課長補佐	農林水産班 ○農業政策課 食と花の推進課 農村・都市交流施設整備課 農村整備課 水産林務課 食育・花育センター	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関する事 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関する事 3 農林水産業の被害調査, 報告等に関する事 4 家畜伝染病の防疫に関する事 5 農業, 水産業関係団体との連絡調整に関する事 6 農地及び農業用施設の被害状況の把握, 応急対策に関する事 7 農地のたん水排除に関する事 8 農作物, 水産物の確保に関する事 (全市のとりまとめの他, 上記の所掌事務に関し, 東区及び中央区内の対応に関する事)	左記に加え 9 農林水産業者に対する被災証明発行事務の統括に関する事 10 農林水産業者に対する災害融資関連事務の統括に関する事 (全市のとりまとめの他, 上記の所掌事務に関し, 東区及び中央区内の対応に関する事)
	市場班 ○中央卸売市場	1 市場施設の被害状況等の把握に関する事 2 青果・水産物の緊急集荷及び分荷に関する事 3 卸・仲卸業者との連絡調整に関する事	左記に加え 4 市場機能の早期回復に関する事

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
都市整備対策部 部長 技監 副部長 都市政策部長 建築部長 土木部長 下水道部長 新潟駅周辺整備事務所長 技術管理センター長 東部地域下水道事務所長 西部地域下水道事務所長 下水道管理センター所長 情報担当員 都市計画課長補佐	都市総務班 ○都市計画課 技術管理課 工事検査課	1 部内の情報収集，伝達，連絡調整に関する事 2 部内の被害状況，対策状況のとりまとめに関する事 3 部内調整に関する事	同左
	公共交通班 ○都市交通政策課 新交通政策課 港湾課 空港課 新潟駅周辺整備事務所総務課 新潟駅周辺整備事務所整備課	1 公共交通機関，港湾施設，空港施設の被害状況の把握に関する事 2 公共交通，港湾，空港関係との連絡調整に関する事	同左
	宅地・建物班 ○住環境政策課 市街地整備課 建築行政課 公共建築第1課 公共建築第2課	1 被災建築物の被害状況等の把握に関する事 2 公共建築及び市営住宅の被害状況等の把握に関する事 3 宅地等の応急危険度判定に関する事 4 建物の応急危険度判定に関する事 5 被災建築物に係る二次災害防止指導，監督に関する事	1 市施設の応急修理に関する事 2 市営住宅の応急復旧に関する事 3 災害救助法適用時の被災住宅の応急修理に関する事 4 応急仮設住宅の建設に関する事 5 応急仮設住宅入居者の選定に関する事 6 災害復興住宅資金等の融資相談に関する事 7 宅地等の応急危険度判定に関する事 8 建物の応急危険度判定に関する事
	土木班 ○土木総務課 道路計画課 公園水辺課	1 道路施設の被害状況等の把握に関する事 2 公園施設の被害状況等の把握に関する事 3 河川，海岸施設の被災状況の把握に関する事 4 土砂災害の危険箇所，被害状況の把握に関する事	同左
	下水道班 ○経営企画課 下水道計画課 各地域下水道事務所普及推進課 各地域下水道事務所建設課 下水道管理センター※1※2 ※1 副班長は，維持管理課長及び施設管理課長 ※2 東区，中央区，江南区，西区及び西蒲区を所管	1 下水道施設（農業集落排水事業施設を含む）の災害予防に関する事 2 下水道施設（農業集落排水事業施設を含む）の被害状況等の把握に関する事 3 たん水排除に関する事 4 建設資材及び機器の調達に関する事 5 排水路の災害予防に関する事	1 下水道施設（農業集落排水事業施設を含む）の被害状況等の把握に関する事 2 建設資材及び機器の調達に関する事 3 下水道施設（農業集落排水事業施設を含む）の仮復旧に関する事 4 排水路の仮復旧に関する事

部	班 名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関の 長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
総務対策部 部長 総務部長 副部長 財務部長 会計管理者 情報担当員 総務課長補佐	総務班 ○総務課 行政経営課 法制課	1 部内の情報収集，伝達，連絡調整に関する事 2 部内の被害状況，対策状況のとりまとめに関する事 3 本部組織，事務分掌の調整，指導に関する事 4 市庁舎及び自動車の被害状況の調査に関する事 5 市庁舎非常電源，非常回線電話の管理に関する事 6 電話交換手の非常配備に関する事 7 応急対策車両の配車及び借上げに関する事 8 緊急輸送車両の確認申請等に関する事	左記に加え， 9 災害関係法令等の解釈に関する事 10 災害統計に関する事
	I T 班 ○ I T 推進課	1 庁舎内の電算機器の保守管理に関する事	同左
	職員班 ○人事課 職員課	1 職員配備体制及び人員の調整に関する事 2 自衛隊及び他団体等の派遣職員の配備に関する事 3 従事者の給食，衛生管理，宿泊等に関する事 4 職員の健康の保持に関する事	同左
	財務班 ○財務課 契約課 会計課	1 物資調達業者，工事関係業者の指導，連絡に関する事 2 災害見舞金の受理，保管に関する事	左記に加え， 3 市施設関係の被害金額のとりまとめに関する事 4 災害関係予算の算定等に関する事 5 災害関係補助金等の調整に関する事
	用地班 ○財産管理運用課 用地対策課	1 市有地の使用に関する事	左記に加え， 2 応急仮設住宅用地の確保に関する事
	調査班 ○税制課 資産税課 納税課	1 福祉対策部の協力（特に避難所対策）に関する事 2 市民生活対策部の協力（特に食糧・物資対策）に関する事	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳作成事務の統括に関する事 2 一般住家世帯に関する被災証明発行事務の統括に関する事 3 小災害見舞金，義援金の配布の統括に関する事 4 税金の災害減免等の指導に関する事

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関の 長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
消防対策部 部長 消防局長 副部長 消防局次長 情報担当員 総務課長補佐	消防総務班 ○総務課 予防課 設備保安課	1 消防職員の召集及び配置に関する こと 2 災害状況の把握、情報の収集に 関すること 3 関係機関との情報連絡に関する こと 4 消防応援の要請および情報連絡 に関すること 5 消防庁舎、施設に関すること 6 消防部隊の後方支援に関するこ と 7 消防広報に関すること 8 部内の連絡調整に関すること	同左
	警防班 ○警防課 救急課 指令課	1 災害の警戒及び防ぎょ対策に関 すること 2 気象、河川情報の部内伝達及び 地震津波広報に関すること 3 消防部隊の活動、指揮に関する こと 4 救急隊の活動及び救急資機材に 関すること 5 医療機関との連絡調整に関する こと 6 消防応援部隊の活動に関するこ と 7 消防団方面隊本部との連絡調整 に関すること 8 消防団員の招集、配置に関する こと 9 消防車両、資機材に関すること	同左
	各消防班 ○各消防署 各消防署地域防災課 各消防署市民安全課 出張所	1 災害の予防、警戒、防ぎょ活動 に関すること 2 災害状況の把握、情報収集、市 民広報に関すること 3 避難勧告の伝達、誘導に関する こと 4 人命救助、救急活動に関するこ と 5 行方不明者の捜索に関すること 6 消防団の現場活動指揮に関する こと 7 消防応援部隊の現地運用に関す ること 8 区本部との連絡調整に関するこ と	同左

部	班 名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関の 長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
水道対策部 部長 水道局長 副部長 経営企画室長 業務部長 技術部長 情報担当員 経営企画室次長補佐	情報・総務班 ○経営企画室 総務課	1 水道対策部の運営に関する事 2 対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事 3 対策部内の被害状況等の解析に関する事 4 情報連絡体制の運用拠点に関する事 5 他部署との伝達、連絡調整に関する事 6 職員の出勤、配置、安全、衛生管理に関する事 7 応援要請に関する事 8 市民広報に関する事 9 報道機関への情報提供に関する事	同左
	財務班 ○財務課	1 資材、燃料、職員用物資等の確保、調達に関する事 2 水道応援隊、水道ボランティアの受入れ、及びその活動支援に関する事 3 災害関係費用に関する事	同左
	給水班 ○業務課	1 運搬給水の総合調整に関する事 2 拠点給水の総合調整に関する事 3 対策部内の電算システムに関する事	同左
	管路班 ○管路課	1 水道管路の被害状況等の把握、応急復旧の総合調整に関する事 2 水道管路の復旧対策の計画立案に関する事	同左
	浄水班 ○浄水課	1 取水、浄水、配水施設の被害状況等の把握、応急復旧に関する事 2 緊急浄水処理に関する事 3 浄水、配水施設における給水設備の立上げに関する事	同左
	水質班 ○水質課	1 飲料水、原水の水質管理に関する事 2 運搬・拠点給水時における飲料水の水質管理に関する事	同左
	各事業所班 ○各事業所 各事業所料金課 各事業所工務課 中央事業所維持課 営業所	1 運搬給水に関する事 2 拠点給水に関する事 3 水道管路の被害状況等の把握、応急復旧に関する事 4 給水班、管路班及び営業所との連絡調整に関する事	同左

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関の 長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
教育対策部 部長 教育長 副部長 教育次長 情報担当員 教育総務課長補佐	教育総務班 ○教育総務課	1 部内の情報収集，伝達，連絡調整に関する事 2 市の教育施設の被害状況，対策状況のとりまとめに関する事	同左
	学校施設班 ○施設課	1 市立学校施設の被害状況等の把握，応急復旧に関する事 2 避難所開設（学校長への連絡も含む）・設営支援に関する事	左記に加え， 3 避難所の管理運営の支援に関する事
	学校指導班 ○学校支援課 学務課 教職員課 総合教育センター 地域と学校ふれあい推進課	1 児童生徒の避難対策指導及び被災状況の把握に関する事 2 学校教職員の災害時出動体制の指導に関する事 3 各学校班への指示伝達等に関する事 4 児童生徒のこころのケア対策に関する事	左記に加え， 5 応急教育の指導に関する事 6 被災児童生徒への学用品の支給に関する事
	保健給食班 ○保健給食課	1 児童生徒の外傷・疾病調査，保健指導に関する事 2 給食施設の使用に関する事	同左
	生涯学習総務班 ○生涯学習課	全組織共通分掌事務による。	同左
	生涯学習施設班 ○生涯学習センター 中央公民館 中央図書館	1 生涯学習施設の使用に関する事 2 生涯学習施設への避難受け入れに際する区本部健康福祉班との連絡調整に関する事	同左
	各学校班 ○各学校（園） （副班長は各教頭）	1 所管施設の保全及び児童生徒の保護に関する事 2 児童，生徒の所在及び安否の確認に関する事 3 通学路の安全確認及び危険箇所の復旧要請に関する事 4 学校が避難所となった場合の避難所運営への協力に関する事 5 災害時における授業の確保または再開の計画に関する事 6 学校指導班等との連絡調整に関する事	同左
	各教育事務所班 ○各教育事務所	1 学校施設班，学校指導班及び保健給食班の協力に関する事 2 区本部との連絡調整に関する事	同左

部	分掌事務	
	初動対応期	応急復旧期
市民病院対策部 部長 市民病院長 副部長 市民病院副院長，市民病院事務局長 情報担当員 管理課長補佐	1 院内職員の派遣要請に関する こと 2 保健衛生対策部保健医療対策班 との連絡調整に関する こと 3 市民病院の機能の保全に関する こと	同左
第1協力部 部長 選挙管理委員会事務局長 副部長 選挙管理委員会事務局次長 情報担当員 選挙管理委員会事務局次長	1 他部及び区本部への協力に関する こと 2 部内職員の動員に関する こと 3 選挙管理委員への連絡調整に関する こと	同左
第2協力部 部長 人事委員会事務局長 副部長 人事委員会事務局次長 情報担当員 人事委員会事務局次長補佐	1 他部及び区本部への協力に関する こと 2 部内職員の動員に関する こと 3 人事委員への連絡調整に関する こと	同左
第3協力部 部長 監査委員事務局長 副部長 監査委員事務局次長 情報担当員 監査委員事務局次長補佐	1 他部及び区本部への協力に関する こと 2 部内職員の動員に関する こと 3 監査委員への連絡調整に関する こと	同左
第4協力部 部長 議会事務局長 副部長 議会事務局次長 情報担当員 議会事務局総務課長補佐	1 他部及び区本部への協力に関する こと 2 部内職員の動員に関する こと 3 市議会議員への連絡調整に関する こと	同左

4 区本部

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関の 長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
区本部 区本部長 区長 区副本部長 副区長 東部地域土木事務所長 西部地域土木事務所長 情報担当員 総務課総務係長	区本部事務局 ○総務課	1 区本部の運営に関する事 2 区本部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事 3 区本部内の被害状況、対策状況のとりまとめに関する事 4 現地災害対策本部の設置に関する事 5 所轄警察署、消防署、水道事業所、教育事務所との連絡調整に関する事 6 市庁舎、自動車の被害状況の調査に関する事（中央区を除く） 7 市庁舎非常電源、非常回線電話の管理に関する事（中央区を除く） 8 電話交換手の非常配備に関する事（中央区を除く） 9 応急対策用車両の配車及び借上げに関する事（中央区を除く） 10 本部事務局への情報伝達、連絡調整に関する事 11 水防対策に関する事	左記に加え 11 応急仮設住宅用地の確保に関する事
	広報班 ○地域課	<全区共通> 1 広報対策に関する事 2 災害写真等の撮影に関する事 3 地域コミュニティ、自治会等住民組織との連絡調整に関する事 4 被災者の市民相談、陳情の対応に関する事 5 広報対策に関し、災害対策本部事務局との連絡調整に関する事 <東区、中央区> 上記に加え、 6 商工業関係の被害調査、報告に関する事 7 商工業関係団体との連絡調整に関する事 8 食糧・物資の調達に係る区民生活班との連携に関する事 9 観光施設の被害状況の把握に関する事 10 観光滞在者の対応に関する事 11 農林水産業の被害調査、報告等に関する事 12 家畜伝染病の防疫に関する事 13 農業、水産業関係団体との連絡調整に関する事 14 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策に関する事 15 農業集落排水事業施設の被害状況の把握、応急対策に関する事 16 農地のたん水排除に関する事 17 農作物、水産物の確保に関する事	<全区共通> 同左 <東区、中央区> 左記に加え、 18 商工業関係の被害調査、報告に関する事 19 商工業関係団体との連絡調整に関する事 20 食糧・物資の調達に係る区民生活班との連携に関する事 21 観光施設の被害状況の把握に関する事 22 観光滞在者の対応に関する事 23 農林水産業の被害調査、報告等に関する事 24 家畜伝染病の防疫に関する事 25 農業、水産業関係団体との連絡調整に関する事 26 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策に関する事 27 農業集落排水事業施設の被害状況の把握、応急対策に関する事 28 農地のたん水排除に関する事 29 農作物、水産物の確保に関する事 30 商工業者に対する被災証明の発行に関する事 31 商工業者に対する災害融資に関する事 32 農林水産業者に対する被災証明の発行に関する事 33 農林水産業者に対する災害融資に関する事

<p>区民生活班 ○区民生活課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧・物資に関する市民ニーズの把握に関すること 2 市民生活対策部食糧・物資班との連絡調整に関すること 3 備蓄物資の運搬、配布に関すること（平常時の管理含む） 4 食糧・物資の受入、保管、運搬、配布に関すること 5 応援協定に基づく民間団体からの食糧・物資の調達・運搬に関すること（緊急時） 6 炊出しに関すること 7 食糧・物資の調達に関し区本部産業班又は経済・国際対策部経済総務班との連携に関すること 8 応急仮設トイレの設置に関すること 9 し尿浄化槽の衛生管理に関すること 10 廃棄物対策及び環境対策に係る窓口対応に関すること 11 廃棄物対策及び環境対策に係る環境対策部清掃班との連絡調整に関すること 12 防疫薬剤の確保、保管、配布等に関すること 13 被災動物（ペット）及び特定動物に関すること 14 遺体の安置、移送、埋火葬に関すること <p>〈北区〉 上記に加え、豊栄郷清掃施設処理組合との連絡調整に関すること</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧・物資に関する市民ニーズの把握に関すること 2 市民生活対策部食糧・物資班との連絡調整に関すること 3 食糧・物資の受入、保管、運搬、配布に関すること 4 炊出しに関すること 5 食糧・物資の調達に関し区本部産業班との連携に関すること 6 応急仮設トイレの設置に関すること 7 し尿浄化槽の衛生管理に関すること 8 廃棄物対策及び環境対策に係る窓口対応に関すること 9 廃棄物対策及び環境対策に係る環境対策部清掃班との連絡調整に関すること 10 防疫薬剤の確保、保管、配布等に関すること 11 被災動物（ペット）及び特定動物に関すること 12 遺体の安置、移送、埋火葬に関すること <p>〈北区〉 上記に加え、豊栄郷清掃施設処理組合との連絡調整に関すること</p>
<p>健康福祉班 ○健康福祉課※1 保護課※2</p> <p>※1 構成課・機関には、地域保健福祉センター及び健康センター並びに保育園を含む。 ※2 東区、中央区、西区のみ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害状況の把握、応急対策の指導に関すること 2 社会福祉団体との連絡調整に関すること 3 災害時要援護者対策に関すること 4 災害ボランティア活動の支援に関すること 5 災害ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 6 福祉避難所の開設及び運営に関すること 7 避難所の開設計画、設営、収容対策及び管理運営に関すること 8 救護班の編成、救護所の設置に関すること 9 救護センターの編成及び設置に関すること 10 患者等の搬送に関すること 11 医療資器材等の調達に関すること 12 医療関係団体等との連絡調整に関すること 13 緊急食品の安全確保に関すること 14 感染症発生予防及び発生時の対策に関すること 15 臨時予防接種及び結核健康診断の実施に関すること 16 避難所の衛生指導に関すること 17 健康調査、健康診断、助産に関 	<p>左記に加え、</p> <ol style="list-style-type: none"> 21 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関すること 22 入浴対策に関すること

		<p>すること</p> <p>18 避難所等の栄養管理指導に関する こと</p> <p>19 こころのケア対策に関する こと</p> <p>20 避難所外避難者の把握に関する こと</p>	
	<p>調査班</p> <p>○税務課</p>	<p>1 区本部健康福祉班の応援（特に 避難所対策）に関する こと</p> <p>2 区本部区民生活班の応援（特に 食糧・物資対策）に関する こと</p>	<p>1 一般住家の被害調査及び被災者 台帳の作成に関する こと</p> <p>2 一般住家世帯に関する被災証明 の発行に関する こと</p> <p>3 小災害見舞金、義援金の配布に 関する こと</p> <p>4 税金の災害減免等の指導に 関する こと</p>
	<p>産業班</p> <p>(北区、江南区、秋葉区、 南区、西区、西蒲区のみ 設置)</p> <p>○産業振興課 (西区は農政商工課、 西蒲区は産業観光課) 農業委員会事務局</p>	<p>1 商工業関係の被害調査、報告に 関する こと</p> <p>2 商工業関係団体との連絡調整に 関する こと</p> <p>3 食糧・物資の調達に係る区民生 活班との連携に関する こと</p> <p>4 観光施設の被害状況の把握に 関する こと</p> <p>5 観光滞在者の対応に関する こと</p> <p>6 農林水産業の被害調査、報告等 に関する こと</p> <p>7 家畜伝染病の防疫に関する こと</p> <p>8 農業、水産業関係団体との連絡 調整に関する こと</p> <p>9 農地及び農業用施設の被害状況 の把握、応急対策に関する こと</p> <p>10 農業集落排水事業施設の被害状 況の把握、応急対策に関する こと</p> <p>11 農地のたん水排除に関する こと</p> <p>12 農作物、水産物の確保に関する こと</p>	<p>左記に加え、</p> <p>13 商工業者に対する被災証明の発 行に関する こと</p> <p>14 商工業者に対する災害融資に 関する こと</p> <p>15 農林水産業者に対する被災証明 の発行に関する こと</p> <p>16 農林水産業者に対する災害融資 に関する こと</p>
	<p>建設班</p> <p>○建設課 各地域土木事務所建設課 ※ 東部地域土木事 務所は北区、東区、 中央区、江南区及び 秋葉区を所管。西部 地域土木事務所は 南区、西区、西蒲区 を所管)</p>	<p>1 被災建築物の被害状況等の把握 に関する こと</p> <p>2 被災建築物に係る二次災害防止 指導、監督に関する こと</p> <p>3 道路施設の災害予防に関する こと</p> <p>4 公園施設の災害予防に関する こと</p> <p>5 道路施設の被害状況等の把握に 関する こと</p> <p>6 公園施設の被害状況等の把握に 関する こと</p> <p>7 排水路（下水道未処理区域内） の災害予防に関する こと</p> <p>8 土砂災害危険区域の災害予防に 関する こと</p> <p>9 建物の応急危険度判定に関する こと</p> <p>10 宅地等の応急危険度判定に関す ること</p> <p>11 道路交通情報の周知に関する こと</p> <p>12 たん水排除（下水道未処理区域 内）に関する こと</p> <p>13 河川、海岸の警戒及び決壊防止 に関する こと</p> <p>14 消防団（水防活動）の現場活動 に関する こと</p> <p>15 建設資材及び機器の調達に関す ること</p>	<p>左記に加え</p> <p>16 道路施設の仮復旧に関する こと</p> <p>17 公園施設の仮復旧に関する こと</p> <p>18 土砂災害危険区域の応急復旧に 関する こと</p>

		ること	
	下水道班 (北区, 秋葉区, 南区のみ設置) ○下水道課	1 下水道施設の災害予防に関する こと 2 下水道施設の被害状況等の把握 に関すること 3 たん水排除(下水道処理区域内) に関すること 4 建設資材及び機器の調達に関す ること 5 排水路(下水道処理区域内)の 災害予防に関すること	1 下水道施設の仮復旧に関するこ と 2 排水路(下水道処理区域内)の 仮復旧に関すること
	各出張所班 ○各出張所	1 所管地区内の情報収集, 区本部 事務局への伝達に関すること 2 自治会・町内会等との連絡調整 に関すること 3 被災者の相談等の対応に関する こと 4 食糧, 救援物資の中継, 保管, 配布に関すること 5 防疫薬剤の配布等に関するこ と	同左

1 ※ 担当部長等については, その所属又は関係する部署が構成する対策部の副部長とする。

※ 1課で1班を構成する班について, 班長が職務を行えない場合には, 次席職員が職務を代行する。

5 全組織共通分掌事務

- 1 所管施設利用者の安全確保に関すること
- 2 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること
- 3 部内の協力に関すること
- 4 所掌事務に関し、応援協定に基づく民間団体への応援要請に関すること（平常時の連絡調整含む）
- 5 計画に基づいた応急対策マニュアルの作成と本部事務局への提出に関すること（平常時）

（注）この節以降、特に記載がある場合を除き、災害対策本部に関する記述については、災害警戒本部設置時の組織及び活動等に準用する。

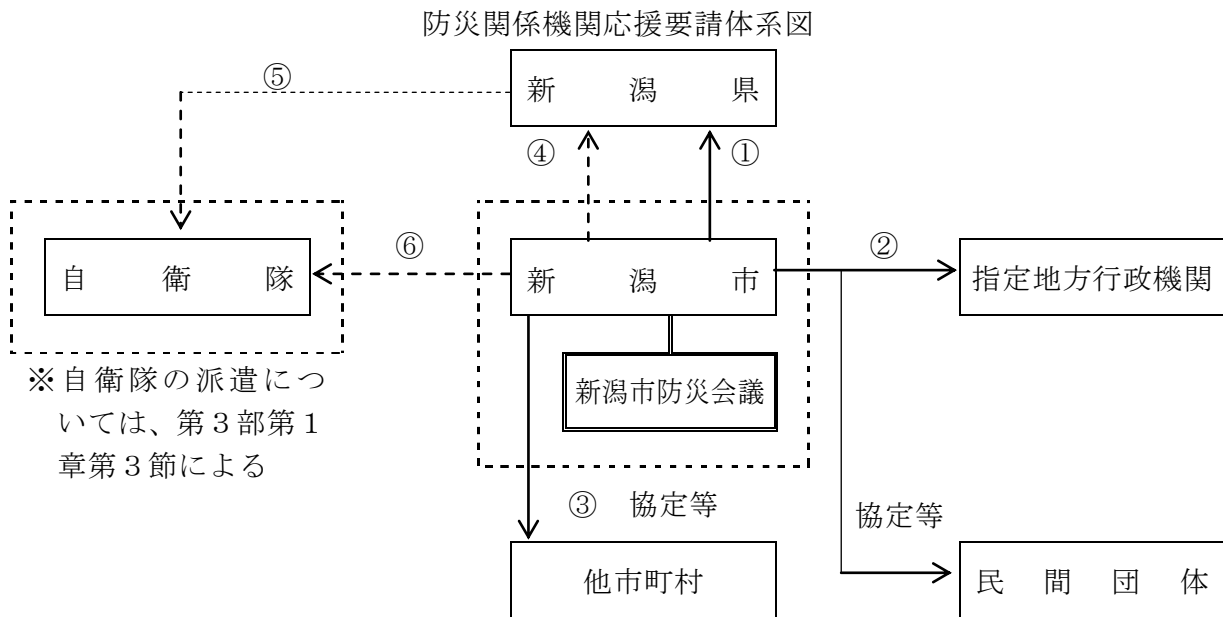
第2節 応援要請計画

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみの対応では、住民の生命・財産の保護等活動に十分な対応ができないことも考えられるため、他の地方公共団体や民間団体等広域的な応援による災害対策を実施する体制を整備する。

実施担当	災害対策本部事務局 各区本部 各対策部
------	---------------------

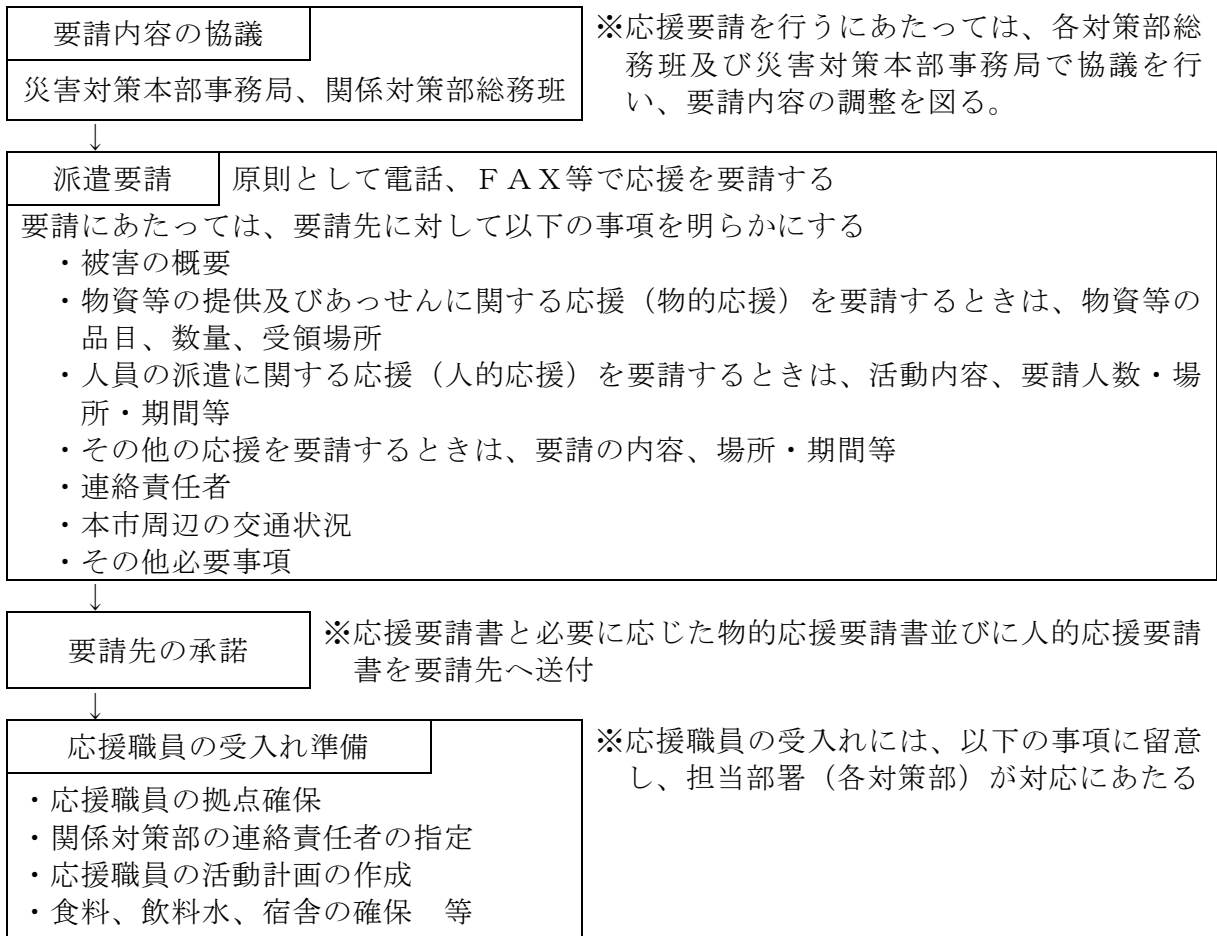
1 防災関係機関等に対する応援要請

市長は、応急対策活動を実施するにあたり、本市だけの対応では困難と判断した場合、防災関係機関等に対して応援要請を行う。



- ① 災害対策基本法第30条（職員の派遣のあっせん）
災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
- ② 災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）
- ③ 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
地方自治法第252条の17（職員の派遣）
消防組織法第39条（市町村の消防の相互の応援）
- ④ 災害対策基本法第68条の2第1項（災害派遣の要請の要求等）
- ⑤ 自衛隊法第83条（災害派遣）
- ⑥ 災害対策基本法第68条の2第2項（防衛大臣又はその指定する者への通知）

2 応援要請手順



※ 区本部による応援要請

初動対応期等、特に緊急を要する場合には、各区本部が上記手順に基づき、直接応援要請するものとし、要請後関係対策部総務班を通じて災害対策本部事務局へ報告する。

3 応援要請先

応援要請先及び応援要請の連絡先等については資料編 表3-1-2-1 に示す。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

地震や風水害等による災害発生時において住民の生命、財産の保護のため、自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受け入れ体制について定める。

実施担当	災害対策本部事務局
防災関係機関	自衛隊 県

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請

本部長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合は、住民の生命又は財産の保護のため必要と認めるときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

ただし、通信の途絶等で県知事と連絡がとれないときは、本部長は、自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知する。その際本部長は、事後速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。

(2) 災害派遣要請の手続き

ア 災害派遣要請の手続きは、災害対策本部事務局が行う。

イ 本部長は、派遣要請を決定した時は、次の「要請にかかる事項」を記載した自衛隊災害派遣要請依頼書（資料編 表3-1-3-1）をもって県知事に要請する。

ただし、緊急を要する時は、必要事項を電話等で依頼し、事後速やかに派遣要請依頼書を提出する。

【 要請にかかる事項 】

- (ア) 派遣要請依頼日時
- (イ) 災害状況及び派遣依頼理由
- (ウ) 派遣を希望する期間
- (エ) 派遣を希望する区域
- (オ) 現地連絡員
- (カ) 派遣を希望する活動内容
- (キ) その他必要事項

(3) 派遣要請連絡窓口

ア 新潟県

災害派遣担当窓口	所在地	
防災局 危機対策課	住所	新潟市中央区新光町4-1
	電話	025-285-5511 内線6434、6435、6436、6439 025-282-1638 (ダイヤルイン)
	F A X	025-282-1640
	防災無線	8-7-823

イ 陸上自衛隊

通知先	所在地	
陸上自衛隊 第30普通科連隊 第3科長	住所	新潟市大町6-4-16
	電話	0254-22-3151 (内線230)
	F A X	0254-22-3151 (F A X切替内線537)
	防災無線	8-451-30

ウ 海上自衛隊

海上自衛隊 新潟基地分遣隊 警備科長	住所	舞鶴市余部下1190 海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛第3幕僚室
	電話	0773-62-2250 (内線213)
	F A X	0773-62-2255
	連絡窓口	海上自衛隊新潟基地分遣隊警備科
	住所	新潟市東区臨海町1-1
	電話	025-273-7771
	F A X	025-273-7771
	防災無線	8-401-36-53

エ 航空自衛隊

航空自衛隊 新潟救難隊 飛行班長	住所	府中市浅間町1-1855 航空自衛隊航空支援集団司令部防衛部運用課
	電話	0423-62-2971 (内線2521)
	F A X	0423-62-2971
	連絡窓口	航空自衛隊新潟救難隊
	住所	新潟市東区船江町3-135
	電話	025-273-9211 (内線218)
	F A X	025-273-9211
	防災無線	8-401-36-54

(4) 自主派遣

自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることを原則とするが、例えば大規模な地震等の災害が発生した場合、関係機関への情報提供を目的にした情報収集のための部隊等の派遣や通信等の途絶等により県との連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

この場合、自衛隊は速やかに県知事又は市災害対策本部へ派遣部隊に関する情報を伝達する。

(5) 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、概ね次のとおりの活動内容を要請する。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の指示、勧告等が発令され、避難や立ち退き等が行われる必要があるときは、避難者の誘導や輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 避難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。

エ 交通規制

警察官が現場にいない場合、自衛隊用緊急車両の円滑な通行を確保するための交通規制や通行を妨害する障害及び車両の除去を行う。

オ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては水防活動を行う。なお、必要な資材については、自衛隊と調整する。

カ 消火活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用具をもって、消防対策部と協力して消火にあたる。

キ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去にあたる。

ク 応急医療、救護及び防疫

被災者の応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。)

ケ 通信支援

災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度における通信支援をする。

コ 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

サ 炊飯及び給水の支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災者に対し、炊飯及び給水を行う。

(米穀及び水は、関係機関から提供されるものを使用する。)

シ 救援物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第一号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与する。

ス 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物(不発弾等)等危険物の除去等を行う。

セ その他

自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

2 派遣部隊の受入体制

本部長が自衛隊の派遣要請を依頼し、その派遣を受けたときの受入体制は、次のとおりとする。

(1) 自衛隊との緊密な連絡

災害対策本部及び自衛隊は、災害にかかる各種情報を的確に把握し、相互に迅速な情報交換を行う。

派遣された自衛隊の部隊(以下「派遣部隊」という。)に関する総括担当は、災害対策本部事務局とする。

(2) 連絡員の派遣

本部長は、必要に応じて自衛隊に対し、災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡員の派遣を要請する。

(3) 派遣部隊指揮所の設置

市は、自衛隊の災害派遣業務を調整し、災害応急体制を確立するため、市役所内に派遣部隊の指揮所を提供する。

(4) 災害派遣部隊の誘導

災害派遣を受け入れる区本部及び対策部等は、派遣部隊の市内進入ルート及び集結地点、又は救援物資の受取場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導する。

- (5) 派遣部隊の宿泊及び野営適地等の提供
派遣部隊には、市の公共用建物等を基本とし、概ね次の宿泊又は野営適地を提供する。(適地を資料編 表3-1-3-2 に示す。)
- (6) 緊急ヘリポートの提供
災害派遣要請を行う場合、主に次の施設を緊急ヘリポートとして提供する。(ヘリコプター離着陸可能場所を資料編 表3-1-3-3 に示す。)
なお、離着陸場の標示等については資料編 表3-1-3-4 に示す。

3 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた市等が負担するものとし、下記を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費・燃料費（自衛隊装備品に係わるものを除く）水道料、電話、通信費及び入浴料等
- (3) 派遣部隊が活動するために必要な資材、機材等の調達、借上、修理費
- (4) 派遣部隊の救援活動に伴い発生した損害の補償（自衛隊装備品を除く）
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分について疑義が生じた場合は、自衛隊と協議・調整する。

4 派遣部隊の撤収要請の手続き

本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、県知事や派遣部隊と協議を行い、速やかに知事に対し、自衛隊の撤収を依頼する。

- (1) 撤収依頼事項
 - ア 撤収日時
 - イ 派遣部隊名
 - ウ 事故の有無
 - エ 派遣人員、機材及び従事作業内容
 - オ その他

5 住民の協力

住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく、積極的に協力して作業を遂行する。

6 災害対策基本法に基づく自衛官の権限

災害派遣を命じられた派遣部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市職員、警察官及び海上保安官がその場にいらない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、ただちに

その旨を本部長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止並びに退去命令
- (2) 他人の土地、建物等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

第4節 緊急消防援助隊応援要請計画

大規模災害又は特殊災害等発生時において住民の生命、身体、財産の保護のため、緊急消防援助隊の災害応援要請を迅速かつ円滑に行い、災害による被害を最小限度におさえるため、その活動内容、派遣要請手続き、受け入れ体制について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 消防対策部
防災関係機関	国 県

1 緊急消防援助隊に対する災害応援要請

(1) 災害応援要請

本部長は災害が発生し、自らの消防力では対応できない場合、住民の生命、身体、財産の保護のため、必要と認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき県知事に対して緊急消防援助隊の応援要請の連絡をする。

ただし、県知事に連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して連絡する。

(2) 応援要請連絡の手続き

ア 応援要請連絡の手続きは、消防対策部が行う。

イ 本部長は応援要請を決定した時は、次の「応援要請時に必要な情報」を記載した緊急消防援助隊応援要請連絡票（資料編 表3-1-4-1）により県知事又は消防庁長官に連絡する。

【応援要請時に必要な情報】

(ア) 災害発生日時

(イ) 災害発生場所

(ウ) 災害の種別・状況

(エ) 人的・物的被害の状況（可能な限り集約したもの）

(オ) 必要応援部隊

(3) 応援要請連絡窓口

ア 新潟県

応援担当窓口	所在地	
防災局消防課	住所	新潟市中央区新光町4-1
	電話	025-282-1664（昼間）
		025-282-5511（夜間） 14-401-20-6442、6443（地域衛星）
	FAX	025-282-1667
14-401-20-6497（地域衛星）		

イ 総務省消防庁

応援担当窓口	所在地		
応急対策室	住所	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号	
	電話	平日	03-5253-7527 (NTT) 048-500-9043412 (地域衛星)
		夜間	03-5253-7777 (NTT) 048-500-904910 (地域衛星)
	FAX	平日	03-5253-7537 (NTT) 048-500-9049033 (地域衛星)
		夜間	03-5253-7553 (NTT) 048-500-9049036 (地域衛星)

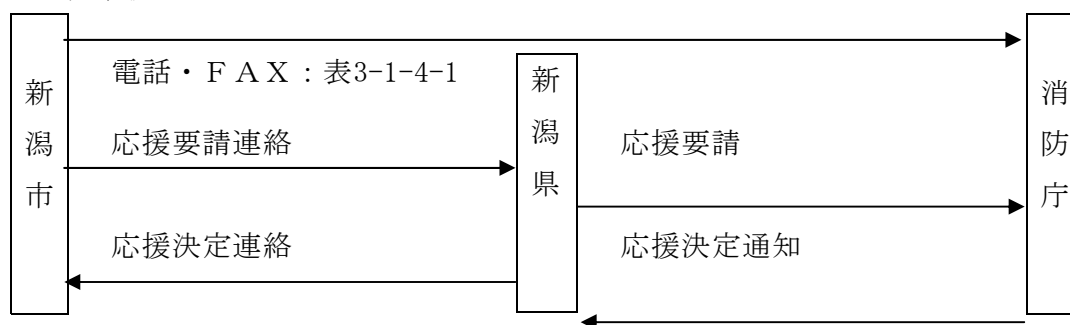
(4) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

- ア 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- イ 緊急消防援助隊の進出拠点
- ウ 緊急消防援助隊の到達ルート
- エ その他必要な情報

(5) 応援要請時の主な連絡先

応援要請時の主な連絡先（資料編 表3-1-4-2）に原則として有線（携帯）電話、有線FAXにより連絡するが、有線途絶時等の場合は、衛星電話、衛星FAX及び無線電話で連絡する。

(6) 連絡系統



2 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊の出動が決定された場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、災害対策本部、応援活動に従事する緊急消防援助隊、消防庁その他の関係機関との連絡調整等を行う。

(1) 調整本部の設置

- ア 設置場所

原則として、被災地が本市のみの場合には、本市に設置する。
ただし、被災の状況等から必要がある場合には、県に設置する。

イ 構成員

構成員は市長又はその委任を受けた者（代表消防機関運営員）、消防庁派遣職員、県派遣委員、指揮支援部隊長、県消防防災航空隊の派遣職員をもって組織し、市長又はその委任を受けた者を本部長とし、消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長を副本部長とする。

ウ 緊急消防援助隊活動時の無線運用を円滑に行うため、無線運用体制及び無線運用システムを資料編 表3-1-4-3 に示すとおりとする。

3 応援部隊の活動等

(1) 緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート

航空部隊及び地上部隊の進出ルートは資料編 表3-1-4-4 に示すとおりとする。

(2) 進出拠点への連絡体制

各進出拠点担当署（資料編 表3-1-4-5）の署長は、進出拠点へ職員を配置し、調整本部と進出拠点との連絡体制を確保する。

担当署長は、調整本部からの指示により、配置した職員を通じ都道府県隊に対し、応援を必要とする被災地及び被災状況を連絡する。この場合、道路の被災状況等に応じ、調整本部を通じ県警察本部に部隊の誘導を依頼する。

(3) 指揮支援部隊長等への対応

ア 調整本部長は、消防対策本部に対し、航空機により航空部隊進出拠点に到着した指揮支援部隊長を調整本部に輸送するよう指示する。

イ 調整本部長は、指揮支援部隊長に応援部隊の活動方針等を指示する。

ウ 調整本部長は、緊急消防援助隊の部隊数を管理する。

(4) ヘリコプター離着陸可能場所

ヘリコプター離着陸可能場所は資料編 表3-1-4-6 に示す。

(5) 燃料補給体制

航空部隊及び地上部隊の燃料補給場所は資料編 表3-1-4-7に示す。

(6) 水利状況

消火栓スピンドルドライバーの形状は四角、口径は32mm、33mm、35mm及び38mmとし、その他の水利等については資料編 表3-1-4-8 に示す。

(7) 補給体制

緊急消防援助隊に係る発災日より4日目以降の食料品等物資の補給は資料編表3-1-4-9に示すとおりとする。

(8) 野営可能場所

地上部隊の野営可能場所は資料編 表3-1-4-10に示す。

(9) 資機材の提供

応援部隊の活動に必要な消火栓スピンドルドライバー及びホース媒介金具等の資機材を提供する。

(10) 救急医療機関

市内及び隣接市町村の救急医療機関は資料編 表3-1-4-11 に示す。

4 緊急消防援助隊の活動終了

調整本部長は、緊急消防援助隊のすべての活動地域について、現場における活動終了の報告があった場合には、指揮支援部隊長とともに、その旨知事に報告する。

5 緊急消防援助隊活動経費の負担

(1) 消防庁長官の指示による出動

消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動経費は、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱による。

(2) 消防庁長官の求めによる出動

消防庁長官の求めにより出動した緊急消防援助隊の活動経費及び上記 (1) で交付される以外の経費は財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金規程及び消防広域応援交付金交付規程及び細則による。

第5節 行方不明者の搜索、遺体の搜索・埋葬計画

市は、災害により行方不明者又は死亡者が発生した場合には、関係機関の協力を得て、行方不明者の搜索、遺体の搜索・埋葬等の処置等を速やかに講じ、人心の安定を図る。

実施担当	災害対策本部事務局	保健衛生対策部	消防対策部	各区本部
防災関係機関	各警察署	関係機関		

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索方法

行方不明者（災害により現に行方不明の状態にある者で、かつ周囲の状況から既に死亡していると推測される者も含む。）の搜索は、災害規模等の状況を勘案して、消防対策部、各警察署、新潟海上保安部、自衛隊等の関係機関及び地域住民の協力を得て行う。

(2) 行方不明者等の相談受付窓口の設置

ア 災害対策本部事務局及び区本部広報班は、行方不明者の安否等に関する相談窓口を設置する。

イ 受付の際には、受付票に行方不明者等の住所、氏名、年齢、性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項を記載するとともに写真があれば添付する。

(3) 情報の収集及び伝達

災害対策本部事務局及び区本部広報班は、行方不明者等の情報について、消防対策部及び各警察署に連絡し、情報収集するとともに、関係機関及び住民に対して情報の伝達を行う。

2 遺体の処置方法

保健衛生対策部食品・環境衛生班及び区本部区民生活班は、遺体が発見された場合は、警察等関係機関に連絡するとともに地元住民の協力を得て身元確認を行い、警察官の検視を受けた後、次の要領により処置する。

(1) 身元が判明し、かつ遺族等の引取人がある場合は、当該遺体を遺族等に引き渡す。

(2) 身元が判明しない者又は遺族等の確認ができない者については次による。

ア 警察より遺体の引き渡しを受けた後、遺体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、新潟県トラック協会新潟支部に車両の手配を要請する。

イ 寺院、公共施設等から遺体安置所を選定し、埋火葬が行われるまでの間、天幕を張る等して遺体を安置する。

ウ 発見時の状況、遺体の性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項の死体調書への記載及び写真撮影を行い、遺留品と併せて保管する。

エ 遺体の洗浄・縫合・消毒及び検案は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟市医師会

等と協力して行う。

オ 遺体の腐敗を防止するため、新潟斎場サービスに棺やドライアイス等の手配をするよう要請する。なお、棺やドライアイス等が不足する場合、県を通じて県葬祭業協同組合に手配する。

3 遺体の埋火葬

(1) 保健衛生対策部食品・環境衛生班及び区本部区民生活班は、遺族等が火葬を行うことが困難な場合又は身元不明の遺体の埋火葬について、次の要領により処理する。

ア 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡し、身元確認の調査に当たる。

イ 遺体で、身元の確認ができない場合は、一定期間経過後に行旅死亡人として、埋火葬を行う。

ウ 遺体の埋火葬は、死体検案書をもって区民生活班及び出張所班で埋火葬手続きをとり、新潟市青山斎場、新潟市新津斎場、新潟市白根斎場、新潟市亀田斎場、新潟市巻斎場で行う。

エ 遺骨は、遺留品とともに一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

オ 死亡者が多数発生した場合、斎場への遺体の搬送について新潟県トラック協会新潟支部に、骨箱等については、新潟斎場サービスにそれぞれ手配するよう要請する。

(2) 火葬場（資料編 表3-1-5-1）

4 応援要請

行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬等の実施が困難な場合、県、自衛隊、近隣市町村、災害時応援協定締結団体（資料編 表3-1-2-1）等に応援要請する。

第6節 ボランティア活動支援計画

大規模な災害等による災害応急対策を実施するうえで、効果的なボランティア活動を行うため、新潟市社会福祉協議会、日本赤十字社新潟県支部、新潟青年会議所、ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、ボランティアニーズの把握や情報の提供等、ボランティア活動に対する支援体制について定める。

実施担当	福祉対策部 各区本部
防災関係機関	市社会福祉協議会 日本赤十字社新潟県支部 新潟青年会議所

1 救援ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は災害発生後、本部長の要請により市総合福祉会館に「救援ボランティアセンター」を設置し、災害対策本部と連絡を取り、被害状況に応じて、以下の活動を行う。なお、設置及び運営にあっては、新潟県災害救援ボランティア本部との協力体制を構築する。

(1) 活動内容

- ア ボランティアの受付、登録
- イ ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報の提供
- ウ 災害対策本部等からの要請に基づくボランティアの派遣
- エ 災害対策本部との連絡調整
- オ ボランティア活動情報の集約・管理
- カ 活動に関するボランティアへのオリエンテーション（活動内容等）
- キ 外部ボランティアや地元ボランティアとの活動調整
- ク ボランティア活動保険加入業務
- ケ その他

2 救援ボランティアセンターの体制

救援ボランティアセンターは、市社会福祉協議会を中心に、日本赤十字社新潟県支部や青年会議所、ボランティア団体等によって運営し、活動方針や運営については、災害ボランティア本部自らの決定に委ねることとし、市はその運営に協力する。

3 救援ボランティアの受け入れ業務

(1) 一般ボランティアの活動内容

- ア 避難所管理運営
- イ 避難者リストの作成整理
- ウ 給水
- エ 物資の調達・運搬

- オ 炊き出し
- カ 安否情報や生活情報の収集・伝達等の広報、情報収集業務補助
- キ 清掃等の衛生管理
- ク 屋内・屋外片付け
- ケ 引越し手伝い
- コ 配食
- サ 移送・運転サービス
- シ 外出介助
- ス 買い物代行
- セ 話し相手
- ソ 娯楽の提供
- タ 救援ボランティア対策事務の補助

(2) 専門職ボランティア

- ア 医師、看護師、保健師、助産師、カウンセラー、保育士等
- イ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転の資格者
- ウ 建築物の応急危険度判定技術者
- エ 通訳（外国語、手話、要約筆記、点訳、音声訳）
- オ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助者
- カ アマチュア無線技師
- キ コンピューター関係者

4 地区救援ボランティアセンターの設置

救援ボランティアセンターは、被災状況に応じて、災害対策本部と調整の上、地区社会福祉協議会等に地区救援ボランティアセンターを設置する。

地区救援ボランティアセンターでは、現地に直接参集するボランティアの受け入れおよびコーディネートを経験したボランティアセンターと調整を取りながら実施し、救援ボランティアセンターは、活動に必要な物資、資材、情報収集・連絡調整のための職員、コーディネーターを派遣する。

5 救援ボランティアの受付、登録

救援ボランティアの登録は災害発生前から実施しているが、発生後は救援ボランティアセンターまたは地区救援ボランティアセンターで個人・団体を問わず救援ボランティアの登録、受付ができる。

6 救援ボランティア活動への支援

市は、救援ボランティア活動に対し、次の支援を行う。

- (1) 災害の状況、災害応急状況等の情報提供
- (2) 机や電話、市内地図などの資機材の提供
- (3) 会議室等の活動拠点の提供
- (4) 職場や学校へ提出するための従事証明書の発行
- (5) 光熱水費及び消耗品費などの経費の負担

7 ボランティア活動保険への加入奨励

救援ボランティア活動時の事故等の補償のため、救援ボランティア活動者についてはボランティア保険加入を奨励する。

第7節 災害救助法による救助計画

市域に大規模な災害が発生し、被災者が応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を要請するための所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施し、被災者の基本的生活の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

実施担当	災害対策本部事務局
防災関係機関	県

1 災害救助法の適用基準

次の(1)～(4)のいずれか一つに該当する場合

- (1) 住家の滅失した世帯が、市域内で150世帯以上に達した場合
- (2) 県内の住家滅失世帯数2,000世帯以上であって、本市における住家滅失世帯が75世帯以上に達したとき
- (3) 県内の住家滅失世帯が9,000世帯以上あって、本市における住家滅失世帯が多数であるとき
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める次の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき
 - ・ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、厚生労働省令に定める次の基準のいずれかに該当するとき。
 - ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数のものが、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ・ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

2 滅失世帯の判定基準

- (1) 滅失世帯の認定
 - ア 住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準
 - イ 住家が半壊、又は半焼した世帯は2世帯をもって住家滅失世帯として取り扱う。
 - ウ 住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状況となった世帯は3世帯をもって住家滅失世帯として取り扱う。

$$\text{滅失世帯} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼} \times 1/2) + (\text{床上浸水等} \times 1/3)$$

(2) 住家滅失の認定

被害区分	判定基準
全壊 全焼 流出 (滅失)	<p>住家が滅失したもの 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの</p> <p>具体的には</p> <p>ア 住家の損壊・焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの</p> <p>イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p>
半壊 半焼	<p>住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの</p> <p>具体的には</p> <p>ア 住家の損壊部分の床面積がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの</p> <p>イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</p>
床上浸水	<p>浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの 土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの</p>

3 災害救助法の適用手続き

(1) 被害報告・適用申請

本部長（市長）は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ的確に被害状況を把握し速やかに県に報告するとともに、併せて法の適用を要請する。

ア 災害救助法の適用申請事務は本部長（市長）の指示により災害対策本部事務局が行う。

イ 報告内容は以下のとおり

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ
- (エ) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他必要事項

4 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

(1) 救助の種類

救助は、国の責任において行われるが、その実施については知事に全面的に委任されていることから、知事は国の機関として救助にあたる。また、知事は救助を迅速に行うため、救助の実施に関する職権の一部を本部長（市長）に委任している。県では災害救助法施行細則第17条により、7項目を本部長（市長）に委任している。

実施者	知 事
救 助 の 種 類	1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 3 医療及び助産 4 災害にかかった住宅の応急修理 5 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ※ 5については災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在運用されていない

実施者	本 部 長（市 長）
救 助 の 種 類	1 収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 災害にかかった者の救出 4 学用品の給与 5 埋葬 6 死体の捜索及び処理 7 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしているものの除去

(2) その他

救助事務の処理に関する詳細等については、県作成の「災害救助の手引き」を参照のこと

5 災害救助法が適用されない場合の救助

知事は、法が適用されていない災害に際して、本部長（市長）が応急的に必要な救助を行う場合は、新潟県災害救助条例に基づき、その費用の一部を負担し被災者の保護を図る。

- (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として本部長（市長）がするものとし、救助は新潟市災害救助条例に基づき実施する。
- (2) 被害の程度が県条例に定める適用基準に該当し、適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議を行う。（新潟県災害救助条例参照）

	新潟県災害救助条例	新潟市災害救助条例																		
救助の実施基準	<p>災害救助法が適用されない災害に際し、市町村が応急的に必要な救助を行う場合、県が費用の一部を負担することによって被災者の保護を図ることを目的とし、市町村の区域を単位とする被害が次に該当する場合に適用される。</p> <p>(1) 次の表に定める数以上の世帯が滅失した場合</p> <p>(2) 特に知事が必要と認めた場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村の区域内の人口</th> <th>住家滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人未満</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5,000人以上 10,000人未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>10,000人以上 20,000人未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>20,000人以上 30,000人未満</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>30,000人以上 50,000人未満</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>50,000人以上 100,000人未満</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>100,000人以上 300,000人未満</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>300,000人以上</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数	5,000人未満	10	5,000人以上 10,000人未満	15	10,000人以上 20,000人未満	20	20,000人以上 30,000人未満	25	30,000人以上 50,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	50	300,000人以上	75	<p>災害救助法及び新潟県災害救助条例が適用されない、次に定める程度の災害が発生し、当該災害にかかり現に救助を必要とするものに対して行う。</p> <p>(1) 住家滅失世帯が、原則として県条例第2条第1項の表に定める2分の1以上</p> <p>(2) 前記の基準には達しないが、住家滅失世帯が多数で市長が特に必要があると認めた場合</p> <p>(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合</p>
市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数																			
5,000人未満	10																			
5,000人以上 10,000人未満	15																			
10,000人以上 20,000人未満	20																			
20,000人以上 30,000人未満	25																			
30,000人以上 50,000人未満	30																			
50,000人以上 100,000人未満	40																			
100,000人以上 300,000人未満	50																			
300,000人以上	75																			
救助の種類等	<p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与</p> <p>(3) 応急仮設住宅の設置</p> <p>(4) 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p>(5) 災害にかかった者の救出</p> <p>(6) 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給</p> <p>ただし、(3)、(4)は生活困窮者を対象</p>	<p>(1) 避難所の設置</p> <p>(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与</p> <p>(4) 災害にかかった者の救出</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置</p> <p>(6) 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p>(7) 障害物の除去</p> <p>ただし、(5)から(7)までの救助については、生活困窮者を対象</p>																		
救助の程度、方法及び期間	<p>新潟県災害救助条例施行規則による</p>	<p>災害救助法施行規則第5条に定める範囲内において行う。</p> <p>市長が特に必要と認めた場合、救助の期間を延長して行うことができる。</p>																		

第1節 情報収集・伝達計画

地震発生時に、災害対策の基本的な方針を迅速に決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施する上で必要な被害状況や災害関連情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 各対策部 各区本部
防災関係機関	各防災関係機関

1 災害情報収集・伝達体制

(1) 地震発生直後における情報の収集

新潟県上中下越に津波注意報、津波警報（津波、大津波）が発表されたとき又は市域で震度4以上の地震が発生した場合は、被害の規模を推定し、人命の救助や被害拡大防止など初動期における災害対策の基本的な方針を決定するため、迅速性を最優先として関連情報を収集する。

ア 収集する情報の内容（地震発生直後の災害情報）

地震発生直後には、以下の情報を中心に収集する。

区 分	主 な 内 容
地震・津波情報	○ 地震情報・津波警報等の発表状況
人的被害情報	○ 死者及び負傷者の発生情報 ○ 生き埋め等要救助者情報
危険発生情報	○ 火災の発生情報 ○ 崖崩れ情報 ○ 河川の被災情報 ○ 危険物の漏洩、ガス漏れ情報
応急対策活動支障情報	○ 公共施設などの被害情報 ○ ライフライン情報 ○ 道路などの活動上重要な施設の被害状況

イ 情報収集の方法

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、災害対策本部規程の分掌事務に基づき、地震発生直後における上記アの災害情報を次の要領により収集する。

区 分	情報収集の方法等
災害対策本部 事務局	・ 防災関係機関からの防災行政無線・衛星FAX・電話・メール等による通報 ・ テレビ・ラジオ等のモニタリング

	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部、各区本部からの報告 ・職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）
各対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・119番通報（消防対策部） ・高所監視カメラからの情報（消防対策部） ・庁舎周辺の被害確認 ・所管施設の被害確認 ・市民からの通報 ・業務出向中の職員からの情報 ・職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）
各区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関からの防災行政無線・FAX・電話・メール等による通報 ・庁舎周辺の被害確認 ・所管施設の被害確認 ・市民からの通報 ・業務出向中の職員からの情報 ・職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）

(2) 被害情報等の収集

被害の状況等について、災害対策本部事務局、各対策部、各区本部及び各防災関係機関は担当する情報の収集にあたる。

ア 災害対策本部が行う情報収集

(ア) 災害対策本部が独自に行う情報収集

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、それぞれの担当する所掌事務に関する情報について収集を行う。

情報区分		収集する情報内容	担 当	
被害情報	人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先 	死者 行方不明者 負傷者	区本部 消防対策部
	建物被害	<ul style="list-style-type: none"> ・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数 	住家・非住家	区本部 総務対策部 都市整備対策部
			事業所	区本部 経済・国際対策部 都市整備対策部
	市管理施設被害	<ul style="list-style-type: none"> ・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・利用者の被災状況及び避難状況 	福祉施設	区本部 福祉対策部
			清掃施設	環境対策部
			教育施設	教育対策部

		その他の施設	区本部 所管対策部
	市管理土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道路・橋梁・ トンネル・公園 区本部 都市整備対策部
	農林水産関係被害	・被害箇所と被害程度	農林水産関係 区本部 農林水産対策部
ライフライン情報	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・断水状況	下水道関係	区本部 都市整備対策部
		上水道関係	水道対策部
消防情報	<ul style="list-style-type: none"> ・119番通報の入電状況 ・火災発生状況及び延焼状況 ・救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ・危険物施設の被害状況 ・ガス漏れ等の発生状況 ・その他の被害発生状況 		消防対策部
避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所の設置状況 		区本部 福祉対策部
医療救護情報	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の被害状況 ・医療資器材の需給状況 ・救護所・救護センターの設置状況 		保健衛生対策部
市職員被災情報	・本人、家族及び家屋等の被災状況		各対策部 区本部
その他の情報	・被害箇所と被害の程度	土砂災害	区本部 都市整備対策部
		その他	所管対策部

(イ) 防災関係機関からの情報収集

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、必要に応じて防災関係機関から情報を収集する。

収集担当	収集する情報	収集先
災害対策本部 事務局	地震、津波等の情報 気象に関する情報	新潟地方気象台
	災害情報	北陸地方整備局企画部防災課
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数、ガス供給停止状況）と復旧状況	東北電力(株) N T T 東日本(株)新潟支店 北陸ガス(株)新潟支社 白根ガス(株) 蒲原ガス(株) 越後天然ガス(株)

	県内の被害情報	新潟県防災局危機対策課
	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	県警察新潟市警察部
	テレビ・ラジオ等のモニタリング	
保健衛生対策部	医療施設の被害と診療状況等 医療従事者の確保状況	新潟市医師会 新潟市歯科医師会 新潟市薬剤師会 日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会
福祉対策部	ボランティアの受入状況	市社会福祉協議会
経済・国際対策部	物流機能の被害と復旧状況	新潟県トラック協会
都市整備対策部	国管理道路、橋梁及びトンネルの被害と復旧状況等	新潟国道事務所
	県管理公園の被害と復旧状況等	新潟地域振興局
	高速道路の被害と復旧状況	東日本高速道路(株)新潟支社 新潟管理事務所
	国管理河川及び海岸の被害と復旧状況等	信濃川下流河川事務所 阿賀野川河川事務所
	県管理河川及び海岸の被害と復旧状況等	新潟地域振興局
	鉄道施設の被害と復旧状況	J R 東日本(株)新潟支社
	バス交通の被害と復旧状況	新潟交通(株)
	空港施設の被害と復旧状況	東京航空局新潟空港事務所
	港湾施設の被害と復旧状況	新潟港湾・空港整備事務所 新潟港湾事務所
	(市域と隣接する) 県管理道路、橋梁及びトンネルの被害と復旧状況等	新潟地域振興局 新発田地域振興局 三条地域振興局 長岡地域振興局
区本部事務局	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	県警察新潟市警察部 市内各警察署

イ 防災関係機関が行う情報収集

各防災関係機関は、防災業務計画に基づきそれぞれの機関が必要とする災害情報の収集を行う。

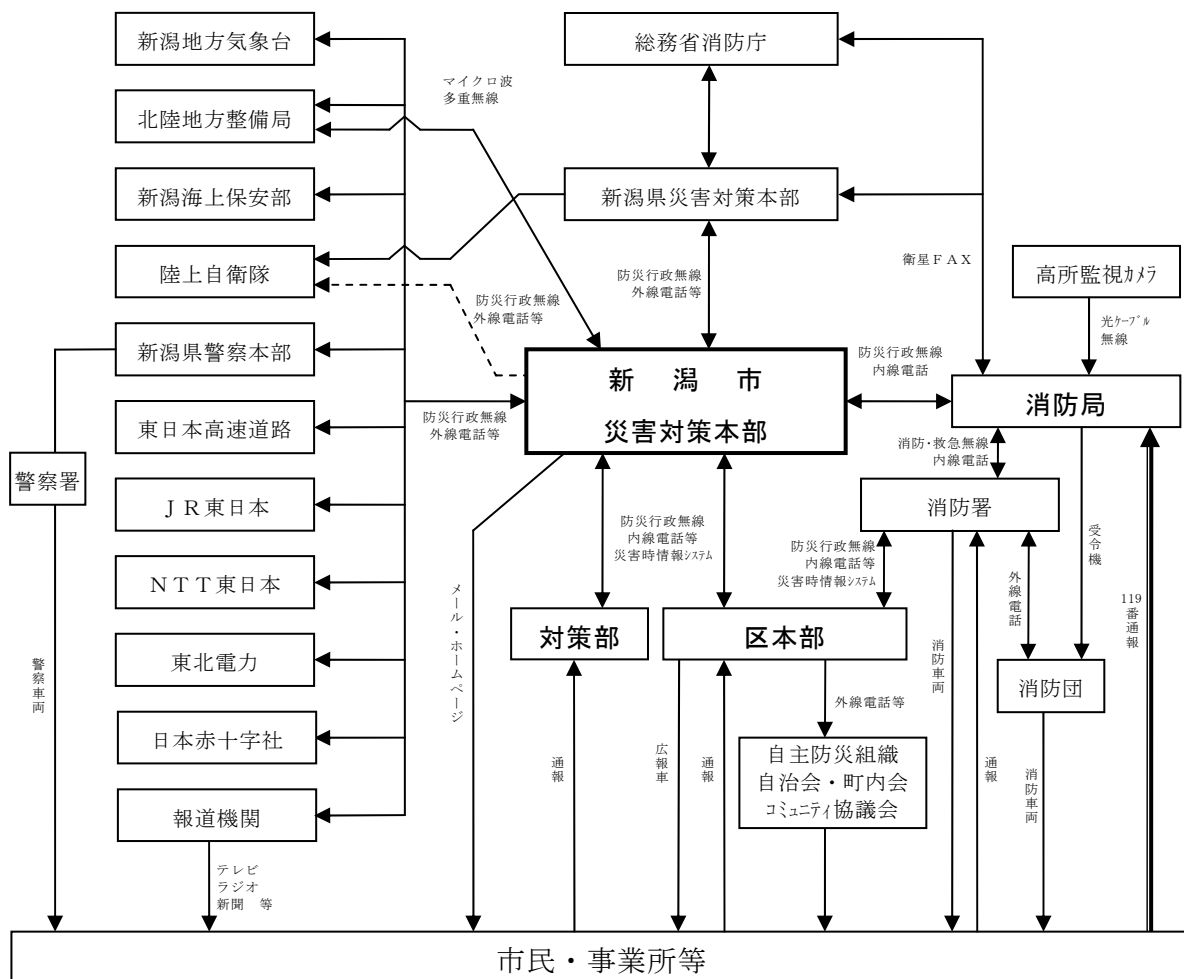
ウ 県への応援要請

被害の調査に技術を要する場合又は被害が甚大で調査が極めて困難なときは、災害対策本部事務局は県に連絡し、関係機関等の応援を求めて情報を収集する。

(3) 被害情報等の伝達系統

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、地震発生時の迅速な被害情報等の伝達のため、伝達系統図を作成し、必要に応じ逐次修正する。(連絡先等の詳細は、資料編 表3-2-1-1 に示す。)

(伝達系統図)



(4) 防災関係機関との情報連絡体制

ア 連絡責任者の指定

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、防災関係機関との連絡を確実にするため、連絡責任者をあらかじめ指定し、迅速な連絡体制を確保する。

イ 防災関係機関に対する情報連絡要員の派遣要請

災害対策本部事務局は、情報収集及び応急対策の実施等において緊密な連絡体制を確保するため、必要に応じ、県、新潟市警察部及び市域を管轄する各警察署、その他の防災関係機関等に対し、災害対策本部事務局に情報連絡要員を派遣するよう要請する。

(5) 非常通信の利用

災害対策本部事務局は、信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請し、非常通信は地方非常通信ルートにより行う。

2 被害状況等の報告

(1) 災害速報

地震が発生し被害を覚知した場合は、区本部事務局及び各対策部は被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を災害対策本部事務局へ速報する。

(2) 初動対応期^{※1}の被害状況及び活動状況の報告

ア 区本部各班及び「勤務時間外の職員初動体制」における各地区の総括担当は、被害状況及び活動状況（以下この節において「被害状況等」という。）を区本部事務局へ報告する。

区本部事務局は、区域を管轄する消防班へ連絡要員を派遣するなど、連携して区域の被害状況等の収集を行う。

区本部事務局は、区域の被害状況等を集約し、災害対策本部事務局へ報告する。

イ 各対策部は、それぞれ上記1(2)に定めた被害情報等及び活動状況を収集し、災害対策本部事務局へ報告する。

(3) 応急復旧期^{※2}の被害状況等の報告

ア 各対策部は、それぞれの所管に係る被害状況等を区本部担当班及び防災関係機関との連携により収集する。

イ 各対策部の総務担当班は、対策部の被害状況等を集約し、災害対策本部事務局へ報告する。

ウ 各区本部事務局は、各区単位の被害状況等を集約し、災害対策本部事務局へ報告する。

※1「初動対応期」

大地震や突発的な土砂災害の発生直後など、全域の被害状況が不明で、各被災現場での初動対応を優先させるべき期間（概ね発災から2～3日間）

※2「応急復旧期」

本部長の指示に基づく全市的な対策が可能となった期間（概ね発災3～4日目以降）

(4) 報告の手段

被害状況等を報告する際は、防災行政無線、電話、FAX、電子メール、災害時情報システム及びテレビ会議システム等を利用して報告する。

(5) 国及び県に対する報告

ア 災害発生直後の第一次情報

(ア) 消防対策部は、火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を資料編 表3-2-1-2 「消防庁への火災・災害即報基準」に準じ、県へ報告する。

なお、資料編 表3-2-1-3 「消防庁への直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告について

も引き続き、総務省消防庁に対しても行うものとする。

(イ) 消防対策部は、119番通報等が殺到した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県へ報告する。

(ウ) 災害対策本部事務局は、被害規模の概括情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(注) 県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告するものとする。

イ 一般被害情報及び応急活動情報

災害対策本部事務局は、把握した被害状況及び応急対策活動状況、災害対策本部の設置状況等を県へ逐次報告する。

(注) 県の災害報告取扱要領（昭和53年10月9日付消第784号）

第2節 消防活動計画

地震発生時における家屋等の倒壊や、同時多発火災から市民の生命、身体、財産を保護し、被害の軽減を図るため、消火、救急、救助等の消防活動計画を定める。

実施担当	消防対策部
------	-------

1 消防体制

震災に伴う被害を軽減するため、次のとおり消防体制の早期確立を図る。

(1) 消防対策本部の設置

災害対策本部の設置と同時に、消防活動体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防対策本部を設置する。

(消防対策本部の組織及び分掌事務を資料編 表3-2-3-1 に示す。また、新潟市消防現勢分布を資料編 図3-2-3-1 に示す。)

(2) 消防職員の召集及び参集

職員の召集は、震度5弱以上の地震発生と同時に事前命令とし、参集場所は原則として勤務場所とする。ただし、災害の状況により勤務場所に参集できない場合は、最寄りの署所に参集する。

その他細部については、「消防局震災対策等活動マニュアル」による。

(3) 消防活動部隊の編成

同時多発火災や多数の救急救助事象等の地震災害に対応するため必要があるときは、参集職員で予備車等により部隊編成を行う。

2 火災防ぎょ活動計画

震災時の火災防ぎょ活動については、次の事項を考慮し、有効かつ効率的に行う。

(1) 初動時の措置

ア 職員、車両及び機械等の安全確保

地震発生時には、職員、車両及び機械等の安全を確保し、災害に迅速に対処できる初動体制を確立する。

イ 無線等の緊急一斉点検の実施

無線局の開局、有線及び無線の試験、通信可否の確認を実施するとともに、電気系の緊急一斉点検を実施する。

ウ 消防無線（通信）統制

災害の多発による無線の混信等を防止し、的確な消防活動を実施するため、必要に応じ、基地局統制方式の無線統制を行う。

エ 火災の早期発見及び災害情報の収集

高所監視カメラによる火災等の早期発見を行うとともに、有線・無線の通信施設、

参集職員、消防団員及び市民等あらゆる手段を利用し迅速、的確に災害情報の収集に努める。

オ 資機材等の増強

長距離送水及び転戦活動に対処するため積載ホースの増強、倒壊家屋からの人命救助のための簡易救助用資機材等の積載を行う。

(2) 活動の基本方針

消防活動は、市民の生命、身体及び財産の安全確保を基本とし、次の方針により行う。

ア 人命の安全確保

火災と人身災害が同時に発生した場合は、消火活動と救助活動の緩急を十分考慮し、人命の安全確保を図る。

イ 消火活動の優先

火災と水災が同時に発生した場合は、原則として火災防ぎょ活動を優先する。

(3) 火災防ぎょの原則

火災防ぎょは、次に掲げる原則により行う。

ア 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発した場合は、市民の安全を優先とした避難場所、避難路確保の防ぎょを行う。

イ 重点地域防ぎょの優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重点かつ危険度の高い地域を優先に防ぎょを行う。

ウ 消火可能地域防ぎょの優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防ぎょを行う。

エ 市街地火災防ぎょの優先

大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先に防ぎょし、それらを鎮圧した後に部隊を集結し、集中防ぎょを行う。

ただし、高層建築物、地下街等の不特定多数を収容する対象物から出火した場合は、特殊車を活用し、人命救助を目的として消防活動を行う。

オ 重要施設防ぎょの優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、医療救護施設等の重要施設を優先に防ぎょを行う。

(4) 部隊運用

地震発生時の部隊運用は、消防対策本部運用とする。ただし、指令施設の損壊、災害の多発等で統制が不能な場合の災害対応は、消防署単位で活動する大隊本部運用とする。

3 自主防災組織等との連携

消防活動については、地域住民、自主防災組織等の果たす役割が大きいことから、これらの組織と連携を図る。

4 消防隊等の応援要請

本部長は、災害の状況を判断して必要と認めるときは、消防組織法に基づく新潟県広域等消防相互応援、緊急消防援助隊及び新潟県消防防災ヘリコプター等の消防応援を要請する。

5 消防団活動計画

消防団は、早期に活動体制を確立し、消防署部隊等と連携し、有効な火災防ぎよ、救急救助活動及び避難誘導を実施する。

(1) 消防団員の召集及び参集

消防団員の召集は、震度5弱以上の地震発生と同時に事前命令とし、参集場所は原則として所属の分団器具置場とする。ただし、災害の状況により最寄りの分団器具置場又は消防署所に参集する。

その他細部については、「消防局震災対策等活動マニュアル」による。

(2) 消防団の活動

ア 出火防止の広報と消火活動

火の始末、火気使用制限等出火防止の広報を行い、火災を発見したときは、付近住民の協力を求め、消火活動を実施する。

イ 人命救助

要救助者を発見したときは、付近住民の協力を求めて救出活動を行う。

ウ 消防署部隊との連携

災害現場活動は、消防署部隊と相互に協力して防ぎよ活動を行い、消防署部隊が転戦する場合は、その活動を引き継ぐものとする。

エ 避難誘導

避難勧告や避難指示等の発令があった場合は、速やかに避難方向、避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難誘導を実施する。

6 区本部及び他の防災機関との連携

区本部及び各警察署、自衛隊、関係機関等と相互に密接な協力・連携体制を確立し、円滑な消防活動を行う。

第3節 災害広報・広聴計画

災害関連情報を市民に迅速かつ的確に伝達するため、報道機関との連携、広報紙の発行など効率的な広報活動を実施する広報計画を定める。

また、被災者に対して生活上の不安や悩みなどの相談に応じ、少しでも不安や悩みを解消し、生活の再建と安定を支援するための広聴計画を定める。

実 施 担 当	災害対策本部事務局 市民生活対策部 各区本部
---------	------------------------

1 広報活動

地震時における人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況、災害応急対策の実施状況を市民に周知するよう災害広報を行う。

(1) 広報のポイント

広報は以下の点について留意しながら行う。

広報の過程	広報のポイント
情報の収集	(ア) 情報ルート多重化を図る。 (イ) 6W3Hの原則を遵守する。 (ウ) 発信者を確認する。
情報の分類	(ア) 緊急性で分類する。 (イ) 地域、世代で分類する。 (ウ) 避難生活者、在宅生活者で分類する。
情報の周知	(ア) 対象（誰に・どこに）を明確にする。 (イ) 的確かつ簡潔な内容とする。 (ウ) 手段（どう届けるか）を明確にする。
反応の確認	(ア) 情報の到達を確認する。 (イ) 次の情報ニーズを収集する。
情報の蓄積	(ア) 資料を保存する。 (イ) 写真・映像を保存する。 (ウ) 蓄積情報を探しやすくする。

(2) 広報の内容

災害時に市民の求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、おおむね次の区分により住民ニーズに応じた迅速かつ的確な広報を行う。

ア 地震発生直後

- (ア) 地震の発生状況
- (イ) 余震・津波・洪水等に関する情報及び避難勧告等

イ 初動対応期

- (ア) 災害対策本部の設置状況
- (イ) 被害状況の概要（人的被害、家屋・建物被害、公共施設被害、その他）
- (ウ) 避難所・救護所の状況（設置個所、収容状況、今後の見通し）
- (エ) 二次災害防止に関する情報
- (オ) 救援活動の状況
- (カ) 安否情報
- (キ) 災害応急対策の実施状況
- (ク) 医療機関の活動状況
- (ケ) 水・食料等の物資の供給状況
- (コ) その他必要事項

ウ 応急復旧期

- (ア) 避難状況
- (イ) ライフラインの被害状況と復旧見込み
- (ウ) 道路・交通情報
- (エ) 医療情報
- (オ) 教育関連情報
- (カ) 被災者相談窓口の開設状況
- (キ) ボランティア受け入れ情報
- (ク) り災証明、見舞金・義援金関連情報
- (ケ) 入浴に関する情報
- (コ) 住宅関連情報
- (サ) 各種貸付・融資制度等に関する情報
- (シ) その他必要な生活関連情報及び生活再建関連情報

(3) 広報の方法

ア 報道機関との連携

地震発生後は、報道機関と連携し、広範囲かつ迅速な広報に努める。

(ア) テレビ・ラジオの活用

災害発生直後は迅速かつ広範に情報を伝えることができる放送局と連携し、市民への広報に努める。（放送機関の連絡先について資料編 表3-2-4-1 に示す。）

(イ) 中長期化した場合の広報

災害が中長期化した場合には、地域に密着した生活関連情報等の広報について報道機関と連携し、市民へ広報する。

(ウ) 報道機関に対する情報提供

災害時は、記者会見・発表、資料提供等により報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、災害対策本部事務局は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報

提供に努める。

なお、プレスルームには、掲示板の設置等により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。

また、記者会見・発表、資料提供等は、原則として災害対策本部事務局及び各区本部広報班が対応する。

イ 同報無線による広報

同報無線を使用して防災情報を一斉に広報する。

(ア) 「地震のお知らせ」の広報

震度4以上の強い地震が発生した直後に行う。

(イ) 津波注意報、津波警報（津波及び大津波）の広報

気象庁発表の津波注意報、津波警報（津波又は大津波）が伝達された場合に行う。

ウ 広報車による広報

地震が発生した場合や二次災害が予想される場合は、状況に応じて広報車による巡回広報を実施する。

エ 広報紙による広報

情報を的確に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成、配布する。

(ア) 発行

平常時の紙面形態にこだわらず、広報紙の印刷発行を行うものとする。

(イ) 配布場所

通常の新聞折り込みによる配布が困難である場合は、避難所、区役所等被災者が共通して見られる場所への配布と街頭での貼り出しを重点的に行う。

(ウ) 配送手段

各避難所等への配送は、物資等の配送ルートを利用するとともに、ファックス等の伝達手段も可能な限り活用する。

オ FM文字多重放送の活用

FM放送の電波を利用した電光掲示板による文字情報の活用を図る。

カ ホームページによる広報

ホームページによる広報を実施し、国内外への情報発信を行う。

キ 災害時要援護者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障がい者及び外国人等に対する広報については、各種ボランティア団体等との連携を図り、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り行う。

ク メールによる広報

にいがた防災メールや緊急速報メールなど携帯電話やパソコンメールを活用した広報を実施する。

ケ 緊急告知FMラジオによる広報

コミュニティFM放送局の防災発信機能を利用した広報を実施する。

(4) 区本部の役割

大規模災害の場合、各区での被災状況が異なるため、できる限り早期に区ごとに広報紙を発行するなど、地域に密着したきめ細かな広報を行う。

2 広聴相談活動

災害時における被災者からの相談、要望、照会等や全国各地からの問い合わせ等に対応するため、速やかに広聴体制の確立を図るとともに、国、県等防災関係機関及び関係する各対策部及び各区本部と連携を密にしながら広聴相談活動を実施する。

(1) 総合相談窓口及び市民相談窓口の設置

災害の状況により必要と認めたときは、被災者からの相談・要望等を受け付けるため、市役所内に総合相談窓口を、また、各区役所及び各出張所に市民相談窓口を設置する。総合相談窓口及び市民相談窓口では、市の行う施策だけでなく、国、県等の他の機関による支援情報を住民に提供する。

(2) 巡回相談の実施

災害の状況により必要と認めたときは、避難所等で巡回相談を実施する。

(3) 専門家による相談

区本部広報班は、災害対策本部事務局と連携し、法律問題、借地・借家問題、土地・建物の登記手続き、減免等の税務相談、住宅の応急修繕など専門的な知識を要する問題解決のため、必要に応じ専門家による相談窓口を設置する。

(4) 相談窓口開設の周知

相談窓口を開設したときは、上記1(3)に示す広報の方法に準じて開設の周知を積極的に行う。

第4節 避難及び避難所計画

地震発生後の津波や火災の延焼等の二次災害から住民等の生命・身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難活動を実施するとともに、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 福祉対策部 消防対策部 教育対策部 市民生活対策部 都市整備対策部 経済・国際対策部 各区本部
防災関係機関	各警察署 新潟海上保安部 自衛隊 日本赤十字社新潟県支部 新潟市連合婦人会 にいがた女性会議

1 避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定

(1) 避難勧告及び避難指示

ア 実施者

避難勧告及び避難指示（以下この節において「避難勧告等」という。）の発令は、原則として本部長（市長）が行い、必要に応じて防災関係機関等に住民の避難誘導への協力を要請する。

ただし、本部長（市長）が発令するいとまがないときは、本部長に代わって区本部長（区長）が行うことができる。この場合、発令後ただちにその旨を本部長（市長）に報告しなければならない。

避難勧告等の実施者、根拠法令等は下表のとおりである。

区分	実施者	根拠法令等
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条第1項
	知事	災害対策基本法第60条第5項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）
避難指示	市長	災害対策基本法第60条第1項
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条 （警察官→警察官職務執行法第4条）
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がない場合に限る）	自衛隊法第94条
	知事	災害対策基本法第60条第5項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

	知事又はその命を受けた 吏員	地すべり等防止法第25条
	知事、その命を受けた県 職員又は水防管理者	水防法第29条

イ 避難勧告等の発令基準

避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として発令する。また、これらの状況が切迫し、急を要するときは、避難指示を発令する。

- (ア) 津波警報（津波又は大津波）が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められる場合
- (イ) 地震火災の延焼拡大又は有毒ガス等の危険物資等の流出拡散等により、住民に生命の危険が及ぶと認められる場合
- (ウ) がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、近隣住民に生命の危険が認められる場合
- (エ) その他災害の状況により、市長等が必要と認める場合

ウ 避難計画の作成

避難勧告等を発令する場合、速やかに次の事項について避難計画を作成する。

- (ア) 避難を要する理由
- (イ) 避難の対象地域
- (ウ) 避難先
- (エ) その他必要な事項

エ 避難勧告等により住民に求める行動

- (ア) 避難勧告を発令した場合
発令された地域の住民は、計画された避難場所等への避難行動を開始する。
- (イ) 避難指示を発令した場合
避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させる。
また、未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始する。

オ 避難勧告等の周知

- (ア) 伝達内容
避難勧告等を発令するときは、次の事項を明確に伝達する。
 - a 避難を要する理由
 - b 避難の対象地域
 - c 避難先
 - d 火気の始末、ブレーカー断等の注意事項
 - e その他必要な事項
- (イ) 伝達手段

a 災害対策本部による避難広報

災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達する。また、広報の際は、自主防災組織等地域の協力を得る。

b 災害時要援護者関連施設への伝達

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険個所内にある災害時要援護者関連施設に対しては、FAX又はメールにより災害情報及び避難情報を伝達する。

(ウ) 防災関係機関への避難広報の要請

a 報道機関

報道機関にテレビ、ラジオ等による避難の広報について要請する。なお、要請にあたっては、新潟県緊急時情報伝達連絡会が定める情報伝達ルート及び手段を活用する。

b 県等

県、県警察本部、第九管区海上保安本部にヘリコプターによる広報の協力について要請する。

カ 避難勧告等の解除

本部長（市長）は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民等に対して直ちにその旨を公示する。

なお、公示は避難勧告等の伝達手段に準じた方法により行う。

キ 報告等

(ア) 知事への報告

本部長（市長）は、避難勧告等を行ったとき若しくは解除したとき、又は警察官等から避難指示を行った旨の通知を受けたときは、速やかに知事に報告する。

(イ) 関係機関への連絡

本部長（市長）は、避難勧告等を行ったとき又は解除したときは、必要に応じ、警察等の関係機関にその旨を連絡する。

(ウ) 本部長（市長）に対する通知

警察官等は、避難指示を行ったときは、速やかに本部長（市長）にその旨を通知する。

(2) 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を設定する。

ただし、本部長（市長）が設定するいとまがないときは、本部長に代わって区本部長（区長）又は消防対策部長（消防局長）が行うことができる。この場合、設定後た

だちにその旨を本部長（市長）に報告しなければならない。

ア 必要な措置

- (ア) 警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。
- (イ) 警戒区域を設定したときは、消防対策部や警察に協力を要請し、バリケードや規制ロープの展張等によりその区域を明示するものとする。

イ 警察官等がこの職権を行う場合について

- (ア) 警察官又は海上保安官は、本部長（市長）若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合は、この職権を行うことができる。
- (イ) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、本部長（市長）又はその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいない場合は、この職権を行うことができる。
- (ウ) 警察官、海上保安官又は自衛官が市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を本部長（市長）に通知する。

2 避難の誘導

(1) 避難の方法

区本部は、消防機関、各警察署及び自主防災組織と協力し、避難対象地域内の住民等を安全に避難誘導する。

避難にあたっては、自治会・町内会ごとに集団で避難させる。

なお、避難をする際は原則として徒歩とする。

(2) 避難路等の安全確保

ア 安全な経路の選定

避難の誘導にあたっては、事前に十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水、土砂災害により危険が及ばない安全な経路を選定し、道路管理者や警察官等の協力を得て障害物の撤去等を行い、危険個所については表示やロープの展張等をするなど事故防止に努める。

イ 誘導員の配置

迅速かつ安全な避難を確保するため、消防機関、警察と協力して避難路等の要所に避難誘導員を配置する。

(3) 他の避難場所等への避難

避難場所等が危険と判断された場合は、他の安全な避難場所等へ再避難させるとともに、移動先の周知に努める。

(4) 車両や船艇等の利用

避難の誘導にあたっては、状況に応じて車両を活用する。また、浸水等の場合は、ロープ等を利用して安全を図るほか、必要に応じて船艇やヘリコプター等を活用し、

住民を迅速かつ安全に避難させる。

(5) 災害時要援護者への配慮

避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等の災害時要援護者に配慮し、地元の自主防災組織や自治会・町内会等の協力を得て避難の支援を行う。

3 住民等の避難行動

(1) 避難行動の原則

ア 避難は原則として徒歩による。

イ 避難にあたっては、自主防災組織及び隣近所等で互いに助け合い、自治会・町内会ごとに集団行動をとる。

ウ 避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に配慮し、防災関係機関等と連携し、可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された者の安否を確認する。

(2) 避難開始の時期

住民等が避難行動を開始する時期は次のとおりとする。

ア 家屋等の損壊又は付近の出火状況等から判断し、生命の危険を感じたとき

イ 避難勧告等が伝達されたとき

(3) 自主的な避難の際の市への連絡

自主的な判断により公的施設へ避難をする場合には、避難先、避難人数等を区役所総務課または出張所に連絡する。

(4) 避難の準備

ア 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。

イ 非常持ち出し品を携行する。

ウ 服装は軽装とし、底の厚い靴を履き、ヘルメットや帽子をかぶる。

エ 事業所にあっては、危険物等の安全措置を講ずる。

4 避難所の開設及び避難者の受入

(1) 開設の方法

避難所指名職員は、震度4以上の地震、避難勧告等の発令又は住民等の自主的な避難により避難所を開設する必要がある場合は、勤務時間内外を問わず、あらかじめ指定された避難所を直ちに施設管理者や地域住民の協力を得て開設する。

なお、区本部健康福祉班は、避難所の開設状況を確認し、開設されていない避難所については、職員を派遣し、これを開設する。

(2) 避難者の受入

ア 受入スペース

避難者の受入は避難所となる施設の体育館、集会室、会議室などをあてるものとし、施設の管理に必要な事務室等は原則として避難所として使用しない。

特に、学校施設については、体育館、集会室、普通教室などをあてるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、特別教室、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難所として使用しない。

なお、和室等各施設の条件の良好な部屋を「福祉避難室」と位置づけ、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等に優先的に提供する。

また、避難所に救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。

イ 水害時の対応

水害時には浸水深等を考慮した上、施設の上層階を使用する。

(3) 職員の派遣

区本部健康福祉班は、避難者の状況に応じ、避難所に職員を派遣する。

派遣された職員は、避難所指名職員から避難所の管理運営の業務を引き継ぐ。

(4) 避難所管理責任者の設置

避難所を開設したときは、避難所指名職員及び派遣職員の中から速やかに管理責任者を置く。

(5) 大量避難者への対応

ア 区本部は、避難者数が避難所の収容可能人員を超えていると判断した場合は、他の避難所と調整を図って避難者を受け入れ可能な避難所へ誘導する。調整が困難な場合には、指定避難所以外の施設についても避難所として指定するよう災害対策本部事務局に要請する。

イ 避難所管理責任者は、避難所の管理運営のため、必要な担当職員の増員を区本部健康福祉班へ要請する。

(6) 避難状況等の報告

避難所指名職員又は避難所管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。

ア 開設場所

イ 開設日時

ウ 周囲の被害状況

エ 施設の状況

オ ライフラインの状況

カ 収容人数及び世帯数

キ 傷病者数及び災害時要援護者の人数と状況

ク 給食必要数

ケ 毛布等物資の要否及び必要数

コ その他必要事項

(7) 関係機関への連絡

災害対策本部事務局は、避難所を開設したときはその状況を速やかに消防対策部並びに県及び県警察本部等関係機関に連絡し、必要な措置をとる。

5 避難所の運営

(1) 運営体制の整備

ア 関係者相互の協力

区本部は、防災関係機関、自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、ボランティア、施設管理者等の協力を得て避難所の管理運営を行う。

イ 避難所運営委員会の設置

区本部は、避難が長期化した場合の対応に配慮し、避難者、自主防災組織及び市担当職員等で構成する避難所運営委員会を設置し、施設管理者との連携、ボランティアの協力により、自主的な管理・運営体制を確立する。

(ア) 編成例

避難所運営委員会を設置する際は以下を参考に編成し、避難所の規模、避難者数等に応じて柔軟に対応する。

班	主な役割
総務班	避難所全体の取りまとめ、各班の調整等
情報班	避難者向け情報の収集・伝達、避難者名簿の作成・管理等
救護班	応急手当、救護所の補助、災害時要援護者への支援等
環境班	トイレの維持管理、廃棄物の分別処理、室内環境の維持等
食料物資班	給食給水、救援物資の収受・保管・配布等

(2) 物資等の提供

区本部区民生活班は、避難状況等の報告に基づき、避難所生活に必要な物資等の提供を行う。

(3) 情報の提供

ア 区本部広報班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。

イ 区本部健康福祉班は、避難者の情報の受発信に配慮し、テレビ・ラジオ、臨時公衆電話等の設置に努める。

(4) 男女それぞれの視点に立った避難所運営

避難所の運営にあたっては、男女のニーズの違いに配慮した運営に努める。

(5) 避難所における生活環境の整備

避難生活が長期化する場合は、関係機関の協力を得て避難所生活の環境整備に努め

る。

(6) 積雪期の対応

- ア 全避難者を屋内に収容する。避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、速やかに受入可能な避難所等へ誘導する。
- イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに温かい食事の早期提供に配慮する。

6 福祉避難所の開設及び運営

(1) 開設の方法

区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、避難者の中に避難所で共同生活を続けることが難しいと判断された災害時要援護者がいる場合、あらかじめ指定した施設へ担当職員を派遣し、施設管理者等の協力を得て福祉避難所を開設する。

(2) 避難所管理責任者の設置

福祉避難所を開設したときは、派遣された職員の中から速やかに管理責任者を置く。

(3) 避難者家族への対応

区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、避難者の家族や介護者の受入れを実施し、災害時要援護者等の生活環境の整備に努める。

(4) 大量避難者への対応

区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、避難者数が福祉避難所の収容人員を超えていると判断した場合は、他の福祉避難所と調整を図って避難者を受け入れ可能な避難所へ誘導する。調整が困難な場合には、指定避難所以外の施設についても避難所として指定するよう災害対策本部事務局に要請する。

(5) 避難状況等の報告

福祉避難所の管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について、初動対応期については、災害対策本部事務局へ、応急復旧期については、福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。

- ア 開設場所
- イ 開設日時
- ウ 周囲の被害状況
- エ 施設の状況
- オ ライフラインの状況
- カ 収容人数及び世帯数
- キ 傷病者の人数と状況
- ク 給食必要数
- ケ 毛布等物資の要否及び必要数
- コ その他必要事項

(6) 関係機関への連絡

災害対策本部事務局は、福祉避難所を開設したとき、その状況を速やかに消防対策部並びに県及び県警察本部等関係機関に連絡し、必要な措置をとる。

(7) 福祉避難所の運営

ア 運営体制の整備

区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、防災関係機関、避難者の家族、介護者、自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、ボランティア、施設管理者等の協力を得て福祉避難所の管理運営を行う。

イ 物資等の提供

区本部区民生活班は、避難状況等の報告に基づき、避難所生活に必要な物資等の提供を行う。

ウ 情報の提供

区本部広報班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。

エ 福祉避難所における生活環境の整備

避難生活が長期化する場合は、関係機関の協力を得て避難所生活の環境整備に努める。

(8) 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、速やかに受入可能な避難所等へ誘導する。

イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに温かい食事の早期提供に配慮する。

7 避難所外避難者の支援

市は地域の公共的空き地や自治会館、車中など、市があらかじめ指定した避難所以外に避難をしている住民へ、情報の伝達、物資の供給及び指定避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 避難所外避難者の把握

区本部健康福祉班は、避難所外避難者の避難場所、避難者数、避難者のニーズ及び健康状態等の調査を県の協力を得て行う。また、調査について関係機関の支援を要する場合は、その旨を県に要請する。

(2) 避難所外避難者への支援

上記(1)に基づき、避難所外避難者へ情報の伝達、食料・物資の提供等、必要な支援を行う。

(3) 災害時要援護者に対する配慮

避難所外に避難した災害時要援護者は、できるだけ早く避難所、福祉避難所、福祉

施設又は医療機関へ移送する。

(4) 車中避難者等への配慮

車中避難者等に対するエコノミークラス症候群などを防止するため、注意喚起広報をおこなう。

(5) 避難所外避難者の役割

避難所外避難者は、最寄りの区役所・出張所・連絡所、消防署所、警察署又は避難所等に避難状況を連絡する。

8 避難者の居住先の確保及び避難所の閉鎖

避難が長期化する場合は、避難者の健全な居住生活の早期確保のため、応急仮設住宅や市営住宅の空室の迅速かつ適切な提供等により避難者の居住先確保を図る。

また、施設の本来機能の早期確保のため、避難スペースの適正配置に努めるとともに、避難所の統廃合・閉鎖に向けた計画を策定し、避難所及び福祉避難所の早期閉鎖に努める。

9 帰宅困難者の支援

地震発生時は、公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅が困難になると予想されるため、公共交通機関の運行状況を広報するとともに、トイレ、休息場所及び支援情報の提供などが必要となる。市は(社)全日本冠婚葬祭互助協会等の協定締結事業者等と連携して帰宅困難者を支援する。

帰宅困難者に対する支援対策は、情報提供・支援設備・支援物資・支援体制などの準備を中心に、地域・施設・団体・法人ごとに検討し、実施するように努める。

第5節 交通規制計画

地震発生時の交通混乱に対処し、応急対策の的確な実施を確保するため、交通規制措置等について定める。

実施担当	都市整備対策部 各区本部 災害対策本部事務局
防災関係機関	北陸地方整備局新潟国道事務所 県 県警察本部 各警察署

交通規制等の実施者、根拠法令等は次のとおりである

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 県 知 事 市 長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。	道 路 法 (46条)
警 察	公安委員会 警 察 署 長 警 察 官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路においての交通の危険が生じ、又はそのおそれがあると認めるとき。	災害対策基本法 (76条) 道路交通法 (4・5・6条)

1 計画の基本方針

- (1) 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- (2) 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- (3) 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

- (5) 走行中の全車両を道路の左端に寄せて停車させ、道路中央部を避難路、緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに道路被災状況等を調査する。

2 交通規制の実施

警察及び各道路管理者は、大規模な地震が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するなど、円滑な防災活動を実施するため、次の交通規

制を実施する。

(1) 被災地域内の一般車両の流入制限

主要各道路においては被災地域内に流入する車両のうち、緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両を極力抑制する。

(2) 高速道路の通行禁止と流入制限

高速道路にあつては、被災地を中心に全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させる。

各インターチェンジにおいては、緊急通行車両以外の車両の流入を制限する。

(3) 緊急交通路等の指定

ア 各警察署は主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

また交通規制資機材を活用し支線からの車両の流入を防止する。

イ 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。

(4) 緊急交通路等における車両等の措置

ア 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立ち退き、撤去の広報、指示を行う。

著しく妨害となる物件については、各警察署・道路管理者等が協力して排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

交通規制の結果車両が停滞し、その場で長時間停止することになった場合は、適切な回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

3 緊急通行車両の確認等

緊急通行車両の確認等の手続きは、次により行うものとする。

(1) 確認の実施責任者

緊急通行車両（緊急自動車以外）の確認は、車両の使用者の申出により知事（危機対策課）又は公安委員会（県警察本部交通規制課）が行う。

(2)に掲げる緊急通行車両のうち、市やその他の者が所有するものについては公安委員会が確認する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他応急処置に関するもの
- ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ 上記のほか、災害の発生の防止又は拡大の防止のための措置に関するもの

(3) 緊急通行車両の確認申請受け付け

緊急通行車両の確認申請は、所定の様式により行い、その都度車両の確認を行うものとする。

受け付けは、知事が確認する車両にあつては危機対策課、公安委員会が確認する車両にあつては県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所において行う。

(4) 緊急通行車両の事前確認届出

公安委員会は、(2)で掲げる緊急通行車両のうち、市が保有し、もしくは他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に確認できるものとする。

(5) 緊急通行車両の標章等の交付

ア 公安委員会は、緊急通行車両の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書（資料編 図3-2-6-1）を交付する。

イ 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間とする。

ウ 標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を携帯しなければならない。

4 関係機関との協力・連携

交通規制の実施に際しては、各警察署・各道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した交通規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行う。

5 市民への周知

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、通勤者、市民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施しその周知徹底を図るものとする。

6 自動車運転手への周知

自動車運転手に対し、以下の事項を徹底するよう周知を図る。

(1) 走行中のとき

ア できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

イ 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両をおいて避難するときは、できる限り路外に停車させる。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

(2) 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

第6節 警備・保安計画

地震発生時には、さまざまな社会的混乱及び道路交通渋滞等が発生するおそれがあるため、各警察署、新潟海上保安部等の関係機関との緊密な連携の下に、地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした警備・保安体制を確立し被害状況を的確に把握することにより、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

防災関係機関	各警察署 新潟海上保安部
--------	--------------

1 新潟県警察（各警察署）

地震発生時においては、多数の死傷者や建造物の倒壊、火災、浸水、道路・橋梁の倒壊、電話の不通、停電、ガス漏れ、犯罪の発生など一時的に社会生活がマヒ状態となり、また、これに伴う被災者の不安、動揺の高まり、生活必需物資の欠乏、買い占め、売り惜しみなどの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

これらの地震発生に伴う非常事態に対処するため、市域を管轄する各警察署（以下「各警察署」という。）は、「新潟県警察大規模災害警備実施要領」に基づき、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため関係機関と連携して的確な災害警備活動を行う。

(1) 警察における警備活動

各警察署は、大規模な地震の発生により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の警備活動を行う。

ア 警備体制の確立

各警察署に警備本部を設置して警備体制を確立する。

イ 警備要員の確保

各警察署は、「新潟県警察大震災警備実施要領」に定めるところにより、警備要員の非常参集を行う。この場合において、各署の警備本部長は、必要に応じて県警察本部長に部隊の派遣を要請するものとする。

ウ 市災害対策本部等への職員の派遣

関係機関と密接に連携して警備活動を行うため、必要により市災害対策本部等へ職員を派遣する。

(2) 警備活動の重点

ア 災害情報の収集・伝達

イ 被害実態の把握

ウ 被災地住民の避難誘導

エ 負傷者等の救出・救護及び行方不明者の搜索

オ 交通混乱の防止、避難路・緊急交通路確保等の交通規制措置

カ 死体の検視・見分

- キ 被災者等の安心感を醸成するための広報、相談受理等の諸対策
- ク 被災地域、避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- ケ 各種犯罪の予防・検挙
- コ 県、市町村、関係機関等による応急対策等に対する支援及び協力
- サ 警察施設、設備等の防護及び点検整備
- シ 警察通信の確保と応急対策
- ス その他必要な警察活動

(3) 交通対策

地震が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、緊急車両の通行路確保、危険箇所及び迂回路の標示、交通情報の収集及び提供、車両の使用抑制、その他運転者のとるべき措置についての広報等危険防止、混雑緩和及び被害の拡大防止のため、次に掲げる措置を行う。

- ア 車両の緊急措置
- イ 交通規制要点の設定と緊急自動車を除く車両の全面通行禁止措置
- ウ 緊急交通路の確保
 - (ア) 緊急交通路の指定に伴う検問所の設置
 - (イ) 緊急交通路上における放置車両その他交通障害物の除去
- エ 交通路上における放置車両等交通障害物の除去
- オ 滞留車両に対する迂回路の指示
- カ 主要信号機に対する電源の確保
- キ 緊急通行車両の確認及び標章等の交付
- ク 交通規制及び渋滞状況の広報

2 新潟海上保安部

(1) 通信の確保、情報収集及び警報等の伝達に関する措置

- ア 通信の確保
 - (ア) 巡視船艇を含めた応急通信系による連絡体制を確保する。
 - (イ) 必要に応じ、市災害対策本部へ無線機を携帯させた連絡調整員を派遣し、連絡体制を確保する。
- イ 情報の収集

災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、関係機関等と密接な連絡をとり情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。
- ウ 警報等の伝達
 - (ア) 津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報及び安全通報等により、船舶等に周知するとともに、必要に応じ関係事

業者に周知する。

- (イ) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報を行い、船舶等に対し周知する。
 - (ウ) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行通報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知する。
 - (エ) 調査により収集した情報について、必要と認める場合は、市災害対策本部及び関係機関へ通報する。
- (2) 海難救助等

- ア 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇及び航空機等によりその捜索救助を行う。
- イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇によりその消火を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。
- ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- エ 海上における行方不明者の捜索並びに遺体の収容及び検視を行う。
- オ 救助活動に関し、その規模が大であるため、又は事態が急迫し必要と認めるときは、自衛隊に部隊等の派遣を要請する。

(3) 流出油等の防除

- ア 大量の油が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇及び航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- ウ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により応急措置を講じるとともに、関係機関等に必要な資器材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置

- ・ 防除対策推進のための組織体制の整備
- ・ オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
- ・ 防除作業の実施、援助及び協力
- ・ 住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難勧告及び陸上交通規制等の措

置

(4) 海上交通安全の確保

- ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- オ 河川からの流出物等により、水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- カ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(5) 危険物の保安処置

- ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(6) 警戒区域の設定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法に定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船舶等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うとともに、市災害対策本部に対し警戒区域設定に係る通知を行う。

(7) 治安の維持

- ア 治安機関等からの情報収集に努めるとともに、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- イ 巡視船艇等により、警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒を行う。

(8) 関係機関等への支援活動

新潟海上保安部は次に掲げる支援活動を行う。

- ア 緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食糧、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めるときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

イ 物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき被災者に対し海上災害救助用物品を無償で貸付け又は譲与する。

無償で貸付け又は譲与する海上災害救助物品

- ・ 無償貸付物品

被服、寝具、修理器具、曳航器具又は同物品以外の海上災害救助のため特に必要な生活必需品又は機械器具

- ・ 譲与物品

食糧、飲料水、ちゅう暖房用及び灯火用燃料、医薬品、衛生材料、その他の救じゅつ品（消耗品に限る。）

ウ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供並びに災害応急対策従事者に対する宿泊所の提供等を行う。

(9) 関係機関との協力、連携体制

地震等による海上災害に対処するため、新潟海上保安部、市災害対策本部、警察、消防機関、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動等を効果的に行う。

ア 市災害対策本部

(ア) 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。

(イ) 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。

(ウ) 新潟海上保安部の活動が、迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。

(エ) 海上における災害応急活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、関係自衛隊の支援を県に要請する。

イ 警察

(ア) 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。

(イ) 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

(ウ) 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導にあたる。

ウ 消防機関

- (ア) 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。
- (イ) 初期消火、延焼の防止に当たっては、相互の情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行うものとする。
- (ウ) 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。
- (エ) 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び警戒にあたる。
- (オ) 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

エ 自衛隊

- (ア) 新潟海上保安部等からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報交換をするとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

オ 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所

関係機関と連絡をとり、流出油の防除等災害応急対策に協力する。

カ 日本赤十字社新潟県支部

関係機関と連絡をとり、負傷者の救護にあたる。

第7節 輸 送 計 画

災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、被災者及び救助・救急・消火等の活動に従事する要員並びに必要な資機材、物資を輸送するための陸上等の交通路の確保が重要である。

そのため、緊急輸送道路ネットワークの構築を図るとともに、救援物資等の集積場所等について、計画を定める。

実 施 担 当	災害対策本部事務局 総務対策部 市民生活対策部 都市整備対策部 各区本部
防災関係機関	北陸地方整備局新潟国道事務所 県 各警察署 新潟海上保安部 自衛隊

1 輸送対象及び輸送手段

(1) 輸送対象

輸送にあたっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等の最重点に、次の事項を輸送対象とする。

また、輸送対象については、被災の状況や応急対策の進捗状況に応じて優先順位を定める。

ア 第1段階

- (ア) 重傷等の傷病者
- (イ) 医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (ウ) 消防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (エ) 避難を要する被災者
- (オ) 緊急輸送路確保のための緊急復旧要員及び資機材等
- (カ) 交通規制等に必要の人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 飲料水
- (イ) 食糧
- (ウ) 緊急を要する生活必需品
- (エ) 遺体
- (オ) 災害応急対策要員及び救援用資機材

ウ 第3段階

- (ア) 生活必需品
- (イ) 災害復旧対策要員及び復旧用資機材

(2) 輸送手段

ア 自動車による陸上輸送

(7) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送ネットワークとして、県が指定した大規模地震等発生時の緊急交通路と整合を図り、市内の各主要防災拠点を結ぶ緊急輸送道路をあらかじめ指定する。

【指定緊急輸送道路】(路線図を資料編 図3-2-8-1 に示す。)

- a 高速道路市域全線(関越、北陸及び磐越及び日東道)
- b 国道7号(新潟バイパス・新新バイパス含む)…起点(本町通7番町永井電気(株)前)から聖籠町境までの間
- c 国道8号(新潟バイパス含む)…起点(本町通7番町永井電気(株)前)から三条市境までの間
- d 国道49号…阿賀野市境から終点(明石2丁目栗の木バイパス脇)までの間
- e 国道113号…起点(中央区万代3丁目(国道7号))から聖籠町境までの間
- f 国道116号…燕市境から終点(本町通7番町永井電気(株)前)までの間
- g 新潟亀田内野線…江南区太右衛門新田(新潟中央 I.C.)から中央区出来島1丁目(国道116号)までの間、東区江口(新潟空港 I.C.)から東区一日市までの間
- h 新潟港沼垂線…中央区沼垂東5丁目(国道113号)から中央区沼垂東2丁目(国道7号)までの間
- i 新潟港横越線…東区竹尾(国道7号)から東区小金台(国道113号)までの間
- j 新潟村松三川線…東区一日市から東区下山2丁目(国道113号)までの間

(イ) 指定緊急輸送道路の確保

a 交通情報の収集

災害時の指定緊急輸送道路等の交通情報の収集は、県警察本部や道路管理者と県防災行政無線や地域防災無線等により行う。

b 道路管理者の行う交通規制

道路管理者は、災害による道路の陥没、破損等の事由により通行に危険を及ぼすと認められる場合や道路沿いの建物や工作物が道路の構造に損害を及ぼし、または及ぼすおそれがあると認められる場合、また、道路区域内に存する障害物が直ちに除去できないときは、通行禁止等の措置を講じるとともに、県警察本部及び管轄警察署並びに他関係機関に速やかに連絡する。

c 警察の行う交通規制

警察は、緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備または交通管理対策についてあらかじめ定めておく。

(緊急交通路の確保のための広域交通規制検問所について、資料編:図3-2-8-2 に示す。)

(ウ) 指定緊急輸送道路の啓開

a 指定緊急輸送道路啓開の実施体制

災害発生後、速やかに指定緊急輸送道路の調査を行い、通行可能な路線から啓開を実施する。

なお、道路上に障害物等があり通行不能の指定緊急輸送道路については、緊急に障害物等を除去するよう努める。

b 情報収集

都市整備対策部、各区本部及び国、県等の関係機関は、指定緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。

また、必要に応じ災害時応援協定を締結している建設業協会等や市ハイヤータクシー協会、市個人タクシー事業協同組合、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合及び郵便事業株式会社新潟支社に応援を要請し、調査、点検、報告等を依頼する。

【調査・点検内容】

- ・ よう壁または法面の崩壊、落石
- ・ 橋梁、トンネル、ボックスカルバート等立体構造物の落下または崩壊
- ・ 路面陥没、水没等
- ・ 地下埋設物破損
- ・ 標識類、照明、電柱、電線等の倒壊または落下
- ・ 道路沿いの建築物、工作物の倒壊または落下
- ・ 街路樹の倒木、枝の落下、流木
- ・ 放置車両
- ・ その他

c 道路啓開に必要な資機材の確保

道路啓開は、平常時に使用する業務用資機材による他、災害時応援協定を締結している建設業協会等の協力により資機材を確保する。

(エ) 輸送車両等の確保

a 輸送車両等の確保

市で行う輸送は、原則として各対策部及び各区本部で所管する車両を使用し、不足が生じる場合は、総務対策部総務班が所管する車両を使用する。

上記の方法により、なお不足が生じるときは次の事項（概要）を明らかにし、県（危機対策課。ただし県災害対策本部が設置された場合は統括調整部。）に調達のあつせんを要請する。

【要請事項】

- ・ 輸送区間及び借り上げ期間
- ・ 輸送人員又は輸送量
- ・ 車両等の種類及び台数

- ・ 集積場所及び日時
- ・ その他必要事項

なお、必要に応じトラック等の車両については、指定公共機関である日本通運(株)新潟支店や指定地方公共機関の新潟運輸(株)ならびに災害時応援協定を締結している新潟県トラック協会新潟支部及び赤帽新潟県軽自動車運送協同組合に借上げを要請する。

また、被災者等の輸送については、指定地方公共機関である新潟交通(株)にバス等の借上げを要請する。(借上げ等の要請先を資料編 表3-2-8-1 に示す。)

b 運用方法

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部からの配車要請について、総務対策部総務班は、所管する車両や借上げた車両で対応する。なお、車両の配分や借上げ料金等の負担については次に定めるところによる。

(a) 配車要請

車両を必要とするときは、使用目的、日時、車種、乗車人員、積載トン数、台数、引渡場所等を明示のうえ、総務対策部総務班に要請する。

(b) 配車

総務対策部総務班は、必要車両を調達し、要請した災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部に引き渡す。

(c) 借上げ料金等

借上げに要する費用は、総務対策部総務班が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者と協議して定める。

c 緊急通行車両等の確認手続き

(a) 緊急通行車両等の確認・標示

災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合は、緊急通行車両又は緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)は次により緊急通行車両確認証明書及び標章を受ける。

(b) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、車両を所管する各対策部及び各区本部が県警察本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受ける。

なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

(c) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部及び各区本部が緊急通行車両等確認申請書により県警察本部交通規制課、各警察署等に申請し、証明書等の交付を受ける。

なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証

明書を携帯する。

- (d) 総務対策部総務班で借り上げ等で調達した車両については、総務対策部総務班が緊急通行車両等確認申請書により県警本部交通規制課、各警察署等に申請し、証明書等の交付を受ける。

なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

イ 船艇による水上輸送

(ア) 海上輸送路の確保

震災時の大量輸送という有効性から市街地に最も近い新潟西港区を海上輸送の緊急物資集積地として位置付ける。

なお、その中でも広大なオープンスペースを有し、岸壁の耐震化や液状化対策等を考慮した整備を進めている万代島地区を海上輸送の拠点基地として確保する。

(イ) 河川輸送路の確保

防災船着場を整備し、民間船艇等を活用した輸送の確保に努める。(防災船着場所在地を資料編 表3-2-8-2 に示す。)

ウ 航空機等による空路輸送

(ア) ヘリポート

地震発生時に災害応急活動に必要な人員、重傷者、物資等の搬送を行うため、ヘリポート等を確保する。(ヘリポート所在地(臨時含む)を資料編 表3-1-3-3 に示す。)

(イ) 管制及び誘導等

ヘリコプター等の管制や発着場所での誘導方法については、県や東京航空局新潟空港事務所、各輸送実施機関と協議して行う。

エ 燃料の確保

車両等の燃料については、協定締結団体及び他の燃料供給業者等に対して燃料の供給を要請することとするが、確保が困難な場合は、県や関係団体に対して協力を要請し確保する。

2 救援物資等の集積・配送拠点等

(1) 集積・配送拠点等の設定

他都市からの救援物資の受け入れや調達した物資等の集約、各地域への配送仕分け等を行うための集積・配送拠点として資料編 表3-2-8-3に示す場所を設定する。

(2) 救援物資等の各避難所への配送

ア 救援物資等の対応専門チームの設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、総務対策部総務班及び市民生活対策部食糧・物資班の職員からなる専門チームを設ける。

【業務内容】

- ・ 救援物資の受付
- ・ 救援物資の集積状況の把握
- ・ 救援物資の配送指示
- ・ 集積、配送状況等の情報の提供
- ・ 救援物資配送計画の作成
- ・ 食糧、生活必需品等の調達
- ・ 輸送車両等の配車指示、借り上げ等

イ 集積・配送拠点への人員配備

集積拠点等へは、総務対策部総務班及び市民生活対策部食糧・物資班で構成する職員を管理・情報要員として派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示などの業務に当たる。

なお、集積や仕分け等の人員については、各対策部及び各区本部への動員要請やボランティアの協力により確保する。

(配送システムについて資料編 図3-2-8-3 に示す。)

3 受入れ体制の整備

他機関による輸送活動が円滑に行えるよう受入れ体制の整備を行う。

第8節 食糧供給計画

被災者及び災害応急対策活動従事者に対する食糧の調達、炊き出し、供給等を迅速かつ的確に実施するため、食糧供給体制等について定める。

実施担当	市民生活対策部 経済・国際対策部 福祉対策部 総務対策部 教育対策部 各区本部
------	--

1 食糧の供給体制

(1) 食糧供給の対象者

- ア 避難所等に収容された者
- イ 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等のため、炊事ができない者
- ウ 通常の流れ機関が一時的にマヒ混乱し、食糧の確保ができない者
- エ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者及び帰宅困難者
- オ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者
- カ 床下浸水ではあるが自宅において炊事ができない者

(2) 食糧の種類

- ア 主食は、握り飯、弁当、パン、うどん、インスタント食品、乾パン等とする。
また、幼児用のミルク・牛乳、高齢者のためのおかゆ等の給与も配慮する。
- イ 副食は、漬物、佃煮、缶詰、野菜等で食器を要しないものとする。

2 食糧の調達

市民生活対策部市民生活班は、被害状況を把握し、総務対策部財務班と調整のうえ食糧の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する食糧の調達を行う。

(1) 備蓄食糧の供給

災害発生時においては、交通機関等の混乱も予想されることから、区本部区民生活班は学校等に平常時から備蓄している食糧から供給を行う。(第2部第1章第13節「災害備蓄計画」参照)

(2) 流通業者等による調達

市民生活対策部市民生活班は、災害の規模や流通状況に応じ、協定締結団体に食糧の調達を要請する。協定締結団体からの食糧調達が不足する場合には、経済・国際対策部経済総務班に食糧の調達を要請する。

経済・国際対策部経済総務班は要請に基づき卸売業者や小売販売業者等(資料編 表3-2-9-1)から食糧を調達する。

ただし、初動対応期において、各区本部が迅速に食糧を供給する必要がある場合は、各区本部が独自に協定締結団体及び卸売業者や小売販売業者等に要請する。

(3) 県又は他市町村との応援要請による調達

市において食糧の調達が困難な場合は、市民生活対策部市民生活班は、災害対策本部事務局を通じ、県又は応援協定締結市町村等に調達・供給を要請する。(第3部第1章第2節「応援要請計画」参照)

3 食糧の輸送

(1) 備蓄食糧

備蓄食糧の輸送は、各区本部区民生活班が各区本部総務班の準備する車両等で行う。(第3部第2章第7節「輸送計画」参照)

(2) 流通食糧

流通食糧の輸送は、原則として、調達を要請された協定締結団体、関係機関及び流通業者が、指定された避難所等に輸送を行う。

(3) 県・他市町村への要請

ア 市民生活対策部市民生活班は、県及び応援協定締結市町村等の応援が必要と認めるときは、災害対策本部事務局を通じて、集積所等を指定して輸送の応援を要請する。(第3部第1章第2節「応援要請計画」参照)

イ 県等への応援要請を行った場合、市民生活対策部市民生活班は集積所の管理を行い、各区本部区民生活班が避難所等へ食糧の輸送を行う。

4 食糧の配布

(1) 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所指名職員の要請に基づいて、必要数量の把握を行い、配布計画を作成する。

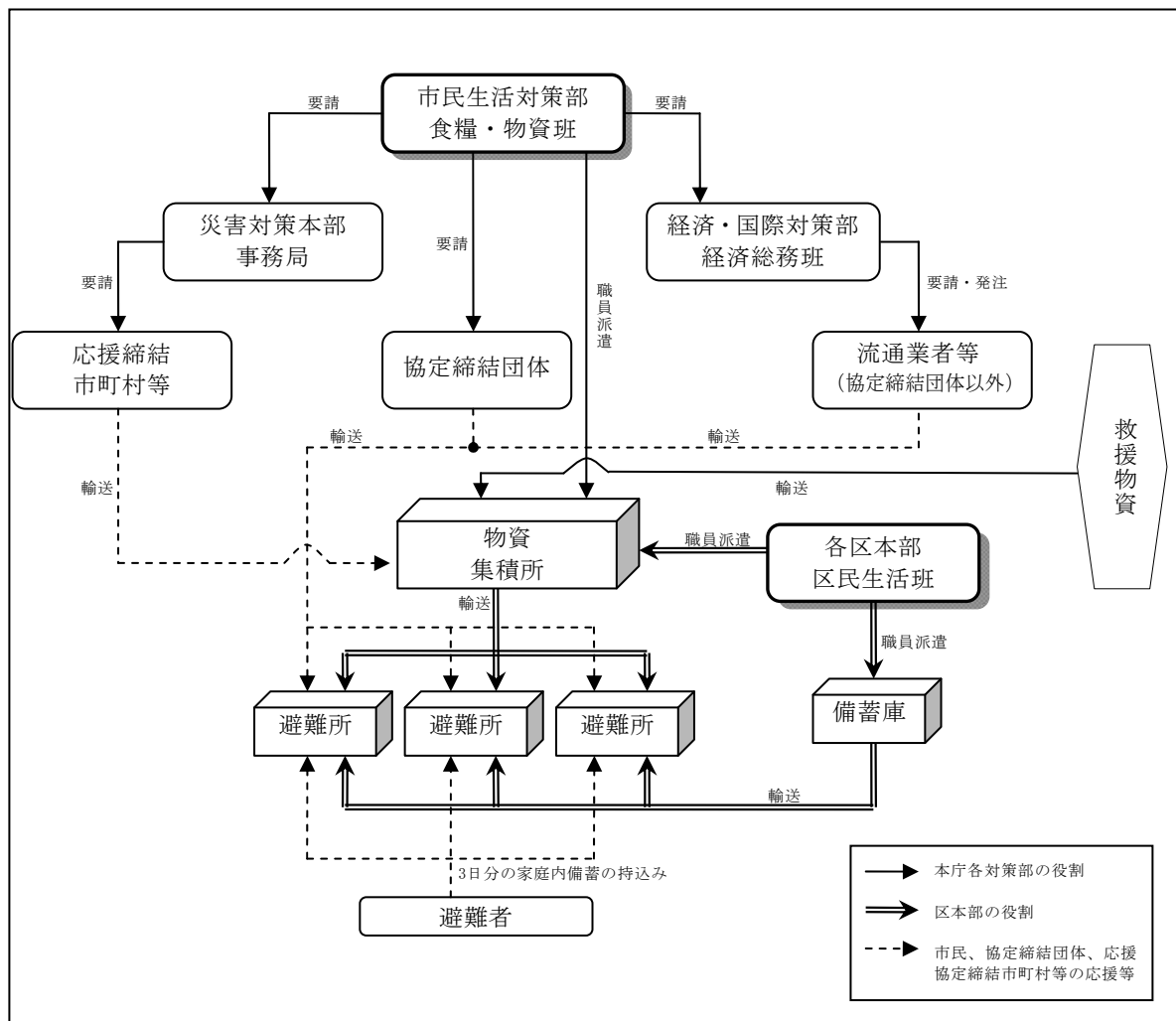
(2) 調達した食糧は、各区本部区民生活班が自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等の協力を得て、避難者に配布する。配布は原則として、避難所において行う。

(3) 各区本部区民生活班は、避難者数を正確に把握し、配布にあたっては不足や重複が生じないように常に公平な配分に努める。

なお、配布にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者へ優先的に配布する。

(4) 在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に出向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班が福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。

【食糧・物資供給概要フロー図】



5 炊き出し

(1) 炊き出しの方法

ア 各区本部区民生活班は教育対策部保健給食班等と調整のうえ、自主防災組織、自治会・町内会、赤十字奉仕団等の協力を得て炊き出しを行う。

なお、学校及び給食センターにおいては、学校給食再開までは調理員も炊き出しに従事する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

ウ 炊き出し等が緊急を要する場合は、県に対し、自衛隊及び日本赤十字社新潟県支部を通じて赤十字奉仕団による炊き出しを要請する。

(2) 炊き出し場所等

ア 炊き出しは、原則として小・中学校の給食室及び学校給食センター（学校給食再開まで）とするが、災害の状況によりコミュニティセンター等の他の公共建築物を利用して実施する。（炊き出し施設を資料編 表3-2-9-2 に示す。）

イ 炊き出しの要員及び用具等が不足する場合は、各区本部は、災害対策本部事務局を通じて、次の事項を明示したうえ、県、応援協定締結市町村及び協定締結団体等に応援を要請するものとする。

- (ア) 人員
- (イ) 必要な器具及び数量
- (ウ) 炊き出しを行う期間
- (エ) 炊き出しを行う場所
- (オ) その他必要な事項

6 炊き出し等の費用及び期間等

災害救助法が適用されない場合の炊き出し等の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

7 関係帳簿等の整備

市民生活対策部市民生活班及び各区本部区民生活班は、次の関係帳簿等を整備し、適時災害対策本部事務局に報告する。

- (1) 食糧品の現品給与簿
- (2) 購入代金等支払証拠書類
- (3) 炊き出し等受給者名簿
- (4) 炊き出しその他による食品給与用物品受払簿
- (5) 炊き出し用品借用簿
- (6) 炊き出し協力者、ボランティア等名簿
- (7) 炊き出し日報

8 災害救助法の基準等

災害救助法が適用された場合、炊き出しその他食糧の給与の対象となる者、基準額、期間等は、新潟県災害救助法施行細則に定める基準等を適用する。

第9節 生活必需品供給計画

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・日用品等の生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最低必要な生活必需品を供給するため、生活必需品等供給体制について定める。

実施担当	市民生活対策部 総務対策部 福祉対策部 経済・国際対策部 各区本部
------	-----------------------------------

1 生活必需品供給の対象者

- (1) 災害により住家に被害（床上浸水以上）を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

2 生活必需品の種類

生活必需品の品目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 寝具 : タオルケット・毛布・布団等
- (2) 被服 : 肌着（下着類）・普通着・子供服等
- (3) 身の廻り品 : タオル・手拭い・靴下・サンダル・傘等
- (4) 炊事道具 : 鍋・釜・包丁・茶碗・皿・箸等
- (5) 日用品 : 石鹸・チリ紙・歯ブラシ・歯磨き粉等
- (6) 光熱材料 : マッチ・ローソク・プロパンガス・灯油等
- (7) その他 : 紙おむつ・生理用品・洗濯バサミ・ハンガー等

3 生活必需品の調達

市民生活対策部市民生活班は、被害状況を把握し、総務対策部財務班と調整のうえ物資の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する生活必需品の調達を行う。

(1) 備蓄品の供給

区本部区民生活班は、災害発生時に生活必需品の供給が必要な場合は、備蓄から供給を行う。（第2部第1章第13節「災害備蓄計画」参照）

(2) 流通業者等による調達

市民生活対策部市民生活班は、災害の規模や流通状況に応じ、協定締結団体に生活必需品の調達を要請する。協定締結団体からの調達が不足する場合には、経済・国際対策部経済総務班に生活必需品の調達を要請する。

経済・国際対策部経済総務班は要請に基づき卸売業者や小売販売業者等から生活必需品を調達する。

ただし、初動対応期において、各区本部が迅速に生活必需品を供給する必要が生じた場合は、各区本部が独自に協定締結団体及び卸売業者や小売販売業者等に要請する。

(3) 県又は他市町村との応援要請

市独自で調達が困難な場合、市民生活対策部市民生活班は、災害対策本部事務局を通じ、県又は応援協定締結市町村等に調達・供給を要請する。(第3部第1章第2節「応援要請計画」参照)

4 生活必需品等の輸送

(1) 市が備蓄する生活必需品

備蓄品の輸送は、各区本部区民生活班が各区本部総務班の準備する車両等で行う。(輸送については第3部第2章第7節「輸送計画」参照)

(2) 流通業者の生活必需品

流通業者による生活必需品の輸送は、原則として、調達を要請された協定締結団体、関係機関及び流通業者が、指定された避難所等に輸送を行う。

(3) 県・他市町村等への要請

ア 市民生活対策部市民生活班は、県及び応援協定締結市町村等の応援が必要と認めるときは、災害対策本部事務局を通じて、集積所等を指定して輸送の応援を要請する。(第3部第1章第2節「応援要請計画」参照)

イ 県等への応援要請を行った場合、市民生活対策部市民生活班は集積所の管理を行い、各区本部区民生活班が避難所等へ生活必需品の輸送を食糧・物資班に要請する。

5 生活必需品等の配布

(1) 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所指名職員の要請に基づいて、必要数量の把握を行い、配布計画を作成する。

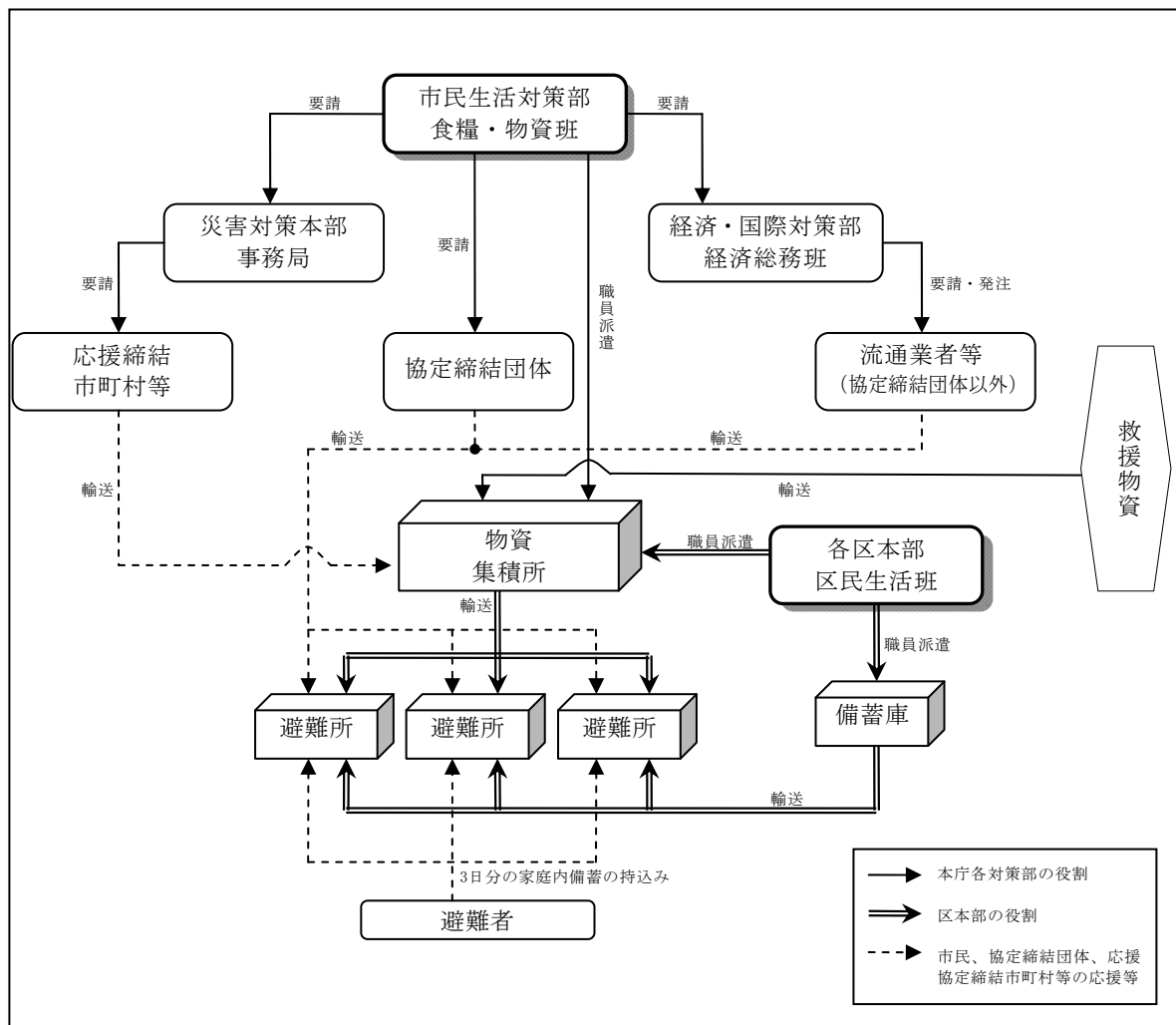
(2) 調達した生活必需品は、各区本部区民生活班が、自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等と協力して配布する。配布場所は、原則として、避難所とする。

(3) 各区本部区民生活班は、避難者数を正確に把握し、配布にあたっては不足や重複が生じないように常に公平な配分に努める。

なお、配布にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者へ優先的に配布する。

(4) 在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に出向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班は福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。

【食糧・物資供給概要フロー図】



6 生活必需品等の費用及び期間等

災害救助法が適用されない場合の生活必需品等の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

7 関係帳簿等の整備

市民生活対策部市民生活班及び各区本部区民生活班は、次の関係帳簿等を整備し、適時災害対策本部事務局に報告する。

- (1) 供給実施記録（日計票）
- (2) 被服・寝具等受払簿
- (3) 物資の給与状況
- (4) 物資受領書
- (5) 物資調達・支払証拠書類

8 災害救助法の基準等

災害救助法が適用された場合、生活必需品等の給与（貸与）の対象となる者、基準額、期間等は、新潟県災害救助法施行細則に定める基準等を適用する。

第10節 給 水 計 画

震災時において飲料水及び生活用水の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。

応急給水にあたっては、緊急を要する医療機関、被災者の収容先等、優先順位を明確にし、衛生対策、災害時要援護者に十分配慮し、被害状況に応じた適切な給水方法による、飲料水・生活用水等の給水計画を定める。

実 施 担 当	水道対策部
---------	-------

1 目標水準

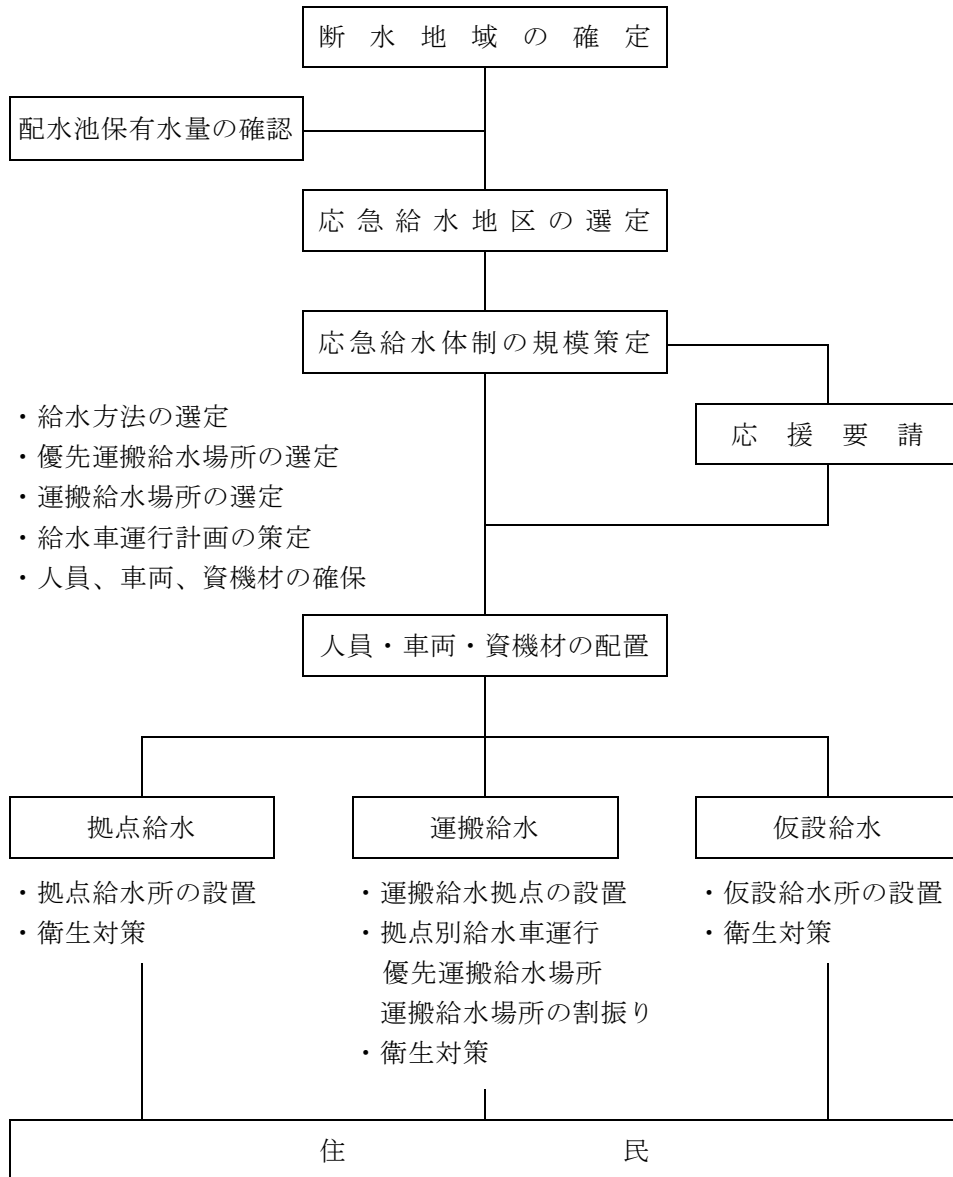
被災後の応急給水は、当面の生命維持に必要な飲料水のみから、炊事、洗面等の生活用水へと、時間の経過とともに、量的にも、用途の面でもその重要性が高まってくる。そのため、被災者1人あたりの応急給水量は、地震後3日以内（第1段階）は1人1日3L、その後1週間以内（第2段階）は1人1日20～30L、さらに2週間以内（第3段階）は1人1日30～40Lと、段階的に目標水準を定める。給水方法としては、拠点給水、運搬給水、仮設給水により、地区別に適切な方法を選定し効率的に給水する。

また、段階の経過とともに、復旧の進捗状況にも応じ、柔軟に給水方法の転換、継続、組合せを行いながら、給水地点数、給水量の拡大を図り、目標水量の給水を行う。

応急給水の目標水準

	震災発生	3日	1週間	2週間
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
目標水準	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	30～40ℓ/人日	
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設	
給水拠点	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内	

2 応急給水のフロー



3 給水方法

被害状況に応じ、被災地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水により効率的に給水する。

給水種類	内 容
拠点給水	浄水場、配水場、飲料水兼用耐震性貯水槽に仮設給水栓を設置して給水する
運搬給水	給水車、給水タンク搭載車等により、飲料水を被災地に輸送し給水する
仮設給水	復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する キャンバス水槽に仮設給水栓を設置して給水する

(1) 拠点給水

浄水場施設 9 か所、配水場施設 11 か所及び飲料水兼用耐震性貯水槽（60～100m³）設置施設 14 か所、合計 34 か所に仮設給水栓を設置し拠点給水所とし、被災者に給水を行う。

（拠点給水所位置図を資料編 図3-2-11-1 に示す。）

（拠点給水所（浄・配水場）一覧を資料編 表3-2-11-1 に示す。）

（拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽設置施設）一覧を資料編 表3-2-11-2 に示す。）

(2) 運搬給水

給水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。新潟市保有の給水車で対応不可能な場合は、被害状況に応じ、速やかに必要車両、人員の応援を要請する。

運搬給水拠点ごとに人員、車両、応急給水用資機材を適正に配置し、各拠点から効率的に被災地へ給水する。

ア 運搬給水拠点の設置

主要な浄水場・配水場を運搬給水の拠点とする。給水地区、給水車の運行計画は、被害状況に応じ、運搬給水拠点ごとに策定する。

イ 優先運搬給水場所

人命にかかわる医療施設を最優先とし、福祉施設及び被災者の収容先となる避難所を優先給水場所とする。特に、地域の基幹病院や人工透析を行う病院など、大量の水を必要とする施設へは、加圧式給水車を優先的に派遣し、治療に支障がないよう配慮する。

ウ 運搬給水場所

道路事情、人口密集度等に配慮したうえで、断水地域住民が自宅から 500m 以内の距離で安全に給水を受けられるよう、できるだけスペースに余裕のある地点（公園、広場など）を運搬給水場所として指定する。

運搬給水は、住居から 500m 以内の給水を目途とするが、給水体制の整備、復旧の進捗状況によっては、さらに狭い範囲で給水する。

(3) 仮設給水

応急復旧の進捗状況に応じ、復旧した配水管の消火栓に仮設給水栓を設置して給水する仮設給水所を設けるほか、キャンバス水槽による仮設給水所を設ける。

応急復旧第 1 ステップでは、断水地域住民が自宅から 500m 以内で給水を受けられるよう仮設給水所を設ける。

応急復旧第 2 ステップでは、断水地域住民が自宅から 250m 以内で給水を受けられるよう仮設給水所を設ける。

4 応急給水用資機材の確保

水道対策部が保有している応急給水用資機材では不十分な場合、関係団体、関係業者等に支援を要請し、応急給水用資機材を調達する。

5 飲料水の衛生対策

水質の安全性を確保するため、塩素消毒を強化するとともに、飲用に供される水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

6 応援要請

(第3部第2章第26節「上水道施設等災害応急対策計画」参照)

第11節 災害時要援護者応急対策計画

地震発生直後の避難誘導や避難所での生活環境、健康状態の把握など、災害時要援護者の応急対策について計画を定める。

実施担当	福祉対策部 経済・国際対策部 都市整備対策部 消防対策部 各区本部
防災関係機関	各警察署

1 災害時要援護者に対する対策

(1) 情報伝達及び安否確認

ア 各区本部健康福祉班は、地震が発生した場合、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会・町内会、消防対策部、警察官及び介護等サービス提供事業者等と連携し、速やかに安否確認及び避難勧告等の情報伝達を行う。

イ 地域による情報伝達及び安否確認

自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、各区本部健康福祉班又は避難先の避難所指名職員に伝達する。

(2) 避難誘導

ア 防災関係機関による避難誘導

災害時要援護者の避難誘導にあたっては、各区本部健康福祉班、消防対策部及び警察官等は、あらかじめ共有している災害時要援護者名簿等により、自主防災組織、自治会・町内会及び近隣住民等の協力を得て安全かつ迅速に避難できるよう努める。

イ 地域による避難誘導

自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、避難所までの避難誘導を行う。なお、要援護者の状態や道路の被害状況等を勘案し、必要に応じてリヤカー等を使用する。

2 避難所等における対策

(1) 災害時要援護者の実態把握

各区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、高齢者や障がい者等を対象とした実態調査を実施し、災害時要援護者の実態を速やかに把握するよう努める。

(2) 高齢者や障がい者等の健康状態の把握

各区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、実態調査により把握した高齢者や障がい者等を対象として健康調査を実施する。

- (3) 介護が必要な高齢者や障がい者の福祉避難所等への移送
健康調査の結果、避難所等での生活が困難な高齢者や障がい者等については、あらかじめ把握してある社会福祉施設や病院及び指定された福祉避難所等に移送する。(福祉避難所については、第2部第2章第4節「避難計画」及び第3部第2章第4節「避難及び避難所計画」参照)
- (4) 福祉避難室の設置
避難所内の和室等の条件の良好な部屋を「福祉避難室」と位置づけ、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児等に優先的に提供する。
- (5) 災害時要援護者のための情報機器等の設置
各区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、聴覚障がい者や視覚障がい者等の避難している避難所に、いち早く災害情報を把握できる文字放送テレビ、FAX、ラジオ等の機器を設置するよう努める。
- (6) 手話奉仕員等の派遣
各区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、実態調査により手話通訳等を必要とする避難所に、市ろうあ協会やボランティア等の協力による手話奉仕員や要約筆記奉仕員を、体制が整いしだい派遣する。
- (7) 障害者手帳、補装具、日常生活用具の交付・修理等
各区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、災害により紛失や破損した障害者手帳、車椅子、補聴器、杖などの交付・修理等について、障がい者やその家族等からの申し出により速やかに対応する。
- (8) 災害時要援護者用窓口の設置
各区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、各避難所内に災害時要援護者用窓口を設置し、災害時要援護者からの相談対応、確実な情報伝達と必要な支援物資の提供等を実施する。
なお、窓口の設置・運営については、自主防災組織、自治会・町内会及び福祉関係者等の協力を得る。
- (9) 医師、カウンセラー、ケースワーカー等の巡回相談等の実施
実態調査により把握した災害時要援護者に対しては、県、日本赤十字社新潟県支部等と連携し、医師、カウンセラー、ケースワーカー等による定期的な巡回相談を実施する。
- (10) 在宅援護（ケア）
在宅で援護可能な高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対してはホームヘルプサービス・訪問看護等福祉サービスを優先的に提供し、在宅生活の支援をする。

3 外国人等に対する対策

- (1) 外国語による災害情報の提供

外国人への災害情報の提供のため、ラジオ放送や印刷物の多言語化を図る。

(2) 相談窓口の開設

経済・国際対策部観光・国際班は、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、災害後の生活全般について外国語で相談を受け付ける窓口を開設する。

(3) 通訳ボランティアの確保

経済・国際対策部観光・国際班は、市内の国際交流団体や外国語学習グループ、外国語の堪能な市民の協力を求め、外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供に当たる通訳ボランティアの確保に努める。

4 災害時要援護者のための応急仮設住宅の建設および提供

車椅子等の使用が可能なバリアフリー設備を備えた災害時要援護者向け応急仮設住宅を市街地の公共空地などに建設し、提供する。

5 災害時要援護者の一元的対応の整備

福祉対策部及び各区本部は、地震発生後に災害時要援護者の安否、避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施するための専門チームを設ける。

6 社会福祉施設等における対策

(1) 施設の安全確認

地震発生直後、施設管理者は直ちに組織的な防災体制を取り、出火の防止等、二次災害を最小限に止めるための措置をとる。

(2) 入・通所者の安否確認、所在の把握（施設の被災状況報告）

地震発生直後、施設職員は定められた防災業務計画に基づき、入・通所者の安否確認や施設の被災状況等を確認する。

なお、避難をする際は状況により（電話等の通信が可能な場合）保護者や家族に連絡をとり、必要な措置を取る。

(3) 避難場所への誘導

施設管理者は施設の被災状況を判断し、避難が必要な場合は施設内の入・通所者を最も適切な方法により、あらかじめ決められた避難場所へ入・通所者を誘導する。

なお、近隣住民や自主防災組織の協力を得るよう努める。

(4) 入・通所者の安否情報や施設の被災状況の報告方法

施設管理者は、入・通所者の安否情報、施設の被災状況を取りまとめ、的確かつ迅速に各区本部健康福祉班へ報告する。被害が甚大で電話による通信が不能の場合は、近くの出張所等の地域防災無線により報告する。各区本部健康福祉班は、報告された情報を福祉対策部福祉総務班へ報告する。

福祉対策部福祉総務班は市域の状況を取りまとめ、災害対策本部事務局及び県へ報告する。

(5) 高齢者、障がい者等の被災者の緊急入所（短期・長期）の対応

施設管理者は、福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班から避難所や在宅での生活が困難となった高齢者や障がい者の緊急受け入れ（短期・長期）について依頼された場合、定員の許す範囲で受け入れる。

なお、定員枠を超えて高齢者や障がい者を受け入れるよう通知があった場合は、定員枠を超えて受け入れを行う。

(6) 施設設備の開放

社会福祉施設管理者は、状況に応じ、災害時に浴室、食堂、医務室等、利用可能な施設設備を地域住民に開放するものとする。

(7) 施設使用不能の場合の対応

地震時の被災状況から施設設備が使用不能になった場合、施設管理者は入・通所者を介護可能な他の社会福祉施設への移送や保護者等の同意による自宅待機とする対応をとる。

また、保育園等の園児については保護者に直接引き渡す。

なお、保護者の都合等により緊急に保育が必要な園児については、保育が可能な近隣の代替施設で保育を行えるように努める。

第12節 救急救助・医療救護応急計画

市は、救急・救助活動について関係機関と緊密な連絡のもと、迅速適切な活動を実施する。

また、新潟市医師会、医療機関及び医療関係団体と、緊密な連携を図り、地震災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護について定める。

実施担当	保健衛生対策部 消防対策部 市民病院対策部 各区本部
防災関係機関	新潟市医師会 日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会 市社会福祉協議会

1 被災状況の把握

地震発生時に、迅速かつ的確な救急援助活動や医療を提供するため、消防対策部や保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、関係機関等から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 被災地の交通機関の被害状況
- (2) 医療機関の被害状況
- (3) 負傷者等の状況
- (4) 診療（施設）機能の稼働状況
(人工透析実施の医療機関にあつては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み)
- (5) 医療従事者の確保状況
- (6) 医療資器材等の需給状況

2 救急救助

(1) 救急救助活動

多くの救急救助事象が発生することが予想されることから、事故内容から判断して、住民の生命を守るため、緊急性があり効果が大である事象を選択して実施する。

(2) 消防署所における救護活動

地震発生時において、火災をはじめ建築物の倒壊等により広域的に多くの救急・救助事象の発生が予想されることから、消防署所を応急救護所として活用する。

(3) 集団救急事象による救護活動

多数の負傷者が発生している災害現場においては、仮設テント等を利用して現地応急救護所を開設し、医師又は救急救命士の指示によりトリアージ及び応急処置活動を行い、医療機関に搬送する。

仮設テント等調達先	新潟県ディスプレイ協同組合事務局(株)シーエス新潟内 電話287-2671
-----------	---------------------------------------

3 救護所等の設置

- (1) 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、被災状況に応じて避難所に救護所を設置し、救護班を配置する。
- (2) 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、災害状況に応じて地域保健福祉センター及び健康センターに救護センターを設置し、救護班を配置する。

4 医療救護活動

保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、震災による被害の発生状況に応じ、新潟市医師会、医療関係団体及び後方支援病院等の協力を得て、救護所、救護センター及び後方支援病院等において医療救護活動を行う。また、後方支援病院となる災害拠点病院、地域災害支援病院及びその他の施設に対して活動要請を行う。

(1) 救護所の医療救護活動

- ア トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）の実施
- イ 診断
- ウ 応急処置
- エ 災害拠点病院及び地域災害支援病院等への搬送手配
- オ 状況に応じて避難所への巡回診療及び相談
- カ 医療救護活動の記録
- キ 保健衛生対策部保健衛生総務班及び各区本部健康福祉班へ医療救護活動状況報告

(2) 救護センターの医療救護活動

- ア 救護所及び医療機関等の情報収集及び情報提供
- イ 歯科医療
- ウ 歯科医療機関への搬送手配
- エ 精神科医師等によるメンタルヘルスケア及び精神科患者の治療
- オ 精神科医療機関への搬送手配
- カ 医療救護活動の記録及び保健衛生対策部保健衛生総務班への医療救護活動状況報告
- キ 状況に応じて避難所への巡回診療及び相談

(3) 後方支援病院における医療救護活動

- ア 災害拠点病院
 - (ア) 救護所及び救護センターからの患者の受入れ
 - (イ) 地域災害支援病院からの患者の受入れ
 - (ウ) 被災状況等に応じ医療救護班（災害派遣医療チーム〔DMAT〕を含む。）の派遣
- イ 地域災害支援病院

地域災害支援病院は、救護所及び救護センター等の後方支援病院として、主に以下の医療救護活動を行う。

(ア) 救護所及び救護センターからの患者の受入れ

(イ) 災害拠点病院への患者の搬送

ウ 災害拠点病院と地域災害支援病院は相互に連携を図り、災害時における患者の受入れに際して協力を行う。

5 患者等の搬送

保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、搬送計画に基づき、重症患者、医療従事者等及び医療資器材等の搬送体制を確保するとともに、速やかに救護所及び医療機関に情報の提供を行う。

(1) 搬送道路等の把握

保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、災害対策本部事務局及び各区本部事務局を通じ、道路の損壊や交通規制等、必要な搬送路の情報収集を行うとともに、速やかに必要な情報を救護所及び医療機関への提供を行う。

(2) 搬送車両の確保

保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、必要な搬送車両及び搬送要員を確保するとともに、緊急通行車両の確認申請及び必要な措置を講ずる。

(3) 後方支援医療機関等の確保

保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、近隣を含めた後方支援医療機関等の被害状況及び空床状況等を随時把握し、重傷者の搬送先医療機関を確保するとともに、速やかに必要な情報を救護所及び医療機関に提供する。また被災が著しく、市内の医療機関だけでは対応が困難な場合、県に支援要請し、他地域の災害拠点病院等の搬送先医療機関を確保する。

6 医療資器材等の調達

(1) 救急医薬品等の配備

保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、医療器具及び医薬品については、新潟市医師会との協議並びに医療資器材卸団体等との協定に基づき、救急医薬品等を救護所等に速やかに供給する体制を確保するとともに、不足する救急医薬品等の供給を医療資器材卸団体等に供給を要請する。

(2) 医薬品等の補給の確保

保健衛生対策部は、救護所を設置した場合、医薬品等の補給体制を確保するため速やかに医薬品集積所及び医薬品支援センターを設置するとともに新潟市薬剤師会に対し、薬剤師の派遣を要請する。

(3) 輸血用血液の供給要請

保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請する。

7 県等に対する応援要請

保健衛生対策部は、災害の発生状況に応じ、被災が著しく、市だけでは対応が困難な場合、県、新潟県医師会及び日本赤十字社新潟県支部等に支援要請を行う。

8 医療関係ボランティアの要請

保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、新潟市社会福祉協議会、新潟県看護協会等の協力を得て、医療関係ボランティアの正確な把握に努め、救護所等における医療救護活動の救援に際しボランティアの支援を要請するとともに受け入れ窓口を設置し受け入れ先の調整を行う。

9 消防隊等の応援要請

本部長は、災害の状況等を判断して必要と認めるときは、消防組織法に基づく新潟県広域等消防相互応援、緊急消防援助隊及び消防防災ヘリコプター等の消防応援を要請する。

10 医療機関の災害時の対応

- (1) 医療機関は、災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うこととし、予め策定している病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動を行う。
- (2) 医療機関は、受入れ可能患者数の状況を保健衛生対策部医療対策班に報告するとともに、保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班の要請に基づき、後方支援病院として医療救護活動を行う。

第13節 防疫及び保健衛生計画

市は、健康相談などの実施体制を確保し、早期に防疫及び保健衛生対策を実施することにより、被災に伴う健康障害や感染症を予防できるよう支援する。

実施担当	保健衛生対策部 水道対策部 各区本部
防災関係機関	各警察署

1 被害状況等の把握

保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、災害発生時に迅速かつ的確な防疫及び保健衛生対策を実施するため、地域保健福祉センター、健康センター、被災地内の救護所及び各避難所から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 避難所の衛生状況及び被災者の健康状況
- (2) 仮設トイレの衛生状況及び浸水家屋の状況
- (3) 防疫保健衛生資器材等の需要状況
- (4) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況

2 保健衛生体制の推進と支援要請

保健衛生対策等が円滑に実施できるよう各班は相互の活動の連携を図り、その調整に努める。また、市のみで対応が困難な場合、災害対策本部事務局を通じ、県、応援協定締結市町村及び応援協定締結団体に対する支援要請の依頼を行う。

3 保健衛生対策

生活環境の悪化による被災者の健康状態の変化に対応するため、保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所等の適切な衛生状態の維持に努めるとともに、被災者の健康状態を把握し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 初期保健チームによる保健活動の実施

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所の設置情報に基づき保健師等による初期保健チームを編成し、健康相談等を行うとともに、避難所等の衛生維持に努める。

(2) 巡回保健チーム及び巡回専門チームによる保健活動の実施

ア 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、災害の状況に応じて、保健師を中心とする巡回保健チームを編成し、在宅療養者等や避難所を巡回し、健康相談や保健指導等を行うとともに避難所等の衛生維持に努める。

イ 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、必要に応じて精神科医師等による精神保健チームや歯科医師等による歯科チームなどの巡回専門チームを編

成し、避難所、仮設住宅等の健康相談、保健指導等を実施する。

ウ 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、巡回保健チーム員の巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう巡回計画を定める。

(3) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、被災者の健康の確保を図るため、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等は、相互に連絡調整を図り被災者に対し適切な処遇を行う。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等災害時要援護者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

(4) 避難所等の衛生指導

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導等を行うとともに、生活環境の維持に努める。

ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔

キ プライバシーの保護

4 防疫活動実施体制

被災地の生活環境悪化による、感染症発生予防のため被災者の健康調査や健康相談を実施する。

(1) 防疫活動

保健衛生対策部保健対策班並びに各区本部健康福祉班及び区民生活班は、すみやかに動員計画を定め、災害規模に応じ、迅速に防疫活動を実施する。

ア 消毒用薬剤等の配布

イ 情報紙の発行等による感染症発生予防に関する知識の啓発

ウ 感染症予防のための保健衛生指導

(2) 感染症発生予防対策

各区本部健康福祉班及び区民生活班は、保健衛生対策部保健対策班と連携し、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区その他衛生状態の悪い場所を中心にクレゾール等の消毒剤を散布して感染症発生予防対策を実施する。

(3) 感染症発生時の対策

ア 感染症発生時の適切な医療の確保

保健衛生対策部保健対策班並びに各区本部健康福祉班及び区民生活班は、感染症患者が発生した場合は、まん延防止のための必要な措置を講じ、入院が必要な場合は医療機関への連絡調整を行う。収容困難の場合は、災害を逸れた協定締結市町村等各関係機関と連携をとりながら対応する。

イ 濃厚接触者の健康調査、健康診断、検便等の実施

ウ 患者の台所、便所、排水溝等の消毒

エ 防疫対策等の実施

保健衛生対策部保健対策班並びに各区本部健康福祉班及び区民生活班は、感染症のまん延防止のためすみやかに消毒が必要な地域を把握し、消毒作業等必要な防疫対策を講じる。

(4) 臨時予防接種の実施

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、防疫上必要と認めるときは、被災地区住民に対し臨時の予防接種を実施する。

(5) 結核健康診断の実施

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、結核のまん延予防上必要がある場合は、結核健康診断を実施する。

(6) 防疫資機材等の備蓄及び調達

防疫資機材等の備蓄及び調達について計画を作成し実施する。

5 飲料水及び食品衛生確保対策

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する健康被害を防止するため必要と認めたときは、保健衛生対策部食品・環境衛生班及び衛生検査班並びに各区本部健康福祉班は、次の活動を行う。

(1) 緊急食品（援助物資を含む。）の安全確保

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

緊急食品の保管場所、輸送方法及び保存期間等について把握し、監視指導を行う。また、被災地域への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、食品調理施設に対して、監視・指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

被災地への炊き出し施設の把握と衛生指導を実施し、特に仮設の炊き出し施設に

については、原料の調達、保管、調理について指導する。

(2) 営業施設及び給食施設等の指導監視

ア 食品営業施設、給食施設、食品保管施設及びその他の食品関連被災施設に対して、被災状況を確認する。

イ 冠水食品や火災食品等の廃棄などの指導を行う。

ウ 機能損失食品（冷凍、冷蔵食品の保管維持損失など）の監視指導を行い、適正に措置する。

エ 施設内及び器具機材の消毒や手洗いの励行等の指導を行う。

オ 被災により直ちに営業等ができない施設については、補修箇所の指摘及び被災した調理器具等の消毒を指導し、すみやかに営業を再開できるよう協力する。

カ 仮設店舗等の衛生指導を行う。

(3) 飲料水の衛生確保

ア 水道対策部と協力して飲料水の使用状況を把握する。

イ 飲料水の衛生指導

(ア) 止むを得ず井戸水を飲料水に使用する場合、その住民に対し水質の安全確保について指導する。

(イ) 健康被害を引き起こす物質が井戸周辺に流出した場合は、直ちに住民に周知し飲料水として使用しないように指導する。

(ウ) 貯水槽の衛生指導を行う。

(4) 関係団体との連携

ア 新潟市食品衛生協会との連携

協会傘下の各組合・支部へ被災状況の把握を要請し、また、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

イ (財)新潟県貯水槽管理協会新潟支部との連携

協会へ被災状況の把握を要請し、被災施設に対する指導を実施する。

(5) 広域応援の要請

被災が著しく、市単独での食品衛生の対策が確保できない場合は、国、県及び応援協定締結市町村に応援を要請する。

6 栄養指導対策

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、被災者の栄養確保と自立支援を図るため次の活動を行う。

なお、災害の状況により必要と認めたときは、被災者の栄養指導を行う。保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班の編成にあたっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて栄養士会、調理師会、食生活改善推進委員協議会等の各種関連団体に支援を要請する。

(1) 巡回栄養相談の実施

ア 避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

イ 咀嚼・えん下困難な高齢者、離乳期の子ども、制限食を必要とする腎臓病、糖尿病等の在宅食事療法必要者に対し、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

ウ 難病者の健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食、低たんぱく米等の特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

(2) 炊き出しの状況把握と栄養管理指導

ア 市が設置した炊き出し実施現場に栄養士が巡回するとともに、市民生活対策部食糧・物資班及び各区本部区民生活班と連携し炊き出し内容等の調整及び給食管理指導を行う。

イ 給食業者への食事内容の指導を実施する。

(3) 特定給食施設への指導

状況を調査し、保健衛生対策部食品・環境衛生班と連携のうえ、特定給食施設に対する現地指導を行うとともに、給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないように指導する。

第14節 こころのケア対策計画

避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災者のこころの健康の保持・増進を図るために必要な措置等について定める。

実施担当	保健衛生対策部 教育対策部 各区本部
防災関係機関	県 新潟市医師会 新潟市社会福祉協議会

1 状況等の把握

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するため、以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 被災者の精神的健康状況
- (2) 災害時要援護者等のダメージを受けやすい被災者の状況

2 こころのケア体制の推進と支援要請

こころのケア対策等が円滑に実施できるよう各班は相互の活動の連携を図り、その調整に努める。また、被災者が多く、心のケア対策に当たる人員が確保できない場合、県及び応援協定締結市町村に対してこころのケアチーム派遣等の支援要請を行う。

3 こころのケア活動の実施

- (1) 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所等における被災者の精神的健康状態を、迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ等の長引く被災生活による精神的不調へ適切に対応して、被災者のこころの健康の保持・増進に努める。
- (2) 保健衛生対策部保健対策班は、必要に応じてこころのケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

4 児童・生徒に対するこころのケア対策

- (1) 保健衛生対策部、教育対策部及び各区本部の役割
 - ア カウンセラー派遣計画、該当学校職員への説明会等について、連絡の方法を明確にしたうえで通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。
 - イ カウンセラー派遣に係る安全な通勤経路の確認と、派遣されるカウンセラーに対する実施会場への案内を行う。
- (2) 各学校の役割
 - ア 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、生徒児童へ

の説明及び保護者への説明会を実施する。

イ カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングを実施する。

ウ 教員による児童生徒への早期カウンセリングを実施する。

(3) 活動調整

保健衛生対策部、教育対策部及び各区本部は、円滑なこころのケア対策が実施できるよう、県の協力も含めた活動調整を行う。

(4) 保護者への啓発

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアのあり方等について啓発する。

5 ハイリスク者の把握

精神障がい等、災害により症状の悪化が予想されるハイリスク者を事前に把握しておく、災害時に備えておくように努める。

6 職員のこころのケア対策

総務対策部職員班及び各区本部事務局は、災害対応にあたる職員に災害対応による惨事ストレス、急性ストレス障害及びうつ等の精神的な問題が生ずることがあることを認識し、職員のこころの健康の保持・増進に努める。

7 市民等の役割

市民等は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより災害時要援護者である乳幼児・高齢者・障がい者等に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

第15節 愛玩動物保護対策計画

地震災害時において市は、愛玩動物を保護したり、避難所等で飼い主が適正に愛玩動物を飼育できるよう支援したりするなど、愛玩動物の保護対策を講じることにより、動物の愛護、環境衛生を維持できるようにする。

実施担当	保健衛生対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 動物の保護

地震災害時には、被災地において飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、市は動物の保護に関し、県、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等と協力体制を確立し、被災動物の保護を行う。

(1) 被災地における動物の把握

被災のため負傷した動物や飼い主が不明な動物、被災地に残された動物の把握に努める。

(2) 被災地での動物の保護

被災地を巡回したり、住民から情報提供を受けたりして、保護すべき動物がいる場合には、保護する。

その際、危険動物等が対象である場合には住民に危害が及ばないように、安全のための措置を講ずる。

2 避難所等における愛玩動物飼育補助

地震災害時には、多くの住民が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想されるため、市は避難所において飼い主が愛玩動物を適正に飼育できるよう、県、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等と協力体制を確立し、愛玩動物の飼育補助にあたる。

(1) 愛玩動物同伴可能な避難所の設置と周知

避難所を設置するにあたり、愛玩動物同伴可能な避難所の設置及び周知に努める。

(2) 避難所での愛玩動物の把握

避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じるために、市内各所の避難所において飼い主とともに避難してきた愛玩動物の把握に努める。

(3) 避難所等での飼育補助

避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じる。

ア ペットフードやペット飼育用品などの飼育物品を確保する。

イ 避難所での飼育状況を把握し、必要に応じて獣医師の派遣を要請する。

ウ 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

エ 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等について、県を通じて調整を依頼す

る。

(4) 避難所等における相談窓口の開設

避難所で住民が愛玩動物を適正に飼育するため、あるいは避難所の環境衛生を維持するために、相談窓口を設置する。

3 その他の対策

(1) 動物の一時預かり

住民が被災したため一時的に飼えなくなった動物、飼い主不明の動物を保護し、一時的に関係施設において預かる。

(2) 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主が不明の動物を引き取ってくれる新たな飼い主をさがすための情報の収集と提供を行う。

(3) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(4) 被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症の発生や拡大を防止するため、被災動物の健康管理に十分な配慮をする。

第16節 障害物除去計画

地震により発生した倒壊家屋や工作物等の障害物を速やかに除去し、道路等の交通を回復することにより、人的、物的輸送を確保するとともに、被災者の日常生活の円滑化を図るための計画を定める。

実 施 担 当	都市整備対策部 経済・国際対策部 消防対策部 各区本部
防災関係機関	北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局新潟国道事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 新潟海上保安部 県 県警察本部 各警察署 自衛隊 東日本旅客鉄道(株) 東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所

1 被災地における障害物の情報収集

災害対策本部は被災地全体の状況把握のほか、救命、救助及び緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾等の公共管理施設について各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国、県等の関係機関と連携を図りながら、障害物除去を実施する。

2 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

ア 道路管理者

(ア) 国：北陸地方整備局道路管理課

北陸地方整備局新潟国道事務所並びに新潟維持出張所及び黒埼維持出張所（黒埼維持出張所は一般国道8号三条市境から黒埼インター手前までの間及び一般国道116号旧西川町から燕市境までを担当）

(イ) 市：都市整備対策部及び各区本部

(ウ) その他：東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所

イ 河川管理者

(ア) 国：北陸地方整備局河川管理課、信濃川下流河川事務所、阿賀野川河川事務所、各出張所

(イ) 県：土木部河川管理課及び新潟地域振興局地域整備部治水課、新潟地域振興局新津地域整備部工務課

ウ 港湾管理者（港湾施設及びその区域内の障害物除去）

(ア) 県：交通政策局港湾整備課、新潟地域振興局新潟港湾事務所

※県は必要に応じ北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所に協力を要請する。

- エ 漁港管理者（漁港施設及びその区域内の障害物除去）
- (ア) 県：農林水産部漁港課
 - (イ) 市：経済・国際対策部、関係区本部
- オ 建物関係障害物除去実施主体（災害救助法を適用した場合の障害物除去）
- (ア) 市：都市整備対策部、各区本部
- カ その他（各施設管理者が上記管理者のほか連携を図る必要のある関係機関）
- 新潟海上保安部、県警察本部及び各警察署、自衛隊、JR東日本、消防対策部等
- (2) 各施設の障害物処理
- ア 道路関係障害物処理
- (ア) 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急時確保路線については最優先に実施する。
道路管理者以外のものが路上障害物を除去する場合には、その管理区域の道路管理者の指示のもとに行う。
 - (イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、第3部第2章第5節「交通規制計画」による。
 - (ウ) 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に切断、除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたる。
- イ 河川・港湾関係障害物除去
- 河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等に努める。
- ウ 建物関係障害物の除去（災害救助法を適用した場合）
- 災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等が日常生活に著しく支障を及ぼす場合は、都市整備対策部及び各区本部が主体となり除去する。
- (3) 除去障害物の集積、処分方法
- 障害物の集積場所は本部長が定めた所とする。
- また、障害物処理の実施者は、がれき等の処理・処分方法にあたり、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努め、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。
- （処分については、第3部第2章第17節「廃棄物処理応急計画」参照）
- (4) 産業廃棄物処理業者との協力体制
- 円滑に除去障害物の集積、処分をおこなえるよう、産業廃棄物処理業者との協力体制を整備する。

第17節 廃棄物処理応急計画

地震によって生じた廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図るため、「家庭ごみ」及び「し尿」については保健衛生上、また、「災害ごみ」については応急対策上、速やかに処理するための収集運搬及び処理計画について定める。

実 施 担 当	環境対策部	保健衛生対策部	各区本部
---------	-------	---------	------

1 被害状況調査及び把握

環境対策部環境総務班は、廃棄物処理施設等の被害状況を調査及び把握し、速やかに県に報告する。

2 家庭ごみの処理

被災地域や避難所等における住民の生活活動から生じる「家庭ごみ」の処理計画を定める。

(1) 体制

被災地域及び避難所等における「家庭ごみ」の収集については、環境対策部環境総務班が応急計画を策定し、実施する。ただし、被害状況に応じ、市のみで対応が困難な場合は、県及び応援協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 収集

ア 「家庭ごみ」については、市内全域を対象に収集するが、道路状況や集積場等の被災状況を的確に把握し、速やかに収集計画を策定する。

イ 市民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、曜日や排出区分ルールを守るよう協力を呼びかける。

なお、指定袋やごみ処理券の使用については、必要に応じて適正に対応する。

ウ 環境対策部各清掃班は、特に被害の多い地域に対し、環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班と協議の上、効率的で迅速な収集作業を実施する。

エ 収集については、直営及び市委託業者を基本とし、災害規模によっては、速やかに県及び近隣市町村等に応援を要請する。

(市及び委託業者の収集・運搬車は資料編 表3-2-18-1 に示す。)

(3) 仮置場の確保

道路交通の遮断・渋滞が予想されるため、避難所や公園等を中心としたごみの仮置場を確保し、収集計画を策定する。

(4) 処理

ごみの処理は、処理施設の被災状況を的確に把握し、処理計画を策定し実施する。

(処理施設は資料編 表3-2-18-2に示す。)

環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班は、分別排出の徹底について市民に広報するとともに、指導を行う。

ごみ処理については、市の焼却場等で処理するが、被災状況によっては、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

(新潟市周辺市町村等の施設は資料編 表3-2-18-3に示す。)

3 災害ごみの処理

災害時において発生する建築物の倒壊・焼失等から生じる家具・廃木材等「災害ごみ」の処理計画を策定する。

(1) 体制

ア 道路、下水道及び河川等の応急措置並びに復旧による災害ごみの処理は、それぞれの管理者が行う。

イ 家庭の災害ごみの処理は、次により行う。

(ア) 倒壊家屋等の解体・除去

倒壊した家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行う。

(イ) 粗大ごみの処理

畳や家具等の粗大ごみについては、原則として申込みによる戸別収集とするが、状況に応じて効率的な収集を行うため、自治会・町内会単位の申込みや拠点収集方式とする。

(ウ) 特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）及び廃パーソナルコンピューターの処理

特定家庭用機器及び廃パーソナルコンピューターは、所有者の責任においてリサイクルすることを原則とするが、必要によっては市が収集する。

(エ) その他

その他の災害ごみは、可燃物及び不燃物に分別し、市の集積所に直接搬入する。

ウ 災害により発生した建築物の倒壊、焼失等による廃材等の災害ごみは、環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班が第一義的に対応する。

エ 災害ごみの収集、処理等が市のみで対応が困難な場合は、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

オ 事業所の災害ごみの処理は、それぞれの事業所が行う。

(2) 仮置場の確保

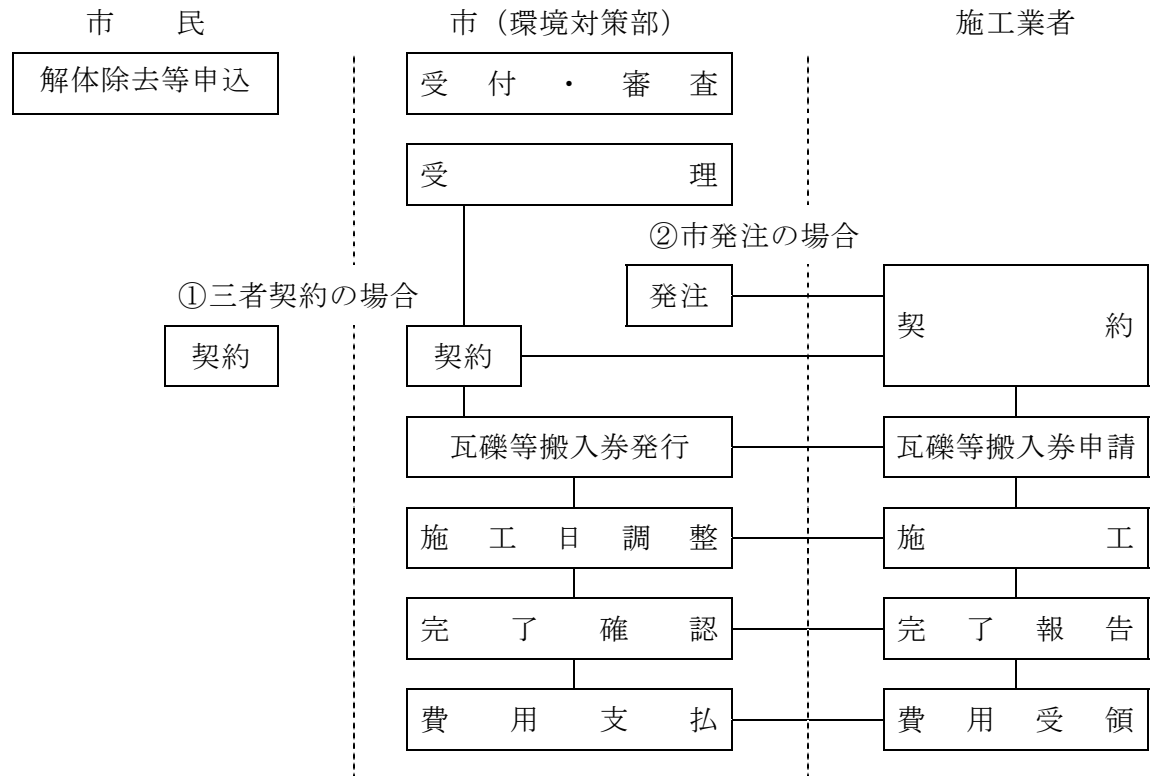
ア 災害ごみが、市の処理能力を大幅に超えて搬出された場合には、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から仮置場を確保するとともに、住民に広報等を通じて協力を求める。

(3) 処理

ア 災害ごみの処理のうち倒壊家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行うこと

とするが、市は、被災状況に応じて被災者の経済的負担の軽減を図るため、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条）の適用について、速やかに県、国と協議する。

(ア) 国による特別措置（解体・除去等を公費で行う場合）



(イ) 適用がない場合

所有者が災害ごみを市の集積場等に自己搬入した場合は、処理手数料の減免措置を実施する。

なお、解体、収集及び運搬等については、基本的には所有者が負担する。

(4) 不法投棄の防止

道路、公園等への不法投棄を防止するため、道路管理者等と連携して啓発等を行う。また、海洋への不法投棄による汚染を防止するため、海上保安庁との連絡を密にする。

4 し尿処理について

市域の被害状況を調査し、仮設・簡易トイレの設置必要箇所及び緊急くみ取り必要箇所等の把握に務め、収集計画を策定する。なお詳細については、第3部第2章第18節「トイレ対策計画」に定める。

(1) 体制

環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班は、被害状況に応じて所管地域及び避難所等の仮設トイレ等の設置を行う。ただし、被害状況が特定の地域に集中する場合は、災害対策本部事務局と協議のもと応援体制を展開する。

(2) 収集

ア 収集については、被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに市委託業者に要請して行う。なお、バキューム車等が不足する場合は、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

(市の委託業者のバキューム車は資料編 表3-2-18-4に示す。)

(3) 処理

ア し尿の処理は、原則としてし尿処理場、下水道終末処理場等において処分するものとする。

(処理施設は資料編 表3-2-18-5に示す。)

イ し尿処理については、可能なかぎり市の処理場で処理するが、被災状況によっては県、近隣市町村に応援を要請する。

(新潟市周辺市町村等の施設は資料編 表3-2-18-6に示す。)

5 死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理

(1) 収集等

災害によって死亡した犬、猫等（以下「死亡獣畜」という）は、占有者が処理する。

ただし、占有者が不明又は占有権を放棄した場合は、環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班等が関係機関等と連携し、収集・処理を行う。

(2) 放浪犬の保護収容

放浪犬については、保健衛生対策部保健医療対策班及び各区本部区民生活班が関係機関等と連携し、保護収容する。

第18節 トイレ対策計画

地震発生時には、上下水道の被害に伴い多くの既設トイレが使用できなくなることが予想されることから、し尿の処理対策に関する計画について定める。

実施担当	環境対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 トイレの状況把握

(1) 避難所のトイレの状況把握

各区本部区民生活班は各区本部健康福祉班と連携し、避難所のトイレの状況について把握する。

(2) 避難所以外の公共トイレの状況把握

各区本部区民生活班は、区域内の公共トイレの状況について、各施設管理者と連携し調査する。

2 携帯トイレ等の応急確保

(1) 市の備蓄品の供給

各区本部区民生活班は、トイレが使用できない避難所へ備蓄している携帯トイレ及び洋式便座を供給する。(供給については、第3部第2章第9節「生活必需品供給計画」参照)また、一時避難場所等公共トイレを有する施設に多数の避難者がいる場合には、可能な限り当該施設へも供給するよう努める。

(2) 県等への応援要請

携帯トイレ等の応急確保において、不足が生じた場合には、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

(3) 各家庭及び事業所における備蓄

地震発生から2日間程度に必要な携帯トイレ等は原則として、各家庭及び事業所において備蓄する。

3 応急仮設トイレの調達及び設置

(1) 市域におけるトイレの状況把握

環境対策部環境総務班は、各区本部区民生活班が把握した情報をもとに、市域におけるトイレの状況を把握する。

(2) 応急仮設トイレ設置計画の策定

環境対策部環境総務班は把握した情報をもとに、応急仮設トイレ設置計画を策定する。

(3) 応急仮設トイレの調達及び設置

ア 流通業者等からの調達

環境対策部環境総務班は、策定した応急仮設トイレ設置計画に基づき、県内外の流通業者等に避難所等への応急仮設トイレの設置を要請する。

イ 県等への応援要請

環境対策部環境総務班は、必要に応じ、県及び他市町村等に応援を要請する。

4 災害時要援護者に対する配慮

- (1) 避難所に高齢者、障がい者等災害時要援護者が利用しやすいバリアフリートイレが設置されていない又は使用ができない場合には、直ちに、手すりの設置、面積の確保、洋式便座及び段差の解消などの要件を備えたトイレを設置する。
- (2) 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫や介助者の配置等により、災害時要援護者のトイレ利用に配慮する。

5 快適な利用の確保

- (1) 各区本部は、環境対策部環境総務班と連携し、避難所運営委員会等を通じて避難者へ携帯トイレ及び応急仮設トイレの使用方法及び災害時要援護者優先のトイレ使用等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- (2) 環境対策部及び区本部は、協定締結団体等からトイレトペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤、トイレの洗浄水、手洗い用水等トイレの衛生対策に必要な物資を調達し、供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者やボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (3) 環境対策部及び区本部は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。
- (4) 環境対策部及び区本部は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、バイオトイレ等を設置する。
- (5) 環境対策部及び区本部は、トイレを利用しやすい設置箇所の検討を行うとともに、照明の設置による安全の確保等トイレを快適に利用するための配慮を行う。
- (6) 環境対策部及び区本部は、男女別にトイレを設置するなど、トイレ使用におけるプライバシーの確保に努める。

6 達成目標

トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

地震後 ～12時間	<ul style="list-style-type: none"> ○トイレ使用不能な避難所へ備蓄している携帯トイレ及び洋式便座の供給 ○県内各市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
// ～1日目 程度	<ul style="list-style-type: none"> ○流通業者等から仮設トイレを調達（市内流通在庫） ○トイレトペーパー等のトイレ用品の調達 ○トイレを衛生的に管理する避難所運営体制の確立 ○災害時要援護者に配慮したトイレの設置
// 12時間～2日目 程度	<ul style="list-style-type: none"> ○流通業者等から仮設トイレを調達（県内外流通在庫）
// 2日目程度～	<ul style="list-style-type: none"> ○需要に応じてトイレ追加・再配置

第19節 入浴対策計画

地震災害による避難所生活が長引くとともに入浴の機会が確保されないと、衛生面での不安や心的ストレスによる心の病など、二次被害を招くおそれがある。

そのため地震災害時において市は、自宅の被災又はライフラインの長期停止により、入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図るものとする。

実施担当	災害対策本部事務局 市民生活対策部 環境対策部 福祉対策部 保健衛生対策部 水道対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 入浴施設の提供

地震災害時において、被災者に対し入浴サービスを提供するため、入浴施設関係団体へ施設の提供を要請するとともに、県に対し支援を要請する。

(1) 市内入浴施設

被災を免れた市内の入浴施設管理者へ施設の提供を要請する。

(2) 近隣市町村入浴施設

市内入浴施設では被災者の需要をまかないきれない場合を考慮し、入浴施設を有する近隣の市町村へ協力要請をする。

(3) 県に対する自衛隊への支援要請

野営用入浴施設を所有する自衛隊に対して協力要請を行うよう県に依頼する。

(4) 県に対するその他の協力要請

近隣市町村への協力要請では被災者の需要をまかないきれない場合を考慮し、県内市町村及び隣接県への協力要請を県に依頼する。

(5) 県に対する入浴施設関係団体への協力要請

入浴施設の提供等の調整について、公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体に対して協力要請を行うよう県に依頼する。

(6) 入浴施設の広報

入浴施設が施設提供の要請に応じた場合には、被災者に対し随時広報媒体を通じ広報する。

2 入浴施設の再開支援

入浴施設に対し提供を要請するうえで、被災した入浴施設の早期再開に向けて浴場用水やボイラー燃料等の供給について支援する。

浴場用水については給水計画に基づき、ボイラー燃料については関係団体の協力のもと、供給計画を定め、支援する。

3 入浴機会確保の目標

入浴機会の確保は、地震発生から概ね3日以内を目標に実施する。

4 入浴施設までの交通手段の確保

提供に応じた入浴施設までの交通手段の確保について配慮する。

(1) 関係団体への協力要請

入浴施設までの交通手段の確保について、関係団体へ協力を要請する。

(2) 交通手段の広報

入浴施設までの交通手段を確保した場合には、被災者に対し広報媒体を通じ広報を行う。

5 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者が入浴機会を得るためには、入浴施設までの移動やその他の人的・物的支援が必要となることから、その特殊性を考慮して入浴機会の確保について特に配慮する。

(1) 入浴施設までの交通手段の確保

災害時要援護者が入浴施設まで移動する手段を選定するにあたり、福祉事業者の協力を得ながら要援護者について個々に判断して確保する。

(2) 災害時要援護者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

災害時要援護者が利用できる入浴施設や移動入浴車等を確保するにあたり、福祉事業者の協力を得ながら要援護者について個々に判断して確保する。

(3) 災害時要援護者への入浴施設情報に関する広報

災害時要援護者が利用できる入浴施設や移動入浴車等を確保した場合には、要援護者やその家族に対し広報媒体を通じて広報する。

6 市内入浴施設の指定

地震災害時において、市内入浴施設に対し施設の提供を要請するとともに、必要であれば入浴施設関係団体の協力のもと、災害時入浴施設として指定する。

(1) 災害時入浴施設の指定

業務再開可能な市内の入浴施設に対し、災害時入浴施設として施設の提供を打診し、施設提供について協力を申し出た入浴施設を、市指定の災害時入浴施設として指定する。

(2) 被災者の優先的入浴

市指定災害時入浴施設として指定した場合には、被災者に対し一般利用者より優先して入浴する機会を与えることを要請する。

- (3) 浴場用水、ボイラー燃料等の優先的供給
市指定災害時入浴施設として指定した場合には、浴場用水やボイラー燃料等について、供給計画に基づき優先的に供給する。
- (4) 施設利用料の補助
市指定災害時入浴施設として指定した場合には、被災者の施設利用料について一般利用者よりも安価な価格の設定、または免除を要請する。また、利用料の補助について予算の範囲内において検討する。
- (5) 入浴施設までの交通手段の確保
市指定災害時入浴施設として指定した場合には、当該入浴施設までの交通手段について、関係団体の協力のもと確保する。それに伴う交通費の負担について予算の範囲内において補助を検討する。
- (6) 入浴施設の広報
市指定災害時入浴施設として指定した場合には、被災者に対し広報媒体を通じて広報する。

7 その他入浴対策の留意事項

- (1) 寒冷期の対応
冬期間は特に入浴後の保温対策について被災者に呼びかけるとともに、入浴施設関係団体へ配慮を要請する。
- (2) 浴場の衛生確保
入浴施設を開放した場合において、多数の被災者が利用する状況をふまえ、浴場用水の入れ替え及び塩素消毒について配慮し、浴場の衛生確保に努めるよう入浴施設関係団体へ衛生指導を行うとともに、衛生検査体制を確立する。

第20節 被災建築物応急危険度判定計画

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

実施担当	都市整備対策部 各区本部
防災関係機関	国 県

1 資機材の備蓄

応急危険度判定に必要な資器材の備蓄に努める

2 情報収集

地震発生時の建築物の被害状況を調査し、情報を収集するとともに被害状況の把握を行う。また、得られた情報から、建築物被害の予測を行う。

3 判定実施要否の決定

建築物被害の状況により、応急危険度判定実施の要否を決定する。

4 判定体制の構築

判定にあたり、実施本部及び判定拠点を設置するとともに判定コーディネーターを配置する。また、被災建築物応急危険度判定士（災害により被害を受けた建築物による二次災害を防止するために行う、被災建築物応急危険度判定を行う者として、知事の認定を受けた者をいう。以下「判定士」という。）に参集を要請するとともに、必要に応じて、県に対し、判定支援の要請を行う。

5 判定計画の作成

判定にあたり、判定実施計画を作成するとともに、住民に対し、危険度判定作業に関する広報を実施する。

この際、応急危険度判定は、人命の安全性を確保するための緊急的に危険度を判定する作業であり、り災証明のためのものではないことを正確に広報する。

6 判定の実施

判定実施にあたり、判定士の受け入れを行い、判定資機材を供給するとともに判定士を判定実施地区に誘導する。また、判定の結果について県に報告する。

7 判定結果の表示

判定士は、応急危険度判定結果を、判定した建築物の入口若しくは外壁等の見やすい

位置に表示する。

第21節 被災宅地危険度判定計画

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

実施担当	都市整備対策部 各区本部
防災関係機関	国 県

1 判定区域

大地震の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、その対象となる区域及び宅地を定める。

2 調査対象

被害状況調査及び危険度判定の対象は下記のとおりとする。

- (1) よう壁
- (2) 宅地の地盤、切土・盛土、のり面及び自然斜面
- (3) 排水施設

3 危険度判定

- (1) 危険度判定の円滑な実施のための体制を整える。
- (2) 危険度評価基準により危険度を判定し、緊急を要する場合には応急措置を講ずる。
- (3) 被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定実施のための支援を県に要請する。

4 危険度判定制度の住民への周知

判定活動の円滑な実施と、判定結果に基づく応急補強の措置などについて、市民の理解を得られるよう周知を図る。

第22節 公共建築物等災害応急対策計画

地震発生時における公共施設の保全を図るとともに、被災地における人命の救助、二次災害の防止、人心の安定、都市機能の早期回復を図るため、公共施設等の災害応急計画について定める。

実施担当	各対策部 各区本部
防災関係機関	各防災関係機関

1 利用者等の安全対策、避難誘導

地震が発生したときは、各施設の管理者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等を安全な場所まで避難誘導する。その後、特に必要と認められるときは、最寄りの避難所等に利用者等を避難させる。

また、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図る。

2 災害発生直後の施設の緊急点検

各施設の管理者は、地震発生後、緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。

3 公共建築物の被害調査

緊急点検後の報告により、初動調査、詳細調査にわけて段階的に進めるが、大規模な被害を受けた施設については、復旧方法の経済性・機能性・緊急性を比較検討して応急対策計画をたてる。また、建築物被害だけでなくガス漏れや停電復旧に伴う漏電による被害も緊急調査として考慮する。

4 公共建築物の応急復旧

応急対策計画に基づき、市民生活への影響度を考慮して優先順位を定め、速やかに応急復旧を行う。

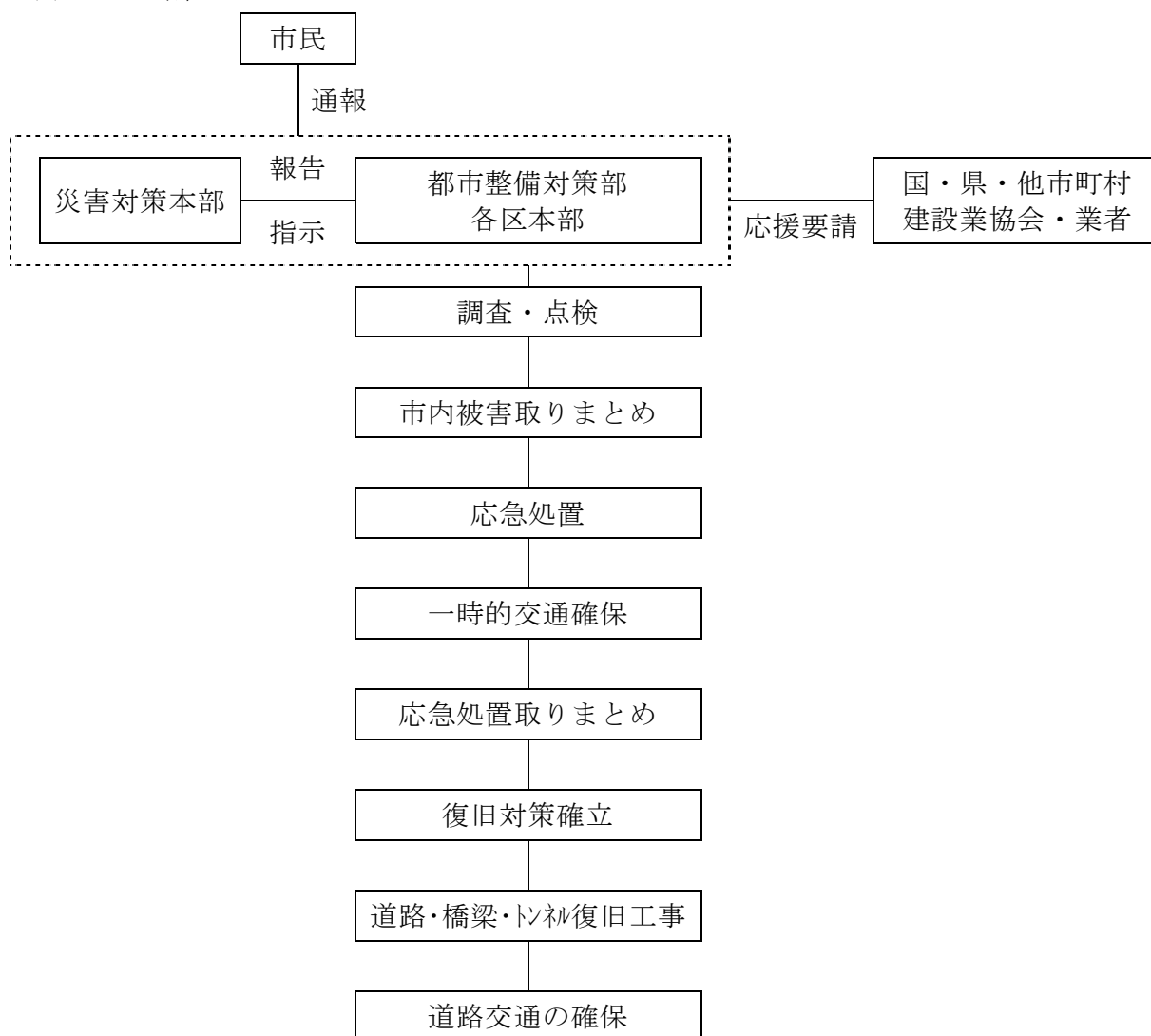
第23節 道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画

震災時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が極めて重要であるから、道路、空港、港湾及び漁港施設管理者は、各施設の被害状況の把握及び交通確保のための応急対策を迅速・的確に行う。

実施担当	都市整備対策部 経済・国際対策部 消防対策部 各区本部
防災関係機関	東京航空局新潟空港事務所 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 新潟海上保安部 北陸地方整備局新潟国道事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 各警察署 自衛隊 東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所

1 道路・橋梁・トンネル施設等応急対策

(1) 応急措置フロー



(2) 応急対策

災害が発生した場合、各道路管理者はパトロール等により道路、橋梁及びトンネル等の点検、情報収集を行い、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の通行者の安全策を講ずる。

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所、区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ 道路交通の確保

(ア) 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急作業により道路の啓開を行う。

(イ) 道路交通の確保は、可能な限り迅速に行い、原則として二車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に一車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。

(ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、各警察署、消防対策部及び自衛隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

ウ 防災拠点等のアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行う。

(3) 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。その際、特に防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。

(4) 防災機関等への連絡

道路管理者は、地震による道路の被害状況、措置状況の情報を対策本部や防災機関へ速やかに連絡する。

(5) 交通規制

地震災害発生と同時に各警察署と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、運転者や通行者に対し道路情報等を提供する。

(6) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難誘導、広報等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

2 空港・港湾施設応急対策

震災発生直後の空港・港湾施設の被害状況を速やかに、かつ的確に把握する。

そのために、空港にあつては、東京航空局新潟空港事務所と、港湾にあつては、北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所及び新潟県新潟港湾事務所と、それぞれ連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握に努める。

3 漁港・水産施設応急対策

漁港や水産施設は、災害時には救援活動や物資等の緊急輸送の拠点として重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。

そのため、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに被災状況を調査することを原則とする。

なお、震度4未満であっても漁港や水産施設に被害が見込まれる場合はこの限りではない。

(1) 漁港

ア 応急対策

(ア) 被害状況の把握

震災後、ほぼ一両日の日程で目視観測を中心として、漁港施設の被災概要（被災の有無・大小・位置）を把握するとともに、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するための調査を実施する。

(イ) 緊急処置

二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板設置による安全管理の処置を行う。

(2) 水産施設

ア 被害状況の把握

(ア) 水産施設等の被害状況を把握するため、漁業協同組合等と相互に連携し、被害情報を災害対策本部及び県に報告する。

イ 緊急対策

(ア) 水産施設の被災による二次災害発生防止のため必要があると認めた場合は船舶燃料等の漏出防止や流出油への引火防止措置を漁業協同組合に指示する。

(イ) 大規模な燃料流出等の場合は、新潟海上保安部、県、各警察署、消防対策部に緊急対策を要請する。

ウ 応急対策

(ア) 水産施設の被害状況に応じ、漁業協同組合等と連携し、次の応急措置を講ずる。

a 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕

- b 県指導漁業無線局及び市内漁業協同組合漁業無線局による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害状況の情報提供
 - c 冷凍、冷蔵施設が被災した場合、他漁港への移送又は緊急出荷等に関しその受け入れ先の確保及び調整等
- (イ) 県から災害査定前着工の指示があった施設について、漁協に指示し、速やかに復旧工事を実施させる。

第24節 河川施設等災害応急対策計画

河川施設等は、日常生活での生命の安全と財産の保全を目的とするとともに、地震発生時の応急対策活動では防災上の根幹施設として重要な役割を果たすものである。

このため、これらについては、地震による損壊箇所の機能確保のために早急に応急対策を行う。

実施担当	都市整備対策部 各区本部 水道対策部
防災関係機関	北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 自衛隊

1 応急対策

施設管理者は、浸水等の二次災害防止の観点から早急なる応急対策を実施するものとする。

(1) 点検

施設管理者は、都市整備対策部、各区本部及びその他関係機関等と連携し、早急な点検を実施する。

(2) 応急対策

施設管理者は、点検において被災が確認された施設については、二次災害の防止等の観点からその危険の程度を調査して、水防関係機関や自衛隊と密接な連絡のもとに人的な被害を拡大させないように、適切な措置を講ずる。

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物や河川に関連する施設の損傷は、震災後の堤防の決壊等重大な災害につながるおそれがあるため、震災直後の点検や調査で異常が確認された所については、資材や施工規模を考えて応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では、浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

浸水被害が拡大する恐れがある地域については、被害の拡大を防止する措置をとるとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の必要な措置をとる。

エ 海岸応急対策

(ア) 被害の拡大防止及び二次災害発生防止のための対策

海岸保全施設では地震のみでなく津波等により災害を受けやすく、気象等による波浪で被害が拡大しやすい。そのため、地震により被害を生じた箇所では、地

震直後の陸地での被害の拡大防止措置や二次災害発生防止のための応急的措置のほか、海上が安定した段階で応急資材を用いた対策を講ずる。

(イ) 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施

海岸保全施設では、地震及び津波等で施設そのものの損傷や海岸線での予想外の被害が生じやすい。そのため、点検等で確認した被災箇所については、人的被害の発生を防止することを目的に、人の進入を禁止するための対策を講ずる。

(ウ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

地震及び津波等で被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員等を配置して巡回を行い、監視による危険防止の措置を講ずる。

2 応急工事

- (1) 応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて実施する。
- (2) 応急工事は、各施設管理者が被害の状況を把握し、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

3 住民に対する広報

- (1) 災害対策本部は、被災地に浸水又は浸水の恐れがある場合や、人家集落、道路等に直接被害を与え、危険な状況を発生させる恐れが生じた場合は、速やかに関係各機関を通じ、必要な情報の提供を行う。
- (2) 災害対策本部は、震災により河川水質に異常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、速やかにその状況を関係機関に通報するとともに、必要に応じ報道機関等を通じて市民への周知を図る。

第25節 公園緑地施設災害応急対策計画

地震が発生した場合は、パトロール等により公園緑地の被害状況を速やかに把握し、倒木による周辺住民への被害処理を最優先にするとともに、二次災害防止策の措置を講ずる。

実 施 担 当	都市整備対策部	各区本部
---------	---------	------

1 パトロールによる調査・点検（被害状況の把握）

地震が発生した場合は、公園緑地のパトロールを実施し、樹木や遊具等の調査点検を行うとともに、市民からの通報も含め、公園緑地の被害状況を把握する。

2 倒木・遊具等の応急処理（被災箇所の処置）

公園緑地の樹木等が、隣接する住宅等に支障をきたしているものについては、至急、撤去するなどの措置を講じるとともに、公園内の被災状況に応じて危険箇所は防護柵などで囲うなど二次災害の防止に努める。

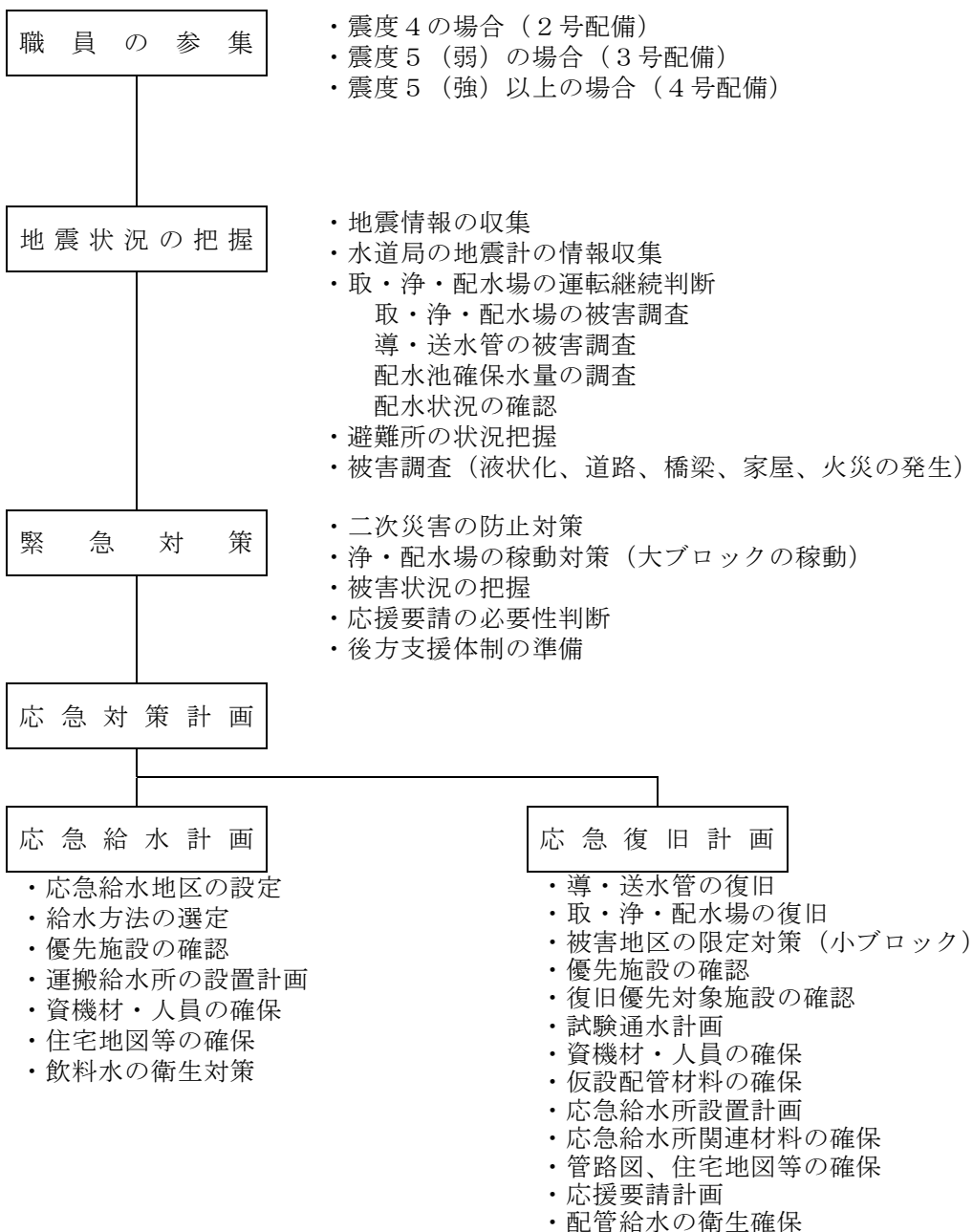
第26節 上水道施設等災害応急対策計画

震災時における飲料水をはじめ、生活水の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、水道対策部は、これに必要な人員、車輛ならびに資機材の確保、情報連絡体制等を確立する。

震災初期は被害の状況に応じ、飲料水の供給に努めるとともに、被害地域の限定対策により、可能な限り広範囲での生活水の供給と、早期復旧に向けて効率的に復旧作業を進める。

実 施 担 当	水道対策部
---------	-------

1 応急対策の流れ



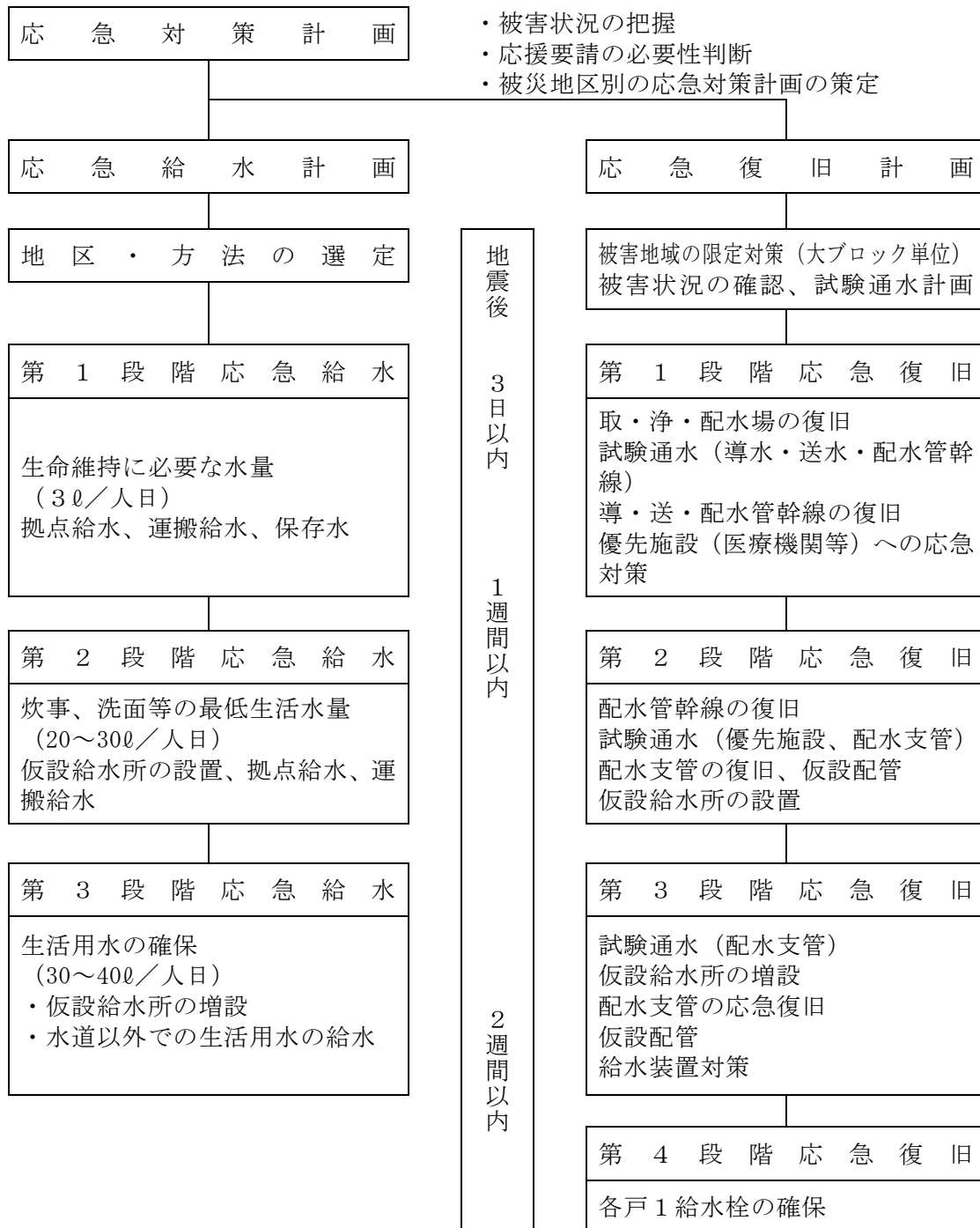
2 応急対策の目標水準

被害状況を迅速かつ的確に把握し、被災地区別に応急復旧と応急給水を関連させながら、応急対策を実行するものとする。

応急対策は、震災の程度にもよるが、2週間以内に各戸1給水栓の確保を目標水準として応急復旧作業を進める。また、この間は可能な限り生活用水を供給するため、応急給水体制を強化するとともに、仮設給水所を増設していく。

この目標達成のため、平常時より水道施設のレベルアップを進めるとともに、震災時の広域応援体制の強化を図る。

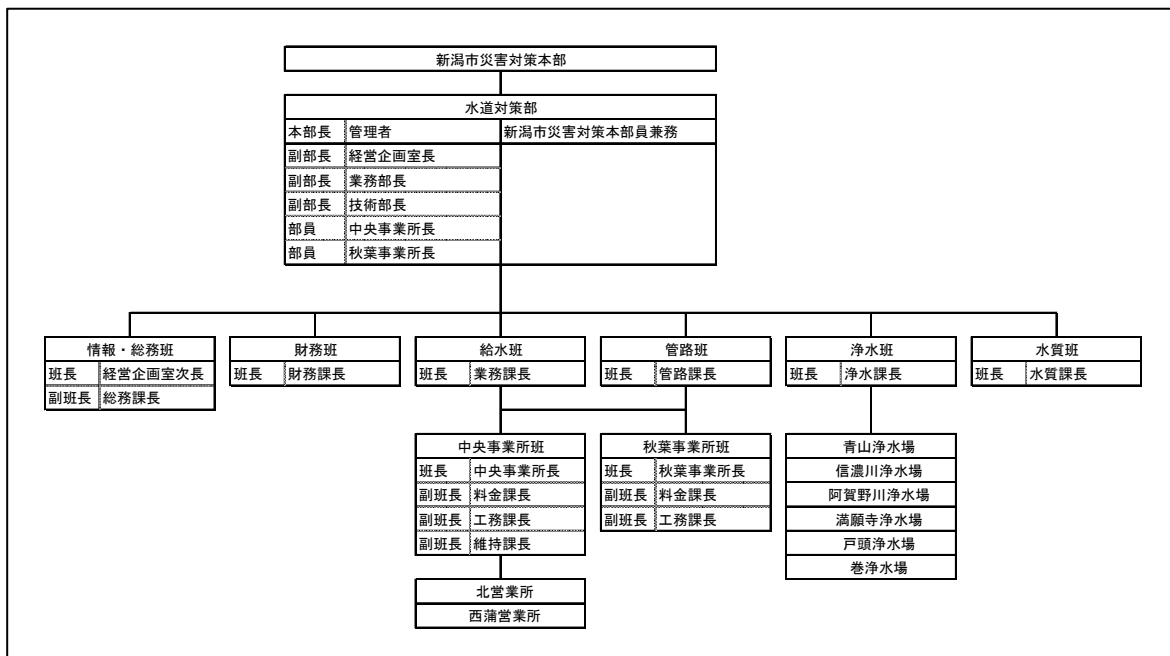
【応急対策の目標水準】



3 実施体制

水道局は、8班編成による水道対策部を組織し水道対策業務を行う。組織及び主な事務分掌は次のとおりとする。

【災害対策本部及び水道対策部（水道対策業務）組織表】



【水道対策部（水道対策業務）の班編成と主な分掌事務】

班	主 な 分 掌 事 務
情報・総務班	1 水道対策部の運営に関すること 2 対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 3 対策部内の被害状況等の解析に関すること 4 情報連絡体制の運用拠点に関すること 5 他部署との伝達、連絡調整に関すること 6 職員の出勤、配置、安全、衛生管理に関すること 7 応援要請に関すること 8 市民広報に関すること 9 報道機関への情報提供に関すること
財 務 班	1 資材、燃料、職員用物資等の確保、調達に関すること 2 水道応援隊、水道ボランティアの受入れ、及びその活動支援に関すること 3 災害関係費用に関すること
給 水 班	1 運搬給水の総合調整に関すること 2 拠点給水の総合調整に関すること 3 対策部内の電算システムに関すること
管 路 班	1 水道管路の被害状況等の把握、応急復旧・恒久復旧の総合調整に関すること 2 水道管路の復旧対策の計画立案に関すること
浄 水 班	1 取水、浄水、配水施設の被害状況等の把握、応急復旧に関すること 2 緊急浄水処理に関すること 3 浄水、配水施設における給水設備の立上げに関すること
水 質 班	1 飲料水、原水の水質管理に関すること 2 運搬、拠点給水時における飲料水の水質に関すること

各事業所班 (2班)	1	運搬給水に関すること
	2	拠点給水に関すること
	3	水道管路の被害状況等の把握、応急復旧に関すること
	4	給水班、管路班及び営業所との連絡調整に関すること

4 初動体制

災害の規模に応じて、非常配備体制、参集計画等の初動体制を定め、災害発生後水道対策部が設置され組織的、計画的な対策が行われるまでの間は、初動体制による初動業務を行う。

(1) 非常配備体制

災害の規模、発生時刻等を考慮しながら、配備内容、参集内容等の非常配備体制を定める。

震災対策非常配備体制

配備区分	配備基準	配備内容	参集内容
1号配備	新潟県上中下越に津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集を行う。 ・必要に応じて広報体制をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名職員が情報収集を行う。
2号配備	震度4	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達及び災害情報収集の体制をとる。 ・必要に応じて応急活動の実施及び広報体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名職員の参集により対応する。 (必要に応じ警戒出動を実施する。)
3号配備	震度5(弱)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達及び処理を行う。 ・応急活動を実施する。 ・広報活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名職員の参集により対応する。
4号配備	震度5(強)以上	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策が最大限機能する体制をとる。 ・情報の収集・伝達及び処理を行う。 ・各班ごとの分掌事務に沿った主要業務を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員の参集により初動体制に入る。

(2) 初動業務

所属場所に参集後、各班に割り振られた初動業務を遂行する。

ア 情報・総務班

- ・水道対策部の部内運営
- ・水道対策部内及び市対策本部との情報収集、伝達、連絡調整
- ・応援要請の対応
- ・参集職員の集計及び職員の自宅・家族の被害状況の把握
- ・各種情報収集、伝達、連絡調整
- ・庁舎内の安全確保、被害状況の把握
- ・マスコミへの対応(電話、現地取材、HP掲載)

イ 財務班

- ・ 応急復旧資機材，燃料（自家発，車両用，暖房用等），職員用物資等の確保及び調達
- ・ 水道ボランティアの受入れ

ウ 給水班

- ・ 応急給水資材の確認と準備
- ・ 運搬給水場所の状況把握、集計

エ 管路班

- ・ 導水管、送水管、配水管幹線の被害状況の把握、集計

オ 浄水班

- ・ 取水場、浄水場、配水場等の主要施設の点検と被害状況の把握
- ・ 通信連絡機能の確保
- ・ 配水池等の保有水量の確保
- ・ 施設関係の二次災害防止のための応急措置

カ 水質班

- ・ 水質管理センター（建屋、測定機器、薬品類）の被害状況の把握
- ・ 応急給水用飲料水の水質管理

キ 事業所班

- ・ 応急緊急給水資材の準備
- ・ 運搬給水場所の状況把握
- ・ 送水管、配水管幹線の被害状況の把握
- ・ 漏水等による二次災害防止のための応急措置

(3) 緊急措置

初動時において水道施設の二次被害の防止及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止する。

ア 二次被害の防止措置

- ・ 火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- ・ 浄水処理用薬品、水質分析用薬品等の漏出防止措置を講ずる。
- ・ 緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池の保有水量を確保する。
- ・ 地震による水道の減断水の状況及び配水池の緊急遮断弁の作動状況等を消防部局に連絡し、消火活動が適切に行われるように配慮する。

イ 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

(4) 初期被害情報の収集

初動業務で収集すべき情報として、職員に係る安否の確認及び参集状況、水道施設及び管路の被害状況、都市インフラ設備の被害状況などがある。初期の水道応急復旧における情報収集項目を次に示す。

ア 水道施設及び管路の被害

- (ア) 取・浄・配水場の運転状況
- (イ) 配水池等の保有水量
- (ウ) 水道施設及び管路の被害及び修理状況
- (エ) 二次被害の状況

イ 都市インフラ設備関係

- (ア) 液状化発生地域
- (イ) 主要道路の被害
- (ウ) 橋梁の被害
- (エ) 火災発生地域
- (オ) 応急給水を必要とする避難所等の把握

(5) 初動体制から水道対策部への移行

災害対策本部の指令及び初動業務の進展状況を踏まえ、職員配置及び業務内容を水道対策部組織へ移行する。

5 応急給水計画

第3部第2章10節「給水計画」による。

6 応急復旧計画

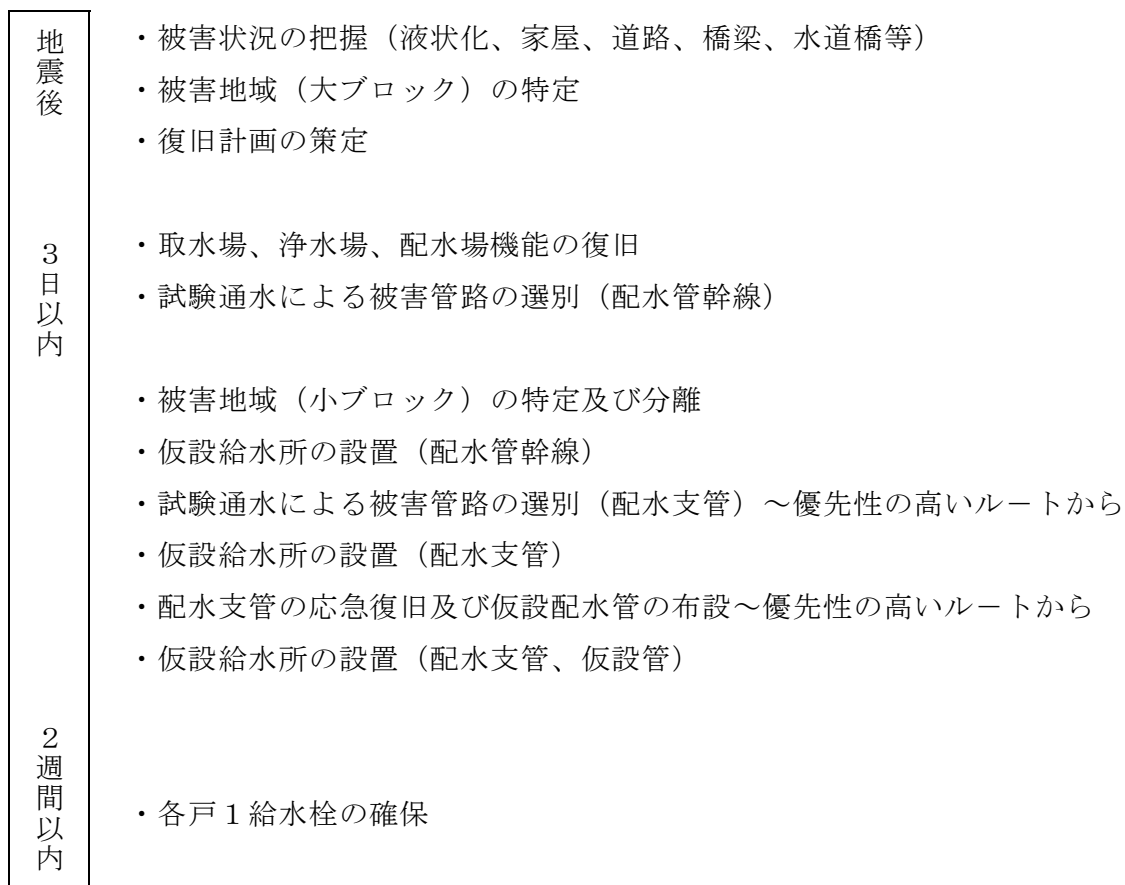
今日の生活様式や都市化の進展は、長期にわたる水道の減断水を容認しない。また、震災後の運搬給水・拠点給水による応急給水では、必要とされる水量と供給する水量とのギャップが極めて大きい。

水道は都市基盤施設として飲料水だけでなく、生活用水、都市活動用水の供給機能を確保すべく、可能な限り早く応急復旧を進め、「配管給水」の状態に近づけるものとする。

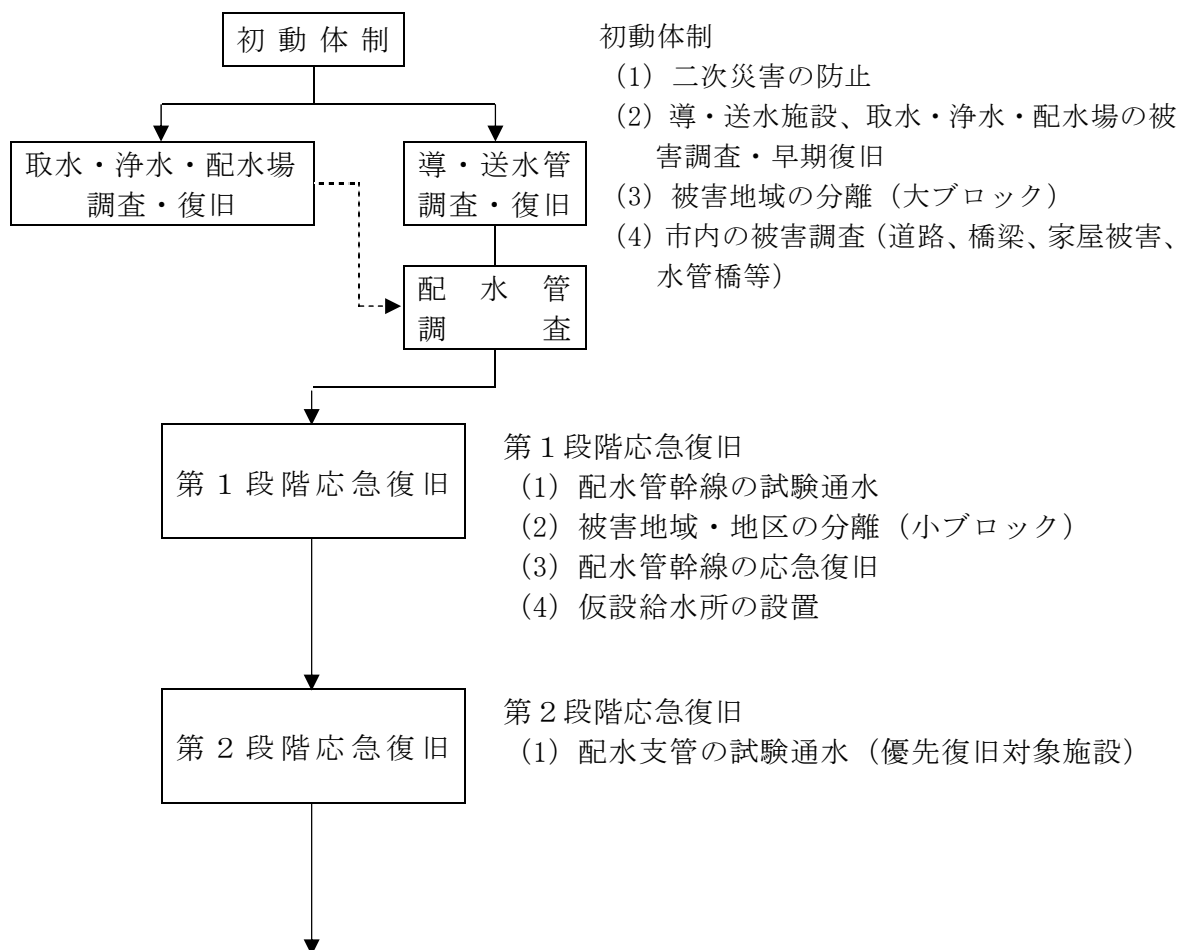
(1) 目標水準

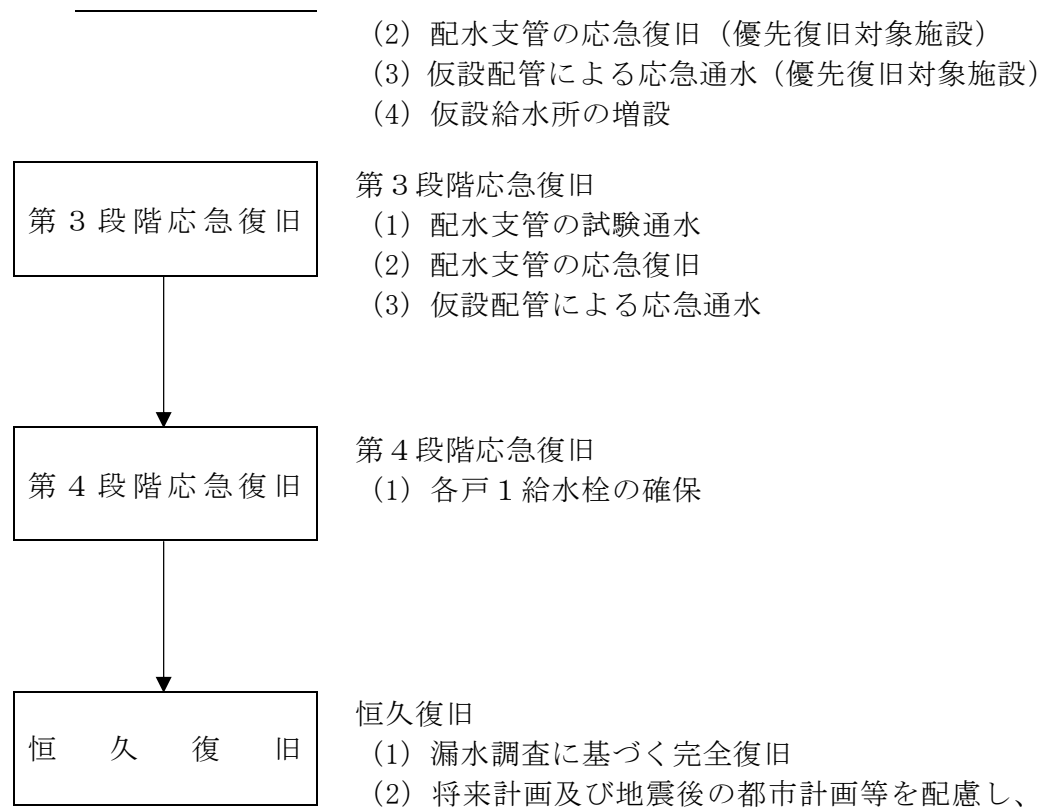
応急復旧は水道の基幹施設である取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧による浄水プロセスの確保、次に送水管、配水場、配水管幹線、配水支管、給水装置の順に作業を行う。

応急給水作業と同時並行で応急復旧作業に着手し、2週間以内での応急復旧（各戸での1給水栓の確保）を目標に作業を進める。このため平常時から施設のレベルアップを図ると共に、災害時の広域応援体制等を確立しておく。



応急復旧の目標水準





応急復旧主要業務のフロー図

(2) 復旧の範囲

応急復旧は、各戸1給水栓程度確保するまでとする。それ以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。

(3) 復旧の優先順位

応急復旧に際し、全体を可能な限り早く復旧することが原則であるが、被害状況や特に浸水状況等により一律に実施することは困難である。復旧計画策定にあたっては、管路被害状況やその他の被害状況を総合的に考慮して、復旧順序を決定することとする。

ア 水道施設

被災直後においては二次被害の防止対策を施し、被害状況の把握に努めなければならない。早急に浄水機能回復を図り、管路被害調査により応急復旧計画を策定する。

管路の復旧作業は、試験通水により被害管路の切り離し・無被害管路の通水等、順次進めていく。また通水可能管路については、仮設給水栓による仮設給水所を設置する。

(ア) 取水場・浄水場・配水場

過去の震災事例からも、浄水施設の被害は軽微なものと思われるが、浄水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧におよぼす影響が大きいため、迅速に浄水機能回復をはからなければならない。

(イ) 導・送水管

導水管が被害を受けた場合は、応急復旧を最優先に行う。また、被害が甚大な場合は河川等から直接原水を取り入れるための仮設取水設備等により、浄水処理を行う。

送水管が被害を受けた場合は、配水池の遮断弁を閉止し、応急給水に必要な水量を確保する。配水場の機能停止が長期化しないよう、導水管同様、最優先に復旧を行う。

(ウ) 配水管

配水管路の復旧は、被害の程度によるが、復旧計画に基づき配水池を起点とする配水管幹線、配水支管の順で復旧する。また、復旧計画策定にあたっては優先復旧対象施設のあるラインを考慮する。

- a 被害調査をもとに、直接給水が継続できる地域（大ブロック）と、できない地域（大ブロック）を確定する。
- b 直接給水が継続できない地域（大ブロック）については、配水管幹線と小ブロックを切り離し、第一に配水管幹線の被害箇所を特定する。この被害箇所を修理するか、使用を中止するかは幹線のバックアップ等の管網状況による。
- c 復旧した幹線を通水し、消火栓を利用した給水拠点を確保する。

- d 配水管幹線の通水の見通しがついた段階で、順次配水支管ブロック単位（小ブロック単位）での復旧に入る。
- e 被害の大きい小ブロックでは、優先復旧対象施設から試験通水を開始し、通水ルートと非通水ルートを確定する。
- f 通水ルートには順次仮設給水所を設置し、非通水ルートについては、応急復旧、または仮設配管の布設を進めていく。
- g ある程度通水ルートが確保できた時点で、各戸給水へと復旧の範囲を広げる。

イ 優先復旧対象施設

復旧計画立案の段階で、人命の救護、さらに社会的な混乱を招かないよう、次の関係機関を優先して応急復旧を進めていく。

- (ア) 病院等、人命に関わる医療機関
- (イ) 避難所及び福祉施設
- (ウ) 災害対策の中核となる官公署、放送、交通網等の公益・公共機関
- (エ) 銭湯等公衆衛生に関わる施設

(4) 復旧用資機材等の手配

復旧用資材は、市場ならびに関係業界との協定等により調達するものとする。また、機材等も同様に、関係業界より優先的に調達するものとする。

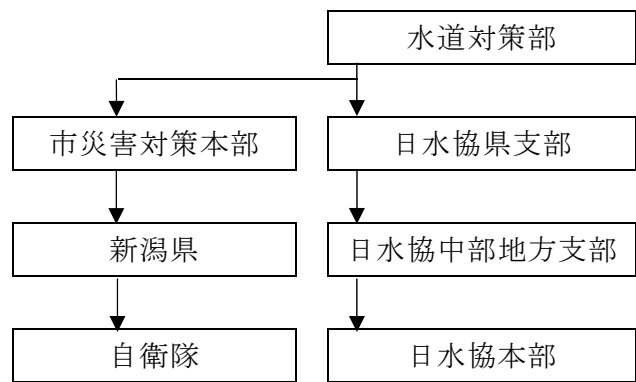
また、応急復旧に必要とされる配水管路図、住宅地図、仮設給水所計画位置図等についても、被害の規模に応じて早めに調達するものとする。

7 応援要請

大規模の地震被害に対しては水道対策部単独での応急対策は、その実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行う。

(1) 応急給水

応急給水に係る支援を要請する際には、市対策本部、県水道係と調整を図りつつ、原則として、日本水道協会災害相互応援協定（新潟県支部・中部地方支部）及び大都市水道局災害相互応援に関する覚書にもとづいて、速やかに行う。

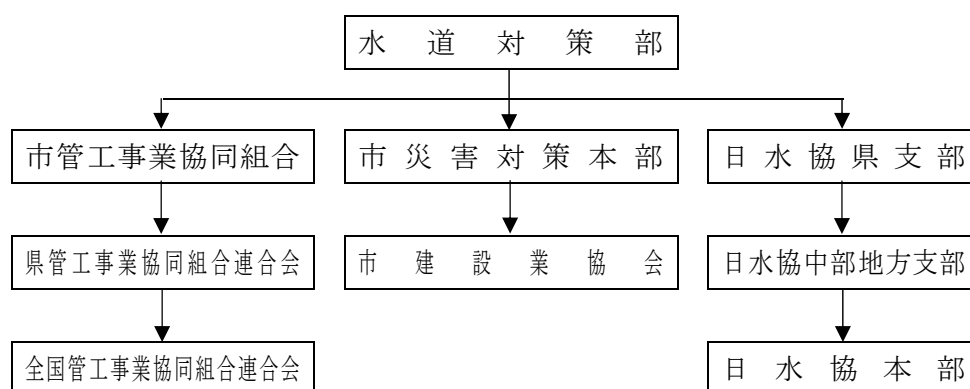


応急給水支援要請フロー図

(2) 応急復旧

応急復旧に係る支援を要請する際には、市対策本部、県水道係と調整を図りつつ、原則として、日本水道協会災害相互応援協定（新潟県支部・中部地方支部）及び大都市水道局災害相互応援に関する覚書にもとづいて、速やかに行う。

また、応急復旧に必要な資機材等が不足する場合には、関係団体等と調整を図りつつ、新潟市内各地区の管工事業協同組合及び建設業協会等に支援の要請を行う。



応急復旧支援要請フロー図

(3) 資機材等の調達

水道施設及び導、送、配水管の応急復旧等に必要な資機材等が不足する場合には速やかに製造業者及び代理店等に支援または手配の要請を行う。

(4) 車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援または手配の要請を行う。また、水道対策部（水道局本局）、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。

(5) 後方支援

後方支援では、支援団体等への食糧の供給や宿舎の手配について、関係団体及び関係業者等に支援または手配の要請を行う。

(6) 冬期間における対応

冬期間における震災応急対策については、施設・道路等の除雪作業をはじめとして各拠点基地の熱源確保及び応援事業体等への防寒用具、宿舎、食糧等についても関係団体等へ手配の要請を行うとともに適切な対応を図るものとする。

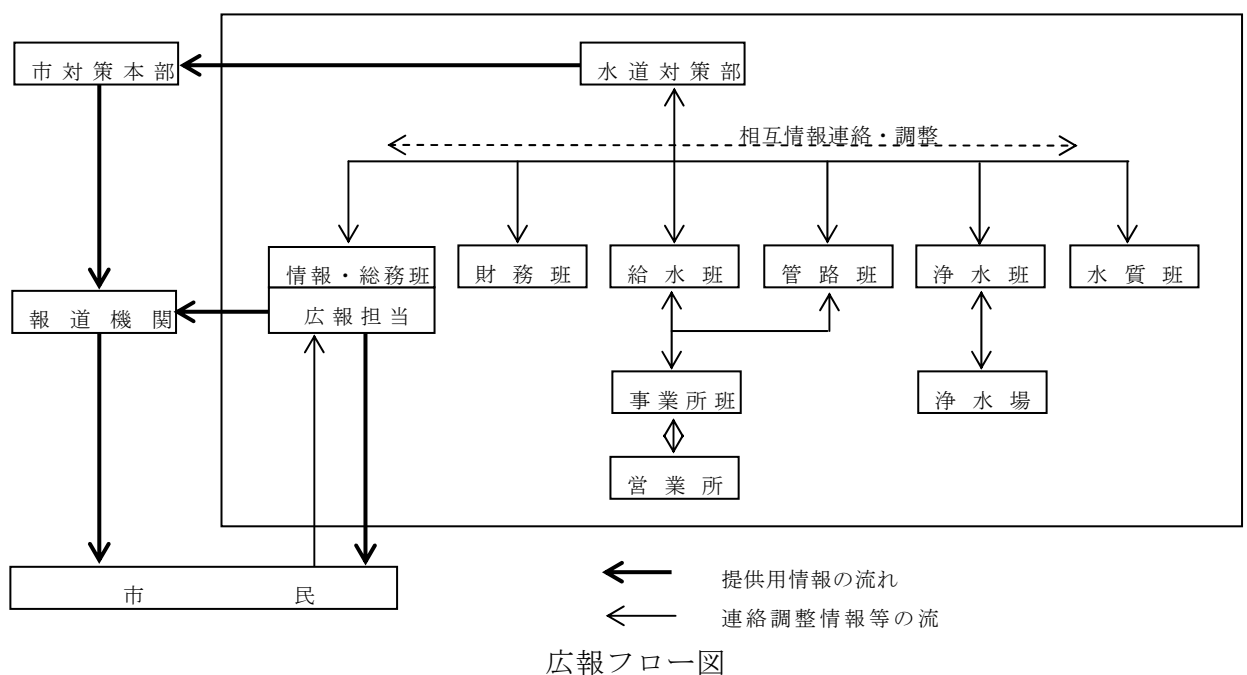
8 広報体制

震災後の広報については、市民に対して、減断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努めるも

のとする。なお、広報の手段として、インターネット（ホームページ等）を活用することにより、迅速かつ詳細な情報の提供に努める。

(1) 広報の流れ

- ア 災害対策本部事務局、各区本部及び水道対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は情報・総務班が行う。
- イ 報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は情報・総務班（広報担当）が行う。



(2) 広報する情報の内容

応急対策の目標水準ごとに広報する情報の内容は次のとおりとする。

地震後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設及び管路の被害状況 ・ 断水区域の範囲 ・ 応急給水の場所と給水方法（時間等） ・ 飲料水の衛生対策 ・ 漏水の停止及び停止方法（止水栓の閉止方法等） ・ 復旧の見通し
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断水区域の範囲 ・ 復旧計画及び復旧の見通し ・ 応急給水の場所と給水方法（時間等） ・ 仮設給水所の設置場所 ・ 飲料水の衛生対策 ・ 漏水の停止及び停止方法（止水栓の閉止方法等）
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断水区域の範囲 ・ 復旧計画（各戸1栓が基本） ・ 仮設給水所の設置場所 ・ 応急給水の場所と給水方法 ・ 飲料水の衛生対策
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断水区域の範囲 ・ 復旧計画（各戸1栓が基本） ・ 仮設給水所の設置場所 ・ 応急給水の場所と給水方法 ・ 飲料水の衛生対策

目標水準ごとに広報する情報内容

第27節 下水道施設等災害応急対策計画

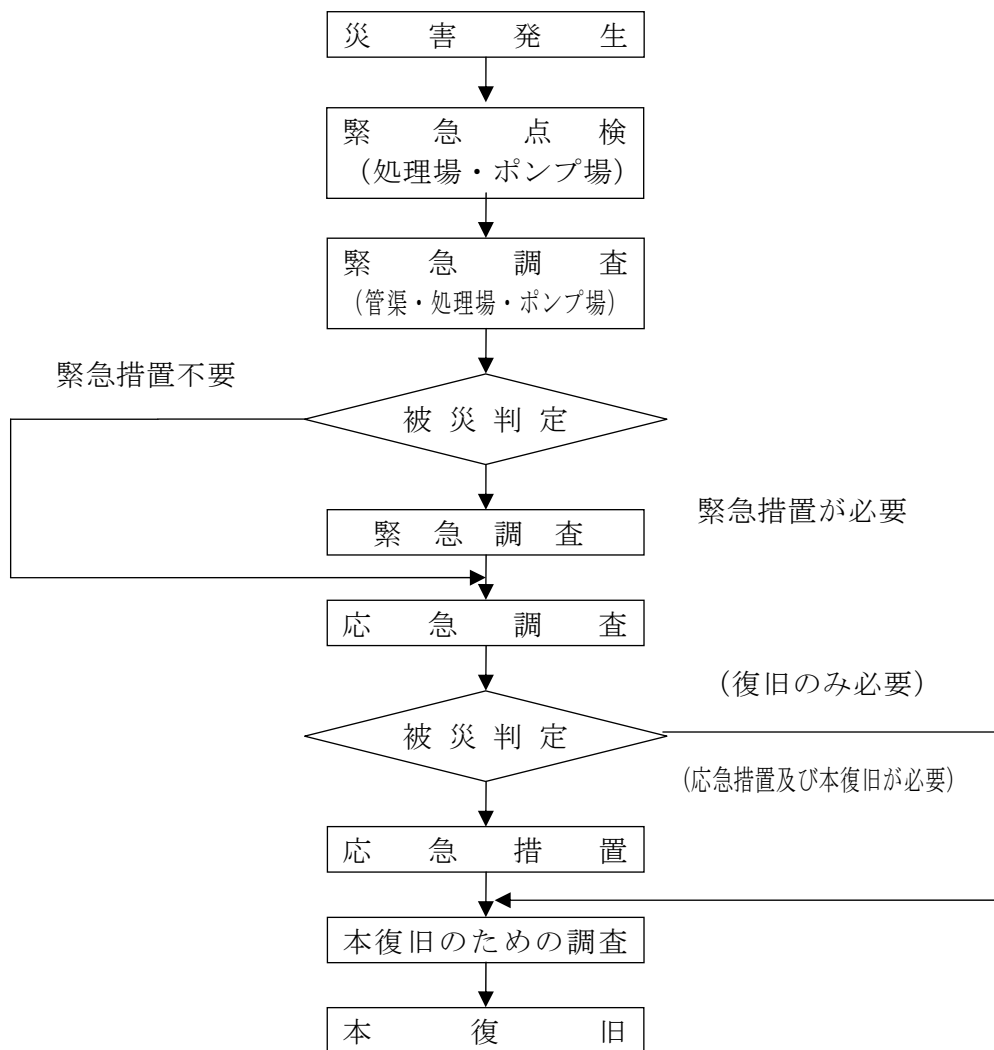
下水道施設等は、ライフライン施設として市民の生活基盤の一翼を担うものである。被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であるが、市民に与える影響が大きいため、早期復旧を図る。

実施担当	都市整備対策部 各区本部
防災関係機関	北陸地方整備局 県 土地改良区

1 下水道施設緊急対策

災害時における下水道機能の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報連絡体制等確立する。被災時は災害の状況に応じ、二次災害の防止に努めるとともに、施設の被害状況を迅速かつ正確に把握し、早期復旧に向けての基礎づくりを行う。

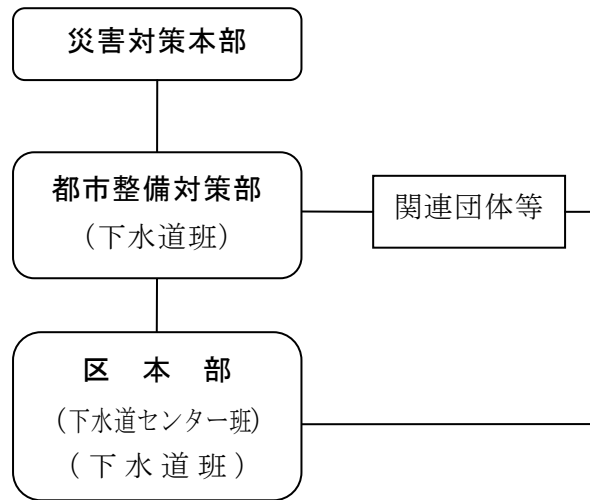
(1) 緊急対策のフロー



(2) 応急対策における主な作業項目

段 階 (作業項目)		管 渠	処 理 場	ポ ン プ 場
第 1 段 階	緊急点検	—————	・人的被害につながる二次災害の未然防止 (有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等)	・処理場と同じ
	緊急調査	・被害の拡大、二次災害防止のための調査 (主に地表からの調査) ・下水道本来の機能より道路等他施設に与える影響調査 ・重要幹線等の被害状況の把握	・被害状況の概要把握 ・大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査	・処理場と同じ
	緊急措置 (例)	・陥没部への土砂投入 ・危険箇所での交通規制 ・可搬式ポンプによる仮排水 ・下水道施設の使用中止の広報 等	・火気の使用禁止 ・施設内への立入禁止措置 ・漏洩箇所の仮止水措置等	・処理場と同じ
第 2 段 階	応急調査	・被害の拡大、二次災害防止のための調査 (管内、マンホール内までに範囲を拡げての調査) ・機能的、構造的な被害程度の調査	・処理場施設の暫定機能確保のための調査	・ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査
	応急復旧 (例)	・管内、マンホール内の土砂の浚渫 ・止水バンドによる圧送管の止水 ・可搬式ポンプによる下水の排除 ・仮管渠の設置等	・コーキング等による水路の仮締切 ・仮配管の布設 ・弁操作による配管ルートへの切り廻し ・可搬式ポンプによる揚水 ・固形塩素剤による消毒等	・コーキング、急結セメント等による復旧 ・可搬式ポンプによる揚水 ・仮配管の布設等

(3) 応急対策体制の概念図



2 農業集落排水処理施設応急対策

(大淵・西野・西山・江口・両川・曾野木・西島・横戸処理区)

(1) 計画の基本方針

ライフライン施設として被災民の生活に大きな影響を与えることから、災害時の組織体制を速やかに確立し、被災箇所を早期把握により、ポンプ施設、処理施設においては最小限の機能回復を、管路施設においては本復旧工事までの暫定的な下水機能の確保等の応急復旧を講ずる。

(2) 初動対応

ア 農業集落排水処理施設対策本部の設置

都市整備対策部及び各区本部は、部内に必要に応じ総括指揮班、調査班、情報収集班、応急対策班からなる農業集落排水処理施設対策本部を設置し、迅速かつ効果的な対策を実施する。

イ 非常配備体制の確立

- (ア) 運転時における機器等故障の業務委託業者への24時間通報体制の確立
- (イ) 職員と業務委託業者（電気設備、処理場・中継ポンプの機器点検、汚泥引き抜き）との連絡体制の確立

ウ 初動対策

- (ア) 施設内外の危険箇所への立ち入り規制など緊急防護措置
- (イ) 応急工事による機能回復措置
- (ウ) 仮設トイレの設置

エ 調査、情報の収集

- (ア) 処理場、中継ポンプ場、管渠及び排水設備等の緊急調査、および情報収集

- (イ) 水道、ガス、電気、通信施設の緊急調査、および情報収集
- (ウ) 道路及び河川の緊急調査、および情報収集

オ 広報活動

- (ア) 利用者に対する水洗便所、風呂等の使用制限の協力要請
- (イ) 被害状況、復旧方針、復旧状況などの情報提供
- (ウ) 関連業者の協力による、宅地内排水設備の復旧相談窓口の設置案内

カ 処理場、中継ポンプ場の応急復旧

- (ア) 二次災害防止のための調査の実施
- (イ) 可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧
- (ウ) 固形塩素剤方式による消毒機能の回復等

3 排水機場施設応急対策

(本所、蔵岡、南浜、濁川、旧広通江、田潟、升潟、鎧潟、旧木山川、曲通、東部、葛塚、両村囲、棕新田・須戸)

(1) 計画の基本方針

降雨時に運転する排水機場施設は農地の湛水を防除し、又、一部の区域の生活雑排水をも排水することから、災害時における排水機場の被害は農作物、被災民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。

(2) 非常配備体制の確立

- ア 亀田郷内排水機場（本所、蔵岡）の水利施設総合管理システムの活用
- イ 西蒲原土地改良区内排水機場（旧広通江、田潟、升潟、鎧潟、旧木山川、曲通）の水利施設総合管理システムの活用
- ウ 農林水産班、各区本部、県、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所、信濃川下流河川事務所、各排水機場運転委託従事者、排水機場管理委託業者との非常配備体制の確立
- エ 応急工事に必要な建設資材及び重機械、車両等の確保について関連業者等との体制確立

(3) 初動対策

- ア 施設内外の危険箇所への立ち入り規制などの緊急防護措置。
- イ 機械設備やその他の施設についての再点検および破損箇所の機能回復措置。
- ウ 常時運転の排水機場、他の機場との連絡調整。
- エ 土地改良区、農協、生産組合等関係機関・団体に対する協力要請。
- オ 仮設ポンプの設置

(4) 調査、情報の収集

- ア 農地被害状況調査および情報の収集
- イ 排水機場、排水路等の状況調査および情報の収集

ウ 電気、通信施設の状況調査および情報の収集

エ 道路及び河川の状況調査および情報の収集

オ 国、県の施設の情報収集を行う。

(5) 広報活動

被害状況、復旧方針、復旧状況など住民に対する情報の提供。

(排水機場位置図を資料編 図3-2-28-1 に示す。)

第28節 危険物施設等応急対策計画

地震による危険物施設等の損傷は、危険物等の流出を伴いさまざまな災害が発生する可能性が高い。災害発生の際には危険物等取扱事業所の管理者は、災害防止のための応急措置をその施設の形態等にあわせて迅速、的確に行い、国、県、市及び関係機関との連携を密にし、地震による被害の軽減化を図る。

実施担当	消防対策部
防災関係機関	県 各警察署 新潟海上保安部 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所

1 石油類等の危険物施設の応急対策

地震発生時に危険物取扱事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

(1) 施設の応急点検

地震発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。

(2) 関係機関への通報

危険物の流出等が発生した場合、消防署、各警察署等の機関に通報するとともに、隣接事業所に事故状況等を伝達し、隣接事業所並びに県、市、消防及び新潟港排出油等防除協議会等の機関との連絡体制を確保し、協力体制を確立する。

(3) 地震発生時の自主防災活動

地震発生時には、予防規程等であらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を実施する。この場合には、当該機関等との連携体制を密にして活動を実施する。

(4) 流出、漏洩等の拡大・拡散防止

危険物の流出、漏洩等が発生したときは、危険物施設の損傷箇所の補修、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用した拡大・拡散防止措置を実施すると共に速やかに回収する。

(5) 付近住民への広報

被害が発生し、その影響が周辺に及ぶおそれがある場合には、付近住民の安全を確保するため、速やかに概要を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、市、各警察署等の機関にも住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 毒物劇物保管施設等の応急対策

地震発生時に毒物劇物を取り扱う事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、県、市及び関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

- (1) 施設の応急点検
地震発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。
- (2) 地震発生時の対応
地震発生時には、被害状況に応じ、関係事業所の毒物劇物取扱従事者等の協力を得て、適切な対応を図る。

3 高圧ガス製造施設等の応急対策

高圧ガス取扱事業所は、地震発生後直ちに高圧ガス施設、設備、容器置場等を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩への対応を図る。

4 放射性物質保管施設の応急対策

放射性物質保管施設の管理者は、施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、被害の拡大防止に努め、また被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、国及び各警察署等の機関への通報を行う等適切な対応を図る。

5 危険物等流出応急対策

- (1) 河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合、事故の関係者及び発見者は速やかに市、各警察署、新潟海上保安部、河川管理者及び港湾管理者等の機関に通報する。
- (2) 危険物等が大量に流出した場合は、事業者及び当該機関が協力し、拡散防止等の防除作業を実施する。

第29節 応急住宅対策計画

地震による家屋の全壊等で住居を失った被災者のうち、自己の資力で住宅を確保することが困難な被災者に対し、応急仮設住宅の建設や被害住宅の応急修理、公営住宅の提供などを実施し、居住の安定を図る。

実施担当	都市整備対策部 総務対策部 福祉対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 応急仮設住宅の建設

(1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は災害救助法の適用により県知事が行い、市長はこれに協力する。

(2) 設置戸数等

ア 規模

1戸当たり29.7㎡（9坪）を基準とする。

イ 費用限度額

新潟県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

ウ 着工

災害発生の日から20日以内に着工するものとする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

(3) 設置場所

仮設用地は公有地、又は被災前の住宅の建設地等の場所に建設することとし、次の事項に留意するものとする。

ア 交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所

イ ガス、水道、電気等供給施設の布設可能な場所

ウ 災害地の応急措置の用に供するときは国有財産の無償貸与を受けることができることになっているので、財務大臣あて普通財産の貸付申請する必要がある。

エ 民有地の借上による使用料は救助費の対象とならない。

(4) 工事の発注及び資材の確保（市が委任を受けた場合）

ア 工事は原則として請負工事とする。

イ 施行業者の選定にあたっては、市の契約する工事施行有資格者を優先するが、緊急時であることからその他業者、又は建設団体等からも適宜選定し又、状況によっては県へ要請するなど臨機応変の措置を講ずる。

ウ 建築資材の確保については、県へ要請すると同時に、市内の事業者、団体に対し建築資材の安定供給について協力を要請する。

(5) 入居者の選定

応急仮設住宅に収容する入居者は、下記アの対象者のうちから、下記イに該当するなど、住宅の必要度の高い者から選定する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が決定するが、市長に委任された場合は、市長が決定する。

ア 次のいずれにも該当するもの

- (ア) 災害のため住家が全壊（焼）や流出、大規模半壊（焼）、半壊（焼）したもの、又は道路の通行止め、がけ崩れなどの危険により住宅に住めないもの
- (イ) 居住する仮住家がないもの
- (ウ) 応急修理制度を利用しないもの

イ 下記用件のいずれかに該当するものを優先とする。

- (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) 前各号に準ずる経済的弱者

(6) 供与期間

応急仮設住宅供与期間は建築工事完了の日から2年以内とする。

2 被害住宅の応急修理

(1) 対象世帯の選定

住宅が半壊（焼）し、日常生活に欠くことができない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない世帯

都市整備対策部宅地・建物班は、対象世帯の選定にあたり、総務対策部調査班及び福祉対策部及び各区本部と十分連絡をとり、被災者台帳から対象世帯（生活困窮者等）を選定する。

(2) 被害者住宅の調査及び修理箇所の範囲

ア 対象世帯として選定された住宅の被害箇所及び程度を的確に把握するため、速やかに現地調査を実施すると同時に応急修理箇所を決定する。

イ 住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所ので居室、炊事場及び便所等必要最小限度の部分とする。

ウ 費用限度額

新潟県災害救助条例施行規則別表に定める範囲内とする。

エ 応急修理の期間

災害発生の日から1カ月以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

オ 工事の発注及び資材の確保（市が委任を受けた場合）

- (ア) 工事は、原則として請負工事とする。
- (イ) 施工業者の選定にあたっては、緊急時であることから、市内の建築組合及び建設団体などを通じ業者に請負わせ、手不足を生じるときは、県を通じ県内外業者の援助を要請する。
- (ウ) 建築資材の確保については「応急仮設住宅の建設」に準じる。

3 被災者生活再建支援金

住宅が全壊（焼）又は半壊（焼）した世帯に対し、世帯の収入に応じて、生活の再建に必要な物品の購入や修理、居住に係る経費等の助成を行う。

（第4部第1節「被災者援護計画」参照）

4 市営住宅の提供

- (1) 被災者への仮住宅として市営住宅の空家を提供する。
（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）
- (2) 提供可能な住宅をマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。
- (3) 入居者の選定は「応急仮設住宅の入居者の選定」に準じる。

第30節 文教対策計画

地震発生時における幼児・児童・生徒の安全確保及び教育活動の再開、それらにともない必要となるその他の措置並びに学校以外の文教施設等の応急対策について定める。

実施担当	教育対策部 福祉対策部 市民生活対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 学校教育対策

(1) 地震発生時の措置

ア 在校時の場合

児童・生徒が在校している時に災害が発生した場合、児童・生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行う。

(ア) 地震発生直後の安全確保

教職員は、安全確保のため児童・生徒に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努める。

(イ) 避難誘導

教職員は、避難経路の安全確認のうえ、児童・生徒をより安全な場所へ避難させる。

(ウ) 安全確認等

学級担任等は、速やかに人員及び負傷者の確認を行い、学年主任、教頭、校長の順に報告する。

校長は、人命救助が必要な場合、全教職員を指揮して、救助に当たる。

また、必要に応じて外部機関へ出動の要請を行う。

校長は、把握した状況を教職員に周知するとともに、児童・生徒に対しては、動揺が拡大しないよう不安の除去に努める。

(エ) 下校措置

校長は、帰宅経路等の安全確認のうえ、児童・生徒を速やかに下校させる。幼稚園児・小学生・中学生・特別支援学校（学級）児童・生徒については、あらかじめ保護者へ連絡のうえ、教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。ただし、保護者への連絡が出来ない場合、帰宅しても保護者がいない場合又は地域の被災状況、道路の損壊等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、児童・生徒を下校させず学校で保護する。

イ 校外活動中に地震が発生した場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒の安全を確保したうえ本校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなどの対

応を行う。

ウ 登下校時の場合

児童・生徒の登下校時に地震が発生した場合、校長は、校内にいる児童・生徒の安否と所在を確認するとともに、通学路上の児童・生徒についても、可能な限り、その安否の確認に努める。

保護した児童・生徒は、上記ア(エ)に準じた措置をとる。

エ 学校にいない場合

児童・生徒が学校にいない時に地震が発生した場合、次のとおりとする。

(ア) 教職員の対応

a 震度4の地震が発生した場合、あらかじめ指名された教職員は直ちに勤務校に参集する。

b 震度5弱の地震が発生した場合、校長、教頭及びあらかじめ指名された教職員は直ちに勤務校に参集する。

c 震度5強以上の地震が発生した場合、全教職員は、直ちに勤務校に参集する。ただし、交通事情等により勤務校に参集できない教職員は、可能な学校に参集する。

(イ) 被害状況調査及び休校措置等

校長は、被害状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、休校措置その他必要な措置をとる。

この場合、口頭、電話その他の確実な方法で保護者及び児童・生徒に連絡する。

(2) 地震発生後に学校が行う措置

ア 被害状況等の収集・伝達

校長は、被害・被災状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）、住民の避難状況等を調査し、その結果を直ちに防災無線その他の使用可能な通信手段により学校指導班等へ報告する。

学校指導班は、前段の情報を整理し、災害対策本部事務局へ伝達するとともに、必要な措置について関係機関へ要請する。

イ 休校措置

校長は、次に該当する場合は、休校措置をとる。なお、休校措置を児童・生徒の登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他の確実な方法で保護者又は児童・生徒に連絡する。

(ア) 校舎の破損、倒壊等により、児童・生徒の履修が困難な場合

(イ) 通学路の壊滅等により児童・生徒の通学が困難な場合

(ウ) 教職員の確保が困難で授業が困難な場合

(エ) その他校長が休校を必要と認めた場合

ウ 学校班の組織

学校班は、情報連絡係、巡視係、消火係、救助係、搬出係、誘導係、避難所支援係(避難所となった場合に限る。)等を組織して、被害状況等に応じて対策にあたる。

エ 避難所開設及び運営の協力

学校班は、避難所指名職員、各区本部健康福祉班、自主防災組織、自治会・町内会及び地域コミュニティ協議会等と連携して避難所の開設・運営に積極的に協力する。

(ア) 学校班の基本的役割

学校班は、避難所運営担当の避難所指名職員及び各区本部健康福祉班が出動困難な場合における避難所初期対応を行う。また避難所指名職員及び各区本部健康福祉班到着後は、避難所施設管理者としての業務を次のとおり行う。

- a 校長－施設管理者として、避難者、自主防災組織及び市担当職員等で構成される避難所運営委員会と連携し、避難所の管理・運営に協力する。
- b 教頭、教諭－校長の指揮のもとで学校の避難所運営に協力する。
- c 養護教諭－学校医と連絡をとり、避難所の救護活動に協力する。
- d 栄養教諭等－学校の調理施設を利用し、炊き出しに協力する。
- e 事務職員等－教育対策部学校指導班等との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

(イ) 避難所の優先順位

避難所には、浸水深等を考慮した上、体育館、集会室、普通教室などを充てるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、特別教室、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難所としては使用しない。

なお、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等には、和室等条件の良好な部屋を優先的に提供する。

また、避難所に救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。

(3) 教育活動の再開

校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、速やかな教育活動の再開に努める。

被害が甚大である場合、学校施設等の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童・生徒の状況等を把握したうえ、次のとおり応急教育を実施する。

ア 児童・生徒等に対する措置

教職員は、児童・生徒の動向(避難先等)及び児童・生徒のより具体的な被害状況(教科書、学用品、制服等)を把握するとともに、児童・生徒の心理面への影響を確認する。

また、保護者との連絡体制を確立する。

イ 応急教育の区分

校長は、教育委員会と協議のうえ、次のような応急教育を実施する。

- ・短縮授業、合併授業、二部授業、分散授業、複式授業、振替授業、前記の併用授業

ウ 学校施設等の確保

校長は、通学路の安全確保と安全指導を行う。

校長は、授業形態の工夫により残存施設を活用するとともに、教育委員会と協議のうえ、校舎等の応急措置、安全点検（危険度判定調査）、設備の復旧を進める。

なお、教育委員会は、学校施設の使用が不可能な場合、校長その他関係者と協議のうえ、次のような措置をとる。

- (ア) プレハブ等仮施設を建設するとともに、用水等の確保を図る。
- (イ) 被害を免れた最寄りの他の学校、公民館、神社等の利用を図る。
- (ウ) 隣接市町村に対し類似施設の使用を要請する。

エ 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が実施できない場合、校長の報告を踏まえて、次の方法により教員確保の応急措置を実施する。

- (ア) 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
- (イ) 交通事情等により勤務校に出勤できない教員は、教育委員会と協議のうえ、可能な学校へ赴き指導する。
- (ウ) 県教育委員会に対し補助教員の配置を要請する。
- (エ) 県教育委員会に対し県内外の教職員の人的支援を要請する。

オ 児童・生徒の健康保持等

校長は、被災した児童・生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導、カウンセリング等を実施し、児童・生徒の健康の保持、心のケア等に努める。

教育委員会は、校長、学校医と連携を密にし、必要に応じ次の事項について、関係機関の協力を得て、学校の保健、衛生管理に努める。

- (ア) 児童・生徒の健康観察を強化し、健康診断を行う。
- (イ) 防疫上必要と思われる場合は、保健所の指導により臨時の予防接種を行う。
- (ウ) 飲料水の水質検査を実施する。
- (エ) 校舎消毒用薬品の確保を図る。
- (オ) し尿及び汚物の処理を行う。

(4) 学用品の調達・支給

災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒に対して、災害救助法施行細則に定めるところにより、学用品を支給する。

ア 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、半壊、半焼、流失及び床上浸水等の被害を受け、

就学に支障を生じている小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに中等教育学校前期課程生徒を含む。）とする。

イ 対象者の把握

教育委員会は、校長の協力を得て、救助対象者の確実な学年別人員数等必要な事項を把握する。

ウ 学用品の調達

教育委員会は、校長の報告に基づき、必要な学用品を調達する。

エ 学用品の支給

学用品は、学校を通じて支給対象者に支給する。

オ 学用品の範囲

学用品の範囲は、教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

カ 費用の限度

教科書及び教材は実費とし、文房具及び通学用品は県の定める額を限度とする。

キ 支給期間

教科書及び教材は災害発生の日から1カ月以内に、文房具及び通学用品は災害発生の日から15日以内に支給を完了する。

(5) 学校給食の措置

ア 児童・生徒に対する学校給食は、次の場合には一時中止する。

(ア) 感染症その他の危険の発生が予想される場合

(イ) 災害により、給食食材の入手困難な場合

(ウ) 給食施設が被災し、実施が不可能となった場合

(エ) 避難所となった学校において、食料供給上の緊急措置として、学校給食施設で炊き出しを実施する場合

(オ) その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

イ 学校施設の被災により中断された給食を再開するため、次の措置をとる。

(ア) 給食施設・設備、給食関係職員、納入業者等の被害状況を把握し、学校再開にあわせて学校給食が実施できるよう努める。

(イ) 被害状況等により完全給食の実施が困難な場合は、状況に応じて簡易給食を実施する。

(ウ) 完全給食の再開にあたっては、施設・設備の清掃消毒及び衛生検査並びに給食関係職員の健康診断を実施し、衛生管理について万全を期すとともに、再開可能校から逐次実施する。

2 生涯学習施設及び体育施設の応急対策

教育対策部、市民生活対策部又は施設の管理者は、災害が発生した場合において速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に応じた措置を講ずる。

- (1) 利用者の安全確保
施設の管理者は、直ちに施設で行われている事業を中止し、人命の安全確保を図る。
- (2) 避難誘導
施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、施設の管理者は速やかに適切な指示と避難誘導を行う。
- (3) 被害状況等の情報収集・伝達
施設の管理者は、速やかに被害状況等を把握し、教育対策部、市民生活対策部に報告する。
- (4) 避難所や食糧等の集積場所となった場合の対応
施設が避難所や食糧等の集積場所となった場合は、施設の管理者は災害対策本部及びその他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとる。

3 文化財の応急対策

文化財の応急対策については、次の措置を実施する。

- (1) 市民生活対策部等への報告
所有者又は管理者は、市民生活対策部に被災状況を報告する。市民生活対策部は教育対策部に連絡する。
- (2) 被害拡大防止のための応急措置
市民生活対策部は、被害状況の把握を行うとともに、前項による被害状況の報告を受けたときは、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な措置をとるよう指示する。また、必要に応じ、所有者、管理者からの相談や協力要請に応じる。

第31節 商工業対策計画

地震による商工業の被害調査をいち早く実施し、食糧や生活関連物資等の安定供給を図るとともに災害復旧のための労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施による経済の安定を図る。

実施担当	経済・国際対策部 市民生活対策部 各区本部
防災関係機関	新潟商工会議所

1 被害状況調査

(1) 食糧、物資等にかかわる事業所の被害状況の緊急調査

災害時において食糧や生活関連物資の安定確保に資するため、緊急に当該物資の製造、流通にかかわる主要事業所の被害状況の調査を実施する。

ア 調査対象範囲

市内の主要な製造事業所及び流通（卸売店、百貨店、量販店、小売店、小売市場など）にかかわる事業所

イ 対象品目

食料品、日用品などの生活関連物資

ウ 調査・監視体制

経済・国際対策部経済総務班及び各区本部の職員による面接調査及び可能な通信手段によるヒアリングによる聴取

エ 調査内容等

(ア) 店頭価格及び価格動向

(イ) 物資の需給動向及び流通状況

(2) 一般被害状況調査

災害融資対策等事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査する。

ア 調査対象範囲

市内の災害を受けた全ての事業所※（物の生産又はサービスの提供を業務として行っている個々の場所）

ただし、日本標準産業分類「大分類A－農業」「大分類B－林業」「大分類C－漁業」に属する事業所は除外する。

※ 全ての事業所－総務省統計局の事業所統計調査の対象事業所

イ 調査の単位

総務省統計局の事業所統計調査に準じる。

ウ 調査の方法

調査票による被災事業所からの自計申告を基本とする。

ただし、必要により調査員面接聴取による他計申告も併用する。

エ 調査体制

調査は経済・国際対策部経済総務班及び各区本部の職員によるが、災害の状況によっては事業協同組合、商工会等の商工関係団体、自治会・町内会長への委嘱による体制とする。

オ 調査事項

事業所被害状況調査表による。

2 食糧、生活関連物資の安定供給対策

(1) 物価相談窓口の開設

売り惜しみ、便乗値上げ等に関する住民からの相談や苦情、問い合わせなど対応するための相談窓口を区役所内に設置する。

(2) 事業所等に対する指導、要請

経済・国際対策部経済総務班及び各区本部は、食料、物資等の緊急調査結果や相談窓口寄せられた意見等に基づき値上げや売り惜しみ等の行為が認められる事業所等に対して速やかに食糧や物資の適正な価格や安定供給についての指導や要請を行う。

(3) 調査結果等の情報提供

調査結果等については、災害対策本部事務局及び各区本部を通じ適宜、住民に情報提供するものとする。

3 雇 用 対 策

災害復旧に関わる建設業等の労働者が不足した場合には、公共職業安定所と連携を図り確保に努めるものとする。

4 事業者の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、BCP（事業継続計画）を策定し、災害時はこれにより必要な初動対策を講じる

第32節 農林水産業等対策計画

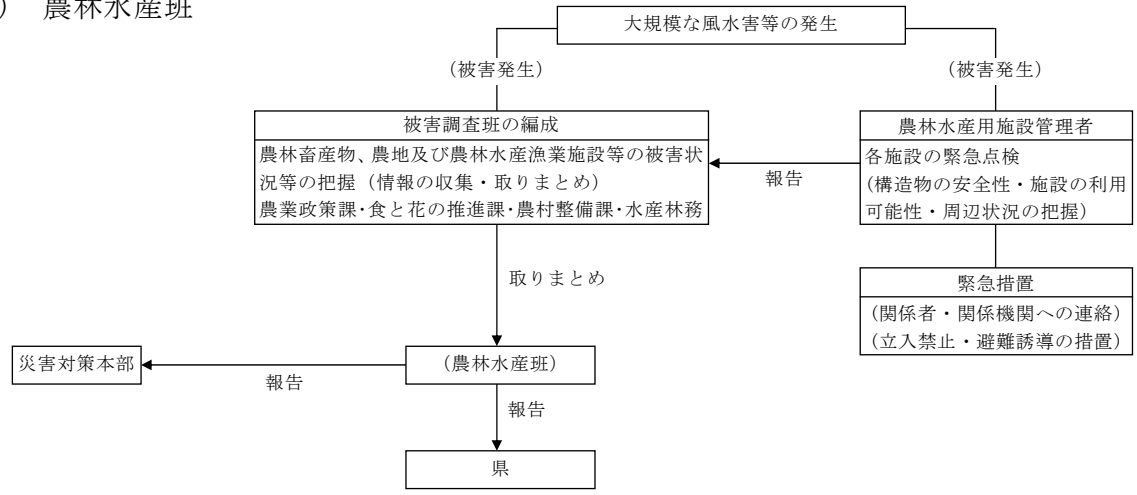
地震等の大規模な災害により農地や農作物、農業用施設、水産関係施設等に多大な被害が出ることを予測される。

そのため、災害時には県及び農林水産業関係団体等と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等については機能を回復するための応急対策について定める。

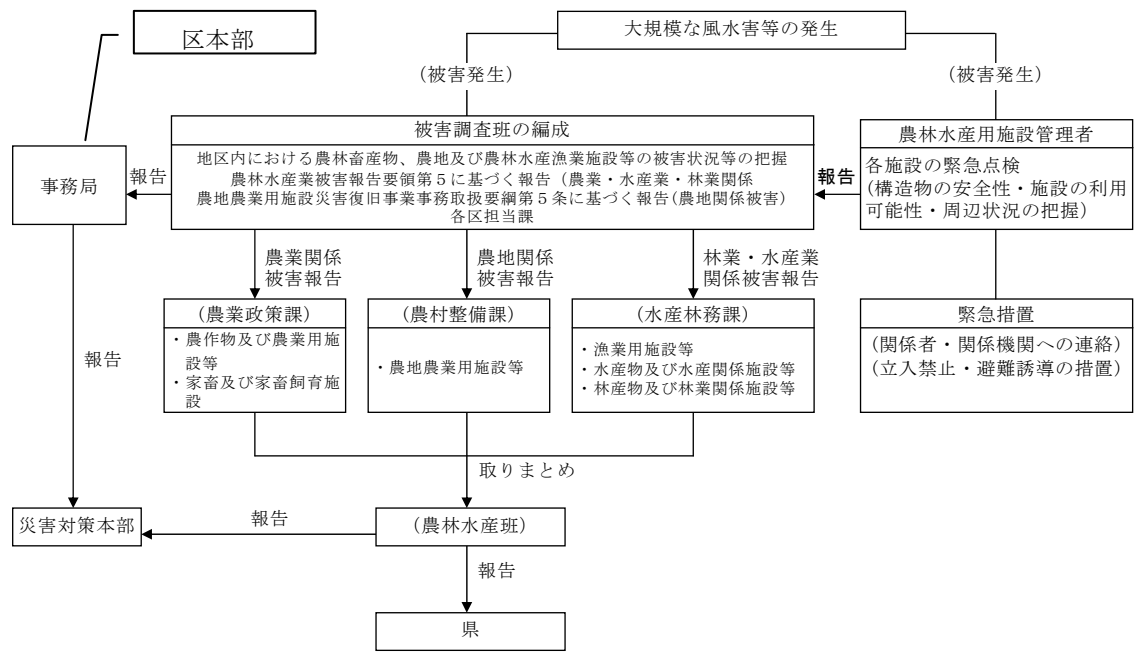
実施担当	農林水産対策部	消防対策部	保健衛生対策部	各区本部
防災関係機関	県 新潟海上保安部 県本部	土地改良区	全国農業協同組合連合会新潟	

1 農林水産業施設等被害状況把握フロー図

(1) 農林水産班



(2) 区本部



2 農作物及び農業用施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び各区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、農作物や農業用施設の被害状況を農業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 農業用施設の施設管理者は、地震による被害が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 各区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区役所においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

3 農作物及び農業用施設の緊急対策及び応急対策

(1) 二次災害防止のための緊急対策

農林水産班及び各区本部は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため農業協同組合及び関係農家に対し、次の指導又は指示を行う。

- ア 余震時による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置
- イ 農業用燃料の漏出防止措置
- ウ 農薬の漏出防止措置

(2) 応急対策

農林水産班及び各区本部は、農業関係団体や農家等と連携協力し、農作物及び農業用施設の被害状況を把握し、県に報告するとともに、被害状況に応じた応急対策を講ずるものとする。

ア 種苗の供給体制の確保

災害により農作物に被害を受けた場合、種苗が緊急に必要なことから、市内の農業協同組合や県を通じて種苗の供給体制の確保を図るものとする。

イ 病虫害の予防

災害により農作物に病虫害の発生が予測される場合、速やかに薬剤を確保するとともに農業協同組合や農業共済組合を通じた病虫害駆除のための薬剤散布を実施する。

ウ 中央卸売市場の早期開場措置

市場班は、集出荷団体の協力を得て、市場開設区域及び周辺地域の青果物の流通実態を把握し、早期の市場開設に努める。

- エ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- オ 農作物の生育段階に対応した生産管理技術指導

4 家畜及び家畜飼養施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び各区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を畜産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 家畜飼養施設の施設管理者は、地震による被害が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 各区本部は把握した被害状況を本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長（農業政策課長）へ報告をおこなう。農林水産班長（農業政策課長）は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。
 なお、各区役所においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

5 家畜及び家畜飼養施設の緊急対策及び応急対策

- (1) 二次災害防止のための緊急対策
 - 農林水産班及び各区本部は、被害の状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため農業協同組合及び飼育農家に対し、次の指導又は指示を行う。
 - ア 余震等による畜舎の二次倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置
 - イ 家畜の逃亡防止及び捕獲、収容による住民への危害防止措置
- (2) 応急対策
 - 農林水産班及び各区本部は、農業協同組合等との連携・協力のもと、家畜被害に対する応急対策を講じ、又は関係機関に要請を行う。
 - ア 家畜の防疫等
 - 家畜に伝染病が発生または蔓延する恐れのある場合は、県中央家畜保健衛生所、市関係農業協同組合及び農業共済組合を通じ緊急に予防接種や畜舎の消毒を実施する。
 - イ 家畜等の死体処理
 - 河川、海岸等で家畜の死体が発見されたときは、消毒等の措置を速やかに行い、県中央家畜保健衛生所の検視を受けたのち、へい獣処理場へ処理を依頼する。

6 農地農業用施設等の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び各区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、農地農業用施設の被害状況を農業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 農地農業用施設の施設管理者は、地震による被害が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 各区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長（農業政策課長）へ報告をおこなう。農林水産班長（農業政策課長）は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」に基づき、県へ報告する。
なお、各区本部においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

7 農地農業用施設等の緊急対策及び応急対策

- (1) 農地のたん水排除
河川等の決壊により生じたたん水を排除するため、県や土地改良区、水防団等と連携を図りながら仮閉め切りや排水作業、仮排水路工事等を行う。
- (2) 排水機場の運転管理
災害発生とともに機械設備等の再点検を速やかに行うとともに、破損箇所については機能回復のための応急工事を行い、排水処理の万全を図る。
また、排水を行う場合は他の排水機場と直ちに連携を図るとともに、必要により土地改良区等の関係団体の協力を得て運転の管理にあたる。
- (3) 農業用施設等の応急工事
農業用施設の被害や農地等のたん水被害を最小限度に食い止めるため、関係団体の協力を得るとともに、被災した施設の被害拡大防止や機能の一時的回復を図るための応急工事を緊急に実施する。
- (4) 農業集落排水施設
災害等により下水の排水に支障をきたす被害については、早急に機能を回復するための応急措置を実施する。

8 水産物及び水産関係施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び関係各区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、水産物及び水産関係施設の被害状況を水産業関係団体等

の協力を得ながら、速やかに把握する。

- (2) 水産関係施設の施設管理者は、地震による被害が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 関係各区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区本部においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

9 水産物及び水産関係施設の緊急対策及び応急対策

(1) 二次災害防止のための緊急対策

農林水産班及び関係各区本部は、水産関係施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するために市内漁業協同組合及び漁家に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 流失した船舶、漁業用資機材等の早期回収措置又は 新潟海上保安部、県、新潟県漁業協同組合連合会、市内漁業協同組合への協力要請

イ 船舶燃料等の漏出防止措置及び拡散防止又は 新潟海上保安部、新潟県漁業協同組合連合会、消防対策部、県、市内漁業協同組合への協力要請

ウ 流出油の拡散防止、回収、無害化措置又は 新潟海上保安部、新潟県漁業協同組合連合会、消防対策部、県、市内漁業協同組合への協力要請

(2) 応急対策

農林水産班及び関係各区本部は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

ア 漁港及び西港漁港区等の施設

漁港施設や冷凍・冷蔵施設、給油・給水施設等に被害が生じた場合、県及び市内漁業協同組合と連携を図りながら応急措置を実施する。

イ 流出や転覆した漁船等

漁船等の転覆による船舶燃料等の流出、引火、拡散等の防止を消防対策部、県、新潟海上保安部、市内漁業協同組合と連携を図り対処する。

また、流出した漁業用資機材や転覆・流出船の処理対策についても協力して対応するものとする。

ウ 魚市場の早期開場措置

被災した魚市場が応急工事で開設可能な場合は、市場開設者の協力を得て速やか

第1節 情報収集・伝達計画

風水害等の災害について事前対策を効果的に実施するため、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に気象情報等の伝達を行うための体制について定める。

また、風水害等の災害発生時に、災害対策の基本的な方針を迅速に決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施する上で必要な被害状況や災害関連情報の収集・伝達を行うための体制についても定める。

実 施 担 当	災害対策本部事務局 各区本部 各対策部
防災関係機関	各防災関係機関

1 気象業務法に定める注意報・警報等

(1) 注意報・警報等の種類及び発表基準

ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報

注意報・警報の発表区域は新潟市または必要に応じ「新潟県」、「下越」及び「新潟地域」の名称を用いる場合がある。とする。

気象業務法に基づき新潟地方気象台が発表する防災気象情報は次のとおりであり、発表基準は資料編 表3-3-1-1 に示す。

また、信濃川下流・中ノ口川洪水警報及び注意報は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所、新潟県新潟地域振興局地域整備部と新潟地方気象台が共同で発表する。阿賀野川洪水警報及び注意報は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所と新潟地方気象台が共同で発表する。

一般の利用に適合するもの		水防活動の利用に適合するもの	
注 意 報	警 報	注 意 報	警 報
風 雪 注 意 報	暴 風 警 報	大 雨 注 意 報	大 雨 警 報
強 風 注 意 報	暴 風 雪 警 報	高 潮 注 意 報	高 潮 警 報
大 雨 注 意 報	大 雨 警 報	洪 水 注 意 報	洪 水 警 報
大 雪 注 意 報	大 雪 警 報		
濃 霧 注 意 報	高 潮 警 報	信濃川下流・中ノ口川 はん濫注意情報	信濃川下流・中ノ口川 はん濫警戒情報
雷 注 意 報	波 浪 警 報	(信濃川下流・中ノ口川 洪水注意報)	はん濫危険情報
乾 燥 注 意 報	洪 水 警 報		はん濫発生情報
な だ れ 注 意 報			(信濃川下流・中ノ口川 洪水警報)
着 氷 (雪) 注 意 報			
霜 注 意 報			
低 温 注 意 報		阿賀野川はん濫注意情報	阿賀野川
融 雪 注 意 報		(阿賀野川洪水注意報)	はん濫警戒情報
高 潮 注 意 報			はん濫危険情報
波 浪 注 意 報			はん濫発生情報
洪 水 注 意 報			(阿賀野川洪水警報)

イ 気象情報

気象等の予報に係りのある台風、大雨、その他の災害が予想される気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、注意報・警報に先立って予告的に注意・警戒を呼びかける事を目的としたものと、注意報・警報発表中にその内容を補い、それらの効果をより高める事を目的としたものがある。新潟地方気象台はこれらの情報を一般及び関係機関に対して発表する。

ウ 船舶の利用に適合する予報及び警報

地方海上予報及び警報は、新潟地方気象台が担当海域（日本海中部）の海上を対象として発表する。

エ 航空機の利用に適合する警報

航空機の利用に適合する警報は、東京航空地方気象台が発表する。

オ 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報

鉄道気象通報及び電力気象通報は、新潟地方気象台が発表する。

(2) 注意報・警報等の伝達

ア 一般の利用に適合する注意報・警報等の伝達

(ア) 新潟地方気象台

新潟地方気象台は、気象警報等（航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く）を発表、切替え、解除したときは、資料編 表3-3-1-2 に示した伝達系統図により、関係機関は速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

通知を受けた関係機関は、さらに傘下の関係機関及び一般住民等に速やかに伝達・周知する。

(イ) 東日本電信電話(株)

東日本電信電話(株)（障害時には西日本電信電話(株)）は、新潟地方気象台から警報の伝達を受けたときは、一般通信に優先し、電話回線（FAX）により新潟市及び他の市町村へ伝達する。

(ウ) 放送機関

放送機関は、配信された気象警報又は注意報及び水防警報等については、各放送機関の放送マニュアル等に基づき放送する。

なお、災害対策基本法第57条に基づいて、本部長（市長）から災害による避難の勧告・指示等の放送の要請があったときは、放送の形式、内容、時刻等をそのつど決定し、速やかに実施する。

イ 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の伝達

水防計画による。

ウ 船舶の利用に適合する予報及び警報の伝達

新潟地方気象台は、地方海上警報等を発表、切替え、解除したときは、第九管区

海上保安本部に通知する他、報道機関に伝達し、航行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう努める。

エ 航空機の利用に適合する警報の伝達

東京航空地方気象台は、飛行場警報等を発表、解除したときは、東京航空局新潟空港事務所、県警察航空隊、第九管区海上保安本部新潟航空基地、航空自衛隊新潟救難隊及び航空機運航関係機関に伝達するものとする。

オ 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報の伝達

新潟地方気象台は、鉄道事業者に対し鉄道気象通報を、電気事業者に対し電力気象通報を通報する。

2 火災警報

(1) 発令機関

消防局長

(2) 火災警報発令の基準

ア 新潟地方気象台から火災気象通報を受けた場合で、火災の予防上危険であると認めるとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときに発令する。

イ 火災警報発令の具体的基準は、次のとおりとする。

(ア) 風速15メートル以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき

(イ) 出火危険度が5以上になる見込みのとき

(ウ) 気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき

(3) 火災警報伝達系統

火災警報伝達系統図を資料編 表3-3-1-3 に示す。

3 災害情報収集・伝達体制

(1) 災害発生直後における情報の収集

市域で風水害等の災害が発生した場合は、被害の規模を推定し、人命の救助や被害拡大防止など初動期における災害対策の基本的な方針を決定するため、迅速性を最優先として関連情報を収集する。

ア 収集する情報の内容（風水害発生直後の災害情報）

区 分	主 な 内 容
気 象 ・ 洪 水 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象及び洪水の情報 ○ 市域及び河川上流域の降雨量 ○ 市域の風向風速の情報
人 的 被 害 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者及び負傷者の発生情報 ○ 要救助者情報
危 険 発 生 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の発生情報 ○ 越水、浸水情報 ○ 土砂災害情報 ○ 危険物の漏洩、ガス漏れ情報 ○ 樹木、建築物等の倒壊情報
応 急 対 策 活 動 支 援 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設などの被害情報 ○ ライフライン情報 ○ 道路などの活動上重要な施設の被害状況

イ 情報収集の方法

警戒本部及び区警戒本部又は災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、災害対策本部規程の分掌事務に基づき、風水害発生後における上記アの災害情報を次の要領により収集する。

区 分	情報収集の方法等
災害対策本部 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関からの防災行政無線・衛星 F A X ・ 電話 ・ メール等による通報 ・ 防災気象情報システムによる状況確認 ・ テレビ・ラジオ等のモニタリング ・ 各対策部、各区本部からの報告 ・ 職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）
各対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 119番通報（消防対策部） ・ 高所監視カメラからの情報（消防対策部） ・ 庁舎周辺の被害確認 ・ 所管施設の被害確認 ・ 市民からの通報 ・ 業務出向中の職員からの情報 ・ 職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）
各区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関からの防災行政無線・電話・メール等による通報 ・ 庁舎周辺の被害確認 ・ 所管施設の被害確認 ・ 市民からの通報 ・ 業務出向中の職員からの情報 ・ 避難所からの情報 ・ 職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）

(2) 被害情報等の収集

被害の状況等について、警戒本部及び区警戒本部又は災害対策本部事務局、各対策部及び区本部ごとに担当する情報の収集にあたりるとともに、各防災関係機関から必要な情報の収集を行う。

ア 災害対策本部が行う情報収集

(ア) 災害対策本部が独自に行う情報収集

警戒本部及び区警戒本部又は災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、それぞれの担当する所掌事務に関する情報について収集を行う。

情報区分		収集する情報内容	担 当	
気象情報等		<ul style="list-style-type: none"> 警報、注意報等の発表状況 水防警報の発表状況 河川の水位状況 市内の降雨量及び風向風速の情報 	災害対策本部事務局	
被害情報	人的被害	<ul style="list-style-type: none"> 発生場所、原因及び被害者数 被害者の住所、氏名、年齢等 負傷者の負傷程度及び収容先 	死者 行方不明者 負傷者	区本部 消防対策部
	建物被害	<ul style="list-style-type: none"> 被災棟数及び被害程度 建物の名称及び所在地 り災世帯及びり災者数 	住家・非住家	区本部 総務対策部
			事業所	区本部 経済・国際対策部
	市管理施設被害	<ul style="list-style-type: none"> 被災棟数及び被害程度 施設の名称及び所在地 利用者の被災状況及び避難状況 	福祉施設	区本部 福祉対策部
			清掃施設	環境対策部
			教育施設	教育対策部
			その他の施設	区本部 所管対策部
市管理土木施設被害	<ul style="list-style-type: none"> 被害箇所と被害程度 応急措置等の対応状況 道路の通行止め箇所 	道路・橋梁・公園	区本部 都市整備対策部	
農林水産関係被害	<ul style="list-style-type: none"> 被害箇所と被害程度 	農林水産関係	区本部 経済・国際対策部	
ライフライン情報	<ul style="list-style-type: none"> 被害箇所と被害程度 応急措置等の対応状況 断水状況 	下水道関係	区本部 都市整備対策部	
		上水道関係	水道対策部	
消防情報		<ul style="list-style-type: none"> 119番通報の入電状況 火災発生状況及び延焼状況 救助、救急事案の発生状況及び対応状況 危険物施設の被害状況 その他の被害状況 		消防対策部

避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難の状況 ・ 避難情報の発令状況 ・ 避難世帯数及び避難者数 ・ 避難所の設置状況 	区本部 福祉対策部	
医療救護情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の被害状況 ・ 医療資器材の需給状況 ・ 救護所・救護センターの設置状況 	保健衛生対策部	
市職員被災情報	・ 本人、家族及び家屋等の被災状況	各対策部 区本部	
その他の情報	・ 被害箇所と被害の程度	土砂災害	区本部 都市整備対策部
		その他	所管対策部

(イ) 防災関係機関からの情報収集

警戒本部及び区警戒本部又は災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、必要に応じて防災関係機関から情報を収集する。

収集担当	収集する情報	収集先
災害対策本部 事務局 (警戒本部)	気象等に係る警報・注意報及び気象情報	新潟地方気象台
	災害情報	北陸地方整備局企画部防災課
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力 N T T 東日本(株)新潟支店
	県内の被害情報	新潟県防災局危機対策課
	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	県警察新潟市警察部
	テレビ・ラジオ等のモニタリング	
保健衛生対策部 (警戒本部)	医療施設の被害と診療状況等 医療従事者の確保状況	新潟市医師会 新潟市歯科医師会 新潟市薬剤師会 日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会
福祉対策部	ボランティアの受入状況	市社会福祉協議会
経済・国際対策部	物流機能の被害と復旧状況	新潟県トラック協会
都市整備対策部 (警戒本部)	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	新潟国道事務所
	県管理公園の被害と復旧状況等	新潟地域振興局
	高速道路の被害と復旧状況	東日本高速道路(株)新潟支社 新潟管理事務所
	国管理河川及び海岸の被害と復旧状況等	信濃川下流河川事務所 阿賀野川河川事務所
	県管理河川及び海岸の被害と復旧状況等	新潟地域振興局
	鉄道施設の被害と復旧状況	J R 東日本(株)新潟支社
	バス交通の被害と復旧状況	新潟交通(株)

	空港施設の被害と復旧状況	東京航空局新潟空港事務所
	港湾施設の被害と復旧状況	新潟港湾・空港整備事務所 新潟港湾事務所
	(市域と隣接する) 県管理道路、橋梁及びトンネルの被害と復旧状況等	新潟地域振興局 新発田地域振興局 三条地域振興局 長岡地域振興局
区本部事務局 (区警戒本部)	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	県警察新潟市警察部, 市内各警察署

イ 防災関係機関が行う情報収集

各防災関係機関は、防災業務計画に基づきそれぞれの機関が必要とする災害情報の収集を行う。

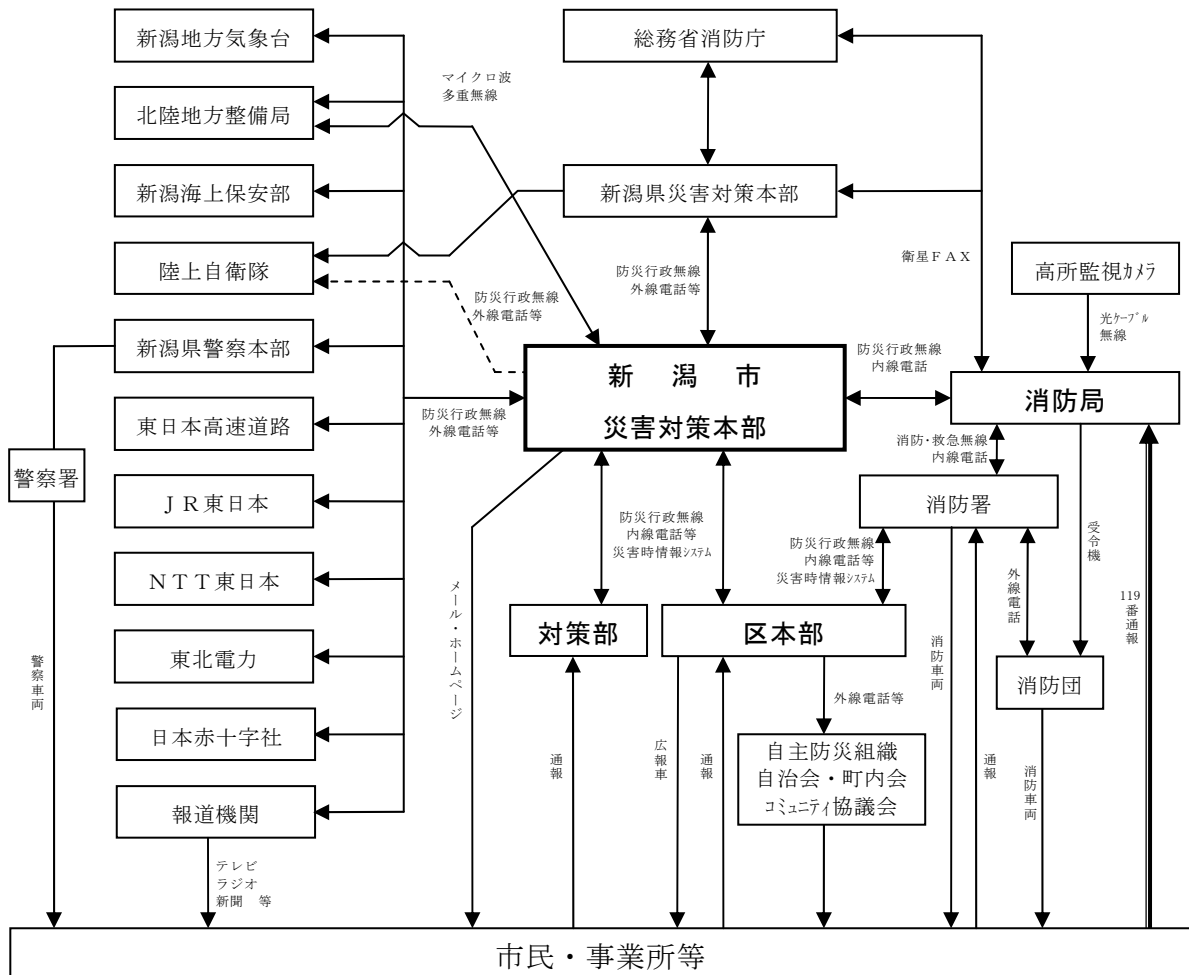
ウ 県への応援要請

被害の調査に技術を要する場合又は被害が甚大で調査が極めて困難なときは、災害対策本部事務局は県に連絡し、関係機関等の応援を求めて情報を収集する。

(3) 被害情報等の伝達系統

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、風水害発生時の迅速な被害情報等の伝達のため、伝達系統図を作成し、必要に応じ逐次修正する。(連絡先等の詳細は、資料編 表3-3-1-4 に示す。)

(伝達系統図)



(4) 防災関係機関との情報連絡体制

ア 連絡責任者の指定

警戒本部及び区警戒本部又は災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、防災関係機関との連絡を確実にするため、連絡責任者をあらかじめ指定し、迅速な連絡体制を確保する。

イ 防災関係機関に対する情報連絡要員の派遣要請

警戒本部又は災害対策本部事務局は、情報収集及び応急対策の実施等において緊密な連絡体制を確保するため、必要に応じ、県、新潟市警察部及び市域を管轄する各警察署、その他の防災関係機関等に対し、災害対策本部事務局に情報連絡員を派遣するよう要請する。

(5) 災害対策本部事務局は、信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請し、非常通信は地方非常通信ルートにより行う。

4 被害状況等の報告

(1) 監視体制時の報告

災害警戒本部を設置した場合、各区災害警戒本部及び警戒本部を構成する課・機関は、配備体制及び監視状況を危機管理防災課へ報告する。

(2) 災害速報

災害が発生し被害を覚知した場合は、警戒本部及び区災害警戒本部又は区本部事務局及び各対策部は被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を危機管理防災課又は災害対策本部事務局へ速報する。

(3) 初動対応期^{*1}の被害状況及び活動状況の報告

ア 区本部各班及び「勤務時間外の職員初動体制」における各地区の総括担当は、被害状況及び活動状況（以下この節において「被害状況等」という。）を区本部事務局へ報告する。

区本部事務局は、区域を管轄する消防班へ連絡要員を派遣するなど、連携して区域の被害状況等の収集を行う。

区本部事務局は、区域の被害状況等を集約し、災害対策本部事務局へ報告する。

イ 各対策部は、それぞれ上記3(2)に定めた被害情報等及び活動状況を収集し、災害対策本部事務局へ報告する。

(4) 応急復旧期^{*2}の被害状況等の報告

ア 各対策部は、それぞれの所管に係る被害状況等を区本部担当班及び防災関係機関との連携により収集する。

イ 各対策部の総務担当班は、対策部の被害状況等を集約し、災害対策本部事務局へ報告する。

ウ 各区本部事務局は、各区単位の被害状況等を集約し、災害対策本部事務局へ報告

する。

※1「初動対応期」

土砂災害及び水害の発生直後など、被害状況が不明で、各被災現場での初動対応を優先させるべき期間（概ね発災から2～3日間）

※2「応急復旧期」

本部長の指示に基づき対策が可能となった期間（概ね発災3～4日目以降）

(5) 報告の手段

被害状況等を報告する際は、防災行政無線、電話、FAX、電子メール及び災害時情報システム等を利用して報告する。

(6) 国及び県に対する報告

ア 災害発生直後の第一次情報

(ア) 消防対策部は、火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を資料編 表3-3-1-5 「消防庁への火災・災害即報基準」に準じ、県へ報告する。

なお、資料編 表3-3-1-6 「消防庁への直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対しても行うものとする。

(イ) 消防対策部は、消防機関へ119番通報等が殺到した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県へ報告する。

(ウ) 災害対策本部事務局は、被害規模の概括情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(注) 県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告するものとする。

イ 一般被害情報及び応急活動情報

災害対策本部事務局は、把握した被害状況及び応急対策活動状況、災害対策本部の設置状況等を県へ逐次報告するものとする。

(注) 県の災害報告取扱要領（昭和53年10月9日付消第784号）

第2節 水防活動計画

市域にかかる河川、湖沼、海岸等での迅速・適切な水防対策を行うための水防活動体制の確立や応急活動について定める。

実施担当	災害対策本部事務局	都市整備対策部	消防対策部	各区本部
防災関係機関	新潟地方気象台	北陸地方整備局信濃川下流河川事務所		
	北陸地方整備局阿賀野川河川事務所	県	消防団	

水防活動計画については、別に定める新潟市水防計画による。

第3節 消防活動計画

風水害等の災害から市民の生命、身体、財産を保護し、被害の軽減を図るため、消火、救急・救助等の消防活動計画を定める。

実施担当	消防対策部
------	-------

1 消防体制

風水害等の災害に伴う被害を軽減するため、次のとおり消防体制の早期確立を図る。

(1) 消防対策本部の設置

災害対策本部の設置と同時に、消防活動体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防対策本部を設置する。

(消防対策本部の組織及び分掌事務を資料編 表3-3-3-1 に示す。また、新潟市消防現勢分布を資料編 図3-3-3-1示す。)

(2) 消防職員の召集及び参集

職員の召集は、非常配備体制に関する要綱によるものとし、参集場所は原則として勤務場所とする。ただし、災害の状況により勤務場所に参集できない場合は、最寄りの署所に参集する。

その他細部については、「消防局増強警備基準」による。

(3) 消防活動部隊の編成

災害の状況により、それぞれに対応するため必要があるときは、参集職員で予備車等により部隊編成を行う。

2 消防活動計画

風水害等の災害時の消防活動については、次の事項を考慮し、有効かつ効率的に行う。

(1) 初動時の措置

ア 職員、車両及び機械等の安全確保

災害発生時には、職員、消防車両等の安全を確保し、災害に迅速に対処できる初動体制を確立する。

イ 無線等の緊急一斉点検の実施

無線局の開局、有線及び無線の試験、通信可否の確認を実施するとともに、電気系の緊急一斉点検を実施する。

ウ 消防無線（通信）統制

災害の多発による無線の混信等を防止し、的確な消防活動を実施するため、必要に応じ、基地局統制方式の無線統制を行う。

エ 被害の早期発見及び災害情報の収集

高所監視カメラによる被害の早期発見を行うとともに、有線・無線の通信施設、

参集職員、消防団員及び市民等あらゆる手段を利用し迅速、的確に災害情報の収集に努める

オ 資機材等の増強

転戦活動に対処するため積載ホースの増強、倒壊家屋からの人命救助のための簡易救助用資機材等の積載を行う。

(2) 活動の基本方針

消防活動は、市民の生命、身体、財産の安全確保を基本とし、次の方針により行う。

ア 人命の安全確保

火災と人身災害が同時に発生した場合は、消火活動と救助活動の緩急を十分考慮し、人命の安全確保を図る。

イ 消火活動の優先

火災と水災が同時に発生した場合は、原則として火災防ぎょ活動を優先する

(3) 火災防ぎょの原則

火災防ぎょは、次に掲げる原則により行う。

ア 避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発した場合は、市民の安全を優先とした避難場所、避難路確保の防ぎょを行う。

イ 重点地域防ぎょの優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重点かつ危険度の高い地域を優先に防ぎょを行う。

ウ 消火可能地域防ぎょの優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防ぎょを行う。

エ 市街地火災防ぎょの優先

大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先に防ぎょし、それらを鎮圧した後には部隊を集結し、集中防ぎょを行う。

ただし、高層建築物、地下街等の不特定多数を収容する対象物から出火した場合は、特殊車を活用し、人命救助を目的として消防活動を行う。

オ 重要施設防ぎょの優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、医療救護施設等の重要施設を優先に防ぎょを行う。

(4) 部隊運用

災害発生時の部隊運用は、消防対策本部運用とする。ただし、指令施設の損壊、災害の多発等で統制が不能な場合の災害対応は、消防署単位で活動する大隊本部運用とする。

3 自主防災組織等との連携

消防活動については、地域住民、自主防災組織等の果たす役割が大きいことから、これらの組織と連携を図る。

4 消防隊等の応援要請

本部長は、災害の状況を判断して必要と認めるときは、消防組織法に基づく新潟県広域等消防相互応援、緊急消防援助隊及び新潟県消防防災ヘリコプター等の消防応援を要請する。

5 消防団活動計画

消防団は、早期に活動体制を確立し、消防署部隊等と連携し、有効な火災防ぎよ、救急救助活動及び避難誘導を実施する。

(1) 消防団員の召集及び参集

消防団員の召集は、非常配備体制に関する要綱によるものとし、参集場所は原則として所属の分団器具置場とする。ただし、災害の状況により最寄りの分団器具置場又は消防署所に参集する。

その他細部については、「消防局増強警備基準」による。

(2) 消防団の活動

ア 出火防止の広報と消火活動

火の始末、火気使用制限等出火防止の広報を行い、火災を発見したときは、付近住民の協力を求め、消火活動を実施する。

イ 人命救助

要救助者を発見したときは、付近住民の協力を求めて救出活動を行う。

ウ 消防署部隊との連携

災害現場活動は、消防署部隊と相互に協力して防ぎよ活動を行い、消防署部隊が転戦する場合は、その活動を引き継ぐものとする。

エ 避難誘導

避難勧告や避難指示等の発令があった場合は、速やかに避難方向、避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難誘導を実施する。

6 区本部及び他の防災機関との連携

区本部及び各警察署、自衛隊、関係機関等と相互に密接な協力・連携体制を確立し、円滑な消防活動を行う。

第4節 災害広報・広聴計画

災害関連情報を市民に迅速かつ的確に伝達するため、報道機関との連携、広報紙の発行など効率的な広報活動を実施する広報計画を定める。

また、被災者に対して生活上の不安や悩みなどの相談に応じ、少しでも不安や悩みを解消し、生活の再建と安定を支援するための広聴計画を定める。

実施担当	災害対策本部事務局 市民生活対策部 各区本部
------	------------------------

1 広報活動

風水害等発生時における人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況を市民に周知するよう災害広報を行う。

(1) 広報のポイント

広報は以下の点について留意しながら行う。

広報の過程	広報のポイント
情報の収集	(ア) 情報ルート多重化を図る。 (イ) 6W3Hの原則を遵守する。 (ウ) 発信者を確認する。
情報の分類	(ア) 緊急性で分類する。 (イ) 地域、世代で分類する。 (ウ) 避難生活者、在宅生活者で分類する。
情報の周知	(ア) 対象（誰に・どこに）を明確にする。 (イ) 的確かつ簡潔な内容とする。 (ウ) 手段（どう届けるか）を明確にする。
反応の確認	(ア) 情報の到達を確認する。 (イ) 次の情報ニーズを収集する。
情報の蓄積	(ア) 資料を保存する。 (イ) 写真・映像を保存する。 (ウ) 蓄積情報を探しやすくする。

(2) 広報の内容

災害時に市民の求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、おおむね次の区分により住民ニーズに応じた迅速かつ的確な広報を行う。

ア 災害発生前

- (ア) 気象情報等の風水害等への警戒情報
- (イ) 避難準備情報
- (ウ) 避難勧告

- (エ) 避難指示
- イ 災害発生直後
 - (ア) 災害の発生状況
 - (イ) 避難勧告等
- ウ 初動対応期
 - (ア) 災害対策本部の設置状況
 - (イ) 被害状況の概要（人的被害、家屋・建物被害、公共施設被害、その他）
 - (ウ) 避難所・救護所の状況（設置個所、収容状況、今後の見通し）
 - (エ) 二次災害防止に関する情報
 - (オ) 救援活動の状況
 - (カ) 安否情報
 - (キ) 災害応急対策の実施状況
 - (ク) 医療機関の活動状況
 - (ケ) 水・食料等の物資の供給状況
 - (コ) その他必要事項
- エ 応急復旧期
 - (ア) 避難状況
 - (イ) ライフラインの被害状況と復旧見込み
 - (ウ) 道路・交通情報
 - (エ) 衛生・医療情報
 - (オ) 教育関連情報
 - (カ) 被災者相談窓口の開設状況
 - (キ) ボランティア受け入れ情報
 - (ク) り災証明、見舞金・義援金関連情報
 - (ケ) 入浴に関する情報
 - (コ) 住宅関連情報
 - (サ) 各種貸付・融資制度等に関する情報
 - (シ) その他必要な生活関連情報及び生活再建関連情報
- (3) 広報の方法
 - ア 報道機関との連携
 - (ア) 避難勧告等の避難情報を発令した場合は、迅速かつ広範に情報を伝えることができる放送局と連携し、市民への広報を行う。（放送機関の連絡先については資料編 表3-3-4-1 に示す。）
 - (イ) 中長期化した場合の広報

災害が中長期化した場合には、地域に密着した生活関連情報等の広報について報道機関と連携し、市民へ広報する。

(ウ) 報道機関に対する情報提供

災害時は、記者会見・発表、資料提供等により報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、災害対策本部事務局は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。

なお、プレスルームには、掲示板の設置等により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。

また、記者会見・発表、資料提供等は、原則として災害対策本部事務局及び各区本部広報班が対応する。

イ 同報無線による広報

洪水などの発生が予想される場合には、同報無線を使用して避難勧告等の防災情報を一斉に広報する。

ウ 広報車による広報

風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、状況に応じて広報車による巡回広報を実施する。

エ 広報紙による広報

情報を的確に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成、配布する。

(ア) 発行

平常時の紙面形態にこだわらず、広報紙の印刷発行を行うものとする。

(イ) 配布場所

通常の新聞折り込みによる配布が困難である場合は、避難所、区役所等被災者が共通して見られる場所への配布と街頭での貼り出しを重点的に行う。

(ウ) 配送手段

各避難所等への配送は、物資等の配送ルートを利用するとともに、ファックス等の伝達手段も可能なかぎり活用する。

オ FM文字多重放送の活用

FM放送の電波を利用した電光掲示板による文字情報の活用を図る。

カ ホームページによる広報

ホームページによる広報を実施し、国内外への情報発信を行う。

キ 災害時要援護者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障がい者及び外国人等に対する広報については、各種ボランティア団体等との連携を図り、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施する。

ク メールによる広報

にいがた防災メールや緊急速報メールなど、携帯電話やパソコンメールを活用した広報を実施する。

ケ 緊急告知FMラジオによる広報

コミュニティFM放送局の防災発信機能を利用した広報を実施する。

(4) 区本部の役割

大規模災害の場合、各区での被災状況が異なるため、できる限り早期に区ごとに広報紙を発行するなど、地域に密着したきめ細かな広報を行う。

2 広聴相談活動

災害時における被災者からの相談、要望、照会等や全国各地からの問い合わせ等に対応するため、速やかに広聴体制の確立を図るとともに、国、県等防災関係機関及び関係する各対策部及び各区本部と連携を密にしながら広聴相談活動を実施する。

(1) 総合相談窓口及び市民相談窓口の設置

災害の状況により必要と認めるときは、被災者からの相談・要望等を受け付けるため、市役所内に総合相談窓口を、また、各区役所及び各出張所に市民相談窓口を設置する。総合相談窓口及び市民相談窓口では、市の行う施策だけでなく、国、県等の他の機関による支援情報を住民に提供する。

(2) 巡回相談の実施

災害の状況により必要と認めるときは、避難所等で巡回相談を実施する。

(3) 専門家による相談

区本部広報班は、災害対策本部事務局と連携し、法律問題、借地・借家問題、土地・建物の登記手続き、減免等の税務相談、住宅の応急修繕など専門的な知識を要する問題解決のため、必要に応じ専門家による相談窓口を設置する。

(4) 相談窓口開設の周知

相談窓口を開設したときは、上記1(3) 広報の手段に準じて開設の周知を積極的に行う。

第5節 避難及び避難所計画

風水害等の災害から住民等の生命・身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難活動を実施するとともに、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 福祉対策部 消防対策部 教育対策部 市民生活対策部 都市整備対策部 経済・国際対策部 各区本部
防災関係機関	各警察署 新潟海上保安部 自衛隊 日本赤十字社新潟県支部 新潟市連合婦人会

1 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定

(1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示

ア 実施者

避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下この節において「避難勧告等」という。）の発令は、原則として本部長（市長）が行い、必要に応じて防災関係機関等に住民の避難誘導への協力を要請する。

ただし、本部長（市長）が発令するいとまがないときは、本部長に代わって区本部長（区長）が行うことができる。この場合、発令後ただちにその旨を本部長（市長）に報告しなければならない。

避難勧告等の実施者、根拠法令等は下表のとおりである。

区分	実施者	根拠法令等
避難準備情報	市長	平成17年3月 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条第1項
	知事	災害対策基本法第60条第5項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）
避難指示	市長	災害対策基本法第60条第1項
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条 （警察官→警察官職務執行法第4条）
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がない場合に限る）	自衛隊法第94条

	知事	災害対策基本法第60条第5項 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合)
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第29条

イ 避難勧告等の発令基準

避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	(1) 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、かつ流域の降雨状況や降雨予測等から引き続き水位の上昇が見込まれるとき (2) 土砂災害危険箇所等で、「湧き水・地下水がにごり始めた、量が増えた」などの前兆現象が発見されたとき (3) 県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表され、引き続き降雨が続くと予測される場合 (4) 現時点では避難勧告の発令には至らないが、今後この気象状況が継続すると、避難を要する状況になる可能性があるとして判断されるとき (5) その他災害の状況により本部長（市長）が必要と認めるとき	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	(1) 河川の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達することが見込まれる場合 (2) 河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達し、引き	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

	<p>続き水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>(3) 堤防の決壊につながるような漏水等を発見した場合</p> <p>(4) 土砂災害に関し、県及び気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>(5) がけ崩れ等の地盤の変化が発生し又は発生するおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき</p> <p>(6) 土砂災害危険箇所等で、「溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ」、「よう壁・道路等にひび割れ発生」などの前兆現象が発見されたとき</p> <p>(7) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき</p> <p>(8) その他災害の状況により本部長（市長）が必要と認めるとき</p>	
<p>避難指示</p>	<p>(1) 堤防が決壊した場合</p> <p>(2) 堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき</p> <p>(3) 河川の水位がはん濫危険水位（危険水位）を超え、引き続き水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>(4) 土砂災害危険区域等で、土砂移動現象、又は「山鳴り」「立木の流出」「斜面の亀裂」などの前兆現象が確認されたとき</p> <p>(5) 土砂災害が発生したとき</p> <p>(6) 人的被害が発生し、住民の生</p>	<p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</p> <p>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始</p>

	命にさらなる危険が及ぶと認められるとき (7) その他災害の状況により本部長（市長）が必要と認めるとき	
--	--	--

ウ 避難勧告等の周知

(7) 伝達内容

避難勧告等を発令するときは、次の事項を明確に伝達する。

- a 避難を要する理由
- b 避難の対象地域
- c 避難先
- d 避難経路（必要に応じ）
- e 火気の始末、ブレーカー断等の注意事項
- f その他必要な事項

(イ) 伝達手段

a 災害対策本部による避難広報

災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達するとともに、自主防災組織等地域の協力を得て特に要援護者への迅速な情報伝達を行う。

b 災害時要援護者関連施設等への伝達

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険個所内並びに浸水想定区域にある災害時要援護者関連施設や浸水想定区域内にある地下街等に対しては、FAX又はメールにより災害情報及び避難情報を伝達する。

(ウ) 防災関係機関への避難広報の要請

a 報道機関

報道機関にテレビ、ラジオ等による避難の広報について要請する。なお、要請にあたっては、新潟県緊急時情報伝達連絡会が定める情報伝達ルート及び手段を活用する。

b 県等

県、県警察本部、第九管区海上保安本部にヘリコプターによる広報の協力について要請する。

エ 避難勧告等の解除

本部長（市長）は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民等に対して直ちにその旨を公示する。

なお、公示は避難勧告等の伝達手段に準じた方法により行う。

(7) 知事への報告

市長は、避難勧告等を行ったとき若しくは解除したとき、又は警察官等から避難指示を行った旨の通知を受けたときは、速やかに知事に報告する。

(イ) 関係機関への連絡

市長は、避難勧告等を行ったとき又は解除したときは、必要に応じ、警察等の関係機関にその旨を連絡する。

(ウ) 市長に対する通知

警察官等は、避難指示を行ったときは、速やかに本部長（市長）にその旨を通知する。

(2) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を設定する。

ただし、市長が設定するいとまがないときは、市長に代わって区長又は消防局長が行うことができる。この場合、設定後ただちにその旨を市長に報告しなければならない。

ア 必要な措置

(7) 警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

(イ) 警戒区域を設定したときは、消防機関や警察に協力を要請し、バリケードや規制ロープの展張等によりその区域を明示するものとする。

イ 警察官等がこの職権を行う場合について

(7) 警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合は、この職権を行うことができる。

(イ) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、市長又はその委任を受けてその職権を行う職員が現場にいない場合は、この職権を行うことができる。

(ウ) 警察官、海上保安官又は自衛官が市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

2 避難の誘導

(1) 避難の方法

区本部は、消防機関、各警察署及び自主防災組織と協力し、避難対象地域内の住民等を安全に避難誘導する。

避難にあたっては、自治会・町内会ごとに集団で避難させる。

なお、避難をする際は原則として徒歩とする。

(2) 避難路等の安全確保

ア 安全な経路の選定

避難の誘導にあたっては、事前に安全な経路を選定し、道路管理者や警察官等の協力を得て障害物の撤去等を行い、危険個所については表示やロープの展張等をするなど事故防止に努める。

イ 誘導員の配置

迅速かつ安全な避難を確保するため、消防機関、警察と協力して避難路等の要所に避難誘導員を配置する。

(3) 他の避難所への避難

避難所が危険と判断された場合は、他の安全な避難所へ再避難させるとともに、移動先の周知に努める。

(4) 車両や船艇等の利用

避難の誘導にあたっては、状況に応じて車両を活用する。また、浸水等の場合は、ロープ等を利用して安全を図るほか、必要に応じて船艇やヘリコプター等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

(5) 災害時要援護者への配慮

避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等の災害時要援護者に配慮し、地元の自主防災組織や自治会・町内会等の協力を得て避難の支援を行う。

3 住民等の避難行動

(1) 避難行動の原則

ア 避難は原則として徒歩による。

イ 避難にあたっては、自主防災組織及び隣近所等で互いに助け合い、自治会・町内会ごとに集団行動をとる。

ウ 避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等の災害時要援護者に配慮し、防災関係機関等と連携し、可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された者の安否を確認する。

(2) 避難開始の時期

住民等が避難行動を開始する時期は次のとおりとする。

ア 家屋等の浸水、損壊状況及び土砂災害の前兆現象等から判断し、生命の危険を感じたとき

イ 避難勧告等が伝達されたとき

(3) 自主的な避難の際の市への連絡

避難勧告等発令前に自主的な判断により公的施設へ避難をする場合には、避難先、

避難人数等を区役所総務課または出張所に連絡する。

(4) 避難の準備

- ア 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。
- イ 非常持ち出し品を携行する。
- ウ 隣近所に声をかける。
- エ 底の厚い運動靴などを履き、ヘルメットや帽子をかぶる。
- オ 足元を確認するための傘や長い棒を持つ。
- カ 事業所にあっては、危険物等の安全措置を講ずる。

4 避難所の開設及び避難者の受入

(1) 開設の方法

災害対策本部事務局は、風水害等の災害による避難者を受け入れる必要がある場合は、あらかじめ指定した避難所へ直ちに避難所指名職員を派遣し、施設管理者や地域住民の協力を得て開設する。

区本部健康福祉班は、避難所の開設状況を確認し、開設されていない避難所については、職員を派遣し、これを開設する。

(2) 避難者の受入

ア 受入スペース

避難者の受入は避難所となる施設の体育館、集会室、会議室などをあてるものとし、施設の管理に必要な事務室等は原則として避難所として使用しない。

特に、学校施設については、体育館、集会室、普通教室などをあてるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、特別教室、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難所として使用しない。

なお、和室等各施設の条件の良好な部屋を「福祉避難室」と位置づけ、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等に優先的に提供する。

また、避難所に救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。

イ 水害時の対応

水害時には浸水深等を考慮した上、施設の上層階を使用する。

(3) 職員の派遣

区本部健康福祉班は、避難者の状況に応じ、避難所に職員を派遣する。

派遣された職員は、避難所指名職員から避難所の管理運営の業務を引き継ぐ。

(4) 避難所管理責任者の設置

避難所を開設したときは、避難所指名職員及び派遣職員の中から、速やかに管理責任者を置く。

(5) 大量避難者への対応

ア 区本部は、避難者数が避難所の収容可能人員を超えていると判断した場合は、他の避難所と調整を図って避難者を受け入れ可能な避難所へ誘導する。調整が困難な場合には、指定避難所以外の施設についても避難所として指定するよう災害対策本部事務局に要請する。

イ 避難所管理責任者は、避難所の管理運営のため、必要な担当職員の増員を区本部健康福祉班へ要請する。

(6) 避難状況等の報告

避難所指名職員又は避難所管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について、初動対応期については、災害対策本部事務局へ、応急復旧期については、福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。

ア 開設場所

イ 開設日時

ウ 周囲の被害状況

エ 施設の状況

オ ライフラインの状況

カ 収容人数及び世帯数

キ 傷病者数及び災害時要援護者の人数と状況

ク 給食必要数

ケ 毛布等物資の要否及び必要数

コ その他必要事項

(7) 関係機関への連絡

災害対策本部事務局は、避難所を開設したときはその状況を速やかに消防対策部並びに県及び県警察本部等関係機関に連絡し、必要な措置をとる。

5 避難所の運営

(1) 運営体制の整備

ア 関係者相互の協力

区本部は、防災関係機関、自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、ボランティア、施設管理者等の協力を得て避難所の管理運営を行う。

イ 避難所運営委員会の設置

区本部は、避難が長期化した場合の対応に配慮し、避難者、自主防災組織及び市担当職員等で構成する避難所運営委員会を設置し、施設管理者との連携、ボランティアの協力により、自主的な管理・運営体制を確立する。

(ア) 編成例

避難所運営委員会を設置する際は以下を参考に編成し、避難所の規模、避難者

数等に応じて柔軟に対応する。

班	主な役割
総務班	避難所全体の取りまとめ、各班の調整等
情報班	避難者向け情報の収集・伝達、避難者名簿の作成・管理等
救護班	応急手当、救護所の補助、災害時要援護者への支援等
環境班	トイレの維持管理、廃棄物の分別処理、室内環境の維持等
食料物資班	給食給水、救援物資の收受・保管・配布等

(2) 物資等の提供

区本部区民生活班は、避難状況等の報告に基づき、避難所生活に必要な物資等の提供を行う。

(3) 情報の提供

ア 区本部広報班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。

イ 区本部健康福祉班は、避難者の情報の受発信に配慮し、テレビ・ラジオ、臨時公衆電話等の設置に努める。

(4) 男女それぞれの視点に立った避難所運営

避難所の運営にあたっては、男女のニーズの違いに配慮した運営に努める。

(5) 避難所における生活環境の整備

避難生活が長期化する場合は、関係機関の協力を得て避難所生活の環境整備に努める。

(6) 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、速やかに受入可能な避難所等へ誘導する。

イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに温かい食事の早期提供に配慮する。

6 福祉避難所の開設及び運営

(1) 開設の方法

区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、避難者の中に避難所で共同生活を続けることが難しいと判断された災害時要援護者がいる場合、あらかじめ指定した施設へ担当職員を派遣し、施設管理者等の協力を得て福祉避難所を開設する。

(2) 避難所管理責任者の設置

福祉避難所を開設したときは、派遣された職員の中から速やかに管理責任者を置く。

(3) 避難者家族への対応

区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、避難者の家族や介護者の受入れを実施し、災害時要援護者等の生活環境の整備に努める。

(4) 大量避難者への対応

区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、避難者数が福祉避難所の収容人員を超えていると判断した場合は、他の福祉避難所と調整を図って避難者を受け入れ可能な避難所へ誘導する。調整が困難な場合には、指定避難所以外の施設についても避難所として指定するよう災害対策本部事務局に要請する。

(5) 避難状況等の報告

福祉避難所の管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について、初動対応期については、災害対策本部事務局へ、応急復旧期については、福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。

ア 開設場所

イ 開設日時

ウ 周囲の被害状況

エ 施設の状況

オ ライフラインの状況

カ 収容人数及び世帯数

キ 傷病者の人数と状況

ク 給食必要数

ケ 毛布等物資の要否及び必要数

コ その他必要事項

(6) 関係機関への連絡

災害対策本部事務局は、福祉避難所を開設したときは、その状況を速やかに消防対策部並びに県及び県警察本部等関係機関に連絡し、必要な措置をとる。

(7) 福祉避難所の運営

ア 運営体制の整備

区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、防災関係機関、避難者の家族、介護者、自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、ボランティア、施設管理者等の協力を得て福祉避難所の管理運営を行う。

イ 物資等の提供

区本部区民生活班は、避難状況等の報告に基づき、避難所生活に必要な物資等の提供を行う。

ウ 情報の提供

区本部広報班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。

エ 福祉避難所における生活環境の整備

避難生活が長期化する場合は、関係機関の協力を得て避難所生活の環境整備に努

める。

(8) 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、速やかに受入可能な避難所等へ誘導する。

イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに温かい食事の早期提供に配慮する。

7 避難所外避難者の支援

市は地域の公共的空き地や自治会館、車中など、市があらかじめ指定した避難所以外に避難をしている住民へ、情報の伝達、物資の供給及び指定避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 避難所外避難者の把握

区本部健康福祉班は、避難所外避難者の避難場所、避難者数、避難者のニーズ及び健康状態等の調査を県の協力を得て行う。また、調査について関係機関の支援を要する場合は、その旨を県に要請する。

(2) 避難所外避難者への支援

(1)に基づき、避難所外避難者へ情報の伝達、食料・物資の提供等必要な支援を行う。

(3) 災害時要援護者に対する配慮

避難所外に避難した災害時要援護者は、できるだけ早く避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(4) 車中避難者等への配慮

車中避難者等に対するエコノミークラス症候群などを防止するため、注意喚起広報をおこなう。

(5) 避難所外避難者の役割

避難所外避難者は、最寄りの区役所・出張所・連絡所、消防署所、警察署又は避難所等に避難状況を連絡する。

8 避難者の居住先の確保及び避難所の閉鎖

避難が長期化する場合は、避難者の健全な居住生活の早期確保のため、応急仮設住宅や市営住宅の空室の迅速かつ適切な提供等により避難者の居住先確保を図る。

また、施設の本来機能の早期確保のため、避難スペースの適正配置に努めるとともに、避難所の統廃合・閉鎖に向けた計画を策定し、避難所及び福祉避難所の早期閉鎖に努める。

第6節 交通規制計画

風水害等の災害時の交通混乱に対処し、応急対策の的確な実施を確保するため、交通規制措置等について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 都市整備対策部 各区本部
防災関係機関	北陸地方整備局新潟国道事務所 県 県警察本部 各警察署

交通規制の実施者、根拠法令は次のとおりである。

区分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 県 知 事 市 長	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき。 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。	道 路 法 (46条)
警 察	公安委員会 警 察 署 長 警 察 官	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3. 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路においての交通の危険が生じ、又はそのおそれがあると認めるとき。	災害対策基本法 (76条) 道路交通法 (4・5・6条)

1 計画の基本方針

- (1) 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- (2) 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- (3) 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

- (5) 走行中の全車両を道路の左端に寄せて停車させ、道路中央部を避難路、緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに道路被災状況等を調査する。

2 交通規制の実施

警察及び各道路管理者は、大規模な風水害等の災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するなど、円滑な防災活動を実施するため、

次の交通規制を実施する。

(1) 被災地域内の一般車両の流入制限

主要各道路においては被災地域内に流入する車両のうち、緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両を極力抑制する。

(2) 高速道路の通行禁止と流入制限

高速道路にあっては、被災地を中心に全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させる。

各インターチェンジにおいては、緊急通行車両以外の車両の流入を制限する。

(3) 緊急交通路等の指定

各警察署は主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

また交通規制資機材を活用し支線からの車両の流入を防止する。

(4) 緊急交通路等における車両等の措置

ア 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立ち退き・撤去の広報、指示を行う。

著しく妨害となる物件については、各警察署・道路管理者等が協力して排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

交通規制の結果車両が停滞し、その場で長時間停止することになった場合は、適切な回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

3 緊急通行車両の確認等

緊急通行車両の確認等の手続きは、次により行うものとする。

(1) 確認の実施責任者

緊急通行車両（緊急自動車以外）の確認は、車両の使用者の申出により知事（危機対策課）又は公安委員会（県警察本部交通規制課）が行う。

(2)に掲げる緊急通行車両のうち、市やその他の者が所有するものについては公安委員会が確認する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確

保することが特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他応急処置に関するもの
- ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ 上記のほか、災害の発生の防止又は拡大の防止のための措置に関するもの

(3) 緊急通行車両の確認申請受け付け

緊急通行車両の確認申請は、所定の様式により行い、その都度車両の確認を行うものとする。

受け付けは、知事が確認する車両にあつては危機対策課、公安委員会が確認する車両にあつては県警察本部交通規制課、各警察署、交通検問所及び緊急交通路の始終点において行う。

(4) 緊急通行車両の事前確認届出

公安委員会は、(2)に掲げる緊急通行車両のうち、市が保有し、もしくは他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に確認できるものとする。

(5) 緊急通行車両の標章等の交付

ア 公安委員会は、緊急通行車両の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書(資料編 図3-3-6-1)を交付する。

イ 標章及び証明書は車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間とする。

ウ 標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を携帯しなければならない。

4 関係機関との協力・連携

交通規制の実施に際しては、各警察署・各道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した交通規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行う。

5 市民への周知

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、通勤者、市民等に対してラジオ、テレビ、

交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施しその周知徹底を図るものとする。

第7節 警備・保安計画

風水害等の発生時には、さまざまな社会的混乱及び道路交通渋滞等が発生するおそれがあるため、各警察署、新潟海上保安部等の関係機関との緊密な連携の下に、地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした警備・保安体制を確立し被害状況を的確に把握することにより、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

防災関係機関	各警察署 新潟海上保安部
--------	--------------

1 新潟県警察（各警察署）

風水害発生時においては、多数の死傷者や、火災、浸水、電話の不通、停電など一時的に社会生活がマヒ状態となり、またこれに伴う被災者の不安、動揺の高まり、生活必需物資の欠乏、買い占め、売り惜しみなどの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

これらの災害発生に伴う非常事態に対処するため、市域を管轄する各警察署（以下「各警察署」という。）は、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため関係機関と連携して的確な災害警備活動を行う。

(1) 警察における警備活動

各警察署は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の警備活動を行うものとする。

ア 災害発生直前の対策

(ア) 市等の関係機関に対する通報

各警察署は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、又は予想した場合は、県警察本部に速報するとともに、市等関係機関に速やかに通報する。

(イ) 要請があった場合の措置

市長から応急措置の実施に必要な準備を要請された場合、各警察署はこれに応じる。

(ウ) 住民の避難誘導

市長が地域住民に対する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、各警察署は必要と認める地域住民に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

(エ) 災害未然防止活動

各警察署は、通常勤務を通じて管内の河川堤防等を巡回し、風水害等に対する防ぎよ措置が必要と思われる箇所を発見した場合は速やかに市長に通報する。

イ 災害発生直後の対策

(ア) 指揮体制の確立

災害が発生した場合は、各警察署に署長を本部長とする署警備本部を設置して

警備体制を確立する。この場合において、署警備本部長は、災害の規模等により必要があると認めるときは、県警察本部に要員の派遣を要請して指揮体制の強化を図るものとする。

(イ) 警備要員の確保

- a 各警察署は、災害が発生し、必要があると認められた場合は、警備要員の非常招集を行う。
- b 署警備本部長は、災害の規模等により必要があると認めるときは、県警察本部長に対して警備部隊の応援要請を行う。

ウ 警備活動の重点

- (ア) 災害情報の収集・伝達
- (イ) 被害実態の把握
- (ウ) 被災地域住民の避難誘導
- (エ) 負傷者等の救出・救護及び行方不明者の捜索
- (オ) 交通混乱の防止，避難路・緊急交通路確保等の交通規制措置
- (カ) 死体の検視・見分
- (キ) 被災者等の安心感を醸成するための広報，相談受理等の諸対策
- (ク) 被災地域，避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- (ケ) 各種犯罪の予防・検挙
- (コ) 県・市町村，関係機関等による応急対策等に対する支援及び協力
- (サ) 警察施設，設備等の防護及び点検整備
- (シ) 警察通信の確保と応急対策
- (ス) その他必要な警察活動

(2) 道路交通対策

大規模な災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、緊急車両の通行路確保、危険箇所及び迂回路の標示、交通情報の収集及び提供、車両の使用抑制、その他運転者のとるべき措置についての広報等危険防止、混雑緩和及び被害の拡大防止のため、次に掲げる措置を行う。

ア 交通規制の基本方針

- (ア) 被災地域での一般車両の走行及び被災地域への流入は原則として禁止し、被災地以外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (イ) 避難路及び緊急交通路は、機能確保を図るため原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- (ウ) 高速道路は、緊急交通路としての活用を図るため、広域的に通行禁止とし、一般車両の流入を禁止又は制限する。
- (エ) 一般道についても、道路中央部を住民の避難路及び緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに管内の道路被害状況等を調査する。

イ 交通規制の実施

道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に適した規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行う。

ウ 交通規制を実施した場合の広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対して、適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

(3) 関係機関との連携、協力

災害に対処するため、関係機関との連携を密にし情報の交換を行うとともに、それぞれの活動状況をお互いに把握し担当区分の分担の調整を行い、相互に協力し警備・保安活動及び災害応急活動等を迅速かつ効果的に行う。

2 新潟海上保安部

(1) 通信の確保、情報収集及び警報等の伝達に関する措置

ア 通信の確保

(ア) 巡視船艇を含めた応急通信系による連絡体制を確保する。

(イ) 必要に応じ、市災害対策本部へ無線機を携帯させた連絡調整員を派遣し、連絡体制を確保する。

イ 情報の収集

災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、関係機関等と密接な連絡をとり情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

ウ 警報等の伝達

(ア) 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報及び安全通報等により、船舶等に周知するとともに、必要に応じ関係事業者等に周知する。

(イ) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報を行い、船舶等に対し周知する。

(ウ) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行通報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知する。

(エ) 調査により収集した情報について、必要と認める場合は、市災害対策本部及び関係機関へ通報する。

(2) 海難救助等

ア 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇及び航空機等により

その捜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇によりその消火を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。

ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 海上における行方不明者の捜索並びに遺体の収容及び検視を行う。

オ 救助活動に関し、その規模が大であるため、又は事態が急迫し必要と認めるときは、自衛隊に部隊等の派遣を要請する。

(3) 流出油等の防除

ア 大量の油が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇及び航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により応急措置を講じるとともに、関係機関等に必要な資器材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置

- ・ 防除対策推進のための組織体制の整備
- ・ オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
- ・ 防除作業の実施、援助及び協力
- ・ 住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難勧告及び陸上交通規制等の措置

(4) 海上交通安全の確保

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について、無線等を通じ船舶へ

の情報提供を行う。

オ 河川からの流出物等により、水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(5) 危険物の保安処置

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(6) 警戒区域の設定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法に定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船舶等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うとともに、市災害対策本部に対し警戒区域設定に係る通知を行う。

(7) 治安の維持

ア 治安機関等からの情報収集に努めるとともに、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 巡視船艇等により、警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒を行う。

(8) 関係機関等への支援活動

新潟海上保安部は次に掲げる支援活動を行う。

ア 緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食糧、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

イ 物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき被災者に対し海上災害救助用物品を無償で貸付け又は譲与する。

無償で貸付け又は譲与する海上災害救助物品

・ 無償貸付物品

被服、寝具、修理器具、曳航器具又は同物品以外の海上災害救助のため特に必要な生活必需品又は機械器具

・ 譲与物品

食糧、飲料水、ちゅう暖房用及び灯火用燃料、医薬品、衛生材料、その他の救じゅつ品（消耗品に限る）

ウ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供並びに災害応急対策従事者に対する宿泊所の提供等を行う。

(9) 関係機関との協力、連携体制

風水害等による海上災害に対処するため、新潟海上保安部、市災害対策本部、警察、消防機関、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動等を効果的に行う。

ア 市災害対策本部

- (ア) 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
- (イ) 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。
- (ウ) 新潟海上保安部の活動が、迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。
- (エ) 海上における災害応急活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、関係自衛隊の支援を県に要請する。

イ 警察

- (ア) 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。
- (イ) 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- (ウ) 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導にあたる。

ウ 消防機関

- (ア) 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。
- (イ) 初期消火、延焼の防止に当たっては、相互の情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
- (ウ) 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。
- (エ) 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び警戒にあたる。
- (オ) 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

エ 自衛隊

- (ア) 新潟海上保安部等からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行

うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

(イ) 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

オ 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所

関係機関と連絡をとり、流出油の防除等災害応急対策に協力する。

カ 日本赤十字社新潟県支部

関係機関と連絡をとり、負傷者の救護にあたる。

第8節 輸 送 計 画

災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、被災者及び救助・救急・消火等の活動に従事する要員並びに必要な資機材、物資を輸送するための陸上等の交通路の確保が重要である。

そのため、緊急輸送道路ネットワークの構築を図るとともに、救援物資等の集積場所等について、計画を定める。

実施担当	災害対策本部事務局 総務対策部 市民生活対策部 都市整備対策部 各区本部
防災関係機関	北陸地方整備局新潟国道事務所 県 各警察署 新潟海上保安部 自衛隊

1 輸送対象及び輸送手段

(1) 輸送対象

輸送にあたっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等の最重点に、次の事項を輸送対象とする。

また、輸送対象については、被災の状況や応急対策の進捗状況に応じて優先順位を定める。

ア 第1段階

- (ア) 重傷等の傷病者
- (イ) 医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (ウ) 消防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (エ) 避難を要する被災者
- (オ) 緊急輸送路確保のための緊急復旧要員及び資機材等
- (カ) 交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 飲料水
- (イ) 食糧
- (ウ) 緊急を要する生活必需品
- (エ) 遺体
- (オ) 災害応急対策要員及び救援用資機材

ウ 第3段階

- (ア) 生活必需品
- (イ) 災害復旧対策要員及び復旧用資機材

(2) 輸送手段

- ア 自動車による陸上輸送

(7) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送ネットワークとして、県が指定した大規模地震等発生時の緊急交通路と整合を図り、市内の各主要防災拠点を結ぶ緊急輸送道路をあらかじめ指定する。

【指定緊急輸送道路】(資料編 図3-3-8-1)

- a 高速道路市域全線(関越、北陸、磐越及び日東道)
- b 国道7号(新潟バイパス・新新バイパス含む)…起点(本町通7番町永井電気(株)前)から聖籠町境までの間
- c 国道8号(新潟バイパス含む)…起点(本町通7番町永井電気(株)前)から三条市境までの間
- d 国道49号…阿賀野市境から終点(明石2丁目栗の木バイパス脇)までの間
- e 国道113号…起点(中央区万代3丁目(国道7号))から聖籠町境までの間
- f 国道116号…燕市境から終点(本町通7番町永井電気(株)前)までの間
- g 新潟亀田内野線…江南区太右衛門新田〔新潟中央 I.C.〕から中央区出来島1丁目(国道116号)までの間、東区江口(新潟空港 I.C.)から東区一日市までの間
- h 新潟港沼垂線…中央区沼垂東5丁目(国道113号)から中央区沼垂東2丁目(国道7号)までの間
- i 新潟港横越線…東区竹尾(国道7号)から東区小金台(国道113号)までの間
- j 新潟村松三川線…東区一日市から東区下山2丁目(国道113号)までの間

(イ) 指定緊急輸送道路の確保

a 交通情報の収集

災害時の指定緊急輸送道路等の交通情報の収集は、県警察本部や道路管理者と県防災行政無線や地域防災無線等により行う。

b 道路管理者の行う交通規制

道路管理者は、災害による道路の陥没、破損等の事由により通行に危険を及ぼすと認められる場合や道路沿いの建物や工作物が道路の構造に損害を及ぼし、または及ぼすおそれがあると認められる場合、また、道路区域内に存する障害物が直ちに除去できないときは、通行禁止等の措置を講じるとともに、県警察本部及び管轄警察署並びに他関係機関に速やかに連絡する。

c 警察の行う交通規制

警察は、緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備または交通管理対策についてあらかじめ定めておく。

(緊急交通路の確保のための広域交通規制検問所について、資料編図3-3-8-2に示す。)

(ウ) 指定緊急輸送道路の啓開

a 指定緊急輸送道路啓開の実施体制

災害発生後、速やかに指定緊急輸送道路の調査を行い、通行可能な路線から啓開を実施する。

なお、道路上に障害物等があり通行不能の指定緊急輸送道路については、緊急に障害物等を除去するよう努める。

b 情報収集

都市整備対策部、各区本部及び国、県等の関係機関は、指定緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。

また、必要に応じ災害時応援協定を締結している建設業協会等や市ハイヤータクシー協会、市個人タクシー事業協同組合、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合及び郵便事業株式会社新潟支社に応援を要請し、調査、点検、報告等を依頼する。

【調査・点検内容】

- ・ よう壁または法面の崩壊、落石
- ・ 橋梁、トンネル、ボックスカルバート等立体構造物の落下または崩壊等
- ・ 路面陥没、水没等
- ・ 標識類、照明、電柱、電線等の倒壊または落下
- ・ 道路沿いの建築物、工作物の倒壊または落下
- ・ 街路樹の倒木、枝の落下、流木
- ・ 放置車両
- ・ その他

c 道路啓開に必要な資機材の確保

道路啓開は、平常時に使用する業務用資機材による他、災害時応援協定を締結している市建設業協会等の協力により資機材を確保する。

(エ) 輸送車両等の確保

a 輸送車両等の確保

市で行う輸送は、原則として各対策部及び各区本部で所管する車両を使用し、不足が生じる場合は、総務対策部総務班が所管する車両を使用する。

上記の方法により、なお不足が生じるときは次の事項（概要）を明らかにして、県（危機対策課。ただし県災害対策本部が設置された場合は統括調整部。）に調達のあっせんを要請する。

【要請事項】

- ・ 輸送区間及び借り上げ期間
- ・ 輸送人員又は輸送量
- ・ 車両等の種類及び台数
- ・ 集積場所及び日時

- ・ その他必要事項

なお、必要に応じトラック等の車両については、指定公共機関である日本通運(株)新潟支店や指定地方公共機関の新潟運輸(株)ならびに災害時応援協定を締結している新潟県トラック協会新潟支部及び赤帽新潟県軽自動車運送協同組合に借上げを要請する。

また、被災者等の輸送については、指定地方公共機関である新潟交通(株)にバス等の借上げを要請する。(借上げ等の要請先を資料編 表3-3-8-1 に示す。)

- b 運用方法

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部からの配車要請について、総務対策部総務班は所管する車両や借上げた車両で対応する。なお、車両の配分や借上げ料金等の負担については次に定めるところによる。

- (a) 配車要請

車両を必要とするときは、使用目的、日時、車種、乗車人員、積載トン数、台数、引渡場所等を明示のうえ、総務対策部総務班に要請する。

- (b) 配車

総務対策部総務班は、必要車両を調達し、要請した災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部に引き渡す。

- (c) 借上げ料金等

借上げに要する費用は、総務対策部総務班が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者と協議して定める。

- c 緊急通行車両等の確認手続き

- (a) 緊急通行車両等の確認・標示

災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合は、緊急通行車両又は緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)は次により緊急通行車両確認証明書及び標章を受ける

- (b) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、車両を所管する各対策部及び各区本部が県警察本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受ける。

なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

- (c) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部及び各区本部が緊急通行車両等確認申請書により県警察本部交通規制課、各警察署等に申請し、証明書等の交付を受ける。

なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

(d) 総務対策部総務班で借り上げ等で調達した車両については、総務対策部総務班が緊急通行車両等確認申請書により県警本部交通規制課、各警察署等に申請し、証明書等の交付を受ける。

なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

イ 船艇による水上輸送

(ア) 海上輸送路の確保

災害時の大量輸送という有効性から市街地に最も近い新潟西港区を海上輸送の緊急物資集積地として位置付ける。

なお、その中でも広大なオープンスペースを有する万代島地区を海上輸送の拠点基地として確保する。

(イ) 河川輸送路の確保

防災船着場を整備し、民間船艇等を活用した輸送の確保に努める。(防災船着場所在地を資料編 表3-3-8-2 に示す。)

(ウ) 舟艇による輸送

水害時に浸水等により他の輸送手段が使用できない場合、ゴムボート等の舟艇を活用し輸送を行う。なお、舟艇が不足する場合は、関係機関及び民間業者からの借り上げ等により確保する。

ウ 航空機等による空路輸送

(ア) ヘリポート

災害発生時に災害応急活動に必要な人員、重傷者、物資等の搬送を行うため、ヘリポートを確保する。

(ヘリコプター離着陸可能場所を資料編 表3-1-3-3 に示す。)

(イ) 管制及び誘導等

ヘリコプター等の管制や発着場所での誘導方法については、県や東京航空局新潟空港事務所、各輸送実施機関と協議して行う。

エ 燃料の確保

車両等の燃料については、協定締結団体及び他の燃料供給業者等に対して燃料の供給を要請することとするが、確保が困難な場合は、県や関係団体に対して協力を要請し確保する。

2 救援物資等の集積・配送拠点等

(1) 集積・配送拠点等の設定

他都市からの救援物資の受け入れや調達した物資等の集約、各地域への配送仕分け等を行うための集積・配送拠点として資料編 表3-3-8-3 に示す場所を設定する。

(2) 救援物資等の各避難所への配送

ア 救援物資等の対応専門チームの設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、総務対策部総務班及び市民生活対策部食糧・物資班の職員からなる専門チームを市役所内に設ける。

【業務内容】

- ・ 救援物資の受付
- ・ 救援物資の集積状況の把握
- ・ 救援物資の配送指示
- ・ 集積、配送状況等の情報の提供
- ・ 救援物資配送計画の作成
- ・ 食糧、生活必需品等の調達
- ・ 輸送車両等の配車指示、借り上げ等

イ 集積・配送拠点への人員配備

集積拠点等へは、総務対策部総務班及び市民生活対策部食糧・物資班で構成する職員を管理・情報要員として派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示などの業務に当たる。

なお、集積や仕分け等の人員については、各対策部及び各区本部への動員要請やボランティアの協力により確保する。

(配送システムについて資料編 図3-3-8-3 に示す。)

3 受入れ体制の整備

他機関による輸送活動が円滑に行えるよう受入れ体制の整備を行う。

第9節 食糧供給計画

被災者及び災害応急対策活動従事者に対する食糧の調達、炊き出し、供給等を迅速かつ的確に実施するため、食糧供給体制等について定める。

実 施 担 当	市民生活対策部 経済・国際対策部 福祉対策部 総務対策部 教育対策部 各区本部
---------	--

1 食糧の供給体制

(1) 食糧供給の対象者

- ア 避難所等に収容された者
- イ 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等のため、炊事ができない者
- ウ 通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、食糧の確保ができない者
- エ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者及び帰宅困難者
- オ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者
- カ 床下浸水ではあるが自宅において炊事ができない者

(2) 食糧の種類

- ア 主食は、握り飯、弁当、パン、うどん、インスタント食品、乾パンとする。
また、幼児用のミルク・牛乳等の給与も配慮する。
- イ 副食は、漬物、佃煮、缶詰、野菜等で食器を要しないものとする。

2 食糧の調達

市民生活対策部食糧・物資班は、被害状況を把握し、総務対策部財務班と調整のうえ食糧の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する食糧の調達を行う。

(1) 備蓄食糧の供給

災害発生時においては、交通機関等の混乱も予想されることから、各区本部区民生活班は学校等に平常時から備蓄している食糧から供給を行う。(第2部第1章第13節「災害備蓄計画」参照)

(2) 流通業者等による調達

市民生活対策部市民生活班は、災害の規模や流通状況に応じ、協定締結団体に食糧の調達を要請する。協定締結団体からの食糧調達が不足する場合には、経済・国際対策部経済総務班に食糧の調達を要請する。

経済・国際対策部経済総務班は要請に基づき卸売業者や小売販売業者等(資料編 表3-3-9-1) から食糧を調達する。

ただし、初動対応期において、各区本部が迅速に食糧を供給する必要がある場合は、各区本部が独自に協定締結団体及び卸売業者や小売販売業者等に要請する。

(3) 県又は他市町村との応援要請による調達

市において食糧の調達が困難な場合は、市民生活対策部市民生活班は、災害対策本部事務局を通じ、県又は応援協定締結市町村等に調達・供給を要請する。(第3部第1章第2節「応援要請計画」参照)

3 食糧の輸送

(1) 備蓄食糧

備蓄食糧の輸送は、各区本部区民生活班が各区本部総務班の準備する車両等で行う。(第3部第3章第8節「輸送計画」参照)

(2) 流通食糧

流通食糧の輸送は、原則として、調達を要請された協定締結団体、関係機関及び流通業者が、指定された避難所等に輸送を行う。

(3) 県・他市町村への要請

ア 市民生活対策部市民生活班は、県及び応援協定締結市町村等への応援が必要と認めるときは、災害対策本部事務局を通じて、集積所等を指定して輸送の応援を要請する。(第3部第1章第2節「応援要請計画」参照)

イ 県等への応援要請を行った場合、市民生活対策部市民生活班は集積所の管理を行い、各区本部区民生活班が避難所等へ食糧の輸送を行う。

4 食糧の配布

(1) 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所指名職員の要請に基づいて、必要数量の把握を行い、配布計画を作成する。

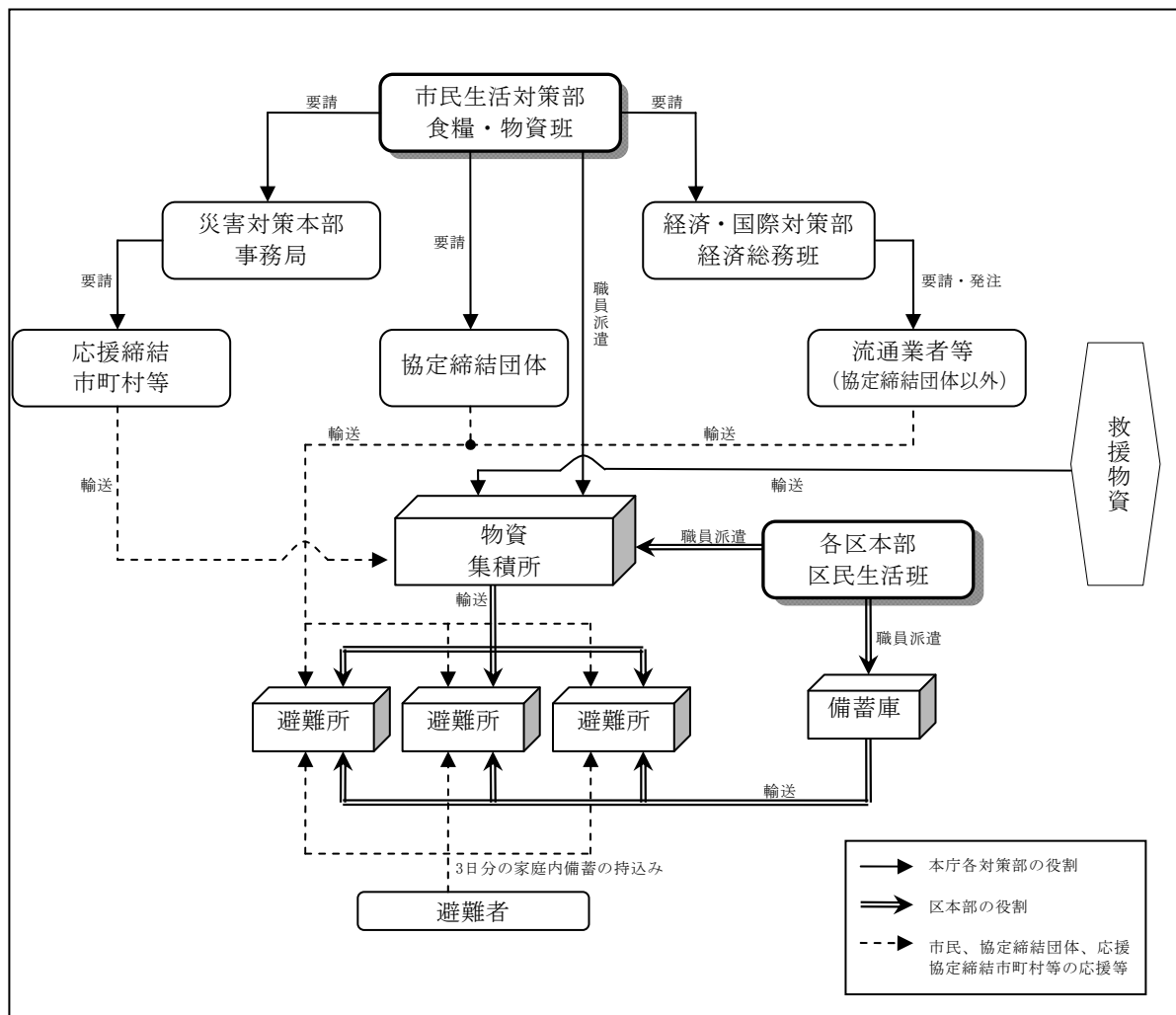
(2) 調達した食糧は、各区本部区民生活班が自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等の協力を得て、避難者に配布する。配布は原則として、避難所において行う。

(3) 各区本部区民生活班は、避難者数を正確に把握し、配布にあたっては不足や重複が生じないように常に公平な配分に努める。

なお、配布にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者へ優先的に配布する。

(4) 在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に出向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班は福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。

【食糧供給概要フロー図】



5 炊き出し

(1) 炊き出しの方法

ア 各区本部区民生活班は教育対策部保健給食班等と調整のうえ、自主防災組織、自治会・町内会、赤十字奉仕団等の協力を得て炊き出しを行う。

なお、学校及び給食センターにおいては、学校給食再開までは調理員も炊き出しに従事する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

ウ 炊き出し等が緊急を要する場合は、県に対し、自衛隊及び日本赤十字社新潟県支部を通じて赤十字奉仕団による炊き出しを要請する。

(2) 炊き出し場所等

ア 炊き出しは、原則として小・中学校の給食室及び学校給食センター（学校給食再開まで）とするが、災害の状況によりコミュニティセンター等の他の公共建築物を利用して実施する。（炊き出し場所を資料編 表3-3-9-2 に示す。）

イ 炊き出しの要員及び用具等が不足する場合は、各区本部は、災害対策本部事務局を通じて、次の事項を明示したうえ、県、応援協定締結市町村及び協定締結団体等に応援を要請するものとする。

- (ア) 人員
- (イ) 必要な器具及び数量
- (ウ) 炊き出しを行う期間
- (エ) 炊き出しを行う場所
- (オ) その他必要な事項

6 炊き出し等の費用及び期間等

災害救助法が適用されない場合の炊き出し等の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

7 関係帳簿等の整備

市民生活対策部市民生活班及び各区本部区民生活班は、次の関係帳簿等を整備し、適時災害対策本部事務局に報告する。

- (1) 食糧品の現品給与簿
- (2) 購入代金等支払証拠書類
- (3) 炊き出し等受給者名簿
- (4) 炊き出しその他による食品給与用物品受払簿
- (5) 炊き出し用品借用簿
- (6) 炊き出し協力者、ボランティア等名簿
- (7) 炊き出し日報

8 災害救助法の基準等

災害救助法が適用された場合、炊き出しその他食糧の給与の対象となる者、基準額、期間等は、新潟県災害救助法施行細則に定める基準等を適用する。

第10節 生活必需品供給計画

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・日用品等の生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最低必要な生活必需品を供給するため、生活必需品等供給体制について定める。

実施担当	市民生活対策部 総務対策部 福祉対策部 経済・国際対策部 各区本部
------	--------------------------------------

1 生活必需品供給の対象者

- (1) 災害により住家に被害（床上浸水以上）を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

2 生活必需品の種類

生活必需品の品目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 寝具 : タオルケット・毛布・布団等
- (2) 被服 : 肌着（下着類）・普通着・子供服等
- (3) 身の廻り品 : タオル・手拭い・靴下・サンダル・傘等
- (4) 炊事道具 : 鍋・釜・包丁・茶碗・皿・箸等
- (5) 日用品 : 石鹸・チリ紙・歯ブラシ・歯磨き粉等
- (6) 光熱材料 : マッチ・ローソク・プロパンガス・灯油等
- (7) その他 : 紙おむつ・生理用品・洗濯バサミ・ハンガー等

3 生活必需品の調達

市民生活対策部市民生活班は、被害状況を把握し、総務対策部財務班と調整のうえ物資の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する生活必需品の調達を行う。

(1) 備蓄品の供給

各区本部区民生活班は、災害発生時に生活必需品の供給が必要な場合は、備蓄在庫から供給を行う。（第2部第1章第13節「災害備蓄計画」参照）

(2) 流通業者等による調達

市民生活対策部市民生活班は、災害の規模や流通状況に応じ、協定締結団体に生活必需品の調達を要請する。協定締結団体からの調達が不足する場合には、経済・国際対策部経済総務班に生活必需品の調達を要請する。

経済・国際対策部経済総務班は要請に基づき卸売業者や小売販売業者等から生活必需品を調達する。

ただし、初動対応期において、各区本部が迅速に生活必需品を供給する必要が生じた場合は、各区本部が独自に協定締結団体及び卸売業者や小売販売業者等に要請する。

(3) 県又は他市町村との応援要請

市独自で調達が困難な場合、市民生活対策部市民生活班は、災害対策本部事務局を通じ、県又は応援協定締結市町村等に調達・供給を要請する。(第3部第1章第2節「応援要請計画」参照)

4 生活必需品等の輸送

(1) 市が備蓄する生活必需品

備蓄品の輸送は、各区本部区民生活班が各区本部総務班の準備する車両等で行う。(輸送については第3部第3章第8節「輸送計画」参照)

(2) 流通業者の生活必需品

流通業者による生活必需品の輸送は、原則として、調達を要請された協定締結団体、関係機関及び流通業者が、指定された避難所等に輸送を行う。

(3) 県・他市町村等への要請

ア 市民生活対策部市民生活班は、県及び応援協定締結市町村等の応援が必要と認めるときは、災害対策本部事務局を通じて、集積所等を指定して輸送の応援を要請する。(第3部第1章第2節「応援要請計画」参照)

イ 県等への応援要請を行った場合、市民生活対策部市民生活班は集積所の管理を行い、各区本部区民生活班が避難所等へ生活必需品の輸送を食糧・物資班に要請する。

5 生活必需品等の配布

(1) 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所指名職員の要請に基づいて、必要数量の把握を行い、配布計画を作成する。

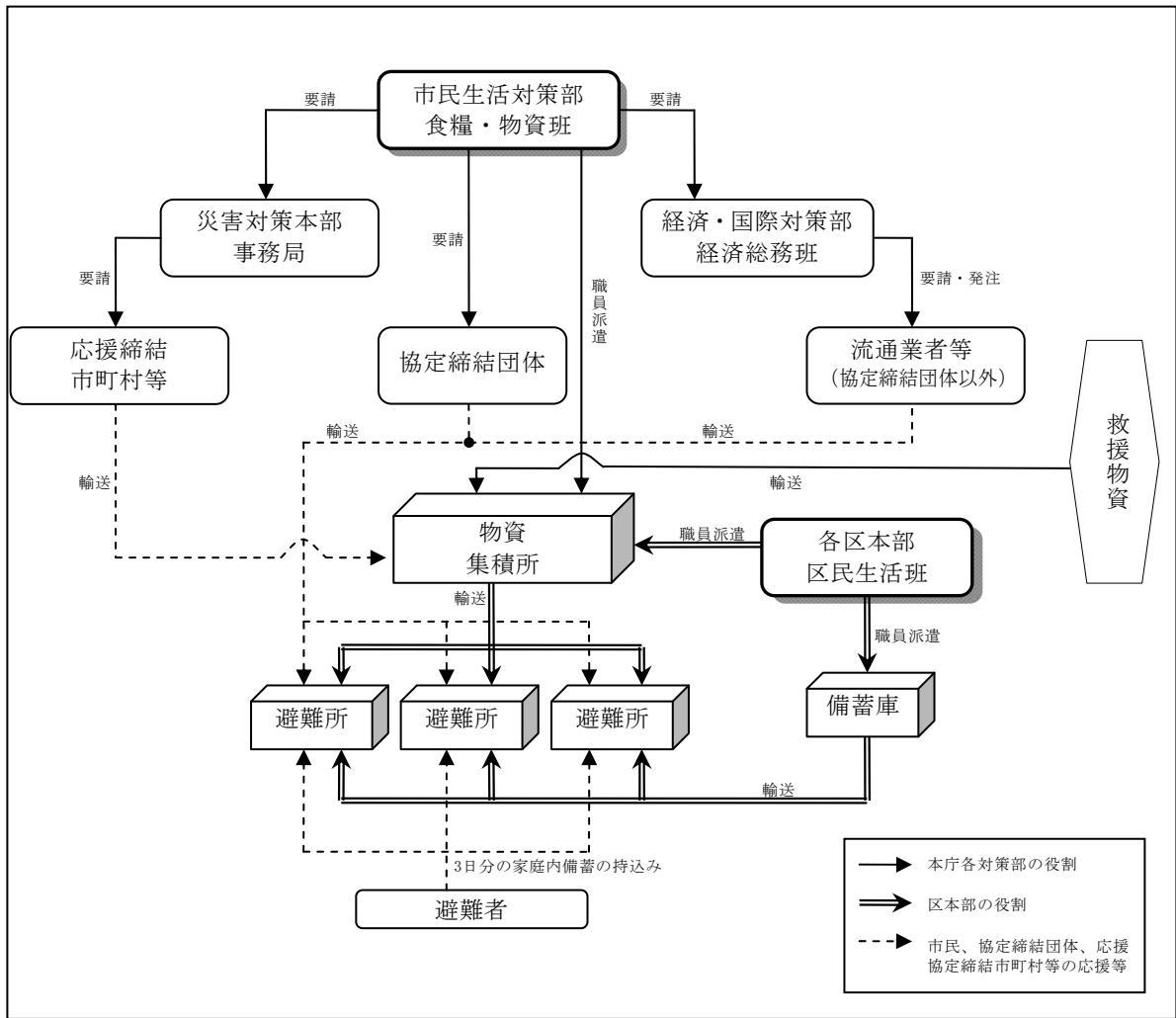
(2) 調達した生活必需品は、各区本部区民生活班が、自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等と協力して配布する。配布場所は、原則として、避難所とする。

(3) 各区本部区民生活班は、避難者数を正確に把握し、配布にあたっては不足や重複が生じないように常に公平な配分に努める。

なお、配布にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者へ優先的に配布する。

(4) 在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に出向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班は福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。

【食糧・物資供給概要フロー図】



6 生活必需品等の費用及び期間等

災害救助法が適用されない場合の生活必需品等の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

7 関係帳簿等の整備

市民生活対策部市民生活班及び各区本部区民生活班は、次の関係帳簿等を整備し、適時災害対策本部事務局に報告する。

- (1) 供給実施記録（日計票）
- (2) 被服・寝具等受払簿
- (3) 物資の給与状況
- (4) 物資受領書
- (5) 物資調達・支払証拠書類

8 災害救助法の基準等

災害救助法が適用された場合、生活必需品等の給与（貸与）の対象となる者、基準額、期間等は、新潟県災害救助法施行細則に定める基準等を適用する。

第11節 給 水 計 画

風水害時において飲料水及び生活水の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。

応急給水にあたっては、緊急を要する医療機関、被災者の収容先等、優先順位を明確にし、衛生対策、災害時要援護者に十分配慮し、被害状況に応じた適切な給水方法による、飲料水・生活水等の給水計画を定める。

実 施 担 当	水道対策部
---------	-------

1 目 標 水 準

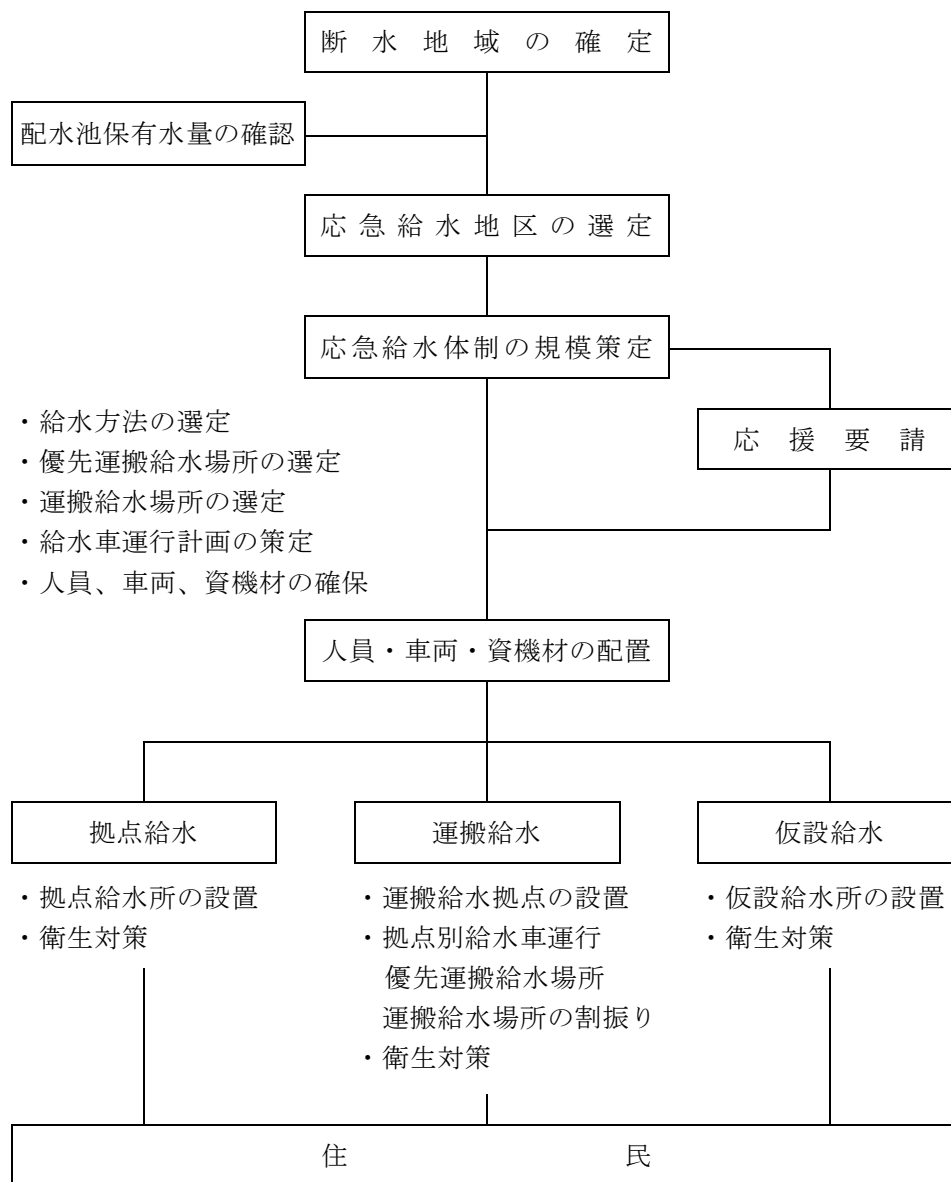
被災後の応急給水は、当面の生命維持に必要な飲料水のみから、炊事、洗面等の生活用水へと、時間の経過とともに、量的にも、用途の面でもその重要性が高まってくる。そのため、被災者1人あたりの応急給水量は、災害発生後3日以内（第1段階）は1人1日3L、その後1週間以内（第2段階）は1人1日20～30L、さらに2週間以内（第3段階）は1人1日30～40Lと、段階的に目標水準を定める。給水方法としては、拠点給水、運搬給水、仮設給水により、地区別に適切な方法を選定し効率的に給水する。

また、段階の経過とともに、復旧の進捗状況にも応じ、柔軟に給水方法の転換、継続、組合せを行いながら、給水地点数、給水量の拡大を図り、目標水量の給水を行う。

	災害発生	3日	1週間	2週間
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
目標水準	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	30～40ℓ/人日	
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活水の確保	
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設	
給水拠点	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内	

応急給水の目標水準

2 応急給水のフロー



応急給水のフロー図

3 給水方法

被害状況に応じ、被災地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水により効率的に給水する。

給水種類	内 容
拠点給水	浄水場、配水場、飲料水兼用耐震性貯水槽に仮設給水栓を設置して給水する
運搬給水	給水車、給水タンク搭載車等により、飲料水を被災地に輸送し給水する
仮設給水	復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する キャンバス水槽に仮設給水栓を設置して給水する

(1) 拠点給水

浄水場施設10か所、配水場施設11か所及び飲料水兼用耐震性貯水槽（60～100m³）設置施設14か所、合計35か所に仮設給水栓を設置し拠点給水所とし、被災者に給水を行う。

（拠点給水所位置図を資料編 図3-3-11-1 に示す。）

（拠点給水所（浄・配水場）一覧を資料編 表3-3-11-1 に示す。）

（拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽設置施設）一覧を資料編 表3-3-11-2 に示す。）

(2) 運搬給水

給水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。新潟市保有の給水車で対応不可能な場合は、被害状況に応じ、速やかに必要車両、人員の応援を要請する。

運搬給水拠点ごとに人員、車両、応急給水用資機材を適正に配置し、各拠点から効率的に被災地へ給水する。

ア 運搬給水拠点の設置

主要な浄水場・配水場を運搬給水の拠点とする。給水地区、給水車の運行計画は、被害状況に応じ、運搬給水拠点ごとに策定する。

イ 優先運搬給水場所

人命にかかわる医療施設を最優先とし、福祉施設及び被災者の収容先となる避難所を優先給水場所とする。特に、地域の基幹病院や人工透析を行う病院など、大量の水を必要とする施設へは、加圧式給水車を優先的に派遣し、治療に支障がないよう配慮する。

ウ 運搬給水場所

道路事情、人口密集度等に配慮したうえで、断水地域住民が自宅から500m以内の距離で安全に給水を受けられるよう、できるだけスペースに余裕のある地点（公園、広場など）を運搬給水場所として指定する。

運搬給水は、住居から500m以内の給水を目途とするが、給水体制の整備、復旧の進捗状況によっては、さらに狭い範囲で給水する。

(3) 仮設給水

応急復旧の進捗状況に応じ、復旧した配水管の消火栓に仮設給水栓を設置して給水する仮設給水所を設けるほか、キャンバス水槽による仮設給水所を設ける。

応急復旧第1ステップでは、断水地域住民が自宅から500m以内で給水を受けられるよう仮設給水所を設ける。

応急復旧第2ステップでは、断水地域住民が自宅から250m以内で給水を受けられるよう仮設給水所を設ける。

4 応急給水用資機材の確保

水道対策部が保有している応急給水用資機材では不十分な場合、関係団体、関係業者等に支援を要請し、応急給水用資機材を調達する。

5 飲料水の衛生対策

水質の安全性を確保するため、塩素消毒を強化するとともに、飲用に供される水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

6 応援要請

(第3部第3章第24節「上水道施設等災害応急対策計画」参照)

第12節 災害時要援護者応急対策計画

風水害等の災害が発生するおそれがある場合の事前周知・事前避難や、発生直後の避難誘導や避難所での生活環境、健康状態の把握など、災害時要援護者の応急対策について計画を定める。

実施担当	福祉対策部 経済・国際対策部 都市整備対策部 消防対策部 各区本部
防災関係機関	各警察署

1 災害時要援護者に対する対策

(1) 情報伝達及び安否確認

ア 各区本部健康福祉班は、風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会・町内会、消防対策部、警察官及び介護等サービス提供事業者等と連携し、速やかに避難勧告等の情報伝達及び安否確認を行う。

イ 地域による情報伝達及び安否確認

自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、各区本部健康福祉班又は避難先の避難所指名職員に伝達する。

(2) 避難誘導

ア 防災関係機関による避難誘導

災害時要援護者の避難誘導にあたっては、各区本部健康福祉班、消防対策部及び警察官等は、あらかじめ共有している災害時要援護者名簿等により、自主防災組織、自治会・町内会及び近隣住民等の協力を得て安全かつ迅速に避難できるよう努める。

イ 地域による避難誘導

自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、避難所までの避難誘導を行う。なお、要援護者の状態や道路の被害状況等を勘案し、必要に応じて自動車、リヤカー等の車両を使用する。

2 避難所等における対策

(1) 災害時要援護者の実態把握

各区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、高齢者や障がい者等を対象とした実態調査を実施し、災害時要援護者の実態を速やかに把握するよう努める。

(2) 高齢者や障がい者等の健康状態の把握

各区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、実態調査により把握した高齢者や障がい者等を対象として健康調査を実施する。

(3) 介護が必要な高齢者や障がい者の福祉避難所等への移送

健康調査の結果、避難所等での生活が困難な高齢者や障がい者等については、あらかじめ把握してある社会福祉施設や病院及び指定された福祉避難所等に移送する。(福祉避難所については、第2部第3章第4節「避難計画」及び第3部第3章第5節「避難及び避難所計画」参照)

(4) 福祉避難室の設置

避難所内の和室等の条件の良好な部屋を「福祉避難室」と位置づけ、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児等に優先的に提供する。

(5) 災害時要援護者のための情報機器等の設置

各区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、聴覚障がい者や視覚障がい者等の避難している避難所に、いち早く災害情報を把握できる文字放送テレビ、FAX、ラジオ等の機器を設置するよう努める。

(6) 手話奉仕員等の派遣

各区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、実態調査により手話通訳等を必要とする避難所に、市ろうあ協会やボランティア等の協力による手話奉仕員や要約筆記奉仕員を、体制が整いしだい派遣する。

(7) 障害者手帳、補装具、日常生活用具の交付・修理等

各区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、災害により紛失や破損した障害者手帳、車椅子、補聴器、杖などの交付・修理等について、障がい者やその家族等からの申し出により速やかに対応するものとする。

(8) 災害時要援護者用窓口の設置

各区本部健康福祉班は、福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、各避難所内に災害時要援護者用窓口を設置し、災害時要援護者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施する。

なお、窓口の設置・運営については、自主防災組織、自治会・町内会及び福祉関係者の協力を得る。

(9) 医師、カウンセラー、ケースワーカー等の巡回相談等の実施

実態調査により把握した災害時要援護者に対しては、県、日本赤十字社新潟県支部等と連携し、医師、カウンセラー、ケースワーカー等による定期的な巡回相談を実施する。

(10) 在宅援護（ケア）

在宅で援護可能な高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対してはホームヘルプサービス・訪問看護等福祉サービスを優先的に提供し、在宅生活の支援をする。

3 外国人等に対する対策

(1) 外国語による災害情報の提供

外国人への災害情報の提供のため、ラジオ放送や印刷物の多言語化を図る。

(2) 相談窓口の開設

経済・国際対策部観光・国際班は、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、災害後の生活全般について外国語で相談を受け付ける窓口を開設する。

(3) 通訳ボランティアの確保

経済・国際対策部観光・国際班は、市内の国際交流団体や外国語学習グループ、外国語の堪能な市民の協力を求め、外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供に当たる通訳ボランティアの確保に努める。

4 災害時要援護者のための応急仮設住宅の建設および提供

車椅子等の使用が可能なバリアフリー設備を備えた災害時要援護者向け応急仮設住宅を市街地の公共空地などに建設し、提供する。

5 災害時要援護者の一元的対応の整備

福祉対策部及び各区本部は、風水害等発生後に災害時要援護者の安否、避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施するための専門チームを設ける。

6 社会福祉施設等における対策

(1) 事前避難

風水害等の災害が発生するおそれがあるために避難の勧告・指示等が発令された場合、施設管理者は直ちに避難体制を整え、入・通所者の安全な避難誘導を行うものとする。

(2) 施設の安全確認

風水害等発生直後、施設管理者は直ちに組織的な防災体制を取り、出火の防止措置等、二次災害を最小限に止めるための措置をとる。

(3) 入・通所者の安否確認、所在の把握（施設の被災状況報告）

風水害等発生直後、施設職員は定められた防災業務計画に基づき、入・通所者の安否確認や施設の被災状況等を確認する。

なお、状況により（電話等の通信が可能な場合）保護者や家族に連絡をとり、必要な措置を取るものとする。

(4) 避難場所への誘導

施設管理者は施設の被災状況を判断し、避難が必要な場合は施設内の入・通所者を最も適切な方法により、あらかじめ決められた避難場所へ入・通所者を誘導する。

なお、避難をする際は、近隣住民や自主防災組織の協力を得るよう努める。

(5) 入・通所者の安否情報や施設の被災状況の報告方法

施設管理者は、入・通所者の安否情報、施設の被災状況を取りまとめ、的確かつ迅速に各区本部健康福祉班へ報告する。被害が甚大で電話による通信が不能の場合は、近くの出張所等の地域防災無線により報告する。各区本部健康福祉班は、報告された情報を福祉対策部福祉総務班へ報告する。

福祉対策部福祉総務班は市域の状況を取りまとめ、災害対策本部事務局及び県へ報告する。

(6) 高齢者、障がい者等の被災者の緊急入所（短期・長期）の対応

施設管理者は、福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班から避難所や在宅での生活が困難となった高齢者や障がい者の緊急受け入れ（短期・長期）について依頼された場合、定員の許す範囲で受け入れる。

なお、定員枠を超えて高齢者や障がい者を受け入れるよう通知があった場合は、定員枠を超えて受け入れを行う。

(7) 施設設備の開放

社会福祉施設管理者は、状況に応じ、災害時に浴室、食堂、医務室等、利用可能な施設設備を地域住民に開放するものとする。

(8) 施設使用不能の場合の対応

風水害等発生時の被災状況から施設設備が使用不能になった場合、施設管理者は入・通所者を介護可能な他の社会福祉施設への移送や保護者等の同意による自宅待機とする対応をとる。

また、保育園等の園児については保護者に直接引き渡す。

なお、保護者の都合等により緊急に保育が必要な園児については、保育が可能な近隣の代替施設で保育を行えるように努める。

第13節 救急救助・医療救護応急計画

市は、救急・救助活動について関係機関と緊密な連絡のもと、迅速適切な活動を実施する。

また、新潟市医師会、医療機関及び医療関係団体と、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護について定める。

実施担当	保健衛生対策部 消防対策部 市民病院対策部 各区本部
防災関係機関	新潟市医師会 日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会 市社会福祉協議会

1 被災状況の把握

災害発生時に、迅速かつ的確な救急援助活動や医療を提供するため、消防対策部や保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、関係機関等から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 被災地の交通機関の被害状況
- (2) 医療機関の被害状況
- (3) 負傷者等の状況
- (4) 診療（施設）機能の稼働状況
(人工透析実施の医療機関にあつては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み)
- (5) 医療従事者の確保状況
- (6) 医療資器材等の需給状況

2 救急救助

(1) 救急救助活動

多くの救急救助事象が発生することが予想されることから、事故内容から判断して、住民の生命を守るため、緊急性があり効果が大である事象を選択して実施する。

(2) 消防署所における救護活動

風水害等発生時において、火災をはじめ建築物の倒壊・流失等により広域的に多くの救急・救助事象の発生が予想されることから、消防署所を応急救護所として活用する。

(3) 集団救急事象による救護活動

多数の負傷者が発生している災害現場においては、仮設テント等を利用して現地応急救護所を開設し、医師又は救急救命士の指示によりトリアージ及び応急処置活動を行い、医療機関に搬送する。

仮設テント等調達先	新潟県ディスプレイ協同組合事務局(株)シーエス新潟内 電話287-2671
-----------	---------------------------------------

3 救護所等の設置

- (1) 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、被災状況に応じて避難所に救護所を設置し、救護班を配置する。
- (2) 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、被災状況に応じて地域保健福祉センター及び健康センターに救護センターを設置し、救護班を配置する。

4 医療救護活動

保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、風水害等による被害の発生状況に応じ、新潟市医師会、医療関係団体及び後方支援病院等の協力を得て、救護所、救護センター及び後方支援病院等において医療救護活動を行う。また、後方支援病院となる災害拠点病院、地域災害支援病院及びその他の施設に対して活動要請を行う。

(1) 救護所の医療救護活動

- ア トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）の実施
- イ 診断
- ウ 応急処置
- エ 災害拠点病院及び地域災害支援病院等への搬送手配
- オ 状況に応じて避難所への巡回診療及び相談
- カ 医療救護活動の記録
- キ 保健衛生対策部保健衛生総務班及び区本部健康福祉班へ医療救護活動状況報告

(2) 救護センターの医療救護活動

- ア 救護所及び医療機関等の情報収集及び情報提供
- イ 歯科医療
- ウ 歯科医療機関への搬送手配
- エ 精神科医師等によるメンタルヘルスケア及び精神科患者の治療
- オ 精神科医療機関への搬送手配
- カ 医療救護活動の記録及び保健衛生対策部保健衛生総務班への医療救護活動状況報告
- キ 状況に応じて避難所への巡回診療及び相談

(3) 後方支援病院における医療救護活動

- ア 災害拠点病院
 - (ア) 救護所及び救護センターからの患者の受入れ
 - (イ) 地域災害支援病院からの患者の受入れ
 - (ウ) 被災状況等に応じ医療救護班（災害派遣医療チーム〔DMAT〕を含む。）の派遣
- イ 地域災害支援病院

地域災害支援病院は、救護所及び救護センター等の後方支援病院として、主に以下の医療救護活動を行う。

- (ア) 救護所及び救護センターからの患者の受入れ

(イ) 災害拠点病院への患者の搬送

ウ 災害拠点病院と地域災害支援病院は相互に連携を図り、災害時における患者の受入れに際して協力をを行う。

5 患者等の搬送

保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、搬送計画に基づき、重症患者、医療従事者等及び医療資器材等の搬送体制を確保するとともに、速やかに救護所及び医療機関に情報の提供を行う。

(1) 搬送道路等の把握

保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、災害対策本部事務局及び区本部事務局を通じ、道路の損壊や交通規制等、必要な搬送路の情報収集を行うとともに、速やかに必要な情報を救護所及び医療機関への提供を行う。

(2) 搬送車両の確保

保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、必要な搬送車両及び搬送要員を確保するとともに、緊急通行車両の確認申請及び必要な措置を講ずる。

(3) 後方支援医療機関等の確保

保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、近隣を含めた後方支援医療機関等の被害状況及び空床状況等を随時把握し、重傷者の搬送先医療機関を確保するとともに、速やかに必要な情報を救護所及び医療機関に提供する。また、被災が著しく、市内の医療機関だけでは対応が困難な場合、県に支援要請し、他地域の災害拠点病院等の搬送先医療機関を確保する。

6 医療資器材等の調達

(1) 救急医薬品等の配備

保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、医療器具及び医薬品については、新潟市医師会との協議並びに医療資器材卸団体等との協定に基づき、救急医薬品等を救護所等に速やかに供給する体制を確保するとともに、不足する救急医薬品等の供給を医療資器材卸団体等に供給を要請する。

(2) 医薬品等の補給の確保

保健衛生対策部は、救護所を設置した場合、医薬品等の補給体制を確保するため速やかに集積所及び医薬品支援センターを設置するとともに新潟市薬剤師会に対し、薬剤師の派遣を要請する。

(3) 輸血用血液の供給要請

保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請する。

7 県等に対する応援要請

保健衛生対策部は、災害の発生状況に応じ、被災が著しく、市だけでは対応が困難な場合、県、新潟県医師会及び日本赤十字社新潟県支部等に支援要請を行う。

8 医療関係ボランティアの要請

保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、新潟市社会福祉協議会、新潟県看護協会等の協力を得て、医療関係ボランティアの正確な把握に努め、救護所等における医療救護活動の救援に際しボランティアの支援を要請するとともに受け入れ窓口を設置し受け入れ先の調整を行う。

9 消防隊の応援要請

本部長は、災害の状況等を判断して必要と認めるときは、消防組織法に基づく新潟県広域等消防相互応援、緊急消防援助隊及び新潟県消防防災ヘリコプターの消防応援等を要請する。

10 医療機関の災害時の対応

- (1) 医療機関は、災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うこととし、予め策定している病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動を行う。
- (2) 医療機関は、受入れ可能患者数の状況を保健衛生対策部医療対策班に報告するとともに、保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班の要請に基づき、後方支援病院として医療救護活動を行う。

第14節 防疫及び保健衛生計画

市は、健康相談などの実施体制を確保し、早期に防疫及び保健衛生対策を実施することにより、被災に伴う健康障害や感染症を予防できるよう支援する。

実施担当	保健衛生対策部	水道対策部	各区本部
防災関係機関	各警察署		

1 被害状況等の把握

保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、災害発生時に迅速かつ的確な防疫及び保健衛生対策を実施するため、地域保健福祉センター、健康センター、被災地内の救護所及び各避難所から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 避難所の衛生状況及び被災者の健康状況
- (2) 仮設トイレの衛生状況及び浸水家屋の状況
- (3) 防疫保健衛生資器材等の需要状況
- (4) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況

2 保健衛生体制の推進と支援要請

保健衛生対策等が円滑に実施できるよう各班は相互の活動の連携を図り、その調整に努める。また、市のみで対応が困難な場合、災害対策本部事務局を通じ、県、応援協定締結市町村及び協定締結団体に対する支援要請の依頼を行う。

3 保健衛生対策

生活環境の悪化による被災者の健康状態の変化に対応するため、保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所等の適切な衛生状態の維持に努めるとともに、被災者の健康状態を把握し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 初期保健チームによる保健活動の実施

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所の設置情報に基づき保健師等による初期保健チームを編成し、健康相談等を行うとともに、避難所等の衛生維持に努める。

(2) 巡回保健チーム及び巡回専門チームによる保健活動の実施

ア 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、災害の状況に応じて、保健師を中心とする巡回保健チームを編成し、在宅療養者等や避難所を巡回し、健康相談や保健指導等を行うとともに避難所等の衛生維持に努める。

イ 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、必要に応じて精神科医師等による精神保健チームや歯科医師等による歯科チームなどの巡回専門チームを編

成し、避難所、仮設住宅等の健康相談、保健指導等を実施する。

ウ 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、巡回保健チーム員の巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう巡回計画を定める。

(3) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、被災者の健康の確保を図るため、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等は、相互に連絡調整を図り被災者に対し適切な処遇を行う。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等災害時要援護者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

(4) 避難所等の衛生指導

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導等を行うとともに、生活環境の維持に努める。

ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔

キ プライバシーの保護

4 防疫活動実施体制

被災地の生活環境悪化による、感染症発生予防のため被災者の健康調査や健康相談を実施する。

(1) 防疫活動

保健衛生対策部保健対策班並びに各区本部健康福祉班及び区民生活班は、すみやかに動員計画を定め、災害規模に応じ、迅速に防疫活動を実施する。

ア 消毒用薬剤等の配布

イ 情報紙の発行等による感染症発生予防に関する知識の啓発

ウ 感染症予防のための保健衛生指導

(2) 感染症発生予防対策

各区本部健康福祉班及び区民生活班は、保健衛生対策部保健対策班と連携し、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区その他衛生状態の悪い場所を中心にクレゾール等の消毒剤を散布して感染症発生予防対策を実施する。

(3) 感染症発生時の対策

ア 感染症発生時の適切な医療の確保

保健衛生対策部保健対策班並びに各区本部健康福祉班及び区民生活班は、感染症患者が発生した場合は、まん延防止のための必要な措置を講ずる。また、入院が必要な場合は医療機関への連絡調整を行い、収容困難の場合は、災害を逸れた協定締結市町村等各関係機関と連携をとりながら対応する。

イ 濃厚接触者の検病調査、健康診断、検便等の実施

ウ 患者の台所、便所、排水溝等の消毒

エ 防疫対策等の実施

保健衛生対策部保健対策班並びに各区本部健康福祉班及び区民生活班は、感染症のまん延防止のためすみやかに消毒が必要な地域を把握し、消毒作業等必要な防疫対策を講じる。

(4) 臨時予防接種の実施

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、防疫上必要と認めるときは、被災地区住民に対し臨時の予防接種を実施する。

(5) 結核定期外検診の実施

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、結核のまん延予防上必要がある場合は、結核定期外検診を実施する。

(6) 防疫資機材等の備蓄及び調達

防疫資機材等の備蓄及び調達について計画を作成し実施する。

5 飲料水及び食品衛生確保対策

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する健康被害を防止するため必要と認めるときは、保健衛生対策部食品・環境衛生班及び衛生検査班並びに各区本部健康福祉班は、次の活動を行う。

(1) 緊急食品（援助物資を含む。）の安全確保

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

緊急食品の保管場所、輸送方法及び保存期間等について把握し、監視指導を行う。また、被災地域への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、食品調理施設に対して、監視・指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

被災地への炊き出し施設の把握と衛生指導を実施し、特に仮設の炊き出し施設に

については、原料の調達、保管、調理について指導する。

(2) 営業施設及び給食施設等の指導監視

ア 食品営業施設、給食施設、食品保管施設及びその他の食品関連被災施設に対して、被災状況を確認する。

イ 冠水食品や火災食品等の廃棄などの指導を行う。

ウ 機能損失食品（冷凍、冷蔵食品の保管維持損失など）の監視指導を行い、適正に措置する。

エ 施設内及び器具機材の消毒や手洗いの励行等の指導を行う。

オ 被災により直ちに営業等ができない施設については、補修箇所の指摘及び被災した調理器具等の消毒を指導し、すみやかに営業を再開できるよう協力する。

カ 仮設店舗等の衛生指導を行う。

(3) 飲料水の衛生確保

ア 水道対策部と協力して飲料水の使用状況を把握する。

イ 飲料水の衛生指導

(ア) 止むを得ず井戸水を飲料水に使用する場合、その住民に対し水質の安全確保について指導する。

(イ) 健康被害を引き起こす物質が井戸周辺に流出した場合は、直ちに住民に周知し飲料水として使用しないように指導する。

(ウ) 貯水槽の衛生指導を行う。

(4) 関係団体との連携

ア 新潟市食品衛生協会との連携

協会傘下の各組合・支部へ被災状況の把握を要請し、また、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

イ (財)新潟県貯水槽管理協会新潟支部との連携

協会へ被災状況の把握を要請し、被災施設に対する指導を実施する。

(5) 広域応援の要請

被災が著しく、市単独での食品衛生の対策が確保できない場合は、国、県、応援協定締結市町村に応援を要請する。

6 栄養指導対策

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、被災者の栄養確保と自立支援を図るため次の活動を行う。

なお、災害の状況により必要と認めたときは、被災者の栄養指導を行う。保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班の編成にあたっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて栄養士会、調理師会、食生活改善推進委員協議会等の各種関連団体に支援を要請する。

(1) 巡回栄養相談の実施

ア 避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

イ 咀嚼・えん下困難な高齢者、離乳期の子ども、制限食を必要とする腎臓病、糖尿病等の在宅食事療法必要者に対し、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

ウ 難病者の健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食、低たんぱく米等の特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

(2) 炊き出しの状況把握と栄養管理指導

ア 市が設置した炊き出し実施現場に栄養士が巡回するとともに、市民生活対策部市民生活班及び各区本部区民生活班と連携し炊き出し内容等の調整及び給食管理指導を行う。

イ 給食業者への食事内容の指導を実施する。

(3) 特定給食施設への指導

状況を調査し、保健衛生対策部食品・環境衛生班と連携のうえ、特定給食施設に対する現地指導を行うとともに、給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないように指導する。

第15節 こころのケア対策計画

避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進を図るために必要な措置等について定める。

実施担当	保健衛生対策部 教育対策部 各区本部
防災関係機関	県 新潟市医師会 新潟市社会福祉協議会

1 状況等の把握

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するため、以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 被災者の精神的健康状況
- (2) 災害時要援護者等のダメージを受けやすい被災者の状況

2 こころのケア体制の推進と支援要請

こころのケア対策等が円滑に実施できるよう各班は相互の活動の連携を図り、その調整に努める。また、被災者が多く、心のケア対策に当たる人員が確保できない場合、県及び応援協定締結市町村に対してこころのケアチーム派遣等の支援要請を行う。

3 こころのケア活動の実施

- (1) 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所等における被災住民の精神的健康状態を、迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ等の長引く被災生活による精神的不調へ適切に対応して、被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。
- (2) 保健衛生対策部保健対策班は、必要に応じてこころのケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

4 児童・生徒に対するこころのケア対策

- (1) 保健衛生対策部、教育対策部及び各区本部の役割
 - ア カウンセラー派遣計画、該当学校教職員への説明会等について、連絡の方法を明確にしたうえで通知を行う。また、「該当学校教職員への説明会」に係る会場の手配を行う。
 - イ カウンセラー派遣に係る安全な通勤経路の確認と、派遣されるカウンセラーに対する実施会場への案内を行う。
- (2) 各学校の役割
 - ア 「該当学校教職員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童・生

徒への説明及び保護者への説明会を実施する。

イ カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングを実施する。

ウ 教員による児童・生徒への早期カウンセリングを実施する。

(3) 活動調整

保健衛生対策部、教育対策部及び各区本部は、円滑なこころのケア対策が実施できるよう、県の協力も含めた活動調整を行う。

(4) 保護者への啓発

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアのあり方等について啓発する。

5 ハイリスク者の把握

精神障がい等、災害により症状の悪化が予想されるハイリスク者を事前に把握しておき、災害時に備えておくように努める。

6 市職員のこころのケア対策

総務対策部職員班及び各区本部事務局は、災害対応にあたる職員に災害対応による惨事ストレス、急性ストレス障害及びうつ等の精神的な問題が生ずることがあることを認識し、職員のこころの健康の保持・増進に努める。

7 市民の役割

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより災害時要援護者である乳幼児・高齢者・障がい者等に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

第16節 愛玩動物保護対策計画

風水害等災害発生時において市は、愛玩動物を保護したり、避難所等で飼い主が適正に愛玩動物を飼育できるよう支援したりするなど、愛玩動物の保護対策を講じることにより、動物の愛護、環境衛生を維持できるようにする。

実施担当	保健衛生対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 動物の保護

風水害等災害時には、被災地において飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、市は動物の保護に関し、県、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等と協力体制を確立し、被災動物の保護を行う。

(1) 被災地における動物の把握

被災のため負傷した動物や飼い主が不明な動物、被災地に残された動物の把握に努める。

(2) 被災地での動物の保護

被災地を巡回したり、住民から情報提供を受けたりして、保護すべき動物がいる場合には、保護する。

その際、危険動物等が対象である場合には住民に危害が及ばないように、安全のための措置を講ずる。

2 避難所等における愛玩動物飼育補助

風水害等災害時には、多くの住民が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想されるため、市は避難所において飼い主が愛玩動物を適正に飼育できるよう、県、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等と協力体制を確立し、愛玩動物の飼育補助にあたる。

(1) 愛玩動物同伴可能な避難所の設置と周知

避難所を設置するにあたり、愛玩動物同伴可能な避難所の設置及び周知に努める。

(2) 避難所での愛玩動物の把握

避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じるために、市内各所の避難所において飼い主とともに避難してきた愛玩動物の把握に努める。

(3) 避難所等での飼育補助

避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じる。

ア ペットフードやペット飼育用品などの飼育物品を確保する。

イ 避難所での飼育状況を把握し、必要に応じて新潟市獣医師会へ獣医師の派遣を要請する。

ウ 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

エ 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等について、県を通じて調整を依頼する。

(4) 避難所等における相談窓口の開設

避難所で住民が愛玩動物を適正に飼育するため、あるいは避難所の環境衛生を維持するために、相談窓口を設置する。

3 その他の対策

(1) 動物の一時預かり

住民が被災したため一時的に飼えなくなった動物、飼い主不明の動物を保護し、一時的に関係施設において預かる。

(2) 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主が不明の動物を引き取ってくれる新たな飼い主をさがすための情報の収集と提供を行う。

(3) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(4) 被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症の発生や拡大を防止するため、被災動物の健康管理に十分な配慮をする。

第17節 障害物除去計画

風水害等により発生した倒壊家屋や工作物等の障害物を速やかに除去し、道路等の交通を回復することにより、人的、物的輸送を確保するとともに、被災者の日常生活の円滑化を図るための計画を定める。

実施担当	都市整備対策部 経済・国際対策部 消防対策部 各区本部
防災関係機関	北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局新潟国道事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 新潟海上保安部 県 県警察本部 各警察署 自衛隊 東日本旅客鉄道(株) 東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所

1 被災地における障害物の情報収集

災害対策本部は被災地全体の状況把握のほか、救命、救助及び緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾等の公共管理施設について各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国、県等の関係機関と連携を図りながら、障害物除去を実施する。

2 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

ア 道路管理者

(ア) 国：北陸地方整備局道路管理課

北陸地方整備局新潟国道事務所並びに同新潟維持出張所及び黒埼維持出張所（黒埼維持出張所は一般国道8号三条市境から黒埼インター手前までの間及び一般国道116号旧西川町から燕市境までを担当）

(イ) 市：都市整備対策部及び各区本部

(ウ) その他：東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所

イ 河川管理者

(ア) 国：北陸地方整備局河川管理課、信濃川下流河川事務所、阿賀野川河川事務所、各出張所

(イ) 県：土木部河川管理課及び新潟地域振興局地域整備部治水課、新潟地域振興局新津地域整備部工務課

ウ 港湾管理者（港湾施設及びその区域内の障害物除去）

(ア) 県：交通政策局港湾整備課、新潟地域振興局新潟港湾事務所

※県は必要に応じ北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所に協力を要請する。

- エ 漁港管理者（漁港施設及びその区域内の障害物除去）
 - (ア) 県：農林水産部漁港課
 - (イ) 市：経済・国際対策部、関係区本部
- オ 建物関係障害物除去実施主体（災害救助法を適用した場合の障害物除去）
 - (ア) 市：都市整備対策部、各区本部
- カ その他（各施設管理者が上記管理者のほか連携を図る必要のある関係機関）
 - 新潟海上保安部、県警察本部及び各警察署、自衛隊、JR東日本、消防対策部等
- (2) 各施設の障害物処理
 - ア 道路関係障害物処理
 - (ア) 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が、落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急時確保路線については最優先に実施する。
道路管理者以外のものが路上障害物を除去する場合には、その管理区域の道路管理者の指示のもとに行う。
 - (イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、第3部第3章第6節「交通規制計画」による。
 - (ウ) 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に切断、除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたる。
 - イ 河川・港湾関係障害物除去
 - 河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等に努める。
 - ウ 建物関係障害物の除去（災害救助法を適用した場合）
 - 災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等が日常生活に著しく支障を及ぼす場合は、都市整備対策部及び各区本部が主体となり除去する。
- (3) 除去障害物の集積、処分方法
 - 障害物の集積場所は本部長が定めた所とする。
 - また、障害物処理の実施者はがれき等の処理・処分方法にあたり、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努め、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。
 - （処分については、第3部第3章第18節「廃棄物処理応急計画」参照）
- (4) 産業廃棄物処理業者との協力体制
 - 円滑に除去障害物の集積、処分をおこなえるよう、産業廃棄物処理業者との協力体制を整備する。

第18節 廃棄物処理応急計画

風水害等によって生じた廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図るため、「家庭ごみ」及び「し尿」については保健衛生上、また、「災害ごみ」については応急対策上、速やかに処理するための収集運搬及び処理計画について定める。

実施担当	環境対策部	保健衛生対策部	各区本部
------	-------	---------	------

1 被害状況調査及び把握

環境対策部環境総務班は、廃棄物処理施設等の被害状況を調査及び把握し、速やかに県に報告する。

2 家庭ごみの処理

被災地域や避難所等における住民の生活活動から生じる「家庭ごみ」の処理計画を定める。

(1) 体制

被災地域及び避難所等における「家庭ごみ」の収集については、環境対策部環境総務班が応急計画を策定し、実施する。ただし、被害状況に応じ、市のみで対応が困難な場合は、県及び応援協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 収集

ア 「家庭ごみ」については、市内全域を対象に収集するが、道路状況や集積場等の被災状況を的確に把握し、速やかに収集計画を策定する。

イ 市民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、曜日や排出区分ルールを守るよう協力を呼びかける。

なお、指定袋やごみ処理券の使用については、必要に応じて適正に対応する。

ウ 環境対策部各清掃班は、特に被害の多い地域に対し、環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班と協議の上、効率的で迅速な収集作業を実施する。

エ 収集については、直営及び市委託業者を基本とし、災害規模によっては、速やかに県及び近隣市町村等に応援を要請する。

(市及び委託業者の収集・運搬車は資料編 表3-3-18-1に示す。)

(3) 仮置場の確保

道路交通の遮断・渋滞が予想されるため、避難所や公園等を中心としたごみの仮置場を確保し、収集計画を策定する。

(4) 処理

ごみの処理は、処理施設の被災状況を的確に把握し、処理計画を策定し実施する。

(処理施設は資料編 表3-3-18-2に示す。)

環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班は、分別排出の徹底について市民に広報するとともに、指導を行う。

ごみ処理については、市の焼却場等で処理するが、被災状況によっては、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

(新潟市周辺市町村等の施設は資料編 表3-3-18-3に示す。)

3 災害ごみの処理

災害時において発生する建築物の倒壊・浸水等から生じる家具・廃木材等「災害ごみ」の処理計画を策定する。

(1) 体制

ア 道路、下水道及び河川等の応急措置並びに復旧による災害ごみの処理は、それぞれの維持管理者が行う。

イ 家庭の災害ごみの処理は、次により行う。

(ア) 倒壊家屋等の解体・除去

倒壊した家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行う。

(イ) 粗大ごみの処理

畳や家具等の粗大ごみについては、原則として申込みによる戸別収集とするが、状況に応じて効率的な収集を行うため、自治会・町内会単位の申込みや拠点収集方式とする。

(ウ) 特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）及び廃パーソナルコンピューターの処理

特定家庭用機器及び廃パーソナルコンピューターは所有者の責任においてリサイクルすることを原則とするが、必要によっては市が収集する。

(エ) その他

その他の災害ごみは、可燃物及び不燃物に分別し、市の集積所に直接搬入する。

ウ 災害により発生した建築物の倒壊、焼失等による廃材等の災害ごみは、環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班が第一義的に対応する。

エ 災害ごみの収集、処理等が市のみで対応が困難な場合は、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

オ 事業所の災害ごみの処理は、それぞれの事業所が行う。

(2) 仮置場の確保

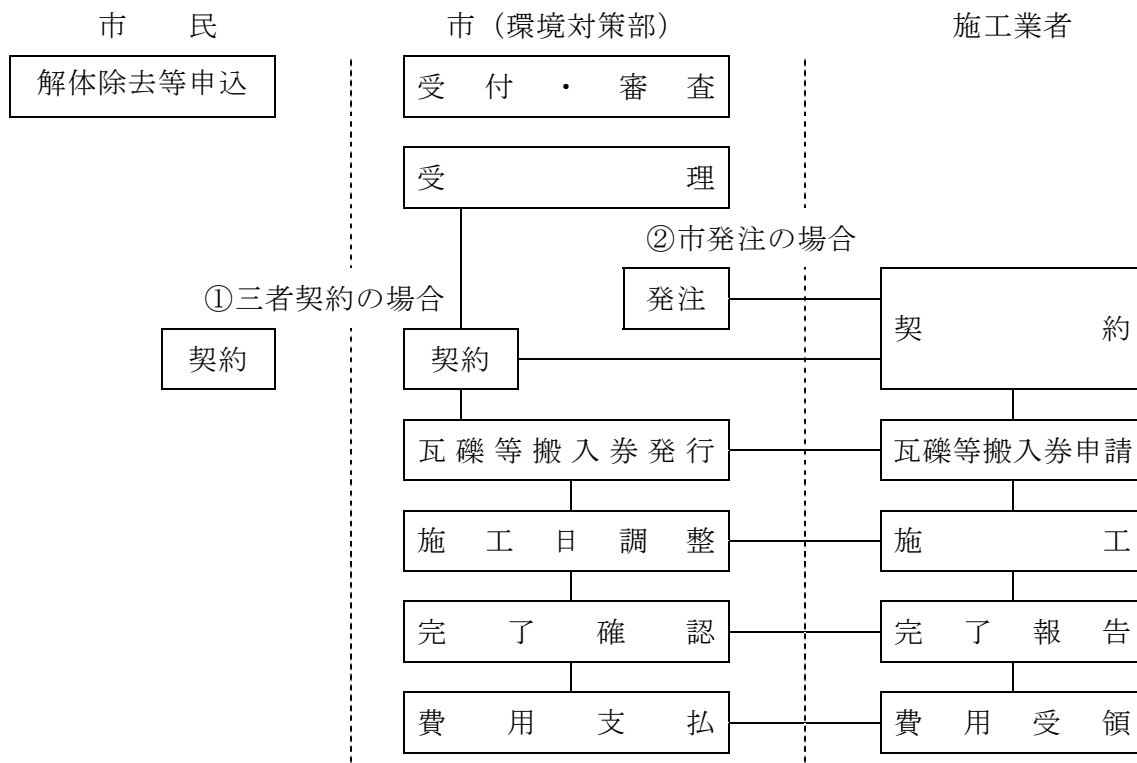
ア 災害ごみが、市の処理能力を大幅に超えて搬出された場合には、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から仮置場を確保するとともに、住民に広報等を通じて協力を求める。

(3) 処理

ア 災害ごみの処理のうち倒壊家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行うこと

とするが、市は、被災状況に応じて被災者の経済的負担の軽減を図るため、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条）の適用について、速やかに県、国と協議する。

(ア) 国による特別措置（解体・除去等を公費で行う場合）



(イ) 適用がない場合

所有者が災害ごみを市の集積場等に自己搬入した場合は、処理手数料の減免措置を実施する。

なお、解体、収集及び運搬等については、基本的には所有者が負担する。

(4) 不法投棄の防止

道路、公園等への不法投棄を防止するため、道路管理者等と連携して啓発等を行う。

また、海洋への不法投棄による汚染を防止するため、海上保安庁との連絡を密にする。

4 し尿処理について

市域の被害状況を調査し、仮設・簡易トイレの設置必要箇所及び緊急くみ取り必要箇所等の把握に務め、収集計画を策定する。なお詳細については、第3部第3章第19節「トイレ対策計画」に定める。

(1) 体制

環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班は、被害状況に応じて所管地域及び避難所等の仮設トイレ等の設置を行う。ただし、被害状況が特定の地域に集中する場

合は、災害対策本部事務局と協議のもと応援体制を展開する。

(2) 収集

ア 収集については、被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに市委託業者に要請して行う。なお、バキューム車等が不足する場合は、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

(市の委託業者のバキューム車は資料編 表3-3-18-4に示す。)

(3) 処理

ア し尿の処理は、原則としてし尿処理場、下水道終末処理場等において処分するものとする。

(処理施設は資料編 表3-3-18-5に示す。)

イ し尿処理については、可能なかぎり市の処理場で処理するが、被災状況によっては県、近隣市町村に応援を要請する。

(新潟市周辺市町村等の施設は資料編 表3-3-18-6に示す。)

5 死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理

(1) 収集等

災害によって死亡した犬、猫等（以下「死亡獣畜」という）は、占有者が処理する。

ただし、占有者が不明又は占有権を放棄した場合は、環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班等が関係機関等と連携し、収集・処理を行う。

(2) 放浪犬の保護収容

放浪犬については、保健衛生対策部保健医療対策班及び各区本部区民生活班が関係機関等と連携し、保護収容する。

第19節 トイレ対策計画

風水害等の災害発生時に、既設トイレが使用できなくなった場合のし尿の処理対策に関する計画について定める。

実施担当	環境対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 トイレの状況把握

(1) 避難所のトイレの状況把握

各区本部区民生活班は各区本部健康福祉班と連携し、避難所のトイレの状況について把握する。

(2) 避難所以外の公共トイレの状況把握

各区本部区民生活班は、区域内の公共トイレの状況について、各施設管理者と連携し調査する。

2 携帯トイレ等の応急確保

(1) 市の備蓄品の供給

区本部区民生活班は、トイレが使用できない避難所へ備蓄している携帯トイレ及び洋式便座を供給する。(供給については、第3部第3章第10節「生活必需品供給計画」参照)また、一時避難場所等公共トイレを有する施設に多数の避難者がいる場合には、可能な限り当該施設へも供給するよう努める。

(2) 県等への応援要請

携帯トイレ等の応急確保において、不足が生じた場合には、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

(3) 各家庭及び事業所における備蓄

風水害等の災害発生から2日間程度に必要な携帯トイレ等は原則として、各家庭及び事業所において備蓄する。

3 応急仮設トイレの調達及び設置

(1) 市域におけるトイレの状況把握

環境対策部環境総務班は、各区本部区民生活班が把握した情報をもとに、市域におけるトイレの状況を把握する。

(2) 応急仮設トイレ設置計画の策定

環境対策部環境総務班は把握した情報をもとに、応急仮設トイレ設置計画を策定する。

(3) 応急仮設トイレの調達及び設置

ア 流通業者等からの調達

環境対策部環境総務班は、策定した応急仮設トイレ設置計画に基づき、県内外の流通業者等に避難所等への応急仮設トイレの設置を要請する。

イ 県等への応援要請

環境対策部環境総務班は、必要に応じ、県及び他市町村等に応援を要請する。

4 災害時要援護者に対する配慮

- (1) 避難所に高齢者、障がい者等災害時要援護者が利用しやすいバリアフリートイレが設置されていない又は使用ができない場合には、直ちに、手すりの設置、面積の確保、洋式便座及び段差の解消などの要件を備えたトイレを設置する。
- (2) 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫や介助者の配置等により、災害時要援護者のトイレ利用に配慮する。

5 快適な利用の確保

- (1) 区本部は、環境対策部環境総務班と連携し、避難所運営委員会等を通じて避難者へ携帯トイレ及び応急仮設トイレの使用方法及び災害時要援護者優先のトイレ使用等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- (2) 環境対策部及び区本部は、協定締結団体等からトイレトペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤、トイレの洗浄水、手洗い用水等トイレの衛生対策に必要な物資を調達し、供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者やボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (3) 環境対策部及び区本部は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。
- (4) 環境対策部及び区本部は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、バイオトイレ等を設置する。
- (5) 環境対策部及び区本部は、トイレを利用しやすい設置箇所の検討を行うとともに、照明の設置による安全の確保等トイレを快適に利用するための配慮を行う。
- (6) 環境対策部及び区本部は、男女別にトイレを設置するなど、トイレ使用におけるプライバシーの確保に努める。

6 達成目標

トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

災害発生後 ～12時間	<ul style="list-style-type: none"> ○トイレ使用不能な避難所へ備蓄している携帯トイレ及び洋式便座の供給 ○県内各市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃 ～1日目 程度	<ul style="list-style-type: none"> ○流通業者等から仮設トイレを調達（市内流通在庫） ○トイレトペーパー等のトイレ用品の調達 ○トイレを衛生的に管理する避難所運営体制の確立 ○災害時要援護者に配慮したトイレの設置
〃 12時間～2日目 程度	<ul style="list-style-type: none"> ○流通業者等から仮設トイレを調達（県内外流通在庫）
〃 2日目程度～	<ul style="list-style-type: none"> ○需要に応じてトイレ追加・再配置

第20節 入浴対策計画

風水害等の災害による避難所生活が長引くとともに入浴の機会が確保されないと、衛生面での不安や心的ストレスによる心の病など、二次被害を招くおそれがある。

そのため風水害等の災害時において市は、自宅の被災又はライフラインの長期停止により、入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図るものとする。

実施担当	災害対策本部事務局 市民生活対策部 環境対策部 福祉対策部 保健衛生対策部 水道対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 入浴施設の提供

風水害等の災害時において、被災者に対し入浴サービスを提供するため、入浴施設関係団体へ施設の提供を要請するとともに、県に対し支援を要請する。

(1) 市内入浴施設

被災を免れた市内の入浴施設管理者へ施設の提供を要請する。

(2) 近隣市町村入浴施設

市内入浴施設では被災者の需要をまかないきれない場合を考慮し、入浴施設を有する近隣の市町村へ協力要請をする。

(3) 県に対する自衛隊への支援要請

野営用入浴施設を所有する自衛隊に対して協力要請を行うよう県に依頼する。

(4) 県に対するその他の協力要請

近隣市町村への協力要請では被災者の需要をまかないきれない場合を考慮し、県内市町村及び隣接県への協力要請を県に依頼する。

(5) 県に対する入浴施設関係団体への協力要請

入浴施設の提供等の調整について、公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体に対して協力要請を行うよう県に依頼する。

(6) 入浴施設の広報

入浴施設が施設提供の要請に応じた場合には、被災者に対し随時広報媒体を通じ広報する。

2 入浴施設の再開支援

入浴施設に対し提供を要請するうえで、被災した入浴施設の早期再開に向けて浴場用水やボイラー燃料等の供給について支援する。

浴場用水については給水計画に基づき、ボイラー燃料については関係団体の協力のもと、供給計画を定め、支援する。

3 入浴機会確保の目標

入浴機会の確保は、風水害等の発生から概ね3日以内を目標に実施する。

4 入浴施設までの交通手段の確保

提供に応じた入浴施設までの交通手段の確保について配慮する。

(1) 関係団体への協力要請

入浴施設までの交通手段の確保について、関係団体へ協力を要請する。

(2) 交通手段の広報

入浴施設までの交通手段を確保した場合には、被災者に対し広報媒体を通じ広報を行う。

5 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者が入浴機会を得るためには、入浴施設までの移動やその他の人的・物的支援が必要となることから、その特殊性を考慮して入浴機会の確保について特に配慮する。

(1) 入浴施設までの交通手段の確保

災害時要援護者が入浴施設まで移動する手段を選定するにあたり、福祉事業者の協力を得ながら要援護者について個々に判断して確保する。

(2) 災害時要援護者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

災害時要援護者が利用できる入浴施設や移動入浴車等を確保するにあたり、福祉事業者の協力を得ながら要援護者について個々に判断して確保する。

(3) 災害時要援護者への入浴施設情報に関する広報

災害時要援護者が利用できる入浴施設や移動入浴車等を確保した場合には、要援護者やその家族に対し広報媒体を通じて広報する。

6 市内入浴施設の指定

風水害等の災害時において、市内入浴施設に対し施設の提供を要請するとともに、必要であれば入浴施設関係団体の協力のもと、災害時入浴施設として指定する。

(1) 災害時入浴施設の指定

業務再開可能な市内の入浴施設に対し、災害時入浴施設として施設の提供を打診し、施設提供について協力を申し出た入浴施設を、市指定の災害時入浴施設として指定する。

(2) 被災者の優先的入浴

市指定災害時入浴施設として指定した場合には、被災者に対し一般利用者より優先して入浴する機会を与えることを要請する。

- (3) 浴場用水、ボイラー燃料等の優先的供給
市指定災害時入浴施設として指定した場合には、浴場用水やボイラー燃料等について、供給計画に基づき優先的に供給する。
- (4) 施設利用料の補助
市指定災害時入浴施設として指定した場合には、被災者の施設利用料について一般利用者よりも安価な価格の設定、または免除を要請する。また、利用料の補助について予算の範囲内において検討する。
- (5) 入浴施設までの交通手段の確保
市指定災害時入浴施設として指定した場合には、当該入浴施設までの交通手段について、関係団体の協力のもと確保する。それに伴う交通費の負担について予算の範囲内において補助を検討する。
- (6) 入浴施設の広報
市指定災害時入浴施設として指定した場合には、被災者に対し広報媒体を通じて広報する。

7 その他入浴対策の留意事項

- (1) 寒冷期の対応
冬期間は特に入浴後の保温対策について被災者に呼びかけるとともに、入浴施設関係団体へ配慮を要請する。
- (2) 浴場の衛生確保
入浴施設を開放した場合において、多数の被災者が利用する状況をふまえ、浴場用水の入れ替え及び塩素消毒について配慮し、浴場の衛生確保に努めるよう入浴施設関係団体へ衛生指導を行うとともに、衛生検査体制を確立する。

第21節 公共建築物等災害応急対策計画

風水害等発生時における公共施設の保全を図るとともに、被災地における人命の救助、二次災害の防止、人心の安定、都市機能の早期回復を図るため、公共施設等の災害応急計画について定める。

実施担当	各対策部 各区本部
防災関係機関	各防災関係機関

1 利用者等の安全対策、避難誘導

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各施設の管理者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等を安全な場所まで避難誘導する。その後、特に必要と認められるときは、最寄りの避難所等に利用者等を避難させる。

また、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図る。

2 災害発生直後の施設の緊急点検

各施設の管理者は、風水害等発生後、緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。

3 公共建築物の被害調査

緊急点検後の通報により、初動調査、詳細調査にわけて段階的に進めるが、大規模な被害を受けた施設については、復旧方法の経済性・機能性・緊急性を比較検討して応急対策計画をたてる。また、建築物被害だけでなくガス漏れや停電復旧に伴う漏電による被害も緊急調査として考慮する。

4 公共建築物の応急復旧

応急対策計画に基づき、市民生活への影響度を考慮して優先順位を定め、速やかに応急復旧を行う。

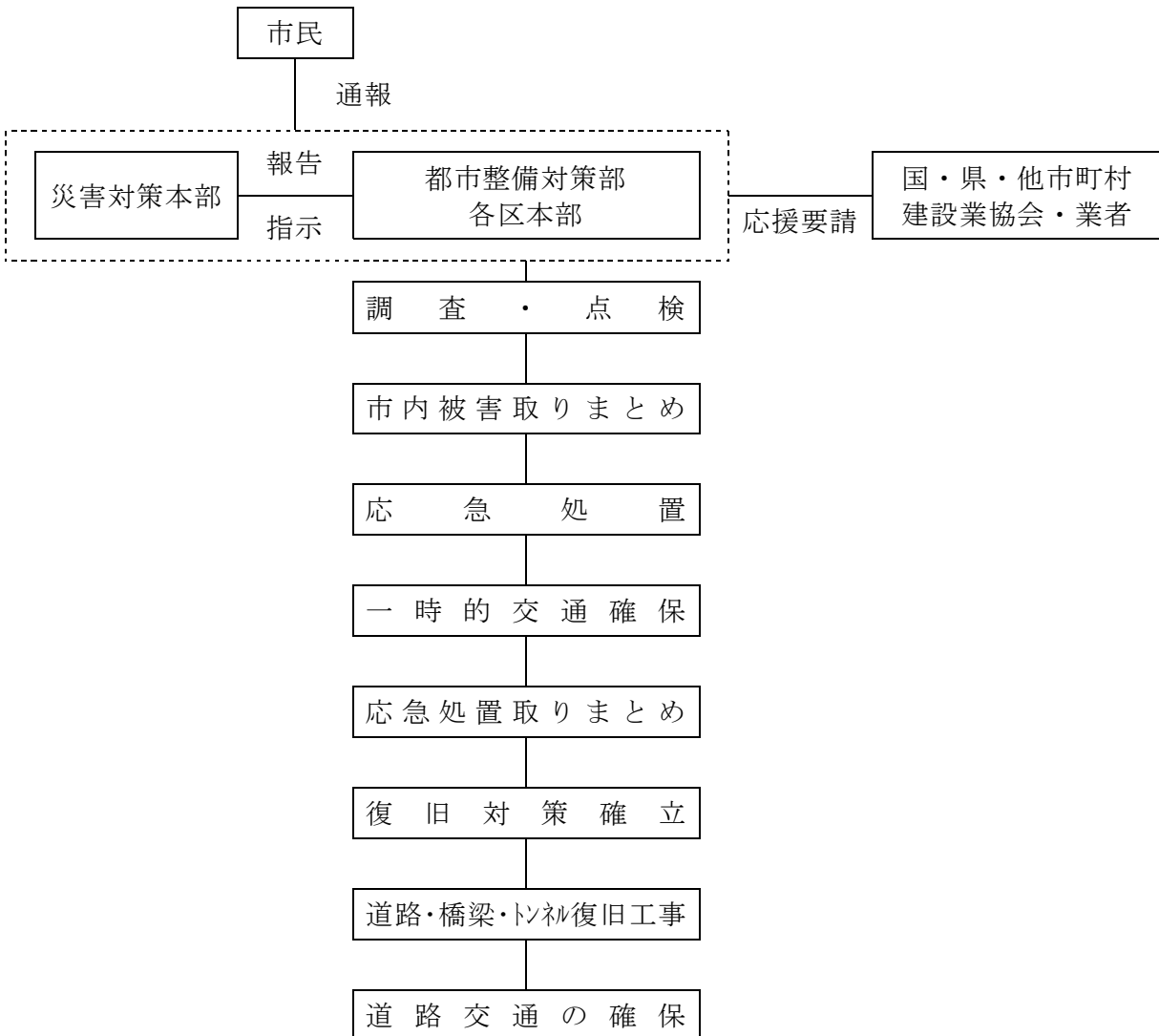
第22節 道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画

風水害等の発生時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が極めて重要であるから、道路、空港、港湾及び漁港施設管理者は、各施設の被害状況の把握及び交通確保のための応急対策を迅速・的確に行うものとする。

実施担当	都市整備対策部 経済・国際対策部 消防対策部 各区本部
防災関係機関	東京航空局新潟空港事務所 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 新潟海上保安部 北陸地方整備局新潟国道事務所 県 各警察署 自衛隊 東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所

1 道路・橋梁・トンネル施設等応急対策

(1) 応急措置フロー



(2) 応急対策

風水害等が発生した場合、各道路管理者はパトロール等により道路、橋梁及びトンネル等の点検、情報収集を行い、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の通行者の安全策を講ずる。

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所、区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ 道路交通の確保

(ア) 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急作業により道路の啓開を行う。

(イ) 道路交通の確保は、可能な限り迅速に行い、原則として二車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に一車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。

(ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、各警察署、消防対策部及び自衛隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

ウ 防災拠点等のアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行う。

(3) 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。その際、特に防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。

(4) 防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況の情報を災害対策本部や防災機関へ速やかに連絡する。

(5) 交通規制

風水害等の災害の発生と同時に各警察署と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、運転者や通行者に対し道路情報等を提供する。

(6) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難誘導、広報等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行うものとする。

2 空港・港湾施設応急対策

風水害等発生直後の空港・港湾施設の被害状況を迅速・的確に把握する。

そのために、空港にあつては、東京航空局新潟空港事務所と、港湾にあつては、北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所及び新潟県新潟港湾事務所との連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握に努める。

3 漁港・水産施設応急対策

漁港や水産施設は、災害時には救援活動や物資等の緊急輸送の拠点として重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。

そのため、大規模な災害が発生した場合は、速やかに被災状況を調査することを原則とする。

なお、小規模な災害であっても漁港や水産施設に被害が見込まれる場合はこの限りではない。

(1) 漁港

ア 応急対策

(ア) 被害状況の把握

災害発生後、ほぼ一両日の日程で目視観測を中心として、漁港施設の被災概要（被災の有無・大小・位置）を把握するとともに、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するための調査を実施する。

(イ) 緊急処置

二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板設置による安全管理の処置を行う。

(2) 水産施設

ア 被害状況の把握

(ア) 水産施設等の被害状況を把握するため、漁業協同組合等と相互に連携し、被害情報を災害対策本部および県に報告する。

イ 緊急対策

(ア) 水産施設の被災による二次災害発生防止のため必要があると認めた場合は船舶燃料等の漏出防止や流出油への引火防止措置を漁業協同組合に指示する。

(イ) 大規模な燃料流出等の場合は、新潟海上保安部、県、各警察署、消防対策部に緊急対策を要請する。

ウ 応急対策

(ア) 水産施設の被害状況に応じ、漁業協同組合等と連携し、次の応急措置を講ずる。

a 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕

b 県指導漁業無線局及び市内漁業協同組合漁業無線局による就航船舶、出漁漁

船に対する漁港施設被害状況の情報提供

- c 冷凍、冷蔵施設が被災した場合、他漁港への移送又は緊急出荷等に関しその受け入れ先の確保及び調整等

第23節 公園緑地施設災害応急対策計画

風水害等が発生した場合は、パトロール等により公園緑地の被害状況を速やかに把握し、倒木による周辺住民への被害処理を最優先にするとともに、二次災害防止策の措置を講ずる。

実施担当	都市整備対策部 各区本部
------	--------------

1 パトロールによる調査・点検（被害状況の把握）

風水害等が発生した場合は、公園緑地のパトロールを実施し、樹木や遊具等の調査点検を行うとともに、市民からの通報も含め、公園緑地の被害状況を把握する。

2 倒木・遊具等の応急処理（被災箇所の処置）

公園緑地の樹木等が、隣接する住宅等に支障をきたしているものについては、至急、撤去するなどの措置を講じるとともに、公園内の被災状況に応じて危険箇所は防護柵などで囲うなど二次災害の防止に努める。

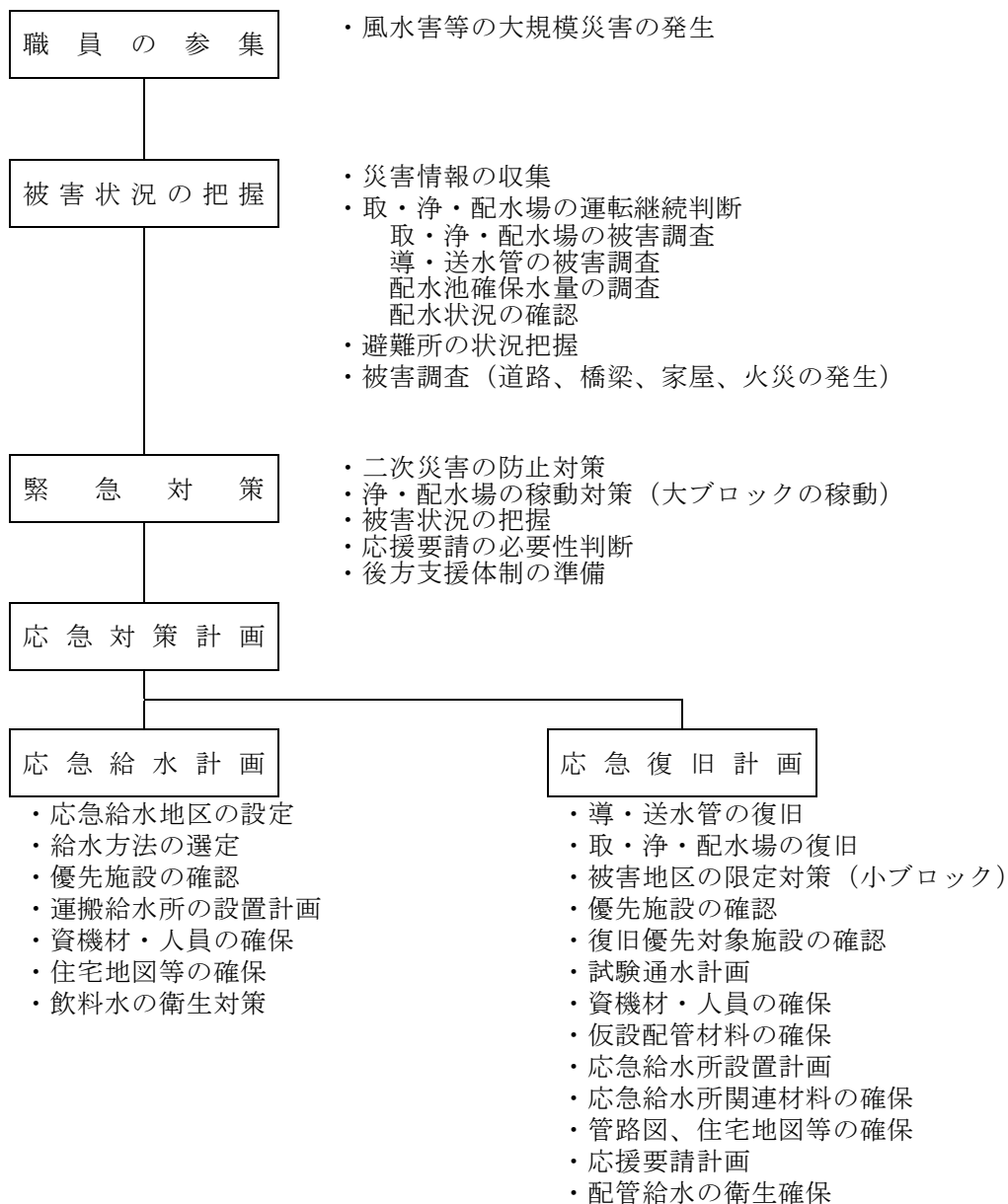
第24節 上水道施設等災害応急対策計画

風水害等発生時における飲料水をはじめ、生活水の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、水道対策部は、これに必要な人員、車輛ならびに資機材の確保、情報連絡体制等を確立する。

風水害等発生時初期は被害の状況に応じ、飲料水の供給に努めるとともに、被害地域の限定対策により、可能な限り広範囲での生活水の供給と、早期復旧に向けて効率的に復旧作業を進める。

実施担当	水道対策部
------	-------

1 応急対策の流れ



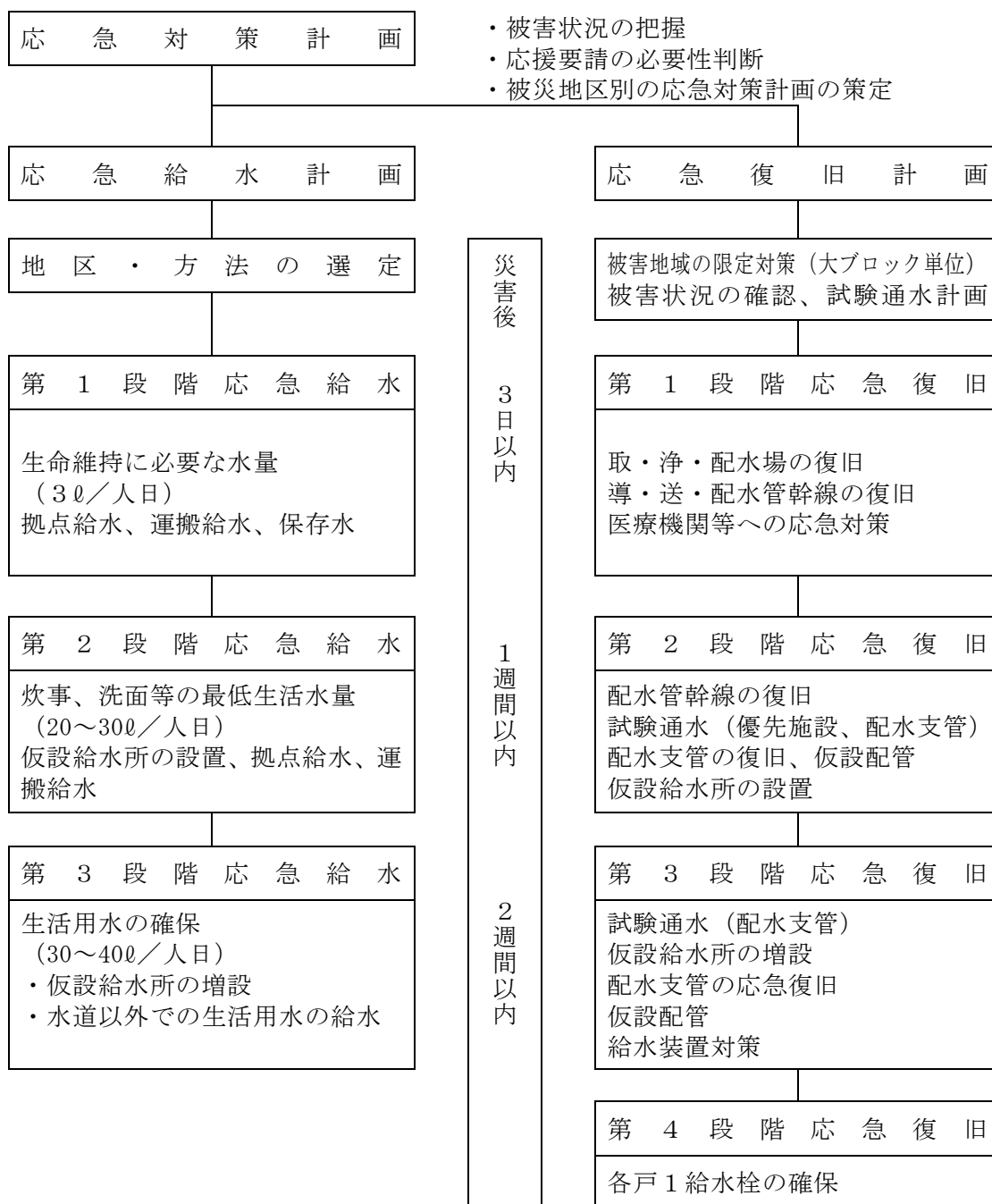
2 応急対策の目標水準

被害状況を迅速かつ的確に把握し、被災地区別に応急復旧と応急給水を関連させながら、応急対策を実行するものとする。

応急対策の策定にあたっては、段階的に目標水準を定め、風水害等発生後3日以内は運搬給水等により生命維持に必要な水量の給水を確保し、その後は仮設給水等により生活用水の給水を行い、2週間以内に各戸1給水栓を確保することを目標とする。

この目標達成のため、平常時より水道施設のレベルアップを進めるとともに、被災時の広域応援体制の強化を図る。

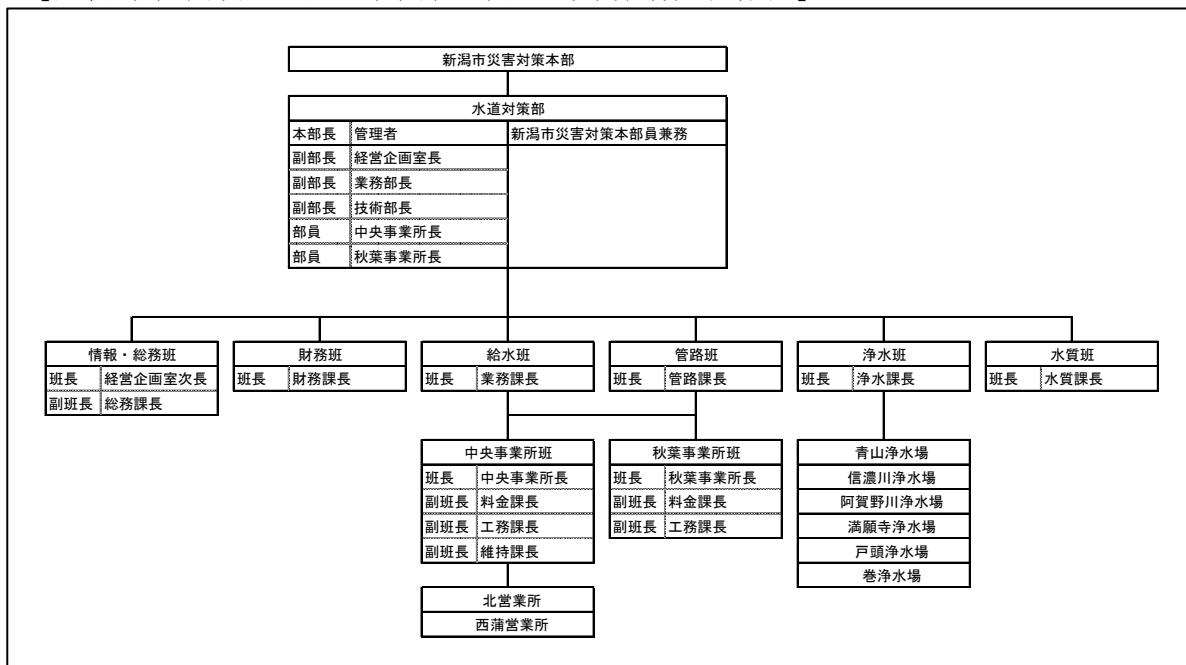
【応急対策の目標水準】



3 実施体制

水道局は8班編成による水道対策部を組織し水道対策業務を行う。組織及び主な事務分掌は次のとおりとする。

【災害対策本部及び水道対策部（水道対策業務）組織表】



【水道対策部（水道対策業務）の班編成と主な分掌事務】

班	主 な 分 掌 事 務
情報・総務班	1 水道対策部の運営に関すること 2 対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 3 対策部内の被害状況等の解析に関すること 4 情報連絡体制の運用拠点に関すること 5 他部署との伝達、連絡調整に関すること 6 職員の出勤、配置、安全、衛生管理に関すること 7 応援要請に関すること 8 市民広報に関すること 9 報道機関への情報提供に関すること
財 務 班	1 資材、燃料、職員用物資等の確保、調達に関すること 2 水道応援隊、水道ボランティアの受入れ、及びその活動支援に関すること 3 災害関係費用に関すること
給 水 班	1 運搬給水の総合調整に関すること 2 拠点給水の総合調整に関すること 3 対策部内の電算システムに関すること
管 路 班	1 水道管路の被害状況等の把握、応急復旧・恒久復旧の総合調整に関すること 2 水道管路の復旧対策の計画立案に関すること
浄 水 班	1 取水、浄水、配水施設の被害状況等の把握、応急復旧に関すること 2 緊急浄水処理に関すること 3 浄水、配水施設における給水設備の立上げに関すること
水 質 班	1 飲料水、原水の水質管理に関すること

	2	運搬、拠点給水時における飲料水の水質に関すること
各事業所班 (2班)	1	運搬給水に関すること
	2	拠点給水に関すること
	3	水道管路の被害状況等の把握、応急復旧に関すること
	4	給水班、管路班及び営業所との連絡調整に関すること

4 初動体制

災害の規模に応じて、非常配備体制、参集計画等の初動体制を定め、災害発生後水道対策部が設置され組織的、計画的な対策が行われるまでの間は、初動体制による初動業務を行う。

(1) 非常配備体制

災害の規模、発生時刻等を考慮しながら、配備内容、参集内容等の非常配備体制を定める。

(2) 初動業務

所属場所に参集後、各班に割り振られた初動業務を遂行する。

ア 情報・総務班

- ・水道対策部の部内運営
- ・水道対策部内及び市対策本部との情報収集，伝達，連絡調整
- ・応援要請の対応
- ・参集職員の集計及び職員の自宅・家族の被害状況の把握
- ・各種情報収集、伝達、連絡調整
- ・庁舎内の安全確保、被害状況の把握
- ・マスコミへの対応（電話、現地取材，HP掲載）

イ 財務班

- ・応急復旧用資機材，燃料（自家発，車両用，暖房用等），職員用物資等の確保及び調達
- ・水道ボランティアの受入れ

ウ 給水班

- ・応急給水資材の確認と準備
- ・運搬給水場所の状況把握、集計

エ 管路班

- ・導水管、送水管、配水管幹線の被害状況の把握、集計

オ 浄水班

- ・取水場、浄水場、配水場等の主要施設の点検と被害状況の把握
- ・通信連絡機能の確保
- ・配水池等の保有水量の確保
- ・施設関係の二次災害防止のための応急措置

カ 水質班

- ・水質管理センター（建屋、測定機器、薬品類）の被害状況の把握
- ・応急給水用飲料水の水質管理

キ 事業所班

- ・応急給水資材の準備
- ・運搬給水場所の状況把握
- ・送水管、配水管幹線の被害状況の把握
- ・漏水等による二次災害防止のための応急措置

(3) 緊急措置

初動時において水道施設の二次被害の防止及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止する。

ア 二次被害の防止措置

- ・火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- ・浄水処理用薬品、水質分析用薬品等の漏出防止措置を講ずる。
- ・緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池の保有水量を確保する。
- ・風水害等による水道の減断水の状況等を消防局に連絡し、消火活動が適切に行われるように配慮する。

イ 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

(4) 初期被害情報の収集

初動業務で収集すべき情報として、職員に係る安否の確認及び参集状況、水道施設及び管路の被害状況、都市インフラ設備の被害状況などがある。初期の水道応急復旧における情報収集項目を次に示す。

ア 水道施設及び管路の被害

- (ア) 取・浄・配水場の運転状況
- (イ) 配水池等の保有水量
- (ウ) 水道施設及び管路の被害及び修理状況
- (エ) 二次被害の状況

イ 都市インフラ設備関係

- (ア) 主要道路の被害
- (イ) 橋梁の被害
- (ウ) 火災発生地域
- (エ) 応急給水を必要とする避難所等の把握

(5) 初動体制から水道対策部への移行

災害対策本部の指令及び初動業務の進展状況を踏まえ、職員配置及び業務内容を水道対策部組織へ移行する。

5 応急給水計画

第3部第3章第11節「給水計画」による。

6 応急復旧計画

今日の生活様式や都市化の進展は、長期にわたる水道の減断水を容認しない。また、災害後の運搬給水・拠点給水による応急給水では、必要とされる水量と供給する水量とのギャップが極めて大きい。

水道は都市基盤施設として飲料水だけでなく、生活用水、都市活動用水の供給機能を確保すべく、可能な限り早く応急復旧を進め、「配管給水」の状態に近づけるものとする。

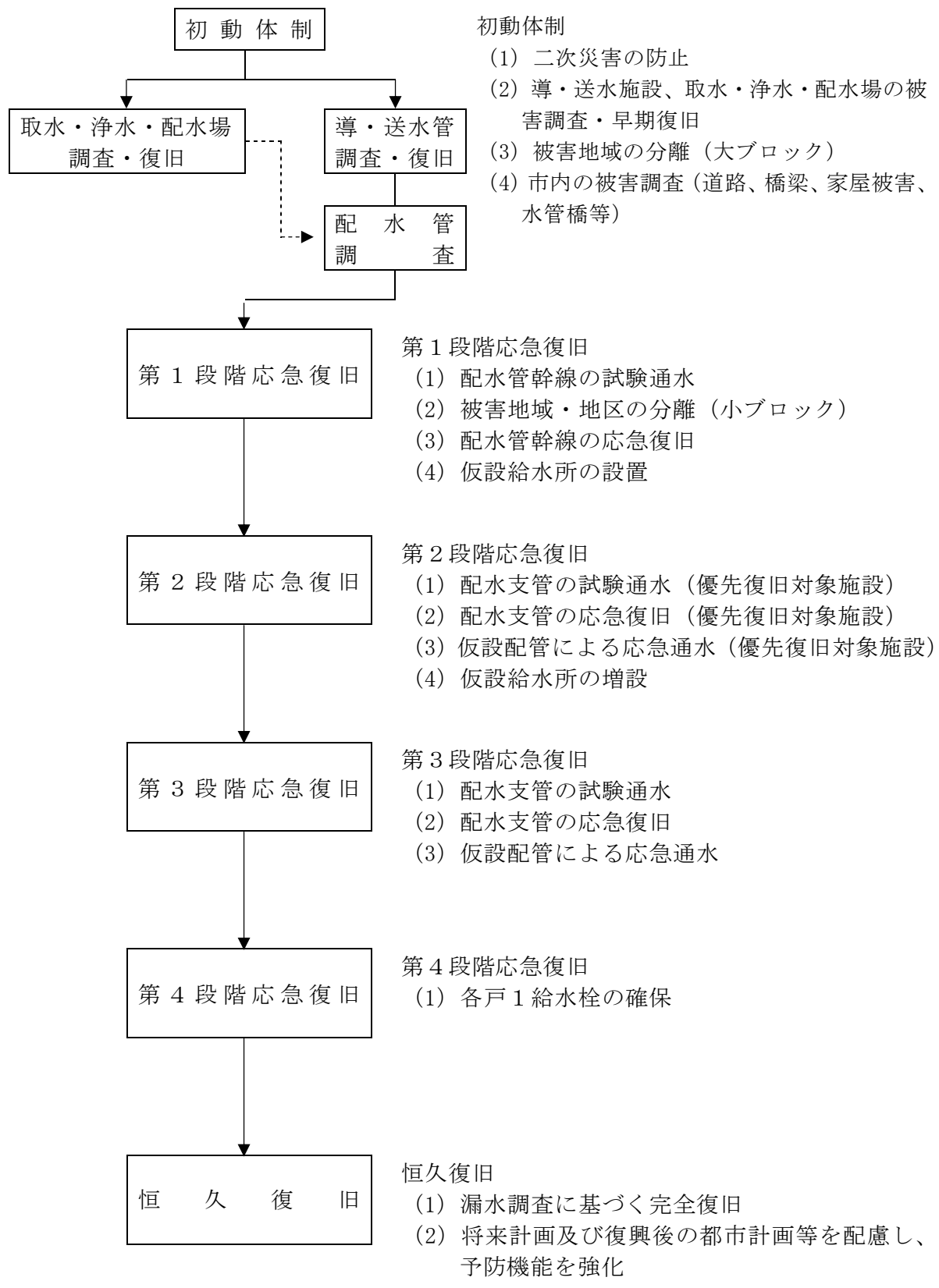
(1) 目標水準

応急復旧は水道の基幹施設である取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧による浄水プロセスの確保、次に送水管、配水場、配水管幹線、配水支管、給水装置の順に作業を行う。

応急給水作業と同時並行で応急復旧作業に着手し、2週間以内での応急復旧（各戸での1給水栓の確保）を目標に作業を進める。このため平常時から施設のレベルアップを図ると共に、災害時の広域応援体制等を確立しておく。

災害後	<ul style="list-style-type: none">・被害状況の把握（家屋、道路、橋梁、水道橋等）・被害地域（大ブロック）の特定・復旧計画の策定
3日以内	<ul style="list-style-type: none">・取水場、浄水場、配水場機能の復旧・試験通水による被害管路の選別（配水管幹線）
2週間以内	<ul style="list-style-type: none">・被害地域（小ブロック）の特定及び分離・仮設給水所の設置（配水管幹線）・試験通水による被害管路の選別（配水支管）～優先性の高いルートから・仮設給水所の設置（配水支管）・配水支管の応急復旧及び仮設配水管の布設～優先性の高いルートから・仮設給水所の設置（配水支管、仮設管）
	<ul style="list-style-type: none">・各戸1給水栓の確保

応急復旧の目標水準



応急復旧主要業務のフロー図

(2) 復旧の範囲

応急復旧は、各戸1給水栓程度確保するまでとする。それ以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。

(3) 復旧の優先順位

応急復旧に際し、全体を可能な限り早く復旧することが原則であるが、被害状況や特に浸水状況等により一律に実施することは困難である。復旧計画策定にあたっては、管路被害状況やその他の被害状況を総合的に考慮して、復旧順序を決定する。

ア 水道施設

被災直後においては二次被害の防止対策を施し、被害状況の把握に努めなければならない。早急に浄水機能回復を図り、管路被害調査により応急復旧計画を策定する。

管路の復旧作業は、試験通水により被害管路の切り離し・無被害管路の通水等、順次進めていく。また通水可能管路については、仮設給水栓による仮設給水所を設置する。

(ア) 取水場・浄水場・配水場

過去の災害事例からも、浄水施設の被害は軽微なものと思われるが、浄水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧におよぼす影響が大きいため、迅速に浄水機能回復をはからなければならない。

(イ) 導・送水管

導水管が被害を受けた場合は、応急復旧を最優先に行う。また、被害が甚大な場合は河川等から直接原水を取り入れるための仮設取水設備等により、浄水処理を行なう。

送水管が被害を受けた場合は、配水池の遮断弁を閉止し、応急給水に必要な水量を確保する。配水場の機能停止が長期化しないよう、導水管同様、最優先に復旧を行う。

(ウ) 配水管

配水管路の復旧は、被害の程度によるが、復旧計画に基づき配水池を起点とする配水管幹線、配水支管の順で復旧する。また、復旧計画策定にあたっては優先復旧対象施設のあるラインを考慮する。

- a 被害調査をもとに、直接給水が継続できる地域（大ブロック）と、できない地域（大ブロック）を確定する。
- b 直接給水が継続できない地域（大ブロック）については、配水管幹線と小ブロックを切り離し、第一に配水管幹線の被害箇所を特定する。この被害箇所を修理するか、使用を中止するかは幹線のバックアップ等の管網状況による。
- c 復旧した幹線を通水し、消火栓を利用した給水拠点を確保する。
- d 配水管幹線の通水の見通しがついた段階で、順次配水支管ブロック単位（小ブロック単位）での復旧に入る。
- e 被害の大きい小ブロックでは、優先復旧対象施設から試験通水を開始し、通水ルートと非通水ルートを確定する。

f 通水ルートには順次仮設給水所を設置し、非通水ルートについては、応急復旧、または仮設配管の布設を進めていく。

g ある程度通水ルートが確保できた時点で、各戸給水へと復旧の範囲を広げる。

イ 優先復旧対象施設

復旧計画立案の段階で、人命の救護、さらに社会的な混乱を招かないよう、次の関係機関を優先して応急復旧を進めていく。

(ア) 病院等、人命に関わる医療機関

(イ) 避難所及び福祉施設

(ウ) 災害対策の中核となる官公署、放送、交通網等の公益・公共機関

(エ) 銭湯等公衆衛生に関わる施設

(4) 復旧用資機材等の手配

復旧用資材は、市場ならびに関係業界との協定等により調達する。また、機材等も同様に、関係業界より優先的に調達する。

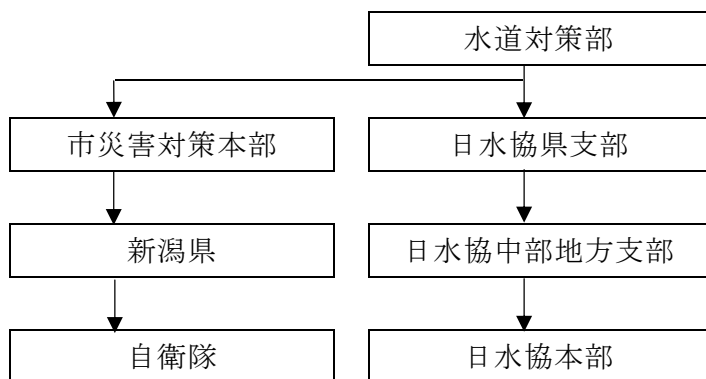
また、応急復旧に必要なとされる配水管路図、住宅地図、仮設給水所計画位置図等についても、被害の規模に応じて早めに調達する。

7 応援要請

大規模の風水害被害に対しては水道対策部単独での応急対策は、その実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行う。

(1) 応急給水

応急給水に係る支援を要請する際には、市対策本部、県水道係と調整を図りつつ、原則として、日本水道協会災害相互応援協定（新潟県支部・中部地方支部）及び大都市水道局災害相互応援に関する覚書にもとづいて、速やかに行う。



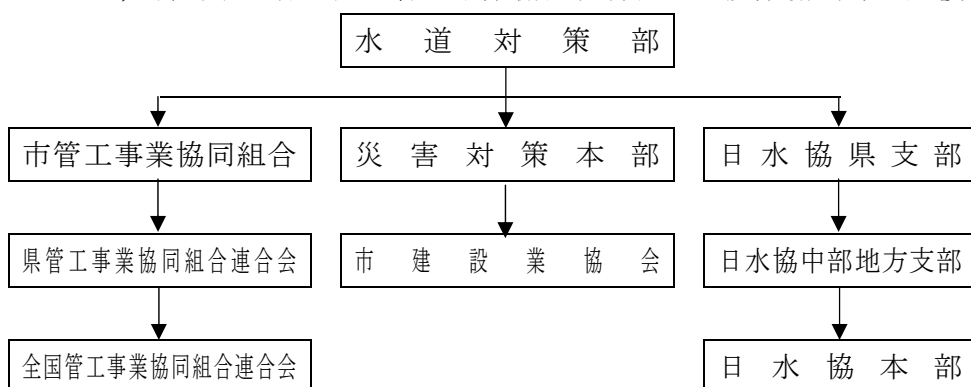
応急給水支援要請フロー図

(2) 応急復旧

応急復旧に係る支援を要請する際には、市対策本部、県水道係と調整を図りつつ、原則として、日本水道協会災害相互応援協定（新潟県支部・中部地方支部）及び大都市

市水道局災害相互応援に関する覚書にもとづいて、速やかに行う。

また、応急復旧に必要な資機材等が不足する場合には、関係団体等と調整を図りつつ、新潟市内各地区の管工事業協同組合及び建設業協会等に支援の要請を行う。



応急復旧支援要請フロー図

(3) 資機材等の調達

水道施設及び導、送、配水管の応急復旧等に必要な資機材等が不足する場合には速やかに製造業者及び代理店等に支援または手配の要請を行う。

(4) 車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援または手配の要請を行う。また、水道対策部（水道局本局）、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。

(5) 後方支援

後方支援では、支援団体等への食糧の供給や宿舎の手配について、関係団体及び関係業者等に支援または手配の要請を行う。

(6) 冬期間における対応

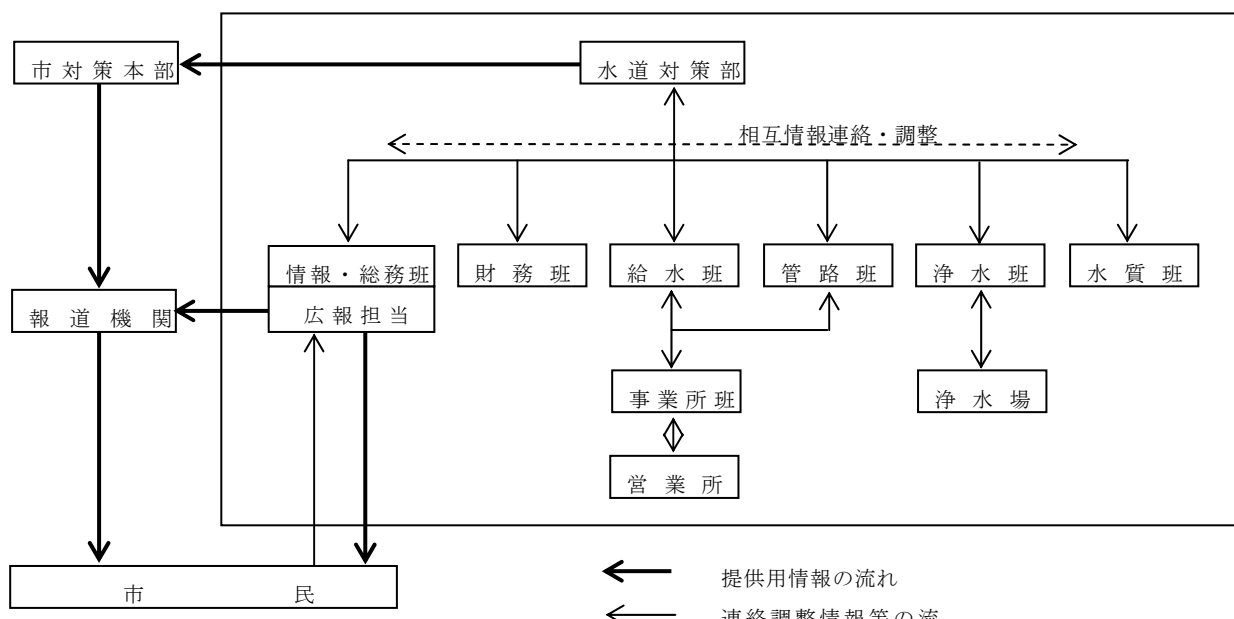
冬期間における応急対策については、施設・道路等の除雪作業をはじめとして各拠点基地の熱源確保及び応援事業体等への防寒用具、宿舎、食糧等についても関係団体等へ手配の要請を行うとともに適切な対応を図る。

8 広報体制

震災後の広報については、市民に対して、減断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努めるものとする。なお、広報の手段として、インターネット（ホームページ等）を活用することにより、迅速かつ詳細な情報の提供に努める。

(1) 広報の流れ

- ア 災害対策本部事務局、各区本部及び水道対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は情報・総務班が行う。
- イ 報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は情報・総務班（広報担当）が行う。



広報フロー図

(2) 広報する情報の内容

応急対策の目標水準ごとに広報する情報の内容は次のとおりとする。

災害後	<ul style="list-style-type: none">・ 水道施設及び管路の被害状況・ 断水区域の範囲・ 応急給水の場所と給水方法（時間等）・ 飲料水の衛生対策
3日以内	<ul style="list-style-type: none">・ 漏水の停止及び停止方法（止水栓の閉止方法等）・ 復旧の見通し
1週間以内	<ul style="list-style-type: none">・ 断水区域の範囲・ 復旧計画及び復旧の見通し・ 応急給水の場所と給水方法（時間等）・ 仮設給水所の設置場所・ 飲料水の衛生対策・ 漏水の停止及び停止方法（止水栓の閉止方法等）
2週間以内	<ul style="list-style-type: none">・ 断水区域の範囲・ 復旧計画（各戸1栓が基本）・ 仮設給水所の設置場所・ 応急給水の場所と給水方法・ 飲料水の衛生対策

目標水準ごとに広報する情報内容

第25節 下水道施設等災害応急対策計画

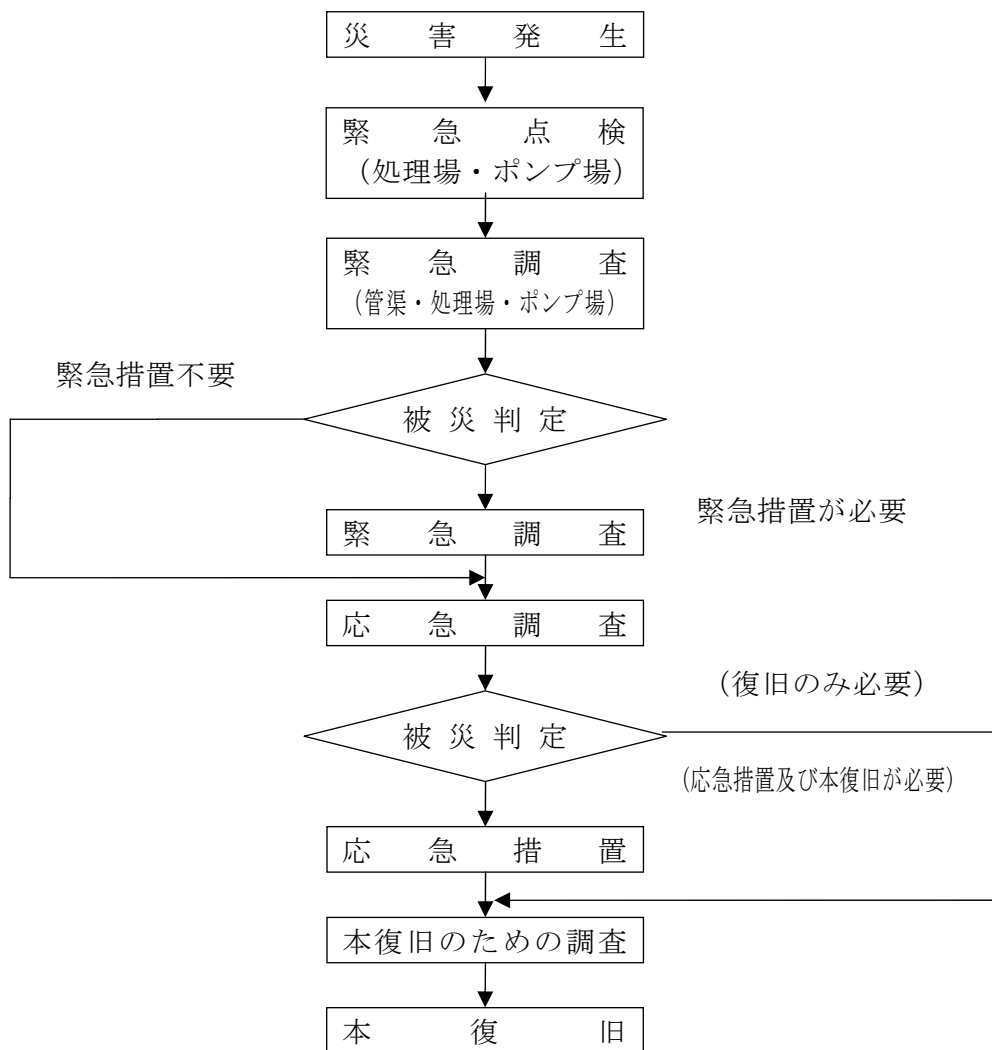
下水道施設等は、ライフライン施設として市民の生活基盤の一翼を担うものである。被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であるが、市民に与える影響が大きいため、早期復旧を図る。

実施担当	都市整備対策部 各区本部
防災関係機関	北陸地方整備局 県 土地改良区

1 下水道施設応急対策

災害時における下水道機能の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報連絡体制等を確立する。被災時は災害の状況に応じ、二次災害の防止に努めるとともに、施設の被害状況を迅速かつ正確に把握し、早期復旧に向けての基礎づくりを行う。

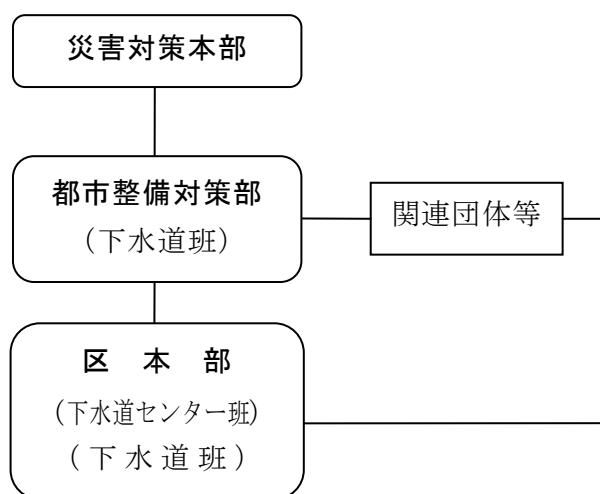
(1) 応急対策のフロー



(2) 応急対策における主な作業項目

段 階 (作業項目)		管 渠	処 理 場	ポ ン プ 場
第 1 段 階	緊急点検	—————	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害につながる二次災害の未然防止(有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場と同じ
	緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の拡大、二次災害防止のための調査(主に地表からの調査) ・下水道本来の機能より道路等他施設に与える影響調査 ・重要幹線等の被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の概要把握 ・大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場と同じ
	緊急措置 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・陥没部への土砂投入 ・危険箇所での交通規制 ・可搬式ポンプによる仮排水 ・下水道施設の使用中止の広報等 	<ul style="list-style-type: none"> ・火気の使用禁止 ・施設内への立入禁止措置 ・漏洩箇所の仮止水措置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場と同じ
第 2 段 階	応急調査	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の拡大、二次災害防止のための調査(管内、マンホール内までに範囲を拡げての調査) ・機能的、構造的な被害程度の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場施設の暫定機能確保のための調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査
	応急復旧 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・管内、マンホール内の土砂の浚渫 ・止水バンドによる圧送管の止水 ・可搬式ポンプによる下水の排除 ・仮管渠の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーキング等による水路の仮締切 ・仮配管の布設 ・弁操作による配管ルートの変更 ・可搬式ポンプによる揚水 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーキング、急結セメント等による仮復旧 ・可搬式ポンプによる揚水 ・仮配管の布設等

(3) 応急対策体制の概念図



2 農業集落排水処理施設応急対策

(大淵・西野・西山・江口・両川・曾野木・西島・横戸処理区)

(1) 計画の基本方針

ライフライン施設として被災民の生活に大きな影響を与えることから、災害時の組織体制を速やかに確立し、被災箇所を早期把握により、ポンプ施設、処理施設においては最小限の機能回復を、管路施設においては本復旧工事までの暫定的な下水機能の確保等の応急復旧を講ずる。

(2) 初動対応

ア 農業集落排水処理施設対策本部の設置

都市整備対策部及び各区本部は、部内に必要に応じ総括指揮班、調査班、情報収集班、応急対策班からなる農業集落排水処理施設対策本部を設置し、迅速かつ効果的な対策を実施する。

イ 非常配備体制の確立

- (ア) 運転時における機器等故障の業務委託業者への24時間通報体制の確立
- (イ) 職員と業務委託業者（電気設備、処理場・中継ポンプの機器点検、汚泥引き抜き）との連絡体制の確立

ウ 初動対策

- (ア) 施設内外の危険箇所への立ち入り規制など緊急防護措置
- (イ) 応急工事による機能回復措置
- (ウ) 仮設トイレの設置

エ 調査、情報の収集

- (ア) 処理場、中継ポンプ場、管渠及び排水設備等の緊急調査、および情報収集
- (イ) 水道、ガス、電気、通信施設の緊急調査、および情報収集
- (ウ) 道路及び河川の緊急調査、および情報収集

オ 広報活動

- (ア) 利用者に対する水洗便所、風呂等の使用制限の協力要請
- (イ) 被害状況、復旧方針、復旧状況などの情報提供
- (ウ) 関連業者の協力による、宅地内排水設備の復旧相談窓口の設置案内

カ 処理場、中継ポンプ場の応急復旧

- (ア) 二次災害防止のための調査の実施
- (イ) 可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧
- (ウ) 固形塩素剤方式による消毒機能の回復等

3 排水機場施設応急対策

(本所、蔵岡、南浜、濁川、旧広通江、田潟、升潟、鎧潟、旧木山川、曲通、東部、葛塚、両村囲、棕新田・須戸)

(1) 計画の基本方針

降雨時に運転する排水機場施設は農地の湛水を防除し、又、一部の区域の生活雑排水をも排水することから、災害時における排水機場の被害は農作物、被災民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。

(2) 非常配備体制の確立

- ア 亀田郷土地改良区内排水機場（本所、蔵岡）の水利施設総合管理システムの活用
- イ 西蒲原土地改良区内排水機場（旧広通江、田潟、升潟、鎧潟、旧木山川、曲通）の水利施設総合管理システムの活用
- ウ 農林水産班、各区本部、県、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所、信濃川下流河川事務所、各排水機場運転委託従事者、排水機場管理委託業者との非常配備体制の確立
- エ 応急工事に必要な建設資材及び重機械、車両等の確保について関連業者等との体制確立

(3) 初動対策

- ア 施設内外の危険箇所への立ち入り規制などの緊急防護措置。
- イ 機械設備やその他の施設についての再点検および破損箇所の機能回復措置。
- ウ 常時運転の排水機場、他の機場との連絡調整。
- エ 土地改良区、農協、生産組合等関係機関・団体に対する協力要請。
- オ 仮設ポンプの設置

(4) 調査、情報の収集

- ア 農地被害状況調査および情報の収集

イ 排水機場、排水路等の状況調査および情報の収集

ウ 電気、通信施設の状況調査および情報の収集

エ 道路及び河川の状況調査および情報の収集

オ 国、県の施設の情報収集

(5) 広報活動

被害状況、復旧方針、復旧状況など住民に対する情報の提供。

(排水機場位置図を資料編 図3-3-25-1 に示す。)

第26節 危険物施設等応急対策計画

風水害等による危険物施設等の損傷は、危険物等の流出を伴いさまざまな災害が発生する可能性が高い。災害発生の際には危険物等取扱事業所の管理者は、災害防止のための応急措置をその施設の形態等にあわせて迅速、的確に行い、国、県、市及び関係機関との連携を密にし、地震による被害の軽減化を図る。

実施担当	消防対策部
防災関係機関	県 各警察署 新潟海上保安部 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所

1 石油類等の危険物施設の応急対策

風水害等発生時に危険物取扱事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

(1) 施設の応急点検

風水害等発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。

(2) 関係機関への通報

危険物の流出等が発生した場合、消防署、各警察署等の機関に通報するとともに、隣接事業所に事故状況等を伝達し、隣接事業所並びに県、市、消防及び新潟港排出油等防除協議会等の機関との連絡体制を確保し、協力体制を確立する。

(3) 風水害等発生時の自主防災活動

風水害等発生時には、予防規程等であらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を実施する。この場合には、当該機関等との連携体制を密にして活動を実施する。

(4) 流出、漏洩等の拡大・拡散防止

危険物の流出、漏洩等が発生したときは、危険物施設の損傷箇所の補修、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用した拡大・拡散防止措置を実施すると共に速やかに回収する。

(5) 付近住民への広報

被害が発生し、その影響が周辺に及ぶおそれがある場合には、付近住民の安全を確保するため、速やかに概要を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、市、各警察署等の機関にも住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 毒物劇物保管施設等の応急対策

風水害等発生時に毒物劇物を取り扱う事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、県、市及び関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

(1) 施設の応急点検

風水害等発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。

(2) 風水害等発生時の対応

風水害等発生時には、被害状況に応じ、関係事業所の毒物劇物取扱従事者等の協力を得て、適切な対応を図る。

3 高圧ガス製造施設等の応急対策

高圧ガス取扱事業所は、風水害等発生後直ちに高圧ガス施設、設備、容器置場等を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩への対応を図る。

4 放射性物質保管施設の応急対策

放射性物質保管施設の管理者は、施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、被害の拡大防止に努め、また被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、国及び各警察署等の機関への通報を行う等適切な対応を図る。

5 危険物等流出応急対策

(1) 河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合、事故の関係者及び発見者は速やかに市、各警察署、新潟海上保安部、河川管理者及び港湾管理者等の機関に通報する。

(2) 危険物等が大量に流出した場合は、事業者及び当該機関が協力し、拡散防止等の防除作業を実施する。

第27節 応急住宅対策計画

風水害等による家屋の全壊等で住居を失った被災者のうち、自己の資力で住宅を確保することが困難な被災者に対し、応急仮設住宅の建設や被害住宅の応急修理、公営住宅の提供などを実施し、居住の安定を図る。

実施担当	都市整備対策部 総務対策部 福祉対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 応急仮設住宅の建設

(1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は災害救助法の適用により県知事が行い、市長はこれに協力する。

(2) 設置戸数等

ア 規模

1戸当たり29.7㎡（9坪）を基準とする。

イ 費用限度額

新潟県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

ウ 着工

災害発生の日から20日以内に着工するものとする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

(3) 設置場所

仮設用地は公有地、又は被災前の住宅の建設地等の場所に建設することとし、次の事項に留意するものとする。

ア 交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所

イ ガス、水道、電気等供給施設の布設可能な場所

ウ 災害地の応急措置の用に供するときは国有財産の無償貸与を受けることができることになっているので、財務大臣あて普通財産の貸付申請する必要がある。

エ 民有地の借上による使用料は救助費の対象とならない。

(4) 工事の発注及び資材の確保（市が委任を受けた場合）

ア 工事は原則として請負工事とする。

イ 施行業者の選定にあたっては、市の契約する工事施行有資格者を優先するが、緊急時であることからその他業者、又は建設団体等からも適宜選定し又、状況によっては県へ要請するなど臨機応変の措置を講ずる。

ウ 建築資材の確保については、県へ要請すると同時に、市内の事業者、団体に対し建築資材の安定供給について協力を要請する。

(5) 入居者の選定

応急仮設住宅に収容する入居者は、下記アの対象者のうちから、下記イに該当するなど、住宅の必要度の高い者から選定する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が決定するが、市長に委任された場合は、市長が決定する。

ア 次のいずれにも該当するもの

- (ア) 災害のため住家が全壊（焼）や流出、大規模半壊（焼）、半壊（焼）したもの、又は道路の通行止め、がけ崩れなどの危険により住宅に住めないもの
- (イ) 居住する仮住家がないもの
- (ウ) 応急修理制度を利用しないもの

イ 下記用件のいずれかに該当するものを優先とする。

- (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) 前各号に準ずる経済的弱者

(6) 供与期間

応急仮設住宅供与期間は建築工事完了の日から2年以内とする。

2 被害住宅の応急修理

(1) 対象世帯の選定

住宅が半壊（焼）し、日常生活に欠くことができない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない世帯

都市整備対策部宅地・建物班は、対象世帯の選定にあたり、総務対策部調査班及び福祉対策部及び各区本部と十分連絡をとり、被災者台帳から対象世帯（生活困窮者等）を選定する。

(2) 被害者住宅の調査及び修理箇所の範囲

ア 対象世帯として選定された住宅の被害箇所及び程度を的確に把握するため、速やかに現地調査を実施すると同時に応急修理箇所を決定する。

イ 住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所ので居室、炊事場及び便所等必要最小限度の部分とする。

ウ 費用限度額

新潟県災害救助条例施行規則別表に定める範囲内とする。

エ 応急修理の期間

災害発生の日から1カ月以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

オ 工事の発注及び資材の確保（市が委任を受けた場合）

(ア) 工事は、原則として請負工事とする。

(イ) 施行業者の選定にあたっては、緊急時であることから、市内の建築組合及び建設団体などを通じ業者に請負わせ、手不足を生じるときは、県を通じ県内外業者の援助を要請する。

(ウ) 建築資材の確保については「応急仮設住宅の建設」に準じる。

3 被災者生活再建支援金

住宅が全壊（焼）又は半壊（焼）した世帯に対し、世帯の収入に応じて、生活の再建に必要な物品の購入や修理、居住に係る経費等の助成を行う。

（第4部第1節「被災者援護計画」参照）

4 市営住宅の提供

(1) 被災者への仮住宅として市営住宅の空家を提供する。

（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）

(2) 提供可能な住宅をマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

(3) 入居者の選定は「応急仮設住宅の入居者の選定」に準じる。

第28節 文教対策計画

風水害等の災害発生時における幼児・児童・生徒の安全確保及び教育活動の再開、それらに伴い必要となるその他の措置並びに学校以外の文教施設等の応急対策について定める。

実施担当	教育対策部 福祉対策部 市民生活対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 学校教育対策

(1) 風水害等発生前の措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとる。

下校措置にあたっては、帰宅経路等の安全確認及び保護者への連絡を行ったうえ、児童・生徒を速やかに下校させる。下校に際しては、事故のないよう十分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせるものとし、必要に応じて教職員が地域別に付き添う。

ただし、保護者への連絡が出来ない場合、帰宅しても保護者がいない場合又は河川のはん濫のおそれ等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、児童・生徒を下校させず、学校で保護する。

イ 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒の安全を確保したうえ本校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなどの対応を行う。

(2) 風水害等発生時の措置

ア 在校時の場合

児童・生徒が在校している時に風水害等が発生した場合、児童・生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行う。

(ア) 発生直後の安全確保

教職員は、安全確保のため児童・生徒に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努める。

(イ) 避難誘導

教職員は、避難経路の安全確認のうえ、児童・生徒をより安全な場所へ避難させる。

(ウ) 安全確認等

学級担任等は、速やかに人員及び負傷者の確認を行い、学年主任、教頭、校長の順に報告する。

校長は、人命救助が必要な場合、全教職員を指揮して、救助に当たる。

また、必要に応じて外部機関へ出動の要請を行う。

校長は、把握した状況を教職員に周知するとともに、児童・生徒に対しては、動揺が拡大しないよう不安の除去に努める。

(エ) 下校措置

校長は、帰宅経路等の安全確認のうえ、児童・生徒を速やかに下校させる。幼稚園児・小学生・中学生・特別支援学校（学級）児童・生徒については、あらかじめ保護者へ連絡のうえ、教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。ただし、保護者への連絡が出来ない場合、帰宅しても保護者がいない場合又は地域の被災状況、道路の損壊等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、児童・生徒を下校させず学校で保護する。

下校に際しては、事故のないよう充分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせるものとし、教職員が地域別に付き添う。

イ 校外活動中に風水害等が発生した場合の措置

引率教職員は活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒の安全を確保したうに本校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなどの対応を行う。

ウ 登下校時の場合

児童・生徒の登下校時に風水害等が発生した場合、校長は、校内にいる児童・生徒の安否と所在を確認するとともに、通学路上の児童・生徒についても、可能な限り、その安否の確認に努める。

保護した児童・生徒は、上記ア(エ)に準じた措置をとる。

エ 学校にいない場合

児童・生徒が学校にいない時に風水害等が発生した場合、次のとおりとする。

(ア) 教職員の対応

避難所を開設した場合、あらかじめ指名された教職員は、直ちに勤務校に参集する。ただし、交通事情等により勤務校に参集できない教職員は、可能な学校に参集する。

(イ) 被害状況調査及び休校措置等

校長は、被害状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、休校措置その他必要な措置をとる。

この場合、口頭、電話その他の確実な方法で保護者及び児童・生徒に連絡する。

(3) 風水害等発生後に学校が行う措置

ア 被害状況等の収集・伝達

校長は、被害・被災状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）、住民の避難状況等

を調査し、その結果を直ちに防災無線その他の使用可能な通信手段により学校指導班等へ報告する。

学校指導班は、前段の情報を整理し、災害対策本部事務局へ伝達するとともに、必要な措置について関係機関へ要請する。

イ 休校措置

校長は、次に該当する場合は、休校措置をとる。なお、休校措置を児童・生徒の登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他の確実な方法で保護者又は児童・生徒に連絡する。

- (ア) 校舎の破損等により、授業が困難な場合
- (イ) 通学路の壊滅等により児童・生徒の通学が困難な場合
- (ウ) 教職員の確保が困難で授業が困難な場合
- (エ) その他校長が休校を必要と認めた場合

ウ 学校班の組織

学校班は、情報連絡係、巡視係、消火係、救助係、搬出係、誘導係、避難所支援係(避難所となった場合に限る。)等を組織して、被害状況等に応じて対策にあたる。

エ 避難所開設及び運営の協力

学校班は、避難所指名職員、各区本部健康福祉班、自主防災組織、自治会・町内会及び地域コミュニティ協議会等と連携して避難所の開設・運営に積極的に協力する。

(ア) 学校班の基本的役割

学校班は、避難所運営担当の避難所指名職員及び各区本部健康福祉班が出動困難な場合における避難所初期対応を行う。また避難所指名職員及び各区本部健康福祉班到着後は、避難所施設管理者としての業務を次のとおり行う。

- a 校長—施設管理者として、避難者、自主防災組織及び市担当職員等で構成される避難所運営委員会と連携し、避難所の管理・運営に協力する。
- b 教頭、教諭—校長の指揮のもとで学校の避難所運営に協力する。
- c 養護教諭—学校医と連絡をとり、避難所の救護活動に協力する。
- d 栄養教諭等—学校の調理施設を利用し、炊き出しに協力する。
- e 事務職員等—教育対策部学校指導班等との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

(イ) 避難所の優先順位

避難所には、浸水深等を考慮した上、体育館、集会室、普通教室などを充てるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、特別教室、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難所としては使用しない。

なお、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等には、和室等条件の良好

な部屋を優先的に提供する。

また、避難所に救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。

(4) 教育活動の再開

校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、すみやかな教育活動の再開に努める。

被害が甚大である場合、学校施設等の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童・生徒の状況等を把握したうえ、次のとおり応急教育を実施する。

ア 児童・生徒等に対する措置

教職員は、児童・生徒の動向（避難先等）及び児童・生徒のより具体的な被害状況（教科書、学用品、制服等）を把握するとともに、児童・生徒の心理面への影響を確認する。

また、保護者との連絡体制を確立する。

イ 応急教育の区分

校長は、教育委員会と協議のうえ、次のような応急教育を実施する。

- ・短縮授業、合併授業、二部授業、分散授業、複式授業、振替授業、前記の併用授業

ウ 学校施設等の確保

校長は、通学路の安全確保と安全指導を行う。

校長は、授業形態の工夫により残存施設を活用するとともに、教育委員会と協議のうえ、校舎等の応急措置、安全点検、設備の復旧を進める。

なお、教育委員会は、学校施設の使用が不可能な場合、校長その他関係者と協議のうえ、次のような措置をとる。

- (ア) プレハブ等仮施設を建設するとともに、用水等の確保を図る
- (イ) 被害を免れた最寄りの他の学校、公民館、神社等の利用を図る。
- (ウ) 隣接市町村に対し類似施設の使用を要請する。

エ 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が実施できない場合、校長の報告を踏まえて、次の方法により教員確保の応急措置を実施する。

- (ア) 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
- (イ) 交通事情等により勤務校に出勤できない教員は、教育委員会と協議のうえ、可能な学校へ赴き指導する。
- (ウ) 県教育委員会に対し補助教員の配置を要請する。
- (エ) 県教育委員会に対し県内外の教職員の人的支援を要請する。

オ 児童・生徒の健康保持等

校長は、被災した児童・生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導、カウンセリング等を実施し、児童・生徒の健康の保持、心のケア等に努める。

教育委員会は、校長、学校医と連携を密にし、必要に応じ次の事項について、関係機関の協力を得、学校の保健、衛生管理に努める。

- (ア) 児童・生徒の健康観察を強化し、健康診断を行う。
- (イ) 防疫上必要と思われる場合は、保健所の指導により臨時の予防接種を行う。
- (ウ) 飲料水の水質検査を実施する。
- (エ) 校舎消毒用薬品の確保を図る。
- (オ) し尿及び汚物の処理を行う。

(5) 学用品の調達・支給

災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒に対して、災害救助法施行細則に定めるところにより、学用品を支給する。

ア 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、半壊、半焼、流失及び床上浸水等の被害を受け、就学に支障を生じている小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに中等教育学校前期課程生徒を含む。）とする。

イ 対象者の把握

校長は救助対象者の確実な学年別人員数等必要な事項を把握する。

ウ 学用品の調達

教育委員会は、校長の報告に基づき、必要な学用品を調達する。

エ 学用品の支給

学用品は、学校を通じて支給対象者に支給する。

オ 学用品の範囲

学用品の範囲は、教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

カ 費用の限度

教科書及び教材は実費とし、文房具及び通学用品は県の定める額を限度とする。

キ 支給期間

教科書及び教材は災害発生の日から1カ月以内に、文房具及び通学用品は災害発生の日から15日以内に支給を完了する。

(6) 学校給食の措置

ア 児童・生徒に対する学校給食は、次の場合には一時中止する。

- (ア) 感染症その他の危険の発生が予想される場合。
- (イ) 災害により、給食食材の入手困難な場合。
- (ウ) 給食施設が被災し、実施が不可能となった場合。
- (エ) 避難所となった学校において、食料供給上の緊急措置として、学校給食施設で炊き出しを実施する場合。
- (オ) その他、給食の実施が適当でないと認められる場合。

イ 学校施設の被災により中断された給食を再開するため、次の措置をとる。

- (7) 給食施設・設備、給食関係職員、納入業者等の被害状況を把握し、学校再開にあわせて学校給食が実施できるよう努める。
- (イ) 被害状況等により完全給食の実施が困難な場合は、状況に応じて簡易給食を実施する。
- (ウ) 完全給食の再開にあたっては、施設・設備の清掃消毒及び衛生検査並びに給食関係職員の健康診断を実施し、衛生管理について万全を期すとともに、再開可能校から逐次実施する。

2 生涯学習施設及び体育施設の応急対策

教育対策部、市民生活対策部又は施設の管理者は、災害が発生した場合において速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に応じた措置を構ずる。

(1) 利用者の安全確保

施設の管理者は、直ちに施設で行われている事業を中止し、人命の安全確保を図る。

(2) 避難誘導

施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、施設の管理者は速やかに適切な指示と避難誘導を行う。

(3) 被害状況等の情報収集・伝達

施設の管理者は、速やかに被害状況等を把握し、教育対策部、市民生活対策部に報告する。

(4) 収容避難所や食糧等の集積場所となった場合の対応

施設が収容避難所や食糧等の集積場所となった場合は、施設の管理者は対策本部及びその他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとる。

3 文化財の応急対策

文化財の応急対策については、次の措置を実施する。

(1) 市民生活対策部等への報告

所有者又は管理者は、市民生活対策部に被災状況を報告する。市民生活対策部は教育対策部に連絡する。

(2) 被害拡大防止のための応急措置

市民生活対策部は、被害状況の把握を行うとともに、前項による被害状況の報告を受けたときは、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な措置をとるよう指示する。また、必要に応じ所有者、管理者からの相談や協力要請に応じる。

第29節 商工業対策計画

風水害等による商工業の被害調査をいち早く実施し、食糧や生活関連物資等の安定供給を図るとともに災害復旧のための労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施による経済の安定を図る。

実施担当	経済・国際対策部 市民生活対策部 各区本部
防災関係機関	新潟商工会議所

1 被害状況調査

(1) 食糧、物資等にかかわる事業所の被害状況の緊急調査

災害時において食糧や生活関連物資の安定確保に資するため、緊急に当該物資の製造、流通にかかわる主要事業所の被害状況の調査を実施する。

ア 調査対象範囲

市内の主要な製造事業所及び流通（卸売店、百貨店、量販店、小売店、小売市場など）にかかわる事業所

イ 対象品目

食料品、日用品などの生活関連物資

ウ 調査・監視体制

経済・国際対策部経済総務班及び各区本部の職員による面接調査及び可能な通信手段によるヒアリングによる聴取

エ 調査内容等

(ア) 店頭価格及び価格動向

(イ) 物資の需給動向及び流通状況

(2) 一般被害状況調査

災害融資対策等事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査する。

ア 調査対象範囲

市内の災害を受けた全ての事業所*（物の生産又はサービスの提供を業務として行っている個々の場所）

※全ての事業所－総務省統計局の事業所統計調査の対象事業所

ただし、日本標準産業分類「大分類A－農業」「大分類B－林業」「大分類C－漁業」に属する事業所は除外する。

イ 調査の単位

総務省統計局の事業所統計調査に準じる。

ウ 調査の方法

調査票による被災事業所からの自計申告を基本とする。

ただし、必要により調査員面接聴取による他計申告も併用する。

エ 調査体制

調査は経済・国際対策部経済総務班及び各区本部の職員によるが、災害の状況によっては事業協同組合、商工会等の商工関係団体、自治会・町内会長への委嘱による体制とする。

オ 調査事項

事業所被害状況調査表による。

2 食糧、生活関連物資の安定供給対策

(1) 物価相談窓口の開設

売り惜しみ、便乗値上げ等に関する住民からの相談や苦情、問い合わせなど対応するための相談窓口を区役所内に設置する。

(2) 事業所等に対する指導、要請

経済・国際対策部経済総務班及び各区本部は、食料、物資等の緊急調査結果や相談窓口に寄せられた意見等に基づき値上げや売り惜しみ等の行為が認められる事業所等に対して速やかに食糧や物資の適正な価格や安定供給についての指導や要請を行う。

(3) 調査結果等の情報提供

調査結果等については、災害対策本部事務局及び各区本部を通じ適宜、住民に情報提供するものとする。

3 雇用対策

(1) 災害復旧工事労働者の確保

災害復旧に関わる建設業等の労働者が不足した場合には、公共職業安定所と連携を図り確保に努めるものとする。

4 事業者の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、BCP（事業継続計画）を策定し、災害時はこれにより必要な初動対策を講じる。

第30節 農林水産業等対策計画

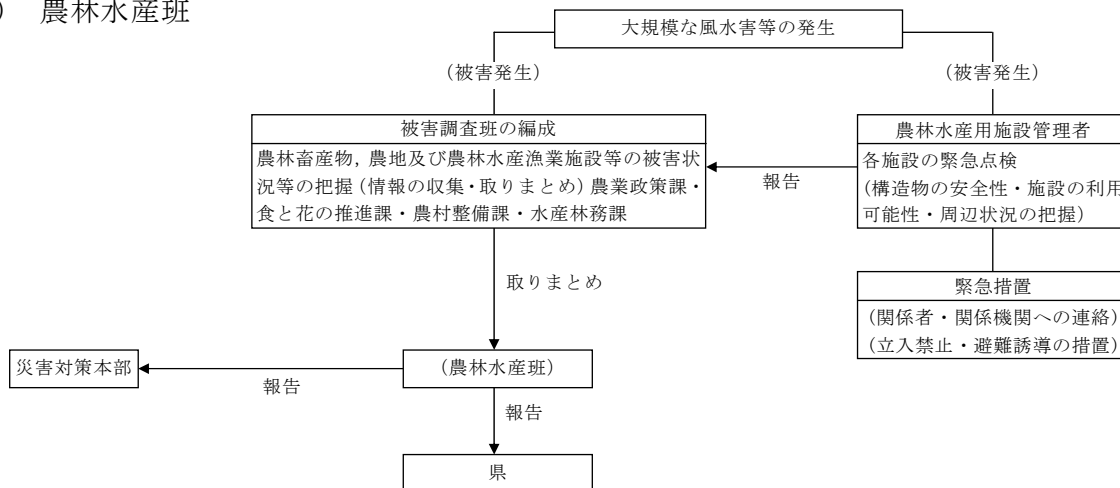
大規模な風水害等により農地や農作物、農業用施設、水産関係施設等に多大な被害が出る事が予測される。

そのため、災害時には県及び農林水産業関係団体等と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等については機能を回復するための応急対策について定める。

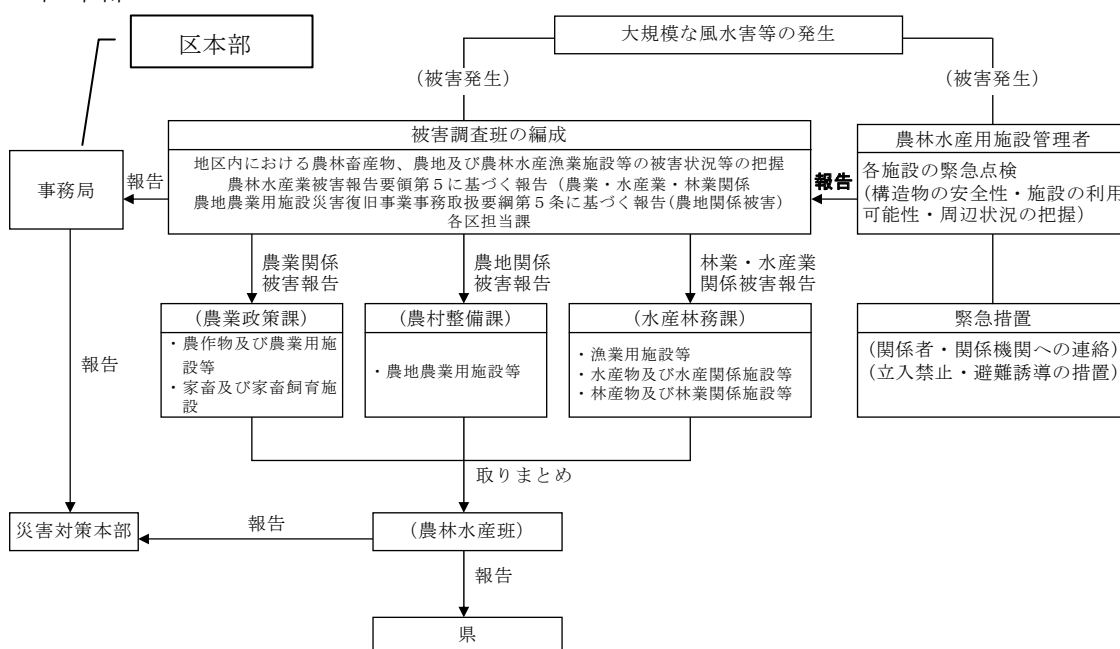
実施担当	農林水産対策部	消防対策部	保健衛生対策部	各区本部
防災関係機関	県 新潟海上保安部 土地改良区 全国農業協同組合連合会新潟県本部			

1 農林水産業施設等被害状況把握フロー図

(1) 農林水産班



(2) 区本部



2 農作物及び農業用施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、農作物や農業用施設の被害状況を農業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 農業用施設の施設管理者は、風水害等による被害が発生した、又は発生する恐れがある場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。
 なお、各区役所においては区本部事務局へも被害状況を報告する。

3 農作物及び農業用施設の緊急対策及び応急対策

- (1) 二次災害防止のための緊急対策
 農林水産班及び区本部は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため農業協同組合及び関係農家に対し、次の指導又は指示を行う。
 - ア 農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置
 - イ 農業用燃料の漏出防止措置
 - ウ 農薬の漏出防止措置
- (2) 応急対策
 農林水産班及び区本部は、農業関係団体や農家等と連携協力し、農作物及び農業用施設の被害状況を把握し、県に報告するとともに、被害状況に応じた応急対策を講ずるものとする。
 - ア 種苗の供給体制の確保
 災害により農作物に被害を受けた場合、種苗が緊急に必要なことから、市内の農業協同組合や県を通じて種苗の供給体制の確保を図るものとする。
 - イ 病虫害の予防
 災害により農作物に病虫害の発生が予測される場合、速やかに薬剤を確保するとともに農業協同組合や農業共済組合を通じた病虫害駆除のための薬剤散布を実施する。
 - ウ 中央卸売市場の早期開場措置
 市場班は、集出荷団体の協力を得て、市場開設区域及び周辺地域の青果物の流通実態を把握し、早期の市場開設に努める。

- エ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- オ 農作物の生育段階に対応した生産管理技術指導

4 家畜及び家畜飼養施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を畜産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 家畜飼養施設の施設管理者は、風水害等による被害が発生した、又は発生する恐れがある場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 区本部は把握した被害状況を本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区役所においては区本部事務局へも被害状況を報告する。

5 家畜及び家畜飼養施設の緊急対策及び応急対策

- (1) 二次災害防止のための緊急対策
農林水産班及び区本部は、被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため農業協同組合及び飼育農家に対し、次の指導又は指示を行う。
 - ア 畜舎の二次倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置
 - イ 家畜の逃亡防止及び捕獲、収容による住民への危害防止措置
- (2) 応急対策
農林水産班及び区本部は、農業協同組合等との連携・協力のもと、家畜被害に対する応急対策を講じ、又は関係機関に要請を行う。
 - ア 家畜の防疫等
家畜に伝染病が発生または蔓延する恐れのある場合は、県中央家畜保健衛生所、市関係農業協同組合及び農業共済組合を通じ緊急に予防接種や畜舎の消毒を実施する。
 - イ 家畜等の死体処理
河川、海岸等で家畜の死体が発見されたときは消毒等の措置を速やかに行い、県中央家畜保健衛生所の検視を受けたのち、へい獣処理場へ処理を依頼する。

6 農地農業用施設等の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び区本部は、大規模な災害が発生した、又は発生する恐れがある場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、農地農業用施設の被害状況を農業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 農地農業用施設の施設管理者は、風水害等による被害が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 各区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」に基づき、県へ報告する。
 なお、各区役所においては区本部事務局へも被害状況を報告する。

7 農地農業用施設等の緊急対策及び応急対策

- (1) 農地のたん水排除
 河川等の決壊により生じたたん水を排除するため、県や土地改良区、水防団等と連携を図りながら仮閉め切りや排水作業、仮排水路工事等を行う。
- (2) 排水機場の運転管理
 災害発生とともに機械設備等の再点検を速やかに行うとともに、破損箇所については機能回復のための応急工事を行い、排水処理の万全を図る。
 また、排水を行う場合は他の排水機場と直ちに連携を図るとともに、必要により土地改良区等の関係団体の協力を得て運転の管理にあたる。
- (3) 農業用施設等の応急工事
 農業用施設の被害や農地等のたん水被害を最小限度に食い止めるため、関係団体の協力を得るとともに、被災した施設の被害拡大防止や機能の一時的回復を図るための応急工事を緊急に実施する。
- (4) 農業集落排水施設
 災害等により下水の排水に支障をきたす被害については、早急に機能を回復するための応急措置を実施する。

8 水産物及び水産関係施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、水産物及び水産関係施設の被害状況を農林水産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 水産関係施設の施設管理者は、風水害等による被害が発生、又は発生する恐れがあ

る場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。

- (3) 関係区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区役所においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

9 水産物及び水産関係施設の緊急対策及び応急対策

(1) 二次災害防止のための緊急対策

農林水産班及び関係区本部は、水産関係施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するために市内漁業協同組合及び漁家に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 流失した船舶、漁業用資機材等の早期回収措置又は 新潟海上保安部、県、新潟県漁業協同組合連合会、市内漁業協同組合への協力要請

イ 船舶燃料等の漏出防止措置及び拡散防止又は 新潟海上保安部、新潟県漁業協同組合連合会、消防対策部、県、市内漁業協同組合への協力要請

ウ 流出油の拡散防止、回収、無害化措置又は 新潟海上保安部、新潟県漁業協同組合連合会、消防対策部、県、市内漁業協同組合への協力要請

(2) 応急対策

農林水産班及び関係区本部は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

ア 漁港及び西港漁港区等の施設

漁港施設や冷凍・冷蔵施設、給油・給水施設等に被害が生じた場合、県及び市内漁業協同組合と連携を図りながら応急措置を実施する。

イ 流出や転覆した漁船等

漁船等の転覆による船舶燃料等の流出、引火、拡散等の防止を消防対策部、県、新潟海上保安部、市内漁業協同組合と連携を図り対処する。

また、流出した漁業用資機材や転覆・流出船の処理対策についても協力して対応するものとする。

ウ 魚市場の早期開場措置

被災した魚市場が応急工事で開設可能な場合は、市場開設者の協力を得て速やかに工事を行い、開設するものとする。

なお、開場が不可能な場合、県及び市場開設者と協議し、他の開場可能な場所で

仮設魚市場を開場するよう努める。

エ 応急対策用資材の円滑な供給

10 林産物及び林業関係施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び関係区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、林産物及び林業関係施設の被害状況を林業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 林業関係施設の施設管理者は、風水害等による被害が発生した、又は発生する恐れがある場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 関係区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区役所においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

11 林産物及び林業関係施設の緊急対策及び応急対策

(1) 二次災害防止のための緊急対策

農林水産班及び関係区本部は、林業関係施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するために関係者への指導又は指示を行う。

ア 山腹崩壊、地すべり、海岸林浸食等（林野関係）により、人家、道路、林業関係施設等に直接被害を与え、又は与える恐れがある場合は、警察、消防対策部等の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む）

（海岸林浸食危険箇所を資料編 図3-3-30-1 に示す。）

イ 地すべり又は亀裂等（林野関係）が生じた場合は、シートで覆う等の緊急措置

ウ 人家、道路、林道等への倒木被害（林野関係）が発生した場合は、速やかな除去

エ 林道の通行に危険があると認めたときは、通行止め等の措置

(2) 応急対策

農林水産班及び関係区本部は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

ア 林業関係施設被害の復旧は、県と連携を図り、災害査定等の実施が容易となるよう所要の手続きをとり、復旧事業の促進が期されるよう努める。

第31節 積雪対策計画

積雪対策は、車両の安全走行や歩行者の安全対策など交通の確保により市民生活の安定を図るとともに、雪崩対策などを講じ、市民の安全確保を図る。

実施担当	災害対策本部事務局 福祉対策部 経済・国際対策部 都市整備対策部 各区本部
防災関係機関	北陸地方整備局新潟国道事務所 各警察署

1 交通確保計画

(1) 道路除雪

市は、国等の関係機関と協議し、毎年降雪期までに「道路除雪計画」を定め、降雪時の交通確保を図る。

(2) 市民の協力

ア 「ひとかき運動」の推進

市は、新潟市社会福祉協議会と協力し、市民の除雪に対する意識の高揚と自発的な除雪の推進を図るため、次の「ひとかき運動」を呼びかける。

(ア) バス停付近の除雪

(イ) 雨水桝付近の水切り

(ウ) 横断歩道取付部の除雪

イ 除雪等に対する市民への呼びかけ

市は、「市報にいがた」等の広報を通して、市民の除雪への協力を呼びかける。

(ア) 路上駐車 of 禁止

(イ) 自宅の出入り口の除雪

(ウ) 車道へ雪を投げ出さない

(エ) 除雪作業の支障となるものの撤去

(オ) 指定場所以外の雪捨て禁止

(カ) 大雪時のマイカー使用の自粛

(キ) 消火栓付近の除雪

2 豪雪対策

(1) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置

ア 災害警戒本部の設置

市内にある気象庁アメダス観測点のいずれかで積雪が100センチメートル^{*1}を超えた場合、または、積雪により市民生活に重大な影響が予想される場合、災害警戒本部を設置する。

イ 災害対策本部の設置

市内にある気象庁アメダス観測点のいずれかで積雪が200センチメートル^{※2}を超えた場合、または、積雪により市民の生命、身体及び財産に甚大な被害が予想される場合、災害対策本部を設置する。

- ※1 建築基準法施行令（平成12年政令第211号）第86条及び新潟県建築基準法施行細則（平成12年県規則第125号）第14条を元に設定
※2 「豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準（平成18年1月5日付危第457号）」に定める災害救助法が適用される積雪深を元に設定

(2) 雪崩対策

市並びに国、県及び関係機関は、雪崩発生危険箇所（以下「危険箇所」という）のパトロール及び事前回避措置の実施により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩により被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

保全対策及び危険箇所の対策として次の措置を行う。

ア 警戒区域の指定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要がある場合は、警戒区域を指定する。

イ 警戒区域の巡視

指定した警戒区域内の状況を把握し、被害の未然防止に努める。

ウ 緊急時の態勢

雪崩発生の危険が増大した場合、地元消防団を動員し、危険区域の監視の強化を図ると共に、当該地区の住民に対する避難の勧告、又は指示を行う。

エ 危険区域等

危険区域等を資料編 表3-3-31-1 に示す。

(3) 屋根雪等による事故防止の周知

核家族化や高齢化の進行に伴い、高齢者などの雪下ろしによる事故が懸念されることから、市は、屋根雪等による人身事故防止について以下の事項を市民へ周知するとともに、地域、ボランティア等の共助による雪処理を支援する。

ア こまめな雪下ろしの励行

イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ 雪下ろし中の転落による事故防止

エ 出入口の確保

(4) 要援護世帯の除雪支援

市は、自力での屋根雪処理が困難な要援護世帯について状況を把握し、地域の相互扶助体制の確立に努めるとともに、除雪業者の紹介等必要な支援を行う。

第32節 土砂災害危険箇所応急対策計画

土砂災害の発生時及びその前兆現象が確認された場合等において、被害の拡大や二次災害の防止を図るため、その応急対策について定める。

実施担当	都市整備対策部 関係各区本部
------	----------------

1 被災地の巡視

各区建設班は、土砂災害警戒基準雨量を超えた場合や土砂災害が発生した場合に、巡回パトロールを行い、現地の点検及び被害状況の確認作業を行う。

2 被害の拡大及び二次災害の防止

点検、巡視で土砂災害やその前兆現象、また治山・砂防施設の被災等が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する

- (1) 人家や道路施設等への危険が予想される場合は、避難誘導、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。
- (2) 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや監視要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

3 市民の役割

土砂災害やその前兆現象、また治山・砂防施設の被災等を確認した場合は、市、県、消防署、警察署へ連絡する。

第1節 情報収集・伝達計画

地震発生後の津波被害を最小限にとどめるため、関係機関からの情報収集機能及び監視体制の整備を図り、迅速かつ確かな応急対策に努める。なお、ここに記載の無い事項については、第3部第2章第1節「情報収集・伝達計画」に準じることとする。

実施担当	災害対策本部事務局 消防対策部 関係各区本部
防災関係機関	新潟地方気象台 県 県警察本部

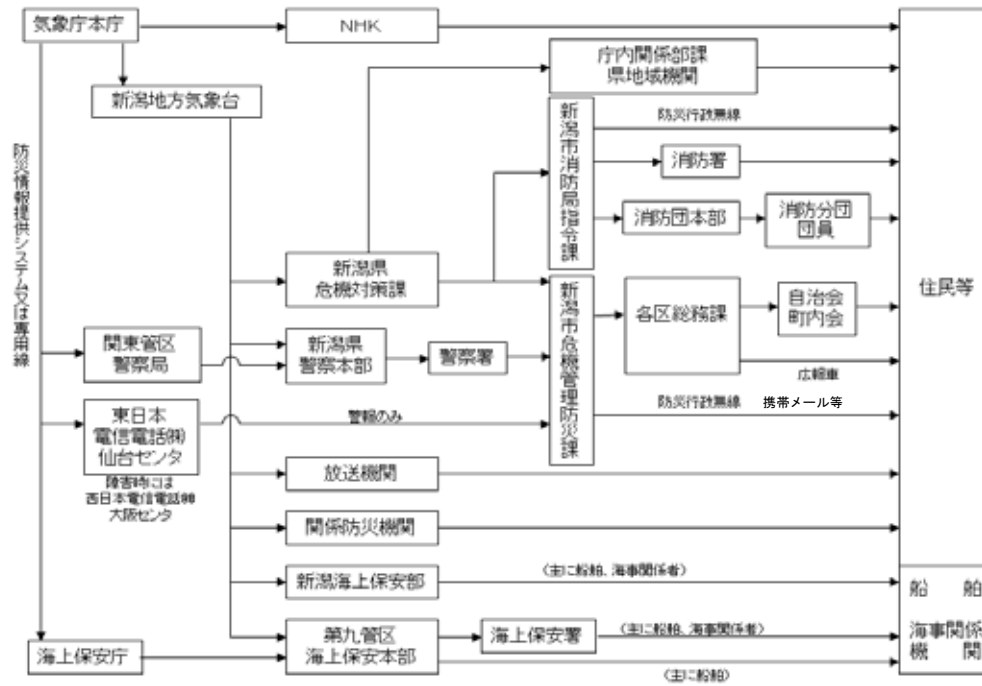
1 津波警報等の情報収集体制の確立

地震による津波被害の軽減を図るため、迅速かつ確実な情報収集体制の整備を図る。

(1) 情報収集

新潟地方気象台からの情報収集の手段の複数化・多重防護化を図る。

(津波の警報等の伝達系統を以下に示す。)



(2) 地震・津波の警報等の種類

気象庁及び新潟地方気象台が発表する警報・注意報は次のとおり。

ア 津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	1m、2m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	0.5m	

注) 1. 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の

解除を行う。

2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差を示す。

イ 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、以下の内容が発表される。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が発表される。

発表される場合	発表内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

エ 地震情報の種類とその内容

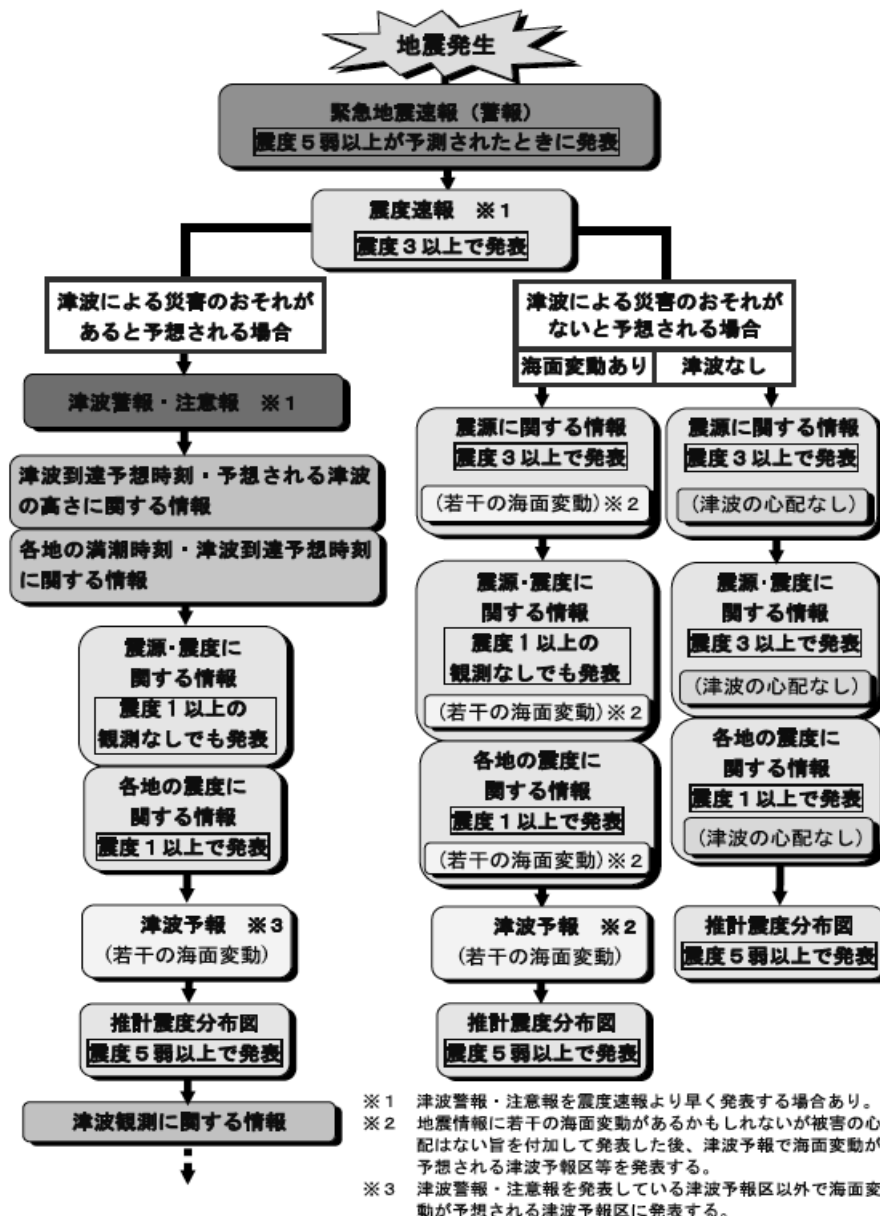
	発表基準	発表内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配なし」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかの場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

オ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料や、担当区域で津波警報・注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料。

(3) 地震発生からの流れ



※緊急地震速報とは

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 津波監視体制の整備

消防対策部及び関係区本部は他の対策部と連携し、津波による被害を防止するため、気象台から発表される情報等により、あらかじめ定める巡回監視ルートにおいて、異常な海象等を確認するものとする。ただし、津波の監視場所は監視者の安全を確保できる場所とし、あらかじめ定める。

(1) 海面監視

津波注意報が発表されたときに実施する。なお、津波警報（津波、大津波）が発表された場合は海面監視を実施しない。

(2) 監視パトロール

津波の襲来が予想される場合や津波注意報・警報が発表された場合、異常な海象等を確認するため、あらかじめ定めた巡回監視ルートにおいて監視パトロールを実施する。なお、パトロール中に海岸・河口部にいる者を発見した場合は、注意や避難を促す。

(3) 高所監視カメラによる監視

地震発生直後から津波による被害が予想されるときには、画像伝送システムの高所監視カメラを使用して、遠方監視を合わせて実施する。

(4) 異常情報を発見した場合の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、市長又は警察官、海上保安官のうち最も通報に便利な者に速やかに通報する。

この場合において、市長がこれを受けた場合は知事（危機対策課）及び新潟地方気象台へ、警察官又は新潟地方気象台がこれを受けた場合は市長及び知事へ速やかに通報するものとし、知事は速やかに新潟地方気象台に通報する。

第2節 避難及び避難所計画

地震発生後の津波から住民等の生命・身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難活動を実施するとともに、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について定める。なお、ここに記載の無い事項については、第3部第2章第4節「避難及び避難計画」に準じることとする。

実施担当	災害対策本部事務局 福祉対策部 消防対策部 教育対策部 市民生活対策部 都市整備対策部 経済・国際対策部 各区本部
防災関係機関	各警察署 新潟海上保安部 自衛隊 日本赤十字社新潟県支部 新潟市連合婦人会 にいがた女性会議

1 避難指示等

(1) 実施者

避難指示等の発令は、原則として本部長（市長）が行うこととするが、本部長（市長）が発令するいとまがないときは、本部長に代わって区本部長（区長）が行うことができる。この場合、発令後ただちにその旨を本部長（市長）に報告しなければならない。

(2) 避難指示等の発令基準

津波からの避難は特に緊急を要すことから、住民への避難情報は避難指示を原則とする。また、避難指示は、次の状況が認められるときを基準として発令する。

ア 津波警報（津波又は大津波）が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められる場合

イ その他災害の状況により、市長等が必要と認める場合

(3) 避難計画の作成

避難指示等を発令する場合、速やかに次の事項について避難計画を作成する。

ア 避難を要する理由

イ 避難の対象地域

ウ 避難先

エ その他必要な事項

(4) 伝達手段

ア 災害対策本部による避難広報

災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達する。また、広報の際は、自主防災組織等地域の協力を得る。

(ウ) 防災関係機関への避難広報の要請

a 報道機関

報道機関にテレビ、ラジオ等による避難の広報について要請する。なお、要請に

あたっては、新潟県緊急時情報伝達連絡会が定める情報伝達ルート及び手段を活用する。

b 県等

県、県警察本部、第九管区海上保安本部にヘリコプターによる広報の協力について要請する。

(5) 避難指示等の解除

本部長（市長）は、津波警報等が解除されるなど、避難の必要がなくなったときは、避難している住民等に対して直ちにその旨を公示する。

なお、公示は避難指示等の伝達手段に準じた方法により行う。

(6) 避難指示等により住民に求める行動

避難指示等が発表された地域の住民は、津波避難ビルや津波避難場所へただちに避難行動を開始する。そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始する。なお、津波警報等が解除されるなど津波災害の危険性がなくなるまで、避難活動を継続する。

2 避難誘導

避難にあたっては、災害時要援護者や地理に不案内な観光客等に十分配慮する。

なお、津波到達時間までには、車両による沿岸の巡回広報を停止し、高台等へ避難するなど要員の安全確保を実施する。

3 住民等の避難行動

(1) 避難行動の原則

津波災害からの避難は特に緊急を要することとなるが、以下の点に留意する。

ア 避難は原則として徒歩による。

イ 避難指示等が発表された場合や「強い揺れ」「長い揺れ」を感じた場合には、迷うことなく避難行動を開始する。

ウ 避難にあたっては、隣近所等で互いに呼びかけを行い、他者の避難行動に結びつけるように努める。

エ 避難にあたっては、災害時要援護者に配慮し、防災関係機関等と連携し、可能な限り戸別訪問を実施するなどの呼びかけを行うように努める。

(2) 避難開始の時期

住民等が避難行動を開始する時期は次のとおりとする。

ア 津波警報（津波又は大津波）が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められる場合

イ 避難指示等が発表されたとき

4 津波避難ビルの開設及び避難者の受入

(1) 開設の方法

津波避難ビルの開設は、新潟県上中下越に津波警報（津波）・津波警報（大津波）が発

第1節 被災者援護計画

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の援護について計画を定める。

実施担当	福祉対策部 都市整備対策部 経済・国際対策部 総務対策部 地域・魅力創造対策部 市民生活対策部 各区本部
防災関係機関	市社会福祉協議会

1 融資・貸付・資金等による援護計画

(1) 災害弔慰金

福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、自然災害により死亡した市民の遺族に対して、「新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害弔慰金を支給する。

種別	対象災害	対象者	支給額	費用の負担
災害弔慰金	1 市で5世帯以上の住家が滅失した災害	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡した者の遺族 （ ・配偶者 ・子 ・父母 ・孫 ・祖父母 ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者1人につき主たる生計維持者の死亡の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4
	2 県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の災害			
	3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		<ul style="list-style-type: none"> ・それ以外の場合 	250万円
	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害			

(2) 災害障害見舞金

福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた場合「新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、その者に対して災害障害見舞金を支給する。

種 別	対 象 災 害	対 象 者	支 給 額	費 用 の 負 担
災害障害見舞金	1 市で5世帯以上の住家が滅失した災害	・「災害弔慰金の支給等に関する法律」に掲げる程度の障がいを受けた者	・障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円	・国 1/2
	2 県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の災害			・県 1/4
	3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		・それ以外の場合 125万円	・市 1/4
	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害			

(3) 被災者生活再建支援金

健康福祉対策部健康福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。

種別	対象となる災害 (自然災害)	対象世帯と 支給上限額
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村に係る自然災害	別表のとおり
	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村に係る自然災害	
	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害	

(別表)

種 類	対 象	支給上限額	
		複数世帯	単数世帯
住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）	住宅が全壊した世帯	100万円	75万円
	住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯	100万円	75万円
	災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状況が長期間継続している世帯	100万円	75万円
	住宅が半壊し、大規模な修繕を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）	50万円	37.5万円
住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）	建設・購入	200万円	150万円
	修繕	100万円	75万円
	賃貸（公営住宅以外）	50万円	37.5万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 災害援護資金の貸付

福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活立て直しの資金として「新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害援護資金を貸し付ける。

ア 対象災害

(ア) 市域内において災害救助法が適用された災害

(イ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

イ 貸付限度額

世帯主の負傷区分	被 害 の 程 度	金 額
世帯主に1か月以上の療養を要する負傷がない場合	住居の損壊がなく、家財の損壊がその家財の価格の1/3以上	150万円
	住宅の半壊	170万円 (特別の事情のある場合250万円)
	住宅の全壊	250万円 (特別の事情のある場合350万円)
	住居全体の滅失又は流失	350万円

世帯主に1か月以上の療養を要する負傷がある場合	住居の損壊がなく、家財の損壊がその家財の価格の1/3未満	150万円
	住居の損壊がなく、家財の損壊がその家財の価格の1/3以上	250万円
	住宅の半壊	270万円 (特別の事情のある場合350万円)
	住居全壊又は滅失	350万円

※特別の事情とは、被災した住居を建て直すのに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等である。

ウ 所得制限

貸付を受けられる世帯は、その世帯の年間所得が次の額以内でなければならない。

世帯人員	前年の所得金額
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上	730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額
	$730万 + 30万 \times (\text{世帯人員} - 4)$
その世帯の住居が滅失した場合 → 1,270万円	

エ 貸付条件

- (ア) 利率：年3%（据置期間中は無利子）
 - (イ) 据置期間：3年（特別な事情がある場合は5年）
 - (ウ) 償還期間：10年（据置期間含む）
 - (エ) 償還方法：年賦（元利均等償還）
 - (オ) 遅延利息：年10.75%
- (5) 生活福祉資金の貸付（担当：各区社会福祉協議会）

災害により被害を受けた低所得者に対し、経済的自立の助成と生活安定を目的に厚生労働省が定める「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、各区社会福祉協議会を窓口に行う。なお、この資金の貸付は、災害救助法が適用されない災害の場合である。

ア 福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）

(ア) 貸付対象

低所得者世帯等のうち他から融資を受けることの出来ない者で、この資金を受けることによって災害による困窮から自立できると認められる世帯

(イ) 貸付限度

1 世帯 150万円

(ウ) 貸付条件

- a 据置期間：貸付の日から6ヶ月以内（特別の場合2年以内）
- b 償還期間：据置期間経過後7年以内
- c 貸付利率：連帯保証人を立てる場合は無利子、延滞保証人がいない場合は年1.5%（据置期間中は無利子）
- d 償還方法：年賦・半年賦又は月賦

(エ) 連帯保証人

- a 原則として、65歳未満で一定以上の収入のある者
- b 生活福祉資金の借受人又は借受申込人になっていない者
※原則として連帯保証人は必要であるが、立てられない場合でも申請が出来る。

(オ) 申込方法

申込みは被災の日の属する翌月1日から6か月以内に行う。またその際、市長の発行する被災証明書が必要である。

イ 福祉費（住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費）

(ア) 貸付対象

低所得者世帯・高齢者世帯（日常生活で介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯等）・障害者世帯（身体障害者、知的障害者又は精神障害者の属する世帯等）で、被災した家屋を増改築、改修、又は補修するために貸付が必要な世帯

(イ) 貸付限度 250万円以内

(ウ) 貸付条件

- a 据置期間：貸付の日から6ヶ月以内
- b 償還期間：7年以内
- c 貸付利率：連帯保証人を立てる場合は無利子、延滞保証人がいない場合は年1.5%（据置期間中は無利子）
- d 償還方法：年賦・半年賦又は月賦

(エ) 連帯保証人

- a 原則として、65歳未満で一定以上の収入のある者
- b 生活福祉資金の借受人又は借受申込人になっていない者
※原則として連帯保証人は必要であるが、立てられない場合でも申請が出来る。

(オ) 申込方法

申込みは被災の日の属する翌月1日から6か月以内に行う。またその際、市長の発行する被災証明書が必要である。

(6) 母子寡婦福祉資金の貸付（担当：福祉対策部福祉総務班 各区本部健康福祉班）

母子家庭の母・寡婦に対して、災害により被害を受けた家屋の増改築、補修又は保

全のために必要な住宅資金を貸し付ける。なお、この資金の貸付は、災害救助法が適用されない災害の場合である。

ア 貸付限度額 200万円

イ 貸付条件

(ア) 据置期間：6か月

(イ) 償還期間：7年以内

(ウ) 利率（年利）：連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 1.5%

ウ 特例措置

(ア) 償還の猶予

災害により借主が支払期日までに償還することが困難である時に、1年以内支払いを猶予できる。その際、市長が発行する被災証明書が必要である。（特に1年後も必要なら改めて猶予できる。）

(イ) 違約金の不徴収

支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を、災害等の理由により徴収しないことができる。その際、市長が発行する被災証明書が必要である。

(ウ) 据置期間の延長

災害により、全壊・流失・半壊・床上浸水等の被害を受けた者に対し、被害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣の定めにより据置期間の延長ができる。

(7) 災害復興住宅融資（担当：都市整備対策部宅地・建物班）

独立行政法人 住宅金融支援機構が指定した災害により、被害を受けた住宅の所有者が災害復興住宅融資を受けようとする場合、借入れ手続きの指導を行うなど当該融資の促進を図るものとする。

(8) 天災融資制度（担当：経済・国際対策部農林水産班 各区本部）

農林漁業者や農協等の組合が災害により被害を受けた場合、農林漁業の経営等に必要資金の融通が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるようにするため、経済・国際対策部農林水産班及び各区本部は、次の措置を講ずるものとする。

ア 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づき、被害農業者等の認定並びに融資機関に対する利子補給及び損失補償を行う。

イ 被害の状況に応じて、県に既存の融資制度の弾力的運用を要請するとともに、市内の金融機関に対して、融資に際しての特別な配慮を要請し協力を求める。

天災資金

種 別	貸付の相手方	貸 付 限 度	利率（年利）	償還期間
経営資金 （種苗、肥料、飼料、薪炭原料、薬剤、漁具の購入費等の農林漁業経営に必要な運転資金）	・被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	・個人 200万円以内 [政令で定める資金500万円以内] *なお、激甚災害の場合は、250万円以内（政令で定める資金600万円以内） ・法人 2,000万円以内 [政令で定める資金2,500万円以内]	・特別被害者 3.0%以内 ・3割被害者等 5.5%以内 ・その他 6.5%以内	6年以内 （激甚災害の場合は7年以内）
事業資金 （天災により被害を受けたため必要となった事業資金）	・被害組合及び連合会	・組合 2,500万円以内 ・連合会 5,000万円以内 *激甚災害の場合 ・組合 5,000万円以内 ・連合会 7,500万円以内	・6.5%以内	・3年以内

(9) 中小企業融資（担当：経済・国際対策部経済総務班 各区本部）

中小企業者が災害により被害を受けた場合、その企業の施設の復旧に要する資金、並びに事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるようにするため、経済・国際対策部経済総務班及び各区本部は次の措置を講ずるものとする。

ア 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の特別貸付の設定を促進するため関係機関に対し要請する。

イ 信用力の低い中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠の増大措置として、資金の貸付又は損失補償等を行う。

ウ 地元一般銀行、その他金融機関に対し、被害の状況に応じて特に必要があると認められた時は、融資の特別配慮を要請し協力を求める。また、資金を預託し貸付資金源の増大も図る。

エ 中小企業の負担を軽減し復興を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けるための措置を講ずる。

2 雇用対策

災害により職を失った労働者の働く場の確保について、商工会議所等関係団体と連携し、地元主要事業所等が優先的に雇用するよう働きかけていくものとする。

3 市税の減免及び徴収猶予等

災害により被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、「地方税法」又は「新潟市市税条例」の定めるところにより、市税の減免、徴収猶予、期限の延長、滞納処分の執行停止等の緩和措置を講ずる。

(1) 減免

被災した納税義務者等に対し、該当する以下の税について減免を行う。

ア 個人市民税

被災した納税義務者本人、又はその者の所有する住宅・家財に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて、減免の措置を講ずる。

イ 固定資産税・都市計画税

災害により被害を受け著しく価値が減じた固定資産（土地・家屋・償却資産）に対し、その被災の程度に応じて、減免の措置を講ずる。

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者等が、市税を一時に納付したり又は納付することができないと認められる時は、その者の申請に基づき、災害の状況に応じて、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められる時は、さらに1年以内の延長を行うことができる。

(3) 期限の延長

被災した納税義務者等が、期限内に申告、申請、請求、その他書類の提出、又は市税を納付、納入できないと認められる時は、以下の方法により当該期限の延長ができる。

ア 広範囲にわたる災害の場合は、本部長（市長）が職権により適用地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合で、被災した納税義務者等による申請があった時は、災害がおさまった後、納税義務者については2カ月以内、特別徴収義務者については30日以内に限り、本部長（市長）が納期限を延長する。

(4) 滞納処分の執行停止等

納税滞納者等が災害により無財産となる等の被害を受けた時は、その状況に応じて滞納処分の執行停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置を講ずる。

4 国民健康保険料の減免等

(1) 減免

災害により被災した納税義務者等に対し、被災の程度に応じて健康保険料を減免することができる。

(2) 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納税義務者等が、健康保険料の全部又は一部を一時

に納付することが出来ない場合は、その者の申請に基づき期限の延長等の徴収猶予が認められる。

5 国民年金保険料の免除

被災した年金加入者又はその世帯員が、災害によりその所有する住宅又は家財に損害を受け、納付することが困難な事情にある場合は、その者の申請に基づき免除の措置を講ずることができる。

6 住民への支援制度等の周知・広報、相談窓口等の設置について

(担当:災害対策本部事務局 各区本部広報班)

(1) 支援制度等の周知・広報

災害対策本部事務局及び各区本部広報班やその他防災関係機関は、災害により被災者に対する各種支援制度、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により住民への周知を図る。

ア テレビ・ラジオ等の放送、新聞広報等（各種報道機関と協力して実施する）

イ 広報車、広報紙（臨時号を発行するなどして対応する）、チラシ、ホームページ等

ウ 同報無線、ケーブルテレビ等の地域型放送手段によるもの

(2) 相談窓口等の設置

災害対策本部事務局及び各区本部広報班は、災害により被害を受けた住民のために市役所内に総合相談窓口、各区役所及び各出張所に市民相談窓口を設置し、被災者の幅広い問い合わせ、相談、支援等に応じる。

また、被害の状況に応じて、避難所等への巡回相談や専門家による相談も行う。

(3) 相談窓口等開設の周知

災害により相談窓口等を設置した時は、各種広報手段（上記(1) ア～ウ参照）等により住民に開設の周知を図る。

7 義援金・義援物資配分計画

(1) 義援金・義援物資の募集と周知（担当:災害対策本部事務局）

災害対策本部事務局は、義援金・義援物資について、国及び県並びに市ホームページ、報道機関等を通じて、次の事項を公表し、広く一般への周知を図る。

ア 義援金

(ア) 受入れ窓口

(イ) 振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 義援物資

(ア) 受入れ窓口

受入れ窓口を設置する場合、窓口と集積場所が異なる時は、その送り先の所在

をはっきりさせる。

(1) 受入れを希望する物資一覧

物資の需要と供給状況を勘案し、逐次更新する。

(2) 義援金の受入れ・配分

(担当:総務対策部財務班 調査班 各区本部調査班)

ア 受入れ

総務対策部財務班は、災害発生後速やかに金融機関の協力を得て、義援金受入れ窓口を開設する。また、義援金の受入れにあたっては、寄託者へ受領書を発行し、保管する。

イ 配分

寄託された義援金については、義援金配分委員会を組織し、配分計画を決定する。総務対策部調査班及び各区本部調査班はこの決定に基づき、適切かつ速やかに被災者に配分する。

ウ 義援金配分委員会の構成

義援金配分委員会の委員は市社会福祉協議会及び義援金受入団体等で構成する。

(3) 義援物資の受入れ・配分

(担当:市民生活対策部食糧・物資班 各区本部区民生活班)

ア 受入れ

(ア) 市民生活対策部食糧・物資班及び各区本部区民生活班は、災害発生後速やかに受入れ・照会窓口を開設する。

(イ) 受入れにあたっては、受入れ要員を事前に確保し、迅速に集積できる体制を整えておく。

(ウ) 集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

(エ) 義援物資の寄託者に対しては受領書を発行するなどして、配分先が決まるまで確実に保管しておく。

イ 配分

(ア) 配分のための引継ぎ等は、受入れリスト等による管理のもと、迅速、確実に行えるようにする。

(イ) 市民生活対策部食糧・物資班及び各区本部区民生活班は、自己調達物資や応援要請物資等と調整を図り、義援物資の目的に添った効果的な配分を行う。

第2節 公共施設復旧計画

被災した公共施設の災害復旧は、できるだけ早い被災施設の原形復旧と合わせ、再度の災害発生を防止するため、長期的視点に基づいた十分な検討による施設の新設または改良が必要である。

復旧にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から事業を優先して行う。

実施担当	都市整備対策部	各区本部
防災関係機関	北陸地方整備局新潟国道事務所	県 県警察本部 各警察署

1 公共建築物の復旧計画

公共建築物の被害調査の結果に基づき、被害額の算定及び施設の緊急性等を考慮し順次、復旧計画をたてる。

2 市営住宅対策

被災した市営住宅の被害状況を的確に調査把握するとともに、速やかに復旧計画を策定し、早期な災害復旧事業の推進を図る。

- (1) 全市営住宅の被害状況調査、集計
- (2) 災害復旧事業計画の作成
- (3) 災害市営住宅の建設及び既設市営住宅の復旧にあたり適用される法律

事業	適用される法律	
	通常災害	激甚災害
公営住宅災害等復旧事業	公営住宅法	激甚法第3条
り災者公営住宅建設事業	公営住宅法	激甚法第22条

※激甚法・・・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

- (4) 既設市営住宅復旧事業の手続きの流れ
 - ア 既設市営住宅災害確定報告書及び既設市営住宅復旧計画書の提出
(災害発生後15日以内、事業主体→知事→国土交通大臣)
 - イ 補修費及び宅地復旧費の査定
 - ウ 復旧計画の内示 (国土交通大臣→知事)
 - エ 補助金交付申請 (事業主体→知事→国土交通大臣)
 - オ 補助金交付決定 (国土交通大臣→知事→事業主体)

3 公共土木施設災害復旧事業

被災した公共施設の災害復旧は、できるだけ早い被災施設の原形復旧と合わせ、再度の災害発生を防止するため、長期的視点に基づいた十分な検討による施設の新設または改良等が必要である。

復旧にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から事業を優先して行うものとする。

(1) 復旧事業の対象

災害復旧事業名	対象施設	関係省庁	国の窓口	根拠法
(1)公共土木施設災害復旧事業	道路	国土交通省	防災課	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
(2)都市災害復旧事業	都市施設	国土交通省	都市安全課 下水道事業課	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

執行手続きについては、県地域防災計画による。

(2) 激甚災害の指定

適用すべき措置	指定基準
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定基準	次のいずれかに該当する災害 A基準 公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額 >全国標準税収入額 ×0.5% B基準 公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額 >全国標準税収入額 ×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県の公共施設災害復旧事業費の査定見込額 >当該都道府県標準税収入額 ×25% 又は (2) 都道府県内市町村の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額 >都道府県内市町村の標準税収入額 ×5%

(3) 局地激甚災害の指定

適用すべき措置	指定基準
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく局地激甚災害指定基準	当該市町村の公共施設災害復旧事業等の事業費等の査定事業費>当該市町村の標準税収入額 ×50% (ただし、当該査定事業費10,000千円未満の市町村を除く) となる市町村が1以上ある災害 ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く

4 公園緑地災害復旧事業

災害状況に応じ、樹木の植栽や遊具等の改良など災害予防の視点も考慮した公園緑地の復旧を行うとともに、災害箇所以外の公園緑地についても、適宜、予防計画に基づいた補植や改良等を実施していく。

5 漁港及び水産施設復旧事業

(1) 漁港及び水産施設

ア 復旧対策

(ア) 被災点検調査

被災概要調査で被害が発見された箇所等を中心に、構造物の安全性の確認及び施設の利用可能性の判定に視点をおいて、被害状況を詳細に把握するための調査を行う。

(イ) 応急工事

応急的に施設の機能を確保するための工事で、被害状況のほか、施設の重要度や必要資機材の入手可能性や工期等も考慮し、優先順位を定め段階を追って進める。

(ウ) 復旧工事

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づき、被災施設の速やかな復旧を図ることに努める。

6 上水道施設復旧事業

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

ア 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水個所の他に、地下の漏水個所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

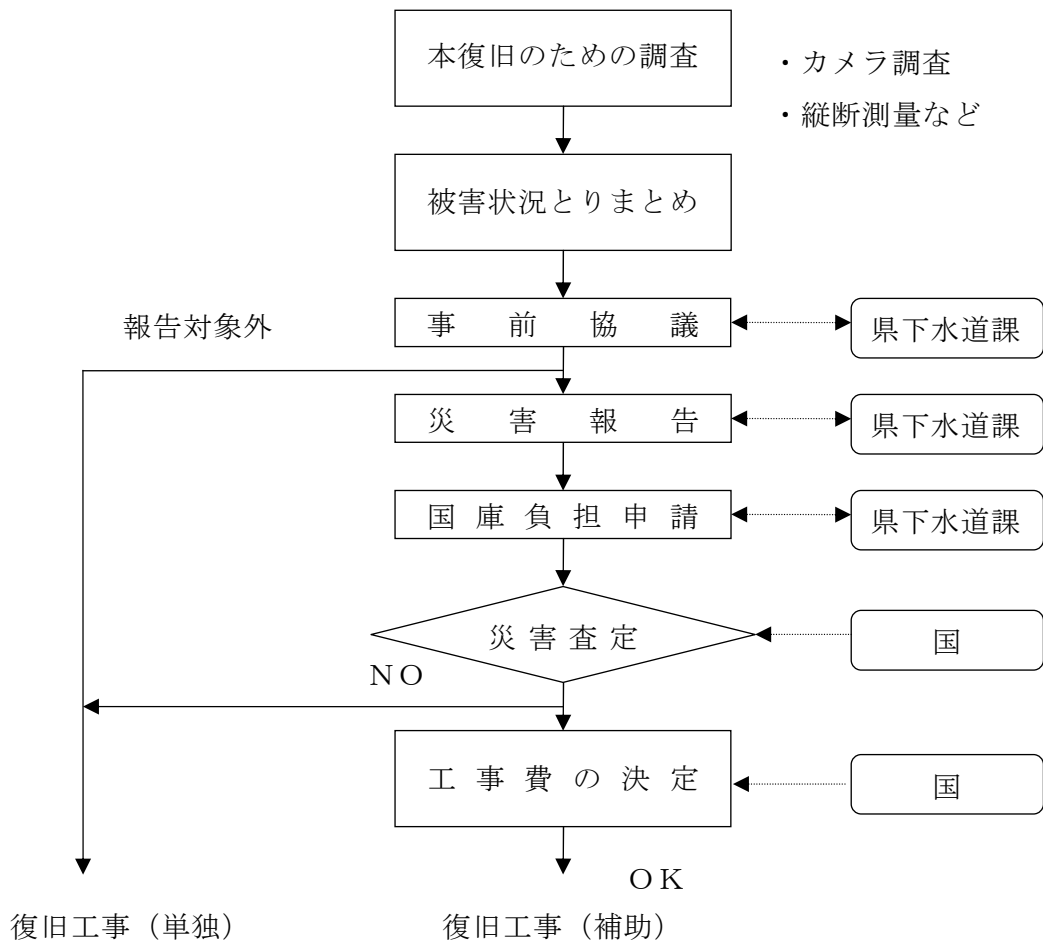
イ 恒久対策計画

原型復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。特に老朽管の更新、管路の伸縮・可とう化等の耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水管幹線のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

(注) 第2部第1章第8節「上水道施設災害予防計画」参照

7 下水道施設復旧事業

- (1) 施設の復旧に当たっては、耐震性の強化・ネットワーク化や危険分散等を視野に入れた「災害に強い下水道」を目指す。
- (2) 平常時から非常時にわたる下水道機能の高度化・多様化を総合的かつ広域的に進めることを基本とする。
- (3) 下水道施設復旧のフロー

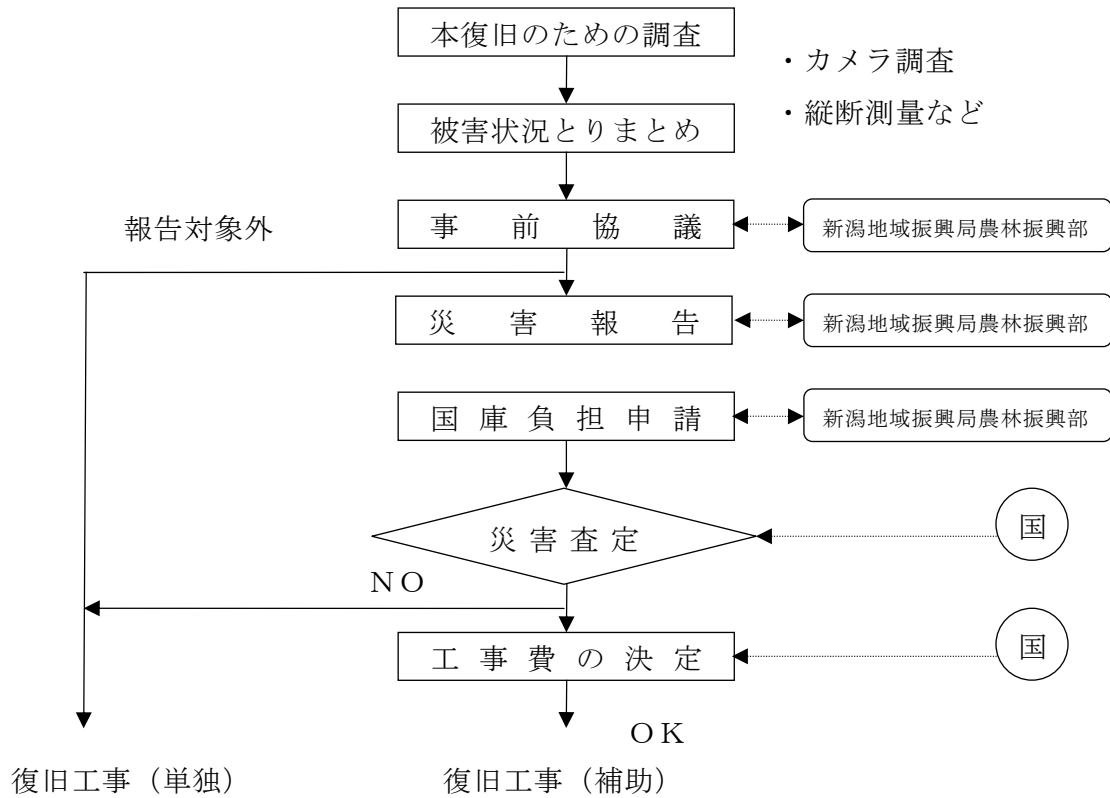


8 農業集落排水処理施設復旧（大淵・西野・西山・江口・両川・曾野木・横戸・西島処理区）

(1) 復旧対策の方針

原形機能を復旧するとともに、地域の将来計画も勘案した本復旧を行う。

(2) 農業集落排水処理施設復旧フロー



9 排水機場施設復旧（本所、蔵岡、南浜、濁川、旧広通江、田潟、升潟、鎧潟、旧木山川、曲通、東部、葛塚、両村囲、棕新田・須戸）

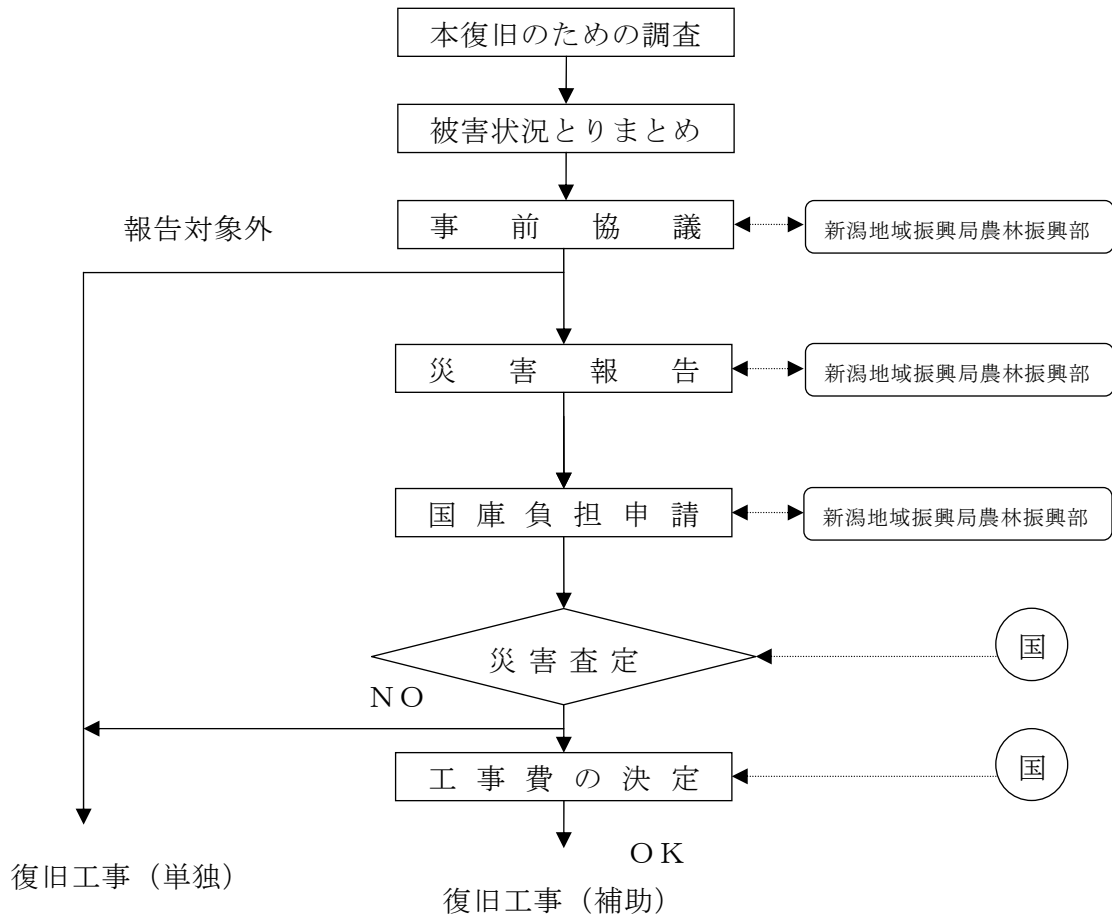
(1) 復旧対策の方針

- ア 農業用施設の被害及び農地の湛水被害を最小限に食い止める。
- イ 人的災害につながる二次災害の発生の防止を優先する。
- ウ 復旧を適切に実施するため、的確な被害状況調査

(2) 復旧対策

- ア 施設全体の被害状況の把握
- イ 二次災害の発生の防止工事
- ウ 施設の緊急復旧工事、応急復旧工事
- エ 本復旧は農作物の作付時期等を踏まえて土地改良区、農協、農家組合、他関係機関との調整を密にして早期復旧

(3) 排水機場施設復旧フロー



第1節 震災予防計画

この計画は、電力施設、ガス施設、公衆通信施設、鉄道施設に係る災害予防を図るため、円滑かつ適切な災害対策の遂行を行うことを目的とする。

実 施 担 当	東北電力(株) 北陸ガス(株) 越後天然ガス(株)
	蒲原ガス(株) 白根ガス(株) 東日本電信電話(株)新潟支店
	東日本旅客鉄道(株)新潟支社

1 電力施設予防計画

(1) 防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に遂行するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 電力設備の災害予防措置に関する事項

ア 電力設備の安全化対策

電力施設は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、設備ごとに安全性に関し十分な分析を行うとともに、従来の経験や地域特性等を踏まえ万全の予防措置を講ずる。

(ア) 火力発電設備

発電用火力設備に関する技術基準等に基づき耐震設計を行う。

(イ) 送電設備

電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行う。

(ウ) 変電設備

変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき耐震設計を行う。

(エ) 配電設備

電気設備に関する技術基準等に基づき耐震設計を行うとともに、軟弱地盤箇所については支持物の補強を行う。

(オ) 通信設備

電気設備に関する技術基準及び電力保安通信規程に基づき耐震設計を行う。

なお、各施設の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

イ 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社が供給力の応援を行う。

東北電力系統は、隣接する北海道電力、東京電力の系統と常時連係して運用して

おり、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連携し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は二回線とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

(3) 災害対策用資機材等の確保

ア 災害対策用資機材等の確保及び整備

震災時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

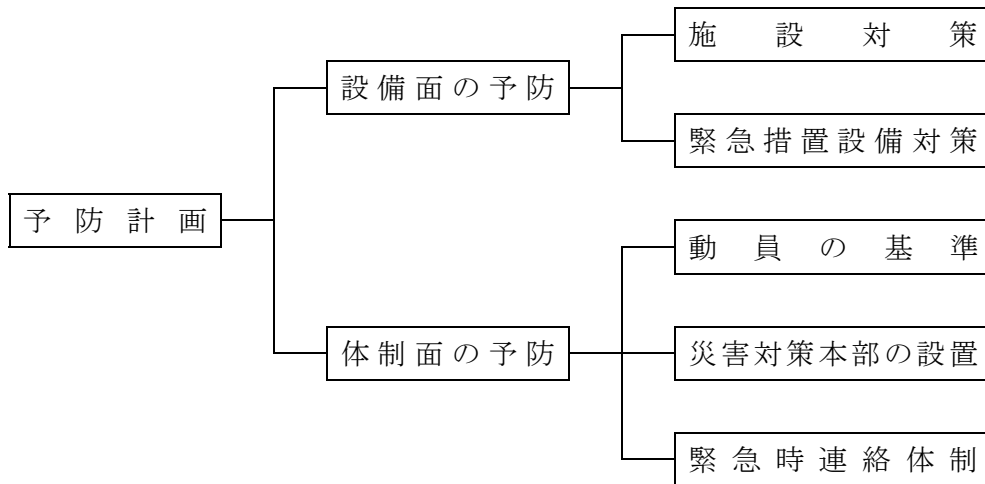
また、車両、船艇、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

イ 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

2 ガス施設予防計画

(1) 計画の体系



(2) 設備面の災害予防

ア 施設対策

予防対策の基本はガス施設の耐震性向上にあり、施設の重要度を考慮し、合理的で効果的な対策を講ずる。

(ア) 製造所・供給所の対策

- a 新設する施設は合理的な耐震設計を行う。
- b 既設の施設については、耐震性の評価を行い、必要に応じて補強等を行う。
- c 異常事態等を迅速、正確に把握するための情報の収集措置及び緊急措置を行うための遮断装置を設置する。

(イ) 導管の対策

- a 新設する導管は耐震性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管

等の管材を使用し、その接合は溶接、融着、抜け出し防止機構を有する機械的接合など耐震性能を有する方式を使用する。

- b 耐震性が十分でない既設管については、耐震性のある導管への取替えを実施する。

イ 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は地震災害発生時にガスによる二次災害を防止することである。そのため緊急措置に必要な設備の整備を図るとともに、地震時に速やかで適切な措置がとれるよう平常時より教育・訓練を実施し運用体制を整備しておく。

(ア) 製造所・供給所の対策

- a 検知・警報（地震計、漏えい検知器、火災報知機等）装置を設置する。
- b ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等は緊急時に備え、緊急停止のための装置を設置する。
- c 防・消火設備の整備を図る。

(イ) 導管の対策

- a 供給停止地区と供給継続地区を区分するため導管網のブロック化を図る。
- b 供給範囲が広い地域については必要により、地震の震度・圧力の変動等の情報を迅速・正確に収集するためのシステムを整備する。
- c 迅速・確実に供給停止を行うための緊急遮断設備を整備する。
- d 需要家での二次災害を防止するためマイコンメータを設置する。

(3) 体制面の災害予防

ア 動員の基準

- (ア) 地震発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、地震発生時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知しておく。
- (イ) 地震発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておく。

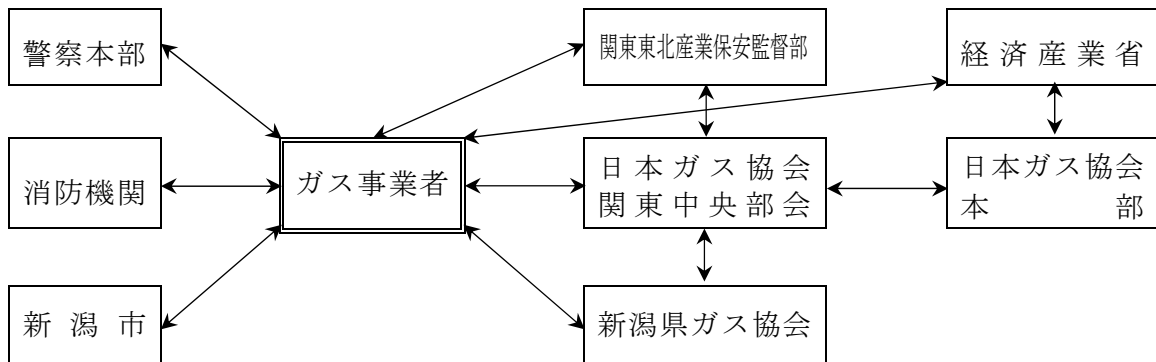
イ 災害対策本部の設置

- (ア) 災害対策本部の設置については、あらかじめ震度及び周辺被害状況等から、その設置基準及び規模を定めておき、地震発生後速やかな対応ができるよう体制を整備しておく。
- (イ) 災害対策本部の組織は災害対策に関する諸規定に基づき、組織及び動員者の役割を明確にしておく。
- (ウ) 災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために、あらかじめ特定しておくとともに非常通信設備、ファクシミリ、複写機等の必要な備品ならびに必要な図書、帳票類を通常から整備しておく。

ウ 緊急時連絡体制の確立

災害の発生が予想されまたは発生した場合に、経済産業省、日本ガス協会、消防、

警察、市等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。



(4) 防災広報活動

地震発生時の二次災害防止と効果的な震災対策活動を行うため、平常時・地震発生時・供給停止時等の広報の時期に応じて、あらかじめ具体的手段をフロー図・チェックリスト・広報例文等で準備しておく。

ア 平常時の広報

平常時より地震時の二次災害防止のためのPRを実施するとともに、広報活動を円滑に実施するため、需要家をはじめ報道機関・市との広報ルートを整備しておく。

イ 地震発生直後の広報

大規模地震が発生した直後は、需要家はもちろん関係機関の協力のもと二次災害の防止を図るため、報道機関、広報車等を通じて、需要家に対してガスについての注意事項及び協力のお願いの広報を行う。

ウ ガス供給停止時の広報

大規模地震により供給停止をした場合、二次災害防止とともに需要家の不安の解消を目的とした広報活動が必要である。そのため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する周知についても、引続き適切な広報を行う。

(5) 災害対策用資材等の整備

ア 災害発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な資材及び早期復旧を図るために必要な資材を備えておく。

イ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査し、体制を整備する。

(6) 応援協力体制の整備

ア 救援措置要領の整備

地震等により広範囲にわたり供給停止が発生し、大規模な応援が必要となる場合は、日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援

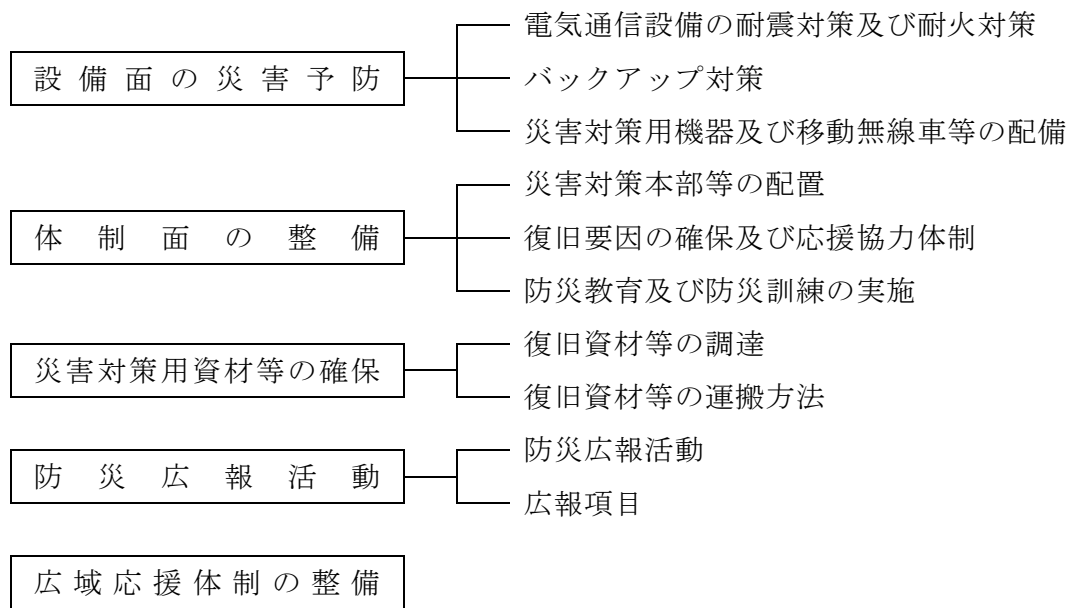
措置要領」に基づき当該日本ガス協会地方部会へ、救援要請する。

イ 工事会社への協力要請

震災時の緊急措置、復旧作業を円滑に行うため必要な人員、機材等を確保するために工事会社などの関連協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

3 公衆通信施設予防計画

(1) 計画の体系



(2) 設備面の災害予防

電気通信施設の公共性にかんがみ災害時においても、重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接被害をうけなかった都市相互間の通信が途絶したり、麻痺したりしないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上を更に促進する。

ア 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

(ア) 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、耐震対策を施してきたが、一部の施設については、大規模地震に耐えうるように調査点検を実施し補強を計画的に進めて行く。

(イ) 耐火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

イ バックアップ対策

地震災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

- (ア) 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。
- (イ) 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。
- (ウ) 交換、伝送・無線システム等データファイルの分散化を図る。
- (エ) 通信網輻輳マニュアルを作成する。

ウ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要支店等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

- (ア) 孤立防止用無線機及び災害復旧用無線電話機
- (イ) 可搬型移動無線機
- (ウ) 移動電源車及び可搬電源装置
- (エ) 応急復旧光ケーブル
- (オ) ポータブル衛星局及び衛星車載局
- (カ) その他応急復旧装置

(3) 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、地震災害の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又これに協力するものとする。

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及び予め定められた震度以上の出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- (ア) 情報連絡室
- (イ) 地震災害警戒本部
- (ウ) 災害対策本部

イ 復旧要員の確保及び応援協力体制

- (ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- (イ) NTTグループ会社等関連会社による応援
- (ウ) 工事請負会社の応援

ウ 防災教育及び防災訓練の実施

- (ア) 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図る。
- (イ) 市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。
- (ウ) 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

(4) 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を

主要支店へ配備充実を図る。

ア 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、県内各支店保有の資材及び全国より資材等の調達を行う。

- (ア) 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
- (イ) 電気通信設備の予備パッケージ等

イ 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターの空輸を行う。

(5) 防災広報活動

地震災害によって電気通信サービスに支障を来たした場合又は利用制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

ア 防災広報活動

- (ア) 広報車での呼びかけ
- (イ) テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報
- (ウ) NTT支店前掲示による広報

イ 広報項目

- (ア) 被害状況
- (イ) 復旧見込み
- (ウ) 特設公衆電話設置場所の周知
- (エ) 臨時お客様対応窓口の周知
- (オ) 災害用伝言ダイヤル利用方法の周知

(6) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、県内の電気通信設備の被災状況を把握し自支店だけでは対処できないと判断した場合は、本社災害対策本部等に応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し、迅速な災害復旧を図る。

4 鉄道施設予防計画

鉄道事業者は、それぞれの事業規模に応じて、災害時に対応する体制、災害対策マニュアル等を作成するとともに、次のような対策をとる。

(1) 体制の確立

災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報の伝達

市、防災関係機関との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うため、次の通信設備を整備する。

ア 緊急連絡用電話

イ 指令専用電話

ウ ファクシミリ

エ 自動車電話

オ 列車無線

カ 携帯無線機等

(3) 防災上必要な教育、訓練

関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

ア 災害発生時の旅客の案内

イ 避難誘導等混乱防止対策

ウ 緊急時の通信確保

エ 旅客対策等

第2節 震災応急対策計画

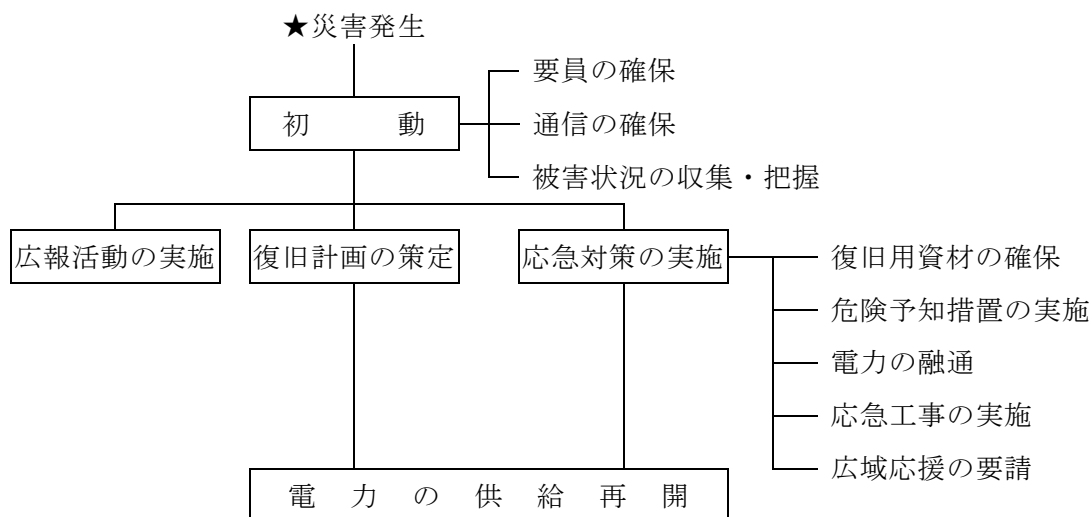
この計画は、電力施設、ガス施設、公衆通信施設、鉄道施設に係る災害応急対策及び災害復旧を図るため、円滑かつ適切な災害対策の遂行を行うことを目的とする。

実施担当	東北電力(株) 北陸ガス(株) 越後天然ガス(株) 蒲原ガス(株) 白根ガス(株) 東日本電信電話(株)新潟支店 東日本旅客鉄道(株)新潟支社
------	---

1 電力施設応急対策計画

(1) 災害応急対策

ア 電力供給施設応急対策フロー図



イ 復旧活動体制の組織

(ア) 被災時の組織体制

東北電力は、災害が発生した時は非常災害対策本部（第1非常体制の場合は連絡室）を設置する。本部には設備、業務毎に編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区分	非常事態の情勢
警戒体制	災害発生に備えて連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、または災害が発生し必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な災害が発生し、日常業務体制での復旧が困難な場合

(イ) 動員体制

対策本部（連絡室）の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるように、要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し適切な活動組織を

編成する。また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(ウ) 通信の確保

対策本部（連絡室）は防災体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(エ) 被害状況の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

ウ 応急対策

(ア) 復旧資材の確保

- ・対策本部（連絡室）班長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
- ・災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負業者の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。
- ・災害時において復旧資機材置き場及び仮設用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、市の災害対策本部に要請して確保する。

(イ) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、県・市、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(ウ) 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

(エ) 応急復旧工事

災害時における応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、かつ的確に実施する。緊急回復を要する箇所は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

(2) 災害復旧対策

復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

ア 広報活動の実施

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車、及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得て、ラジオ、テレ

び等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止等について周知を図る。また、CATV局及びコミュニティーFM局等に、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得る。

イ 広域応援体制

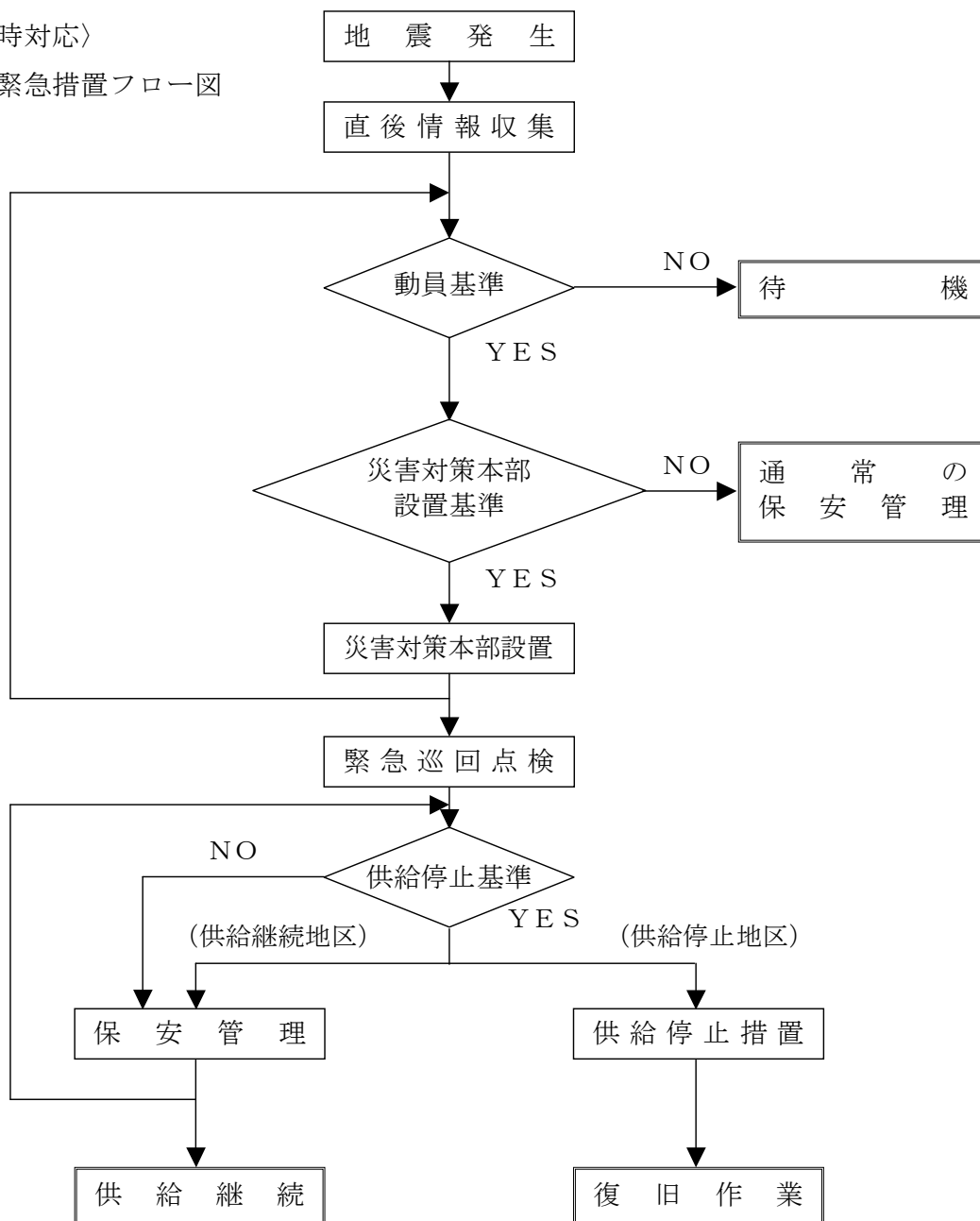
復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請または派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関連会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

2 ガス施設応急対策計画

〈緊急時対応〉

(1) 緊急措置フロー図



(2) 緊急措置

ア 緊急措置

(ア) 災害対策本部の設置

気象庁の発表した震度階が5弱以上の場合あるいは、地震により被害の発生が予想され、または発生した場合には、保安措置を円滑、適切に行うとともに早期復旧を図るため、災害対策本部を設置する。

(イ) 施設の被害状況の調査

地震ならびにガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、速やかに次の施設の巡視点検を行いガス工作物の被害状況を把握する。

- ・ 製造所・供給所の施設

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装、設備、電気・水道設備等について目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査、点検を行う。

- ・ 導管施設

重要な導管・架管部、整圧器等を車両または徒歩により巡回し、目視・臭気・ガス検知器等による調査・点検を行う。

(ウ) 供給停止

調査の結果、ガスによる二次災害のおそれがある地域についてはガスの供給を停止する。

〈復旧対策〉

(1) 復旧計画

ア 製造所・供給所施設の復旧

ガス発生設備・受入設備・ガスホルダーなどを巡視点検し、設備からのガス漏えい、沈下、変形等の異常の有無を調査し、損傷部分は修理を行う。

イ 導管施設の復旧

あらかじめ定めてある復旧計画書にそって、被害の比較的少ない地区より次の手順で復旧を進める。

(ア) 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓・メーターガス栓の閉栓を行う。

(イ) 高中圧導管に試験ガスを流し漏えい調査を行い、漏えいがある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。

(ウ) ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRの徹底、さらに安全を確保するため作業員の巡回を実施する。漏えい箇所を発見できない時はブロックを細分割し、調査を行う。

(エ) ブロック内低圧導管網が復旧したら、エアパージを行い、導管網を通常の供給

圧力程度に保持する。

- (オ) 需要家への供給を再開するに当たっては、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し開栓を実施する。

ウ 代替燃料の確保

ガス施設復旧までの間、必要に応じて代替燃料を供給する。

(2) 広域応援体制

地震発生に伴い、災害が発生し救援の必要が生じた場合は、日本ガス協会関東中央部会の定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」によって救援要請を行う。

(3) 利用者への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を実施する。

ア 広報の内容

(ア) ガス供給停止地区

- ・ 復旧の見通しとスケジュール
- ・ 復旧作業への協力依頼

(イ) ガス供給継続地区

- ・ ガス臭気、漏れ等異常時にはガス会社へ通報
- ・ ガスの安全使用周知

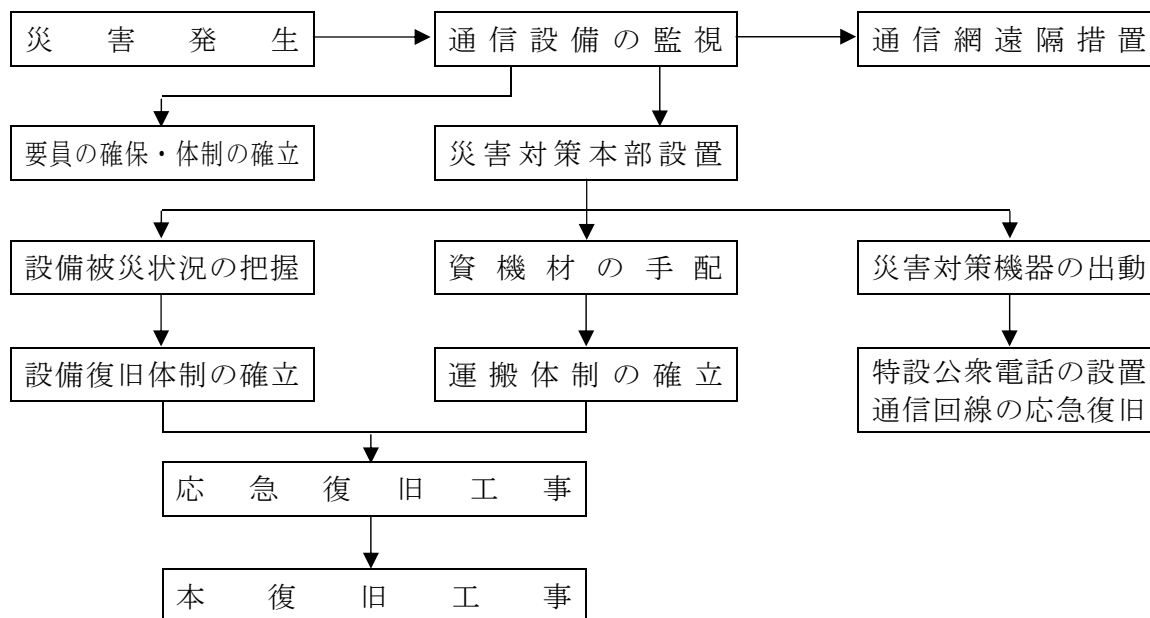
イ 広報の方法

- ・ 報道機関への協力要請
- ・ 広報車による巡回
- ・ 戸別訪問によるチラシ配布
- ・ 諸官公署への協力要請

3 公衆通信施設応急対策計画

地震災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

(1) 公衆通信施設（NTT）応急対策フロー図



(2) 応急対策計画

ア 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による規制、トーキ挿入措置を行う。

イ 災害時の組織体制

地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

(ア) 情報連絡室

(イ) 地震災害警戒本部

(ウ) 災害対策本部

ウ 設備復旧の体制

防災業務の運営或いは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

(ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

(イ) NTTグループ会社等関連会社による応援

(ウ) 工事請負会社の応援

エ 被災状況の把握

(ア) 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

(イ) 被害の詳細調査について、車両での通行は困難なことが想定されるのでバイク、自転車等により全貌を把握する。

オ 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車の出動により対応する。

- (ア) 孤立防止用無線機及び災害復旧用無線電話機
- (イ) 可搬型移動無線機
- (ウ) 移動電源車及び可搬電源装置
- (エ) 応急復旧ケーブル
- (オ) ポータブル衛星局及び衛星車載局
- (カ) その他応急復旧用諸装置

カ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、当該支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、必要に応じヘリコプターで空輸する。

(3) 復旧計画

ア 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

イ 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第 2 順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業 第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

ウ 本復旧工事

災害の再発を防止する、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

(4) 利用者への広報

NTT東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合次に掲げる事項について、支店前掲示及び広報車により地域

の需要家に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲に渡っての広報活動を行う。

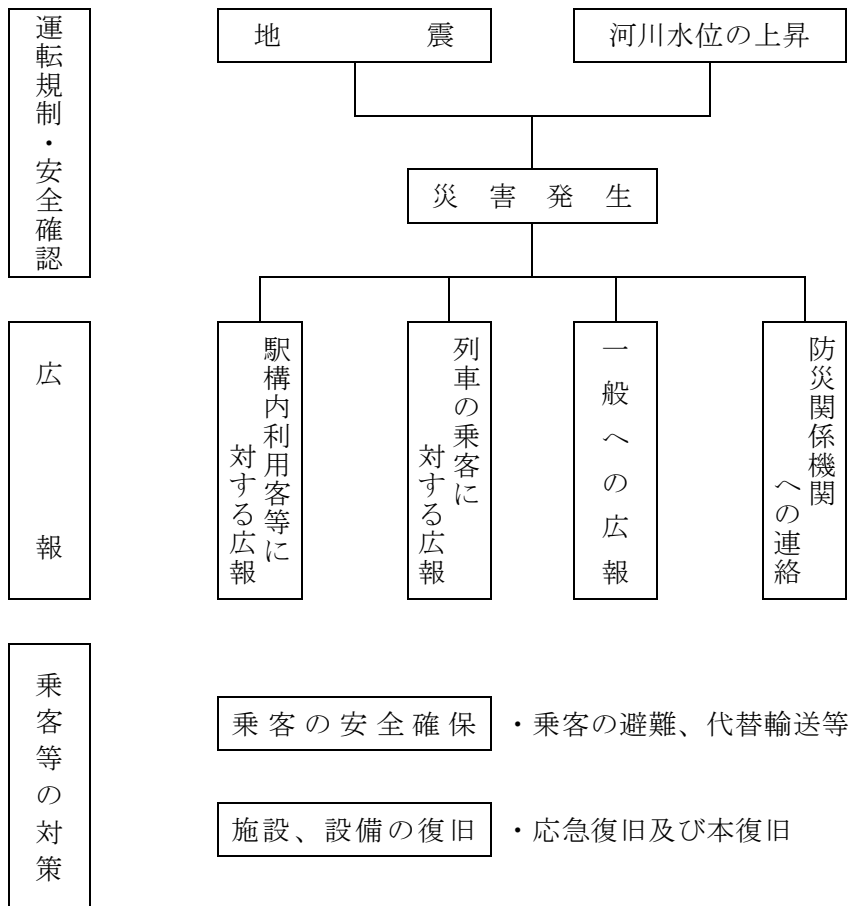
- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由
- ウ 通信の途絶又は利用制限の状況
- エ 需要家に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言ダイヤルの利用案内
- カ その他必要な事項

(5) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、県内の電気通信設備の被害状況を把握し自支店だけでは対処できないと判断した場合は、本社災害対策本部等に応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し、迅速な災害復旧を図る。

4 鉄道施設応急対策計画

(1) 鉄道施設応急対策フロー



ア 運転規制

地震発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行う。

(ア) 地震の取扱い

規制区間Ⅰ（落石区間）	規制区間Ⅱ（一般区間）	
—	3カイン以上～6カイン未満	所定運転
3カイン以上～6カイン未満	6カイン以上～12カイン未満	注意運転
6カイン以上	12カイン以上	運転中止

（上越新幹線については、40ガル以上の揺れを感じると自動的に列車が停止する。）

(イ) 河川決壊による取扱い

河川水位の上昇により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転
防災情報システムの運転中止警報表示	運転中止

イ 旅客等に対する広報

(ア) 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ・ 災害の規模
- ・ 被害範囲
- ・ 被害の状況
- ・ 不通線区
- ・ 開通の見込み等

(イ) 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- ・ 停車地点と理由
- ・ 災害の規模
- ・ 被害の状況
- ・ 運転再開の見込み
- ・ 避難の有無・方法等

ウ 救護、救出及び避難

- (ア) 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。
- (イ) 地震による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- (ウ) 地震による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護措置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に通報するとともに、県、市、各警察署等に協力を依頼する。

エ 代替輸送計画

地震による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- (ア) 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送
- (イ) 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

オ 応急復旧対策

地震の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(ア) 建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた借用方法、運用方法により適切に対応する。

(イ) 技術者の活用

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

(ウ) 地震災害時における資材の供給等

地震災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する。

(2) 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（CATV局、コミュニティーFM局等）に積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

第1節 風水害等予防計画

この計画は、電力施設、ガス施設、公衆通信施設、鉄道施設に係る災害予防を図るため、円滑かつ適切な災害対策の遂行を行うことを目的とする。

実施担当	東北電力(株)	北陸ガス(株)	越後天然ガス(株)
	蒲原ガス(株)	白根ガス(株)	東日本電信電話(株)新潟支店
	東日本旅客鉄道(株)新潟支社		

1 電力施設予防計画

(1) 防災訓練の実施

風水害等の被害を想定し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に遂行するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 電力設備の災害予防措置に関する事項

ア 電力設備の安全化対策

電力施設は、建築基準法をはじめ、各設備に関する技術基準や電力保安通信規程等の設計基準に基づき設置されており、設備ごとに安全性に関し十分な分析を行うとともに、従来の経験や地域特性等を踏まえ万全の予防措置を講ずる。

イ 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社が供給力の応援を行う。東北電力系統は、隣接する北海道電力、東京電力の系統と常時連携して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連携し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は二回線とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

(3) 災害対策用資機材等の確保

ア 災害対策用資器材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資器材等の確保及び整備点検を行う。

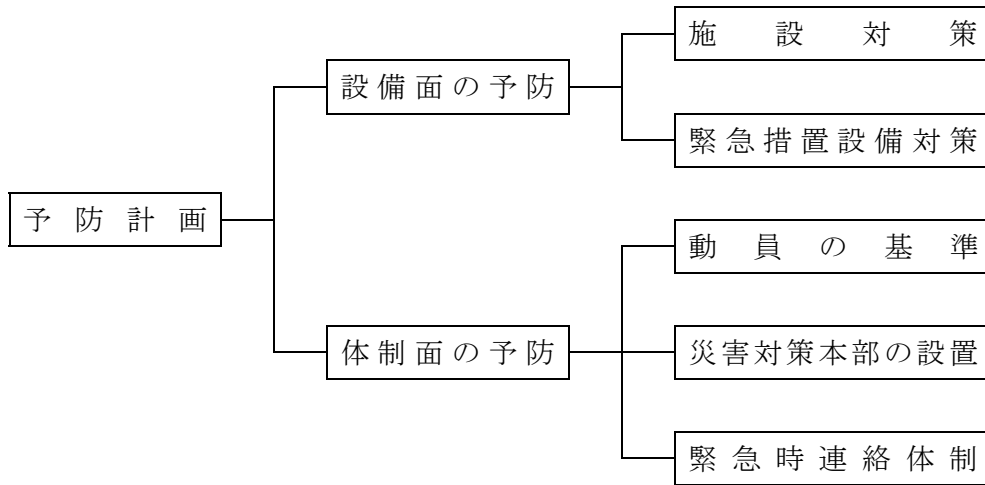
また、車両、船艇、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

イ 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

2 ガス施設予防計画

(1) 計画の体系



(2) 体制面の災害予防

ア 動員の基準

(ア) 災害発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、災害発生時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知しておく。

(イ) 災害発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておく。

イ 災害対策本部の設置

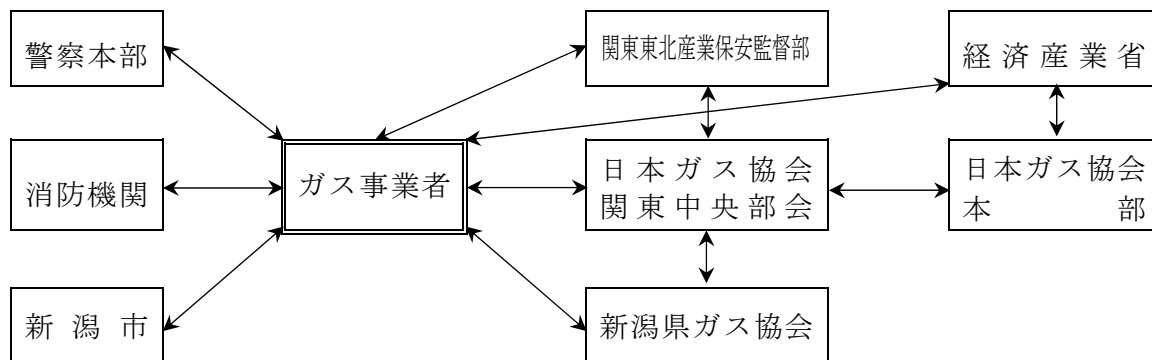
(ア) 災害対策本部の設置については、あらかじめ周辺被害状況等から、その設置基準及び規模を定めておき、災害発生後速やかな対応ができるよう体制を整備しておく。

(イ) 災害対策本部の組織は災害対策に関する諸規定に基づき、組織及び動員者の役割を明確にしておく。

(ウ) 災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために、あらかじめ特定しておくとともに非常通信設備、ファクシミリ、複写機等の必要な備品ならびに必要な図書、帳票類を通常から整備しておく。

ウ 緊急連絡体制の確立

災害の発生が予想されまたは発生した場合に、経済産業省、日本ガス協会、消防、警察、市等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。



(3) 災害対策用資材等の整備

ア 災害発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な資材及び早期復旧を図るために必要な資材を備えておく。

イ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査し、体制を整備する。

(4) 応援協力体制の整備

ア 救援措置要領の整備

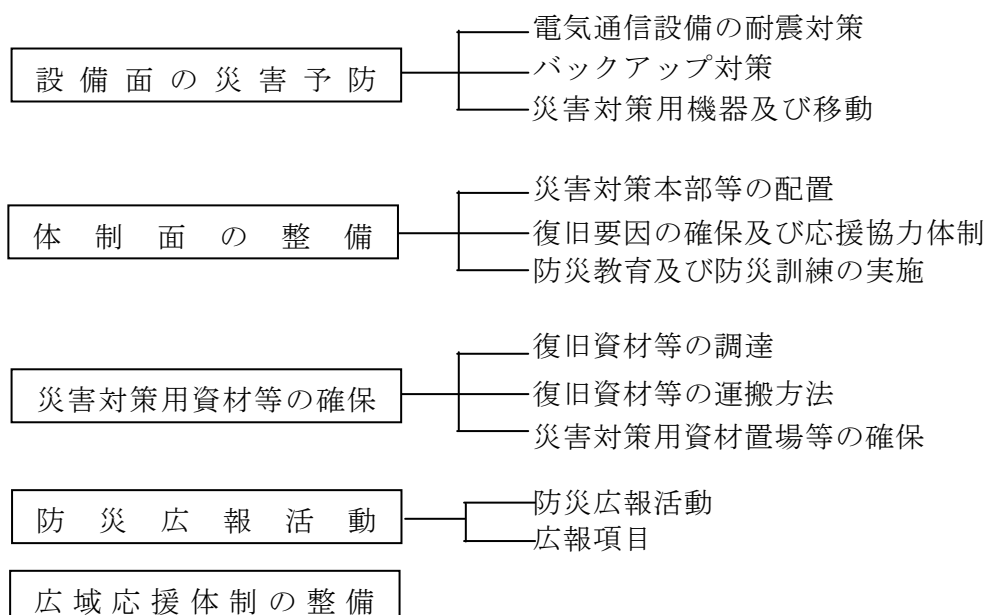
災害により広範囲にわたり供給停止が発生し、大規模な応援が必要となる場合は、日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき当該日本ガス協会地方部会へ、救援要請する。

イ 工事会社への協力要請

災害時の緊急措置、復旧作業を円滑に行うため必要な人員、機材等を確保するために工事会社などの関連協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

3 公衆通信施設予防計画

(1) 計画の体系



(2) 設備面の災害予防

電気通信施設の公共性にかんがみ災害時においても、重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接被害をうけなかった都市相互間の通信が途絶したり、麻痺したりしないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上を更に促進する。

ア 電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

(ア) 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、耐風水対策を施してきたが、一部の施設については、大規模災害に耐えるように調査点検を実施し補強を計画的に進めて行く。

(イ) 耐火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

イ バックアップ対策

風水害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

(ア) 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

(イ) 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。

(ウ) 交換、伝送・無線システム等データファイルの分散化を図る。

(エ) 通信網輻輳マニュアルを作成する。

ウ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

(ア) 孤立防止用無線機及び災害復旧用無線電話機

(イ) 可搬型移動無線機

(ウ) 移動電源車及び可搬電源装置

(エ) 応急復旧光ケーブル

(オ) ポータブル衛星局及び衛星車載局

(カ) その他応急復旧装置

(3) 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水害等の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、風水害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又これに協力するものとする。

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及

び予め定められた震度以上の出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- (ア) 情報連絡室
- (イ) 準備警戒体制
- (ウ) 災害対策本部

イ 復旧要員の確保及び応援協力体制

- (ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- (イ) N T Tグループ会社等関連会社による応援
- (ウ) 工事請負会社の応援

ウ 防災教育及び防災訓練の実施

- (ア) 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図る。
- (イ) 市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。
- (ウ) 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

(4) 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要ビル等へ配備充実を図る。

ア 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、県内各主要ビル配備の資材及び全国より資材等の調達を行う。

- (ア) 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
- (イ) 電気通信設備の予備パッケージ等

イ 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(5) 防災広報活動

風水害によって電気通信サービスに支障を来たした場合又は利用制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

ア 防災広報活動

- (ア) 広報車での呼びかけ
- (イ) テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報
- (ウ) N T T支店前掲示による広報

イ 広報項目

- (ア) 被害状況
- (イ) 復旧見込み

- (ウ) 特設公衆電話設置場所の周知
 - (エ) 臨時お客様対応窓口の周知
 - (オ) 災害用伝言ダイヤル利用方法の周知
- (6) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、県内の電気通信設備の被災状況を把握し自支店だけでは対処できないと判断した場合は、本社災害対策本部等に応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し、迅速な災害復旧を図る。

4 鉄道施設予防計画

鉄道事業者は、それぞれの事業規模に応じて、災害時に対応する体制、災害対策マニュアル等を作成するとともに、次のような対策をとる。

(1) 体制の確立

災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報の伝達

市、防災関係機関との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うため、次の通信設備を整備する。

ア 緊急連絡用電話

イ 指令専用電話

ウ ファクシミリ

エ 自動車電話

オ 列車無線

カ 携帯無線機等

(3) 防災上必要な教育、訓練

関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

ア 災害発生時の旅客の案内

イ 避難誘導等混乱防止対策

ウ 緊急時の通信確保

エ 旅客対策等

第2節 風水害等応急対策計画

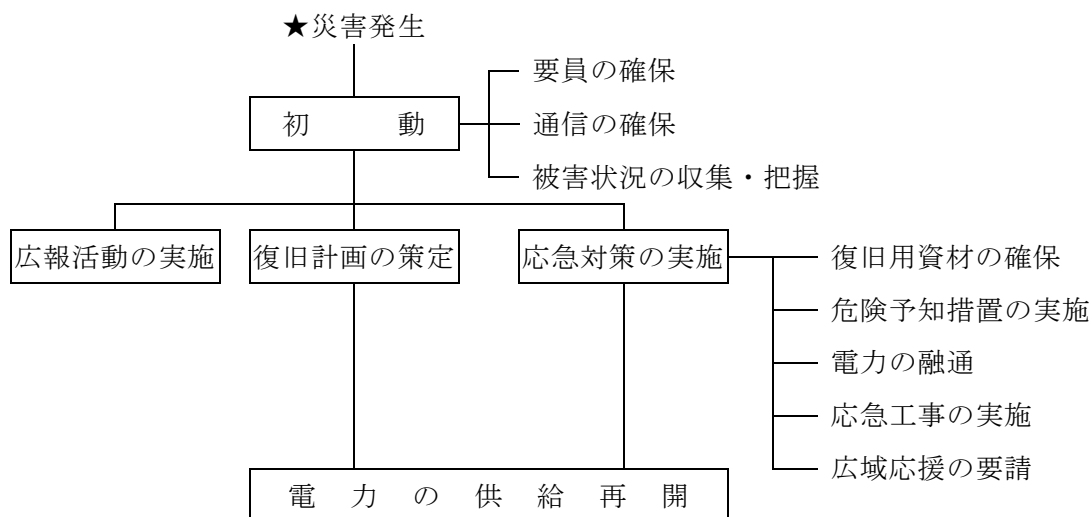
この計画は、電力施設、ガス施設、公衆通信施設、鉄道施設に係る災害応急対策及び災害復旧を図るため、円滑かつ適切な災害対策の遂行を行うことを目的とする。

実施担当	東北電力(株)	北陸ガス(株)	越後天然ガス(株)	蒲原ガス(株)
	白根ガス(株)	東日本電信電話(株)新潟支店		
	東日本旅客鉄道(株)新潟支社			

1 電力施設応急対策計画

(1) 災害応急対策

ア 電力供給施設応急対策フロー図



イ 復旧活動体制の組織

(ア) 被災時の組織体制

東北電力は、災害が発生した時は非常災害対策本部（第1非常体制の場合は連絡室）を設置する。本部には設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区分	非常事態の情勢
警戒体制	災害発生に備えて連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、または災害が発生し必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な災害が発生し、日常業務体制での復旧が困難な場合

(イ) 動員体制

対策本部（連絡室）の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるように、要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し適切な活動組織を

編成する。また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(ウ) 通信の確保

対策本部（連絡室）は防災体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(エ) 被害状況の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

ウ 応急対策

(ア) 復旧資材の確保

- ・ 対策本部（連絡室）班長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
- ・ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負業者の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。
- ・ 災害時において復旧資機材置き場及び仮設用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、市の災害対策本部に要請して確保する。

(イ) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、県・市、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(ウ) 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

(エ) 応急復旧工事

災害時における応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、かつ的確に実施する。緊急回復を要する箇所は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

(2) 災害復旧対策

復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

ア 広報活動の実施

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車、及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得て、ラジオ、テレ

び等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止等について周知を図る。また、CATV局及びコミュニティーFM局等に、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得る。

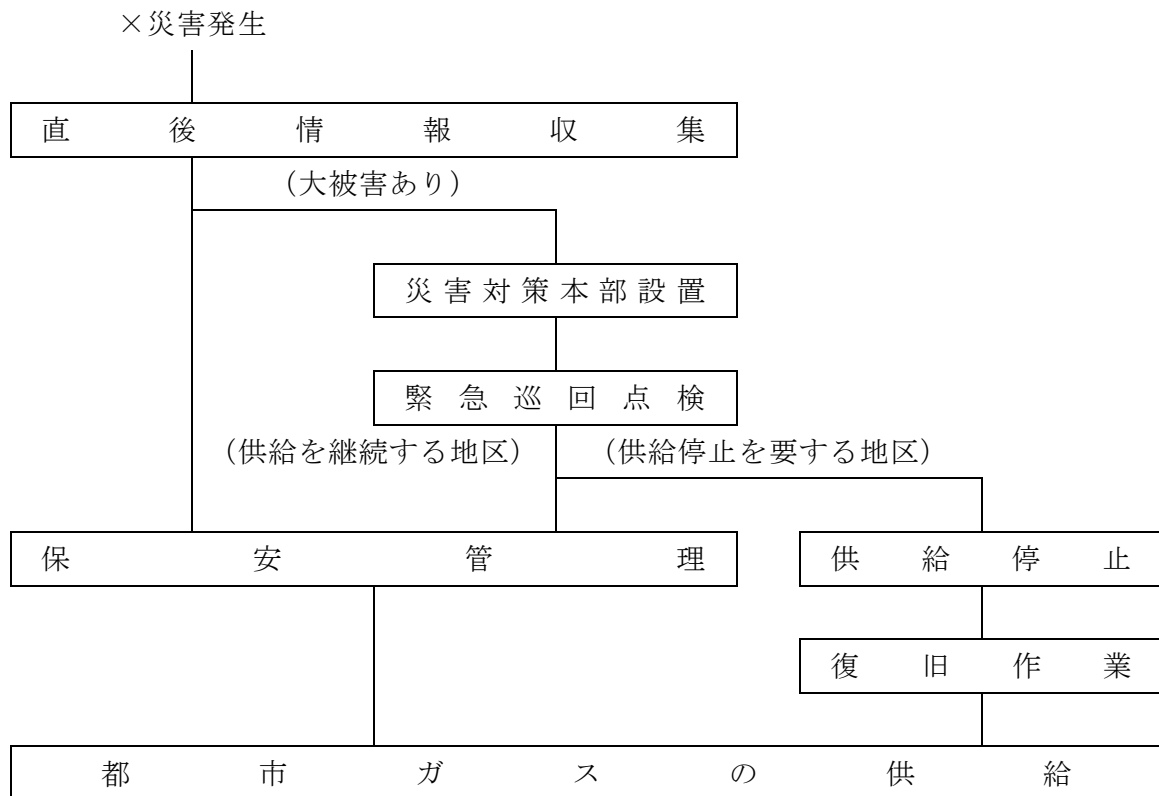
イ 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請または派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関連会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

2 ガス施設応急対策計画

(1) 都市ガス施設応急対策フロー図



(2) 都市ガス供給施設応急対策

被災した都市ガス供給施設については、当該区域の供給を行うガス事業者が、それぞれ施設の応急修復を行うものとし、次の措置をとる。

ア 被災した工場の復旧

電力設備、機械設備、ガスホルダーなどを点検し、損傷部分は早急に応急修理をほどこす。電力、水道などの復旧は工場の運転に支障のないよう関係機関と連絡を密にする。

原料ガス受入れは、都市ガス供給の重要性を考慮して被災施設の復旧を早急に実施するよう帝国石油株式会社又は石油資源開発株式会社へそれぞれ依頼する。

イ 導管の復旧及び需要家供給

- (ア) 導管ガス漏れの有無を、ガス漏えい検知器、臭気により確認し、二次災害の防止を図る。
- (イ) 修理要員を増強して待機させ、消費末端における導管の漏えい個所は即刻応急修理を行い、速やかに本修理を実施する。
- (ウ) 導管よりの漏えい規模が大きい場合は、本支管バルブ又は導管を切断することにより当該区域を遮断するとともに、応急修理班を編成して直ちに復旧にあたる。
ガスを遮断する場合は必ず使用者に通知する。なお、緊急資材は常時これを備蓄する。
- (エ) 応急修理後も漏えいガスによる二次災害防止のための巡回を実施し、とくに橋梁、河川の架管部を重点的に調査する。
- (オ) 導管折損などのためにガス漏えいが甚だしく引火の危険性がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講じ、状況によっては、住民の避難措置をとる。
- (カ) 需要家の復旧順位は、原則として次による。
①病院 ②学校・り災者収容施設 ③新聞社、鉄道会社 ④一般需要家 ⑤工業用、営業用

ウ 災害時情報収集

事故又は災害に際し、所轄官庁に速やかに連絡することはもちろん不測の事態をも考慮して県内ガス事業者への連絡体制を整え、情報の収集並びに応援体制の確保に努める。

(3) 利用者への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を実施する。

ア 広報の内容

- (ア) ガス供給停止地区
 - ・復旧の見通しとスケジュール
 - ・復旧作業への協力依頼
- (イ) ガス供給継続地区
 - ・ガス臭気、漏れ等異常時にはガス会社へ通報
 - ・ガスの安全使用周知

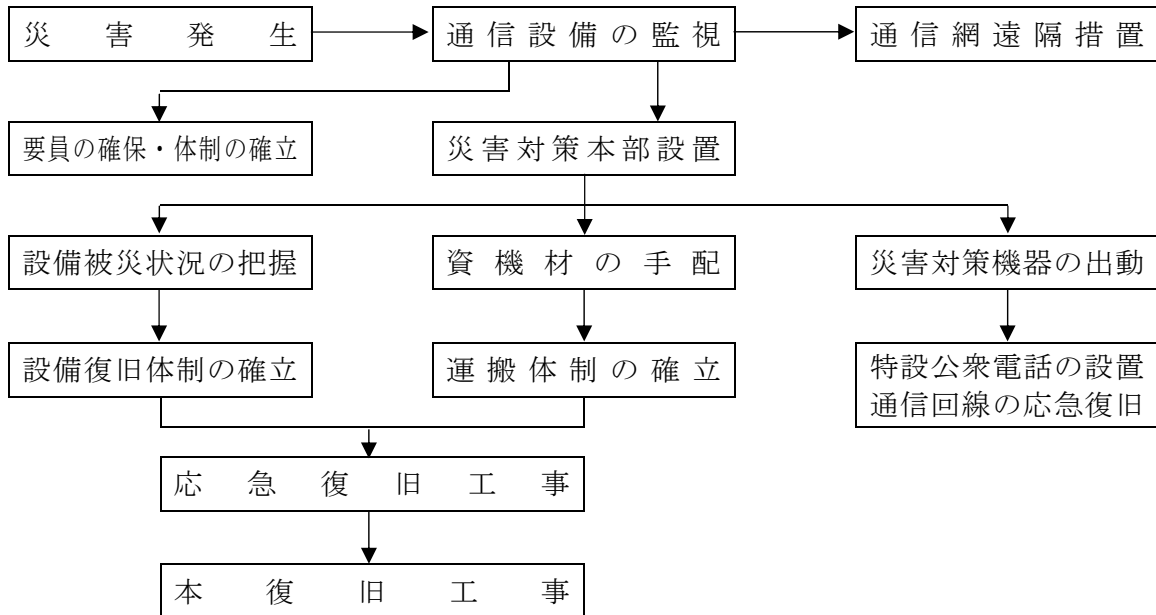
イ 広報の方法

- (ア) 報道機関への協力要請
- (イ) 広報車による巡回
- (ウ) 戸別訪問によるチラシ配布
- (エ) 所管公署への協力要請

3 公衆通信施設応急対策計画

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

(1) 公衆通信施設（NTT）応急対策フロー図



(2) 応急対策計画

ア 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による規制、トーキ挿入措置を行う。

イ 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

(ア) 情報連絡室

(イ) 災害対策本部

ウ 設備復旧体制の確立

防災業務の運営或いは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

(ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

(イ) NTTグループ会社等関連会社による応援

(ウ) 工事請負会社の応援

エ 被災状況の把握

(ア) 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

(イ) 被害の詳細調査について、車両での通行は困難なことが想定されるのでバイク、自転車等により全貌を把握する。

オ 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無
車の出動により対応する。

- (ア) 孤立防止対策用衛星電話
- (イ) 可搬型移動無線機
- (ウ) 移動電源車及び可搬電源装置
- (エ) 応急復旧ケーブル
- (オ) ポータブル衛星局及び衛星車載局
- (カ) その他応急復旧用諸装置

カ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、当該支店保有の資材及び全国から資材等の
調達を行い、必要に応じヘリコプターで空輸する。

(3) 復旧計画

ア 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応
急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

イ 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状
況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第 2 順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業 第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

ウ 本復旧工事

災害の再発を防止する、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を
見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

(4) 利用者への広報

N T T 東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は
利用の制限を行った場合次に掲げる事項について、支店前掲示及び広報車により地域
の需要家に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞

掲載等により、広範囲に渡っての広報活動を行う。

ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等

イ 通信の途絶又は利用制限をした理由

ウ 通信の途絶又は利用制限の状況

エ 需要家に対して協力を要請する事項

オ 災害用伝言ダイヤル利用案内

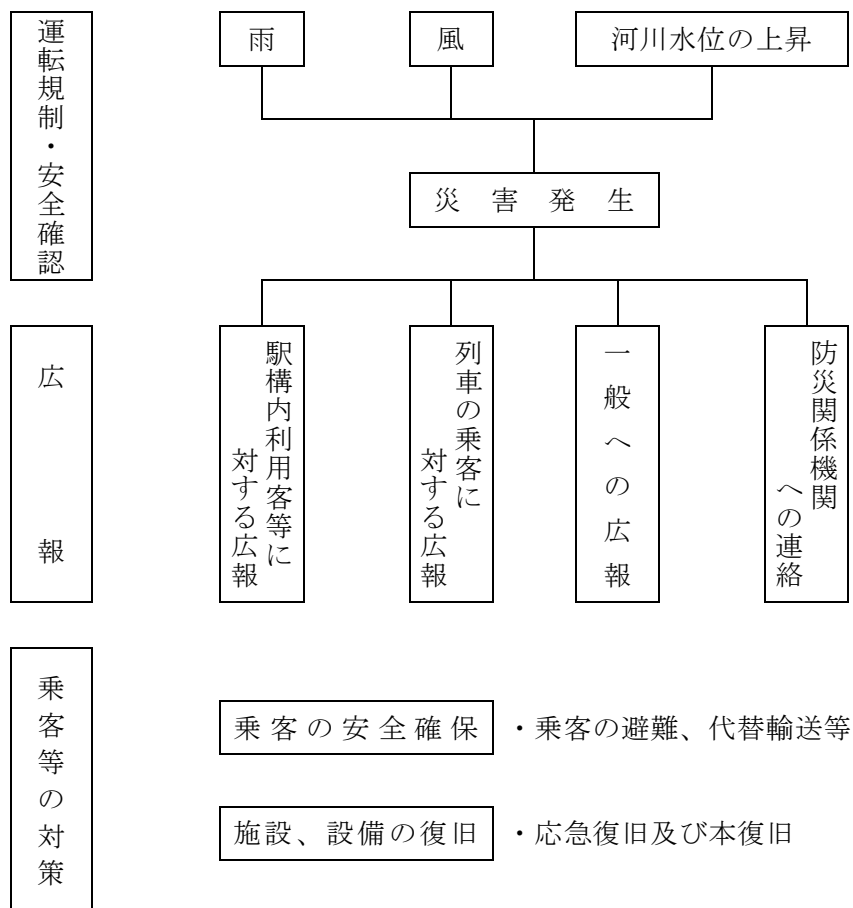
カ その他必要な事項

(5) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、県内の電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、本社災害対策本部等に応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し、迅速な災害復旧を図る。

4 鉄道施設応急対策計画

(1) 鉄道施設応急対策フロー図



ア 運転規制

災害発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行う。

(ア) 強風の取り扱い

風速20m/s以上	防風柵なし区間	注意運転	防風柵設置区間	通常運転
風速25m/s以上	防風柵なし区間	運転中止	防風柵設置区間	注意運転
風速30m/s以上	防風柵なし区間	運転中止	防風柵設置区間	運転中止

(イ) 豪雨の取り扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転
防災情報システムの運転中止警報表示	運転中止

イ 旅客等に対する広報

(ア) 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ・災害の規模
- ・被害範囲
- ・被害の状況
- ・不通線区
- ・開通の見込み等

(イ) 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- ・停車地点と理由
- ・災害の規模
- ・被害の状況
- ・運転再開の見込み
- ・避難の有無・方法等

ウ 救護、救出及び避難

(ア) 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

(イ) 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

- (ウ) 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護措置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に通報するとともに、県、市、各警察署等に協力を依頼する。

エ 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- (ア) 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送
- (イ) 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

オ 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

- (ア) 建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた借用方法、運用方法により適切に対応する。

- (イ) 技術者の活用

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

- (ウ) 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する。

(2) 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（CATV局、コミュニティーFM局等）に積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

第1節 油等流出事故災害対策計画

船舶や工場等からの油や木材等の大量流出による著しい海岸、河川の汚染事故に対し、円滑かつ迅速に対応するための体制及び対応について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 消防対策部 各対策部 各区本部
防災関係機関	新潟海上保安部 新潟地方气象台 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 自衛隊 県 警察署

1 油等流出事故予防対策

(1) 関係機関の相互連携

油等流出事故が発生した場合は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）」等の規定により、事故原因者の責任において流出油等を処理するものが原則であるが、発生時の防除措置の対応は多岐に渡ることから、防災関係機関が有機的に連携を図ることが極めて重要である。

市は、他の防災関係機関と事故情報や被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等の情報を相互に共有し情報の欠落や錯綜などを未然に防止するよう努める。

主な関係機関の窓口は資料編 表6-1-1-1 に示す。

(2) 防災訓練への実施と参加

市は、過去の災害状況、予想される油等流出事故の規模、被害の程度等を想定した実践的な訓練の実施に努めるとともに、新潟海上保安部等が実施する防災訓練に積極的に参加し、訓練を通じた相互の連携強化に努める。

また、油等の防除に関し専門的な知識やノウハウを有する団体との間で災害時の支援内容、方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化を図る。

(3) 防除資機材の整備

市及び関係機関の防除資機材の保有状況は、資料編 表6-1-1-2 に示す。

(4) 情報マップの整備

油等の流出事故災害で大きな影響を受ける沿岸地域において、その地域の特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うためには、事前に沿岸地域の利用状況等を把握しておくことが必要である。

そのため、沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集、整理し、情報図として整備することを検討する。

2 海上流出油等防除の基本方針

(1) 小規模流出事故への対応

新潟港（西港・東港）内又は近接海域での船舶又は陸上施設からの油等流出事故が発生した場合は、新潟海上保安部を中心とした「新潟港排出油等防除協議会」構成機関が同協議会会則に従い、防除活動を行う。

市は、同協議会の構成員として、同協議会会長である新潟海上保安部長から要請があった場合は、必要に応じて防除活動に参画する。

(2) 大規模流出事故災害への対応

油等が広域に拡大し、新潟港排出油等防除協議会だけでは対処できない場合又は外洋で大量に流出した油等が本県沿岸海域を広域に渡って汚染する場合は、新潟県地域防災計画に基づき県、沿岸市町村、第九管区海上保安本部（新潟海上保安部）その他関係機関が協議し、連携して防除作業を実施する。

本計画は、大規模流出事故災害への対応を想定し、市は、主に海岸漂着油等の防除を中心に防除活動に参画する。

3 災害配備体制

(1) 警戒体制

大規模な油等の流出事故が発生した場合は、事故の発生場所、規模及び経過時間等を考慮して警戒体制をとるものとする。

警 戒 体 制	内 容
・ 時間的に余裕がある場合 （事故発生場所が新潟市沿岸から離れている場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の情報収集、連絡体制の確立 ・ 職員の非常参集 ・ 陸上から漂着状況の把握を行う体制の整備 ・ 防除作業に必要な資機材の準備 ・ 防除関係機関との情報交換
・ 時間的に余裕がない場合 （事故発生場所が新潟市沿岸や近隣市町村の場合）	※上記のほか、直ちに災害対策本部に移行できる体制

(2) 災害対策本部の設置

組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

なお、担当業務については、平成9年1月2日に発生したナホトカ号重油流出事故配備体制（資料編 表6-1-1-3）を参考にする。

(3) 現地対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地対策本部を設置する。

なお、現地対策本部長は新潟市災害対策本部規程により副本部長及び本部員のうちから、現地対策本部職員は本部職員のうちから、本部長が指名する。

(4) 新潟港排出油等防除協議会との連携

新潟港及びその周辺に大量の油等が流出した場合、市は、新潟港排出油等防除協議会（事務局：新潟海上保安部警備救難課）からの要請に基づき、同協議会と十分に連携して防除活動等を行うものとする。

(5) 油防除対策調整会議への参加

大規模な油等流出事故が発生した場合は、新潟県地域防災計画に基づき、県が、関係機関の情報交換及び防除作業の総合調整の場として「油防除対策調整会議」を開催する。市は、同会議に職員を出席させ、必要な情報交換等を行うものとする。

ア 油防除対策調整会議参加機関等

事故原因者、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、関東東北産業保安監督部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、新潟地方気象台、県、県警察本部、沿岸市町村、海上災害防止センター、海事鑑定人、県漁連、排出油等防除協議会

その他防除活動において調整を必要とする機関・団体、油等に関する学識経験者で知事が必要と認めるもの

イ 調整事項

- ・流出油等の防除対策
- ・防除活動の実績にかかる関係機関の調整

4 災害時の情報収集・伝達計画

(1) 情報の収集・伝達方法

ア 防災関係機関からの情報収集

対策本部事務局は、主な防災関係機関が参加する油防除対策調整会議等を通じて情報を収集する。

イ 防災関係機関が収集、伝達する主な情報

機 関 名	収 集 ・ 伝 達 す る 主 な 情 報
事 故 原 因 者	<ul style="list-style-type: none"> ・流出油等の種類、性状、量、拡散状況に関する情報 ・流出油等の防除措置の実施状況に関する情報
市	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 ・市が実施した防除活動に関する情報 ・資機材に関する情報

	<ul style="list-style-type: none"> ・回収困難な地域の自衛隊派遣要請依頼に関する情報
新潟海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視船艇、航空機で収集した情報 ・気象・海象条件等に基づく流出油等の漂流予測（進路予測）に関する情報 ・海上、沿岸部等における被害状況に関する情報 ・防除活動実施状況に関する情報 ・油等の専門家に関する情報 ・海上における警戒区域を設定した場合の県等に対する通知
北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 ・関係防除機関の防除活動に関する支援情報 ・油等回収船の出動状況に関する情報
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・現場付近に係る気象情報 (海上風・波浪等に係わる予報や警報等の迅速な提供)
北陸地方整備局 (信濃川下流河川事務所・阿賀野川河川事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 ・関係防除機関の防除活動に関する支援情報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県所有船舶及びヘリコプターで収集した情報 ・海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 ・県が実施した防除活動に関する情報 ・市町村の漂着状況に関する情報 ・市町村や防災機関が実施した防除活動に関する情報 ・資機材に関する情報 ・油等の専門家に関する情報 ・県漁連を通じた各漁協に対する指導事項等
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・警察用航空機、船舶及び海岸パトロールで収集した情報 ・災害地付近の警戒及び交通規制等の実施状況に関する状況 ・関係防除機関の防除活動に関する支援情報
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機及び船舶で収集した情報 ・関係防除機関の防除活動に関する支援情報
海上災害防止センター	<ul style="list-style-type: none"> ・防除措置の実施状況に関する情報 ・油等の専門家に関する情報

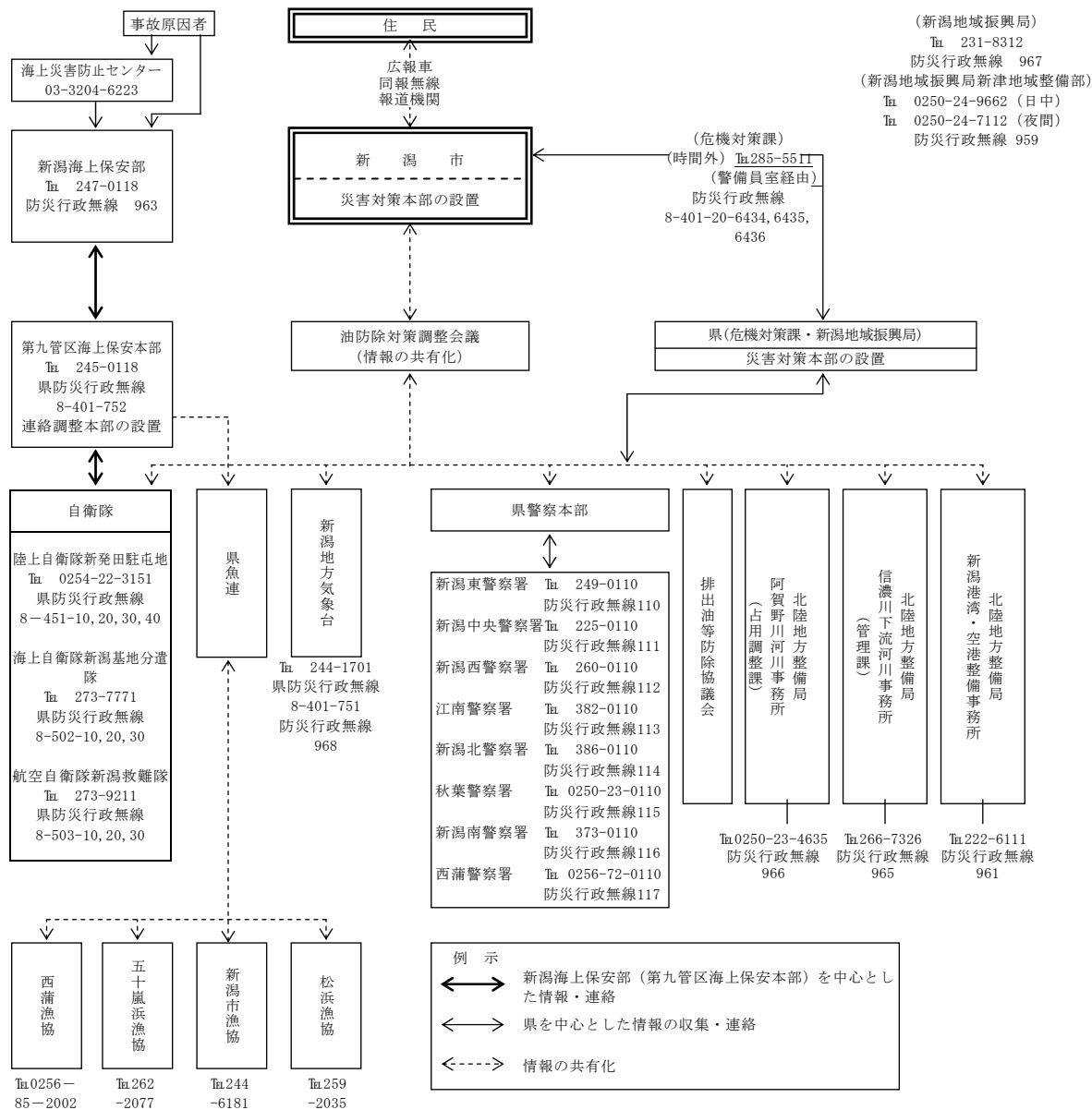
ウ 住民への周知

(周知事項)

- ・事故の状況
- ・防災活動の状況

- ・火気使用及び交通等の制限禁止事項
 - ・避難準備等の注意事項
- (周知方法)
- ・第3部第3章第4節「災害広報・広聴計画」に準じる。

エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図



5 油等流出事故防除対策

(1) 流出油等の漂流予測

市は、新潟海上保安部等や油防除対策調整会議を通じて流出油等の漂流予測情報の入手に努める。

(2) 油防除対策調整会議における防除対策の検討

ア 関係機関の役割分担

- (7) 油等流出事故災害に関する関係機関の基本的役割を確認するとともに、事故災害の態様により油防除対策調整会議に新たに参加すべき機関等を協議する

イ 段階的防除目標の設定

流出油等の防除は海上での回収を基本として、以下の目標を定めるものとする。

(7) 第1段階の目標

事故発生直後の段階においては、流出源の補修等により油等を海面へ流出させないことを目標とする。

(イ) 第2段階の目標

事故の発生現場からオイルフェンス等の展張等により周辺海域への拡散を阻止することを目標とする。

(ウ) 第3段階の目標

周辺海域へ拡散した油等については、関係機関の連携した防除活動により海岸への漂着を阻止することを目標とする。

(エ) 第4段階の目標

海岸への漂着を阻止できない段階に至ったときは、限られた資機材と人員を効率的、効果的に活用するため、重点的に保護すべき沿岸区域を定め、その優先順位にしたがって海岸を防除し、被害を軽減することを目標とする。

ウ 防除対策の検討事項

(7) 海上における流出油等の防除対策

(イ) 漂着油等の防除対策

(ウ) 回収油等の処分対策

(エ) 資機材の調達・斡旋

(オ) その他必要とする防災対策の検討及び調整

(3) 海上での防除対策（浮流油等の距離に応じた対策）

ア 事故原因者等の措置（委託を受けた海上災害防止センターを含む）

油等の船外への流出防止と流出油等の拡散防止を目的として、現場の状況に応じた適切な措置（オイルフェンスの展張・損傷箇所の修理、排出油等の回収等）を行う。

イ 新潟海上保安部の措置

(7) 事故原因者等に対し、必要な防除措置を指示又は指導するとともに海防法等に基づく防除措置を講ずる。

(イ) 事故原因者等のみで対応できない場合は、事故原因者等と調整し、対応する「排出油防除協議会」に出動要請する。

(ウ) 流出油等の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近で船舶の航行の制限や禁止等を行い海上交通の安全確保に努める。

(4) 漂着した油等の防除対策

ア 漂着油等の防除は、原則として事故原因者（及び委託を受けた海上災害防止センター等）が行う。

市は、原因者等が迅速かつ十分に漂着油等の防除を実施できないときは、地域住民の健康、安全及び良好な海岸環境を守るため、原因者等に代わって防除活動を実施する。

市は、防除活動の実施に先立ち、各海岸の利用状況等に応じて、必要にして十分な範囲で、より経済的で効率の良い方法により作業を実施するよう努める。

防除作業は、市の職員及び消防団員により行い、ボランティアによる防除活動とも十分な連携を図る。

また、市は作業者の安全確保と健康管理に十分留意し、必要な支援体制を整備する。

イ 市のとるべき役割

(ア) 漂着油等の防除の実施に際しては、県が設置する「油防除対策調整会議」において、災害の状況に応じ、各関係機関等の役割や回収油等の処理方法等具体的な対策について協議、調整を行う。

(イ) 市は、漂着油等の状況により必要と認める場合は、災害対策本部等を設置し、防除活動に務める。

なお、防除活動を行う場合は、平成9年1月に発生した「ナホトカ号重油流出事故」における配備体制を参考にして組織する。

(ウ) 災害現場における防除活動の調整

市は、一体的かつ体系的な防除活動を行うため、他の機関と協調して実施するとともに、必要な情報の提供及び調整を行う。

また、防除作業の実施方法等については、現場で原因者の代理人（サーベイヤー）と事前に打合せ、了解を得るものとする。

- ・防除方針の周知
- ・作業手順の明示
- ・参加機関の担当区域の調整
- ・作業日及び作業時間等の設定
- ・作業の安全管理、健康管理等の指針の周知
- ・作業記録の報告
- ・その他防除作業等において関係機関の調整を必要とする事項

(エ) 事前準備

a 防除資機材等の調達

ビーチクリーナー・ポンプ・高圧水洗浄機・バックホウ・バキュームカー・油処理剤・オイルマット・むしろ・オイルフェンス・ひしゃく・バケツ・ポリ袋・ビニールシート・オープンドラム缶・ダンボール箱・ゴム長靴・ゴム手袋・

ゴム合衣

b 海岸監視所の設置

海岸パトロール職員の拠点とするための海岸監視所を、範囲を決めて設置する。

c 現地集合場所及び仮設トイレ等の設置

回収要員・ボランティア等が油等回収作業を行うため拠点ごとに集合場所や仮設トイレ等を設置する。また、飲用・手洗い用等に水道水が必要な場合は、仮設給水所を設置する。

d 資機材置場及び駐車場の確保

油等回収作業のための資機材置場や回収要員、ボランティアのための駐車場を拠点ごとに確保する。

e 漂着油等の一時的集積・保管スペースの確保

周辺環境や土壌汚染等に配慮して最終処分地へ運搬するまでの間、一時的に集積・保管する場所を県と協議し確保する。

f 救急救護体制の整備

回収作業従事者のため、救護所の設置や健康相談の実施等の健康管理に努めるとともに、事故に備え医療機関との救急救護体制の整備を図る。

(オ) 防除作業従事者の健康管理

a 作業条件への配慮

作業条件は季節、気候、作業の難易度等を考慮し、作業従事者に過重な負担とならないよう作業時間、休憩時間等を定めて実施する。

b 作業装備への配慮

作業従事者の健康確保のため、油等の性状等に応じた作業衣服、装備を整えて実施する。

(主な装備)

- ・マスク
- ・ゴム手袋、ゴム長靴
- ・眼鏡（スキー用ゴーグルや薬剤散布用眼鏡等）
- ・保護衣（雨カップ等）

(カ) ボランティア活動に対する支援

市は、ボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図られるようボランティアとの連携に務める。

a 必要に応じ、ボランティア関係団体及び報道機関を通じて、広くボランティア活動への協力を呼びかける。

b 防除作業の連携

作業手順、作業日、作業場所、安全管理、健康管理等について円滑なボラン

ティア活動を図るため、必要な調整を行う。

また、ボランティアの受付窓口を設置するとともに、必要に応じ登録手続きを行う。

c 活動環境の整備

被害状況、活動内容、活動場所、服装、携帯品等の防除活動に必要な情報や宿泊場所等の情報の提供についても配慮する。

d 健康管理等の支援

ボランティアの健康管理のため、救護所の設置及び健康相談等の実施に務める。

また、ボランティアの万一の事故に備え、ボランティア活動保険の周知やその加入を奨励する。

ボランティアとの連携については、第3部第1章第6節「ボランティア活動支援計画」に準じる。

(4) 海岸保全施設等の防除対策

海岸等の管理者は、必要により管理する施設の防除活動を実施する。

(5) 河川施設等の防除対策

ア 河川管理者は、油等の漂着により河川が汚染し、河川管理に重大な支障を及ぼす恐れのある場合は、関係機関と連携して必要な防除活動を行う。

イ 河川及び水路に水質汚濁が予想されるときは、信濃川・阿賀野川水系水質汚濁対策連絡協議会において、河川水質汚濁対策に関する各機関相互の連絡調整を図る。

【信濃川・阿賀野川水系水質汚濁対策連絡協議会】

(事業)

- ・水質汚濁の資料及び情報に関する事業
- ・緊急時に関する事業
- ・水質監視に関する事業
- ・水質汚濁対策の推進に関する事業等

(主な構成機関)

北陸地方整備局

関東経済産業局

県

関係市町村

信濃川・阿賀野川両水系水質協議会 等

(6) 回収油等の処分

ア 油等の処分は、国及び県の指導のもと事故原因者（委託を受けた海上災害防止センター等）が収集、運搬、処分及び関連資機材の調達、運送手段の確保等を行うものとする。

イ 市は、関係機関及び海上災害防止センター等と協議して、海岸で回収した油等を事故原因者等が収集・搬出するまでの仮置き場を選定する。

(7) 漂着油等防除処理費用の集約及び請求

ア 市は、漂着油等の防除作業に際し市が負担した経費を取りまとめ、事故原因者又は（船舶の場合）その保険者に請求する。

イ 油濁等損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することとなった場合は、県と協議し、協力を得て、請求事務を行うものとする。

(8) 環境汚染の応急対策

ア 環境汚染状況等に関する県への情報の提供及び住民等への広報を行う。

イ 環境影響調査の実施及び住民への結果の広報を行う。

ウ 住民の健康への影響が予測される場合、必要に応じ救護所を設置するとともに避難勧告時の住民の誘導や健康被害発生時の対応・相談先等の周知を図る。

(9) 野性動物の救護等

ア 野性鳥獣類の救護については、県、市獣医師会及び野鳥保護団体等へ協力を要請し、連携して効果的に保護・収容・移送等を行う。

イ クジラ、イルカ、ウミガメ等の海産動物（魚類を除く）の救護については、関係機関・団体等と協議し、必要に応じて水族館等の施設へ収容する。

ウ 油等流出事故に伴う野性鳥獣等の被害状況を把握し、県へ情報の提供を行う。

6 流出木材等防除対策

木材等の漂流物の対策については流出油等防除対策に準じるが、基本的な対応については次による。

(1) 木材等の漂流物が海上にある場合の対応

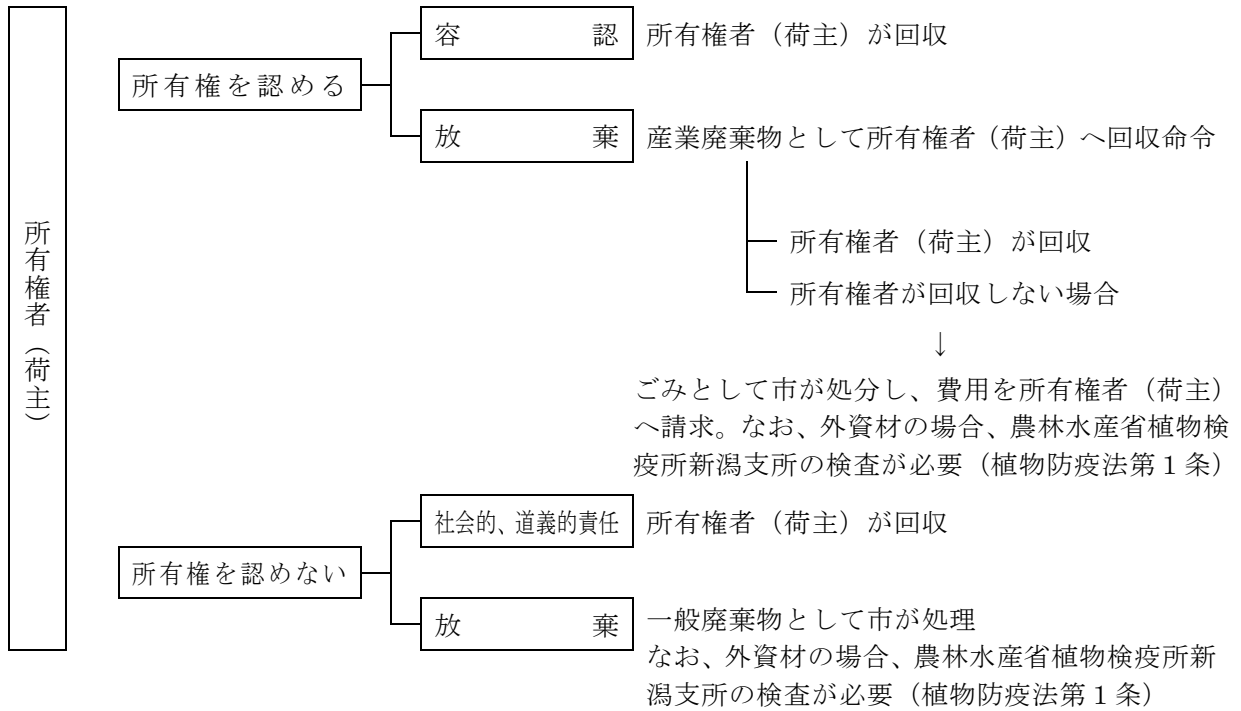
ア 所有権者（荷主）が社会的、道義的責任から回収する。

イ 新潟海上保安部が船舶航行安全の確保の面から回収する。

ウ 関係機関、漁業協同組合等で安全の確保の面から回収する。

(2) 木材等の漂流物が海岸に漂着した場合の対応

木材等の漂流物の所有者（荷主）の対応により次の方法で処理する。



第2節 海上事故災害対策計画

船舶の遭難、火災により大規模な被害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、船舶の安全確保、港湾および沿岸地域の人命・財産の保護を図るための対策について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 消防対策部 各対策部 関係各区本部
防災関係機関	新潟海上保安部 新潟地方気象台 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 警察署 新潟市医師会

1 海上事故予防対策

(1) 海上火災等の予防対策

ア 新潟海上保安部と新潟市消防局との業務協定

「船舶火災の消火活動及び油流出に起因する火災予防に関する業務協定」により、新潟港及びその周辺における船舶の火災予防等については、新潟海上保安部と新潟市消防局が協力して行うこととしている。

船舶の消火活動の担任範囲

新潟市消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶 ・河川（港則法による港の区域を除く。）における船舶 ※この場合、新潟海上保安部は新潟市消防局に協力する。
新潟海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の船舶 ※この場合、新潟市消防局は新潟海上保安部に協力する。

イ 合同防災訓練の実施

防災関係機関は、過去の災害状況や予想される海上事故の規模等を想定した実戦的な防災訓練を実施するよう努めるものとする。

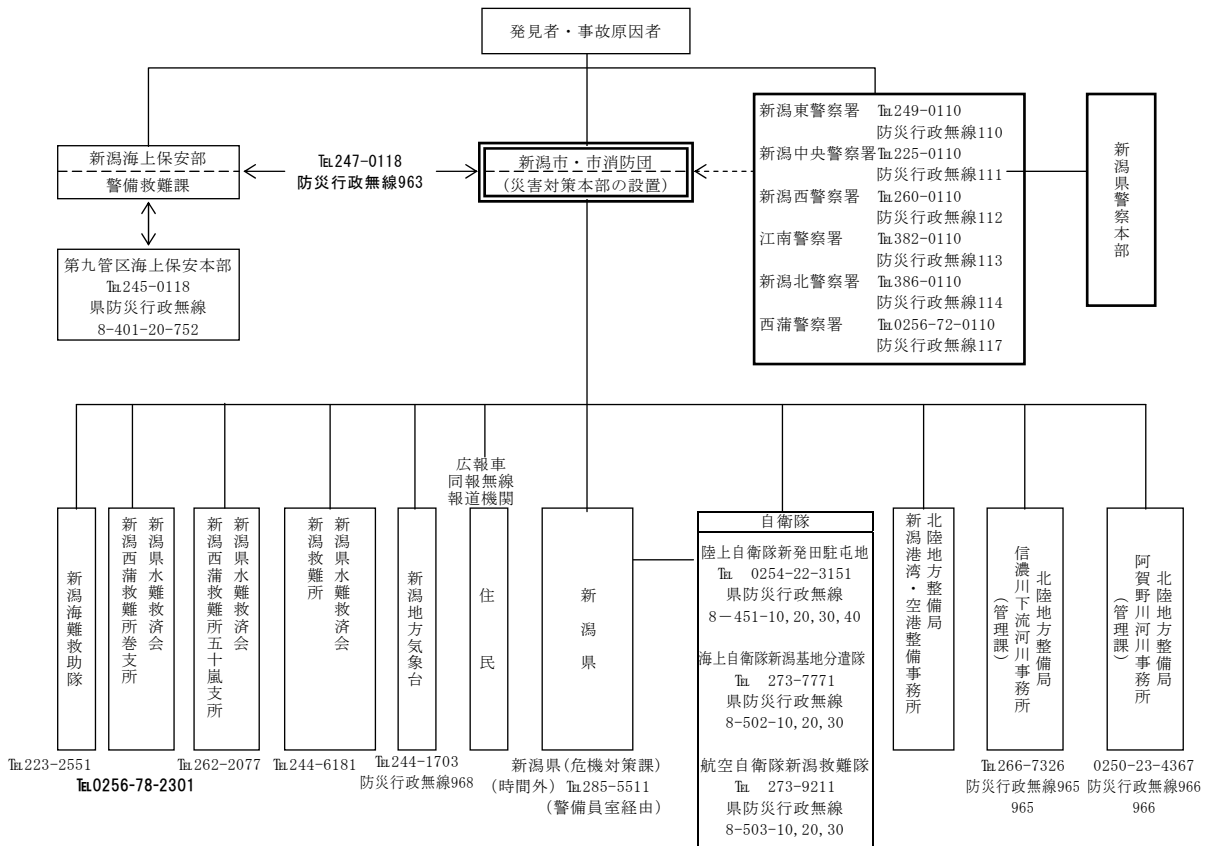
ウ 防災機関の相互連携体制

海上で発生した事故情報を迅速かつ的確に把握するため、防災関係機関との連絡窓口、連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

主な関係機関の窓口については資料編 表6-1-2-1 に示す。

2 海上事故応急対策

(1) 被害・活動情報の伝達系統



(2) 関係機関の取るべき措置

ア 新潟海上保安部

(ア) 非常配備・警戒配備の発令と災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、非常配備又は警戒配備を発令し、必要ある時は災害対策本部を設置する。

(イ) 情報の収集、伝達

a 新潟市災害対策本部及び防災関係機関との密接な連絡をとり、災害に関する情報の収集交換を行う。

b 巡視船艇、航空機又は海上保安官を災害現場に派遣して情報を収集し関係機関に伝達する。

(ウ) 負傷者の救助、避難者の誘導、救出、海上輸送

大規模海難事故等が発生した場合は、巡視船艇及び航空機等により、負傷者の救助、避難者の誘導、救出及び海上輸送等を行う。

(エ) 緊急輸送等

災害救援関係要員、緊急物資等の緊急輸送の要請があったときは、状況に応じて支援する。

- (オ) 自衛隊の派遣要請
大規模海難事故等が発生した場合又は事態が急迫している場合は、自衛隊の派遣を要請するものとする。
- (カ) 関係機関と連携した捜索活動の実施
関係機関と連携し、行方不明者等の捜索活動を効率的に実施する。
- (キ) 海上交通の安全確保
 - a 船舶への災害情報の広報・周知
 - b 船舶の通行禁止、制限等の措置
 - c 海難船舶等の移動及び障害物の除去
- (ク) 船舶火災の消火活動
 - a 船舶火災又は海上火災が発生したときは、巡視船艇により迅速に消火活動を実施する。
 - b 新潟海上保安部及び市消防局は、相互協力して消火活動を実施する。
- イ 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所
 - (ア) 災害情報の収集及び情報連絡
 - (イ) その他必要な措置
- ウ 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所
 - (ア) 災害情報の収集及び情報連絡
 - (イ) その他必要な措置
- エ 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所
 - (ア) 災害情報の収集及び情報連絡
 - (イ) その他必要な措置
- オ 新潟県
 - (ア) 災害情報の収集及び伝達
 - (イ) 緊急対策上必要な事項についての関係機関等への要請
 - (ウ) 自衛隊への災害派遣の要請
- カ 各警察署（県警察本部）
 - (ア) 災害情報の収集及び伝達
 - (イ) 警察用船舶及び航空機による負傷者の救出、救助
 - (ウ) 遺体の収容及び行方不明者の捜索
 - (エ) 死傷者の身元確認
- キ 新潟地方気象台
 - (ア) 関係防災機関等への気象、水象情報の提供
- ク 海上災害防止センター
 - (ア) 事故原因者等からの委託による船舶火災の消火活動等
- ケ 新潟県水難救済会新潟救難所、新潟県水難救済会新潟西蒲救難所、新潟県水難救

済会新潟西蒲救難所五十嵐支所、新潟県水難救済会新潟西蒲救難所巻支所、新潟海難救助隊

(ア) 新潟海上保安部からの要請による負傷者の救助、避難者の誘導、救出、海上輸送

(イ) 新潟海上保安部からの要請による遺体の収容及び行方不明者の搜索

(3) 市のとるべき措置

ア 災害対策本部の設置

本部長は、市域において大規模な海上災害が発生した場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

なお、組織の編成および動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

イ 現地対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地対策本部を設置する。

なお、現地対策本部長は新潟市災害対策本部規程により副本部長及び本部員のうちから、現地対策本部職員は本部職員のうちから、本部長が指名する。

ウ 地域住民に対する避難勧告・指示

本部長は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、同報無線、サイレン、広報車等により避難の勧告及び指示を行うものとする。

なお、避難の勧告及び指示については、第3部第3章第5節「避難及び避難所計画」に準じる。

エ 水難救護法による人命、遭難船舶の救助

市は、新潟海上保安部、新潟県、各警察署等と連携のうえ、人命、遭難船舶の救助に努める。

なお、新潟海上保安部から要請のあった場合、新潟県水難救済会及び新潟海難救助隊は、救助活動に協力するものとする。

オ 沿岸地先海面の海岸パトロール

市は、火災や漂着等によって被害が沿岸に及ぶ恐れがある場合、地先海面の巡回監視を行う。

カ 行方不明者・遺体の搜索及び埋葬

海上事故災害により行方不明者等が発生した場合は、第3部第1章第5節「行方不明者の搜索、遺体の搜索・埋葬計画」に準じる。

(4) 消防局のとるべき措置

ア 出動体制

「新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程」の災害出動計画表に基づき、消防艇等が出動し消火、援助及び救護を行う。

なお、多数の負傷者等が発生した場合は「集団救急災害活動要綱」に基づき活動を行う。

イ 関係機関との連携

新潟海上保安部との業務協定に基づき、相互に情報交換を行い、連絡調整を行う。

なお、消火活動の担任区分は次のとおり。

(ア) 消防局が主体となり新潟海上保安部が協力するもの。

- ・埠頭又は岸壁に係留された船舶及び入渠中の船舶
- ・河川（港則法による港の区域を除く。）における船舶

(イ) 海上保安部が主体となり消防局が協力するもの

- ・前記(ア) 以外の船舶

(5) その他の防災関係機関のとりべき措置

海岸管理者等は、市から事故情報を受けた場合は、当該管理区間における巡視及び監視を速やかに実施し、その結果を逐次、市に連絡するものとする。

第3節 航空事故災害対策計画

新潟空港及びその周辺とそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に対応するため防災体制及び対策について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 消防対策部 福祉対策部 保健衛生対策部 各対策部 各区本部
防災関係機関	各航空会社 東京航空局新潟空港事務所 新潟空港消火救難隊 第九管区海上保安本部新潟航空基地 航空自衛隊航空救難団新潟救難隊 県 各警察署 新潟市医師会 新潟空港消火救難隊（空港関連企業）

1 航空事故予防対策

(1) 空港火災等の予防対策

ア 新潟空港事務所と新潟市消防局との協定

「新潟空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」により、新潟空港及びその周辺^{※1}における航空機に関する火災が発生又は発生のおそれのある事態に際し、新潟空港事務所と新潟市消防局が協力して消火救難活動を行う。

※1 「空港周辺」とは、空港の標点から半径9kmの円内の範囲をいう。

イ 消火救難活動の区域と活動主体

区 域	各航空会社等	新潟空港事務所	新 潟 市	その他の関係機関
新 潟 空 港	活動主体	活動主体	必要に応じて	必要に応じて
新潟空港周辺	活動主体	必要に応じて	活動主体	必要に応じて
その他の市域	活動主体	——	活動主体	必要に応じて

ウ 合同防災訓練の実施等

防災関係機関は、過去の災害状況や予想される航空事故の規模等を想定した実戦的な防災訓練を実施するよう努める。

また、現場救難活動の流れ等の活動方針を明記した行動マニュアルを作成し、訓練を実施する中で職員の習熟を図る。

エ 防災関係機関の相互連携体制

新潟空港及びその周辺・その他の市域で航空事故が発生した場合の、防災関係機関との連絡窓口は資料編 表6-1-3-1 に示す。

また、防災関係機関（空港事務所、消防局、市医師会、新潟市民病院、関係航空会社）は事故に備えるため救急救助用資機材、消防施設及び資機材、医療資機材等を整備するとともに保有状況等について定期的に情報交換を行う。

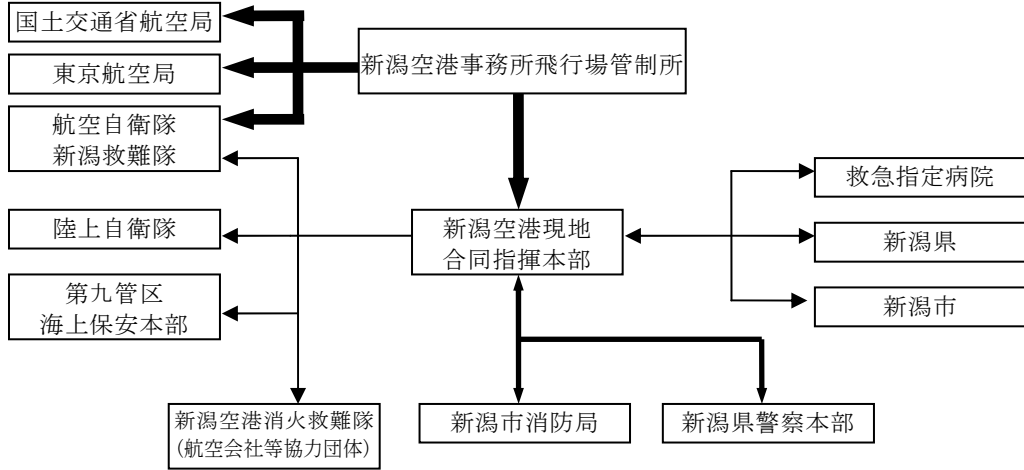
2 航空事故応急対策

(1) 被害・活動情報の伝達系統

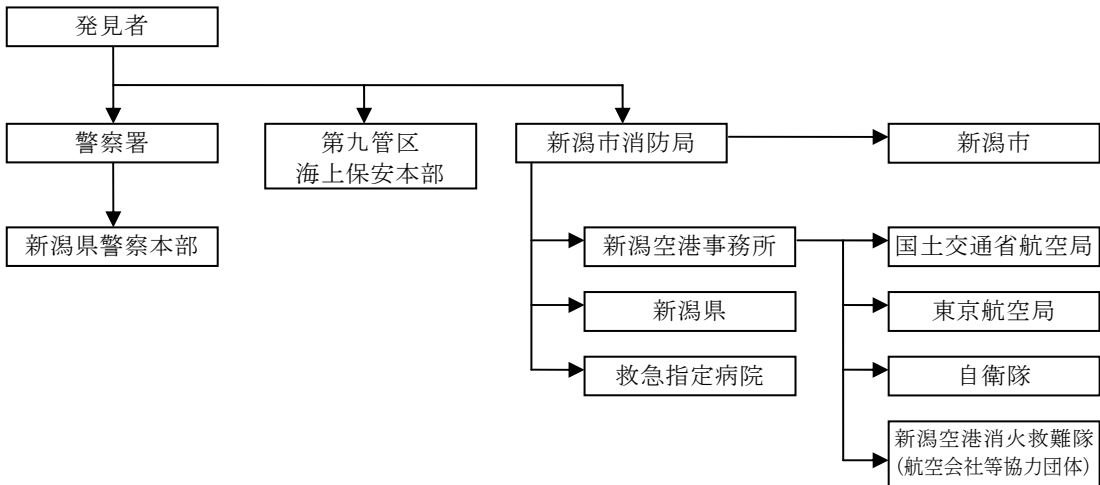
航空機災害が発生した場合の伝達系統は次のとおりである。

ア 新潟空港及びその周辺における災害の場合

(ア) 新潟空港内で発生した場合



(イ) 新潟空港外の市域内で発生した場合

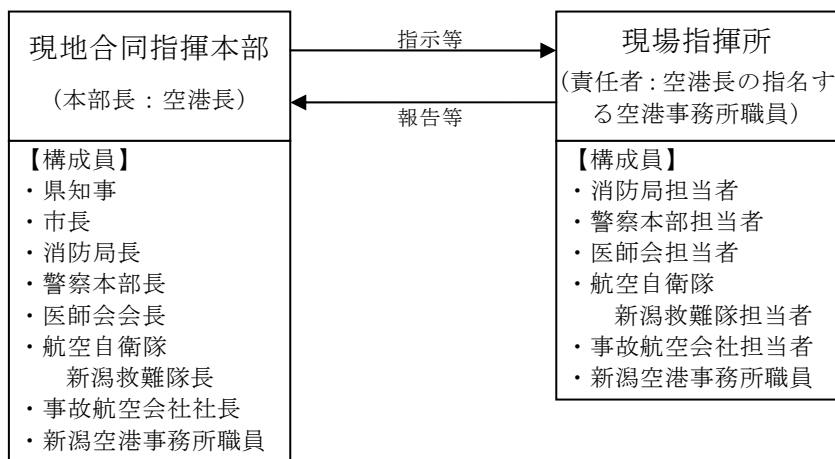


(2) 応急体制の確立

ア 新潟空港及びその周辺での災害に対応する体制

(ア) 新潟空港長は、大規模な航空災害が発生し、消火及び救難救助を行う必要があると認めた場合は、関係機関が行う活動の総合調整を行うため、空港事務所2階の空港長室に現地合同指揮本部を設置する。

また、空港事務所は、航空機事故が発生し、消火救難活動及び救急医療活動を迅速かつ的確に行うため、現場において関係機関との連絡調整を図る必要があると認めた場合に、構成機関の協力のもと、事故現場全体を見渡せる場所に現場指揮所を設置する。



(イ) 自衛隊（派遣部司令官）への派遣要請は、現地合同指揮本部長（空港長）が行う。

イ その他の市域での航空事故災害に対応する体制

(ア) 県及び市

県及び市は、事故の状況により「災害対策本部」を設置するとともに、必要により事故現場に「現地災害対策本部」を設置する。

(イ) 県警察本部等

県本部又は事故現場若しくは現場を管轄する警察署等に「県警察対策本部」及び「署対策本部」等を設置する。

(ウ) 日本赤十字社新潟県支部

日本赤十字社新潟県支部は、「災害救護実施対策本部」を設置するとともに、必要に応じて、現地に同本部を設置することとする。

(3) 関係機関のとりべき処置

ア 関係機関との情報連絡

緊急事態が発生した場合の情報連絡系統は、2(1)「被害・活動情報の伝達系統」により、情報の正確・迅速かつ的確な伝達を図る。

伝達すべき内容は以下のとおりとする。

(ア) 事故発生場所

(イ) 事故発生時間

(ウ) 事故の様態（墜落、オーバーラン、火災発生の有無等）

(エ) 搭乗人員及び負傷者の概数

(オ) 機種及び搭載燃料

(カ) 搭載している危険物

(キ) 運航会社名、便名、登録番号

(ク) 関係機関の会合地点

イ 関係機関との連携による救急・救助活動

(7) 新潟空港及びその周辺で発生した場合

空港長は、空港及びその周辺における発災に関し関係機関と連携して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

- a 現地合同指揮本部の設置....新潟空港事務所、自衛隊、県、警察機関、市、市消防局、市医師会、関係航空会社
- b 現場指揮所の設置.....新潟空港事務所、自衛隊、市消防局、市医師会、警察機関、関係航空会社
- c 事故情報の提供.....新潟空港事務所、関係航空会社
- d 現場医療地区の設営.....新潟空港事務所、市消防局、新潟空港消防救難隊
- e 乗客の避難誘導.....新潟空港事務所、警察機関、市消防局、関係航空会社、新潟空港消防救難隊
- f 負傷者の搬送.....新潟空港事務所、自衛隊、海上保安官署、市消防局、新潟空港消防救難隊
- g 現場医療応急手当.....新潟空港事務所、市消防局、市医師会、新潟市民病院、関係航空会社、新潟空港消防救難隊
- h 後方医療機関への負傷者搬送..自衛隊、市消防局、関係航空会社
- i 後方医療機関における治療.市医師会、新潟市民病院
- j 無傷者の収容対応.....関係航空会社

(イ) その他の市域で発生した場合

航空機事故による被災者に対し、県、警察、市、市消防局、市医師会等は連携して適切な救急救助活動を行う。

- a 合同対策調整会議への参加
 - 県、市、警察等の関係機関が協調して応急対策を実施するため、必要に応じて現地において県が召集する「合同対策調整会議」に参加し、連絡調整を図る。
- b 県
 - (a) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市災害対策本部との調整
 - (b) 市の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力依頼
 - (c) 日本赤十字社新潟県支部及び公立医療機関に対する出動要請
 - (d) 県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請
 - (e) 自衛隊に対する派遣要請
- c 県警察本部
 - (a) 負傷者の救出、救護
 - (b) 遺体の収容及び行方不明者の搜索
 - (c) 死傷者等の身元確認
 - (d) 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒

- (e) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
- d 日本赤十字社新潟県支部
 - (a) 救護所の開設
 - (b) 負傷者に対する医療救護
 - (c) 患者の輸送
- (4) 市のとるべき措置
 - ア 災害対策本部の設置

本部長は、市域において航空事故による大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。
 - イ 現地災害対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

なお、現地対策本部長は新潟市災害対策本部規程により副本部長及び本部員のうちから、現地災害対策本部職員は本部職員のうちから、本部長が指名する。
 - ウ 地域住民に対する避難勧告・指示

本部長は地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、サイレン、広報車等により避難指示を行うものとする。

なお、避難の勧告及び指示については、第3部第3章第5節「避難及び避難所計画」に準じる。
 - エ 災害広報

人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を、住民に周知するよう広報に努める。

なお、広報の内容等については、第3部第3章第4節「災害広報・広聴計画」に準じる。
 - オ 行方不明者・遺体の捜索及び埋葬

航空事故災害により行方不明者等が発生した場合は、第3部第1章第5節「行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画」に準じる。
- (5) 消防局のとるべき措置
 - ア 出動体制

「部隊運用規程」の航空機事故出動計画表に基づき、消防車両等が出動し消火、救助及び救護を行う。なお、多数の傷病者等が発生した場合は、「集団救急災害活動要綱」に基づき活動を行う。
 - イ 関係機関との連携

新潟空港事務所との協定に基づき、緊密な協力のもと消火活動等を行う。

第4節 鉄道事故災害対策計画

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生するような又は地域住民に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害を対象とし、事故災害を未然に防止するとともに、事故発生時に迅速かつ適切に対処するための体制及び対応について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 各対策部	消防対策部 各区本部	福祉対策部	保健衛生対策部
防災関係機関	東日本旅客鉄道(株)新潟支社 社新潟県支部	警察署	新潟市医師会	日本赤十字

1 鉄道事故予防対策

(1) 鉄道施設等の安全対策

ア 交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき道路交通量の多い踏切での立体交差化、交通規制等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

イ 列車の安全運行の確保

鉄道事業者は、車輛の不燃化等の安全対策、C T C（列車集中制御装置）、A T S（自動列車停止装置）、踏切保安設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進するとともに、車輛、軌道、信号保安設備等の保守・点検を実施し、列車運行の安全性の向上に努める。

(2) 合同防災訓練の実施

各鉄道事業者、県、警察、その他の関係機関は、大規模な列車事故災害を想定した防災訓練の合同実施について検討する。市は、合同防災訓練が実施された場合は積極的に参加し、訓練を通じた相互の連携強化に努める。

(3) 防災機関の相互連携体制

防災関係機関は、事故災害発生時の情報連絡体制及び相互の役割分担等についてあらかじめ協議・検討し、平時から連携の強化に努めるものとする。なお、連絡体制は資料編 表6-1-4-1 に示す。

2 鉄道事故応急対策

(1) 被害情報の伝達

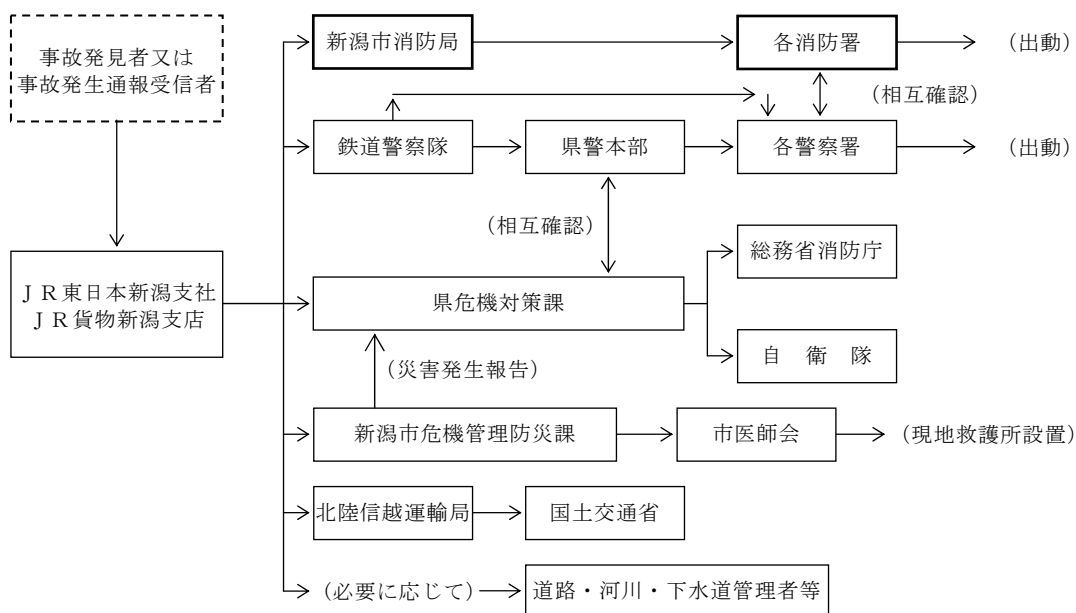
鉄道事業者は、大規模な鉄道事故により多数の死傷者が発生するなど、地域住民に重大な影響を及ぼす場合は、直ちに次の経路により関係機関に通知する。

このほか、地域住民から事故発生情報がもたらされた場合、通報を受けた機関は、

下記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

また、市は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

(伝達系統図)



(2) 応急体制の確立

鉄道事業者及び関係機関は、各組織内に事故対策本部を設置するとともに、現地に相互に近接して拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(3) 合同対策調整会議

大規模な鉄道事故災害の応急対策を円滑に実施するため、県が必要により招集する合同対策調整会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を図る。

(4) 主な関係機関のとりべき措置

ア 鉄道事業者

鉄道事業者は、各社の事故対策マニュアル等に従い、応急措置及び関係機関への通報等を行う。

イ 県

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずる。

- (ア) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市町村災害対策本部との調整
- (イ) 医療及び死体の処理に要する資機材の調達
- (ウ) 公立医療機関に対する出動要請
- (エ) 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請
- (オ) 県医師会及び県歯科医師会に対する出動要請
- (カ) 自衛隊等に対する派遣要請

ウ 警察

- (ア) 被害情報の収集
- (イ) 負傷者の救出、救護
- (ウ) 遺体の収容及び行方不明者の搜索
- (エ) 死傷者の身元確認
- (オ) 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
- (カ) 現場広報及び報道対策
- (キ) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
- (ク) 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確認及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

エ 日本赤十字社新潟県支部

- (ア) 救護所の開設
- (イ) 負傷者に対する医療措置
- (ウ) 患者搬送

(5) 市のとるべき措置

ア 災害対策本部等の設置

市長は、市域において鉄道事故による災害が発生し、地域住民に重大な影響を及ぼす場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

イ 現地災害対策本部の設置

地域において、災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は新潟市災害対策本部規程により副本部長及び本部員のうちから、現地災害対策本部職員は本部職員のうちから、本部長が指名する。

ウ 地域住民に対する避難勧告・指示

本部長は、地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、サイレン、広報車等により、避難勧告及び避難指示を行うものとする。

なお、避難の勧告及び指示については、第3部第3章第5節「避難及び避難所計画」に準じる。

エ 災害広報

災害が発生し、地域住民に影響を及ぼす場合は、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を住民に周知するよう広報に努める。

なお、広報の内容や方法等については、第3部第3章第4節「災害広報・広聴計画」に準じる。

オ 行方不明者や遺体の搜索及び埋葬

鉄道事故災害により行方不明者等が発生した場合は、第3部第1章第5節「行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画」に準じる。

(6) 消防局のとりべき措置

ア 出動体制

「部隊運用規程」の災害出動計画表に基づき、消防車両等が出動し消火、救助及び救護を行う。

なお、多数の傷病者等が発生した場合は、「集団救急災害活動要綱」に基づき活動を行う。

イ 関係機関との連携

JR等関係機関に対して列車の停止等安全措置について協力を求める。

(7) 危険物等積載貨車事故に対する応急対策

ア 初動対応

危険物、劇毒物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断される場合は、乗務員又は駅員は、直ちに消防局に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の応急措置を行う。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防局に對し的確に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

イ 二次災害の防止

現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難等を市に要請する。

また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道管理者、保健所等に連絡する。

第5節 道路事故災害対策計画

道路の被災（道路陥没、落橋、道路上での重大事故）等による多数の死傷者等の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の道路災害に対する対策について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 各対策部	消防対策部 各区本部	都市整備対策部
防災関係機関	北陸地方整備局新潟国道事務所 東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所 日本赤十字社新潟県支部	警察署	新潟市医師会

1 道路事故予防対策

(1) 道路の災害予防

ア 高速道路の災害予防

東日本高速道路(株)は、施設の日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

イ 国道、県道、市道の災害予防

(ア) 道路管理者は、道路防災総点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、道路の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講ずる。

(ウ) 道路管理者は、道路の安全確保の上で特に重要な構造物である橋梁及びトンネルについて、定期パトロールや定期点検を行うなど劣化や損傷の有無を調査するとともに、必要な改修、補修等を行い、災害予防に努める。

(2) 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防局、警察署等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助救急活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(3) 防災関係機関の相互連携体制

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口をあらかじめ明確にしておくものとする。なお、連絡先は資料編 表6-1-5-1 に示す。

(4) 関係機関のとるべき措置

ア 東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所

(ア) 救助・救急及び車両火災に際しては、新潟交通管制センターから市消防局に連絡する。

イ 北陸地方整備局、市

(7) 道路管理者は、警察、消防との連絡経路を明確にし、事故発生時には作業員等を現地に派遣できるような体制を整備する。

ウ 消防局

- (7) 大規模な道路事故災害時に必要な救助工作車、高規格救急自動車等の整備に努める。
- (イ) 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成に努める。
- (ウ) 迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立に努める。

エ 市医師会

大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合に、搬送患者を効率的に搬送するため、受け入れ可能状況等の情報を、県、市町村、消防機関等に提供できる体制の整備に努める。

オ 建設業協会等

(社)新潟市建設業協会等は、災害の発生に備え市との「災害時における応急対策に関する応援協定」に基づき、応援業務に必要な建設機械、資材及び労力等を確保できる体制の整備に努める。

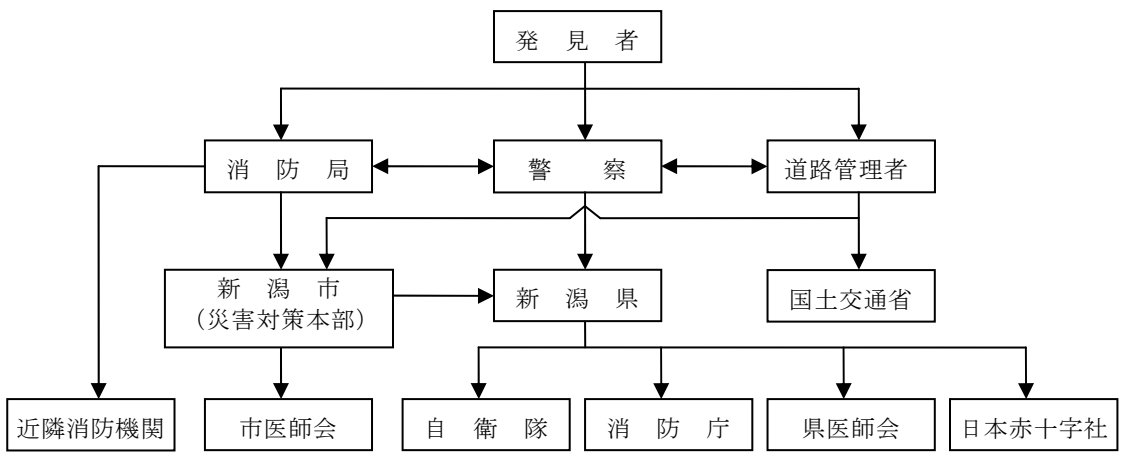
(5) 危険物の流出等に備えた資機材等の整備

消防局は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え必要な知識及び技術の習得並びに化学消防車等の化学消防力強化に努める。また、道路管理者は、吸着剤、土のう、処理剤等応急資機材の整備に努める。

2 道路事故応急対策

(1) 被害情報の伝達系統

大規模な道路事故災害が発生したときは、次により情報を伝達するものとする。



(2) 合同対策調整会議

県は、道路管理者、市、警察等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催する。

(3) 関係機関のとりべき措置

ア 道路管理者

道路管理者は、負傷者等の救助、及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

イ 県

- (ア) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市災害対策本部との調整
- (イ) 市の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力要請
- (ウ) 公立医療機関に対する出動要請
- (エ) 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請
- (オ) 県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請
- (カ) 自衛隊等に対する派遣要請
- (キ) 合同対策調整会議の開催

ウ 警察署

- (ア) 被害状況の収集
- (イ) 負傷者の救出および救護
- (ウ) 遺体の収容及び行方不明者の捜索
- (エ) 死傷者の身元確認
- (オ) 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の確保
- (カ) 現場広報及び報道対策
- (キ) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
- (ク) 現場の保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

エ 日本赤十字社新潟県支部

- (ア) 救護所の開設
- (イ) 負傷者に対する医療処置
- (ウ) 患者輸送

(4) 市のとりべき措置

ア 災害対策本部等の設置

市長は、市域において道路事故による災害が発生した場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

イ 現地災害対策本部の設置

地域において、災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現

地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は新潟市災害対策本部規程により副本部長及び本部員のうちから、現地災害対策本部職員は本部職員のうちから、本部長が指名する。

ウ 地域住民に対する避難勧告・指示

市長は地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、避難勧告及び避難指示を行うものとする。

なお、避難の勧告及び指示については、第3部第3章第5節「避難及び避難所計画」に準じる。

エ 道路交通の安全確保

都市整備対策部及び各区本部は、道路、橋梁及びトンネルの被害（浸水・陥没等）状況の把握に努めるとともに、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため必要がある場合は、関係法令に基づき、速やかに通行の禁止又は制限を行う。

この場合は、通行の禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を記した道路標識を設置するとともに、周辺道路網から適切な迂回路を確保する。

オ 災害広報

人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を住民に周知するよう広報に努める。

なお、広報の内容や方法等については、第3部第3章第4節「災害広報・広聴計画」に準じる。

カ 行方不明者・遺体の捜索及び埋葬

道路事故災害により行方不明者等が発生した場合は、第3部第1章第5節「行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画」に準じる

(5) 消防対策部のとるべき措置

ア 出動体制

「部隊運用規程」の災害出動計画表に基づき、消防車両等が出動し消火、救助及び救護を行う。

なお、多数の傷病者等が発生した場合は、「集団救急災害活動要綱」に基づき活動を行う。

イ 関係機関との連携

警察、道路管理者等関係機関に対して、交通止等の必要な措置について協力を求める。

ウ 消防警戒区域の設定

積載危険物の流出等に対して、必要により消防警戒区域を設定する。

(6) 応援要請及び応急復旧

市は、災害の状況に応じ、他の地方公共団体等に対し応援を要請するとともに県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。

応援要請については、第3部第1章第2節「応援要請計画」に準じる。

(7) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出等が発生したときは、消防対策部、都市整備対策部、環境対策部、各区本部及び警察署は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。

ア 消防対策部は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行うとともに、危険物による被害が周辺に及ぶ恐れがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限の措置を講ずる。

イ 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水地区担当機関（水道対策部）に速やかに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

ウ 有害物質が、河川・海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、河川管理者及び環境対策部環境総務班は必要に応じて環境調査を実施する。

第6節 危険物等事故災害対策計画

危険物、火薬類、高圧ガス（液化石油ガスを含む。）、劇・毒物及び放射性物質等（以下危険物等という。）の施設（石油コンビナート特別防災区域内の施設を除く）における火災、爆発、及び漏洩等の災害において、防ぎよ活動の展開を迅速かつ的確に実施するため、体制及び資機材の整備を図るとともに、危険物等の取扱関係防災組織等と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた適切な活動を行うため、事前に必要な体制の整備を行う。

なお、石油コンビナート特別防災区域に係る事故対策については、「新潟県石油コンビナート等防災計画」による。

実施担当	災害対策本部事務局	消防対策部	各対策部	各区本部
防災関係機関	各防災関係機関			

1 危険物等事故災害予防対策

(1) 危険物施設安全対策

ア 立入検査及び指導の強化

消防局は、危険物施設に対し、次の事項について立入検査等又は指導を行う。

- (ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査
- (イ) 危険物の運搬及び積載方法についての検査
- (ウ) 危険物の貯蔵、取扱方法等安全管理についての指導
- (エ) 危険物施設の管理者及び保安監督者に対する保安監督についての指導
- (オ) 地震動による施設等の影響に対する安全措置の指導
- (カ) 地震動による棚及び器材の転倒・落下の防止に対する指導
- (キ) その他法律に基づき検査、指導等の徹底

イ 貯蔵タンク等流出予防対策

消防局は、液体危険物を貯蔵する屋外タンクについては、防油堤の構造強化、流出油防除資機材の整備等により、流出防止又は被害軽減が行われるよう指導を強化する。

ウ 自主保安体制の確立

事業所の管理者は、危険物取扱施設で災害が発生した場合の対応についての特殊性を考慮し、専門知識を有する事業所員で構成された自衛消防組織の質的な充実と、事業所間の相互連絡体制の確立を図るため、その体制の整備に努める。

また、防災活動について、管理運営面の改善、必要な資機材の整備及び訓練を通じた防災技能の習熟・向上を図れるよう体制の強化に努める。

エ 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、消防法、建築基準法等の関係法令に基づく構造、設備等に関する安全対策の向上に努める。

(2) 火薬類製造施設及び高圧ガス製造施設等安全対策

ア 指導

事業所の管理者は、火薬類、高圧ガス及びLPガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係行政機関との連携の下に、保安意識の高揚及び自主保安体制の整備等を重点に災害予防対策を推進する。また、消防局は、高圧ガス及び火薬類を業務として製造、貯蔵又は取扱いをしようとする者の実態把握に努め、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。特に、LPガスについては、市民生活に密着しているため、安全対策について取扱業者を指導し、周知徹底させる。

イ 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、消防法、建築基準法等の関係法令に基づく構造、設備等に関する安全対策の向上に努める。

(3) 毒物・劇物貯蔵施設安全対策

ア 毒物・劇物管理

事業所の管理者は、県の指導等に基づき毒物及び劇物を安全に管理し、また災害発生時には消防活動の障害とならないよう適切な措置を講ずる。

イ 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、関係法令に基づく構造、設備等に関する安全対策の向上に努める。

(4) 放射性物質使用施設安全対策

ア 放射性物質の安全対策

(ア) 放射性物質を取扱う事業者は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等を遵守し作業の安全管理を確保することにより、放射線障害事故防止を図る。

(イ) 消防局は立入検査等の時期をとらえ、安全対策について指導する。

(5) 学校・研究施設等における安全対策

学校及び研究施設等で、危険物（少量危険物を含む。）、毒・劇物及び火薬品等が保管されている場合は、地震動等による転倒・落下で、混触や酸化による発火の危険性があるため、十分な対策を講ずる。

(6) 関係機関による安全確保体制の整備

ア 相互連絡体制

危険物等事故災害は、被害が短時間で広範囲におよぶ恐れがあることから、防災関係機関は迅速・的確な情報の伝達が必要である。

また、危険物等の性状・数量及び保管場所等により災害対応が変化することから、現状等の把握とそれら情報の共有化を行い災害の未然防止を図るため、防災関係機関等の連絡体制を整備するものとする。

イ 防災教育の実施

防災関係機関は、危険物等の施設における保安管理の徹底を図るため、危険物等の取扱関係者に対しあらゆる機会を捉え、次の事項について防災教育を実施するものとする。

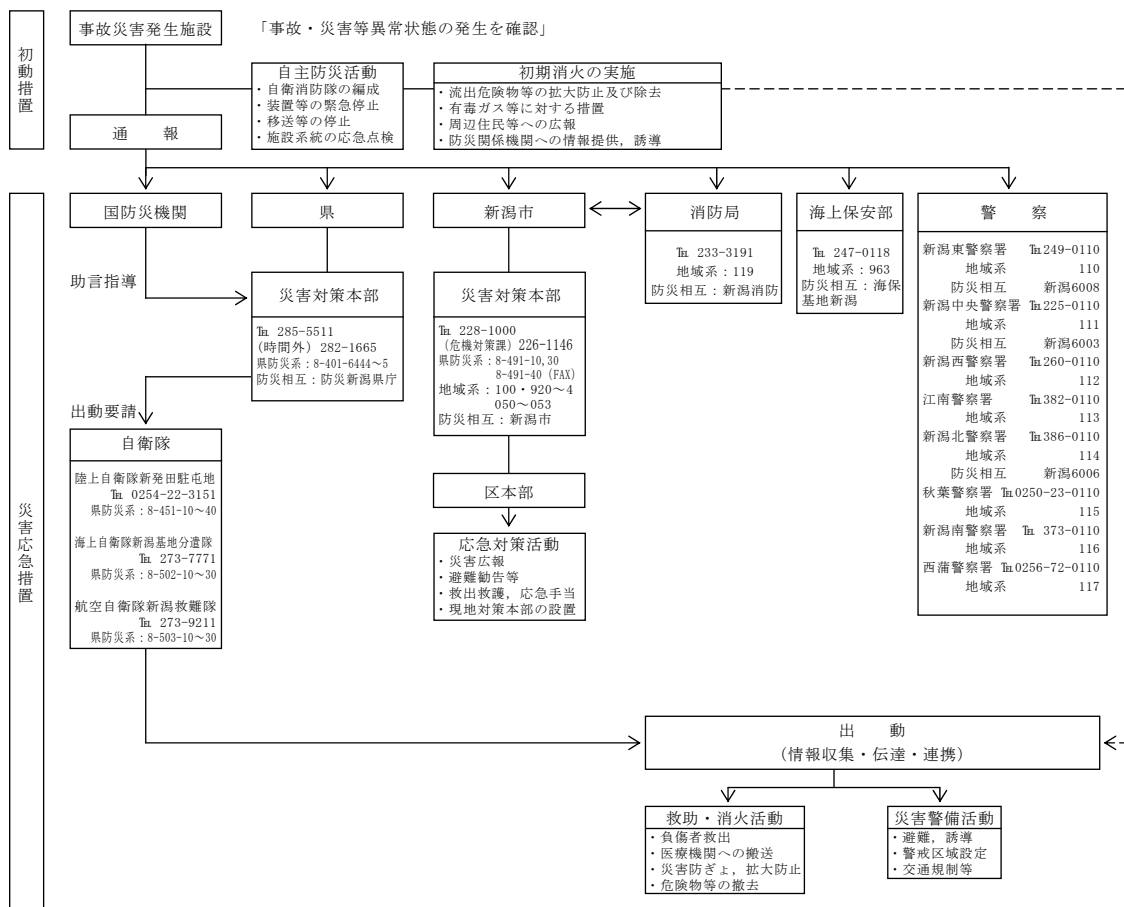
- (ア) 危険物等の性質・特徴等
- (イ) 危険物等の貯蔵又は取扱い施設の保安に関すること
- (ウ) 異常状態の発見方法及び事故災害発生時における応急措置
- (エ) 関係法令等
- (オ) その他災害防災上必要な事項

ウ 防災訓練

事業所の管理者は、危険物等の施設において、危険物等の性状、地域の実態、特殊性を充分考慮し、事故災害防止活動の体制の確立を目的とした防災訓練を実施するとともに、防災関係機関等と合同で訓練を実施し、相互の連携強化に努めるものとする。

2 危険物等事故災害応急対策

(1) 被害情報の伝達系統



(2) 市のとるべき措置

ア 災害対策本部の設置

設置基準

市長は、市域において危険物等による大規模な災害が発生又は危険物等の漏洩・飛散等で人命に危険が及ぶ恐れがある場合に、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

イ 現地災害対策本部の設置

事故災害現場において災害応急対策を実施する必要がある場合は、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は新潟市災害対策本部規程により副本部長及び本部員のうちから、現地災害対策本部職員は本部職員のうちから、本部長が指名する。

ウ 地域住民に対する避難勧告・指示

本部長は、地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、サイレン、広報車等により、避難勧告及び避難指示を行うものとする。

なお、避難の勧告及び指示については、第3部第3章第5節「避難及び避難所計画」に準じる。

エ 災害広報

人心の安全と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を住民に周知するよう広報に努める。

なお、広報の内容や方法等については、第3部第3章第4節「災害広報・広聴計画」に準じる。

オ 行方不明者や遺体の捜索

危険物事故災害により行方不明者等が発生した場合は、第3部第1章第5節「行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画」に準じる。

(3) 消防局のとるべき措置

ア 出動体制

「部隊運用規程」の災害出動計画表に基づき、消防車両等が出動し消火、救助及び救護を行う。

なお、多数の負傷者等が発生した場合は、「集団救急災害活動要綱」に基づき活動を行う。

イ 関係機関との連携

関係事業所に対して、情報の提供及び消火について必要な協力を求める。

ウ 消防警戒区域の設定

危険物の流出等に対して、必要により消防警戒区域を設定する。

第7節 大規模停電事故災害対策計画

現代社会生活に欠かすことのできない電気の長時間・広範囲の供給停止により、市民の生活に多大な影響を及ぼす大規模停電事故災害を未然に防止するとともに、事故災害発生時に迅速かつ適切に対処するための対応について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 福祉対策部 保健衛生対策部 各区本部
防災関係機関	東北電力(株)

1 停電事故予防対策

(1) 電力施設の安全対策

ア 電力設備の安全化対策

電力施設は、建築基準法をはじめ、各設備に関する技術基準や電力保安通信規程等の設計基準に基づき設置されており、設備ごとに安全性に関し十分な分析を行うとともに、従来の経験や地域の気象特性等を踏まえ万全の予防措置を講ずる。

イ 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社が供給力の応援を行う。

東北電力系統は、隣接する北海道電力、東京電力の系統と常時連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は二回線とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

(2) 防災訓練の実施

東北電力(株)は、大規模な停電事故災害を想定して、関係機関と連携した合同防災訓練の実施に努める。市は、合同防災訓練が実施された場合は積極的に参加し、訓練を通じた相互の連携強化を図る。

(3) 防災機関の相互連携体制

防災関係機関は、事故災害発生時の情報連絡体制及び相互の役割分担等について、あらかじめ協議・検討し、平時から連携の強化を図る。

なお、防災関係機関との連絡窓口は資料編 表6-1-7-1 に示す。

(4) 公共施設の機能確保

市役所及び区役所等の災害対応の核となる施設については、自家発電設備の定期的な点検及び試運転等による機能維持及び懐中電灯等の応急資機材の確保を図る。

また、これ以外の公共施設にあっても、停電発生時に市民サービスの低下がないよう機能確保に努める。

なお、自家発電設備用の燃料について、民間事業者等と燃料の供給に関する協定を締結するなど、安定的な確保に努める。

(5) 通信の確保

市は、長時間の停電による電話回線の不通に備え、バッテリーを搭載した無線等停電時においても使用可能な通信手段の確保を図る。

2 応急対策

(1) 東北電力(株)による応急対策

ア 停電状況の速報

市域において大規模な停電が発生した場合、直ちに停電地域及び戸数等の状況について市へ報告する。

イ 広報活動の実施

停電による社会不安の除去のため、広報車、テレビ、ラジオ、コミュニティーFM等を通じて、電力施設被害状況、復旧見通し等について周知を図る。

ウ 復旧活動状況等の報告

市へ情報連絡員を派遣し、停電の原因、復電の見通し、復旧活動の状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力等について、適宜報告する。

また、防災関係機関に対しても、必要な情報を随時提供する。

エ 電源車の配備

緊急電力の供給が必要な重要拠点施設へ電源車を配備し、電力の供給に努める。

オ 応急復旧工事

応急復旧工事については、第5部第2節「災害応急対策計画」に準じて実施する。

(2) 市による応急対策

ア 情報の収集、伝達

災害対策本部事務局は、関係機関等から停電及びこれに伴う断水、交通、通信状況等、応急対策に必要な情報を収集し、関係部局等に伝達する。また、市民に対し、適時適切な情報提供を行うことにより、市民の不安と市民生活の混乱の解消を図る。

イ 業務の機能確保

各対策部は、窓口業務をはじめとした市民サービスの低下を最小限に抑えるよう、迅速な応急対策を実施する。

ウ 医療機関の機能確保

保健衛生対策部医療対策班は、医療機関の状況を早急に把握するとともに、県、市医師会等の協力を得て医療機関の機能確保に努める。

エ 災害時要援護者対策

福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班は、各区本部健康福祉班と連携し、必要に応じ、以下の方法により、災害時要援護者の安全確保を図る。

なお、安全確保にあたっては、地域の自主防災組織、自治会・町内会、介護等サービス提供事業者及び民生児童委員の協力を得る。

- (ア) 戸別訪問、電話等による安否確認
- (イ) 救護のための職員等の派遣及び必要な措置の実施
- (ウ) 災害時要援護者向けの避難所の開設

資料編目次

1	新潟市防災会議条例	資料1-1
2	新潟市防災会議運営規程	資料2-1
3	新潟市災害対策本部条例	資料3-1
4	新潟市災害対策本部規程	資料4-1
5	警戒配備及び非常配備に関する要綱	資料5-1
6	火災・災害等即報要領	資料6-1
7	災害報告取扱要領	資料7-1
8	新潟市災害救助条例	資料8-1
9	新潟市小災害見舞金支給要綱	資料9-1
10	新潟市小災害見舞金支給基準	資料10-1
11	新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例	資料11-1
12	新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資料12-1
13	新潟市防災行政無線局管理運用規程	資料13-1
14	新潟市自主防災組織育成指導要綱	資料14-1
15	新潟市自主防災組織助成要綱	資料15-1
16	災害時における相互援助協定一覧	資料16-1

第1部 総則

表1-1-3-1	地盤高図	図表1-1
表1-1-3-2	過去10年間の観測値	図表1-2
表1-1-3-3	人口の推移	図表1-3
表1-1-4-1	過去に発生した主な地震	図表1-4
図1-1-4-1	過去に発生した主な地震の震央分布	図表1-6
表1-1-5-1	区別の土砂災害影響人口	図表1-7
表1-1-5-2	河川別・区別・浸水深別の洪水影響人口	図表1-8

第2部 災害予防計画

第1章 震災・風水害共通予防計画

表2-1-3-1	自主防災組織の編成及び活動形態	図表2-1
表2-1-3-2	防災訓練時の資機材の整備	図表2-2
表2-1-9-1	デジタル防災行政無線の整備状況	図表2-3
表2-1-9-2	防災行政波の整備状況	図表2-3
表2-1-9-3	同報無線	図表2-4
表2-1-9-4	消防無線	図表2-5

表 2-1-9-5	日本赤十字社新潟県支部無線	図表 2-7
図 2-1-10-1	新潟市消防団現勢分布	図表 2-8
表 2-1-10-1	新潟市消防局加盟の消防相互応援協定等	図表 2-9
図 2-1-11-1	新潟西港地区石油コンビナート等特別防災区域	図表 2-10
図 2-1-11-2	新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域	図表 2-11
表 2-1-11-1	類別危険物製造所等施設数状況	図表 2-12
表 2-1-12-1	救護センター	図表 2-13
表 2-1-13-1	備蓄品の備蓄場所、品目及び数量	図表 2-14
表 2-1-15-1	自動通報装置の貸与・給付、簡易非常通報機の設置	図表 2-17
表 2-1-15-2	浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設	図表 2-18

第 2 章 震災予防計画

表 2-2-4-1	法指定された土砂災害危険箇所	図表 2-32
図 2-2-5-1	避難場所等の役割	図表 2-36
表 2-2-5-1	避難場所等の所在地	図表 2-37

第 3 章 風水害予防計画

表 2-3-2-1	浸水想定区域内の地下施設	図表 2-70
表 2-3-3-1	法指定された土砂災害危険箇所	図表 2-32
図 2-3-3-2	急傾斜地模式図	図表 2-71
図 2-3-4-1	避難場所等の役割	図表 2-36
表 2-3-4-1	避難場所等の所在地	図表 2-37

第 4 章 津波災害予防計画

表 2-4-2-1	津波避難ビルの所在地等	図表 2-72
-----------	-------------	---------

第 3 部 災害応急対策計画

第 1 章 震災・風水害共通応急対策計画

図 3-1-1-1	津波予報区	図表 3-1
表 3-1-2-1	応援要請先及び応援要請の連絡先	図表 3-3
表 3-1-3-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	図表 3-5
表 3-1-3-2	自衛隊宿泊及び野営適地	図表 3-6
表 3-1-3-3	ヘリコプター離着陸可能場所	図表 3-7
表 3-1-3-4	離着陸場の標示等	図表 3-8
表 3-1-4-1	緊急消防援助隊応援要請連絡票	図表 3-10
表 3-1-4-2	応援要請時の主な連絡先	図表 3-11

表 3-1-4-3	無線運用体制及び無線運用系統	図表 3-14
表 3-1-4-4	航空部隊及び地上部隊の進出ルート	図表 3-16
表 3-1-4-5	各進出拠点担当署	図表 3-17
表 3-1-4-6	ヘリコプター離着陸可能場所	図表 3-7
表 3-1-4-7	航空部隊及び地上部隊の燃料補給場所	図表 3-18
表 3-1-4-8	水利状況	図表 3-19
表 3-1-4-9	緊急消防援助隊に係る発災日より 4 日目以降の食料品等物資の補給	図表 3-20
表 3-1-4-10	地上部隊の野営可能場所	図表 3-21
表 3-1-4-11	市内及び隣接市町村の救急医療機関	図表 3-22
表 3-1-5-1	火葬場	図表 3-23

第 2 章 震災応急対策計画

表 3-2-1-1	関係機関の連絡先	図表 3-24
表 3-2-1-2	消防庁への火災・災害即報基準	図表 3-25
表 3-2-1-3	消防庁への直接即報基準	図表 3-28
表 3-2-3-1	消防対策本部の組織及び分掌事務	図表 3-30
図 3-2-3-1	新潟市消防現勢分布	図表 3-32
表 3-2-4-1	放送機関の連絡先	図表 3-34
図 3-2-6-1	緊急通行車両の標章及び証明書	図表 3-35
図 3-2-8-1	指定緊急輸送道路の路線図	図表 3-37
図 3-2-8-2	緊急通行路確保のための広域交通規制検問所	図表 3-38
表 3-2-8-1	輸送車両借り上げ等の要請先一覧	図表 3-39
表 3-2-8-2	防災船着場所在地	図表 3-40
表 3-2-8-3	集積・配送拠点	図表 3-41
図 3-2-8-3	配送システム	図表 3-42
表 3-2-9-1	食糧調達業者（協定締結連絡先）	図表 3-43
表 3-2-9-2	炊き出し施設	図表 3-44
図 3-2-11-1	拠点給水所位置図	図表 3-48
表 3-2-11-1	拠点給水所（浄・配水場）	図表 3-49
表 3-2-11-2	拠点給水所（飲料水兼用耐震貯水槽）	図表 3-50
表 3-2-18-1	市及び委託業者の収集・運搬車	図表 3-50
表 3-2-18-2	ごみ処理施設	図表 3-51
表 3-2-18-3	新潟市周辺市町村等の施設	図表 3-52
表 3-2-18-4	市委託業者のバキューム車	図表 3-52
表 3-2-18-5	し尿処理施設	図表 3-53

表 3-2-18-6	新潟市周辺市町村等の施設	図表 3-53
図 3-2-28-1	排水機場位置図	図表 3-54
図 3-2-33-1	海岸林浸食危険箇所	図表 3-55

第 3 章 風水害応急対策計画

表 3-3-1-1	防災気象情報の発表基準	図表 3-56
表 3-3-1-2	気象注意報・警報の伝達系統図	図表 3-59
表 3-3-1-3	火災警報伝達系統図	図表 3-60
表 3-3-1-4	関係機関の連絡先	図表 3-24
表 3-3-1-5	消防庁への火災・災害即報基準	図表 3-25
表 3-3-1-6	消防庁への直接即報基準	図表 3-28
表 3-3-3-1	消防対策本部の組織及び分掌事務	図表 3-30
図 3-3-3-1	新潟市消防現勢分布	図表 3-32
表 3-3-4-1	放送機関の連絡先	図表 3-34
図 3-3-6-1	緊急通行車両の標章及び証明書	図表 3-35
図 3-3-8-1	指定緊急輸送道路の路線図	図表 3-37
図 3-3-8-2	緊急通行路確保のための広域交通規制検問所	図表 3-38
表 3-3-8-1	輸送車両借り上げ等の要請先一覧	図表 3-39
表 3-3-8-2	防災船着場所在地	図表 3-40
表 3-3-8-3	集積・配送拠点	図表 3-41
図 3-3-8-3	配送システム	図表 3-42
表 3-3-9-1	食糧調達業者（協定締結連絡先）	図表 3-43
表 3-3-9-2	炊き出し施設	図表 3-44
図 3-3-11-1	拠点給水所位置図	図表 3-48
表 3-3-11-1	拠点給水所（浄・配水場）	図表 3-49
表 3-3-11-2	拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽）	図表 3-50
表 3-3-18-1	市及び委託業者の収集・運搬車	図表 3-50
表 3-3-18-2	ごみ処理施設	図表 3-51
表 3-3-18-3	新潟市周辺市町村等の施設	図表 3-52
表 3-3-18-4	市委託業者のバキューム車	図表 3-52
表 3-3-18-5	し尿処理施設	図表 3-53
表 3-3-18-6	新潟市周辺市町村等の施設	図表 3-53
図 3-3-25-1	排水機場位置図	図表 3-54
図 3-3-30-1	海岸林浸食危険箇所	図表 3-55
表 3-3-31-1	雪崩発生危険箇所	図表 3-61

第6部 都市災害対策計画

表6-1-1-1	関係機関の連絡窓口（油等流出事故）	図表6-1
表6-1-1-2	市及び関係機関の防除資機材の保有状況	図表6-2
表6-1-1-3	平成9年1月2日に発生したナホトカ号重油流出事故配備体制	図表6-13
表6-1-2-1	関係機関の連絡窓口（海上事故）	図表6-14
表6-1-3-1	関係機関の連絡窓口（航空事故）	図表6-15
表6-1-4-1	関係機関の連絡窓口（鉄道事故）	図表6-16
表6-1-5-1	関係機関の連絡窓口（道路事故）	図表6-18
表6-1-7-1	関係機関の連絡窓口（停電事故）	図表6-20

1 新潟市防災会議条例

昭和37年12月22日

条例第31号

注 平成4年3月から改正経過を注記した。

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、本市に設置する防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12条例15・一部改正)

(名 称)

第 2 条 防災会議の名称は、新潟市防災会議とする。

(所 掌 事 務)

第 3 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新潟市地域防災計画（法第42条第1項の規定により本市の地域につき作成すべき地域防災計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、本市及び関係各機関相互間の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に関し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (5) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平18条例59・一部改正)

(会長及び委員)

第 4 条 防災会議は、会長及び60人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

5 委員は、次の各号に掲げる者について、市長が任命する。

- (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）その他の国の地方行政機関の長又はその職員で市長が定める職にある者
- (2) 新潟県の知事の部内の職員で市長が定める職にある者
- (3) 新潟県警察の警察官で市長が定める職にある者

- (4) 本市の教育委員会の教育長
- (5) 本市の消防局長及び消防団長
- (6) 前2号以外の本市の職員で市長が定める職にある者
- (7) 本市の地域において業務を行う指定公共機関（法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）の長若しくはその職員で市長が定める職にある者
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める職にある者

6 委員が、前項各号の職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。
（平4条例34・平10条例46・一部改正）

（専門委員）

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関その他の国の地方行政機関の職員、新潟県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（幹事）

第6条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員で市長が定める職にある者について、市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

4 第4条第6項の規定は、幹事について準用する。

（平4条例34・一部改正）

（部会）

第7条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附則

この条例は、昭和38年1月5日から施行する。

附則（昭和43年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第22号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第34号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第46号）

この条例は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第15号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（新潟市水防協議会条例の廃止）

- 2 新潟市水防協議会条例(昭和56年新潟市条例第3号)は、廃止する。

2 新潟市防災会議運営規程

改正 平成24年4月1日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、新潟市防災会議条例（昭和37年新潟市条例第31号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、新潟市防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務を代行すべき委員)

第 2 条 条例第4条第4項に規定する会長の職務を代行すべき委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により市長の職務を代行すべき副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第 3 条 防災会議は、毎年1回以上開催するものとし、会長がこれを招集する。

(会議の議長)

第 4 条 会議の議長は、会長があたる。

(会議の議事)

第 5 条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(説明聴取)

第 6 条 会長は、必要と認めるときは、防災会議に専門委員、幹事その他相当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専 決)

第 7 条 臨時急施を要するとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、その旨を次の会議において報告し承認を求めなければならない。

(部会の設置)

第 8 条 防災会議は、必要のつど事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第 9 条 会長は、防災会議の状況の概要を記録し、これを保存しなければならない。

(幹事の招集)

第 10 条 会長は、必要のつど幹事を招集し、事務を処理させることができる。

(公表の方法)

第 11 条 新潟市地域防災計画を作成し、又は修正した場合の、その要旨の公表その他防災会議が行う公表は、新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に

規定する掲示場に掲示して行う。

(庶 務)

第 12 条 防災会議の庶務は、危機管理防災局防災課において行う。

附 則

この規程は、昭和39年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

新潟市防災会議委員

会長 新潟市長

	機 関 名	役 職 名	所 在 地	電 話	
第一号委員	関東財務局新潟財務事務所	所 長	中央区営所通 2 番町692-5	025-229-2631	
	北陸信越運輸局	総務部長	中央区万代 2 丁目 2 - 1	025-244-6116	
	北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所	所 長	中央区入船町 4 丁目3778	025-222-6111	
	東京航空局新潟空港事務所	所 長	東区松浜町 新潟空港内	025-273-4567	
	新潟海上保安部	部 長	東区菟が島 1 丁目 5 - 4	025-247-0118	
	新潟地方气象台	台 長	中央区幸西 4 丁目 4 - 1	025-244-1703	
	新潟労働基準監督署	署 長	中央区川岸町 1 丁目56	025-266-3131	
	北陸地方整備局新潟国道事務所	所 長	中央区南笹口 2 丁目 1 -65	025-246-7766	
	北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	所 長	中央区文京町14-13	025-266-7131	
	北陸地方整備局阿賀野川河川事務所	所 長	秋葉区南町14-28	0250-22-2211	
北陸農政局新潟地域センター	センター長	中央区船場町 2 -3435- 1	025-228-5211		
第二号委員	新潟県地域振興局	地域整備部長	中央区川岸町 3 丁目18- 1	025-231-8300	
第三号委員	新潟県警察	新潟市警察部長	中央区新光町 4 - 1	025-249-0110	
第四号委員	新潟市教育委員会	教 育 長	中央区学校町通 1 番町602- 1	025-228-1000	
第五号委員	新潟市消防局	局 長	中央区東大畑通 1 番町643- 2	025-223-3191	
	新潟市消防団	団 長	中央区東大畑通 1 番町643- 2	025-223-3191	
第六号委員	新潟市	副市長	中央区学校町通 1 番町602- 1	025-228-1000	
	新潟市	副市長	〃	〃	
	新潟市	副市長	〃	〃	
	新潟市	水道局長	中央区関屋下川原町 1 丁目 3 - 3	025-266-9311	
	新潟市	危機管理監	中央区学校町通 1 番町602- 1	025-228-1000	
第七号委員	郵便事業株式会社新潟支店	支 店 長	中央区東大通 2 丁目 6 - 26	025-244-6101	
	東日本電信電話株式会社新潟支店	支 店 長	中央区東堀通七番町1017番地	025-227-6802	
	日本銀行新潟支店	次 長	中央区寄居町344	025-222-3101	
	日本赤十字社新潟県支部	事務局長	中央区関屋下川原町 1 丁目 3 -12	025-231-3121	
	日本放送協会新潟放送局	局 長	中央区川岸町 1 丁目49	025-230-1611	
	東日本高速道路株式会社新潟管理局新潟支社	新潟管理事務所長	江南区亀田早通3223番地	025-287-4411	
	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	設備部長	中央区花園 1 丁目 1 - 1	025-248-5174	
	日本通運株式会社新潟支店	支店長	中央区上大川前通 5 番町68- 1	025-228-0202	
	東北電力株式会社新潟営業所	所 長	中央区上大川前通 5 番町84	025-223-0653	
	亀田郷土地改良区	理 事 長	江南区東早通 1 丁目 2 - 25	025-381-2131	
	北陸瓦斯株式会社新潟支社	取締役支社長	中央区附船町 1 丁目4401	025-229-7011	
	新潟運輸株式会社	取締役社長	中央区女池北 1 丁目 1 - 1	025-285-5122	
	新潟交通株式会社	乗合バス部長	中央区万代 1 丁目 6 - 1	025-246-6290	
	株式会社新潟放送	取締役報道制作局長	中央区川岸町 3 丁目18	025-230-1532	
	株式会社新潟総合テレビ	取締役放送推進本部長	中央区上所 1 丁目11-31	025-249-8900	
	株式会社テレビ新潟放送網	報道制作局長	中央区新光町 1 -11	025-283-8106	
	株式会社新潟テレビ21	報道グループ長	中央区下大川前通 6 ノ町2230-19	025-223-8608	
	株式会社エフエムラジオ新潟	放送営業部次長	中央区八千代 2 丁目 1 - 1	025-246-2311	
	新潟県民エフエム放送株式会社	編成局技術部長	中央区万代 2- 1- 1 コズミック・ビル3階	025-240-0079	
	株式会社けんと放送	取締役放送局長	中央区天神 1 丁目 1 プラウカ 3	025-240-2555	
	株式会社エフエム新津	代表取締役	秋葉区新津東町 2 丁目 5 - 6	0250-23-5000	
	エフエム角田山コミュニティ放送株式会社	代表取締役	西蒲区巻甲2570- 3	0256-72-2761	
	株式会社新潟日報社	編集局次長兼報道本部長	西区善久772- 2	025-378-9402	
	社団法人新潟県看護協会	会 長	中央区川岸町 2 丁目11番地 看護研修センター内	025-265-1225	
	第八号委員	陸上自衛隊第30普通科連隊	連 隊 長	新発田市大手町 6 丁目 4 -16	0254-22-3151
		全国農業協同組合連合会新潟県本部	管理部長	西区山田2310-15	025-232-1521
		新潟市医師会	会 長	中央区白山浦 2 丁目180- 5	025-231-4131
社団法人新潟県銀行協会		常務理事	中央区上大川前通 7 番町1236- 1	025-222-7845	
新潟商工会議所		副 会 頭	中央区万代島 5 番 1 号 万代島ビル7階	025-290-4411	
新潟市連合婦人会		理 事 長	中央区西大畑町625	025-222-6680	
	にいがた女性会議	運営委員			

	機 関 名	役 職 名	所 在 地	電 話
第八号委員	北区自治協議会	委 員		
	東区自治協議会	委 員		
	中央区自治協議会	委 員		
	江南区自治協議会	委 員		
	秋葉区自治協議会	委 員		
	南区自治協議会	委 員		
	西区自治協議会	委 員		
	西蒲区自治協議会	委 員		

計60名

新潟市防災会議水防部会委員

機 関 名	役 職 名	所 在 地	電 話
新潟地方气象台	台 長	中央区幸西 4 丁目 4 - 1	025-244-1703
北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	所 長	中央区文京町14-13	025-266-7131
北陸地方整備局阿賀野川河川事務所	所 長	秋葉区南町14-28	0250-22-2211
新潟県新潟地域振興局	地域整備部長	中央区川岸町 3 丁目18- 1	025-231-8302
新潟地域振興局新津地域整備部	部長	秋葉区新津4524-1	0250-24-7124
新潟県警察新潟市警察部	新潟市警察部長	中央区新光町 4 - 1	025-285-0110
新潟市消防局	局 長	中央区東大畑通 1 番町643- 2	025-223-3191
新潟市消防団	団 長	中央区東大畑通 1 番町643- 2	025-223-3191
新潟市土木部	部 長	中央区学校町通 1 番町602- 1	025-228-1000
新潟市	危機管理監	中央区学校町通 1 番町602- 1	025-228-1000

計10名

新潟市防災会議幹事

機 関 名	役 職 名	所 在 地	電 話
新潟海上保安部	警備救難課長	東区竜が島 1 丁目 5 - 4	025-244-1001
新潟地方气象台	防災業務課長	中央区幸西 4 丁目 4 - 1	025-244-1703
北陸地方整備局新潟国道事務所	管理第一課長	中央区南笹口 2 丁目 1 - 65	025-246-7764
北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	調査設計課長	中央区文京町14-13	025-266-7131
北陸地方整備局阿賀野川河川事務所	調査・品質確保課長	秋葉区南町14-28	0250-22-2211
陸上自衛隊第3普通科連隊	第 3 科長	新発田市大手町 6 丁目 4 - 16	0254-22-3151
新潟県新潟地域振興局地域整備部	副部長	中央区川岸町 3 丁目18- 1	025-231-8302
新潟県警察新潟市警察部	企画調整課長	中央区新光町 4 - 1	025-285-0110
東日本電信電話株式会社新潟支店	災害対策室長	中央区東堀通七番町1017番地NTTプラザビル	025-227-6802
日本赤十字社新潟県支部	事業推進課長	中央区関屋下川原町 1 丁目 3 - 12	025-231-3121
日本放送協会新潟放送局	放送部長	中央区川岸町 1 丁目49	025-230-1611
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	工事課長	中央区花園 1 丁目 1 - 1	025-248-5174
日本通運株式会社新潟支店	総務課長	中央区上大川前通 5 番町68- 1	025-228-0202
東北電力株式会社新潟営業所	総務課長	中央区上大川前通 5 番町84	025-223-3141
北陸瓦斯株式会社新潟支社	次 長	中央区附船町 1 丁目4401	025-229-7011
株式会社新潟放送	報道担当部長	中央区川岸町 3 丁目18	025-230-1532
株式会社新潟日報社	報道第二部長	西区善久 772- 2	025-378-9407
全国農業協同組合連合会新潟県本部	総務人事課長	西区山田2310-15	025-232-1521
新潟市医師会	理 事	中央区白山浦 2 丁目180- 5	025-231-4131
新潟市危機管理防災局	防災課長	中央区学校町通 1 番町602- 1	025-228-1000
新潟市消防局	総務課長	中央区東大畑通 1 番町643- 2	025-223-3191
新潟市水道局	経営企画室長	中央区関屋下川原町 1 丁目 3 - 3	025-266-9311
新潟市教育委員会	教育総務課長	中央区学校町通 1 番町602- 1	025-228-1000

計23名

3 新潟市災害対策本部条例

(昭和37年12月22日条例第32号)

改正 昭和45年3月31日条例第19号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、新潟市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委 任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月5日から施行する。

附 則（昭和45年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 新潟市災害対策本部規程

改正 平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟市災害対策本部条例（昭和37年新潟市条例第32号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、新潟市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に本部を設置する。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 気象業務法に基づく津波警報（津波・大津波）が新潟県上中下越に発表された場合
- (3) 河川の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達することが確実と見込まれる場合
- (4) 台風や集中豪雨等により甚大な被害が発生し、全市的な対応が必要な場合
- (5) 土砂災害警戒情報が発表された場合
- (6) 避難情報を発令し住民を安全な場所へ避難させる必要が生じた場合
- (7) 災害救助法が適用される災害が発生した場合
- (8) 多数の死傷者が発生するような海上事故、航空事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故が市内で発生した場合
- (9) その他、市長が必要と認める場合

2 本部は、市役所本庁舎3階災害対策センターに置く。ただし、災害対策センターが被災したときは、災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指定する場所に置く。

3 本部長は、災害応急対策が概ね完了した場合又は災害が発生するおそれがなくなつたと認める場合、本部を廃止する。

4 本部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに関係機関に通知するとともに、市民に周知するものとする。

(災害対策副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表に掲げる者をもって充てる。

(災害対策本部会議)

第5条 本部に、災害応急対策の実施について協議するため、災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員をもって組織する。

3 本部会議の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

4 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長がその会議の議長にあたる。

(部)

第6条 条例第3条第1項に基づき、本部に部を置く。

- 2 部に副部長を置く。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 部長及び副部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(区災害対策本部)

第7条 条例第3条第1項に基づき、本部に区災害対策部（以下「区本部」という。）を置く。

- 2 区本部に、条例第3条第3項に基づく区災害対策本部長（以下「区本部長」）を置く。
- 3 区本部に区災害対策副本部長（以下「区副本部長」）を置く。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 区本部長及び区副本部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(区本部の自主設置)

第8条 区長は、本部が設置されていない場合でも、必要と認めるときは、区本部を自主的に設置することができる。

- 2 前項の規定により設置した区本部は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後において災害応急対策等の措置が完了したときに廃止する。
- 3 区長は、区本部を自主的に設置し、又は廃止したときは、直ちに市長に報告するものとする。
- 4 第2条第4項の規定は、第1項の規定により設置した区本部について準用する。

(班)

第9条 部及び区本部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 班に班長及び副班長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

(災害対策本部事務局)

第10条 本部に、災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）を置く。

- 2 本部事務局に、事務局長及び事務局次長を置き、事務局長には危機管理監を、事務局次長には危機管理防災局長をもって充てる。ただし、危機管理防災局長が事務局次長の職務を行えない場合は、危機管理監があらかじめ指名した者をもって充てる。
- 3 本部事務局に事務局報道官を置き、広報課長をもって充てる。
- 4 本部事務局の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。
- 5 事務局長は、本部長の命を受け、本部事務局の事務を掌理する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 7 事務局報道官は、事務局長の命を受け、報道対応及び広報活動の統括を所掌する。
- 8 事務局員は、危機管理防災局職員、広報課職員及び事務局長が指名する職員をもって充てる。

(情報担当員)

第11条 部及び区本部に情報担当員を置く。

- 2 情報担当員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 情報担当員は、本部長に対し部又は区本部の所管に係る情報を伝達し、本部長の指令等を部長又は区本部長に伝達する。
- 4 情報担当員に事故があるときは、部長の指名する者がその職務を代理する。

(情報連絡員)

第12条 部長及び区本部長は、部又は区本部の職員のうちから情報連絡員をあらかじめ指名しておき、本部事務局に派遣するものとする。

- 2 情報連絡員は、本部事務局及び情報担当員の指示のもとに情報伝達等の事務を行う。

(現地災害対策本部)

第13条 本部長は、地域において災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

- 2 現地本部に、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）を置く。
- 3 現地本部長は、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する。
- 4 現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する。
- 5 現地本部長は、現地本部要員の確保のため、関係する部又は区本部の職員の派遣を当該部長又は区本部長に求めることができる。

(配備体制)

第14条 本部の配備体制については別に定める。

(災害警戒本部)

第15条 危機管理監は、本部を設置する前又は設置するに至らない場合は、災害警戒本部を設置することができる。

- 2 災害警戒本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(応急対策マニュアルの作成)

第16条 各対策部各班長及び各区本部各班長は、次に掲げる事項について応急対策マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、本部が設置された場合の対応について具体的に定めておくものとする。

- (1) 各班の所掌事務に係る活動内容に関する事項
 - (2) 他班、関係機関及び関係協定団体との連絡方法及び作業手順に関する事項
 - (3) 職員の配備計画に関する事項
 - (4) その他各班が応急対策を行うにあたり必要な事項
- 2 各対策部各班長及び各区本部各班長は、マニュアルを作成し、または修正した場合は、速やかに危機管理監へ提出するものとする。
 - 3 各対策部各班長及び各区本部各班長は、災害時に速やかな応急対策を講ずることができる

よう、マニュアルを所属職員へ周知徹底するものとする。

(標識)

第17条 本部の事務に従事するものは、別図のとおり腕章を着用するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条，第5条，第6条，第7条，第9条，第10条，第11条関係）

1 災害対策本部会議

災害対策本部長	市長
災害対策副本部長	副市長
災害対策本部員	<p>危機管理監</p> <p>水道局長 教育長</p> <p>技監</p> <p>北区長 東区長 中央区長 江南区長</p> <p>秋葉区長 南区長 西区長 西蒲区長</p> <p>地域・魅力創造部長</p> <p>市民生活部長 文化観光・スポーツ部長</p> <p>環境部長 福祉部長 保健衛生部長</p> <p>経済・国際部長 農林水産部長</p> <p>都市政策部長 建築部長 土木部長 下水道部長</p> <p>総務部長 財務部長</p> <p>消防局長</p> <p>教育次長</p> <p>市民病院事務局長</p> <p>選挙管理委員会事務局長</p> <p>人事委員会事務局長</p> <p>監査委員事務局長</p> <p>議会事務局長</p> <p>会計管理者</p>
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況，対策状況等の総合的な掌握に関すること 2 災害応急対策計画の協議，決定に関すること 3 災害救助法等の適用協議に関すること 4 現地災害対策本部の設置に関すること 5 自衛隊等及び他団体等への災害派遣要請に関すること 6 県災害対策本部との協議に関すること 7 防災会議を構成する関係機関との協議に関すること 8 災害情報の公表に関すること 9 その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

2 災害対策本部事務局

事務局	構成課	分掌事務	
		初動対応期 ^{※1}	応急復旧期 ^{※2}
災害対策本部事務局 事務局長 危機管理監 事務局次長 危機管理防災局長 事務局報道官 広報課長	危機対策課 防災課 広報課	1 本部会議の庶務に関する事 2 本部会議決定事項の伝達に関する事 3 本部長の指示、命令の伝達に関する事 4 気象情報、河川情報、災害情報等の収集、伝達に関する事 5 被害状況、対策状況等のとりまとめに関する事 6 被害報告に関する事 7 災害救助法等の適用申請事務に関する事 8 現地対策本部の組織化に係る調整に関する事 9 水防対策の総括に関する事 10 自衛隊等及び他団体等への災害派遣要請事務に関する事 11 県災害対策本部との連絡調整に関する事 12 防災関係機関との連絡調整に関する事 13 防災行政無線局の管理、運用に関する事 14 各部間の連絡調整に関する事 15 区災害対策本部事務局との連絡調整に関する事 16 広報対策の統括に関する事 17 報道発表に関する事 18 報道機関との連絡調整に関する事 19 災害情報のホームページ掲載に関する事 20 災害写真・映像の撮影に関する事 21 その他本部の運営の総括に関する事	同左

※1「初動対応期」

大地震、土砂災害又は水害の発生直後など、被害状況が不明で、各被災現場での初動対応を優先させるべき期間（以降「3 対策部」及び「4 区本部」の表中においても同様）

※2「応急復旧期」

本部長の指示に基づき対策が可能となった期間（以降「3 対策部」及び「4 区本部」の表中においても同様）

3 対策部

部	班 名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関 の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
地域・魅力創造対策部 部長 地域・魅力創造部長 副部長 地域・魅力創造部次長 情報担当員 政策調整課長補佐	企画総務班 ○政策調整課 大都市制度推進課 都市政策研究所	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関する事 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関する事	左記に加え, 3 国, 県への陳情の総括に関する事
	渉外班 ○秘書課	1 本部長, 副本部長の秘書に関する事 2 災害視察者, 見舞者の接遇に関する事	同左
	東京事務所班 ○東京事務所	1 国等との連絡調整に関する事 2 災害視察者, 見舞者の接遇に関する事	同左
市民生活対策部 部長 市民生活部長 副部長 文化観光・スポーツ部長 情報担当員 市民総務課長補佐	市民生活班 ○市民総務課 コミュニティ支援課 男女共同参画課 広聴相談課	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関する事 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関する事 3 食糧・物資に関する区本部のニーズの集約と対応に関する事 4 応援協定に基づく民間団体からの食糧・物資の調達・運搬に関する事 5 救援物資の受入れに関する事 6 救援物資の区本部への運搬に関する事 7 食糧・物資の調達に係る経済・国際対策部との連携に関する事	左記に加え 8 被災者の市民相談, 陳情対応の統括に関する事
	生活文化班 ○文化政策課 新潟市美術館 新津美術館 歴史文化課 文化財センター スポーツ振興課	1 体育施設の使用に関する事	左記に加え, 2 災害記録の作成に関する事 3 市内の文化財の被害状況等の把握, 応急修理に関する事
	観光班 ○観光政策課 水と土の芸術祭推進課	1 観光施設の被害状況の把握に関する事 2 観光滞在者の対応に関する事 (全市のとりまとめの他, 上記の所掌事務に関し, 東区及び中央区内の対応に関する事)	1 観光施設・滞在者への対応の統括に関する事 (全市のとりまとめの他, 上記の所掌事務に関し, 東区及び中央区内の対応に関する事)

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関 の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
環境対策部 部長 環境部長 副部長 環境政策課長 (環境総務班長兼務) 情報担当員 環境政策課長補佐	環境総務班 ○環境政策課 環境対策課 廃棄物政策課 廃棄物対策課 廃棄物施設課	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関すること 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関すること 3 応急作業計画の策定に関すること 4 廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関すること 5 応急仮設トイレの設置に関すること 6 し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関すること 7 環境対策に関すること 8 豊栄郷清掃施設処理組合との連絡調整に関すること	同左
	各清掃班 ○東清掃事務所 ○西清掃事務所 ○新田清掃センター ○亀田清掃センター ○巻清掃センター ○新津クリーンセンター ○舞平清掃センター	1 処理施設の被害状況等の把握, 報告に関すること 2 廃棄物の収集, 運搬, 処理処分に関すること 3 応急機材, 要員の出動要請に関すること 4 ごみの臨時ステーションの選定に関すること 5 ごみ, し尿の収集状況の把握に関すること 6 所管の区本部区民生活班との連絡調整に関すること	同左
福祉対策部 部長 福祉部長 副部長 福祉総務課長 (福祉総務班長兼務) 情報担当員 福祉総務課長補佐	福祉総務班 ○福祉総務課 福祉監査課 こども未来課 児童相談所 保育課	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関すること 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関すること 3 社会福祉施設の被害状況のとりまとめ及び応急対策の統括に関すること 4 社会福祉団体との連絡調整状況のとりまとめに関すること 5 避難所の開設状況のとりまとめに関すること 6 保健衛生対策部との連絡調整に関すること	左記に加え, 7 災害弔慰金の支給, 災害援護資金の貸付等に関すること 8 避難所(避難所外避難者を含む)の収容対策及び管理運営の統括に関すること
	災害時要援護者・ボランティア班 ○障がい福祉課 高齢者支援課 介護保険課 保険年金課	1 災害時要援護者対策の統括に関すること 2 福祉避難所の指定, 開設及び運営の統括に関すること 3 災害ボランティア活動の支援の統括に関すること 4 災害ボランティア関係団体との連絡調整に関すること	同左

部	班 名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関 の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
保健衛生対策部 部長 保健衛生部長 副部長 保健所長 情報担当員 保健衛生総務課長補佐	保健衛生総務班 ○保健衛生総務課	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関すること 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関すること 3 部内の職員の配備調整に関すること 4 福祉対策部との連絡調整に関すること	同左
	医療対策班 ○保健衛生総務課 (地域医療推進室) 保健管理課 健康増進課 こころの健康センター	1 医療施設の稼働及び被害状況に関すること 2 救護班の編成依頼及び派遣に関すること 3 救護センターの設置に関すること 4 患者等の搬送に関すること 5 医療救護用資器材等の調達に関すること 6 医療関係団体等との連絡調整に関すること 7 医療ボランティアの受入及び派遣に関すること 8 歯科医療救護の実施に関すること 9 医薬品等の確保及び管理に関すること	同左
	保健対策班 ○保健管理課 健康増進課 こころの健康センター	1 保健活動の調整に関すること 2 安否確認対象者の確認, 支援に関すること 3 避難所の衛生指導に関すること 4 感染症発生予防及び発生時の対策に関すること 5 健康調査, 健康診断, 助産に関すること 6 歯科衛生指導の実施に関すること 7 避難所等の栄養管理指導に関すること 8 こころのケア対策の統括に関すること	同左
	食品・環境衛生班 ○食の安全推進課 環境衛生課 食肉衛生検査所	1 飲料水の衛生確保に関すること 2 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導に関すること 3 緊急食品の安全確保に関すること 4 営業施設及び給食施設等の指導監視に関すること 5 食品衛生協会との連携に関すること 6 食品関連被災施設に対する指導監視に関すること 7 防疫薬剤の確保, 保管, 配布等に関すること 8 遺体の安置, 移送, 処理, 埋火葬等に関すること 9 被災動物(ペット)及び特定動物に関すること	左記に加え 10 入浴対策の統括に関すること
	衛生検査班 ○衛生環境研究所	1 食品(救援物資を含む)の細菌検査及び理化学検査に関すること 2 飲料水の水質試験に関すること 3 環境汚染物質の試験に関すること	同左

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関 の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
経済・国際対策部 部長 経済・国際部長 副部長 産業政策課長 (経済総務班長兼務) 情報担当員 産業政策課長補佐	経済総務班 ○産業政策課 商業振興課 雇用対策課 企業立地課	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関すること 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関すること 3 商工業関係の被害調査, 報告に関すること 4 商工業関係団体との連絡調整に関すること 5 食糧・物資の調達に係る市民生活対策部との連携に関すること (全市のとりまとめの他, 上記の所掌事務に関し, 東区及び中央区内の対応に関すること)	左記に加え, 6 商工業者に対する被災証明発行事務の統括に関すること 7 商工業者に対する災害融資関連事務の統括に関すること (全市のとりまとめの他, 上記の所掌事務に関し, 東区及び中央区内の対応に関すること)
	国際班 ○国際課	1 被災外国人との連絡調整に関すること 2 海外からの支援の受入れに関すること	同左
農林水産対策部 部長 農林水産部長 副部長 農林水産部次長 情報担当員 農業政策課長補佐	農林水産班 ○農業政策課 食と花の推進課 農村・都市交流施設整備課 農村整備課 水産林務課 食育・花育センター	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関すること 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関すること 3 農林水産業の被害調査, 報告等に関すること 4 家畜伝染病の防疫に関すること 5 農業, 水産業関係団体との連絡調整に関すること 6 農地及び農業用施設の被害状況の把握, 応急対策に関すること 7 農地のたん水排除に関すること 8 農作物, 水産物の確保に関すること (全市のとりまとめの他, 上記の所掌事務に関し, 東区及び中央区内の対応に関すること)	左記に加え 9 農林水産業者に対する被災証明発行事務の統括に関すること 10 農林水産業者に対する災害融資関連事務の統括に関すること (全市のとりまとめの他, 上記の所掌事務に関し, 東区及び中央区内の対応に関すること)
	市場班 ○中央卸売市場	1 市場施設の被害状況等の把握に関すること 2 青果水産物の緊急集荷及び分荷に関すること 3 卸・仲卸業者との連絡調整に関すること	左記に加え 4 市場機能の早期回復に関すること

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が班長。これ以外の課・機関の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
都市整備対策部 部長 技監 副部長 都市政策部長 建築部長 土木部長 下水道部長 新潟駅周辺整備事務所長 技術管理センター長 東部地域下水道事務所長 西部地域下水道事務所長 下水道管理センター所長 情報担当員 都市計画課長補佐	都市総務班 ○都市計画課 技術管理課 工事検査課	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関する事 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関する事 3 部内調整に関する事	同左
	公共交通班 ○都市交通政策課 新交通推進課 港湾課 空港課 新潟駅周辺整備事務所総務課 新潟駅周辺整備事務所整備課	1 公共交通機関, 港湾施設, 空港施設の被害状況の把握に関する事 2 公共交通, 港湾, 空港関係との連絡調整に関する事	同左
	宅地・建物班 ○住環境政策課 市街地整備課 建築行政課 公共建築第1課 公共建築第2課	1 被災建築物の被害状況等の把握に関する事 2 公共建築及び市営住宅の被害状況等の把握に関する事 3 宅地等の応急危険度判定に関する事 4 建物の応急危険度判定に関する事 5 被災建築物に係る二次災害防止指導, 監督に関する事	1 市施設の応急修理に関する事 2 市営住宅の応急復旧に関する事 3 災害救助法適用時の被災住宅の応急修理に関する事 4 応急仮設住宅の建設に関する事 5 応急仮設住宅入居者の選定に関する事 6 災害復興住宅資金等の融資相談に関する事 7 宅地等の応急危険度判定に関する事 8 建物の応急危険度判定に関する事
	土木班 ○土木総務課 道路計画課 公園水辺課	1 道路施設の被害状況等の把握に関する事 2 公園施設の被害状況等の把握に関する事 3 河川, 海岸施設の被災状況の把握に関する事 4 土砂災害の危険箇所, 被害状況の把握に関する事	同左
下水道班 ○経営企画課 下水道計画課 各地域下水道事務所普及推進課 各地域下水道事務所建設課 下水道管理センター※1※2 ※1 副班長は, 維持管理課長及び施設管理課長 ※2 東区, 中央区, 江南区, 西区及び西蒲区を所管	1 下水道施設(農業集落排水事業施設を含む)の災害予防に関する事 2 下水道施設(農業集落排水事業施設を含む)の被害状況等の把握に関する事 3 たん水排除に関する事 4 建設資材及び機器の調達に関する事 5 排水路の災害予防に関する事	1 下水道施設(農業集落排水事業施設を含む)の被害状況等の把握に関する事 2 建設資材及び機器の調達に関する事 3 下水道施設(農業集落排水事業施設を含む)の仮復旧に関する事 4 排水路の仮復旧に関する事	

部	班 名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関 の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
総務対策部 部長 総務部長 副部長 財務部長 会計管理者 情報担当員 総務課長補佐	総務班 ○総務課 行政経営課 法制課	1 部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関する事 2 部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関する事 3 本部組織, 事務分掌の調整, 指導に関する事 4 市庁舎及び自動車の被害状況の調査に関する事 5 市庁舎非常電源, 非常回線電話の管理に関する事 6 電話交換手の非常配備に関する事 7 応急対策車両の配車及び借上げに関する事 8 緊急輸送車両の確認申請等に関する事	左記に加え, 9 災害関係法令等の解釈に関する事 10 災害統計に関する事
	I T 班 ○ I T 推進課	1 庁舎内の電算機器の保守管理に関する事	同左
	職員班 ○人事課 職員課	1 職員配備体制及び人員の調整に関する事 2 自衛隊及び他団体等の派遣職員の配備に関する事 3 従事者の給食, 衛生管理, 宿泊等に関する事 4 職員の健康の保持に関する事	同左
	財務班 ○財務課 契約課 会計課	1 物資調達業者, 工事関係業者の指導, 連絡に関する事 2 災害見舞金の受理, 保管に関する事	左記に加え, 3 市施設関係の被害金額のとりまとめに関する事 4 災害関係予算の算定等に関する事 5 災害関係補助金等の調整に関する事
	用地班 ○財産管理運用課 用地対策課	1 市有地の使用に関する事	左記に加え, 2 応急仮設住宅用地の確保に関する事
	調査班 ○税制課 資産税課 納税課	1 福祉対策部の協力(特に避難所対策)に関する事 2 市民生活対策部の協力(特に食糧・物資対策)に関する事	1 一般住家の被害調査及び被災者台帳作成事務の統括に関する事 2 一般住家世帯に関する被災証明発行事務の統括に関する事 3 小災害見舞金, 義援金の配布の統括に関する事 4 税金の災害減免等の指導に関する事

部	班 名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関 の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
消防対策部 部長 消防局長 副部長 消防局次長 情報担当員 総務課長補佐	消防総務班 ○総務課 予防課 設備保安課	1 消防職員の召集及び配置に関する こと 2 災害状況の把握、情報の収集に 関すること 3 関係機関との情報連絡に関する こと 4 消防応援の要請および情報連絡 に関すること 5 消防庁舎、施設に関すること 6 消防部隊の後方支援に関するこ と 7 消防広報に関すること 8 部内の連絡調整に関すること	同左
	警防班 ○警防課 救急課 指令課	1 災害の警戒及び防ぎょ対策に関 すること 2 気象、河川情報の部内伝達及び 地震津波広報に関すること 3 消防部隊の活動、指揮に関する こと 4 救急隊の活動及び救急資機材に 関すること 5 医療機関との連絡調整に関する こと 6 消防応援部隊の活動に関するこ と 7 消防団方面隊本部との連絡調整 に関すること 8 消防団員の招集、配置に関する こと 9 消防車両、資機材に関すること	同左
	各消防班 ○各消防署 各消防署地域防災課 各消防署市民安全課 出張所	1 災害の予防、警戒、防ぎょ活動 に関すること 2 災害状況の把握、情報収集、市 民広報に関すること 3 避難勧告の伝達、誘導に関する こと 4 人命救助、救急活動に関するこ と 5 行方不明者の捜索に関すること 6 消防団の現場活動指揮に関する こと 7 消防応援部隊の現地運用に関す ること 8 区本部との連絡調整に関するこ と	同左

部	班 名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関 の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
水道対策部 部長 水道局長 副部長 経営企画室長 業務部長 技術部長 情報担当員 経営企画室次長補佐	情報・総務班 ○経営企画室 総務課	1 水道対策部の運営に関する事 2 対策部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関する事 3 対策部内の被害状況等の解析に関する事 4 情報連絡体制の運用拠点に関する事 5 他部署との伝達, 連絡調整に関する事 6 職員の出勤, 配置, 安全, 衛生管理に関する事 7 応援要請に関する事 8 市民広報に関する事 9 報道機関への情報提供に関する事	同左
	財務班 ○財務課	1 資材, 燃料, 職員用物資等の確保, 調達に関する事 2 水道応援隊, 水道ボランティアの受入れ, 及びその活動支援に関する事 3 災害関係費用に関する事	同左
	給水班 ○業務課	1 運搬給水の総合調整に関する事 2 拠点給水の総合調整に関する事 3 対策部内の電算システムに関する事	同左
	管路班 ○管路課	1 水道管路の被害状況等の把握, 応急復旧の総合調整に関する事 2 水道管路の復旧対策の計画立案に関する事	同左
	浄水班 ○浄水課	1 取水, 浄水, 配水施設の被害状況等の把握, 応急復旧に関する事 2 緊急浄水処理に関する事 3 浄水, 配水施設における給水設備の立上げに関する事	同左
	水質班 ○水質課	1 飲料水, 原水の水質管理に関する事 2 運搬・拠点給水時における飲料水の水質管理に関する事	同左
	各事業所班 ○各事業所 各事業所料金課 各事業所工務課 中央事業所維持課 営業所	1 運搬給水に関する事 2 拠点給水に関する事 3 水道管路の被害状況等の把握, 応急復旧に関する事 4 給水班, 管路班及び営業所との連絡調整に関する事	同左

部	班名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関 の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
教育対策部 部長 教育長 副部長 教育次長 情報担当員 教育総務課長補佐	教育総務班 ○教育総務課	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事 2 市の教育施設の被害状況、対策状況のとりまとめに関する事	同左
	学校施設班 ○施設課	1 市立学校施設の被害状況等の把握、応急復旧に関する事 2 避難所開設・設営支援に関する事	左記に加え、 3 避難所の管理運営の支援に関する事
	学校指導班 ○学校支援課 学務課 教職員課 総合教育センター 地域と学校ふれあい推進課	1 児童生徒の避難対策指導及び被災状況の把握に関する事 2 学校教職員の災害時出動体制の指導に関する事 3 各学校班への指示伝達等に関する事 4 児童生徒のこころのケア対策に関する事	左記に加え、 5 応急教育の指導に関する事 6 被災児童生徒への学用品の支給に関する事
	保健給食班 ○保健給食課	1 児童生徒の外傷・疾病調査、保健指導に関する事 2 給食施設の使用に関する事	同左
	生涯学習総務班 ○生涯学習課	全組織共通分掌事務による。	同左
	生涯学習施設班 ○生涯学習センター 中央公民館 中央図書館	1 生涯学習施設の使用に関する事 2 生涯学習施設への避難受け入れに際する区本部健康福祉班との連絡調整に関する事	同左
	各学校班 ○各学校(園) (副班長は各教頭)	1 所管施設の保全及び児童生徒の保護に関する事 2 児童、生徒の所在及び安否の確認に関する事 3 通学路の安全確認及び危険箇所の復旧要請に関する事 4 学校が避難所となった場合の避難所運営への協力に関する事 5 災害時における授業の確保または再開の計画に関する事 6 学校指導班等との連絡調整に関する事	同左
	各教育事務所班 ○各教育事務所	1 学校施設班、学校指導班及び保健給食班の協力に関する事 2 区本部との連絡調整に関する事	同左

部	分掌事務	
	初動対応期	応急復旧期
市民病院対策部 部長 市民病院長 副部長 市民病院副院長，市民病院事務局長 情報担当員 管理課長補佐	1 院内職員の派遣要請に関する こと 2 保健衛生対策部保健医療対策班 との連絡調整に関する こと 3 市民病院の機能の保全に関する こと	同左
第1協力部 部長 選挙管理委員会事務局長 副部長 選挙管理委員会事務局長次長 情報担当員 選挙管理委員会事務局長次長	1 他部及び区本部への協力に関する こと 2 部内職員の動員に関する こと 3 選挙管理委員への連絡調整に関する こと	同左
第2協力部 部長 人事委員会事務局長 副部長 人事委員会事務局長次長 情報担当員 人事委員会事務局長次長補佐	1 他部及び区本部への協力に関する こと 2 部内職員の動員に関する こと 3 人事委員への連絡調整に関する こと	同左
第3協力部 部長 監査委員事務局長 副部長 監査委員事務局長次長 情報担当員 監査委員事務局長次長補佐	1 他部及び区本部への協力に関する こと 2 部内職員の動員に関する こと 3 監査委員への連絡調整に関する こと	同左
第4協力部 部長 議会事務局長 副部長 議会事務局長次長 情報担当員 議会事務局総務課長補佐	1 他部及び区本部への協力に関する こと 2 部内職員の動員に関する こと 3 市議会議員への連絡調整に関する こと	同左

4 区本部

部	班 名 構成課・機関 (○を付した課・機関の長が 班長。これ以外の課・機関 の長が副班長)	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
区本部 区本部長 区長 区副本部長 副区長 東部地域土木事務所長 西部地域土木事務所長 情報担当員 総務課総務係長	区本部事務局 ○総務課	1 区本部の運営に関する事 2 区本部内の情報収集, 伝達, 連絡調整に関する事 3 区本部内の被害状況, 対策状況のとりまとめに関する事 4 現地災害対策本部の設置に関する事 5 所轄警察署, 消防署, 水道事業所, 教育事務所との連絡調整に関する事 6 市庁舎, 自動車の被害状況の調査に関する事(中央区を除く) 7 市庁舎非常電源, 非常回線電話の管理に関する事(中央区を除く) 8 電話交換手の非常配備に関する事(中央区を除く) 9 応急対策用車両の配車及び借上げに関する事(中央区を除く) 10 本部事務局への情報伝達, 連絡調整に関する事 11 水防対策に関する事	左記に加え 12 応急仮設住宅用地の確保に関する事
	広報班 ○地域課	<全区共通> 1 広報対策に関する事 2 災害写真等の撮影に関する事 3 地域コミュニティ, 自治会等住民組織との連絡調整に関する事 4 被災者の市民相談, 陳情の対応に関する事 5 広報対策に関し, 災害対策本部事務局との連絡調整に関する事 <東区, 中央区> 上記に加え, 6 商工業関係の被害調査, 報告に関する事 7 商工業関係団体との連絡調整に関する事 8 食糧・物資の調達に係る区民生活班との連携に関する事 9 観光施設の被害状況の把握に関する事 10 観光滞在者の対応に関する事 11 農林水産業の被害調査, 報告等に関する事 12 家畜伝染病の防疫に関する事 13 農業, 水産業関係団体との連絡調整に関する事 14 農地及び農業用施設の被害状況の把握, 応急対策に関する事 15 農業集落排水事業施設の被害状況の把握, 応急対策に関する事 16 農地のたん水排除に関する事 17 農作物, 水産物の確保に関する事	<全区共通> 同左 <東区, 中央区> 左記に加え, 18 商工業関係の被害調査, 報告に関する事 19 商工業関係団体との連絡調整に関する事 20 食糧・物資の調達に係る区民生活班との連携に関する事 21 観光施設の被害状況の把握に関する事 22 観光滞在者の対応に関する事 23 農林水産業の被害調査, 報告等に関する事 24 家畜伝染病の防疫に関する事 25 農業, 水産業関係団体との連絡調整に関する事 26 農地及び農業用施設の被害状況の把握, 応急対策に関する事 27 農業集落排水事業施設の被害状況の把握, 応急対策に関する事 28 農地のたん水排除に関する事 29 農作物, 水産物の確保に関する事 30 商工業者に対する被災証明の発行に関する事 31 商工業者に対する災害融資に関する事 32 農林水産業者に対する被災証明の発行に関する事 33 農林水産業者に対する災害融資に関する事

<p>区民生活班</p> <p>○区民生活課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧・物資に関する市民ニーズの把握に関すること 2 市民生活対策部食糧・物資班との連絡調整に関すること 3 備蓄物資の運搬、配布に関すること（平常時の管理含む） 4 食糧・物資の受入、保管、運搬、配布に関すること 5 応援協定に基づく民間団体からの食糧・物資の調達・運搬に関すること（緊急時） 6 炊出しに関すること 7 食糧・物資の調達に関し区本部産業班又は経済・国際対策部経済総務班との連携に関すること 8 応急仮設トイレの設置に関すること 9 し尿浄化槽の衛生管理に関すること 10 廃棄物対策及び環境対策に係る窓口対応に関すること 11 廃棄物対策及び環境対策に係る環境対策部清掃班との連絡調整に関すること 12 防疫薬剤の確保、保管、配布等に関すること 13 被災動物（ペット）及び特定動物に関すること 14 遺体の安置、移送、埋火葬に関すること <p>〈北区〉 上記に加え、豊栄郷清掃施設処理組合との連絡調整に関すること</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧・物資に関する市民ニーズの把握に関すること 2 市民生活対策部食糧・物資班との連絡調整に関すること 3 食糧・物資の受入、保管、運搬、配布に関すること 4 炊出しに関すること 5 食糧・物資の調達に関し区本部産業班との連携に関すること 6 応急仮設トイレの設置に関すること 7 し尿浄化槽の衛生管理に関すること 8 廃棄物対策及び環境対策に係る窓口対応に関すること 9 廃棄物対策及び環境対策に係る環境対策部清掃班との連絡調整に関すること 10 防疫薬剤の確保、保管、配布等に関すること 11 被災動物（ペット）及び特定動物に関すること 12 遺体の安置、移送、埋火葬に関すること <p>〈北区〉 上記に加え、豊栄郷清掃施設処理組合との連絡調整に関すること</p>
<p>健康福祉班</p> <p>○健康福祉課^{※1} 保護課^{※2}</p> <p>※1 構成課・機関には、地域保健福祉センター及び健康センター並びに保育園を含む。 ※2 東区、中央区、西区のみ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害状況の把握、応急対策の指導に関すること 2 社会福祉団体との連絡調整に関すること 3 災害時要援護者対策に関すること 4 災害ボランティア活動の支援に関すること 5 災害ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 6 福祉避難所の開設及び運営に関すること 7 避難所の開設計画、設営、収容対策及び管理運営に関すること 8 救護班の編成、救護所の設置に関すること 9 救護センターの編成及び設置に関すること 10 患者等の搬送に関すること 11 医療資器材等の調達に関すること 12 医療関係団体等との連絡調整に関すること 13 緊急食品の安全確保に関すること 14 感染症発生予防及び発生時の対策に関すること 15 臨時予防接種及び結核健康診断の実施に関すること 16 避難所の衛生指導に関すること 17 健康調査、健康診断、助産に関 	<p>左記に加え、</p> <ol style="list-style-type: none"> 21 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関すること 22 入浴対策に関すること

		<p>すること</p> <p>18 避難所等の栄養管理指導に関すること</p> <p>19 こころのケア対策に関すること</p> <p>20 避難所外避難者の把握に関すること</p>	
	<p>調査班</p> <p>○税務課</p>	<p>1 区本部健康福祉班の応援（特に避難所対策）に関すること</p> <p>2 区本部区民生活班の応援（特に食糧・物資対策）に関すること</p>	<p>1 一般住家の被害調査及び被災者台帳の作成に関すること</p> <p>2 一般住家世帯に関する被災証明の発行に関すること</p> <p>3 小災害見舞金、義援金の配布に関すること</p> <p>4 税金の災害減免等の指導に関すること</p>
	<p>産業班</p> <p>(北区、江南区、秋葉区、南区、西区、西蒲区のみ設置)</p> <p>○産業振興課 (西区は農政商工課、西蒲区は産業観光課) 農業委員会事務局</p>	<p>1 商工業関係の被害調査、報告に関すること</p> <p>2 商工業関係団体との連絡調整に関すること</p> <p>3 食糧・物資の調達に係る区民生活班との連携に関すること</p> <p>4 観光施設の被害状況の把握に関すること</p> <p>5 観光滞在者の対応に関すること</p> <p>6 農林水産業の被害調査、報告等に関すること</p> <p>7 家畜伝染病の防疫に関すること</p> <p>8 農業、水産業関係団体との連絡調整に関すること</p> <p>9 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策に関すること</p> <p>10 農業集落排水事業施設の被害状況の把握、応急対策に関すること</p> <p>11 農地のたん水排除に関すること</p> <p>12 農作物、水産物の確保に関すること</p>	<p>左記に加え、</p> <p>13 商工業者に対する被災証明の発行に関すること</p> <p>14 商工業者に対する災害融資に関すること</p> <p>15 農林水産業者に対する被災証明の発行に関すること</p> <p>16 農林水産業者に対する災害融資に関すること</p>
	<p>建設班</p> <p>○建設課 各地域土木事務所建設課 ※ 東部地域土木事務所は北区、東区、中央区、江南区及び秋葉区を所管。西部地域土木事務所は南区、西区、西蒲区を所管)</p>	<p>1 被災建築物の被害状況等の把握に関すること</p> <p>2 被災建築物に係る二次災害防止指導、監督に関すること</p> <p>3 道路施設の災害予防に関すること</p> <p>4 公園施設の災害予防に関すること</p> <p>5 道路施設の被害状況等の把握に関すること</p> <p>6 公園施設の被害状況等の把握に関すること</p> <p>7 排水路（下水道未処理区域内）の災害予防に関すること</p> <p>8 土砂災害危険区域の災害予防に関すること</p> <p>9 建物の応急危険度判定に関すること</p> <p>10 宅地等の応急危険度判定に関すること</p> <p>11 道路交通情報の周知に関すること</p> <p>12 たん水排除（下水道未処理区域内）に関すること</p> <p>13 河川、海岸の警戒及び決壊防止に関すること</p> <p>14 消防団（水防活動）の現場活動に関すること</p> <p>15 建設資材及び機器の調達に関すること</p>	<p>左記に加え</p> <p>16 道路施設の仮復旧に関すること</p> <p>17 公園施設の仮復旧に関すること</p> <p>18 土砂災害危険区域の応急復旧に関すること</p>

		ること	
	下水道班 (北区, 秋葉区, 南区のみ設置) ○下水道課	1 下水道施設の災害予防に関する こと 2 下水道施設の被害状況等の把握 に関すること 3 たん水排除(下水道処理区域内) に関すること 4 建設資材及び機器の調達に関す ること 5 排水路(下水道処理区域内)の 災害予防に関すること	1 下水道施設の仮復旧に関するこ と 2 排水路(下水道処理区域内)の 仮復旧に関すること
	各出張所班 ○各出張所	1 所管地区内の情報収集, 区本部 事務局への伝達に関すること 2 自治会・町内会等との連絡調整 に関すること 3 被災者の相談等の対応に関する こと 4 食糧, 救援物資の中継, 保管, 配布に関すること 5 防疫薬剤の配布等に関すること	同左

※ 担当部長等については, その所属又は関係する部署が構成する対策部の副部長とする。

※1課で1班を構成する班について, 班長が職務を行えない場合には, 次席職員が職務を代行する。

5 全組織共通分掌事務

- 1 所管施設利用者の安全確保に関すること
- 2 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること
- 3 部内の協力に関すること
- 4 所掌事務に関し、応援協定に基づく民間団体への応援要請に関すること（平常時の連絡調整含む）
- 5 計画に基づいた応急対策マニュアルの作成と本部事務局への提出に関すること（平常時）

別図（第17条関係）

区 分	腕 章
本 部 長	新潟市災害対策本部 本 部 長
副 本 部 長	新潟市災害対策本部 副 本 部 長
本 部 員	新潟市災害対策本部 本 部 員
班長・副班長 事務局次長 事務局報道官	新 潟 市 災 害 対 策 本 部

情報連絡員（第12条関係）

- 1 地域・魅力創造対策部……………政策調整課職員 2 名
- 2 市民生活対策部……………市民総務課職員 2 名
- 3 環境対策部……………環境政策課庶務担当係長及び同係員 1 名
- 4 福祉対策部……………福祉総務課庶務担当係長及び同係員 1 名
- 5 保健衛生対策部……………保健衛生総務課職員 2 名
- 6 経済・国際対策部……………産業政策課庶務担当係長及び同係員 1 名
- 7 農林水産対策部……………農業政策課庶務担当係長及び同係員 1 名
- 8 都市整備対策部……………都市計画課庶務担当係長及び同係員 1 名
- 9 総務対策部……………総務部総務課庶務担当係長及び同係員 1 名
- 10 消防対策部……………消防局総務課職員 2 名
- 11 水道対策部……………総務課庶務担当係長及び経営企画室員 1 名
- 12 教育対策部……………教育総務課庶務担当係長及び同係員 1 名
- 13 市民病院対策部……………市民病院事務局管理課庶務担当係長及び同係員 1 名
- 14 第 1 協力部……………選挙管理委員会事務局職員 2 名
- 15 第 2 協力部……………人事委員会事務局職員 2 名
- 16 第 3 協力部……………監査委員事務局職員 2 名
- 17 第 4 協力部……………議会事務局総務課庶務担当係長及び同係員 1 名
- 18 各区本部……………各区役所職員 2 名

5 警戒配備及び非常配備に関する要綱

改正：平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市災害対策本部規程(平成4年新潟市災害対策本部規程第1号。以下「規程」という。)第14条並びに新潟市災害警戒本部運営要綱第6条及び第7条第2項の規定に基づき、職員の警戒配備及び非常配備について必要な事項を定めるものとする。

(警戒配備)

第2条 警戒配備の区分は、1号配備及び2号配備とし、基準及び体制並びに配備指令の発令者は、別表1のとおりとする。

2 警戒配備の対象部局及び人員は、別表2のとおりとする。

(非常配備)

第3条 非常配備の区分は、3号配備及び4号配備とし、基準及び体制並びに配備指令の発令者は、別表1のとおりとする。

2 非常配備の対象部局及び人員は、別表2のとおりとする。

(勤務時間外の自主参集)

第4条 職員は、勤務時間外に4号配備の配備基準に該当する事態が生じた場合は、配備指令を待つことなく、直ちに参集するものとする。

2 参集場所等については、別表3のとおりとする。

(伝達系統図の作成)

第5条 危機管理監及び災害対策本部各対策部及び各区本部を総務する班の班長となる者は、配備指令を伝達するため、伝達系統図を作成し、勤務時間内外を問わず使用できる状態にしておかなければならない。

2 伝達系統図には、伝達相手の職・氏名・勤務場所電話、自宅電話等を掲載する。

3 災害対策本部各対策部及び各区本部を総務する班の班長となる者は、常に最新の内容の伝達系統図を作成しておき、その写しを危機管理監に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、警戒配備及び非常配備に関し、必要な事項は別に定める。

(適用除外)

第7条 警戒配備及び非常配備に関し、消防局及び市民病院は別の定めにより行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表1（第2条，第3条関係）

配備区分表

配備区分 (発令者)		配備基準	活動内容
警 戒 本 部	1号配備 (危機管理監)	1 新潟県上中下越に津波注意報が発表された場合 2 気象業務法に基づく気象警報等が発表された場合 3 台風情報 ^{※1} が発表され、影響が予想される場合 4 水防警報 ^{※2} が発表された場合 5 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 6 2以上の区で区警戒本部が設置された場合 7 その他危機管理監が必要と認める場合	1 必要な職員の配備 2 情報の収集・伝達及び処理 3 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報 4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動実施
	2号配備 (危機管理監)	1 市域内に震度4 ^{※3} の地震が発生した場合 2 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、更なる水位の上昇が見込まれる場合 3 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、更なる被害の拡大が見込まれる場合 4 県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合 5 区本部が設置された場合 6 その他危機管理監が必要と認める場合	1号配備における活動に加え、 1 必要に応じた避難者の受入体制の確立（震度4の地震が発生した場合は、避難者の受入体制をとる。） 2 必要に応じた警戒出動及び応急活動の実施 3 必要に応じた広報体制の確立 4 避難準備情報発令の検討
災 害 対 策 本 部	3号配備 (市長)	1 市域内に震度5弱 ^{※3} の地震が発生した場合 2 新潟県上中下越に津波警報（津波）が発表された場合 3 河川の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達することが確実と見込まれる場合 4 台風や集中豪雨等により甚大な被害が発生し、全市的な対応が必要な場合 5 気象台及び県から土砂災害警戒情報が発表された場合 6 避難準備情報の発令が決定した場合 7 その他本部長が必要と認める場合	1 必要な職員を配備 2 情報の収集・伝達及び処理 3 避難者の受入れ 4 応急活動の実施 5 広報活動の実施 6 避難勧告等発令の検討
	4号配備 (市長)	1 市域内に震度5強 ^{※3} 以上の地震が発生したとき 2 新潟県上中下越に津波警報（大津波）が発表された場合 3 河川の水位がはん濫危険水位（危険水位）を超え、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 4 台風や集中豪雨等により市内全域にわたって被害が続発し、全市的な対応が必要な場合 5 その他本部長が必要と認める場合	1 全職員の配備 2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立 3 班ごとの応急対策マニュアルに基づいた行動

※1 「台風情報」とは、新潟地方気象台が発表する「台風に関する北陸地方（新潟県）気象情報」をいう。

※2 「水防警報」とは、水防法第16条の規定に基づき、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所、阿賀野川河川事務所又は新潟県が発表するものをいう。

※3 震度の判断については、新潟地方気象台が発表する「各地の震度に関する情報」に基づくものとする。ただし、通信回線の途絶等により認知できない場合は、気象庁の震度階級関連解説表に基づき、危機管理監が震度を推定するものとする。

別表2（第2条，第3条関係）

配備体制表（警戒配備）

平成24年4月1日現在

1号配備

組 織	構成する部局等	課 名 及 び 配 備 人 員
警戒本部	危機管理防災局	危機対策課，防災課 4名
	地域魅力創造部	広報課 1名
	福祉部	福祉総務課 1名 障がい福祉課 1名 福祉監査課，こども未来課，保育課，高齢者支援課，介護保険課 2名
	建築部	住環境政策課 1名 公共建築第1課，公共建築第2課，建築行政課 1名
	土木部	土木総務課 3名 道路計画課 1名 公園水辺課 1名
	下水道部	経営企画課 1名 下水道計画課 1名 東部地域下水道事務所 4名 西部地域下水道事務所 4名 下水道管理センター 12名
	消防局	消防局で定める増強警備計画に基づき配備する
区警戒本部	区役所	総務課 2名
		健康福祉課 2名
		建設課 5名
		【北・秋葉・南】 下水道課 2名
		出張所 各2名

※ 上記のほか，状況に応じ危機管理監及び区長が指名する職員

2号配備

組 織	構成する部局等	課 名 及 び 配 備 人 員
警戒本部	危機管理防災局	危機対策課 課長，補佐，課員2名 防災課 課長，補佐，課員2名
	地域魅力創造部	広報課 課長，補佐，課員2名
	市民生活部	市民総務課 課長，補佐，課員2名
	福祉部	福祉総務課 課長，補佐，課員2名 障がい福祉課 課長，補佐，課員2名
	都市政策部	都市計画課 課長，補佐，課員1名
	建築部	住環境政策課 課長，補佐，課員1名 建築行政課 1名 公共建築第1課，第2課 1名
	土木部	土木総務課 課長，補佐，課員3名 道路計画課 課長，補佐，課員1名 公園水辺課 課長，補佐，課員1名
	下水道部	経営企画課 課長，補佐，課員1名 下水道計画課 課長，補佐，課員1名 東部地域下水道事務所 所長，建設課長，同補佐，普及推進課長補佐，所員4名 西部地域下水道事務所 所長，建設課長，同補佐，普及推進課長補佐，所員4名 下水道管理センター 所長，維持管理課長，同補佐，課員5名，施設管理課長，同補佐，課員7名
	教育委員会	学校支援課 課長，補佐，課員2名
	消防局	消防局で定める増強警備計画に基づき配備する
	水道局	経営企画室 室員2名 総務課 課員2名
	区警戒本部	区役所
地域課 課長，補佐，課員2名		
区民生活課 課長，補佐，課員2名		
健康福祉課 課長，補佐，課員5名		
建設課 課長，補佐，課員5名		
【北・秋葉・南】 下水道課 課長，補佐，課員2名		
出張所 所長，所員2名		
地域土木事務所		東部地域土木事務所 所長，建設課長，同補佐，課員6名 西部地域土木事務所 所長，建設課長，同補佐，課員6名

※ 上記のほか，状況に応じ危機管理監及び区長が指名する職員

配備体制表(非常配備)

対策部	班	課・機関名	3号配備	4号配備
本部事務局		危機対策課	危機対策課長, 同補佐, 課員3名 防災課長, 同補佐, 課員3名 広報課長, 同補佐, 課員3名	従事できる職員全員
		防災課		
		広報課		
地創域・造魅力	企画総務	政策調整課	政策調整課長, 同補佐, 課員1名 大都市制度推進課長, 課員1名	
		大都市制度推進課		
		都市政策研究所		
	渉外	秘書課	秘書課長, 同補佐, 課員2名	
市民生活	東京事務所	東京事務所	—	
		市民総務課	市民総務課長, 同補佐, 課員2名 コミュニティ支援課長, 同補佐, 課員2名 男女共同参画課長, 同補佐, 課員2名 広聴相談課長, 同補佐, 課員2名	
コミュニティ支援課				
男女共同参画課				
広聴相談課				
市民生活	生活文化	文化政策課	文化政策課長, 同補佐, 課員2名 スポーツ振興課長, 同補佐, 課員1名	
		美術館		
		新津美術館		
		文化財センター		
		歴史文化課		
観光	観光	スポーツ振興課		
		観光政策課	観光政策課長, 同補佐, 課員2名 水と土の芸術祭推進課長, 同補佐, 課員2名	
環境	環境総務	環境政策課	環境政策課長, 同補佐, 課員2名 環境対策課長, 同補佐, 課員2名 廃棄物政策課長, 同補佐, 課員2名 廃棄物対策課長, 同補佐, 課員2名 廃棄物施設課長, 同補佐, 課員2名	
		環境対策課		
		廃棄物政策課		
		廃棄物対策課		
		廃棄物施設課		
	新田清掃	新田清掃センター	新田清掃センター所長, 所員2名	
亀田清掃	亀田清掃センター	亀田清掃センター所長, 所員2名		
福祉	福祉総務	福祉総務課	福祉総務課長, 同補佐, 課員2名 福祉監査課長, 課員2名 子ども未来課長, 同補佐, 課員2名 児童相談所長, 同補佐, 所員2名 保育課長, 同補佐, 課員2名	
		福祉監査課		
保健衛生	保健衛生総務	保健衛生総務課	保健衛生総務課長, 同補佐, 課員2名 保健管理課(技術)補佐, 課員1名 健康増進課補佐(医師), 課員1名 こころの健康センター所長, 同補佐	
		保健管理課		
		健康増進課		
		こころの健康センター		
保健衛生	保健対策	保健管理課	保健管理課長, 同補佐, 課員2名 健康増進課長, 同補佐, 課員2名 こころの健康推進担当課長, 課員2名	
		健康増進課		
		こころの健康センター		
保健衛生	食品・環境衛生	食の安全推進課	食の安全推進課長, 同補佐, 課員2名 環境衛生課長, 同補佐, 課員2名	
		環境衛生課		
		食肉衛生検査所		
保健衛生	衛生検査	衛生環境研究所	衛生環境研究所長, 同次長, 同次長補佐, 同室長, 所員2名	
		衛生環境研究所		
経済・国際	経済総務	産業政策課	産業政策課長, 同補佐, 課員2名 商業振興課長, 同補佐, 課員2名 雇用対策課長, 同補佐, 課員1名 企業立地課長, 同補佐, 課員1名	
		商業振興課		
		雇用対策課		
		企業立地課		
農林水産	農林水産	国際課	国際課長, 同補佐, 課員2名	
		農業政策課	農業政策課長, 同補佐, 課員4名 食と花の推進課長, 同補佐, 課員2名 農村・都市交流施設整備課長, 同補佐, 課員2名 農村整備課長, 同補佐, 課員2名 水産林務課長, 同補佐, 課員2名 食育・花育センター所長, 課員2名	
食と花の推進課				
農村・都市交流施設整備課				
農村整備課				
水産林務課				
食育・花育センター				
農林水産	市場	中央卸売市場	中央卸売市場場長, 同次長, 同次長補佐, 所員2名	
		中央卸売市場		

※上記3号配備の職員数は下限であり, 状況に応じ班長または副班長が増員の調整をすることとする。

配備体制表(非常配備)

対策部	班	課・機関名	3号配備	4号配備
都市整備	都市総務	都市計画課	都市計画課長, 同補佐, 課員2名 技術管理課長, 同補佐, 課員1名 工事検査課, 課員1名	従事できる職員全員
		技術管理課		
		工事検査課		
	公共交通	都市交通政策課	都市交通政策課長, 同補佐, 課員2名 新交通推進課長, 課員1名 港湾課長, 同補佐, 課員2名 空港課長, 同補佐, 課員1名 新潟駅周辺整備事務所長, 新潟駅周辺整備事務所整備課長, 同補佐, 課員2名	
		新交通推進課		
		港湾課		
		空港課		
		新潟駅周辺整備事務所		
	宅地・建物	住環境政策課	住環境政策課長, 同補佐, 課員2名 市街地整備課長, 同補佐, 課員2名 建築行政課長, 同補佐, 課員1名 公共建築第1課長, 同補佐, 課員1名 公共建築第2課長, 同補佐, 課員1名	
		市街地整備課		
		建築行政課		
		公共建築第1課		
	土木	土木総務課	土木総務課長, 同補佐, 課員3名 道路計画課長, 同補佐, 課員2名 公園水辺課長, 同補佐, 課員1名	
		道路計画課		
		公園水辺課		
下水道	経営企画課	経営企画課長, 同補佐, 課員2名 下水道計画課長, 同補佐, 課員2名 所長, 建設課長, 同補佐, 普及推進課補佐, 所員4名 所長, 建設課長, 同補佐, 普及推進課補佐, 所員4名 下水道管理センター所長, 維持管理課長, 同補佐, 課員5名 施設管理課長, 同補佐, 課員7名		
	下水道計画課			
	東部地域下水道事務所			
	西部地域下水道事務所			
	下水道管理センター			
総務	総務課	総務課長, 同補佐, 課員4名 行政経営課員2名 法制課課員1名		
	行政経営課			
	法制課			
	IT		IT推進課	IT推進課長, 同補佐, 課員2名
	職員		人事課	人事課長, 同補佐, 課員3名 職員課長, 同補佐, 課員3名
			職員課	
財務	財務課	財務課長, 同補佐, 課員2名 契約課長, 同補佐, 課員1名 会計課長, 同補佐, 課員1名		
	契約課			
	会計課			
用地	財産管理運用課	財産管理運用課長, 同補佐, 課員2名 用地対策課長, 同補佐		
	用地対策課			
調査	税制課	税制課長, 同補佐, 課員必要数 資産税課長, 同補佐, 課員必要数 納税課長, 同補佐, 課員必要数		
	資産税課			
	納税課			
消防	消防総務	総務課	消防局で定める増強警備計画に基づき配備する	
		予防課		
	警防	設備保安課	消防局で定める増強警備計画に基づき配備する	
		警防課		
		救急課		
消防	指令課	消防局で定める増強警備計画に基づき配備する		
	各消防署			
水道	情報・総務	地域防災課	消防局で定める増強警備計画に基づき配備する	
		市民安全課		
	情報・総務	出張所	経営企画室次長, 同補佐, 室員2名 総務課長, 同補佐, 課員2名	
		経営企画室		
		総務課		
		財務		財務課長, 同補佐, 課員1名
		給水		業務課長, 同補佐, 課員1名
	管路	業務課	業務課長, 同補佐, 課員3名	
		管路課		
	浄水	浄水課	浄水課長, 同補佐, 整備室長, 課員3名 浄水場長, 場員8名	
浄水場				
水質	水質課	水質課長, 同補佐		
	料金課			
	中央事業所		工務課	料金課長, 同補佐, 課員1名 工務課長, 同補佐, 課員2名 維持課長, 同補佐, 課員2名 営業所長, 所員4名
			維持課	
			営業所	
秋葉事業所	料金課	料金課長, 同補佐, 課員1名 工務課長, 同補佐, 課員2名		
	工務課			

※ 上記3号配備の職員数は下限であり, 状況に応じ班長または副班長が増員の調整をすることとする。

配備体制表(非常配備)

対策部	班	課・機関名	3号配備	4号配備
教育	教育総務	教育総務課	教育総務課長, 同補佐, 課員2名	従事できる職員全員
	学校施設	施設課	施設課長, 同補佐, 課員3名	
	学校指導	学校支援課	学校支援課長, 同補佐, 課員2名 学務課長, 同補佐, 課員2名 教職員課長, 同補佐, 課員2名 地域と学校ふれあい推進課長, 同補佐, 課員2名	
		学務課		
		教職員課		
		総合教育センター 地域と学校ふれあい推進課		
	保健給食	保健給食課	保健給食課長, 同補佐, 課員2名	
	生涯学習総務	生涯学習課	生涯学習課長, 同補佐, 課員2名	
	生涯学習施設	生涯学習センター	生涯学習センター次長, 同補佐, 所員必要数 中央図書館各課長, 同補佐, 館員必要数	
		中央公民館 中央図書館		
学校	各学校(園)	校長, 教頭, 教職員2名		
教育事務所	教育事務所	教育事務所長, 所員必要数		
市民病院	市民病院事務局	管理課長, 同補佐, 課員必要数		
第1協力部	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局次長, 同補佐, 局員必要数		
第2協力部	人事委員会事務局	人事委員会事務局次長, 同補佐, 局員必要数		
第3協力部	監査委員事務局	監査委員事務局次長, 同補佐, 局員必要数		
第4協力部	議会事務局	議会事務局総務課長, 同補佐, 局員必要数		

※ 上記3号配備の職員数は下限であり, 状況に応じ部長が増員の調整をすることとする。

配備体制表(非常配備)

対策部	班	課・機関名	3号配備	4号配備	
災害対策本部	北区	区本部事務局	総務課	総務課長, 同補佐, 課員2名	従事できる職員全員
		広報	地域課	地域課長, 同補佐, 課員2名	
		区民生活	区民生活課	区民生活課長, 同補佐, 課員2名	
		健康福祉	健康福祉課	健康福祉課長, 同補佐, 課員5名	
		調査	税務課	税務課長, 同補佐, 課員2名	
		産業	産業振興課	産業振興課長, 同補佐, 課員2名	
			農業委員会事務局		
	建設	建設課	建設課長, 同補佐, 課員5名		
	下水道	下水道課	下水道課長, 同補佐, 課員2名		
	出張所	北出張所	北出張所長, 所員2名		
	東区	区本部事務局	総務課	総務課長, 同補佐, 課員2名	
		広報	地域課	地域課長, 同補佐, 課員2名	
		区民生活	区民生活課	区民生活課長, 同補佐, 課員2名	
		健康福祉	健康福祉課	福祉健康課長, 同補佐, 課員2名 保護課長, 同補佐, 課員2名	
			保護課		
		調査	税務課	税務課長, 同補佐, 課員2名	
		建設	建設課	建設課長, 同補佐, 課員5名	
	出張所	石山出張所	石山出張所長, 所員2名		
	中央区	区本部事務局	総務課	総務課長, 同補佐, 課員2名	
		広報	地域課	地域課長, 同補佐, 課員2名	
		区民生活	区民生活課	区民生活課長, 同補佐, 課員2名	
		健康福祉	健康福祉課	福祉健康課長, 同補佐, 課員2名 保護課長, 同補佐, 課員2名	
			保護課		
		調査	税務課	税務課長, 同補佐, 課員2名	
		建設	建設課	建設課長, 同補佐, 課員5名	
	出張所	東出張所	東出張所長, 所員2名		
		南出張所	南出張所長, 所員2名		
	江南区	区本部事務局	総務課	総務課長, 同補佐, 課員2名	
広報		地域課	地域課長, 同補佐, 課員2名		
区民生活		区民生活課	区民生活課長, 同補佐, 課員2名		
健康福祉		健康福祉課	健康福祉課長, 同補佐, 課員5名		
調査		税務課	税務課長, 同補佐, 課員2名		
産業		産業振興課	産業振興課長, 同補佐, 課員2名		
		農業委員会事務局			
建設	建設課	建設課長, 同補佐, 課員5名			
出張所	横越出張所	横越出張所長, 所員2名			
秋葉区	区本部事務局	総務課	総務課長, 同補佐, 課員2名		
	広報	地域課	地域課長, 同補佐, 課員2名		
	区民生活	区民生活課	区民生活課長, 同補佐, 課員2名		
	健康福祉	健康福祉課	健康福祉課長, 同補佐, 課員5名		
	調査	税務課	税務課長, 同補佐, 課員2名		
	産業	産業振興課	産業振興課長, 同補佐, 課員2名		
		農業委員会事務局			
	建設	建設課	建設課長, 同補佐, 課員5名		
	下水道	下水道課	下水道課長, 同補佐, 課員2名		
出張所	小須戸出張所	小須戸出張所長, 所員2名			

配備体制表(非常配備)

対策部	班	課・機関名	3号配備	4号配備	
区 災 害 対 策 本 部	南 区	区本部事務局	総務課	総務課長, 同補佐, 課員2名	従事できる職員全員
		広報	地域課	地域課長, 同補佐, 課員2名	
		区民生活	区民生活課	区民生活課長, 同補佐, 課員2名	
		健康福祉	健康福祉課	健康福祉課長, 同補佐, 課員5名	
		調査	税務課	税務課長, 同補佐, 課員2名	
		産業	産業振興課	産業振興課長, 同補佐, 課員2名	
			農業委員会事務局		
		建設	建設課	建設課長, 同補佐, 課員5名	
	下水道	下水道課	下水道課長, 同補佐, 課員2名		
	出張所	味方出張所	味方出張所長, 所員2名		
		月潟出張所	月潟出張所長, 所員2名		
	西 区	区本部事務局	総務課	総務課長, 同補佐, 課員2名	
		広報	地域課	地域課長, 同補佐, 課員2名	
		区民生活	区民生活課	区民生活課長, 同補佐, 課員2名	
		健康福祉	健康福祉課	健康福祉課長, 同補佐, 課員6名 保護課長, 同補佐, 課員2名	
			保護課		
		調査	税務課	税務課長, 同補佐, 課員2名	
		産業	農政商工課	農政商工課長, 同補佐, 課員2名	
			農業委員会事務局		
	建設	建設課	建設課長, 同補佐, 課員5名		
	出張所	西出張所	西出張所長, 所員2名		
		黒崎出張所	黒崎出張所長, 所員2名		
	蒲 区	区本部事務局	総務課	総務課長, 同補佐, 課員2名	
		広報	地域課	地域課長, 同補佐, 課員2名	
		区民生活	区民生活課	区民生活課長, 同補佐, 課員2名	
		健康福祉	健康福祉課	健康福祉課長, 同補佐, 課員5名	
		調査	税務課	税務課長, 同補佐, 課員2名	
		産業	産業観光課	産業観光課長, 同補佐, 課員2名	
農業委員会事務局					
建設		建設課	建設課長, 同補佐, 課員5名		
出張所	岩室出張所	岩室出張所長, 所員2名			
	西川出張所	西川出張所長, 所員2名			
	潟東出張所	潟東出張所長, 所員2名			
	中之口出張所	中之口出張所長, 所員2名			
地域土木	東部地域土木事務所	東部地域土木事務所長 建設課長, 同補佐, 課員6名			
	建設課				
	西部地域土木事務所	西部地域土木事務所長 建設課長, 同補佐, 課員6名			

※ 上記3号配備の職員数は下限であり, 状況に応じ班長または副班長が増員の調整をすることとする。

別表 3 (第 4 条関係)

勤務時間外の 4 号配備による職員の参集区分表

職員区分	参集要領	対 象 職 員
本部参集職員	災害対策本部に参集する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部員 (ただし区長を除く) ○ 災害対策本部事務局員 ○ 各区本部及び各対策部情報担当員 ○ 各区本部及び各対策部情報連絡員
所属参集職員	<p>所属又は所属長があらかじめ指定した場所に参集する。</p> <p>ただし、交通の途絶、道路の損壊等により参集しがたい場合は、一時的に居住地の直近の区役所、出張所等に参集し災害対応を行う。</p>	本部参集職員及び避難所指名職員を除く全ての職員
避難所指名職員	指定された避難所に参集する。	地域に居住する職員の中からあらかじめ指名された職員

6 火災・災害等即報要領

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報についてその形式及び方法を定めるものとする。

（参考）消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び（5）において同じ。）は火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対応事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を利用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等
エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2即報基準」及び「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即 報 基 準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火 災 等 即 報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火 災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射

線の漏えいがあったもの

2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者5人以上の救急事故

2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

3) 要救助者が5人以上の救助事故

4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的に影響度が高い救急・救助事故

（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む）

（例示）

・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故

・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害速報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用

いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79条）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災 害 即 報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地 震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津 波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風 水 害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪 害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の(2)のウ1)2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上等において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問

わない。)

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること。（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4) 又は5) に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

- ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- エ) 被災者の避難保護の状況
- オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

- ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※必要に応じて図面を添付する。
- イ) 林野の植生
- ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

- ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記

入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未

だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入す

ること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式-その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症 中等症 軽症	人 人 人			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟 棟 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 事故名 2 危険物等に係る事故
 3 原子力施設等に係る事故
 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高压ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6RI等 7その他 ()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要	危険物施設 の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人(人)	
		重症	人(人)	
		中等症	人(人)	
		軽症	人(人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	事業所	出場機関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
	その他	人		
	消防本部(署)	台 人		
	消防団	台 人		
	海上保安庁	人		
	自衛隊	人		
その他	人			
災害対策本部 等の設置状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分			
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	覚知方法		
事故の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者	人(人)	
	計 人	重症	人(人)	
		中等症	人(人)	
不明	人	軽症	人(人)	
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)	人	救助人員	人	
救急・救助活動の状況				
災害対策本部の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

〔被害状況即報〕

都道府県		災害名		区分		被害	
災害名 ・ 報告番号	第 報			そ	田	流出・埋没	ha
	(月 日 時現在)				冠	水	ha
					畑	流出・埋没	ha
報告者名			冠	水	ha		
区分		被害		文教施設	箇所		
人的被害	死者	人		病院	箇所		
	行方不明者	人		道路	箇所		
	負傷者	重傷	人		橋りょう	箇所	
		軽傷	人		河川	箇所	
住家被害	全壊	棟		の	港湾	箇所	
		世帯			砂防	箇所	
		人			清掃施設	箇所	
	半壊	棟			崖くずれ	箇所	
		世帯			鉄道不通	箇所	
		人			被害船舶	隻	
	一部破損	棟			他	水道	戸
		世帯				電話	回線
		人				電気	戸
	床上浸水	棟				ガス	戸
		世帯				ブロック塀等	箇所
		人					
床下浸水	棟		り	災世帯数		世帯	
	世帯		り	災者数		人	
	人		火災発生	建物		件	
非住家	公共建物	棟		危険物		件	
	その他	棟		その他		件	

区 分		被 害	災 害 対 策 本 状 部 況	都 道 府 県				
公 立 文 教 施 設	千 円				市 町 村			
農 林 水 産 施 設	千 円							
公 共 土 木 施 設	千 円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円							
小 計	千 円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体							
そ の 他	農 業 被 害	千 円	災 害 救 助 法 名					
	林 業 被 害	千 円						
	畜 産 被 害	千 円						
	水 産 被 害	千 円						
	商 工 被 害	千 円						
				計	団 体			
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 							

※被害額は省略することができるものとする。

7 災害報告取扱要領

第1 総 則

1 主 旨

この要領は、災害に関する報告について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防 災総第100号）に定める火災をいう。）を除いたものにより生ずる被害とする。

3 報告義務

災害対策基本法第53条第1項規定に基づき、市町村長は必要な報告を県知事に行うものとする

4 報告すべき災害等

市町村長は、当該市町村の区域に災害が生じた場合はすべて県知事あて報告するものとする。

- (1) 災害速報は、被害を覚知したとき、直ちに別紙様式に定める事項について判明したのから順次無線電話等により報告するものとする。
- (2) 災害確定報告は、応急対策を終了した後10日以内に、別紙様式により報告するものとする。
- (3) 雪害については長期にわたるので個々の被害ごとに(1)、(2)と同様に報告し、積雪期間終了後に期間全体の被害状況を別紙様式により報告するものとする。

5 報 告 先

新潟県防災局危機対策課危機対策第1

有線電話 025-285-5511（代表） 内線6434～6436

防災無線（発信番号）-40120-6434～6436

NTT fax 025-282-1640

第2 記 入 要 領

被害報告の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人 的 被 害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある

者のうち、1月以上の治療を要する見込みのものとする。

- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1月未満で治療できる見込みのものとする。

※ 雪害による人的被害として計上する必要がある事案は、

- (1) 雪崩により家屋等が倒壊したことによるもの。
- (2) 雪崩に車両等がまきこまれたことによるもの。
- (3) 屋根の雪おろし中、誤って転落したことによるもの。
- (4) 屋根雪等の落下によるもの。
- (5) 除排雪中の川等に転落したことによるもの。
- (6) 除雪して積みあげておいた雪が崩れたことによるもの。
- (7) 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの。
- (8) 吹雪等により走行不能となった自動車内にとじこめられ、一酸化炭素中毒症等になったもの。あるいは凍死したもの。
- (9) 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの。あるいは川等に転落したことによるもの。
- (10) 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷になったもの等も含む。）
- (11) 除排雪作業中、又はその直後に発症した疾病のうち、
 - ① 明らかに当該除排雪作業が当該者にとって通常の労務と比較して著しく過重であったこと。
 - ② 当該疾病の発症状が直接、かつ、明らかに当該除排雪作業に起因すること。等が客観的にみとめられるものとする。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
- (2)「全壊」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損傷（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70パーセント以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわ

ち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものとする。

- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物をいうものとする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上、必要な堤防、護岸、水利床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となった程度の被害とする。
- (13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- (20)「火災発生」とは、地震又は火山噴火に起因する場合のみの火災発生件数とする。

5 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (6)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- (7)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(8)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。

(9)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

6 そ の 他

欄外には、災害の原因、災害の発生日時、災害の発生場所又は地域、災害対策の概要、その他について簡潔に記入するものとする。

(様式)

被 害 報 告

死 者		行 方 不 明		重 傷		軽 傷	
被災状況	人数	被災状況	人数	被災状況	人数	被災状況	人数
	人		人		人		人

報告にあたっては累計数字を記載する

建物被害	区 分	全壊 (棟)			半壊 (棟)			一部破損 (棟)			床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	
		被災原因	土砂崩	流出	その他	土砂崩	流出	その他	土砂崩	流出			その他
住 家	棟 数												
	世 帯 数												
	人 数												
アパート等 集合住宅	棟 数												
	世 帯 数												
	人 数												
り 災 世 帯 (世帯)													
り 災 者 (人)													
非 住 家	公 共 建 物	公 立 保 育 所											
		公 民 施 設											
		体 育 施 設											
		そ の 他											
	そ の 他	倉 庫											浸水
		車 庫											浸水
作 業 所												浸水	
文 教 施 設	幼 稚 園												
	小 学 校												
	中 学 校												
	高 等 学 校												
	養 護 学 校 等 そ の 他												
病 院													
社 会 福 祉 施 設													
清 掃 施 設	ゴ ミ 処 理 施 設											浸水	
	し 尿 処 理 施 設											浸水	
そ の 他 ()													

そ の 他 被 害	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数
一 般 道 路						
農 林 道						
河 川						
農 業 用 水 路						
港 湾						
砂 防 施 設						
被 害 船 舶						
そ の 他 ()						
火 災 発 生	建 物	件	危 険 物	件	そ の 他	件
鉄 道 不 通 区 間	路 線 名	線	駅 ~	駅	駅 ~	駅
水 道	断 水	世 帯	配 管 被 害	箇 所		
ガ ス	不 通	世 帯	配 管 被 害	箇 所		

田 畑	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	ha
	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	ha

崖 崩 れ	箇所
土 砂 崩 壊	箇所
地 す べ り	箇所
電 話 不 通	世帯
電 気 停 電	世帯
ブ ロ ッ ク 墜 倒 壊 等	件
公 共 文 教 施 設 被 害	千円
農 林 水 産 業 施 設 被 害	千円
公 共 土 木 施 設 被 害	千円
そ の 他 公 共 施 設 被 害	千円
農 産 被 害	千円
林 産 被 害	千円
畜 産 被 害	千円
水 産 被 害	千円
商 工 被 害	千円
そ の 他	千円
被 害 総 額	千円

- 1 災 害 原 因
- 2 災 害 の 発 生 日 時
平成 年 月 日
- 3 災 害 の 発 生 場 所 (必要により地図等を添付)
地内
- 4 災 害 対 策 の 概 要
 - 1 災 害 対 策 本 部 の 名 称
ア 災 害 対 策 基 本 法 に 基 づ く 本 部 ・ 基 づ か な い 本 部
イ 本 部 の 設 置 日 時 月 日 時 分
ウ 本 部 の 解 散 日 時 月 日 時 分
 - 2 避 難 勧 告 ・ 指 示 の 状 況
別 紙 避 難 等 の 状 況 報 告 の と お り
 - 3 消 防 機 関 等 の 活 動 状 況 (延べ出動人員)
消 防 職 員 人 消 防 団 員 人 役 場 職 員 人
 - 4 応 急 措 置 の 概 要
 - 5 そ の 他

8 新潟市災害救助条例

(昭和50年12月20日 新潟市条例第52号)

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、災害に際して、市が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(災害の定義)

第 2 条 この条例において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の第2条第1号に規定する災害をいう。

(救助の実施基準)

第 3 条 この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号。以下「県条例」という。）が適用されない災害で、次に定める程度の災害が発生し、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

(1) 住家が滅失した世帯数が、原則として県条例第2条第1号の表に定める住家滅失世帯数の2分の1以上に達した場合

(2) 前号に定める基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し市長が特に必要があると認めた場合

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(救助の種類等)

第 4 条 救助の種類は、次のとおりとする。

(1) 避難所の設置

(2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与

(4) 災害にかかった者の救出

(5) 応急仮設住宅の設置

(6) 災害にかかった住宅の応急修理

(7) 障害物の除去

2 前項第5号から第7号までの救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)第5条に定める範囲内において行うものとする。

2 市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長して行うことができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、救助に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

9 新潟市小災害見舞金支給要綱

改正 平成12年3月31日

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）又は新潟市災害救助条例（昭和50年新潟市条例第52号）が適用されない災害が新潟市に発生した場合において、その被災者に対し見舞金を支給することを目的とする。

(支給の範囲)

第 2 条 この要綱による見舞金を支給する場合は、災害により次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 住家の滅失（全壊、全焼又は流出をいう。）により10以上の世帯が被災した場合

(2) その他前号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合

(住家滅失世帯及び被害程度の認定)

第 3 条 住家が滅失した世帯数及び被害程度の認定は、災害救助法の取扱いに準ずる

(見舞金の支給)

第 4 条 第2条に定める災害の被災者に、次の各号に掲げるところにより見舞金を支給する。

(1) 住家被害世帯に対する見舞金

・全壊、全焼又は流失

(単位：円)

世帯区分 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上の世帯
夏 季 (4月～9月)	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	1人毎に10,000円を加算する
冬 季 (10月～3月)	30,000	40,000	55,000	65,000	80,000	1人毎に15,000円を加算する

・半壊、半焼又は床上浸水

(単位：円)

世帯区分 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上の世帯
夏 季 (4月～9月)	10,000	10,000	15,000	15,000	20,000	1人毎に5,000円を加算する
冬 季 (10月～3月)	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	1人毎に5,000円を加算する

(2) 死亡者、重傷者に対する見舞金

区 分	大人・小人の別	金額
死 亡 者	大人（12歳以上の者）	200,000
	小人（12歳未満の者）	150,000
重 傷 者	大人（12歳以上の者）	100,000
	小人（12歳未満の者）	80,000

(支給の制限)

第 5 条 次の各号の一に該当する被災者には、前条に定める見舞金を支給しない。

(1) 第2条に定める災害の原因が、故意又は重大な過失による場合は、当該災害を発生させた者の属する世帯及び当該災害を発生させた者

(2) 新潟市に居所を有しない者

第 6 条 新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年新潟市条例第2号）の規定により弔慰金の支給を受けた遺族には、第4条第2号に定める見舞金を支給しない。

(そ の 他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則（昭和45年4月1日から制定）

この要綱は、昭和45年4月1日から実施する。

附 則（昭和45年7月5日改正）

この要綱は、昭和45年7月5日から実施し、昭和45年7月2日から適用する。

附 則（昭和46年7月1日改正）

この要綱は、昭和46年7月1日から適用する。

附 則（昭和47年1月1日改正）

この要綱は、昭和47年1月1日から適用する。

附 則（昭和47年11月29日改正）

この要綱は、昭和47年11月29日から適用する。

附 則（昭和49年1月5日改正）

この要綱は、昭和49年1月5日から実施する。

附 則（昭和49年8月28日改正）

この要綱は、昭和49年8月28日から実施する。

附 則（昭和53年2月15日改正）

(施行期日)

1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過規程)

2 この要綱の規程は、この要綱の施行の日以後に発生した災害に係る見舞金の支給につ

いて適用する。

附 則（平成10年8月10日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成10年8月4日から適用する。

附 則（平成11年6月1日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日改正）

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

10 新潟市小災害見舞金支給基準

平成14年 3月15日改正

新潟市小災害見舞金支給要綱（以下「要綱」という。）による見舞金の支給に係る取り扱い、次のとおりとする。

1 用語の定義

(1) 災 害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象、火事若しくは爆発等をいう。

(2) 住 家

現実に居住のために使用されている建物をいう。したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している場合又は通常住家として取り扱われない土蔵又は小屋等であっても事実上住家として使用している場合は、使用部分について住家として取り扱う。

(3) 世 帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって寄宿舍、下宿その他これに類する施設等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の独立性が認められないものについては、原則として一世帯として取り扱うものとする。又住込店員等の単身者は、当該家族と同一の世帯員として取り扱うものとする。

2 災害の様態

要綱を適用する災害の様態は、原則として次の場合とする。

(1) 災害の原因、被災地域が同一のとき

(2) 被災地域は分散しているが、災害の原因が同一現象によるとき（豪雨のため異なる河川の堤防が決壊し、それぞれ被害が生じた場合など。）

3 住家滅失世帯数の認定

住家が滅失した世帯数の認定は、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

4 被害程度の認定

(1) 全壊、全焼又は流失

住家が その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家部分が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なものをいい、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延面積の70パーセント以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセン

ト以上に達した程度のものをいう。

(2) 半壊及び半焼

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが補修すればもとどおりに使用できる程度のものをいい、具体的には住家の損壊又は焼失した部分はその住家の延面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。

(3) 床上浸水

浸水がその住家の床上に達した程度のものをいう。したがって店舗併用住宅の場合店舗内の床上に浸水しても住家の床上に浸水しなければ床上浸水として取り扱わない。

(4) 土砂のたい積

土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

(5) 重傷者

当該災害のため負傷し、医師の診断により1か月以上の治療を要する見込の者をいい、具体的には入院治療中のもの又は入院はしていないが入院しなければならない状態にある者、負傷のため日常生活に著しく支障のある者をいう。

(6) 死亡者

当該災害のため、災害発生時から48時間以内に死亡した者又は行方不明の状態にあるが、状況からしてすでに死亡していることが確実な者をいう。

(7) その他

消防法第29条の規定により延焼防止活動等のためその住家に損害が生じたときは、その損害程度により前記(1)又は(2)に該当するものとして取り扱う。

5 見舞金の支給

(1) 住家被害世帯に対する見舞金は、原則として世帯主に支給する。

(2) 重傷者に対する見舞金は、原則として当該重傷者に支給する。

(3) 死亡者に対する見舞金は、その親族又は葬祭を行う者に支給する。

附 則

この基準は昭和45年4月1日より施行する。

附 則

この基準は平成14年4月1日より施行する。

11 新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年3月25日

条例第2号

注 平成4年3月から改正経過を注記した。

第1章 総 則

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金(以下「弔慰金」という。)、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して支給する災害障害見舞金(以下「見舞金」という。)及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金(以下「資金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(平19条例34・一部改正)

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した個人をいう。

第2章 弔慰金の支給

(弔慰金の支給)

第3条 本市は、市民が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)第1条に規定する災害により死亡した場合は、その者の遺族に対し、弔慰金の支給を行うものとする。

(弔慰金を支給する遺族)

第4条 弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、死亡した者の死亡当時において、その者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫

(5) 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しい場合は、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの弔慰金の額は、その死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた見舞金の額を控除した額とする。

(平4条例33・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者で、その生死がわからないものについては、法第4条の定めるところにより当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

(1) 災害による死亡が、その死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

第3章 見舞金の支給

(見舞金の支給)

第8条 本市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民（以下「障がい者」という。）に対し、見舞金の支給を行うものとする。

(平19条例34・一部改正)

(見舞金の額)

第9条 障がい者1人当たりの見舞金の額は、その障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(平4条例33・平19条例34一部改正)

(準用規定)

第 10 条 第 7 条の規定は、見舞金について準用する。

第 4 章 資金の貸付け

(資金の貸付け)

第 11 条 本市は、令第 3 条に規定する災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(資金の貸付限度額等)

第 12 条 資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法第 10 条第 1 項第 1 号に規定する被害があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合

ア 法第 10 条第 1 項第 2 号に規定する被害がない場合 150 万円

イ 法第 10 条第 1 項第 2 号に規定する家財の被害があり、かつ、同号に規定する住居の被害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 法第 10 条第 1 項第 1 号に規定する被害がなく、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合

ア 法第 10 条第 1 項第 2 号に規定する家財の被害があり、かつ、同号に規定する住居の被害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エに該当する場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、当該災害により被害を受けた住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは、「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」とする。

2 資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項かつこ書の場合は、5 年）とする。

(平 4 条例 33・一部改正)

(資金の利率)

第 13 条 資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(資金の償還の方法等)

第 14 条 資金の償還は、年賦償還の方法によるものとする。

2 前項の規定による資金の年賦償還は、元利均等償還の方法によるものとする。ただし、資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第 5 章 雑 則

(規則への委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(平16条例122・旧附則・一部改正)

(合併に伴う特例)

2 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村（以下これらの市町村を「編入市町村」という。）の編入の日前に災害により被害を受けた者で、当該被害を受けた当時、編入市町村の区域内に住所を有したものは、第2条第2号の市民とみなす。

(平16条例122・追加)

(巻町の編入に伴う特例)

3 巻町の編入の日前に災害により被害を受けた者で、当該被害を受けた当時、巻町の区域内に住所を有していたものは、第2条第2号の市民とみなす。

(平17条例105・追加)

附 則 (昭和51年条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和53年4月1日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第9条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例第1条及び第8条から第10条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第9条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第12条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成16年条例第122号）

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成17年条例第105号）

この条例は、平成17年10月10日から施行する。

附 則（平成19年条例第34号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する

12 新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和50年4月7日 規則第20号)

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年新潟市条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づく災害弔慰金（以下「弔慰金」という。）及び、災害障害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給並びに災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けの施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第3条の規定により弔慰金を支給しようとする場合は、災害弔慰金支給調査表（第1号様式）により、次の各号に掲げる事項の調査を行わなければならない。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明者を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡当時の生計維持に関する事項
- (4) 死亡者の遺族に関する事項
- (5) 支給の制限に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第 3 条 市長は、条例第8条の規定により見舞金を支給しようとする場合は、災害障害見舞金支給調査表（第2号様式）により、次の各号に掲げる事項の調査を行わなければならない。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び、負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 4 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第

82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(第3号様式)を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第6条 条例第11条第1項の規定により資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 被害を受けた年の前年の所得(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前前年の所得)
- (5) 保証人となるべき者に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前前年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けた場合は、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定した場合は、貸付金の金額、償還の期間及び方法を記載した災害援護資金貸付承認通知書(第5号様式)を当該借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定した場合は、災害援護資金貸付不承認通知書(第6号様式)を当該借入申込者に交付するものとする。

(借入書の提出)

第9条 災害援護資金貸付承認通知書の交付を受けた者は、ただちに、保証人と連署した災害援護資金借用書(第7号様式)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了した場合は、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 条例第14条第2項ただし書の規定により、繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

(償還の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとする場合は、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申込書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定した場合は、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予承認通知書（第10号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をした場合に、償還金支払猶予不承認通知書（第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払の免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払の免除を申請しようとする場合は、その理由を記載した違約金支払免除申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払の免除を認める旨を決定した場合は、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（第13号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払の免除を認めない旨を決定した場合、違約金支払免除不承認通知書（第14号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還の免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて資金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定した場合は、災害援護資金償還免除承認通知書（第16号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定した場合は、災害援護資金償還免除不承認通

知書（第17号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がある場合は、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人が、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じた場合は、借受人は、すみやかに、その旨を氏名等変更届（第18号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡した場合は、同居の親族又は保証人がその旨を届け出るものとする。

（その他）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、弔慰金及び見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成19年規則第121号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する

13 新潟市防災行政無線局管理運用規程

平成9年3月27日

訓令第1号

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及びその他の事務（以下「災害対策事務等」という。）について、円滑な通信の確保を図るために設置する新潟市防災行政無線局の管理及び運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新潟市防災行政無線局 新潟市が設置する固定系、移動系及びデジタル防災行政無線の無線設備並びに当該設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 固定系 親局から子局に対して通報を行う超短波による通信系をいう。
- (3) 移動系 新潟市の機関が情報の収集及び伝達を行うための、基地局と陸上移動局間又は陸上移動局相互間の交信を行う超短波による通信系をいう。
- (4) デジタル防災行政無線 新潟市の機関及び防災関係機関が情報の収集及び伝達を行うための、基地局と陸上移動局間又は陸上移動局相互間の交信を行う超短波による通信系をいう。
- (5) 無線局 新潟市防災行政無線局（以下「防災無線局」という。）のうち固定系の子局を除いたものをいう。
- (6) 親局 固定系無線局のうち市役所に設置した、子局に対し通報を送信する無線局をいう。
- (7) 遠隔制御局 親局と有線で接続された送信設備で親局の機能を分掌するものをいう。
- (8) 子局 親局から受信して放送ができ、又は単独で自局放送ができる屋外受信設備をいう。
- (9) 基地局 陸上移動局と通信を行うため、水道局信濃川浄水場、北消防署、西蒲消防署、本庁舎、北区役所、江南区役所及び西蒲区役所に開設した移動しない無線局をいう。
- (10) 陸上移動局 陸上移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (11) 無線設備 電波を送信し、又は受信するための電氣的設備をいう。
- (12) 制御器 無線設備を遠隔操作する装置をいう。
- (13) 無線従事者 総務大臣の免許を受け、無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(総括管理者)

第 3 条 防災無線局の管理及び運用を総括するため総括管理者を置く。

2 総括管理者は、防災無線局の職員を指揮監督する。

3 総括管理者には、危機管理監をもって充てる。

(防災無線局の職員)

第 4 条 防災無線局に職員として管理責任者、通信取扱責任者、無線局管理者及び無線従事者を置く。

(管理責任者)

第 5 条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を所掌するとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。

2 管理責任者には、危機管理防災局危機対策課長及び消防局指令課長をもって充てる。ただし、移動系及びデジタル防災行政無線にあつては消防局指令課長を除く。

(通信取扱責任者)

第 6 条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、防災無線局の管理及び運用の業務を分掌する。

2 通信取扱責任者には、危機管理防災局危機対策課長補佐並びに消防局指令課システム管理係長、情報管理係長及び情報通信係長をもって充てる。ただし、移動系及び地域防災系にあつては消防局指令課システム管理係長、情報管理係長及び情報通信係長を除く。

(無線局管理者)

第 7 条 無線局管理者は、管理責任者の指示に従い、当該部署に配置した無線局又は無線設備を管理する。

2 無線局管理者を次に掲げる部署に置く。

(1) 固定系親局並びに移動系及びデジタル防災行政無線基地局の通信操作を行う課

(2) 移動系陸上移動局及びデジタル防災行政無線基地局を配置した新潟市に属する部署

(3) デジタル防災行政無線陸上移動局を配置した機関

3 無線局管理者には、前項第1号に掲げる課及び同項第2号に掲げる部署にあつては当該課の課長の職にあるものをもって充て、同項第3号に掲げる機関にあつては当該部署の責任者の職にあるものをもって充てる。

(無線従事者の適正配置)

第 8 条 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努める。

2 管理責任者は、無線従事者の現状を把握するため無線従事者名簿を調整するものとする。

(秘密の保持)

第 9 条 防災無線局の業務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通信事項)

第 10 条 固定系の通信事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地震（予知情報を含む。）、大火、台風等の災害情報及び気象情報の周知徹底に関すること。
- (2) 定時監視通信に関すること。
- (3) 火災予防等消防広報に関すること。
- (4) その他総括管理者が特に必要と認めること。

2 移動系の通信事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 防災及びその他の事務に関すること。
- (2) その他総括管理者が特に必要と認めること。

3 デジタル防災行政無線の通信事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 防災及びその他の事務（新潟市に属する機関に配備した無線局に限る。）に関すること。
- (2) その他総括管理者が特に必要と認めること。

(通信の統制)

第 11 条 管理責任者は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、通信を切断し、割り込み、通信順序の指定を行い、又はこれらの措置を取り得る状態にする等、必要な通信統制を行うことができる。

(通信訓練)

第 12 条 管理責任者は、防災無線局の円滑な運用に必要な訓練を定期的に行うものとする。

2 前項の訓練を実施するため、無線通信訓練計画を年度当初に策定するものとする。

(事故の場合)

第 13 条 無線局管理者は、無線設備の事故により通信ができなくなった場合は、必要な措置を執るとともに管理責任者（危機管理防災局危機対策課長に限る。）に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた管理責任者は、直ちに専門業者に修理させるものとする。

(職員の研修)

第 14 条 管理責任者は、無線局管理者に対して法及び防災無線局の運用に必要な事項について研修を行うものとする。

(無線業務日誌)

第 15 条 無線従事者は、通信の都度、無線業務日誌を調整し、通信取扱責任者に報告をするものとする。

(備付簿冊等)

第 16 条 防災無線局に備え付ける簿冊等は、次に掲げるものとし、管理責任者は、これを管理保存するものとする。

- (1) 免許状
- (2) 電波法令等
- (3) 無線局の申請及び届出に係る一切の書類
- (4) 正確な時計
- (5) 無線業務日誌
- (6) 無線検査簿
- (7) 無線従事者の選・解任届の写し
- (8) 無線管理運用規程

2 前項第1号に規定する免許状は、防災無線局の送信装置のある見やすい場所に掲げ、陸上移動局においては、免許状に代わる証票を無線機本体に添付するものとする。

(無線設備の保全)

第17条 無線設備の正常な機能を維持するために、次に掲げる保守点検を行うものとする。

- (1) 毎月点検 無線局管理者が毎月無線設備点検表により行うものとする。
- (2) 年点検 管理責任者が定期点検を専門業者に委託して実施する。

2 前項の点検項目は、管理責任者が別に定める。

3 点検及び運用において故障又は異状を発見した者は、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

4 管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、遅滞なく復旧に必要な措置を執らなければならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成9年3月27日から施行する。

附 則

この規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規程中第1条の規定は平成17年3月21日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

14 新潟市自主防災組織育成指導要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 5 条第 2 項の規定及び新潟市地域防災計画に基づき、本市が行う自主防災組織の育成、指導等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織

地震、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し運営する組織をいう。

(2) 住民組織 地域住民が組織した自治会・町内会等をいう。

(認定基準)

第 3 条 市長が定める自主防災組織の認定基準は、次の各号のとおりとし、当該各号に適合したものを以て自主防災組織と認定する。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 住民組織を単位として結成された組織

イ 住民組織が、その活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該組織の総意により、2以上の住民組織を統合して結成された組織で危機管理防災課長が認めたもの。

(2) 情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班及び避難所運営班などを編成し、かつ、その役割分担に基づいて活動する組織であること。

(3) 市長へ届け出たもの。

(育成指導方針)

第 4 条 市は、自主防災組織の育成について、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

2 市は、防災関係機関と相互に協力し、自主防災組織の育成指導に関する業務を積極的に実施するものとする。

(結成の指導)

第 5 条 市は、自主防災組織の結成に係る指導について、自治・町内会組織等との交流の機会をとらえて、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、その結成を働きかけるとともに、第3条の規定に適合する組織となるよう指導するものとする。

2 前項の指導により、自主防災組織の結成をみたときは、自主防災組織結成届出書（様式第1号）を提出するよう当該組織に指導するものとする。

(活動の指導)

第 6 条 市は、自主防災組織の活動に係る指導について、その実効を期すため自発的な活動を計画的に働きかけ、組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(台 帳)

第 7 条 自主防災組織台帳（様式第 2 号）は、区役所総務課において備えておくものとする。

附 則

この要綱は、平成10年 5 月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

自主防災組織結成届出書

（あて先）新潟市長

自主防災組織名 _____
代表者氏名・印 _____ 印
住 _____ 所 _____
電 話 番 号 _____

自主防災組織育成指導要綱第3条の規定による自主防災組織を結成しましたので、次のとおり届出します。

1 概 況

自主防災組織の概要	組 織 名	
	設立年月日	平 成 年 月 日
	加入世帯数	世帯
町内・自治会等名称		

2 添付書類

- ・役員名簿
- ・会則又は規約

自主防災組織結成届出書

（あて先）新潟市長

自主防災組織名 _____
 代表者氏名・印 _____ 印
 住 _____ 所 _____
 電 話 番 号 _____

自主防災組織育成指導要綱第3条の規定による自主防災組織を結成しましたので、次のとおり届出します。

1 概 況

自主防災組織の概要	組 織 名	
	設 立 年 月 日	平 成 年 月 日
	加入自治・町内会数	自治・町内会（別紙のとおり）
	加入世帯数	世帯

2 添付書類

- ・役員名簿
- ・加入組織名簿
- ・会則又は規約

自主防災組織結成届出書

（あて先）新潟市長

自主防災組織名 _____
代表者氏名・印 _____ 印
住 _____ 所 _____
電 話 番 号 _____

自主防災組織育成指導要綱第3条の規定による自主防災組織を結成しましたので、次のとおり届出します。

1 概 況

連 合 組 織 名		
自主防災組織の概要	加入組織数	組織（別紙のとおり）
	加入世帯数	世帯

2 添付書類

- ・役員名簿（連合，組織単位）
- ・加入組織名簿
- ・会則又は規約

15 新潟市自主防災組織助成要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織（新潟市自主防災組織育成指導要綱第3条により認定された自主防災組織をいう。以下、同じ）の結成助成及び活動助成金の交付について、予算の範囲以内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2章 自主防災組織結成助成

(結成助成)

第2条 市長は、自主防災組織が結成され、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施した場合、当該自主防災組織に対し1組織1回を限度とし、下表のとおり結成助成を行う。

結成助成の内容	供与する防災用品
自主防災組織の加入世帯数に応じ、下の計算式によって求められた限度点数の範囲内で調達可能な防災資機材を防災訓練時に供与する。ただし、複数の自治・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治・町内会ごとに下の計算式により限度点数を求め、合計点数を限度点数とする。 限度点数＝50,000点＋50点×加入世帯数 ただし、1自治・町内会あたり70,000点を限度とする。	結成時に供与する防災資機材及び点数は別表1のとおり

(防災のぼり旗の助成)

第3条 市長は、自主防災組織が結成され、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施した場合、当該自主防災組織に対し1組織1回を限度とし、別図の仕様による防災のぼり旗を2本供与する。ただし、複数自治・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治・町内会ごとに2本供与する。

(結成助成の申請)

第4条 結成助成を受けようとする者は、自主防災組織結成助成申請書（別記様式第1号）に必要事項を記載し、防災訓練実施計画書及びその他市長が必要と認めるものを添付して市長に提出するものとする。

(結成助成の決定)

第5条 市長は、前条による申請書を受理した時は、その内容を審査し適当であると認めるときは、自主防災組織結成助成決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知す

る。

(返還)

第6条 市長は、第2条の規定により結成助成を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は供与物品の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 供与された防災資機材を防災活動以外の目的のために使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正の行為があったとき。

第3章 自主防災組織活動助成

(活動助成)

第7条 市長は、自主防災組織が自主的な防災訓練を実施するうえで必要な防災資機材の購入等に要する経費に対し、この章の規定に基づき助成金を交付するものとする。

(交付対象)

第8条 助成金の交付対象は、自主防災組織が実施した防災訓練に要した次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 防災訓練実施のための資機材購入経費（別表2のとおり）
- (2) その他防災訓練実施のために要した経費（別表3のとおり）

(交付基準及び助成限度額)

第9条 この要綱に基づき交付される助成金の交付基準及び助成限度額は、別表4のとおりとする。

(交付の申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、第8条に規定する活動を実施する日の14日前までに、自主防災組織活動助成金交付申請書（別記様式第3号。以下「助成申請書」という。）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。なお、自主防災組織が第8条に規定する活動を合同で実施する場合はその代表者が申請できるものとする。

- (1) 防災訓練実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 防災資機材等購入予定書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第11条 助成事業を中止し又は期日を延期する場合及び助成事業の内容変更をする場合には、速やかに市長に報告するものとする。

(交付の決定通知)

第12条 市長は、前条の規定による助成申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付する助成金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、自主防災組織活動助成金交付決定通知書（別記様式第4号）により助成申請書を提出した自主防災組織の代表者

に通知する。

(実績報告)

第13条 実績を報告しようとするときは、防災訓練実施後30日以内に自主防災組織活動助成金実施報告書(別記様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 訓練実績報告書
- (2) 参加人員報告書(写真等含む)
- (3) 収支決算書(防災資機材購入等の領収書含む)
- (4) その他

(確定通知)

第14条 前条の実績報告書を受領したときは内容の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、自主防災組織活動助成金確定通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

(返還)

第15条 市長は、活動助成金の交付を受けた自主防災組織の代表者が、虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたときは、活動助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成10年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年4月1日から平成17年3月31日までに結成の届出をしている自主防災組織が、結成の届出から1年以内に自主的な防災訓練を実施した場合には第2条に規定する「結成届出後1年以内」のものとみなす。

(要綱の失効)

- 3 この要綱の結成助成については、平成23年3月31日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱の適用期間は平成24年3月31日までとする。

附 則

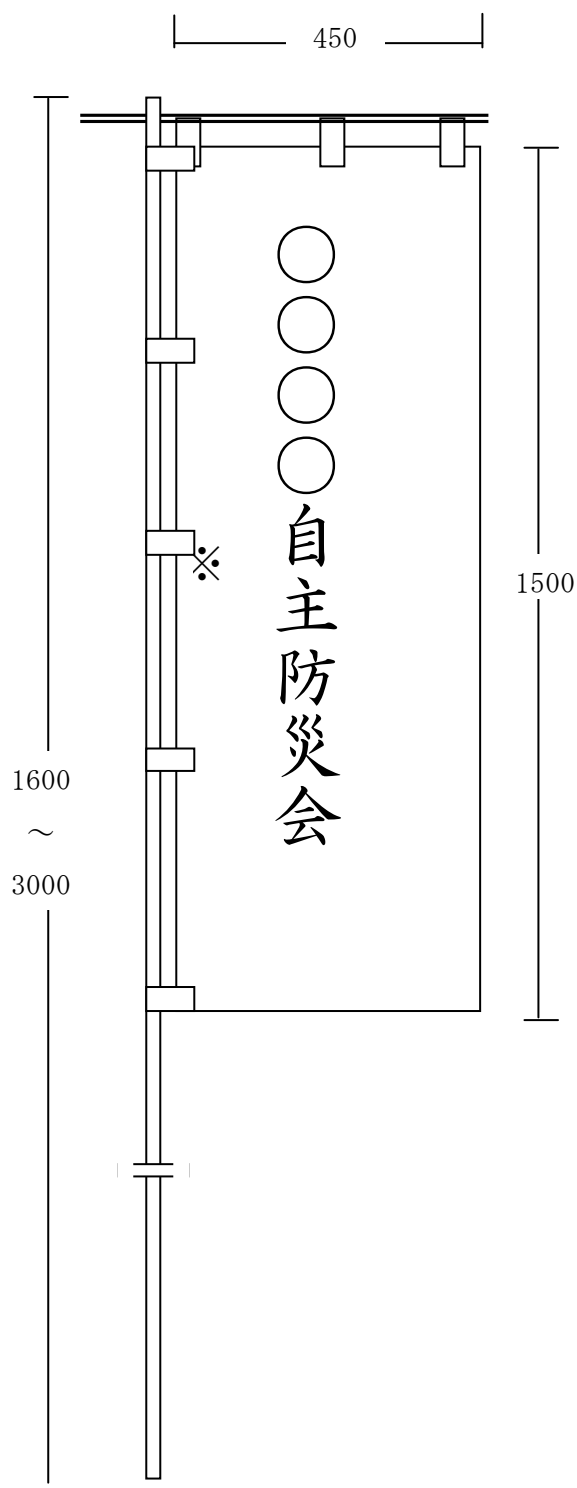
(施行期日)

1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱の適用期間は平成25年3月31日までとする。

防災のぼり旗



※ 複数自治・町内会が加入する自主防災組織については，連合組織名を入れることが可能です。

別表1(第2条関係)

結成助成対象防災用品一覧表

	品名	点数	仕様
1	ヘルメット	2,200	組織名または自治・町内会名入り
2	防災ジャンパー	2,300	左胸組織名または自治・町内会名入り
3	非常用メガホン	24,400	サイレン付 最大20W 単二乾電池 6本付
4	非常用メガホン	19,200	ホイッスル付 最大6W 単三電池6個付 防水
5	ハンズフリーメガホン	25,000	キャップ・ヘルメット装着可能 防滴仕様 単三電池6本付
6	ラジオ付LEDライト	3,000	LEDライト FMラジオ携帯電話充電可能
7	ランタンライト	1,500	97×140mm 単二電池4本付
8	誘導灯	5,000	LED6個点滅/点灯 全長56cm 単二電池2本付
9	土のう袋	6,000	ポリプロピレン製 48×62mm 100枚入り
10	消火器	8,100	ABC10型
11	救助現場破壊器具	60,000	トビロ, 天井破壊, 斧, ノコ歯, 鉄線切り, バール等重量3kg
12	小型救出活動セット	57,000	7つ道具(ジャッキ, ハンマー, バール, トビロ, ボルトクリッパー, のこぎり, おの)
13	番線カッター	10,000	サイズ600mm 切断能力10 重量2.5kg ボルトクリッパ
14	平バール	4,200	サイズ1200mm 重量3.5kg
15	スコップ	3,000	全長970mm パイプ柄 先丸
16	ノコギリ	3,600	刃長さ330mm 柄長さ306mm 重量1.5kg
17	油圧爪付ジャッキ	50,000	スライドレール 5トン
18	ロープ	2,400	クレモナ製 φ10mm×15m
19	担架	19,000	帆布製 1号二つ折式 2, 250×550mm
20	簡易担架	20,000	レスキューボードST 材質 再生紙製特殊繊維ボード 折畳式
21	折畳式リヤカー	66,000	アルミ製 長さ970×幅71×高さ620mm ノーパンクタイヤ
22	ブルーシート	1,700	ポリエチレン製 3.6m X 5.4m
23	小型発電機	80,000	450×240×380mm 乾燥重量12kg タンク2.3ℓ
24	ガソリン携行缶	8,000	容量10ℓ
25	投光機	25,000	拡散ハロゲンランプ(AC100)300W三脚 コードリール付
26	救急セット	48,000	510×370×125mm(酸素吸入器2本入 ガーゼ・ハサミ・ピンセット他)
27	緊急酸素吸入器	8,000	O ₂ パックA型
28	非常持出袋	2,200	防災アルミックス製ナップザック
29	毛布	5,500	真空パック 1枚入り

	品名	点数	仕様
30	防塵マスク	4,000	使い捨てマスク 20枚入り クリップ式
31	ゴーグル	2,500	メガネ使用可能
32	非常用給水袋	450	4ℓタイプ
33	ポリ折畳水入	900	20ℓ コック・蛇口付
34	三角巾	400	1,050×1,050×1,050mm
35	カセットコンロ	7,300	2,800KCal
36	皮手袋	4,500	牛床革 外縫 12双セット
37	軍手	300	1ダース
38	腕章	1,300	ビニールカバー付 マジック式
39	防災かまど	55,000	7升用 590×540×500mm
40	災害用大型ケトル	8,000	10ℓ アルミ製
41	消火バケツ	1,000	8ℓ用 亜鉛メッキ
42	三角消火バケツ	2,500	7ℓ 高さ355mm
43	ホイッスル	300	プラスチック製
44	安全靴	4,500	ラバーテック2層底

別表2（第8条関係）

防 災 訓 練 用 資 機 材 一 覧

番号	品 名	番号	品 名	番号	品 名
1	標旗	1 1	三角巾	2 1	救助工具（各種）
2	腕章	1 2	添え木（副子）	2 2	担架
3	メガホン	1 3	皮手袋	2 3	リヤカー
4	警笛	1 4	携帯ラジオ	2 4	投光機
5	ヘルメット	1 5	土のう	2 5	コードリール
6	バケツ（三角・水）	1 6	防塵マスク	2 6	三脚
7	毛布	1 7	誘導灯	2 7	発電機（各種）
8	ビニールシート	1 8	なべ・コンロ	2 8	消火器
9	救急セット	1 9	二連はしご	2 9	防災ジャンパー
1 0	強力ライト	2 0	ロープ	3 0	浄水器

※その他市長が必要と認めた資機材

別表3（第8条関係）

防 災 訓 練 実 施 に 要 し た 経 費 一 覧

1	非常用食料購入費	6	テント借上料
2	L P ガス使用料	7	スモークジュース購入費
3	コピー等チラシ作成費	8	ガソリン・灯油購入費
4	救助訓練用木材購入費	9	発煙筒購入費
5	詰替用消火薬剤費	1 0	

※その他市長が必要と認めた経費

別表4（第9条関係）

交 付 基 準 及 び 助 成 限 度 額

交 付 基 準	防災訓練参加人員数	助成限度額
防災訓練参加人員数に応じて1組織につき年度1回、助成限度額の範囲内で助成する。	3 0 人～3 0 0 人	2 5, 0 0 0 円
	3 0 1 人～5 0 0 人	3 0, 0 0 0 円
	5 0 1 人以上	3 5, 0 0 0 円

備考 複数の自治・町内会で構成される自主防災組織については、構成自治・町内会ごとに助成金額を算定し、合計額を交付する。

平成 年 月 日

（あて先）新潟市長

自主防災組織名 _____

代表者氏名 _____ 印

住所 _____

電話番号 _____

自主防災組織結成助成申請書

新潟市自主防災組織助成要綱第4条の規定に基づき次のとおり申請します。

1 自主防災組織の概況

設 立 年 月 日		平成 年 月 日	
加入自治・町内会数	自治・町内会	加入世帯数	世帯

2 結成助成

(1) 結成助成限度点数 _____ 点

(2) 結成助成限度額内調達可能防災資機材

番号	品 名	点 数	数 量	点 数 小 計
1		点		点
2		点		点
3		点		点
4		点		点
5		点		点
6		点		点
7		点		点
8		点		点
9		点		点
10		点		点
			合計点数	点

3 防災のぼり旗助成

防災のぼり旗記入組織名称 _____

4 その他

添付書類 防災訓練実施計画書

(注) 1 複数自治・町内会が加入する組織については、上記1について「防災訓練参加組織名簿」を、上記3について「防災のぼり旗記入組織名称一覧」をそれぞれ添付すること。

(注) 2 申請する資機材が10品目を超える場合には、別紙とすること。

平成 年 月 日

様

新潟市長

自主防災組織結成助成決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった結成助成について、下記のとおり助成措置を決定したので通知します。

助成防災資機材品名	数量

平成 年 月 日

（あて先）新潟市長

自主防災組織名 _____
 代表者氏名・印 _____ 印
 住 所 _____
 電 話 番 号 _____

自主防災組織活動助成金交付申請書

平成 年度新潟市自主防災組織活動助成金の交付を受けたいので新潟市補助金等交付規則により次のとおり申請します。

助成事業名	自主防災組織活動助成金	
助成金申請額	円	
自主防災組織の概要	設立年月日	平成 年 月 日
	加入世帯数	世帯
訓練概要及び添付書類	実施日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分
	実施場所	
	訓練内容	別紙計画書のとおり
	参加人員	人
振り込み金融機関	取引銀行	
	貯金の種類	
	口座番号	
	口座名義人・ふりがな	

- （注） 1 口座名義人は、通帳どおり正確に記載してください。
 2 組織代表者と口座名義人が違う場合は委任状が必要となります。

平成 年 月 日

（あて先）新潟市長

代表する

自主防災組織名

代表者氏名・印

住 所

電 話 番 号

自主防災組織活動助成金交付申請書

平成 年度新潟市自主防災組織活動助成金の交付を受けたいので新潟市補助金等交付規則により次のとおり申請します。

助成事業名	自主防災組織活動助成金	
助成金申請額	円	
訓練概要及び添付書類	実施日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分
	実施場所	
	訓練内容	別紙計画書のとおり
	参加組織数	組織（別紙のとおり）
	参加人員	人（別紙のとおり）
振り込み金融機関	取引銀行	
	貯金の種類	
	口座番号	
	口座名義人・ふりがな	

- （注） 1 口座名義人は、通帳どおり正確に記載してください。
 2 組織代表者と口座名義人が違う場合は委任状が必要となります。

平成 年 月 日

（あて先）新潟市長

自主防災組織名 _____
 代表者氏名・印 _____ 印
 住 所 _____
 電 話 番 号 _____

自主防災組織活動助成金交付申請書

平成 年度新潟市自主防災組織活動助成金の交付を受けたいので新潟市補助金等交付規則により次のとおり申請します。

助成事業名	自主防災組織活動助成金	
助成金申請額	円	
自主防災組織の概要	設立年月日	平成 年 月 日
	加入組織数	組織
訓練概要及び添付書類	実施日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分
	実施場所	
	訓練内容	別紙計画書のとおり
	参加組織数	組織（別紙のとおり）
	参加人員	人（別紙のとおり）
振り込み金融機関	取引銀行	
	貯金の種類	
	口座番号	
	口座名義人・ふりがな	

- （注） 1 口座名義人は、通帳どおり正確に記載してください。
 2 組織代表者と口座名義人が違う場合は委任状が必要となります。

平成 年 月 日

様

新潟市長

自主防災組織助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった助成金について、新潟市補助金等交付規則により下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

助成事業名	自主防災組織活動助成金
交付決定額	円

平成 年 月 日

（あて先）新潟市長

自主防災組織名 _____
 代表者氏名 _____ 印
 住 所 _____
 電 話 番 号 _____

自主防災組織活動助成金 事業実績報告書

平成 年 月 日付 第 号で自主防災組織活動助成金の交付決定のあった自主防災組織活動助成の実績について新潟市補助金等交付規則により次のとおり報告します。

訓 練 実 施 年 月 日	平成 年 月 日
結成・活動助成金交付決定済額	円
添 付 書 類	1 訓練実施報告書 2 参加人員報告書（写真等含む） 3 収支決算書（防災資機材購入領収書含む） 4 その他

※訓練実施後30日以内に提出してください。

平成 年 月 日

様

新潟市長

自主防災組織活動助成金確定通知書

平成 年 月 日付で実績報告のあった事業に対する助成金について新潟市補助金等交付規則により次のとおり確定しましたので通知します。

交付決定額	円
交付済額	円
確定額	円

16 災害時における相互援助協定一覧

行政団体

番号	名 称	協定機関
1	災害時における相互応援協定	川崎市
2	災害時における近隣市町村相互応援協定	8市2町1村
3	県央広域市町村における災害時の相互応援に関する協定	4市1町1村
4	自治体防災情報ネットワーク連絡会災害時相互応援に関する協定	1区5市
5	北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱	16市6町2村
6	磐越自動車道沿線都市交流会議災害時における相互応援に関する要綱	7市8町
7	横浜市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定	横浜市
8	20大都市災害時相互応援に関する協定	1都19市
9	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	56市1町
10	消防応援協定	五泉市
11	新潟県広域消防相互応援協定書	県下全消防本部
12	新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域の消防に関する相互応援協定	新発田地域 広域事務組合
13	北陸、磐越及び日本海東北自動車道消防相互応援協定	五泉市, 阿賀野市
14	北陸自動車道及び関越自動車道消防相互応援協定書	4市1組合
15	新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	新潟県
16	新潟空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	東京空港局 新潟航空事務所

民間団体

番号	区分	名称	協定団体名
1	放送	災害緊急情報伝達装置使用に関する協定書	(株)エフエム新津
2	通信	災害時タクシー無線等の協力に関する協定書	新潟市ハイヤー・タクシー協会及び 新潟市個人タクシー事業協同組合
3	施設 復旧等	災害時における応急対策に関する応援協定書	新潟市建設業協会
4		災害時におけるガスの臨時供給に関する協定書	北陸瓦斯(株)及び (社)新潟県エルピーガス協会
5		災害時における応急対策に関する応援協定書	白根郷建設業協会
6		災害時における建物障害除去、災害廃棄物処理等 に関する協定書	社団法人新潟県解体工事業協会
7		災害時における応急対策に関する応援協定書	新津建設業協同組合
8		災害時における応急対策に関する応援協定書	(社)新潟市造園建設業協会
9		災害時における応急対策に関する応援協定書	新潟市北区建設業協会
10		災害時における応急対策に関する応援協定書	横雲会(横越建設業協会)
11		新潟市と新潟県鳶土工職組合連合会との災害時 における協力に関する協定書	新潟県鳶土工職組合連合会
12		災害時における応急対策に関する応援協定書	(社)新潟市道路保全協会
13		災害時における応急業務に関する応援協定書	(社)新潟県測量設計業協会
14		災害時における応急対策に関する応援協定書	新潟市西蒲区建設業協会
15		災害時における応急対策に関する応援協定書	小須戸建設業協会
16		災害時における応急対策に関する応援協定書	亀田建設業協会
17		災害時における応急対策に関する応援協定書	味方地区建設業協会
18		災害時における応急対策に関する応援協定書	月潟地区建設業協会
19		災害時における応急対策に関する応援協定書	(社)プレストレスト・コンクリート 建設業協会北陸支部
20		災害時における応急対策に関する応援協定書	(社)建設コンサルタント協会 北陸支部
21		災害時における応急対策に関する応援協定書	新潟県鋼構造協会
22		災害時における応急対策に関する応援協定書	(社)新潟県地質調査業協会
23		災害時における応急対策に関する応援協定書	新潟市電設業協同組合
24		災害時における応急対策に関する応援協定書	(社)全国特定法面保護協会 北陸地方支部
25		災害時における応急対策に関する応援協定書	(社)新潟県融雪技術協会

26	施設 復旧等	災害時における応急対策に関する応援協定書	(社)新潟県農業土木技術協会
27		災害時における応急対策に関する応援協定書	(社)新潟県下水道管路維持改築協会
28		災害時における応急対策に関する応援協定書	新潟市下水道管路管理業協会
29		災害時における応急対策に関する応援協定書	新潟市北区造園建設組合
30		災害時における応急対策に関する応援協定書	新潟市橋梁維持補修技術協会
31		災害時における応急対策に関する応援協定書	新潟市管工事業協同組合
32		災害時における応急対策に関する応援協定書	新津管工事業協同組合
33		災害時における応急対策に関する応援協定書	新潟市北区建設防災組合
34		災害時における応急対策に関する応援協定書	西蒲管工事業協同組合
35		災害時における応急対策に関する応援協定書	豊栄管工事業協同組合
36	物資供給	災害時における食糧供給の協力に関する応援協定書	佐藤食品工業(株)
37		災害時における食糧供給の協力に関する応援協定書	三国コカ・コーラボトリング(株)
38		災害時における食糧供給の協力に関する応援協定書	(株)日本フードリンク
39		災害時における食糧供給の協力に関する応援協定書	(株)総合フードサービス
40		災害時における食糧供給の協力に関する応援協定書	(株)グリーンフードサービス
41		災害時における飲料水供給の協力に関する応援協定書	ダイドードリンク(株)中部第三営業部
42		災害時における防災活動協力に関する応援協定書	イオンリテール株式会社
43		災害時における物資供給等に関する応援協定書	NPO法人コメリ災害対策センター
44		災害時における食糧供給の協力に関する応援協定書	森永製菓(株)
45		災害時における食糧供給の協力に関する応援協定書	亀田製菓(株)
46		災害時における食糧供給の協力に関する応援協定書	新潟市職員生活協同組合
47		災害時における飲料水供給の協力に関する応援協定書	中部ペプシコーラ販売(株)
48		災害時における物資供給に関する協定書	株式会社アクティオ
49		災害時における物資供給に関する協定書	セツカートン株式会社
50	輸送	災害時における応急対策に関する応援協定書	新潟県トラック協会新潟支部
51		災害時における応援に関する応援協定書	赤帽新潟県軽自動車運送協同組合
52		災害時における水上交通の活用に関する応援協定書	信濃川ウォーターシャトル(株)
53		災害時における水上交通の活用に関する応援協定書	(株)マリン商事
54		災害時における水上交通の活用に関する応援協定書	(株)信濃川観光開発
55		災害時における水上交通の活用に関する応援協定書	信濃川漁業協同組合
56		災害時における応援に関する応援協定書	新潟県トラック協会新津支部
57	その他	災害時における協力に関する応援協定書	(社)全日本冠婚葬祭互助協会

表 1-1-3-1 地盤高図

新潟市
標高データ
〈全体図〉

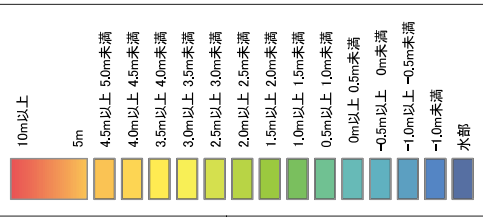


1:150,000



A3で印刷した場合の縮尺となります。

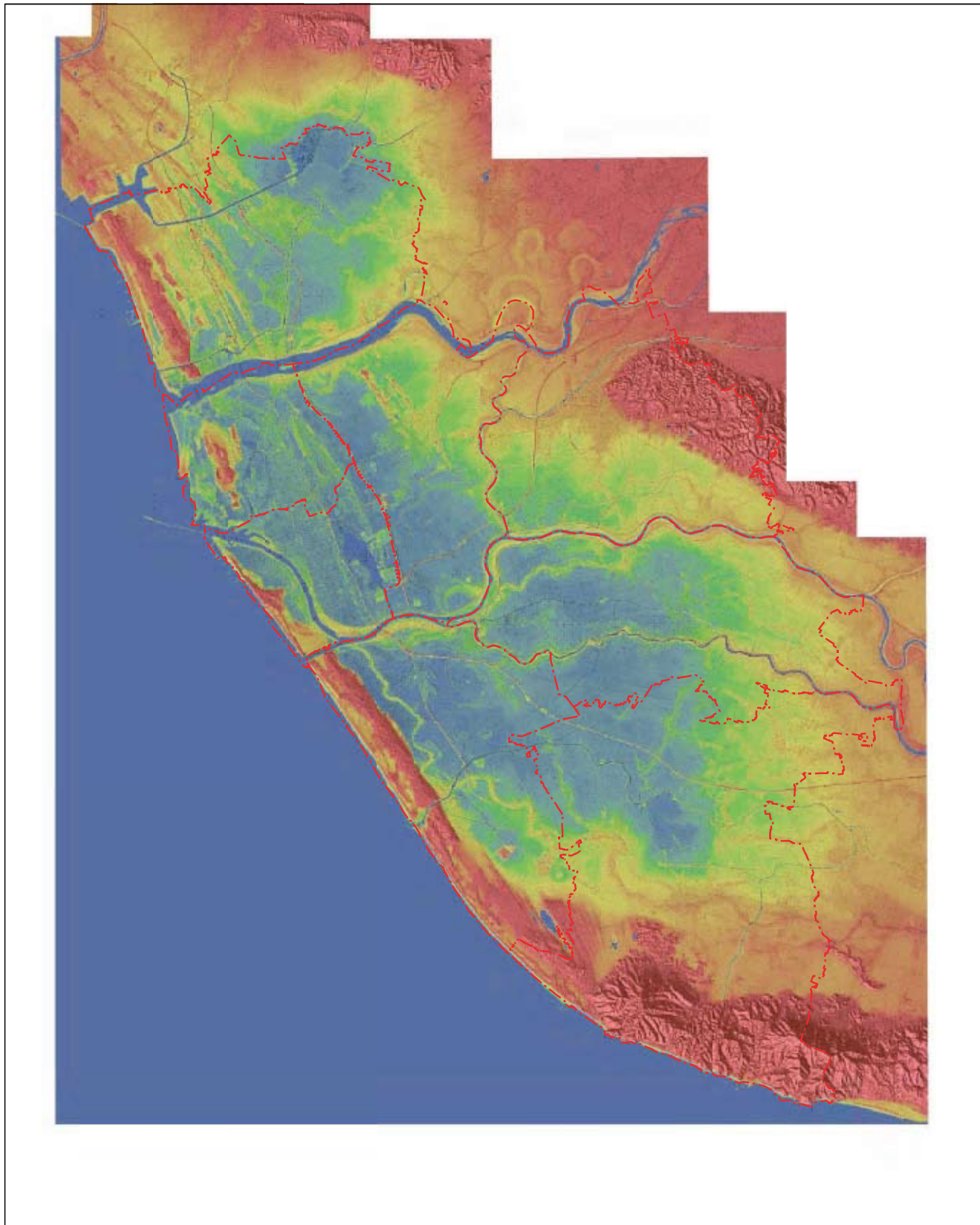
標高値 (T.P値)



この地図は北陸地方整備局で整備した航空レーザー測量データ、国土院が整備した地盤高図情報等を元に、新潟市が加工して作成しました。

背景で使用している数値地図25000 (地図画像)は、平成17年12月1日刊行(新潟)、平成15年11月1日刊行(長岡)の地図を使用しました。

この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (地図画像)及び基礎地図情報番号(平23情報、第443号)



新潟市

図表 1-1

表 1-1-3-2 過去10年間の観測値

観測地点名：新潟地方気象台

年	気温					相対湿度			降水量(mm)					最深積雪		降雪の深さ		
	平均	最高気温		最低気温		平均	最小		合計	日最大		最大1時間				合計	日最大	
	℃	℃	起日	℃	起日	%	%	日	mm	mm	起日	mm	起日	cm	起日	cm	cm	起日
平成 13	14.0	35.4	8/1	-3.9	2/5	72	12	4/5	1708.0	114.0	6/25	38.5	9/28	55	2/15	252	34	2/14
14	14.2	37.0	9/1	-2.2	2/14	71	12	4/23	2283.0	118.5	7/15	53.0	8/14	27	1/3	104	31	1/2
15	13.8	37.1	9/13	-4.2	2/2	70	16	5/1	1688.0	55.0	7/21	21.5	7/24	27	12/11	129	24	12/10
16	14.7	37.0	7/30	-4.0	2/11	68	14	3/28	1917.5	89.0	8/18	36.0	7/25	22	1/27	114	21	1/22
17	13.8	35.0	8/3	-3.6	3/6	69	14	5/3	1813.0	84.0	6/27	30.0	8/10	24	2/22	134	21	2/21
18	13.9	38.0	8/17	-4.7	1/10	70	12	4/15	2014.5	77.5	7/13	39.0	8/12	24	1/7	157	13	1/7
19	14.4	36.5	8/3	-1.8	2/26 *	69	14	4/29	1748.5	83.0	8/28	75.0	8/28	6	3/8	16	5	3/7
20	14.2	34.8	8/3	-3.2	2/13	69	18	5/6	1530.0	65.5	8/19	34.0	8/19	10	1/27 *	76	12	1/25
21	14.1	36.3	7/15	-4.1	1/25	69	13	4/30	1792.5	63.5	8/7	18.5	8/7	21	1/26	105	21	2/17
22	14.4	35.1	8/11	-3.7	2/4	72	15	6/4	2072.0	99.0	9/12	35.0	7/28	81	2/5	253	50	2/4
平年値	13.9					71			1821.0					36		217	24	

年	風速							日降水≥ 30mm 日数	雪日数 (寒候年)	霧日数	雷日数	日最大風速 ≥10m/s 日数
	平均	最大風速			最大瞬間風速							
	m/s	m/s	風向	起日	m/s	風向	起日					
平成 13	3.7	16.1	西南西	12/30	29.7	南西	12/30	5	79	2	35	46
14	3.5	15.8	西	1/8	27.6	西	1/8	19	59	6	45	47
15	3.4	16.2	南西	4/8	29.5	西南西	4/9	9	72	3	24	37
16	3.4	19.5	南西	8/31	37.1	南西	8/31	12	63	4	41	42
17	3.4	15.8	西南西	12/22	33.2]	南西	12/22	8	72	6	45	46
18	3.2	15.2	西南西	11/7	34.7	南西	11/7	17	80	5	25	33
19	3.1	14.7	西南西	5/18	30.6	西北西	1/7	12	50	1	45	30
20	3.2	15.0	西	2/23	25.2	西	2/23	8	67	1	46	39
21	3.2	14.3	南東	11/13	24.8	南西	4/26	12	62	3	33	41
22	3.2	16.6	南東	4/12	26.3	西	11/9	13	63	4	31	47
平年値	3.3							11.0	70.8	4.7	34.8	48.5

注：「積雪及び降雪量」「雪日数」は寒候年(前年8月から当年7月まで)の降雪・積雪の観測値についての統計です。

「平年値」は、過去30年(1981年(昭和56年)～2010年(平成22年))の平均値です。

表 1 - 1 - 3 - 3 人口の推移

(国勢調査結果 各年10月1日現在)

年次	人 口 (人)			人口対前回 増加率 %
	総数	男	女	
昭和 55 年	730,733	356,926	373,807	7.29
昭和 60 年	759,568	369,337	390,231	3.95
平成 2 年	776,775	375,965	400,810	2.27
平成 7 年	796,456	386,198	410,258	2.53
平成 12 年	808,969	391,891	417,078	1.57
平成 17 年	813,847	392,525	421,322	0.60
平成 22 年	811,901	390,406	421,495	△0.24

※平成13年1月1日合併の黒埼町、平成17年3月21日合併の12市町村（新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村）、平成17年10月10日合併の巻町を合算した数値

(参考：区別人口)

区名	平成 22 年	平成 17 年	平成 17~22 年	
	人口(人)	人口(人)	人口差(人)	人口増加率(%)
北 区	77,621	78,173	△552	△0.71
東 区	138,096	139,565	△1,469	△1.05
中央区	180,537	179,784	753	0.42
江南区	69,365	67,353	2,012	2.99
秋葉区	77,329	77,050	279	0.36
南 区	46,949	48,054	△1,105	△2.30
西 区	161,264	160,910	354	0.22
西蒲区	60,740	62,958	△2,218	△3.52
新潟市 計	811,901	813,847	△1,946	△0.24

表 1-1-4-1 過去に発生した主な地震（本州の中央部から北部の日本海周辺地域）

番号	発震年月日	地震名又は地域名	規模 M	震央位置 東経/北緯	被害概要
1	830 (天長 7) 2. 3	出羽 (秋田)	7. 4	140. 1/39. 8	秋田県破壊す 城内死者15名 傷者100余名
2	841 (承和 8) 3. 13	信濃	6. 7	137. 8/39. 6	墻屋倒傾す
3	850 (嘉祥 3) 11. 27	出羽 (庄内)	7. 0	140. 0/39. 1	山崩れあり死傷者多し
4	857 (天安 1) 4. 4	出羽比内	7. 0	140. 6/40. 3	松峯山伝寿院崩ると伝説す
5	863 (貞観 5) 7. 10	越中越後	7. 0	138. 1/37. 1	山崩れ民家倒潰す 死多し
6	887 (仁和 3) 8. 2	越後西部	6. 5	138. 1/37. 5	津波あり死者多し
7	887 (仁和 3) 8. 26	信濃北部	7. 4	138. 1/36. 6	信濃大地震 山崩れ河を塞ぎ後溢流して 北部六郡被害流死多し
8	1423 (応永30) 11. 23	羽後	6. 7	140. 1/39. 2	人畜死傷建物倒潰
9	1502 (文亀 1) 1. 28	越後 (国府)	6. 9	138. 2/37. 2	人家倒潰死多し
10	1611 (慶長16) 9. 27	会津	6. 9	139. 7/37. 5	山崩れ人家倒潰死多し 死3,700 湖生ず
11	1614 (慶長19) 11. 26	越後 (高田)	7. 7	138. 0/37. 5	津波あり死者多し
12	1644 (正保 1) 10. 18	羽後	6. 9	140. 1/39. 4	本荘城市破損す
13	1666 (寛文 5) 2. 1	越後高田	6. 4	138. 2/37. 1	城破損し 潰家多し 出火あり死1,500
14	1704 (宝永 1) 5. 27	羽後・津軽	6. 9	140. 0/40. 4	家屋倒潰435 焼失759 死58
15	1714 (正徳 4) 4. 28	信濃 (大町)	6. 4	137. 8/36. 7	大町にて家屋全半潰300 死56
16	1729 (享保10) 8. 1	能登・佐渡	6. 9	137. 6/37. 6	能登にて山崩れあり民家倒潰791 死 1
17	1741 (寛保 1) 8. 28	渡島後志西岸	6. 9	139. 4/41. 5	大島噴火津波による死者1,467
18	1751 (宝暦 1) 5. 21	越後・越中	6. 6	138. 0/37. 2	城破損し震災地を通じ死2,000 高田領の全潰および焼失家屋6,088 死1,128
19	1762 (宝暦12) 10. 31	佐渡・新潟	6. 6	138. 7/38. 1	津波あり
20	1793 (寛政 4) 2. 8	西津軽	6. 9	140. 0/40. 7	潰家164 死12
21	1802 (享和 2) 12. 9	佐渡	6. 6	138. 4/37. 8	震前陸地隆起す 佐渡三郡にて潰家1,150 死19 出火す
22	1804 (文化 1) 7. 10	出羽 (象潟)	7. 1	140. 0/39. 0	潰家5,500 死333 津波あり陸地隆起し象潟干潟となる
23	1810 (文化 7) 9. 25	羽後	6. 6	139. 9/39. 9	南秋田郡にて潰家1,129 死59
24	1828 (文政11) 12. 18	越後 (三条)	6. 9	138. 9/37. 6	震災地を通じて住家全潰9,808 半壊7,276 焼失1,204 死1,443
25	1833 (天保 4) 12. 7	佐渡羽前	7. 4	139. 2/38. 7	津波あり佐渡庄内被害多し 潰家586 流失597 死47
26	1847 (弘化 4) 5. 8	信濃越後	7. 4	138. 2/36. 7	善光寺大地震震災地を通じて潰家3,400 焼失3,500 死12,000 火災水害夥し山崩れあり
27	1887 (明治20) 7. 22	越後古志郡	6. 1	139. 0/37. 7	家屋全潰 半潰等あり
28	1892 (明治25) 12. 9	能登西南部	5. 8	136. 3/36. 4	家屋土蔵破損 11日地震更に強し 家屋全潰 2 死 1
29	1894 (明治27) 10. 22	羽前・羽後庄	7. 3	139. 5/39. 2	震災地を通じ潰家3,858余 死726 傷1,060 焼失家屋2,148
30	1896 (明治29) 4. 2	能登東北端	6. 6	137. 3/37. 5	倒潰土蔵 2
31	1896 (明治29) 8. 31	羽後陸中国境付近	7. 5	140. 7/39. 5	全潰住家4,387 その他建物1,692 死209 断層著し
	1898 (明治31) 5. 26	越後南魚沼郡	6. 7		地裂け家屋多少の損傷あり
32	1914 (大正 3) 3. 15	羽後仙北郡	6. 4	140. 4/39. 5	全潰家屋640 死94
33	1914 (大正 3) 3. 28	羽後平鹿郡	5. 8	140. 9/39. 8	沼館町にて全潰家屋数戸を出せり
	1927 (昭和 2) 10. 27	越後関原	5. 4		地裂け家屋損傷す
34	1939 (昭和14) 5. 1	男鹿半島	6. 6	139. 8/40. 0	家全潰604 死29 軽微なる津波あり
	1940 (昭和15) 8. 2	積丹半島	7. 4	139. 2/44. 1	沿岸地方に多少の被害あり 小津波を伴う

35	1955 (昭和30)	10.19	秋田県北部二ツ井	5.7	140.2/40.3	家屋半壊153 死者1
36	1961 (昭和36)	2.2	長岡地震	5.2	138.8/37.5	死者5 倒壊186
	1964 (昭和39)	5.7	青森県西方沖	7.2		全壊1 半壊1 一部破損12 堤防決壊3
37	1964 (昭和39)	6.16	新潟地震	7.5	139.2/38.4	被害数量については2 新潟地震の概要参照
38	1965 (昭和40)	8月	松代群発地震	最大		有感地震62,821回うち被害を伴ったものは51回 負傷者15名 住家全壊10戸 半壊4戸 山崩れ60ヶ所
		～1970年末		5.4		
39	1983 (昭和58)	4.26	日本海中部地震	7.7	139.1/40.4	死者104名 (うち津波によるもの100名) 負傷者163名 (同104名) 建物全壊934戸 半壊2,115戸 流失52戸 一部破損3,528戸 船沈没255隻 流失451隻
40	1992 (平成4)	12.27	新潟県津南地方	4.5	138.6/37.0	住家破損137戸 道路路面被害1カ所 消火栓破損2カ所および上郷中学校校舎、寮、体育館に損壊が生じた。
41	1993 (平成5)	2.7	能登半島沖地震	6.6	137.3/37.7	能登半島珠洲町周辺に被害が集中し重傷1、軽傷28名、住家被害22戸、この他、道路盛土やトンネルに被害が生じた。
42	1993 (平成5)	7.12	北海道南西沖地震	7.8	139.2/42.8	死者202、不明29、負傷305 奥尻島では津波、山崩れ、火災などにより甚大な被害が生じた。北海道でも道路ライフラインの被害が多くの箇所が生じた。
43	1995 (平成7)	4.1	新潟県北部地震	5.5	139.3/37.9	負傷82 家屋全壊55 半壊181
44	2004 (平成16)	10.23	新潟県中越大震災	6.8	138.5/37.1	死者68、重傷632、軽傷4,163、全壊3,175、大規模半壊2,166、半壊11,642、一部損壊103,854
45	2005 (平成17)	3.25	能登半島地震	6.9	136.4/37.1	死者1、重傷者88、軽傷者250、全壊686、半壊1,739、一部損壊26,941
46	2007 (平成19)	7.16	新潟県中越沖地震	6.8	138.3/37.3	死者15、重軽傷2,316、全壊1,324、大規模半壊857、半壊4,818、一部損壊35,055
47	2008 (平成20)	6.14	岩手・宮城内陸地震	7.2	140.5/39.0	死者13、行方不明10、重軽傷451、全壊33、半壊138、一部損壊2,181
48	2008 (平成20)	7.24	岩手県沿岸北部地震	6.8	141.6/39.7	死者1、重軽傷211、全壊1、一部損壊377

※史料としての信頼性が乏しいと考えられているもの

(新潟地震30周年事業実行委員会「新潟地震と防災技術」から引用 一部追加)

中越大震災については、新潟県「平成16年新潟県中越大震災による被害状況について(第172報)」から引用

能登半島地震については、石川県発表被害状況(平成20年3月31日現在)から引用

中越沖地震については、新潟県「新潟県中越沖地震による被害状況について(第250報)」から引用

岩手・宮城内陸地震については、消防庁「岩手・宮城内陸地震(第74報)」から引用

岩手県沿岸北部を震源とする地震については、消防庁「岩手県沿岸北部を震源とする地震(第24報)」から引用

図 1-1-4-1 過去に発生した主な地震の震央分布

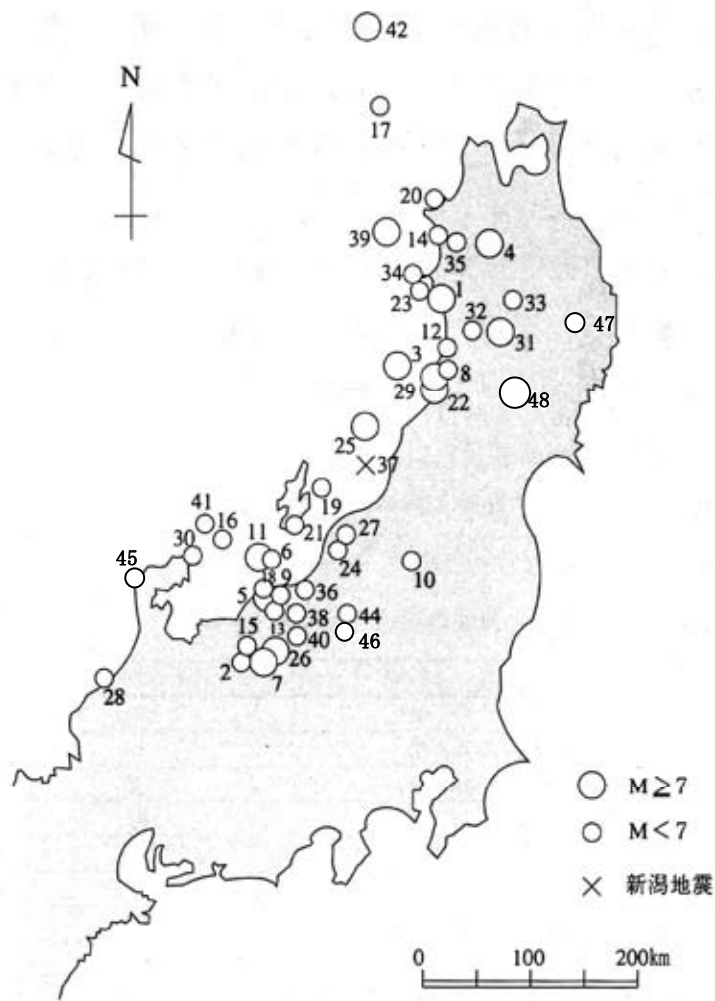


表 1-1-5-1 区別の土砂災害影響人口

急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流・地すべり危険箇所

区名	急傾斜地崩壊危険箇所			土石流危険渓流		
	箇所数 (箇所)	保全対象 (件)	被災人口 (人)	箇所数 (箇所)	保全対象 (件)	被災人口 (人)
北区	7	85	236	0	0	0
東区	6	76	176	0	0	0
中央区	4	75	170	0	0	0
江南区	1	1	3	0	0	0
秋葉区	45	392	1,182	65	743	2,252
南区	0	0	0	0	0	0
西区	19	187	448	0	0	0
西蒲区	46	205	619	54	518	1,473
計	128	1,021	2,834	119	1,261	3,725

区名	地すべり危険箇所		
	箇所数 (箇所)	保全対象 (件)	被災人口 (人)
北区	0	0	0
東区	0	0	0
中央区	0	0	0
江南区	0	0	0
秋葉区	0	0	0
南区	0	0	0
西区	0	0	0
西蒲区	1	5	29
計	1	5	29

表 1-1-5-2 河川別・区別・浸水深別の洪水影響人口

(1) 信濃川

区名	浸水深別被災人口 (人)					
	0.5m未満	0.5~1.0m	1.0~2.0m	2.0~5.0m	5.0m以上	計
北区	0	0	0	0	0	0
東区	28,686	21,803	8,338	0	0	58,827
中央区	27,554	50,510	35,994	116	0	114,174
江南区	3,196	2,319	10,246	460	0	16,221
秋葉区	0	135	1,636	4,914	0	6,685
南区	1,596	2,660	15,194	17,134	0	36,584
西区	8,363	15,186	7,615	5,841	9	37,014
西蒲区	6,511	6,606	5,939	409	0	19,465
計	75,906	99,219	84,962	28,874	9	288,970

(2) 阿賀野川

区名	浸水深別被災人口 (人)					
	0.5m未満	0.5~1.0m	1.0~2.0m	2.0~5.0m	5.0m以上	計
北区	17,842	20,606	7,371	170	0	45,989
東区	40,007	41,868	10,622	155	0	92,652
中央区	52,433	7,917	259	0	0	60,609
江南区	23,145	26,137	6,409	142	0	55,833
秋葉区	10,147	4,254	12,097	4,560	0	31,058
南区	0	0	0	0	0	0
西区	0	0	0	0	0	0
西蒲区	0	0	0	0	0	0
計	143,574	100,782	36,758	5,027	0	286,141

(3) 大河津分水

区名	浸水深別被災人口（人）					
	0.5m未満	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0m以上	計
北区	0	0	0	0	0	0
東区	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0
江南区	0	0	0	0	0	0
秋葉区	0	0	0	0	0	0
南区	551	649	1,589	4,025	222	7,036
西区	4,336	3,730	13,838	59,010	0	80,914
西蒲区	9,990	6,821	12,393	15,599	40	44,843
計	14,877	11,200	27,820	78,634	262	132,793

(4) 通船川・新栗ノ木川

区名	浸水深別被災人口（人）					
	0.5m未満	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0m以上	計
北区	0	0	0	0	0	0
東区	32,171	2,615	165	0	0	34,951
中央区	1,611	44	0	0	0	1,655
江南区	0	0	0	0	0	0
秋葉区	0	0	0	0	0	0
南区	0	0	0	0	0	0
西区	0	0	0	0	0	0
西蒲区	0	0	0	0	0	0
計	33,782	2,659	165	0	0	36,606

(5) 栗ノ木川・鳥屋野潟

区名	浸水深別被災人口（人）					
	0.5m未満	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0m以上	計
北区	0	0	0	0	0	0
東区	21,708	1,431	0	0	0	23,139
中央区	32,258	1,232	26	0	0	33,516
江南区	27,703	1,122	52	1	0	28,878
秋葉区	0	0	0	0	0	0
南区	0	0	0	0	0	0
西区	0	0	0	0	0	0
西蒲区	0	0	0	0	0	0
計	81,669	3,785	78	1	0	85,533

(6) 西川

区名	浸水深別被災人口（人）					
	0.5m未満	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0m以上	計
北区	0	0	0	0	0	0
東区	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0
江南区	0	0	0	0	0	0
秋葉区	0	0	0	0	0	0
南区	0	0	0	0	0	0
西区	18,632	4,178	405	0	0	23,215
西蒲区	0	0	0	0	0	0
計	18,632	4,178	405	0	0	23,215

(7) 新井郷川・加治川

区名	浸水深別被災人口（人）					
	0.5m未満	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0m以上	計
北区	17,547	4,056	1,744	486	0	23,833
東区	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0
江南区	0	0	0	0	0	0
秋葉区	0	0	0	0	0	0
南区	0	0	0	0	0	0
西区	0	0	0	0	0	0
西蒲区	0	0	0	0	0	0
計	17,547	4,056	1,744	486	0	23,833

(8) 小阿賀野川

区名	浸水深別被災人口（人）					
	0.5m未満	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0m以上	計
北区	0	0	0	0	0	0
東区	12,344	451	0	0	0	12,795
中央区	10,271	1,417	432	0	0	12,120
江南区	26,115	12,021	2,527	0	0	40,663
秋葉区	15,259	17,672	11,306	516	0	44,753
南区	0	0	0	0	0	0
西区	0	0	0	0	0	0
西蒲区	0	0	0	0	0	0
計	63,989	31,561	14,265	516	0	110,331

(9) 中之口川

区名	浸水深別被災人口（人）					
	0.5m未満	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0m以上	計
北区	0	0	0	0	0	0
東区	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0
江南区	0	0	0	0	0	0
秋葉区	0	0	0	0	0	0
南区	5,002	6,747	18,926	1,679	0	32,354
西区	3,903	4,236	14,099	901	0	23,139
西蒲区	908	1,446	2,174	0	0	4,528
計	9,813	12,429	35,199	2,580	0	60,021

(10) 矢川

区名	浸水深別被災人口（人）					
	0.5m未満	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0m以上	計
北区	0	0	0	0	0	0
東区	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0
江南区	0	0	0	0	0	0
秋葉区	0	0	0	0	0	0
南区	0	0	0	0	0	0
西区	0	0	0	0	0	0
西蒲区	646	273	108	0	0	1,027
計	646	273	108	0	0	1,027

(11) 早出川

区名	浸水深別被災人口（人）					計
	0.5m未満	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0m以上	
北区	0	0	0	0	0	0
東区	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0
江南区	0	0	0	0	0	0
秋葉区	1,211	1,699	1,697	432	0	5,039
南区	0	0	0	0	0	0
西区	0	0	0	0	0	0
西蒲区	0	0	0	0	0	0
計	1,211	1,699	1,697	432	0	5,039

表 2 - 1 - 3 - 1 自主防災組織の編成及び活動形態

編成／活動	平常時の活動	災害時の活動
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の普及 ○情報の収集・伝達訓練の実施 ○講習会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集・伝達 ○防災関係機関への災害状況の通報 ○避難勧告等の伝達
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備器具等の点検 ○消火用機材の準備と管理 ○初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の出火防止の呼びかけ ○初期消火活動
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の知識の普及 ○応急手当等の訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者等の救出活動と応急手当等救援活動
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路・避難所の周知と現状把握 ○避難誘導用機材の準備と普及 ○避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の指示 ○災害時要援護者の避難と手助け ○避難誘導
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し訓練の実施 ○給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急物資・応急給水等の手助け ○炊き出し等の給食活動 ○給水活動
避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の現状把握 ○自治会等会員の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者等の調査・防災関係機関への報告 ○避難所の自主的な運営活動

表 2-1-3-2 防災訓練時の資機材の整備

(防災資機材保管数)			
① F K 救助工具セット	48	② 四ツ折担架	16
・カナテコ	・掛矢 (丸カケ)	③ 軽量リヤカー	16
・ツルハシ	・大ハンマー	④ ハロゲン投光機 (300W)	16
・折り込みのこぎり	・剣先スコップ	⑤ コードリール (50M)	16
・番線カッター	・トビロ	⑥ 三脚 (ランダム1000型)	16
・万能斧		⑦ 発電機	8

表 2-1-9-1 デジタル防災行政無線の整備状況

設置局	設置場所	局数
統制局	統制卓：危機管理防災局 無線装置：本庁舎屋上	1局
基地局	水道局信濃川浄水場内高架配水塔 北消防署無線鉄塔 西蒲消防署庁舎屋上	3局
一般局	市関係部署、防災関係機関、生活関連機関	554局

表 2-1-9-2 防災行政波の整備状況

設置局	局数
本庁舎	基地局1 陸上移動局32
北区役所	基地局1 陸上移動局25
江南区役所	基地局1 陸上移動局7
西蒲区役所	基地局1 陸上移動局11

表 2 - 1 - 9 - 3 同報無線

設 置 局	屋外子局数
市 役 所	87局
岩 室 出 張 所	40局
味 方 出 張 所	11局
瀧 東 出 張 所	15局
月 瀧 出 張 所	6 局
中 之 口 出 張 所	11局

表 2-1-9-4 消防無線

基地局名	使用波名称
にいがたしょうぼう	第1市波 第2市波 第3市波 第4市波 広域波 県共通波 全国共通波1 全国共通波2 全国共通波3 防災相互波
にいがたきゅうきゅう	第1救急波（複信方式） 送信 受信 第2救急波（複信方式） 送信 受信
にいがたしょうぼうきた	第1市波 第3市波 県共通波
にいがたきゅうきゅうきた	第1救急波（複信方式） 送信 受信 第2救急波（複信方式） 送信 受信
にいがたしょうぼうあきは	第1市波 第2市波 第3市波 第4市波 広域波 県共通波 全国共通波1 全国共通波2 全国共通波3 防災相互波 第1救急波（複信方式） 送信 受信 第2救急波（複信方式） 送信 受信
にいがたきゅうきゅうあきは	第1救急波（複信方式） 送信 受信 第2救急波（複信方式） 送信 受信
にいがたしょうぼうかなや	第1市波 第3市波

にいがたきゅうきゅうかなや	第1救急波 (複信方式) 送信 受信
にいがたしょうぼうにしかん	第1市波 第2市波 第3市波 第4市波 広域波 県共通波 全国共通波1 全国共通波2 全国共通波3 防災相互波 第1救急波 (複信方式) 送信 受信 第2救急波 (複信方式) 送信 受信
にいがたきゅうきゅうにしかん	第1救急波 (複信方式) 送信 受信 第2救急波 (複信方式) 送信 受信
にいがたしょうぼうまぜ	第2市波 第4市波
にいがたきゅうきゅうまぜ	第2救急波 (複信方式) 送信 受信
にいがたしょうぼうごかはま	第2市波 第4市波
にいがたきゅうきゅうごかはま	第2救急波 (複信方式) 送信 受信

設置場所	基地局	固定局	陸 上 移 動 局			
			消防車載用	救急車載用	携 帯 用	移動局計
消 防 局	2局	2局	8局	2局	34局	44局
北 消 防 署	2局	1局	14局	4局	17局	35局
東 消 防 署			18局	3局	18局	39局
中央消防署			19局	4局	28局	51局
江南消防署			11局	3局	14局	28局
秋葉消防署	4局	1局	12局	4局	14局	30局
南 消 防 署			8局	3局	12局	23局
西 消 防 署			13局	4局	20局	37局
西蒲消防署	6局	1局	14局	6局	19局	39局
合 計	14局	5局	117局	33局	176局	326局

図表2-6

表 2 - 1 - 9 - 5 日本赤十字社新潟県支部無線

	局 数	
種 類	157.73MH z	415.2625MH z
基 地	2 局	1 局
携 帯	14局	14局
車 載	8 局	8 局

図 2 - 1 - 10 - 1 新潟市消防団現勢分布

方面隊	分団	班	消 防 車 両 等 (単位：台)	人員
団 本 部				3
北 方 面 隊	8	51	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 45、小型動力ポンプ積載車 45	710
東 方 面 隊	4	21	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	324
中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	438
江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 52	813
秋葉方面隊	14	53	小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 43	597
南 方 面 隊	16	53	消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51	790
西 方 面 隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 74	1, 101
西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ116、小型動力ポンプ積載車100	1, 269
合 計	74	445	消防ポンプ自動車35、小型動力ポンプ464、小型動力ポンプ積載車399	6, 045

表 2-1-10-1 新潟市消防局加盟の消防相互応援協定等

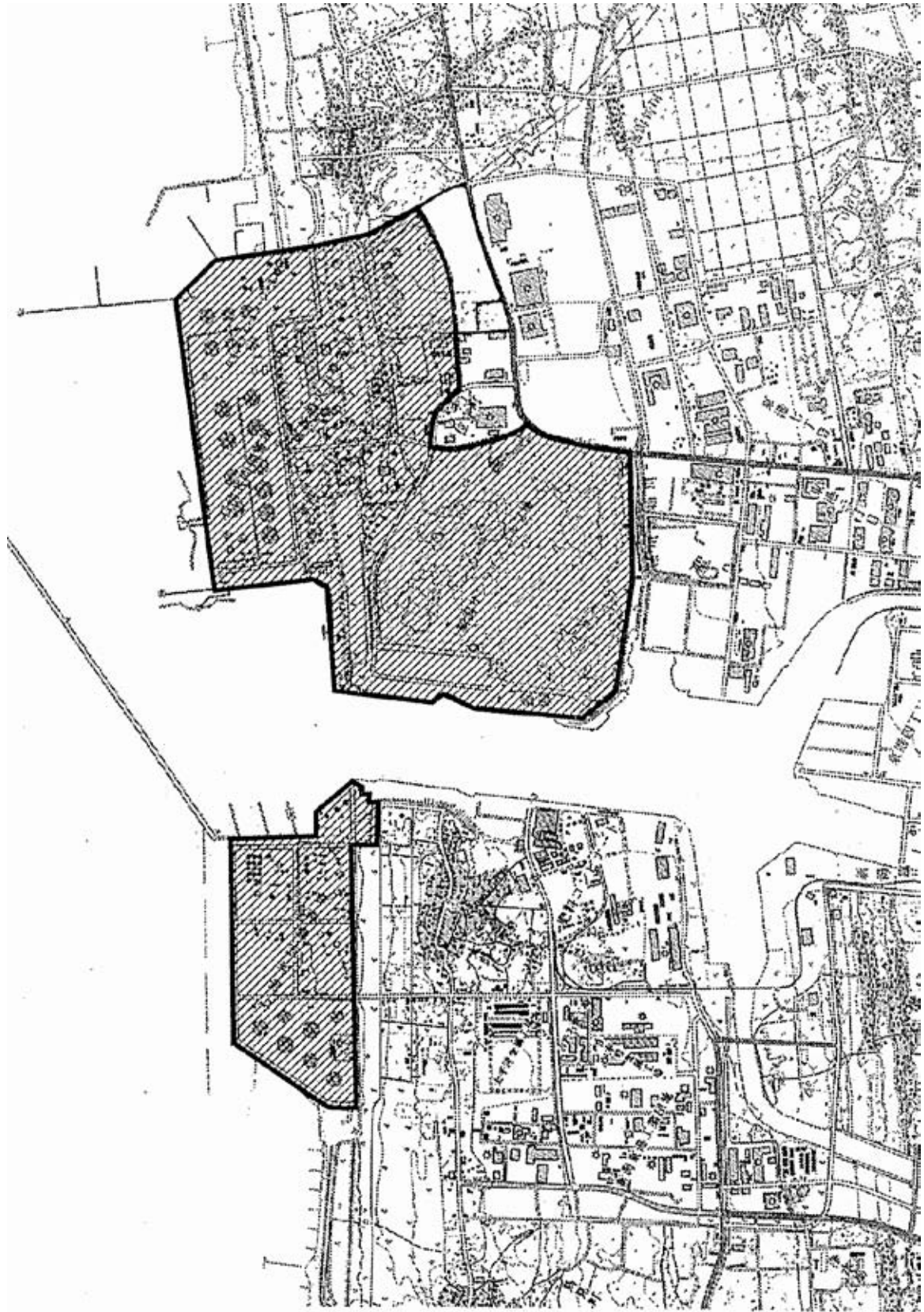
応援協定等の別	構成規模等	根拠法令
消防応援協定	新潟市、五泉市	消 防 組 織 法 第 39条
新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域の消防に関する相互応援協定	新潟市、新発田地域広域事務組合	
豊栄市・新発田地域広域事務組合消防相互応援協定	新潟市（旧豊栄市）、新発田地域広域事務組合	
阿賀野市・豊栄市消防相互応援協定	新潟市（旧豊栄市）、阿賀野市	
消防組織法第二十一条に基づく南西部郷各町村の相互応援協定	新潟市（旧豊栄市）、阿賀野市	
北陸自動車道及び関越自動車道消防相互応援協定	新潟市、長岡市、見附市、燕・弥彦総合事務組合、三条市	
北陸、磐越及び日本海東北自動車道消防相互応援協定	新潟市、五泉市、阿賀野市	
高速自動車道国道日本海東北自動車道豊栄新潟東港・聖籠新発田間消防相互応援協定書	新潟市（旧豊栄市）、新発田地域広域事務組合	
南部地区消防応援協定	新潟市（旧巻町、旧西川町、旧岩室村、旧巻・潟東消防事務組合）、燕・弥彦総合事務組合	
新潟県広域消防相互応援協定	県下全消防本部	消 防 組 織 法 第 44条
緊急消防援助隊要綱	全国	

図 2-1-11-1 新潟西港地区石油コンビナート等特別防災区域



図表 2-10

図2-1-11-2 新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域



図表2-11

表 2 - 1 - 11 - 1 類別危険物製造所等施設数状況

平23・3・31

種 別 製造所等	総 数	単 独						混 在	立 入 検 査	実 施 延 回 数
		第 一 類	第 二 類	第 三 類	第 四 類	第 五 類	第 六 類			
総 数	3,243	9	1	3	3,207	7	3	13	2,223	
製 造 所	22				18	1		3	18	
貯 蔵 所	2,144	5	1	2	2,120	6	3	7	1,421	
屋 内 貯 蔵 所	218	5	1	1	197	6	1	7	136	
屋外タンク貯蔵所	474				472		2		270	
屋内タンク貯蔵所	64				64				35	
地下タンク貯蔵所	601			1	600				448	
簡易タンク貯蔵所	14				14				6	
移動タンク貯蔵所	717				717				494	
屋 外 貯 蔵 所	56				56				32	
取 扱 所	1,007	4		1	1,069			3	784	
給 油 取 扱 所	489				489				416	
第一種販売取扱所	8	1			7				13	
第二種販売取扱所	5				5					
移 送 取 扱 所	30				30				18	
一 般 取 扱 所	545	3		1	538			3	337	

表2-1-12-1 救護センター

名 称	所 在 地	電話番号
北地域保健福祉センター	北区松浜1丁目7番1号	025-259-7332
豊栄健康センター	北区東栄町1丁目1番35号	025-386-2778
石山地域保健福祉センター	東区石山1丁目1番12号	025-286-4450
中地域保健福祉センター	東区松島2丁目4番7号	025-273-9932
中央地域保健福祉センター	中央区関屋下川原1丁目3番11号	025-266-5172
東地域保健福祉センター	中央区明石2丁目3番25号	025-243-5312
南地域保健福祉センター	中央区新和3丁目3番1号	025-285-2373
亀田健康センター	江南区泉町3丁目1番3号	025-383-1000
横越地域保健福祉センター	江南区横越中央1丁目1番3号	025-385-5045
新津健康センター	秋葉区程島1979番地4	0250-25-2510
小須戸地域保健福祉センター	秋葉区小須戸120番地	0250-38-3111
白根健康センター	南区上下諏訪木817番地1	025-373-4676
味方健康センター	南区味方583番地1	025-373-3066
月潟健康センター	南区月潟1417番地	025-375-1020
坂井輪健康センター	西区寺尾東3丁目14番41号	025-264-7310
西地域保健福祉センター	西区内野町471番地	025-262-3405
黒埼健康センター	西区金巻772番地1	025-377-2209
巻地域保健福祉センター	西蒲区巻甲4363番地	0256-72-7100
岩室健康センター	西蒲区西中860番地	0256-72-8814
西川健康センター	西蒲区旗屋701番地2	0256-72-8752
潟東健康センター	西蒲区三方3番地	0256-72-8862
中ノ口地域保健福祉センター	西蒲区中之口626番地	0256-72-8912

表 2 - 1 - 1 3 - 1 備蓄品の備蓄場所、品目及び数量

区名	NO	備蓄拠点	住所
北区	1	北区役所	葛塚 3197
	2	河川防災ステーション	太田丙 1343
	3	北出張所	松浜 1-7-9
	4	濁川小学校	濁川 284
	5	南浜小学校	島見町 2078
	6	松浜中学校	松浜 5-12-2
東区	7	大形連絡所	海老ヶ瀬 615-1
	8	下山小学校	太平 2-18
	9	木戸中学校	上木戸 5-1-1
	10	藤見中学校	小金町 3-5-1
	11	石山中学校	東明 6-2
	12	東石山中学校	西野 1197
	13	大山台ホーム	大山 2-13-1
中央区	14	市役所第 1 分館	学校町通 1-602-1
	15	鳥屋野小学校	美咲町 2-4-7
	16	浜浦小学校	浜浦町 1-1
	17	豊照小学校	見方町 2518
	18	万代長嶺小学校	東万代町 4-1
	19	沼垂小学校	鏡が丘 5-5
	20	鳥屋野運動公園野球場	女池南 3-6-4
	21	桜ヶ丘小学校	姥ヶ山 6-1-21
	22	寄居中学校	宮所通 2-592-12
	23	舟栄中学校	栄町 3-4213
	24	宮浦中学校	万代 5-6-1
江南区	25	江南区役所	泉町 3-5-1
	26	横越出張所	横越中央 1-1-1
	27	亀田総合体育館	茅野山 3-1-13
	28	亀田駅前地域交流センター	東船場 1-1-22
	29	両川中学校	酒屋 687-1
	30	東曽野木小学校	鐘木 214-1
	31	大江山農村環境改善センター	細山字新田浦 401

秋葉区	32	秋葉区役所	程島 2009
	33	新津地域学園	新津東町 2-5-6
	34	小須戸小学校	横川浜 541-1
	35	ふれあい会館	矢代田 35-1
南区	36	味方出張所	味方 1544
	37	月潟出張所	月潟 544
	38	旧農業会館	親和町 6-5
	39	旧新飯田中学校	新飯田 1104-1
	40	大鷲小学校	東笠巻 1202
	41	カルチャーセンター	上下諏訪木 1811
西区	42	西出張所分庁舎	内野町 471
	43	西新潟市民会館	小針 2-24-1
	44	真砂小学校	真砂 3-24-1
	45	坂井輪小学校	坂井東 1-2-1
	46	坂井東小学校	坂井東 5-17-1
	47	山田小学校	山田 2781-2
	48	中野小屋中学校	中野小屋 932
	49	赤塚中学校	赤塚 5590
西蒲区	50	防災資材倉庫	三方 24
	51	善光寺倉庫	善光寺 112-3
	52	中之口出張所	中之口 626
	53	岩室出張所	西中 860
	54	ふれあい福祉センター倉庫	巻甲 4368
	55	やすらぎ会館プレハブ倉庫	巻甲 121
	56	巻ふるさと会館	五ヶ浜2237
	57	間瀬公民館	間瀬 4278-1
	58	潟東東小学校	大原 2397
	59	潟東西小学校	横戸 135

備蓄品目・備蓄数量

備蓄品目	保存年数	備蓄目標量
災害備蓄用アルファ米	5年	100,000食
缶入り粥	3年	15,000缶
幼児用粉ミルク	18ヶ月	9000
保存飲料水	5年	39,0000
災害用簡易トイレ	7年	114,000袋
幼児用おむつ	2年程度	24,300枚
高齢者用おむつ	2年程度	1,420枚
尿とりパット	2年程度	4,260枚
生理用品	2年程度	45,600枚
パック毛布	10年	24,300枚
哺乳瓶	—	900本
哺乳瓶用消毒剤	3年	385個
石油ストーブ	—	167台

表 2-1-15-1 自動通報装置の貸与・給付、簡易非常通報機の設置

<自動通報装置の貸与・給付>

対 象 者	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの定期的に安否確認を必要とする世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与したペンダントによる「あんしん連絡センター」への24時間連絡体制 ・ 毎週1回電話による安否確認や相談受けサービスの提供
<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり暮らしの重度身体障害者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与したペンダントによる「あんしん連絡センター」への24時間連絡体制

<簡易非常警報器の設置>

対 象 者	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上で一人暮らしの方や高齢者だけの家庭および病弱や寝たきりの高齢者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料で非常ベルおよび消火器の設置

表 2 - 1 - 1 5 - 2 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設

浸水想定区域内

北区

名 称	所在地
二葉保育園	浦木 1523 番地 1
サポートセンター青りんご	嘉山 2 丁目 2 番 2 号
たんぼぼの家	嘉山 2 丁目 5 番 21 号
豊栄幼稚園	嘉山 533 番地
デイサービスセンターほうせい園	葛塚字正尺 618 番地
阿賀浜荘	三軒屋町 10 番 6 号
越岡保育園	十二 321 番地
松潟の園	松潟 1482 番地 1
グループホームこもれび	松潟 1490 番地 1
愛宕の園	松潟 1510 番地
老人デイサービスセンター愛宕の園	松潟 1510 番地
みなと福祉保育園	松浜 7 丁目 4 番 11 号
松浜保育園	松浜本町 4 丁目 7 番 26 号
ながうらの郷	上土地亀字竹ノ通 2433 番地 1
阿賀野保育園	新元島町 3953 番地 3
新崎荘	新崎 3 丁目 1 番 26 号
若葉保育園	新鼻 279 番地 2
三ツ森保育園	森下 1409 番地
青い鳥保育園	須戸 588 番地
デイサービスセンターはやどおり	須戸 703 番地 1
すみれ保育園	石動 1 丁目 10 番 1 号
早通みずほ幼稚園	早通 78 番地
早通南保育園	早通南 1 丁目 9 番 7 号
早通北保育園	早通北 3 丁目 7 番 30 号
濁川保育園	濁川 304 番地
デイサービスセンター豊栄園	長場字土居下 1279 番地 1
グループホームながば	長場字土居下 1282 番地 1
クローバー ドンバスの家	東栄町 1 丁目 1 番 49 号
歩みの家	東栄町 1 丁目 1 番 49 号
つくし保育園	東栄町 1 丁目 1 番 66 号

クローバー ひしもの家	東栄町1丁目1番49号
尾山愛広苑	木崎754番地
グループホームおやま	木崎754番地
こまくさ保育園	柳原3丁目10番25号
豊栄マリア幼稚園	内島見1244番地

東区

名称	所在地
あしぬま荘	はなみずき2丁目3番7号
ショートステイあしぬま	はなみずき2丁目3番7号
デイサービスセンターあしぬま	はなみずき2丁目3番7号
ほがらか福祉園	はなみずき2丁目3番7号
福祉作業所大樹	もえぎ野2丁目2番10号
逢谷内保育園	逢谷内2丁目4番3号
みつばち保育園	栗山3丁目3番8号
なかの乳児保育園	栗山706番地
デイサービスセンターなかの	栗山706番地
アピラ大形	一日市80番地
猿ヶ馬場デイサービスセンターふれあい	猿ヶ馬場2丁目12番17号
岡山荘	岡山578番地
赤道ケアセンターそよ風	牡丹山2丁目15番10号
はじめデイサービスセンター	河渡甲135番地7
はじめ保育園	河渡甲135番地7
はあとふるあたごデイサービスセンター 河渡本町	河渡本町17番37号
新潟県立幼稚園	海老ヶ瀬461番地
大形荘	海老ヶ瀬1111番地2
大形保育園	海老ヶ瀬589番地
グループホーム大形	海老ヶ瀬新町3番93号
地域活動支援センター 共同パッケージ	空港西1丁目12番35号
末広橋病院	古川町1番8号
山ノ下保育園	山の下町17番14号
瑞穂保育園	山木戸3丁目14番44号
山木戸東デイサービスセンターふれあい	山木戸4丁目12番32号
山木戸保育園	山木戸4丁目11番20号

みたけ保育園	紫竹6丁目5番4号
新潟東デイサービスセンター	紫竹7丁目8番10号
グループホームぎんが	寺山1丁目17番38号
ほほえみの里きど	上木戸2丁目1番35号
上木戸保育園	上木戸5丁目17番13号
はず池保育園	新松崎1丁目1番10号
逢谷内デイサービスセンター	新松崎1丁目1番2号
恵松福祉苑	新松崎1丁目1番21号
みつばち第二保育園	新石山4丁目8番3号
ツクイ新石山	新石山5丁目12番15号
栄光幼稚園	石山1丁目2番6号
石山荘	石山2丁目2番1号
シルバーピア石山	石山団地10番13号
石山保育園	石山団地18番1号
地域活動支援センター ハーモニー	石山団地8番11号
ツクイ竹尾	竹尾2丁目13番10号
地域活動支援センター 竹尾	竹尾789番地4
木戸コミュニティセンター老人憩いのフロアー	中山4丁目2番6号
中山保育園	中山4丁目2番5号
デイサービスセンターサンライフ中野山	中野山4丁目16番13号
第二中野山保育園	中野山4丁目8番15号
小規模福祉作業所オーブ	中野山6丁目22番26号
中野山保育園	中野山822番地
新潟あゆみ幼稚園	東中野山3丁目13番26号
あおい幼稚園	津島屋3丁目100番地
ふれあい オレンジポート	津島屋6丁目66番地1
ゆたか保育園	東中島4丁目1番47号
地域活動支援センター 石山	東中野山3丁目1番22号
東明保育園	東明3丁目15番2号
ケアハウス桃山園	桃山町1丁目114番地7
デイサービスセンター桃山園	桃山町1丁目114番地7
桃山保育園	桃山町1丁目110番地1
ワークセンターふじみ	藤見町1丁目4番43号
ふじみ苑	藤見町1丁目4番38号
中野スイミング保育園	南紫竹2丁目10番9号

ほがらか福祉園ゆたか分場	豊1丁目 11 番 10 号
岡山乳児園	本所 252 番地1
デイサービスセンターおかやま	本所 254 番地1
岡山保育園	本所 254 番地4
牡丹山幼稚園	牡丹山6丁目 15 番2号

中央区

名 称	所在地
東新潟病院	姥ヶ山 274 番地1
デイサービスセンター江東園	姥ヶ山 359 番地1
ケアハウス陽光レジデンス	姥ヶ山 361 番地1
ツクイ姥ヶ山第二	姥ヶ山6丁目2番 29 号
姥ヶ山グループホームふれあいの家	姥ヶ山6丁目2番 32 号
ロータリー保育園	下所島2丁目3番6号
万代保育園	蒲原町1番18号
新潟保育園	関屋田町3丁目 503 番地
寄居保育園	寄居町 702 番地
新潟南保育園	京王1丁目7番 13 号
ワークセンター京王	京王3丁目 12 番5号
京王幼稚園	京王3丁目 19 番1号
ばんだい桜園	幸西4丁目5番 15 号
松美保育園	山二ツ4丁目8番 16 号
紫竹山保育園	紫竹山2丁目3番5号
ケアハウス有隣	紫竹山4丁目1番 26 号
恵光学園第2幼稚園	女池3丁目 43 番 11 号
女池保育園	女池6丁目4番 18 号
女池南風苑	女池神明1丁目3番3号
新潟南病院	女池神明1丁目7番1号
こばと保育園	女池神明2丁目6番1号
鳥屋野荘	女池西2丁目4番 21 号
地域活動支援センター ワークショップロード	沼垂西1丁目2番 26 号
沼垂荘	沼垂東4丁目8番 36 号
沼垂保育園	沼垂東4丁目8番 36 号
ニチイケアセンター新潟中央	沼垂東6丁目9番3号
株式会社 パロムデイサービスセンター	上近江1丁目2番 20 号

新潟ユニゾンプラザ	上所2丁目2番2号
愛泉幼稚園	上所中2丁目11番10号
千歳園	新光町2番33号
緑樹苑	神道寺2丁目4番24号
ひしのみ園	神道寺南2丁目5番27号
流作場保育園	水島町3番28号
新潟中央幼稚園	西堀通7番町1558番地
勝楽寺保育園	西堀通8番町1588番地
ファンタジー	川岸町3丁目30番地
長潟 スワンの里	長潟1134番地1
湖桜保育園	長潟2丁目29番5号
山潟荘	長潟829番地1
まるみ幼稚園	南出来島1丁目16番12号
親松幼稚園	親松136番地122
愛の家グループホーム新潟鳥屋野	鳥屋野111番地
女池デイサービスセンターふれあい	鳥屋野200番地1
ツクイ女池ショートステイ	鳥屋野200番地6
おもと園	鳥屋野4丁目17番5号
デイサービスセンターおもと園	鳥屋野4丁目17番5号
とやの中央病院	鳥屋野450番地3
にいがた園	鳥屋野451番地6
鳥屋野保育園	鳥屋野4丁目9番地30
真人幼稚園	鏡西2丁目21番17号
笹口保育園	南笹口1丁目8番57号
子安保育園	日の出1丁目14番23号
聖ラファエル幼稚園	花園2丁目6番7号
老人デイサービスセンター鏡淵	白山浦2丁目180番地3
白山保育園	白山浦2丁目180番地7
障がい者デイサポートセンター明日葉	八千代1丁目3番1号
新潟市総合福祉会館	八千代1丁目3番1号
ドリーム2001	米山3丁目23番4号 ハイツ米山107号室
カルテットよねやま	米山3丁目12番16号
米山荘	米山3丁目12番20号
有料老人ホームサン・ソフィア新潟	弁天3丁目1番16号

山潟保育園	弁天橋通3丁目2番18号
デイサービスセンター赤とんぼ	堀之内2番2号
グループホーム赤とんぼ	堀之内2番2号
馬越子安保育園	本馬越2丁目9番13号
宮浦乳児保育園	万代5丁目5番25号
長嶺保育園	明石2丁目1番51号
網川原保育園	網川原2丁目1番19号
若草保育園	和合町2丁目10番5号
二葉幼稚園	西中町714番地
蒲原幼稚園	長嶺町10番11号
沼垂幼稚園	鏡が岡5番5号

江南区

名称	所在地
よごしなかの保育園	うぐいす1丁目16番5号
横雲の里	阿賀野1丁目2番1号
デイサービスセンター横雲の里	阿賀野1丁目2番1号
マチュアハウス横越	阿賀野1丁目2番2号
はあとふるあたとごデイサービスセンター横越	横越川根町1丁目1番25号
老人福祉センター横雲荘	横越中央1丁目1番2号
横越中央保育園	横越中央2丁目6番20号
両川荘	嘉瀬1047番地2
ポプラの家	嘉瀬1047番地2
割野保育園	割野2092番地3
楽いちデイサービス	亀田向陽1丁目1403番地3
点字図書館	亀田向陽1丁目9番1号 新潟ふれ愛プラザ内
聴覚障害者情報センター	亀田向陽1丁目9番1号 新潟ふれ愛プラザ内
障害者交流センター	亀田向陽1丁目9番1号 新潟ふれ愛プラザ内
向陽の里	亀田向陽2丁目6番1号
デイサービスセンター向陽園	亀田向陽2丁目6番1号
わかばの家	亀田向陽2丁目6番1号
亀田第一保育園	亀田新明町2丁目6番1号

早通保育園	亀田早通5丁目1番5号
亀田園	亀田早通6丁目7番34号
YOU なかの保育園	亀田大月2丁目6番28号
亀田第五保育園	亀田中島2丁目4番14号
ケアハウスサンバレス輝	亀田中島4丁目6番28号
亀田第三保育園	亀田東町3丁目5番15号
亀田平和の園保育園	亀田本町2丁目3番20号
袋津保育園	砂岡1丁目3番40号
デイサービスセンターかめだなかの	砂岡5丁目1571番地1
かめだなかの保育園	砂岡5丁目1571番地1
両川保育園	酒屋町424番地8
横越小杉保育園	小杉3丁目14番16号
デイホームひまわり	城山4丁目2番34号
亀田第二保育園	諏訪1丁目6番10号
さつき荘	諏訪1丁目4番14号
なかじょうデイサービスセンター西山	西山578番地1
亀田第四保育園	西町4丁目6番24号
地域活動支援センター かめさん	西町6丁目5番18号
老人福祉センター福寿荘	船戸山5丁目7番17号
にいがた新生園	曾川甲1333番地1
グループホームしんせい	曾川甲1333番地1
いぶき保育園	曾川甲518番地1
曾野木保育園	曾野木1丁目4番7号
曾野木まるみ幼稚園	曾野木1丁目19番17号
第二曾野木保育園	曾野木2丁目18番7号
第二にいがた園	祖父興野270番地1
大淵荘	大淵1540番地
大江山園	大淵277番地
いなほの郷	大淵715番地1
本興寺保育園	大淵1846番地3
あおぞらボコ・レーション	天野2丁目13番1号
曾野木荘	天野2丁目8番1号
ことぶき保育園	天野3丁目1番38号
ケアハウス新寿園	鍋瀉新田374番地
デイサービスセンター新寿園	鍋瀉新田374番地

デイサービスセンターにいがた恵風園	鍋潟新田 382 番地
こぶしの里	木津 1 丁目 1128 番地 1
横越双葉保育園	木津 5 丁目 5 番 10 号
亀田カトリック幼稚園	船戸山 4 丁目 5 番 7 号

秋葉区

名 称	所在地
デイサービスセンター緑花園	横川浜 4045 番地
はあとふるあたごグループホーム新津	荻野町 2 番 26 号
おぎの里	荻野町 3 番 8 号
アレック北栄デイサービスセンター たのしい家金沢	金沢町 3 丁目 1 番 9 号
健進館	古田 608 番地
デイサービスセンターかんばらの里	古田 613 番地 1
かんばらの里	古田 613 番地 1
市之瀬幼稚園	市之瀬 349 番地 2
ショートステイ「藍の里」	市之瀬 1030 番地 1
ぶどう工房	七日町 2229 番地 1
けやき福祉園	七日町 2530 番地 4
満日の里	七日町 6086 番地
満日保育園	七日町 1835 番地
はさぎの里	七日町 2186 番地 9
デイサービスセンターはさぎの里	七日町 2186 番地 9
車場デイサービスセンター	車場新通上 902 番地 1
ワークセンターほほえみ	小向 1744 番地
小須戸保育園	小須戸 325 番地 1
小須戸老人福祉センター	小須戸 3870 番地 2
老人デイサービスセンター小須戸	小須戸 3870 番地 6
新栄学園	新栄町 25 番 12 号
新栄寮	新栄町 23 番 18 号
新栄学園分場	新栄町 25 番 12 号
新金沢保育園	新金沢町 12 番 11 号
新津ショートステイ花はな	新津 452 番地 8
デイサービスセンター花はな	新津東町 1 丁目 7 番 53 号
新津第一幼稚園	新津本町 4 丁目 4 番 3 号

新津第二幼稚園	新町2丁目3番3号
デイサービスセンターさつきの里	新津本町1丁目6番25号
ニチイケアセンターかわぐち	川口 138 番地1
さつき野保育園	川口 2181 番地
ウェルケア新津 デイサービスセンター	善道町1丁目6番 47 号
中新田保育園	中新田 18 番地 21
おぎかわ保育園	中野3丁目 20 番7号
さくら保育園	南町 10 番3号
新津カトリック幼稚園	日宝町2番1号
新津東保育園	日宝町9番4号
グループホーム風見鶏	柄目木 352 番地
いしずえ作業所	北上1丁目 13 番4号
新津第三幼稚園	山谷町3丁目 4785 番地
結幼稚園	結 160 番地3
小合東幼稚園	栗宮 41 番地1
小須戸幼稚園	横川浜 527 番地1

南区

名 称	所在地
あかね保育園	鯉瀬 404 番地1
デイサービスセンターうすい	臼井 1435 番地3
グループホームうすい	臼井 1435 番地3
ほっとホームあさひ	臼井 4373 番地1
小林保育園	下木山 613 番地
いこいの家月寿荘	月瀬 770 番地
白根はじめデイサービスセンター	戸石 2647 番地4
白根はじめ保育園	戸石 2647 番地4
ワークセンターしらはす	戸石 45 番地2
デイサービスセンター翠風園	高井東2丁目 13 番 33 号
グループホーム翠風園	高井東2丁目 13 番 33 号
根岸保育園	山崎興野 2321 番地
古川保育園	七軒 383 番地
みずき苑	助次右エ門組 5 番地
庄瀬保育園	庄瀬 6653 番地 1
しなの園	庄瀬 8120 番地

老人デイサービスセンターしなの園	庄瀬 8120 番地
白根ヴィラガーデン	上塩俵 1867 番地
南区あけぼの作業所	上下諏訪木 785 番地1
梨の里	上曲通 61 番地1
新飯田保育園	新飯田 1251 番地4
にいだの里	新飯田 2545 番地1
にししろね保育園	西白根 2032 番地1
常盤園	西白根 44 番地
白井保育園	赤渋 4540 番地
ガデリュス・いぶき保育園	大通黄金4丁目2番1号
大鷲保育園	東笠巻新田 270 番地2
老人福祉センター白寿荘	白根 1132 番地1
老人デイサービスセンター臯月園	白根 1132 番地1
白根保育園	白根2444番地
あじほ保育園	味方1231番地1
いこいの家楽友荘	味方 213 番地
老人デイサービスセンター味方	味方 583 番地1
白根やすらぎの里	鷲ノ木新田 4018 番地1
ケアハウスやすらぎ	鷲ノ木新田 4018 番地1
白根大通病院	鷲ノ木新田 5175 番地
白根カトリック幼稚園	能登 2 丁目 7 番 30 号

西区

名 称	所在地
笠木保育園	笠木 1336 番地
老人デイサービスセンター黒埼の里	金巻 728 番地
黒鳥保育園	黒鳥 5916 番地
あすなろ福祉園	黒鳥 984 番地
愛の家グループホーム新潟坂井	坂井2丁目 13 番 30
もぐら工房	坂井 553 番地1
もぐらの家	坂井 553 番地1
坂井輪東幼稚園	坂井東1丁目6番8号
坂井輪幼稚園	坂井東 4 丁目 12 番 8 号
坂井保育園	坂井東5丁目 31 番 41 号
山田保育園	山田 2622 番地

新潟脳外科病院	山田 3057 番地
寺地保育園	寺地 1074 番地
ツクイ寺地	寺地 511 番地 3
老人福祉センター黒埼荘	緒立流通2丁目4番1号
サンロイヤル新潟	小新 1083 番地 1
健やか園	小新 1130 番地
白鳥の里	小新 1140 番地 1
老人デイサービスセンター白鳥の里	小新 1140 番地 1
保育園るんびいこ	小新西2丁目 20 番 16 号
ショートステイ梅の実	小新大通2丁目1番 28 号
デイサービスセンター梅の実	小新大通2丁目1番 28 号
東小針保育園	小針1丁目 33 番 12 号
こばり園	小針 3 丁目 25 番 1 号
新潟こばり病院	小針 3 丁目 27 番 11 号
小針荘	小針 4 丁目 5 番 41 号
小針保育園	小針4丁目5番 25 号
坂井輪保育園	小針8丁目 21 番 26 号
ケアハウス穂波の里	新通 4727 番地
穂波の里	新通 4734 番地
ショートステイ穂波の里	新通 4734 番地
デイサービスセンター穂波の里	新通 4734 番地
新通保育園	新通 872 番地2
有料老人ホームハートフルケア新通	新通南3丁目 14 番3号
西川荘	須賀 11 番 36 号
有明ハイツ(A型)	西有明町1番 72 号
有明ハイツ(B型)	西有明町1番 72 号
信楽園病院附属有明診療所	西有明町1番 5 号
第二赤塚保育園	赤塚 1575 番地
にいがたケアセンターそよ風	善久 450 番地 11
大野保育園	大野町 3089 番地2
新潟あそか苑	大友 141 番地 1
大友中央保育園	大友 603 番地
成巻荘	鳥原 17 番地 1
ケアハウスことぶき	鳥原 3255 番地1
やなぎ荘	鳥原 3682 番地8

黒崎なかよし保育園	鳥原 923 番地
老人短期入所施設 ショートステイことぶき	鳥原新田 406 番地5
ケアハウスうちの桜園	内野潟端 2090 番地
デイサービスセンターうちの桜園	内野潟端 2090 番地
板井保育園	板井 2626 番地1
保古野木保育園	保古野木 901 番地
木山保育園	木山 825 番地
あすか	木場 56 番地
槇尾荘	槇尾 224 番地
ケアパートナー新潟西	槇尾 429 番地1

西蒲区

名 称	所在地
回生園	押付 678 番地
和光幼稚園	押付 1361 番地 2
鎧郷保育園	下山 408 番地
めぐみ保育園	巻乙9番地
いこいの家蛍雪荘	巻甲 121 番地1
春風デイサービスセンター	巻甲 1740 番地
風の子保育園	巻甲 1740 番地
巻保育園	巻甲 2644 番地
白寿荘西	巻甲 4363 番地
ケアハウス白寿荘西	巻甲 4363 番地
槇の里	巻甲 4363 番地
老人デイサービスセンター巻	巻甲 4363 番地
新潟市巻ふれあい福祉センター	巻甲 4363 番地
白寿荘	巻甲 4370 番地
巻デイサービスセンター	巻甲 4370 番地
すわ保育園	巻甲 763 番地 1
岩室温泉病院	岩室温泉 772 番地1
岩室温泉病院訪問看護ステーション	岩室温泉 772 番地1
岩室健康増進センター	岩室温泉 772 番地1
工房はたや	旗屋 311 番地
西蒲中央病院	旗屋 731 番地

岩室保育園	橋本 101 番地1
ケアハウスだいろ	橋本 137 番地1
かたくりの里	橋本 88 番地1
いわむろの里	橋本 97 番地1
老人デイサービスセンター岩室	橋本 98 番地1
めぐみ園	国見 417 番地
中之口幼稚園	三ツ門 57 番地1
なかのくち保育園	三ツ門 59 番地2
老人デイサービスセンター潟東	三方3番地
かすがい荘	漆山 3300 番地11
漆山東保育園	漆山 3320 番地
虹の里	称名 825 番地
ケアハウス虹の家	称名 825 番地
いこいの家西川荘	川崎 308 番地4
檜の木	曾根 459 番地
曾根保育園	曾根 829 番地
みずほ保育園	曾根 929 番地
老人デイサービスセンター西川	大潟 198 番地2
升潟保育園	大潟 384 番地
中之口愛宕の園	南福島 305 番地1
デイサービスセンター中之口愛宕の園	福島 305 番地1
中之口老人福祉センター	福島 323 番地
老人デイサービスセンター中之口	福島 323 番地
巻つくし保育園	堀山新田 256 番地
JA 越後中央デイサービスセンター越の里	和納 1528 番地

土砂災害警戒区域内

秋葉区

名 称	所在地
新津信愛病院	中村 271 番地
さつき荘	中村 259 番地1
みのわ荘	中村 230 番地1
こぐち苑	中村 443 番地

表 2-2-4-1 法指定された土砂災害危険箇所

表 2-3-3-1 法指定された土砂災害危険箇所

所在地(字単位)	区域名	土砂災害の原因となる 自然現象の種類	警戒区域	特別 警戒区域
秋葉区朝日	朝日 1	急傾斜地の崩壊	○	○
	朝日 2	急傾斜地の崩壊	○	○
	朝日 3	急傾斜地の崩壊	○	○
	朝日 4	急傾斜地の崩壊	○	○
	アタサカ 第一	土石流	○	—
	アタサカ 第二	土石流	○	
	一の沢	土石流	○	
	一ノ谷 第一	土石流	○	—
	一ノ谷 第二	土石流	○	—
	一ノ谷 第三	土石流	○	○
	上の沢	土石流	○	○
	けやき谷 第一	土石流	○	○
	けやき谷 第二	土石流	○	
	五ノ沢	土石流	○	—
	塩谷川	土石流	○	○
	三ノ沢	土石流	○	—
	坪ヶ入川 (1)	土石流	○	○
	坪ヶ入川 (2)	土石流	○	○
	下坪川	土石流	○	-
	山境	急傾斜地の崩壊	○	○
	若宮	急傾斜地の崩壊	○	○
	高清水	土石流	○	—
	新田ヶ入	土石流	○	—
	檜谷	土石流	○	○
	柳谷 第一	土石流	○	○
	柳谷 第二	土石流	○	○
	柳谷 第三	土石流	○	—
	柳谷 第四	土石流	○	—
秋葉区天ヶ沢	草水沢	急傾斜地の崩壊	○	○
	天ヶ沢	土石流	○	○
	大沢	土石流	○	○
	浦ノ沢	土石流	○	—
秋葉区金津	金津 1	急傾斜地の崩壊	○	○
	金津 2	急傾斜地の崩壊	○	○
	金津 3	急傾斜地の崩壊	○	○
	金津 4	急傾斜地の崩壊	○	○
	金津 5	急傾斜地の崩壊	○	○
	金津 6	急傾斜地の崩壊	○	○
	金津 7	急傾斜地の崩壊	○	○
	石油川	土石流	○	—
	竹ノ沢	土石流	○	○
	寺浦沢	土石流	○	○
	滝ノ上	土石流	○	○
	滝下 第一	土石流	○	—
	滝下 第二	土石流	○	—
	秋葉区蒲ヶ沢	蒲ヶ沢川 (1)	土石流	○
蒲ヶ沢川 (2)		土石流	○	—
秋葉区草水町	草水町 1	急傾斜地の崩壊	○	○
	草水町 2	急傾斜地の崩壊	○	○
	草水町 3	急傾斜地の崩壊	○	○

所在地(字単位)	区域名	土砂災害の原因となる自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域
秋葉区草水町	草水町 4	急傾斜地の崩壊	○	○
	草水町 5	急傾斜地の崩壊	○	○
	草水町 6	急傾斜地の崩壊	○	○
	草水町 7	急傾斜地の崩壊	○	○
	草水町 8	急傾斜地の崩壊	○	○
	中ノ沢	土石流	○	—
	草水川	土石流	○	—
	高坪川	土石流	○	—
	中の沢	土石流	○	○
秋葉区小口	小口 1	急傾斜地の崩壊	○	○
	小口 1 - 1	急傾斜地の崩壊	○	○
	小口 2	急傾斜地の崩壊	○	○
	境沢 (1)	土石流	○	
	境沢 (2)	土石流	○	
	境沢 (3)	土石流	○	
	境沢 (4)	土石流	○	
	境沢 (5)	土石流	○	
	境沢 (6)	土石流	○	
	小口川 (1)	土石流	○	○
	小口川 (2)	土石流	○	—
	小口川 (3)	土石流	○	—
	小口川 (4)	土石流	○	—
	小口川 (5)	土石流	○	—
	小口川 (6)	土石流	○	—
	五枚田	土石流	○	○
	小屋場入 (1)	土石流	○	○
	小屋場入 (2)	土石流	○	—
	天道道入 (1)	土石流	○	○
	天道道入 (2)	土石流	○	—
	天道道入 (3)	土石流	○	—
三十刈	土石流	○	○	
秋葉区小口・五泉市下	桐ノ木 (3)	土石流	○	○
秋葉区塩谷	塩谷 1	急傾斜地の崩壊	○	○
	塩谷 2	急傾斜地の崩壊	○	○
	塩沢 (1)	土石流	○	—
	塩沢 (2)	土石流	○	—
	塩谷	土石流	○	—
秋葉区田家	田家 1	急傾斜地の崩壊	○	○
	田家 2	急傾斜地の崩壊	○	○
	田家川	土石流	○	○
	程島川 1	土石流	○	—
	程島川 2	土石流	○	○
秋葉区滝谷町	滝谷町	急傾斜地の崩壊	○	○
	滝谷川	土石流	○	○
秋葉区中村	東島 3	急傾斜地の崩壊	○	—
秋葉区東島	東島 1	急傾斜地の崩壊	○	○
	東島 2	急傾斜地の崩壊	○	○
	中村沢	土石流	○	—
	大沢 1	土石流	○	—
	大沢 2	土石流	○	—
	大沢 3	土石流	○	—
	大沢 4	土石流	○	○
大沢 5	土石流	○	—	

所在地(字単位)	区域名	土砂災害の原因となる自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域
秋葉区東島	大沢 6	土石流	○	—
	前の沢	土石流	○	○
秋葉区松ヶ丘 1 丁目	高ヶ沢 1	土石流	○	—
	高ヶ沢 2	土石流	○	—
	高ヶ沢 3	土石流	○	—
	高ヶ沢 4	土石流	○	○
	高ヶ沢 5	土石流	○	○
	秋葉区矢代田	彦四郎	急傾斜地の崩壊	○
三沢		急傾斜地の崩壊	○	○
本地日向		急傾斜地の崩壊	○	○
腰間入		急傾斜地の崩壊	○	○
本地日陰		急傾斜地の崩壊	○	○
矢代田		急傾斜地の崩壊	○	○
元寺		急傾斜地の崩壊	○	○
金山沢		土石流	○	○
矢代沢		土石流	○	○
兎谷沢		土石流	○	○
本地上沢		土石流	○	—
本地下沢 (1)		土石流	○	○
本地下沢 (2)		土石流	○	—
東内沢 (1)		土石流	○	○
東内沢 (2)		土石流	○	○
元寺沢		土石流	○	○
石坂入沢 (1)		土石流	○	○
石坂入沢 (2)		土石流	○	—
石坂入沢 (3)		土石流	○	—
下の沢		土石流	○	○
秋葉区割町	割町 1	急傾斜地の崩壊	○	○
	割町 2	急傾斜地の崩壊	○	○
	梅の木沢	土石流	○	—
	大沢	土石流	○	—
	練鍛治沢	土石流	○	—
西蒲区石瀬	石瀬	急傾斜地の崩壊	○	○
	石瀬-1	急傾斜地の崩壊	○	○
	石瀬-2	急傾斜地の崩壊	○	○
	茶屋川支流	土石流	○	○
	茶屋川	土石流	○	○
	種月川	土石流	○	—
	峠沢	土石流	○	○
	砂利押場	土石流	○	○
西蒲区角田浜	角田浜-1	急傾斜地の崩壊	○	○
	角田浜-2	急傾斜地の崩壊	○	○
	角田浜-3	急傾斜地の崩壊	○	○
	角田浜-4	急傾斜地の崩壊	○	○
	ジャニギリ	土石流	○	—
	此入沢	土石流	○	○
	御坊沢	土石流	○	○
	宮沢	土石流	○	○
	乙尻沢	土石流	○	○
西蒲区金池	金池-1	急傾斜地の崩壊	○	○
	金池-2	急傾斜地の崩壊	○	○
	千眼虫沢	土石流	○	○
西蒲区五ヶ浜	下屋内	急傾斜地の崩壊	○	○

所在地(字単位)	区域名	土砂災害の原因となる自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域
西蒲区五ヶ浜	五ヶ浜-1	急傾斜地の崩壊	○	○
	五ヶ浜-2	急傾斜地の崩壊	○	○
	鰯田	急傾斜地の崩壊	○	○
	五ヶ浜	地滑り	○	—
	寺浜	土石流	○	○
	宮沢	土石流	○	○
	宮沢 西の沢	土石流	○	○
	大川	土石流	○	○
西蒲区仁箇	仁箇-1	急傾斜地の崩壊	○	○
	仁箇-2	急傾斜地の崩壊	○	○
西蒲区樋曾	樋曾-1	急傾斜地の崩壊	○	○
	樋曾-2	急傾斜地の崩壊	○	○
	樋曾Ⅲ-2	急傾斜地の崩壊	○	○
	樋曾弘川	土石流	○	○
	赤山川	土石流	○	—
	赤山沢	土石流	○	○
西蒲区平沢	平沢	急傾斜地の崩壊	○	○
	福井の沢	土石流	○	—
	粗錆	土石流	○	—
	中の沢	土石流	○	—
	長蓋	土石流	○	○
西蒲区間瀬	本村	急傾斜地の崩壊	○	○
	新村	急傾斜地の崩壊	○	○
	間瀬	急傾斜地の崩壊	○	○
	間瀬一区-1	急傾斜地の崩壊	○	○
	間瀬一区-2	急傾斜地の崩壊	○	○
	間瀬四区	急傾斜地の崩壊	○	○
	間瀬七区-1	急傾斜地の崩壊	○	○
	間瀬七区-2	急傾斜地の崩壊	○	○
	田ノ浦-1	急傾斜地の崩壊	○	○
	田ノ浦-2	急傾斜地の崩壊	○	○
	田ノ浦-3	急傾斜地の崩壊	○	○
	田ノ浦Ⅲ-1	急傾斜地の崩壊	○	○
	間瀬Ⅲ-2	急傾斜地の崩壊	○	○
	坂本川	土石流	○	—
	加茂川	土石流	○	○
	白勢川	土石流	○	○
	海雲寺川	土石流	○	○
	間瀬西沢	土石流	○	○
	田ノ浦沢	土石流	○	○
	新澤	土石流	○	○
本村沢	土石流	○	—	
五連滝沢	土石流	○	○	

※特別警戒区域の欄にハイフンのない箇所については、今後、指定の可能性があります。

<参考>

警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が必要となる。

特別警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で特定の開発行為に対する許可、建築物の構造規制が行われる。

表 2-2-5-1 避難場所等の所在地
表 2-3-4-1 避難場所等の所在地

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積 (㎡) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積 (㎡) 下段：避難可能人員
〇〇小学校	〇〇▲丁目▲番地	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	3	〇〇〇 〇〇〇	○	2階以上	〇〇〇 〇〇〇

1 地震時

- ・避難可能面積は、各施設における避難可能場所の合計床面積
(学校については、体育館のほか校舎の普通教室等を含む。開設にあたっては、体育館から開設し、避難状況により校舎内に拡大する。)
- ・避難可能人員は、避難可能面積の 2 ㎡当たり 1 人として算出

2 洪水時

- ・避難の可否
 - ：2階建て以上の施設及び浸水想定区域外にある1階建ての施設
 - （注1）：大河津分水路の決壊による洪水時は、浸水深が2m以上と想定される区域にあるため、避難可能場所で示されている階によらず、3階以上に避難すべき施設。なお、3階以上の階がない施設では避難の可否は「×」となる。
 - （注2）：大河津分水路の決壊による洪水時は、浸水深が1～2m未満と想定される区域にあるため、避難可能場所で示されている階によらず、2階以上に避難すべき施設。なお、2階以上の階がない施設では避難の可否は「×」となる。
- ×：浸水想定区域内にある1階建ての施設
- ・避難可能面積は、各施設における避難可能場所の合計床面積
- ・避難可能人員は、緊急避難のため避難可能面積の 1 ㎡当たり 1 人として算出

北 区
避難所

施設名	所在地	TEL	階数	地震時	洪水時		
				上段：避難可能面積 (㎡) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積 (㎡) 下段：避難可能人員
松浜小学校	松浜3丁目19番地1	025-259-2045	4	4,376	○	全階可	4,376
				2,188			4,376
南浜小学校	島見町2078番地	025-255-2014	3	1,821	○	全階可	1,821
				910			1,821
大夫浜小学校	大夫浜2045番地2	025-259-2251	4	2,052	○	全階可	2,052
				1,026			2,052
濁川小学校	濁川284番地	025-259-2136	3	2,743	○	2階以上	1,505
				1,371			1,505
葛塚小学校	川西3丁目9番24号	025-387-4165	3	3,525	○	2階以上	1,819
				1,762			1,819
葛塚東小学校	朝日町4丁目1番2号	025-386-8727	4	3,782	○	2階以上	2,049
				1,891			2,049
太田小学校	太田817番地	025-387-2226	3	1,516	○	2階以上	864
				758			864
木崎小学校	木崎2973番地	025-387-3365	3	2,567	○	2階以上	1,388
				1,283			1,388
笹山小学校	笹山1457番地	025-387-2455	3	1,040	○	全階可	1,040
				520			1,040
早通南小学校	須戸1丁目1番1号	025-386-2020	3	4,117	○	2階以上	2,615
				2,058			2,615
岡方第一小学校	長戸呂985番地	025-387-3335	4	1,945	○	2階以上	1,175
				972			1,175
岡方第二小学校	森下1223番地	025-387-3380	3	1,589	○	2階以上	770
				794			770
豊栄南小学校	長場2621番地	025-387-2274	3	1,695	○	2階以上	1,087
				847			1,087
松浜中学校	松浜5丁目12番地2	025-259-2106	4	3,241	○	全階可	3,241
				1,620			3,241
南浜中学校	島見町3965番地	025-255-2013	3	2,592	○	全階可	2,592
				1,296			2,592
濁川中学校	新崎5437番地	025-259-2150	4	2,737	○	全階可	2,737
				1,368			2,737
葛塚中学校	太田乙433番地	025-387-2430	3	4,201	○	2階以上	2,941
				2,100			2,941
木崎中学校	木崎3291番地1	025-387-3366	3	3,322	○	全階可	3,322
				1,661			3,322
早通中学校	早通396番地	025-386-7333	3	4,131	○	2階以上	2,189
				2,065			2,189
岡方中学校	太子堂104番地	025-387-3338	2	2,060	○	2階以上	1,218
				1,030			1,218
光晴中学校	上土地亀4981番地	025-387-2412	3	3,782	○	2階以上	1,782
				1,891			1,782
豊栄高等学校	上土地亀大曲761番地	025-387-2761	3	2,785	○	2階以上	1,801
				1,392			1,801
北地区コミュニティセンター	名目所3丁目1129番地	025-259-6471	2	979	○	2階以上	569
				489			569

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
早通コミュニティセンター	早通37番地1	025-386-3339	2	601	○	2階以上	460
				300			460
木崎コミュニティセンター	木崎3227番地	025-387-3351	1	363	○	全階可	363
				181			363
岡方コミュニティセンター	長戸呂4601番地	025-387-3331	1	250	×	—	
				125			
長浦コミュニティセンター	長場1834番地1	025-387-2061	1	350	×	—	
				175			
早通北保育園	早通北3丁目7番30号	025-387-2208	1	707	×	—	
				353			
早通南保育園	早通南1丁目9番7号	025-387-4589	2	646	○	2階以上	160
				323			160
越岡保育園	十二321番地	025-387-5600	1	479	×	—	
				239			
三ツ森保育園	森下1409番地	025-386-0580	1	374	×	—	
				187			
すみれ保育園	石動1丁目10番1号	025-387-3149	1	530	×	—	
				265			
若葉保育園	新鼻279番地2	025-386-3100	1	347	×	—	
				173			
かやま保育園	嘉山1丁目2番41号	025-387-5201	1	553	×	—	
				276			
木崎保育園	横井279番地	025-386-3155	1	620	○	全階可	620
				310			620
早通児童センター	早通37番地1	025-386-3412	1	246	×	—	
				123			
豊栄地区公民館	東栄町1丁目1番15号	025-386-2014	2	1,026	○	2階以上	583
				513			583
豊栄総合体育館	嘉山488番地3	025-386-7511	2	2,911	○	2階以上	330
				1,455			330
豊栄武道館	川西3丁目5202番地3	—	1	268	×	—	
				134			
豊栄さわやか老人福祉センター	東栄町1丁目1番35号	025-386-2778	2	1,197	○	2階以上	453
				598			453
豊栄地区ふれあいセンター	東栄町1丁目1番18号	025-387-5965	2	365	○	2階以上	167
				182			167
旧埋蔵文化財センター	太郎代2554番地	025-255-2006	2	500	○	全階可	500
				250			500
県立若草寮	石動1丁目1番1号	025-387-2728	2	536	○	2階以上	124
				268			124

一時避難場所

施設名	所在地	TEL	屋内 (m ²)	屋外 (m ²)	収容可能人員 (人)
島見公園	島見町1876番地1	—	—	13,645	6,822
陽光南公園	大夫浜新町1丁目5番1号	—	—	4,607	2,303

施設名	所在地	TEL	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
つくし野西公園	つくし野 1 丁目 13 番 1 号	—	—	3,233	1,616
つくし野東公園	つくし野 2 丁目 18 番	—	—	3,032	1,516
山の上公園	松浜 1 丁目 17 番地	—	—	3,400	1,700
あかしあ公園	松浜 3 丁目 19 番地 8	—	—	3,401	1,700
ちとせ公園	松浜 5 丁目 12 番地 1	—	—	6,040	3,020
みなと公園	松浜 7 丁目 9 番地 1	—	—	3,000	1,500
すみれ野公園	すみれ野 1 丁目 12 番 2 号	—	—	5,047	2,523
豊栄ひまわり公園	柳原 2 丁目 7 番 1 号	—	—	2,600	1,300
月見公園	太田字法花鳥屋甲 5271 番地	—	—	2,669	1,334
見国山公園	木崎字見国山 2878 番地 5	—	—	2,725	1,362
美里第一公園	美里 1 丁目 5 番 5 号	—	—	2,729	1,364
前新田公園	東栄町 2 丁目 7 番 1 号	—	—	2,829	1,414
やまどおり公園	木崎字樋ノ入山 2741 番地 1	—	—	2,865	1,432
川岸公園	嘉山 2 丁目 1646 番地	—	—	2,889	1,444
石動公園	白新町 1 丁目 3994 番地	—	—	3,249	1,624
下大口公園	葛塚字下大口 4539 番地	—	—	3,298	1,649
彩野公園	彩野 1 丁目 6 番 1 号	—	—	3,429	1,714
仏伝公園	早通南 3 丁目 977 番地	—	—	3,888	1,944
まえわり公園	早通北 3 丁目 311 番地 75	—	—	4,035	2,017
すみれ公園	石動 1 丁目 10 番 3 号	—	—	4,219	2,109
さくら公園	白新町 4 丁目 54 番 1 号	—	—	4,240	2,120
太田農村公園	太田字下黒山 2005 番地	—	—	4,255	2,127
おやま公園	木崎 837 番地 30	—	—	4,292	2,146
住良公園	川西 3 丁目 1834 番地	—	—	4,527	2,263

施設名	所在地	T E L	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
夕やけ公園	柳原 3 丁目 10 番 2 号	—	—	5,597	2,798
中嘉山公園	嘉山 4 丁目 6 番 1 号	—	—	6,234	3,117
豊栄大空公園	早通北 5 丁目 1682 番地 1	—	—	6,747	3,373
しらかば公園	朝日町 2 丁目 14 番 1 号	—	—	10,075	5,037
長浦農村公園	浦木字長場村下 1963 番地 1	—	—	11,877	5,938
豊栄南運動公園	嘉山字嘉山 493 番地	—	—	20,354	10,177

広域避難場所

施設名	所在地	T E L	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
濁川公園	濁川 686 番地 1	—	—	56,000	28,000
水の公園福島潟	前新田乙 493 番地	—	—	225,711	112,855

東 区
避難所

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
山の下小学校	山の下町8番55号	025-273-9366	4	2,513	○	全階可	2,513
				1,256			2,513
大形小学校	大形本町2丁目6番1号	025-273-5755	4	4,117	○	2階以上	2,776
				2,058			2,776
中野山小学校	中野山1丁目1番1号	025-276-0464	4	3,464	○	2階以上	2,026
				1,732			2,026
木戸小学校	中山4丁目1番1号	025-274-2367	4	3,173	○	2階以上	2,068
				1,586			2,068
東山の下小学校	藤見町1丁目23番57号	025-273-2356	4	4,573	○	2階以上	3,031
				2,286			3,031
桃山小学校	桃山町2丁目204番地	025-275-1251	4	3,613	○	全階可	3,613
				1,806			3,613
下山小学校	太平2丁目18番地	025-273-0069	4	3,752	○	全階可	3,752
				1,876			3,752
牡丹山小学校	牡丹山6丁目15番地1号	025-273-4258	4	3,614	○	2階以上	2,029
				1,807			2,029
東中野山小学校	猿ヶ馬場9番地	025-276-4121	4	3,219	○	2階以上	2,265
				1,609			2,265
竹尾小学校	竹尾2丁目18番1号	025-271-2628	4	2,464	○	2階以上	1,396
				1,232			1,396
南中野山小学校	中野山863番地1	025-276-1753	4	3,288	○	2階以上	1,486
				1,644			1,486
江南小学校	江南5丁目1番1号	025-286-2895	4	3,182	○	2階以上	1,895
				1,591			1,895
東新潟中学校	山木戸1丁目2番1号	025-273-8341	3	4,684	○	2階以上	2,801
				2,342			2,801
山の下中学校	秋葉通2丁目3722番地7	025-273-9278	4	4,173	○	全階可	4,173
				2,086			4,173
大形中学校	海老ヶ瀬122番地1	025-273-0369	4	3,390	○	2階以上	1,601
				1,695			1,601
石山中学校	東明6丁目2番地	025-286-3279	4	4,437	○	2階以上	2,362
				2,218			2,362
藤見中学校	小金町3丁目5番1号	025-275-1231	4	4,064	○	全階可	4,064
				2,032			4,064
木戸中学校	上木戸5丁目1番1号	025-274-2615	4	4,354	○	2階以上	2,698
				2,177			2,698
東石山中学校	西野1197番地	025-277-3181	4	4,022	○	2階以上	2,523
				2,011			2,523
下山中学校	下山1丁目120番地	025-272-0263	4	3,893	○	全階可	3,893
				1,946			3,893
新潟東高等学校	小金町2丁目6番1号	025-271-7055	4	1,834	○	全階可	1,631
				917			1,631
新潟北高等学校	本所847番地1	025-271-1281	4	1,824	○	2階以上	1,556
				912			1,556

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
木戸コミュニティセンター	中山4丁目2番6号	025-271-7442	2	348	○	2階以上	176
				174			176
中地区コミュニティセンター	松和町15番8号	025-275-1020	3	667	○	2階以上	418
				333			418
はなみずきコミュニティハウス	はなみずき1丁目15番12号	025-270-2837	2	189	○	2階以上	140
				94			140
東石山コミュニティハウス	岡山149番地6	025-276-1630	1	228	×	—	—
				114			—
下山コミュニティハウス	下山1丁目121番地	025-270-2200	1	209	×	—	—
				104			—
シルバーピア石山	石山団地10番13号	025-277-6093	2	585	○	2階以上	413
				292			413
新潟朝鮮初中級学校	空港西2丁目14番1号	025-274-8524	2	567	○	2階以上	453
				283			453

一時避難場所

施設名	所在地	TEL	屋内 (m ²)	屋外 (m ²)	収容可能人員 (人)
石山中央公園	新石山2丁目5番地	—	—	3,502	1,751
かれすわ公園	海老ヶ瀬78番地9	—	—	2,550	1,275
石山居村公園	新石山4丁目9番地1	—	—	2,918	1,459
津島屋公園	津島屋6丁目5番地1	—	—	33,000	16,500
河渡公園	河渡本町20番1号	—	—	2,500	1,250
赤トンボ公園	幸栄1丁目9番30号	—	—	2,659	1,329
松崎公園	白銀2丁目7番地1	—	—	2,933	1,466
秋葉自然公園	秋葉1丁目5番5号	—	—	3,000	1,500
宮浦公園	太平1丁目1番地3	—	—	3,300	1,650
大空公園	太平2丁目11番地	—	—	3,400	1,700
太平公園	太平3丁目24番地	—	—	6,600	3,300
青葉公園	臨港1丁目8番10号	—	—	7,640	3,820
藤見中央公園	藤見町2丁目29番1号	—	—	9,545	4,772
小金公園	松和町1番1号	—	—	11,000	5,500
大山台公園	大山2丁目13番2号	—	—	15,312	7,656

施設名	所在地	T E L	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
河渡中央公園	有楽3丁目3番地1	—	—	21,000	10,500
山の下海浜公園	船江町1丁目52番1号	—	—	36,000	18,000
中野山家浦公園	中野山1丁目2番地2	—	—	2,734	1,367
協和公園	石山団地9番16号	—	—	3,321	1,660
石山第一公園	東中島1丁目2番18号	—	—	3,481	1,740
萌木野公園	もえぎ野2丁目14番30号	—	—	4,303	2,151
東山公園	東明1丁目4番地	—	—	14,739	7,369
新松崎第2公園	新松崎3丁目6番8号	—	—	2,690	1,345
牛海道中央公園	空港西1丁目14番1号	—	—	13,952	6,976

広域避難場所

施設名	所在地	T E L	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
じゅんさい池公園	松園2丁目2番1号	—	—	73,000	36,500

中央区
避難所

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
浜浦小学校	浜浦町1丁目1番地	025-266-3181	3	3,102	○	2階以上	1,706
				1,551			1,706
関屋小学校	関屋下川原2丁目664番地	025-266-2166	4	2,246	○	2階以上	1,451
				1,123			1,451
鏡淵小学校	白山浦1丁目207番地3	025-265-4111	3	2,148	○	2階以上	1,212
				1,074			1,212
白山小学校	川端町1丁目1番地	025-222-5111	4	2,849	○	2階以上	1,298
				1,424			1,298
新潟小学校	東大畑通1番町679番地	025-228-3059	5	3,716	○	2階以上	2,703
				1,858			2,703
豊照小学校	見方町2518番地	025-222-8188	4	2,119	○	2階以上	1,297
				1,059			1,297
湊小学校	古町通13番町2900番地2	025-228-2278	4	2,076	○	2階以上	1,248
				1,038			1,248
栄小学校	栄町3丁目5930番地2	025-223-6558	4	2,142	○	全階可	2,142
				1,071			2,142
入舟小学校	稲荷町3511番地	025-229-3682	5	2,772	○	2階以上	1,864
				1,386			1,864
万代長嶺小学校	東万代町4番1号	025-245-4488	5	2,738	○	2階以上	1,459
				1,369			1,459
沼垂小学校	鏡が岡5番5号	025-247-5326	3	3,675	○	2階以上	2,018
				1,837			2,018
山潟小学校	弁天橋通3丁目3番1号	025-286-6796	4	2,950	○	2階以上	1,499
				1,475			1,499
上所小学校	近江3丁目2番1号	025-283-7258	4	3,500	○	2階以上	2,405
				1,750			2,405
鳥屋野小学校	美咲町2丁目4番地7	025-284-7253	5	4,102	○	2階以上	2,847
				2,051			2,847
笹口小学校	笹口2番47号	025-247-6218	4	3,271	○	2階以上	2,030
				1,635			2,030
女池小学校	女池6丁目4番1号	025-285-6795	3	3,302	○	2階以上	1,713
				1,651			1,713
有明台小学校	有明台4番1号	025-266-7176	3	3,139	○	全階可	3,139
				1,569			3,139
南万代小学校	幸西4丁目1番1号	025-244-1458	4	2,988	○	2階以上	1,724
				1,494			1,724
上山小学校	女池上山1丁目1番28号	025-284-5767	4	3,100	○	2階以上	1,724
				1,550			1,724
桜が丘小学校	姥ヶ山6丁目1番21号	025-286-2955	4	3,527	○	2階以上	1,881
				1,763			1,881
紫竹山小学校	紫竹山1丁目12番1号	025-246-9225	4	3,462	○	2階以上	1,914
				1,731			1,914
関屋中学校	浜浦町2丁目1番地	025-266-4131	4	4,769	○	2階以上	976
				2,384			976
鳥屋野中学校	女池4丁目31番地1	025-285-7201	4	4,291	○	2階以上	2,512
				2,145			2,512

図表2-45

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
白新中学校	川岸町2丁目4番地	025-266-2136	4	4,574	○	2階以上	3,386
				2,287			3,386
寄居中学校	営所通2番町592番地12	025-228-4923	4	3,481	○	2階以上	2,219
				1,740			2,219
二葉中学校	二葉町2丁目5932番地	025-228-4023	4	3,322	○	全階可	3,322
				1,661			3,322
舟栄中学校	栄町3丁目4213番地	025-228-6547	4	3,509	○	全階可	3,509
				1,754			3,509
宮浦中学校	万代5丁目6番1号	025-247-5341	4	4,296	○	2階以上	2,953
				2,148			2,953
上山中学校	女池上山5丁目1番13号	025-284-6166	4	3,969	○	2階以上	2,952
				1,984			2,952
山潟中学校	山二ツ1番地1	025-286-5369	4	3,744	○	2階以上	2,446
				1,872			2,446
万代高等学校	沼垂東6丁目8番1号	025-241-0193	6	5,615	○	2階以上	4,106
				2,807			4,106
明鏡高等学校	沼垂東6丁目11番1号	025-246-3535	4	5,120	○	2階以上	4,629
				2,560			4,629
高志高等学校	高志1丁目15番1号	025-286-6911	4	5,350	○	2階以上	4,429
				2,675			4,429
新潟高等学校	関屋下川原町2丁目635番地	025-266-2131	4	2,323	○	2階以上	2,052
				1,161			2,052
新潟中央高等学校	学校町通2番町5317番地1	025-229-2191	3	2,081	○	2階以上	2,386
				1,040			2,386
新潟南高等学校	上所1丁目3番1号	025-247-3331	4	1,824	○	2階以上	1,960
				912			1,960
新潟江南高等学校	女池南3丁目6番1号	025-283-0326	3	1,686	○	2階以上	1,621
				843			1,621
新潟商業高等学校	白山浦2丁目68番2号	025-266-0101	4	1,862	○	2階以上	1,666
				931			1,666
北越高等学校(体育館)	米山5丁目12番1号	025-245-5681	2	2,346	○	2階以上	1,019
				1,173			1,019
北部総合コミュニティセンター	附船町1丁目4385番地1	025-223-0791	4	3,083	○	2階以上	1,691
				1,541			1,691
駅南コミュニティセンター	米山4丁目12番20号	025-246-6647	3	1,032	○	2階以上	1,032
				516			1,032
白新コミュニティハウス	白山浦2丁目180番地3	025-232-6411	2	290	○	2階以上	290
				145			290
関屋コミュニティハウス	関屋田町4丁目566番地1	025-266-1348	3	197	○	2階以上	197
				98			197
寄居コミュニティハウス	西大畑町617番地	025-228-8944	3	333	○	2階以上	333
				166			333
上山コミュニティハウス	網川原2丁目1番15号	025-283-7460	2	230	○	2階以上	132
				115			132
二葉コミュニティハウス	古町通13番町5148番地2	025-210-9275	4	251	○	2階以上	251
				125			251
万代市民会館	東万代町9番地1	025-246-7711	6	374	○	2階以上	374
				187			374

図表2-46

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
総合福祉会館	八千代1丁目3番1号	025-248-7161	4	2,269	○	2階以上	1,992
				1,134			1,992
山潟会館	長潟827番地	025-286-0155	2	527	○	2階以上	225
				263			225
コミュニティ「ふれあい白山」	本町通1番町168番地2	025-222-8867	3	201	○	2階以上	201
				100			201
クロスバルにいがた	礎町通3ノ町2086番地	025-224-2088	6	2,482	○	2階以上	2,482
				1,241			2,482
食育・花育センター	清五郎401番地	025-282-4181	2	990	○	2階以上	200
				495			200

一時避難場所

施設名	所在地	TEL	屋内 (m ²)	屋外 (m ²)	収容可能人員 (人)
日の出公園	日の出1丁目7番1号	—	—	3,400	1,700
万代公園	東万代町9番3号	—	—	3,800	1,900
東公園	明石1丁目4番1号	—	—	6,000	3,000
桜が丘公園	京王2丁目15番7号	—	—	4,171	2,085
上山公園	愛宕3丁目5番地	—	—	2,697	1,348
上所島公園	上所2丁目2番32号	—	—	2,800	1,400
太陽公園	笹口1丁目16番地	—	—	3,200	1,600
笹口公園	笹口3丁目6番地1	—	—	3,000	1,500
愛宕公園	愛宕1丁目5番地	—	—	4,744	2,372
鳥屋野交通公園	女池南3丁目6番3号	—	—	14,000	7,000
水戸教公園	雲雀町18番地	—	—	4,152	2,076
西大畑公園	西大畑町5191番地	—	—	16,122	8,061
白山公園	一番堀通町1番地2	—	—	18,000	9,000
信濃公園	信濃町19番1号	—	—	2,600	1,300
金鉢山公園	関屋金鉢山町90番地1	—	—	2,970	1,485
下川原公園	関屋下川原町1丁目3番地3	—	—	3,892	1,946
関分記念公園	関屋2番地44	—	—	9,000	4,500

施設名	所在地	T E L	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
新潟スタジアム	清五郎68番地 1	—	—	88,420	30,947

広域避難場所

施設名	所在地	T E L	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
鳥屋野運動公園	女池南 3 丁目 6 番 4 号	—	—	80,900	40,450
鳥屋野潟公園	鐘木, 清五郎, 女池	—	—	621,000	310,500
西海岸公園	西船見町5932番地626	—	—	539,160	269,580

江南区
避難所

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
丸山小学校	丸山300番地	025-276-2601	4	2,396	○	全階可	2,396
				1,198			2,396
大淵小学校	大淵1760番地1	025-276-2631	3	1,956	○	2階以上	1,210
				978			1,210
曾野木小学校	天野2丁目7番1号	025-280-6003	4	3,026	○	2階以上	1,792
				1,513			1,792
両川小学校	酒屋町687番地1	025-280-2046	3	1,874	○	2階以上	1,114
				937			1,114
旧割野小学校(体育館)	割野2866番地	—	1	510	×	—	255
東曾野木小学校	鐘木214番地1	025-284-5998	3	2,500	○	2階以上	1,491
				1,250			1,491
横越小学校	横越中央6丁目3番1号	025-385-3551	3	3,226	○	2階以上	1,915
				1,613			1,915
亀田小学校	亀田新明町1丁目1番46号	025-381-6124	3	3,464	○	全階可	3,464
				1,732			3,464
亀田東小学校	亀田水道町3丁目2番45号	025-381-4196	4	3,390	○	2階以上	2,024
				1,695			2,024
亀田西小学校	亀田四ツ興野4丁目1番1号	025-382-3041	3	3,672	○	2階以上	1,779
				1,836			1,779
早通小学校	早通5丁目7番2号	025-381-2234	3	2,155	○	2階以上	1,223
				1,077			1,223
大江山中学校	西山491番地	025-276-2632	4	3,086	○	全階可	3,086
				1,543			3,086
曾野木中学校	曾川甲387番地1	025-280-6414	4	3,928	○	2階以上	2,415
				1,964			2,415
両川中学校	酒屋町702番地1	025-280-2020	4	2,139	○	2階以上	991
				1,069			991
横越中学校	横越中央3丁目4番1号	025-385-2013	3	4,233	○	2階以上	2,210
				2,116			2,210
亀田中学校	城山1丁目3番5号	025-382-3191	4	4,451	○	2階以上	2,503
				2,225			2,503
亀田西中学校	早苗3丁目1番8号	025-382-7446	3	3,938	○	2階以上	1,870
				1,969			1,870
新潟向陽高等学校	亀田向陽4丁目3-1	025-382-3221	3	1,784	○	2階以上	1,098
				892			1,098
小杉地区コミュニティセンター	小杉3丁目11番26号	025-385-2213	2	428	○	2階以上	119
				214			119
横越中央保育園	横越中央2丁目6番20号	025-385-3302	2	494	○	2階以上	98
				247			98
横越双葉保育園	木津5丁目5番10号	025-385-3837	2	375	○	2階以上	78
				187			78
横越小杉保育園	小杉3丁目14番16号	025-385-3303	1	269	×	—	134
亀田第一保育園	亀田新明町2丁目6番1号	025-381-2627	2	316	○	2階以上	88
				158			88

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
亀田第二保育園	諏訪1丁目6番10号	025-381-2095	2	386	○	2階以上	100
				193			100
亀田第三保育園	亀田東町3丁目5番15号	025-382-4870	2	400	○	2階以上	59
				200			59
亀田第四保育園	西町4丁目6番24号	025-381-2296	2	632	○	2階以上	421
				316			421
亀田第五保育園	亀田中島2丁目4番14号	025-382-5440	2	344	○	2階以上	67
				172			67
亀田市民会館	船戸山5丁目7番2号	025-382-3780	2	1,335	○	2階以上	1,015
				667			1,015
横越総合体育館	いぶき野1丁目1番1号	025-385-4477	1	2,043	×	—	
				1,021			
横越体育センター・二本木地区コミュニティセンター	二本木3丁目2番50号	025-381-6871	1	895	×	—	
				447			
亀田総合体育館	茅野山3丁目1番13号	025-381-1222	2	2,560	○	2階以上	1,053
				1,280			1,053
横越地区勤労者総合福祉センター	横越川根町2丁目20番1号	025-385-5211	1	628	×	—	
				314			
横越農村環境改善センター	沢海3丁目1番30号	025-385-4035	2	829	○	2階以上	189
				414			189
木津地域研修センター	木津2丁目3番28号	025-385-2915	1	157	×	—	
				78			

一時避難場所

施設名	所在地	TEL	屋内 (m ²)	屋外 (m ²)	収容可能人員 (人)
西山公園	西山338番地	—	—	11,984	5,992
北山池公園	北山183番地1	—	—	35,601	17,800
ありの実公園	両川1丁目1201番地2	—	—	4,670	2,335
舞平公園	平賀234番地1	—	—	26,600	13,300
しゅもく公園	曾野木1丁目18番1号	—	—	2,900	145
大江山公園	笹山423番地	—	—	9,900	495
横越さつき公園	横越上町1丁目543番地10	—	—	702	351
横越中央東公園	横越中央2丁目4611番地21	—	—	1,454	727
横越中央西公園	横越中央1丁目4606番地6	—	—	1,682	841
いなほ公園	横越東町1丁目3687番地19	—	—	643	321
横越農村公園	横越川根町2丁目1236番地	—	—	3,063	1,531

施設名	所在地	TEL	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
横越第1みどり公園	横越川根町3丁目2733番地16	—	—	846	423
横越川根町第2公園	横越川根町5丁目3215番地42	—	—	1,123	561
茜ヶ丘公園	茜ヶ丘2943番地1号	—	—	2,615	1,307
第1やすらぎ公園	木津工業団地2428番地12	—	—	7,413	3,706
木津農村公園	木津3丁目518番地6	—	—	4,058	2,029
二本木ことぶき公園	二本木4丁目1257番地8	—	—	1,242	621
小杉農村公園	小杉3丁目2929番地1	—	—	2,790	1,395
藤駒農村公園	駒込227番地	—	—	2,051	1,025
処分場運動広場	うぐいす2丁目662番地1	—	—	7,300	3,650
いぶき野公園	いぶき野1丁目101番地4	—	—	2,676	1,338
うぐいす公園	うぐいす2丁目313番地8	—	—	3,212	1,606
亀田運動広場	亀田緑町1丁目2番地	—	—	10,760	5,380
亀田公園	亀田向陽4丁目1779番地1	—	—	33,988	16,994
かわね公園	亀田工業団地1丁目2528番地17	—	—	15,292	7,646
稲葉公園	稲葉2丁目846番地1	—	—	3,123	1,561
西町公園	西町5丁目1233番地1	—	—	2,394	1,197
亀田東公園	亀田東町2丁目2895番地3	—	—	2,034	1,017
中島公園	亀田中島3丁目2455番地	—	—	2,190	1,095
城所公園	城所1丁目甲611番地2	—	—	1,854	927
さつき公園	五月町2丁目570番地36	—	—	1,701	850
堤公園	城山4丁目甲466番地1	—	—	2,342	1,171
砂岡公園	砂岡3丁目1105番地1	—	—	2,406	1,203
大月公園	亀田ノ内高山520番地1	—	—	2,091	1,045
亀田曙公園	曙町4丁目230番地54	—	—	1,144	572
亀田総合運動公園	茅野山3丁目1番地	—	—	26,200	13,100

秋葉区
避難所

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
新津第一小学校	新津本町4丁目4番3号	0250-22-0069	4	4,659	○	2階以上	2,880
				2,329			2,880
新津第二小学校	新町2丁目3番3号	0250-22-0161	3	3,202	○	2階以上	1,702
				1,601			1,702
新津第三小学校	山谷町3丁目4785番地	0250-24-5525	3	3,390	○	2階以上	2,014
				1,695			2,014
結小学校	結132番地	0250-22-0742	4	3,475	○	2階以上	1,856
				1,737			1,856
荻川小学校	車場922番地1	0250-25-2171	3	3,334	○	2階以上	2,196
				1,667			2,196
新関小学校	下新766番地	0250-22-0995	2	1,982	○	2階以上	1,122
				991			1,122
阿賀小学校	新津東町2丁目1325番地	0250-22-0726	3	2,681	○	2階以上	1,546
				1,340			1,546
満日小学校	七日町17番地乙	0250-22-1106	3	1,615	○	2階以上	701
				807			701
金津小学校	古津88番地	0250-22-0219	3	2,291	○	全階可	2,291
				1,145			2,291
小合小学校	出戸180番地	0250-22-3015	3	1,604	○	2階以上	821
				802			821
小合東小学校	小戸上組234番地	0250-22-0948	2	1,493	○	2階以上	636
				746			636
小須戸小学校	横川浜541番地1	0250-38-3500	3	3,129	○	2階以上	1,692
				1,564			1,692
矢代田小学校	矢代田5596番地	0250-38-2233	4	1,809	○	全階可	1,809
				904			1,809
新津第一中学校	新栄町4番1号	0250-22-3622	4	5,076	○	2階以上	2,495
				2,538			2,495
新津第二中学校	荻島1丁目15番17号	0250-22-0741	4	3,558	○	2階以上	2,509
				1,779			2,509
新津第五中学校	新津東町2丁目7番29号	0250-22-0477	3	4,278	○	3階以上	651
				2,139			651
金津中学校	割町10番地2	0250-22-0387	3	2,469	○	全階可	2,469
				1,234			2,469
小合中学校	小戸下組77番地	0250-22-0942	3	1,857	○	2階以上	642
				928			642
小須戸中学校	横川浜526番地1	0250-38-2133	4	3,038	○	3階以上	1,447
				1,519			1,447
新津高等学校	新津秋葉1丁目19番1号	0250-22-1920	4	2,314	○	全階可	1,986
				1,157			1,986
新津工業高等学校	新津東町1丁目12番9号	0250-22-3441	3	1,855	○	2階以上	283
				927			283
新津南高等学校	矢代田3200番地1	0250-38-2912	3	1,727	○	2階以上	1,200
				863			1,200
荻川コミュニティセンター	中野5丁目1番50号	0250-24-5776	2	1,531	○	2階以上	431
				765			431

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
小合地区コミュニティセンター	小戸下組22番地1	0250-25-2299	1	551	×	—	
				275			
金津地区コミュニティセンター	古津597番地	0250-25-1101	1	485	○	全階可	485
				242			485
新津地域交流センター	新津本町1丁目2番39号	0250-21-4444	3	849	○	2階以上	689
				424			689
新津第一幼稚園	新津本町4丁目4番3号	0250-22-1269	2	472	○	2階以上	186
				236			186
新津第二幼稚園	新町2丁目3番3号	0250-22-1270	2	543	○	2階以上	329
				271			329
新津第三幼稚園	山谷町3丁目4785番地	0250-24-5735	2	543	○	2階以上	125
				271			125
結幼稚園	結160番地3	0250-22-1338	1	556	×	—	
				278			
市之瀬幼稚園	市之瀬349番地2	0250-23-0376	1	311	×	—	
				155			
小合東幼稚園	栗宮41番地1	0250-22-1107	2	314	○	2階以上	260
				157			260
小須戸幼稚園	横川浜527番地1	0250-38-2670	1	409	×	—	
				204			
新津東保育園	日宝町9番4号	0250-22-0882	2	261	○	2階以上	124
				130			124
新金沢保育園	新金沢町12番11号	0250-22-6558	1	258	×	—	
				129			
金津保育園	朝日483番地2	0250-22-0440	2	354	○	全階可	354
				177			354
小須戸保育園	小須戸325番地1	0250-38-3077	1	486	×	—	
				243			
矢代田保育園	矢代田1237番地1	0250-38-2269	1	219	×	—	
				109			
新津地区市民会館	程島2009番地	0250-22-9667	2	2,410	○	2階以上	1,208
				1,205			1,208
小須戸地区公民館	小須戸117番地1	0250-38-2234	3	487	○	3階以上	487
				243			487
新津武道館	程島2009番地	0250-24-1633	1	784	×	—	
				392			
新津金屋運動広場	金屋260番地1	0250-22-6780	1	77	×	—	
				38			
小須戸体育館	横川浜526番地2	—	1	1,302	×	—	
				651			
小須戸柔剣道場	横川浜531番地1	0250-38-2270	1	408	×	—	
				204			
新津B&G海洋センター	七日町2186番地9	0250-23-4800	2	1,283	○	2階以上	431
				641			431
新津図書館	日宝町6番2号	0250-22-0097	3	212	○	2階以上	212
				106			212
新津地域学園	新津東町2丁目5番6号	0250-22-9666	5	1,515	○	3階以上	781
				757			781

図表2—53

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
新津地区勤労青少年ホーム	新津東町1丁目5番12号	0250-24-5320	2	933	×	—	
				466			
秋葉区新津健康センター	程島1979番地4	0250-22-2940	3	961	○	2階以上	629
				480			629
小須戸老人福祉センター	小須戸3870番地2	0250-38-3076	2	187	○	2階以上	59
				93			59
小須戸温泉健康センター	天ヶ沢新田498番地1	0250-38-5800	2	246	○	全階可	246
				123			246
小須戸地区ふれあい会館	矢代田35番地	0250-38-3151	1	612	○	全階可	612
				306			612
ワークセンターほほえみ	小向1744番地	0250-38-3015	1	89	×	—	
				44			
新津クリーンセンター	小口1289番地1	0250-22-0917	2	73	○	全階可	73
				36			73
新保地域研修センター	新保1747番地	0250-38-4545	1	201	×	—	
				100			
鎌倉地域研修センター	鎌倉273番地1	0250-38-2907	1	146	○	全階可	146
				73			146
石油の里公園観光物産館	金津1193番地	0250-22-6911	2	179	○	全階可	179
				89			179

一時避難場所

施設名	所在地	TEL	屋内 (m ²)	屋外 (m ²)	収容可能人員 (人)
工業団地1号公園	川口578番地1	—	—	2,999	1,499
六郷公園	六郷1033番地1	—	—	3,178	1,589
荻野公園	荻野町109番地3	—	—	3,251	1,625
工業団地3号公園	川口578番地28	—	—	3,398	1,699
日宝町公園	日宝町294番地1	—	—	3,618	1,809
工業団地2号公園	川口578番地30	—	—	3,766	1,883
みそら野公園	みそら野3丁目14番地6	—	—	4,877	2,438
あおば公園	あおば通1丁目109番地1	—	—	4,976	2,488
満願寺公園	満願寺3423番地2	—	—	8,532	4,266
小須戸運動広場	矢代田1番地	—	—	19,549	9,774
山ノ手公園	矢代田5012番地	—	—	2,000	1,000
新保農村公園	新保1744番地1	—	—	671	335

施設名	所在地	T E L	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
中間木公園	小須戸320番地	—	—	3,500	1,750
横川浜農村公園	横川浜460番地	—	—	3,000	1,500
小須戸児童遊園	小須戸3526番地 4	—	—	3,751	1,875
横水児童遊園	小向1744番地	—	—	997	498
鎌倉農村公園	鎌倉新田273番地 2	—	—	3,085	1,542
水田農村公園	水田39番地 1	—	—	2,620	1,310
舟戸公園	矢代田1238番地 5	—	—	3,436	1,718

南 区
避難所

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
白根小学校	白根1407番地	025-372-3145	3	3,848	○	2階以上	2,687
				1,924			2,687
新飯田小学校	新飯田1791番地	025-374-2021	2	1,409	○	2階以上	516
				704			516
茨曽根小学校	茨曽根1432番地1	025-375-2119	2	1,537	○	2階以上	631
				768			631
庄瀬小学校	菱潟新田193番地	025-372-2909	2	1,982	○	2階以上	828
				991			828
小林小学校	浦梨215番地1	025-372-2437	3	1,748	○	2階以上	806
				874			806
大鷲小学校	東笠巻1202番地	025-362-5431	3	2,259	○	2階以上	1,165
				1,129			1,165
大通小学校	大通南五丁目5426番地	025-362-5735	2	2,606	○	2階以上	931
				1,303			931
根岸小学校	山崎興野2288番地	025-362-6250	3	2,180	○	2階以上	1,077
				1,090			1,077
白井小学校	白井4483番地	025-373-5019	3	1,939	○	2階以上	866
				969			866
味方小学校	吉江370番地	025-372-3273	3	2,258	○	2階以上	855
				1,129			855
月潟小学校	月潟1410番地	025-375-2046	3	2,119	○	2階以上	894
				1,059			894
白根第一中学校	白根407番地	025-373-1811	4	4,118	○	2階以上	2,432
				2,059			2,432
白井中学校	白井1425番地	025-373-5402	2	1,356	○	2階以上	455
				678			455
白根北中学校	鷲ノ木新田4814番地	025-362-1150	3	3,890	○	2階以上	2,193
				1,945			2,193
白南中学校	茨曽根7619番地	025-375-1250	3	3,226	○	2階以上	1,773
				1,613			1,773
味方中学校	味方1199番地	025-372-2078	3	2,940	○	2階以上	1,880
				1,470			1,880
月潟中学校	月潟740番地	025-375-2106	3	2,675	○	2階以上	1,147
				1,337			1,147
白根高等学校	上下諏訪木1214番地	025-372-2185	2	1,710	○	2階以上	379
				855			379
諏訪木保育園	白根水道町10番地35	025-372-2628	2	292	○	2階以上	87
				146			87
白根保育園	白根2444番地	025-372-2506	2	268	○	2階以上	80
				134			80
古川保育園	七軒383番地	025-372-2490	1	293	×	—	
				146			
小林保育園	下木山613番地	025-373-2316	1	356	×	—	
				178			
大鷲保育園	東笠巻新田270番地2	025-362-5429	1	229	×	—	
				114			

図表2—56

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
大通保育園	鷺ノ木新田5681番地	025-379-3182	1	338	×	—	
				169			
根岸保育園	山崎興野2321番地	025-362-6350	1	245	×	—	
				122			
白井保育園	赤渋4540番地	025-373-5513	1	370	×	—	
				185			
にししろね保育園	西白根2032番地 1	025-372-1024	1	620	×	—	
				310			
新飯田保育園	新飯田1251番地 4	025-374-2025	1	180	×	—	
				90			
あじほ保育園	味方1231番地 1	025-372-1230	1	998	×	—	
				499			
月潟保育園	西萱場1565番地	025-375-2437	1	1,494	×	—	
				747			
大通地域生活センター	大通南 4 丁目105番地	025-362-1491	2	495	○	2 階以上	235
				247			235
鷺巻地域生活センター	東笠巻新田278番地 1	025-362-5711	2	206	○	2 階以上	163
				103			163
大郷地域生活センター	犬埴新田751番地 6	025-280-2043	2	230	○	2 階以上	188
				115			188
根岸地域生活センター	山崎興野290番地	025-362-6135	2	227	○	2 階以上	185
				113			185
白井地域生活センター	白井1194番地	025-373-5018	2	199	○	2 階以上	153
				99			153
庄瀬地域生活センター	庄瀬6489番地	025-372-2901	2	204	○	2 階以上	165
				102			165
白根地域生活センター	白根1136番地 1	025-373-2800	2	1,089	○	2 階以上	356
				544			356
小林地域生活センター	下木山613番地	025-372-3033	2	170	○	2 階以上	130
				85			130
茨曾根地域生活センター	茨曾根3443番地	025-375-2035	2	163	○	2 階以上	121
				81			121
新飯田地域生活センター	新飯田1261番地 1	025-374-2001	2	210	○	2 階以上	166
				105			166
味方体育館・味方地区公民館	西白根2676番地	025-373-4788	2	2,300	○	2 階以上	232
				1,150			232
西白根公民館	西白根1563番地 1	025-372-3074	1	370	×	—	
				185			
味方公民館	味方685番地 1	025-372-4180	1	371	×	—	
				185			
七穂公民館	吉江238番地 1	025-372-2409	1	437	×	—	
				218			
公民館七穂第 2 分館	吉江246番地 2	025-372-1023	1	271	×	—	
				135			
月潟地区公民館	月潟535番地	025-375-1050	2	624	○	2 階以上	312
				312			312
白根学習館	田中383番地	025-372-5533	2	1,188	○	2 階以上	468
				594			468

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
白根児童センター	白根1372番地	025-372-0530	2	2,544	○	2階以上	1,272
				1,272			1,272
味方地区千日運動施設	西白根262番地	025-372-2659	1	287	×	—	
				143			
白根カルチャーセンター	上下諏訪木1811番地	025-373-6311	2	2,129	○	2階以上	498
				1,064			498
南区白根健康センター	上下諏訪木817番地1	025-373-4300	1	149	×	—	
				74			
老人福祉センターいこいの家楽友荘・南区味方健康センター	味方583番地1	025-372-3066	1	430	×	—	
				215			
南区月潟健康センター	月潟1417番地	025-375-1020	1	1,215	×	—	
				607			
白根地区勤労者福祉センター	和泉509番地10	025-372-4760	2	200	○	2階以上	65
				100			65
月潟農村環境改善センター	西萱場1069番地	025-375-5500	1	1,014	×	—	
				507			
老人福祉センター白寿荘	白根1132番地1	025-373-3096	1	948	×	—	
				474			
いこいの家月寿荘	月潟770番地	025-375-2474	1	460	×	—	
				230			

一時避難場所

施設名	所在地	TEL	屋内 (m ²)	屋外 (m ²)	収容可能人員 (人)
諏訪木公園	白根水道町1181番地5	—	—	2,100	1,050
白根公園	白根1145番地1	—	—	5,195	2,597
水道公園	上下諏訪木35番地1	—	—	6,640	3,320
大通公園	大通1丁目850番地3	—	—	3,023	1,511
大通南1号公園	大通南2丁目169番地	—	—	2,337	1,168
大通南2号公園	大通南1丁目119番地	—	—	2,274	1,137
大通南3号公園	大通南3丁目5番地	—	—	2,188	1,094
大通さつき公園	大通黄金1丁目3番地1	—	—	2,000	1,000
茨曾根公園	茨曾根32番地3432	—	—	4,120	2,060
根岸公園	高井東1丁目392番地1	—	—	2,686	1,343
下八枚公園	下八枚590番地	—	—	2,603	1,301
庄瀬公園	菱潟新田1番地	—	—	3,000	1,500

施設名	所在地	TEL	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
大通はあと公園	大通2丁目	—	—	4,114	2,057
新飯田公園	新飯田1004番地3	—	—	5,856	2,928
大鷲公園	東笠巻1277番地	—	—	6,481	3,240
千日児童遊園地	西白根21番地8	—	—	652	326
五軒茶屋児童遊園地	西白根1009番地57	—	—	741	370
白根第1農村公園	西白根1563番地1	—	—	1,934	967
白根第2農村公園	西白根262番地	—	—	1,098	549
味方第1農村公園	味方624番地1	—	—	1,857	928
味方第2農村公園	味方952番地4	—	—	2,001	1,000
吉江児童遊園地	吉江656番地1	—	—	884	442
七穂農村公園	山王新田1番地1	—	—	1,736	868
居宿農村公園	居宿7番地	—	—	880	440
味方出張所駐車場	味方1544番地	—	—	3,961	1,980
大倉児童公園	大倉535番地1	—	—	1,204	602
味方児童館駐車場	味方679番地	—	—	1,292	646
月潟野球場	西萱場1115番地	—	—	13,912	6,956
月潟出張所駐車場	月潟535番地	—	—	1,500	750
月潟商工会脇駐車場	大別当當2668番地	—	—	1,441	720
西萱場農村公園	西萱場95番地5	—	—	2,403	1,201
木滑農村公園	木滑2104番地1	—	—	1,949	974
大別当児童遊園	大別当659番地2	—	—	596	298
月潟農村公園	月潟223番地	—	—	333	166
曲通児童遊園	上曲通61番地1	—	—	1,641	820
西部児童遊園	東長嶋89番地3	—	—	1,767	883

施設名	所在地	TEL	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
大通ふれあい公園	大通黄金2丁目7番地11	—	—	14,328	7,164
白根排水機場跡地	下俵933番地	—	—	5,393	883

広域避難場所

施設名	所在地	TEL	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
白根総合公園	上下諏訪木1775番地1	—	—	61,056	30,528

西 区
避難所

施設名	所在地	T E L	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
小針小学校	小針2丁目36番1号	025-265-3231	3	3,818	○(注1)	2階以上	2,360
				1,909			2,360
新通小学校	坂井東6丁目18番1号	025-269-2004	4	4,151	○(注1)	2階以上	2,600
				2,075			2,600
内野小学校	内野山手2丁目18番36号	025-262-3121	3	3,734	○	全階可	3,734
				1,867			3,734
木山小学校	谷内1886番地	025-239-2044	4	1,900	○	全階可	1,900
				950			1,900
赤塚小学校	赤塚4478番地	025-239-2019	4	2,057	○	全階可	2,057
				1,028			2,057
小瀬小学校	小瀬637番地	025-261-1401	3	1,378	○	2階以上	888
				689			888
笠木小学校	笠木1695番地	025-262-2265	4	1,561	○	2階以上	806
				780			806
青山小学校	西有明町4番1号	025-267-0433	4	2,818	○	全階可	2,818
				1,409			2,818
真砂小学校	真砂3丁目24番1号	025-267-1850	4	3,096	○	全階可	3,096
				1,548			3,096
五十嵐小学校	寺尾西4丁目23番1号	025-269-3117	4	3,383	○	全階可	3,383
				1,691			3,383
坂井輪小学校	坂井東1丁目2番1号	025-231-3201	4	4,032	○(注1)	2階以上	2,470
				2,016			2,470
坂井東小学校	坂井東5丁目17番1号	025-260-2117	4	2,748	○(注1)	2階以上	1,870
				1,374			1,870
西内野小学校	内野上新町308番地1	025-261-0480	4	3,065	○	全階可	3,065
				1,532			3,065
東青山小学校	青山261番地1	025-231-9611	4	3,232	○(注1)	2階以上	1,862
				1,616			1,862
黒崎南小学校	木場911番地1	025-370-1170	2	2,230	○(注1)	2階以上	1,142
				1,115			1,142
大野小学校	大野町3140番地乙	025-377-2046	4	3,082	○(注1)	3階以上	1,809
				1,541			1,809
山田小学校	山田2781番地2	025-377-2114	4	2,502	○	2階以上	1,062
				1,251			1,062
立仏小学校	立仏950番地	025-377-5521	3	2,865	○(注1)	2階以上	1,365
				1,432			1,365
坂井輪中学校	寺尾上3丁目1番36号	025-269-2009	4	4,645	○	全階可	4,645
				2,322			4,645
内野中学校	内野西1丁目10番1号	025-262-3161	4	4,170	○	2階以上	2,384
				2,085			2,384
赤塚中学校	赤塚5590番地	025-239-2029	4	2,620	○	全階可	2,620
				1,310			2,620
中野小屋中学校	中野小屋932番地	025-262-4332	3	2,343	○	2階以上	998
				1,171			998
小針中学校	小針1丁目37番1号	025-267-1851	4	4,148	○(注1)	2階以上	2,211
				2,074			2,211

図表2—61

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
五十嵐中学校	上新栄町5丁目3番1号	025-260-1490	4	4,427	○	全階可	4,427
				2,213			4,427
小新中学校	小新西3丁目18番1号	025-233-1825	4	3,846	○(注1)	2階以上	1,991
				1,923			1,991
黒崎中学校	大野町2540番地1	025-377-2049	4	4,927	○(注1)	2階以上	2,561
				2,463			2,561
新潟西高等学校	内野関場4699番地	025-262-1561	3	2,023	○	2階以上	1,599
				1,011			1,599
新潟工業高等学校	小新西1丁目5番1号	025-266-1101	4	1,979	○(注1)	2階以上	1,478
				989			1,478
新潟翠江高等学校	金巻1657番地	025-377-2175	4	1,740	○(注1)	2階以上	1,272
				870			1,272
新潟大学(体育館)	五十嵐2の町8050番地	025-262-6023	1	5,366	○	全階可	5,366
				2,683			5,366
新潟国際情報大学(体育館)	みずき野3丁目1番1号	025-239-3111	1	907	○	全階可	907
				453			907
日本文理高等学校(体育館)	新通1072番地	025-260-1000	3	1,991	○(注1)	2階以上	1,225
				995			1,225
坂井輪コミュニティセンター	小針西1丁目12番地12	025-232-0125	2	417	○	全階可	417
				208			417
西コミュニティセンター	内野上新町11810番地	025-262-0377	3	846	○	全階可	846
				423			846
青山コミュニティハウス	青山6丁目16番地20	025-233-2990	1	195	○	全階可	195
				97			195
五十嵐コミュニティハウス	上新栄町4丁目5番68号	025-260-3890	2	206	○	全階可	206
				103			206
黒崎市民会館	鳥原909番地1	025-377-1420	3	1,578	○	2階以上	413
				789			413

一時避難場所

施設名	所在地	TEL	屋内(m ²)	屋外(m ²)	収容可能人員(人)
平島公園	平島1丁目21番地	—	—	6,600	3300
平島記念公園	平島3丁目2番地	—	—	2,509	1254
新町公園	青山新町14番地	—	—	2,600	1300
寺尾あけぼの公園	寺尾前通2丁目9番地	—	—	4,143	2071
的場史跡公園	的場流通1丁目2番地1	—	—	5,960	2,980
青山水道遊園	青山水道1番1号	—	—	15,427	7,713
流通公園	流通センター5丁目1番地	—	—	18,358	9,179
中浜公園	新中浜1丁目10番地1	—	—	3,567	1,783

施設名	所在地	T E L	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
小丸山公園	新中浜 5 丁目 5 番地	—	—	4,555	2,277
大学南第一公園	大学南 2 丁目 27 番 1 号	—	—	5,091	2,545
ときめきけやき公園	ときめき東 1 丁目 3 番 2 号	—	—	3,636	1,818
みずき野中央公園	みずき野 4 丁目 14 番 1 号	—	—	10,955	5,477
宮のもり・木場城公園	木場126番地 6	—	—	8,952	4,476
黒鳥公園	黒鳥5920番地	—	—	4,982	2,491
かただ公園	みずき野 6 丁目 6 番 25 号	—	—	3,000	1,500
山田公園	山田3358番地	—	—	3,398	1,699
青山海浜公園	関屋1829番地1	—	—	22,124	11,062

広域避難場所

施設名	所在地	T E L	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
寺尾中央公園	寺尾中央公園 1 番 1 号	—	—	64,065	32,032
佐潟公園	赤塚5404番地14	—	—	587,000	293,500

西蒲区
避難所

施設名	所在地	TEL	階数	地震時	洪水時		
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
岩室小学校	西長島510番地	0256-82-2026	3	2,647	○(注2)	全階可	2,647
				1,323			2,647
和納小学校	和納1212番地	0256-82-3028	3	2,392	○	全階可	2,392
				1,196			2,392
鎧郷小学校	天竺堂412番地4	0256-88-2121	4	1,967	○	全階可	1,967
				983			1,967
曾根小学校	曾根750番地	0256-88-3128	3	3,085	○	全階可	3,085
				1,542			3,085
升潟小学校	升潟2179番地	0256-88-2581	3	1,832	○(注1)	2階以上	1,002
				916			1,002
潟東東小学校	大原2397番地	0256-86-2305	2	1,929	×	—	964
潟東西小学校	横戸135番地	0256-86-2014	3	1,616	○(注1)	2階以上	712
				808			712
潟東南小学校	今井1031番地	0256-86-2205	3	1,565	○(注1)	2階以上	722
				782			722
中之口東小学校	小吉1100番地	025-375-2135	2	1,953	○	全階可	1,953
				976			1,953
中之口西小学校	打越甲244番地	025-375-3015	2	1,995	○	全階可	1,995
				997			1,995
巻南小学校	堀山新田1301番地	0256-72-2067	3	4,081	○	2階以上	1,806
				2,040			1,806
巻北小学校	竹野町163番地	0256-72-6131	3	3,498	○(注2)	全階可	3,498
				1,749			3,498
漆山小学校	馬堀4515番地	0256-73-2036	2	2,060	○	2階以上	861
				1,030			861
越前小学校	越前浜4670番地	0256-77-2052	2	1,999	○	全階可	1,999
				999			1,999
松野尾小学校	松野尾690番地	0256-72-2811	2	1,915	○	全階可	1,915
				957			1,915
岩室中学校	西中1421番地	0256-82-2059	3	2,955	○	全階可	2,955
				1,477			2,955
西川中学校	曾根1828番地3	0256-88-3148	3	5,316	○	2階以上	2,672
				2,658			2,672
潟東中学校	三方250番地	0256-86-3007	3	2,729	○(注1)	2階以上	1,153
				1,364			1,153
中之口中学校	中之口660番地	025-375-2337	3	2,775	○	全階可	2,775
				1,387			2,775
巻西中学校	仁箇42番地1	0256-72-3387	3	4,332	○	全階可	4,332
				2,166			4,332
巻東中学校	潟頭1493番地	0256-72-3332	3	4,305	○(注2)	2階以上	1,542
				2,152			1,542
西川竹園高等学校	鮎2番地1	0256-88-3131	3	1,735	○	2階以上	947
				867			947
巻高等学校	巻乙30番地1	0256-72-2351	3	1,929	○	2階以上	1,357
				964			1,357

図表2-64

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
西蒲高等特別支援学校	堀山新田51番地 1	0256-72-2049	3	1,018	○	2階以上	660
				509			660
巻総合高等学校	巻甲4295番地 1	0256-72-3261	3	1,844	○	2階以上	880
				922			880
中之口幼稚園	三ツ門57番地 1	025-375-2528	2	839	○	2階以上	196
				419			98
岩室保育園	橋本101番地 1	0256-82-2165	1	593	×	—	296
和納保育園	和納6125番地	0256-82-3009	1	495	○	全階可	495
				247			495
和納第二保育園	和納1966番地 7	0256-82-2169	1	254	○	全階可	254
				127			254
間瀬保育園	間瀬4290番地 1	0256-85-2131	1	159	○	全階可	159
				79			159
なかのくち保育園	三ツ門59番地 2	025-375-3060	1	712	×	—	356
かきの実保育園	仁箇1443番地 1	0256-72-0770	1	303	○	全階可	303
				151			303
七浦保育園	越前浜6905番地 6	0256-77-2002	1	470	○	全階可	470
				235			235
巻保育園	巻甲2644番地	0256-72-3356	2	459	○	2階以上	208
				229			208
巻つくし保育園	堀山新田256番地	0256-72-3990	1	455	×	—	227
松野尾保育園	松野尾2896番地	0256-72-3548	1	365	○	全階可	365
				182			365
漆山西保育園	並岡10番地 2	0256-72-8142	1	340	×	—	170
漆山東保育園	漆山3320番地	0256-76-2315	1	362	×	—	181
岩室地区公民館	西中860番地	0256-72-4444	3	1,741	○(注2)	全階可	1,741
				870			1,741
間瀬公民館	間瀬4287番地 1	0256-85-2373	3	138	○	全階可	138
				69			138
中之口地区公民館	中之口310番地	025-375-5008	2	1,491	○	全階可	1,491
				745			1,491
漆山公民館	馬堀6001番地56	0256-73-2660	1	245	×	—	122
峰岡公民館	鷺ノ木1633番地 9	0256-73-4055	1	238	○	全階可	238
				119			238
貝柄地区集会所	貝柄805番地 6	0256-88-6101	1	126	×	—	63
巻体育館	巻甲647番地	—	2	1,464	○	全階可	1,464
				732			1,464
岩室体育館	西中860番地	0256-82-4444	2	2,520	○(注2)	全階可	2,520
				1,260			2,520
中之口体育館	中之口298番地	025-375-5007	2	1,540	○	全階可	1,540
				770			1,540

図表 2—65

施設名	所在地	TEL	階数	地震時		洪水時	
				上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員	避難の可否	避難可能場所	上段：避難可能面積(m ²) 下段：避難可能人員
潟東体育館	三方2番地	0256-86-3115	2	3,005	○(注1)	2階以上	428
				1,502			428
漆山グラウンド・体育館	漆山3299番地3	—	1	768	×	—	
				384			
入徳館野外研修場	峰岡444番地2	0256-72-2876	1	392	○	全階可	392
				196			392
岩室健康増進センター「よりのなれ」	石瀬3331番地1	0256-82-2270	2	247	○	全階可	247
				123			247
岩室農村環境改善センター	和納3930番地	0256-82-5877	1	1,161	○	全階可	1,161
				580			1,161
岩室すこやかセンター	間瀬4290番地1	0256-85-2001	1	552	○	全階可	552
				276			552
西川体育センター	川崎番地1番地1	0256-88-7383	1	1,356	○	全階可	1,356
				678			1,356
西蒲区西川健康センター	旗屋701番地2	0256-88-5311	1	452	×	—	
				226			
潟東農村環境改善センター	三方1番地	0256-86-2311	2	1,112	○(注1)	2階以上	716
				556			716
巻農村環境改善センター※	福井3975番地1	0256-72-8848	2	908	○	全階可	908
				454			908
西蒲区巻地域保健福祉センター	巻甲4363番地	0256-72-7100	2	476	○	全階可	476
				238			476
中之口老人福祉センター	福島323番地	025-375-3230	1	188	○	全階可	188
				94			188
西川学習館	曾根1951番地	0256-88-6200	2	1,858	○(注1)	2階以上	1,476
				929			1,476
巻文化会館・巻地区公民館	巻甲635番地	0256-73-2219	3	5,954	○	全階可	5,954
				2,977			5,954
県立青少年研修センター	越前浜5597番地2	0256-77-2111	1	1,050	○	全階可	1,050
				525			1,050
角田山自然館	福井4067番地	0256-73-4817	2	302	○	全階可	302
				151			302
じよんのび館	福井4067番地	0256-72-4126	2	485	○	全階可	485
				242			485
巻ふるさと会館※	五ヶ浜2237番地	0256-78-2211	2	333	○	全階可	333
				166			333
巻やすらぎ会館	巻甲121番地1	0256-72-7120	1	266	○	全階可	266
				133			266
いこいの家西川荘	川崎308番地4	0256-88-2218	2	472	×	—	
				236			
西川だいの家	松崎73番地	0256-88-7610	1	66	○	全階可	66
				33			66
高屋ふれあいセンター	間瀬5165番地2	0256-85-2838	1	50	○	全階可	50
				25			50

(※) 巻農村環境改善センター及び巻ふるさと会館は土砂災害危険時の避難は不可

一時避難場所

施設名	所在地	T E L	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
岩室野球場	西中889番地 1	—	—	10,329	5,164
丸小山公園	岩室温泉1661番地 1	—	—	7,809	3,904
わなみ農村公園	和納4185番地	—	—	3,500	1,750
西川筋広場	曾根 7 番地 1	—	—	2,027	1,013
升岡農村公園	升岡新田143番地	—	—	1,980	990
押付地区公園	押付269番地 1	—	—	2,813	1,406
升潟児童遊園	大潟384番地 1	—	—	2,613	1,306
鮎地区公園	鮎340番地 1	—	—	2,772	1,386
西川ふれあい公園	松崎73番地	—	—	25,983	12,991
潟東東公園	井随436番地	—	—	2,772	1,386
潟東西公園	横戸1960番地	—	—	25,983	12,991
潟東南公園	今井455番地 1	—	—	2,772	1,386
潟東北公園	五之上253番地 3	—	—	25,983	12,991
潟浦新児童遊園	上小吉1481番地	—	—	1,244	622
六分児童遊園	六分813番地 1	—	—	479	239
針ヶ曾根児童遊園	針ヶ曾根401番地	—	—	875	437
河間児童遊園	河間169番地	—	—	457	228
打越児童遊園	打越丙427番地 1	—	—	2,638	1,319
道上児童遊園	道上414番地	—	—	1,011	505
中之口出張所駐車場	中之口626番地	—	—	8,345	4,172
スボレック中之口駐車場	中之口298番地	—	—	2,534	1,267
県農業大学校	巻甲12007番地	—	—	15,000	7,500
すわ保育園 (広場)	巻甲763番地 1	—	—	1,000	500

広域避難場所

施設名	所在地	T E L	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	収容可能人員 (人)
城山運動公園	峰岡580番地	—	—	145,555	72,777
上堰潟公園	松野尾1番地	—	—	260,769	130,384

表 2-3-2-1 浸水想定区域内の地下施設

名 称	所在地
D e k k y 4 0 1	中央区上近江4丁目12番20号
万代シティ新潟伊勢丹ビル	中央区八千代1丁目6番1号
三越新潟店	中央区西堀通5番町866番地
ラブラ万代	中央区万代1丁目5番1号
ANA CROWNE PLAZA ホテル新潟	中央区万代5丁目11番20号
ブラーカ1・2	中央区笹口1丁目1番1号
ブラーカ3	中央区天神1丁目1番1号
万代シネモール	中央区万代1丁目3番1号
万代シルバーホテル	中央区万代1丁目3番30号
東日本旅客鉄道(株) 新潟支社ビル	中央区花園1丁目1番1号
イタリア軒	中央区西堀通7番町1574番地
大竹座プレイコール	中央区古町通8番町1493番地7
N E X T 2 1	中央区西堀前通6番町866番地
新潟プラザビル(大和)	中央区古町通7番町952番地
西堀ローサ	中央区西堀前通6番町894番地1
アパホテル新潟東中通	中央区東中通2番町289番地2
ちょこざいや古町店	中央区古町通7番町1002番地1
C S 新潟ビル	中央区古町通7番町998番地1
ノアビル	中央区古町通7番町920番地
Y U U ビル	中央区西堀前通8番町1515
新潟中央会館	中央区古町通8番町1430
第一ソーシャルビル	中央区西堀前通9番町1528-3
ノットビル	中央区古町通9番町1452番地2
クオリスビル	中央区東大通1丁目2番5号
ホテルリッチ新潟	中央区東大通2丁目1番21号
ホテルカワイ	中央区弁天1丁目3番10号
グリーンビル	中央区弁天1丁目4番23号
I M A ビル	中央区弁天1丁目4番29号
山長ビル	中央区東大通2丁目3番25号
まるよし第2ビル	中央区弁天3丁目2番30号
堀川ビル	中央区東大通1丁目1番16号
河竹ビル	中央区東大通1丁目2番8号

来々軒ビル	中央区東大通1丁目1番10号
アベニュー駅南	中央区米山2丁目2番12号
新潟第一ホテル	中央区花園1丁目3番12号
バルコニオンビル	中央区東大通1-11-12
マルタケビルディング	中央区東大通1丁目4番1号
KDX新潟ビル	中央区東大通2丁目5番1号
新潟あおば生命ビル	中央区万代4丁目1番6号
駅前共同ビル	中央区東大通1丁目6番29号
ヌービル	中央区笹口1-20-13
新津ロイヤルコープ	秋葉区新津本町2丁目7番3号

图 2-3-3-2 急傾斜地模式图

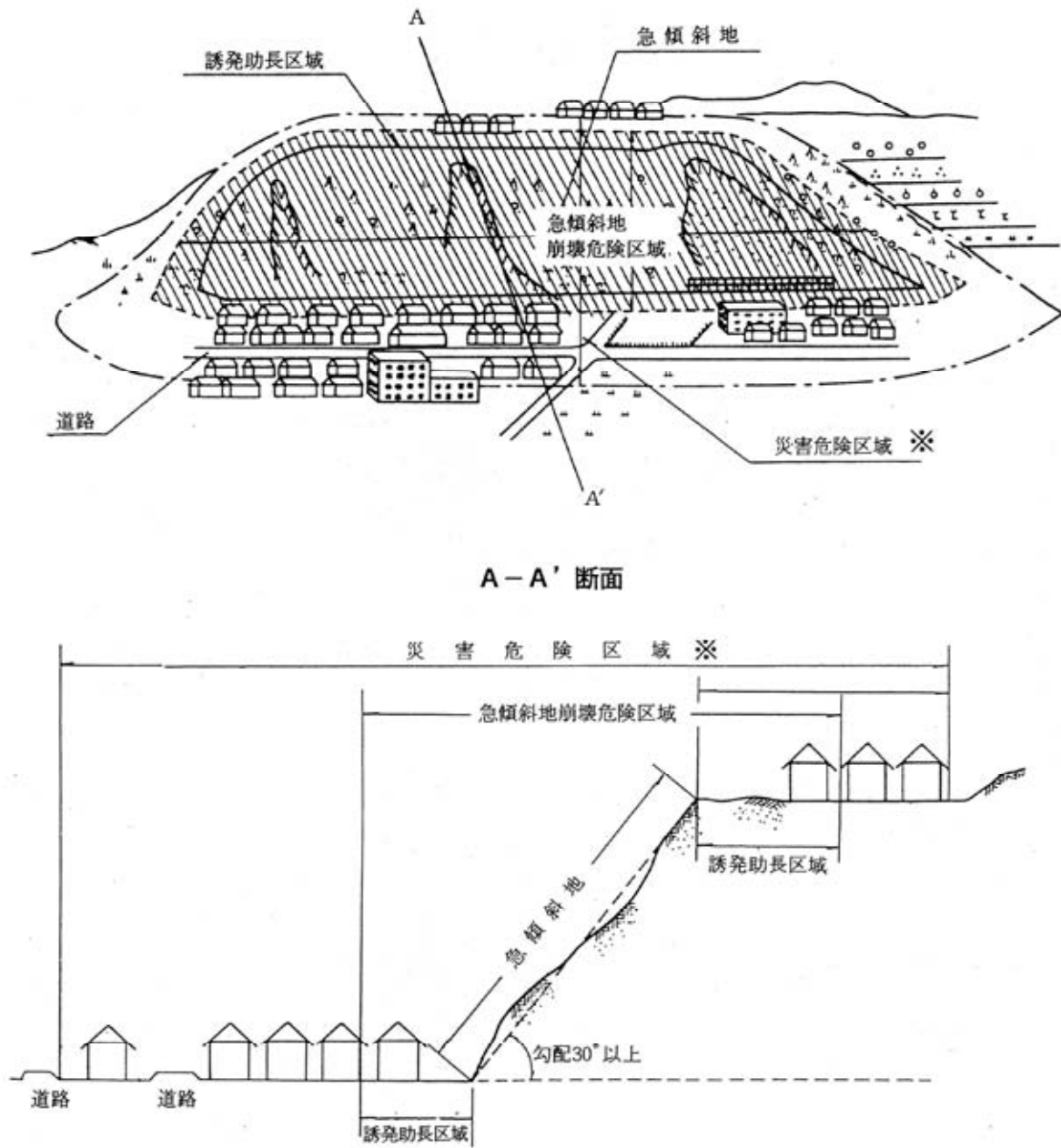


表 2-4-2-1 津波避難ビルの所在地等

北区

施設名	所在地	避難場所等	収容可能見込数 (人)
松浜小学校	松浜 3 丁目 19 番地 1	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	3,600
松浜中学校	松浜 5 丁目 12 番地 2	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	2,500

東区

施設名	所在地	避難場所等	収容可能見込数 (人)
山の下小学校	山の下町 8 番 55 号	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	2,400
桃山小学校	桃山町 2 丁目 204 番地	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	2,800
山の下中学校	秋葉通 2 丁目 3722 番 7 号	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	3,200

中央区

施設名	所在地	避難場所等	収容可能見込数 (人)
白山小学校	川端町 1 丁目 1 番地	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	2,000
豊照小学校	見方町 2518 番地	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	2,000
入舟小学校	稲荷町 3511 番地	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	3,000
万代長嶺小学校	東万代町 4 番 1 号	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	2,600
南万代小学校	幸西 4 丁目 1 番 1 号	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	2,600
宮浦中学校	万代 5 丁目 6 番 1 号	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	3,400
万代高等学校	沼垂東 6 丁目 8 番 1 号	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	6,700
明鏡高等学校	沼垂東 6 丁目 11 番 1 号	校舎 3 階以上、屋上 ※1 夜間休日は協力者が開錠	2,600
ANAクラウンプラザホテル新潟	万代 5 丁目 11 番 20 号	3 階 大宴会場「飛翔」(但し 使用中の場合は同階ロビー及 びホワイエとする。)	1,100
スーパーホテル新潟	明石 1 丁目 6 番 13 号	3~6 階 廊下	200
ドリーミン新潟	明石 1 丁目 7 番 14 号	3~7 階 廊下	640
ニイガタ和光ホテル	東大通 1 丁目 7 番 20 号	3~屋上階 廊下、ベランダ	500
万代島ビル (ホテル日航新潟)	万代島 5 番 1 号	【ホテル朱鷺メッセ(株)所有部分】 3 階 ロビー、ファウンテン 4 階 ホワイエ 【共用部分】 2 階 エスプラナード	1,560

※1 収容可能見込数は、床面積に有効率0.8を乗じ、1平方メートル当たり1人収容可能として算出した。

図3-1-1-1 津波予報区



(資料：気象庁ホームページ)

表 3 - 1 - 2 - 1 応援要請先及び応援要請の連絡先

名称	電話番号	
	平日昼間	平日夜間・休日
新潟県 防災局危機対策課	025-282-1638	025-285-5511
関東財務局新潟財務事務所 総務課	025-229-2632	025-229-2634
北陸農政局新潟地域センター 農政推進グループ 6 次チーム	025-228-5211	025-228-5211
北陸地方整備局 企画部防災課	025-280-8836	025-280-8836
北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所	025-222-6111	025-222-6111
北陸地方整備局新潟国道事務所 防災情報課	025-244-2159	025-244-2159
北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 総務課	025-266-7131	025-266-7131
北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 総務課	0250-22-2211	0250-22-2211
北陸信越運輸局 総務課	025-244-6111	025-244-6111
東京航空局新潟空港事務所 総務課	025-273-4567	025-273-4567
海上保安庁第九管区新潟海上保安本部 新潟海上保安部警備救難課	025-247-0118	025-247-0118
新潟地方气象台 防災業務課	025-244-1703	025-244-1701
新潟労働基準監督署 業務課	025-266-3131	025-266-3133
陸上自衛隊 第 3 0 普通科連隊	0254-22-3151	0254-22-3151
札幌市 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課	011-211-3062	011-215-2080
仙台市 消防局防災安全部防災安全課	022-234-1111 内線 2331～2334	022-234-1111
さいたま市 総務局危機管理部	048-829-1124	048-829-1958
千葉市 市民局市民部総合防災課	043-245-5552	043-245-5500
東京都 総務局総合防災部	03-5388-2486	03-5388-2459
川崎市 総務局危機管理室	044-200-2923	044-200-2890
横浜市 消防局危機管理室緊急対策	045-671-2064	045-671-2064
静岡市 消防防災局 防災部 防災指導課	054-251-5783	054-255-9700

浜松市 生活文化部危機管理課	053-457-2537	053-457-2066
名古屋市 防災局防災室	052-972-3522	052-961-0119
京都市 消防局防災危機管理室	075-212-6792	075-212-6750
大阪市 危機管理室	06-6208-7388	06-4393-4988
堺市 危機管理室	072-228-7605	072-228-7080
神戸市 危機管理室	078-322-6487	078-333-0119
岡山市 総務局防災対策課	086-803-1082	086-803-1082
広島市 消防局危機管理部	082-546-3447	082-243-0119
北九州市 消防局危機管理室	093-582-2110	093-582-3823
福岡市 市民局生活安全・危機対策部防災・危機管理課	092-711-4056	080-1782-2182
長岡市 危機管理防災本部	0258-39-2262	0258-35-1123
三条市 行政課	0256-34-5511	0256-34-5511
新発田市 地域安全課	0254-22-3101 内線 1333	0254-22-3101
加茂市 総務課	0256-52-0080 内線 321	0256-52-0080
燕市 総務課	0256-92-2111	0256-92-2111
五泉市 総務課	0250-43-3911 内線333	0250-43-3911
阿賀野市 総務課	0250-61-2471	0250-61-2510
佐渡市 防災管財課	0259-63-5135	0259-63-5135
聖籠町 生活環境課	0254-27-2111	0254-27-2111
田上町 総務課	0256-57-6222	0256-57-6222
弥彦村 総務課	0256-94-3131	0256-94-3131

表 3 - 1 - 3 - 1 自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者	
担当部課名等	部 課 係 担当者名 Tel . 防災無線 . その他 .
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼理由	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日 年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内 施設等名称
現地連絡員	部 課 係 担当者名
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

表 3-1-3-2 自衛隊宿泊適地及び野営適地

名 称	所 在 地	建物又は敷地面積 (㎡)
市体育館	中央区一番堀通町 3-1	5,994
濁川運動広場	北区濁川3947-1	34,266
南浜運動広場	北区島見町 2-244	21,526
中地区運動広場	東区下山 1-93-1	18,836
津島屋運動広場	東区津島屋 6-5-1	10,208
新津東部運動広場	秋葉区古田ノ内大野開	29,529
木崎野球場	北区木崎491	24,846
白根総合公園多目的広場	南区上下諏訪木1811	25,000

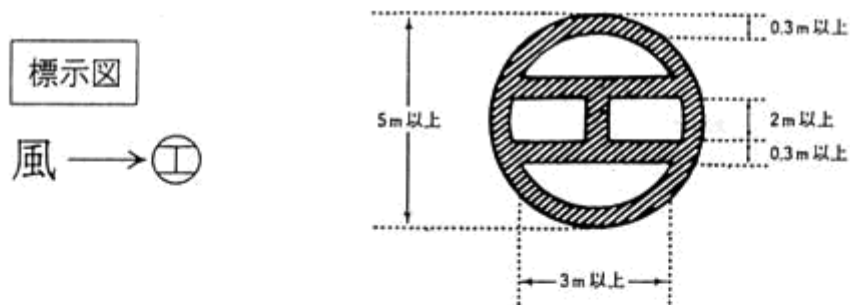
表 3-1-3-3 ヘリコプター離着陸可能場所

表 3-1-4-6 ヘリコプター離着陸可能場所

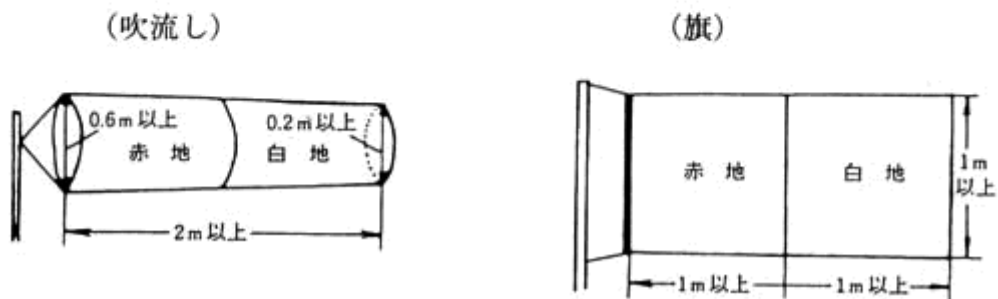
名称	所在地	緯度	施設管理者等	連絡先	幅×長さ (m)
		経度			
新潟市河川防災 ステーションヘリポート	北区太田字兵 1318-1	北緯 37 度 54 分 49 秒	市長（北区総務課）	025-387-1115	30×60
		東経 139 度 14 分 16 秒			
新潟空港 A 滑走路 B 滑走路 エプロン S エプロン	東区松浜町地内	北緯 37 度 57 分 13 秒	国土交通省 新潟空港事務所長	025-273-0263	
		東経 139 度 06 分 49 秒			1,314×45
					2,500×45
					565×190
		140×81			
阿賀野河川公園	東区本所地内	北緯 37 度 55 分 01 秒	市長（東区総務課）	025-250-2720	300×200
		東経 139 度 08 分 28 秒			
北陸地方整備局 防災ヘリポート（臨時）	中央区綱川原地先	北緯 37 度 53 分 47 秒	国土交通省 信濃川下流河川事務所	025-267-6857	20×17
		東経 139 度 00 分 53 秒			
新潟県庁ヘリポート	中央新光町地内	北緯 37 度 54 分 05 秒	知事	025-285-5511	23×19
		東経 139 度 01 分 58 秒			
鳥屋野野球場	中央区女池地内	北緯 37 度 53 分 24 秒	市長（中央区総務課）	025-223-7064	120×120
		東経 139 度 02 分 49 秒			
新潟市産業振興センター駐車場	中央区鐘木地内	北緯 37 度 52 分 52 秒	市長（経済・国際部商工振興課）	025-226-1629	150×100
		東経 139 度 01 分 42 秒			
陸上競技場補助グラウンド	中央区一番堀通町地内	北緯 37 度 54 分 47 秒	市長（中央区総務課）	025-223-7064	100×50
		東経 139 度 02 分 16 分			
市之瀬最終処分場グラウンド	秋葉区市之瀬 746	北緯 37 度 50 分 01 秒	市長（秋葉区総務課）	0250-25-5470	150×125
		東経 139 度 04 分 34 秒			
秋葉区役所北側駐車場	秋葉区程島 2009	北緯 37 度 47 分 26 秒	市長（秋葉区総務課）	0250-25-5470	160×35
		東経 139 度 06 分 48 秒			
赤渋防災ステーション （臨時）	南区赤渋地内	北緯 37 度 47 分 20 秒	国土交通省 信濃川下流河川事務所	025-267-6857	19×19
		東経 139 度 03 分 26 秒			
白根総合運動公園多目的広場	南区上下諏訪木 1811	北緯 37 度 45 分 33 秒	市長（南区総務課）	025-372-6431	190×120
		東経 139 度 01 分 09 秒			
小針野球場	西区小針 1 丁目地内	北緯 37 度 53 分 16 秒	市長（西区総務課）	025-265-7120	90×90
		東経 139 度 00 分 16 秒			
新潟県消防学校	西区曾和地内	北緯 37 度 50 分 52 秒	知事	025-262-4141	65×60
		東経 138 度 56 分 75 秒			
城山運動公園サブ野球場	西蒲区伏部地内	北緯 37 度 45 分 56 秒	市長（西蒲区総務課）	0256-72-8143	70×70
		東経 138 度 51 分 11 秒			

表 3-1-3-4 離着陸場の標示等

1 離着陸場の表示



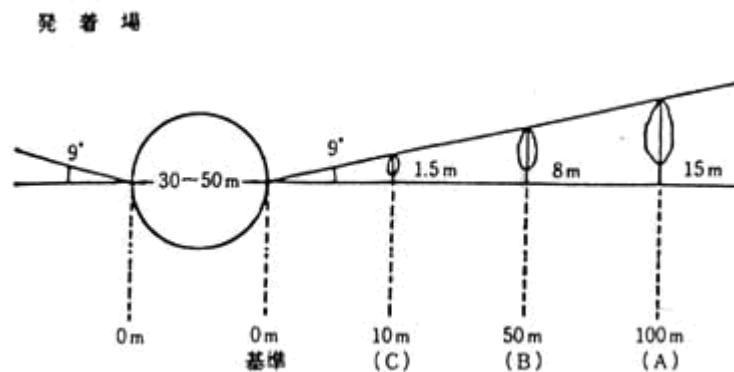
(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。



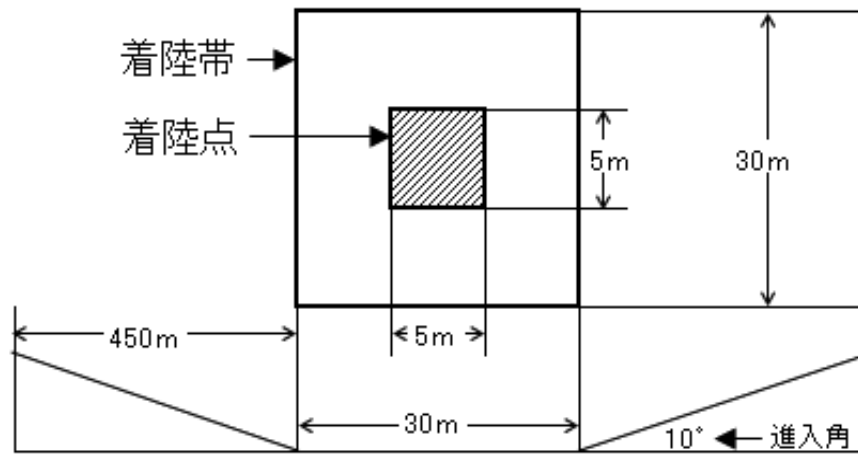
- (1) 風向きに対して、石灰等で ⊕ を書くこと
- (2) ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

2 離着陸場における安全

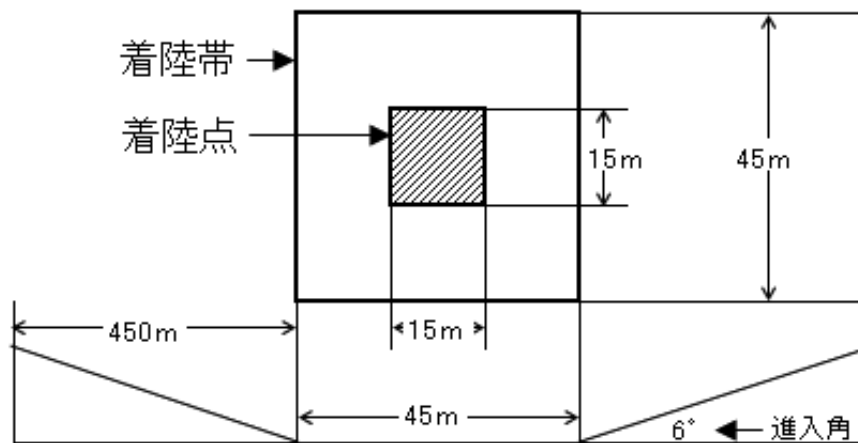
- (1) 離着陸場は平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。
- (2) 離着陸場の半径25m以内には人が入らないこと。



(3) ア 小型機 (OH-6) の場合



イ 中型機 (UH-60) の場合



ウ 大型機 (CH-47) の場合

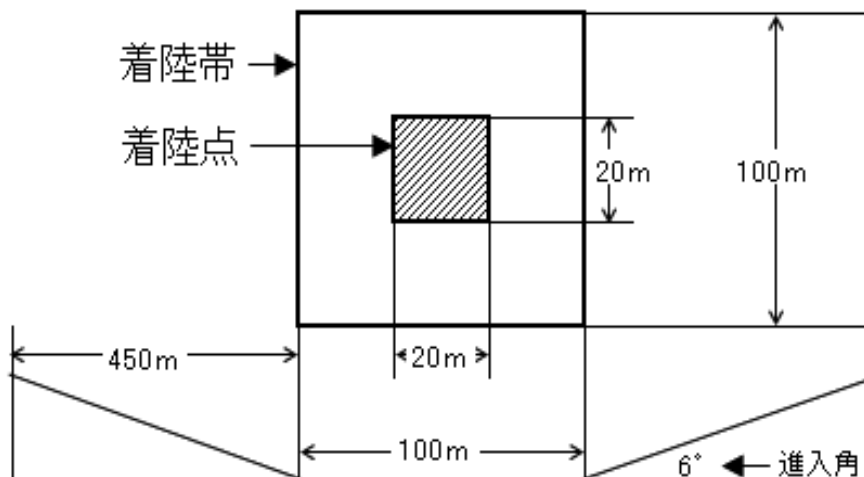


表 3 - 1 - 4 - 1 緊急消防援助隊応援要請連絡票

緊急消防援助隊応援要請連絡票(様式1)

第	報
平成	年 月 日

新潟県知事様

新潟市長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊 災 害 部 隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N 災 害 対 応 隊	
	救 急 部 隊			B 災 害 対 応 隊	
	航 空 部 隊			C 災 害 対 応 隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特に指定なし			密閉空間火災等対応隊	
特殊 装 備 部 隊				遠 距 離 大 量 送 水 隊	
	その他の部隊				
その他の情報 (必要資機材, 装備等)					
連絡責任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ F A X 番 号
	新潟市長	消防局総務課			TEL025-223-3192 FAX025-223-3174

表 3 - 1 - 4 - 1 緊急消防援助隊応援要請連絡票

緊急消防援助隊応援要請連絡票(様式1-2)

第	報
平成	年 月 日

消 防 庁 長 官 様

新 潟 市 長

緊急消防援助隊の応援要請について

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分				
災 害 発 生 場 所					
災 害 の 種 別 ・ 状 況					
人 的 ・ 物 的 被 害 の 状 況					
応 援 要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分				
必 要 応 援 部 隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特 殊 災 害 部 隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N 災 害 対 応 隊	
	救 急 部 隊			B 災 害 対 応 隊	
	航 空 部 隊		部 隊	C 災 害 対 応 隊	
	水 上 部 隊			大 規 模 危 険 物 火 災 等 対 応 隊	
	特 に 指 定 な し		特 殊 装 備 部 隊	密 閉 空 間 火 災 等 対 応 隊	
			遠 距 離 大 量 送 水 隊		
			そ の 他 の 部 隊		
応 援 部 隊 の 集 結 場 所 及 び 到 達 ル ー ト			決 定 (添 付 書 類 部) ・ 未 決 定		
指 揮 体 制 及 び 無 線 運 用 体 制			決 定 (添 付 書 類 部) ・ 未 決 定		
そ の 他 の 情 報 (必要資機材, 装備等)					
そ の 他 の 添 付 書 類					
連 絡 責 任 者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ F A X 番 号
	新 潟 市 長	消 防 局 総 務 課			TEL 025-223-3192 FAX 025-223-3174

表3-1-4-2 応援要請時の主な連絡先

【主要関係機関】

区分	名称	時間帯別	連絡窓口	N T T		衛星電話（自局14+相手番号）		消防防災無線電話無線電話		
				電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
国	総務省消防庁	昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-9043421	048-500-9049033	7527	7537	
		夜間	危機管理センター（宿直室）	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-9049101	048-500-9049036	7782	7789	
指揮支援部隊所属消防本部	仙台市消防局	昼間	警防課	022-234-1111	022-234-4280	004-621-2261	004-621-2249	-	-	
		夜間	指令課		022-234-2364	004-621-6666	004-621-2287	-	-	
	札幌市消防局	昼間	消防救助課	011-215-2060	011-272-9119	011-235-3-2060	011-235-4-3-70	-	-	
		夜間	指令課	011-215-2080		011-235-3-2080	011-235-4-3080	-	-	
	東京消防庁	昼間	警防課計画係	03-3212-2111	03-3213-1476	013-601-01-4624	013-601-01-6704	-	-	
		夜間	警防課指揮隊					-	-	
	横浜市消防局	昼間	警防部計画課	045-334-6712	045-334-6710	014-700-10-712	014-700-10-710	-	-	
		夜間	指令課	045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-777	014-700-10-730	-	-	
	川崎市消防局	昼間	警防課	044-223-2605	044-223-2619	014-300-301-2401	014-300-301-2499	-	-	
		夜間	指令課	044-200-0119	044-223-2654	014-300-301-2633	014-300-301-2699	-	-	
	第1次出動都道府県隊代表消防本部 ●代表○代行	山形県	昼間	総合防災課	023-630-2228	023-633-4711	006-800-1245	006-800-1500	06-511	06-500
			夜間	巡視室	023-630-2754	023-630-4711	006-800-1230		-	-
●山形市消防本部		昼間	警防課	023-634-1197	023-624-6687	006-744-904	006-744-950	-	-	
		夜間	通信指令課	023-634-1198	023-631-7320	006-744-901	006-744-950	-	-	
○鶴岡地区消防本部		昼間	警防課	0235-22-8320	0235-23-0119	006-757-104	006-757-150	-	-	
		夜間	通信指令課	0235-22-8321		006-757-101		-	-	
福島県		昼間	災害対策グループ	024-521-7194	024-521-7920	007-200-2632	007-200-5634	07-61	07-60	
		夜間		090-6258-3326				-	-	
●福島市消防本部		昼間	警防課	024-534-9102	024-534-0310	007-270-88-220	007-270-10	-	-	
		夜間	通信指令課	024-534-0119		007-270-88-241		-	-	
○郡山広域消防本部		昼間	警防課	024-923-8173	024-923-1228	007-370-88-470	007-370-10	-	-	
		夜間	通信指令課	024-923-8174	024-933-7365	007-370-88-640		-	-	
群馬県		昼間	消防防災課	027-226-2242	027-221-0158	010-300-2250	010-300-4453	10-352	10-310	
		夜間								
●前橋広域消防本部		昼間	警防課	027-220-4513	027-220-4527	010-701-1351	010-701-1390	71-3185	81-4181	
		夜間	通信指令課	027-220-4500	027-220-4528			-	-	
○高崎市等広域消防局		昼間	通信指令課	027-324-2216				-	-	
		夜間		027-322-2391	027-323-1993			-	-	
長野県	昼間	危機管理・消防防災課	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5204	020-231-5299	20-211	20-241		
	夜間						-	-		
●長野市消防局	昼間	総務課	026-227-8000	026-226-8461	020-201-6101	020-201-6132	-	-		
	夜間	通信指令課	026-226-0119	026-228-6398	020-201-1135	020-201-6132	-	-		
○松本広域消防局	昼間	松本広域局	0263-25-0119	0263-25-3987	020-533-8-31	020-533-76	-	-		
	夜間	通信指令課	0263-25-6108	0263-25-6108			-	-		

北海道	昼間	防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	001-210-39-898	001-210-39-899		
	夜間							
●札幌市消防局	昼間	消防救助課	011-215-2060	011-272-9119	001-235-3-2060	001-235-4-3070	-	-
	夜間	指令課	011-272-2080	011-261-9119	001-235-3-2080	001-235-4-3080		
○函館市消防本部	昼間	警防課	0138-22-2146	0138-22-2136	001-260-3-3996	-	-	-
	夜間		0138-22-2126	0138-22-3408				
○旭川市消防本部	昼間	警防課	0166-25-8352	0166-24-2229	001-560-3-5931	001-560-10 (市総務課)	-	-
	夜間	指令統制課	0166-23-5413	0166-27-0523	001-560-3-5960			
青森県	昼間	防災消防課	017-734-9087	017-722-4867	002-801-1-2091	002-801-7210	02-221	02-229
	夜間							
●青森地域消防本部	昼間	通信指令課	017-775-0851	017-775-1444	002-901-7109	002-901-7100	-	-
	夜間							
○弘前地区消防本部	昼間	通信指令課	0172-32-5101	0172-33-0119	002-902-7109	002-902-7100	-	-
	夜間							
岩手県	昼間	総合防災室	019-629-5156	019-629-5179	003-111-22-5156	003-111-22-5174	03-17	03-40
	夜間	守衛室					03-19	03-19
●盛岡地域消防本部	昼間	通信指令課	0191-25-0119	0191-25-5922	003-534-1	003-534-9	-	-
	夜間							
○両磐地区消防本部	昼間	警防課(平日)	0191-25-0119	0191-25-5922	003-534-1	003-534-9	-	-
	夜間	通信指令課						
宮城県	昼間	消防課	022-211-2372	022-211-2398	004-220-8-2372	004-220-8-2398	04-82372	04-82398
	夜間	防災センター	022-211-2140	022-211-2120	004-220-8-2140	004-220-8-2120	04-82140	04-82120
●仙台市消防局	昼間	警防課	022-234-1111	022-234-4280	004-621-2261	004-621-2249	-	-
	夜間	指令課		022-234-2364	004-621-6666	004-621-2287		
○塩釜地区消防本部	昼間	指令課	022-361-0119	022-365-1190	004-623-1	004-623-2	-	-
	夜間							
秋田県	昼間	総合防災課	018-860-4566	018-824-1190	005-100-503	005-100-590	05-11	05-52
	夜間							
●秋田市消防本部	昼間	警防課	018-823-4243	018-823-9006	005-201-474	005-201-330	-	-
	夜間	指令課	018-823-4265	018-823-7214	005-201-325			
○大曲仙北消防本部	昼間	警防課	0187-63-0314	0187-62-3493	005-162-51	005-162-50	-	-
	夜間	指令課	0187-63-0344	0187-63-0347	005-162-59			
茨城県	昼間	消防防災課	029-301-2879	029-301-2898	008-600-2879	008-600-2898	08-611	08-600
	夜間							
●水戸市消防本部	昼間	警防課	029-221-0159	029-224-1139	008-800-1-241	-	-	-
	夜間	通信指令室	029-221-0111	029-224-0147				
○日立市消防本部	昼間	指令室	0294-24-0119	0294-22-0119	008-801-405	008-801-300	-	-
	夜間							
栃木県	昼間	消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	009-500-2132	009-500-2146	09-2132	09-7506
	夜間							
●宇都宮市消防本部	昼間	通信指令課	028-625-5500	028-625-3001	009-651-02	009-651-02	-	-
	夜間							
○小山市消防本部	昼間	総務課	0285-22-1119	0285-25-1132	009-654-26	009-654-01	-	-
	夜間	通信指令課			009-654-30			

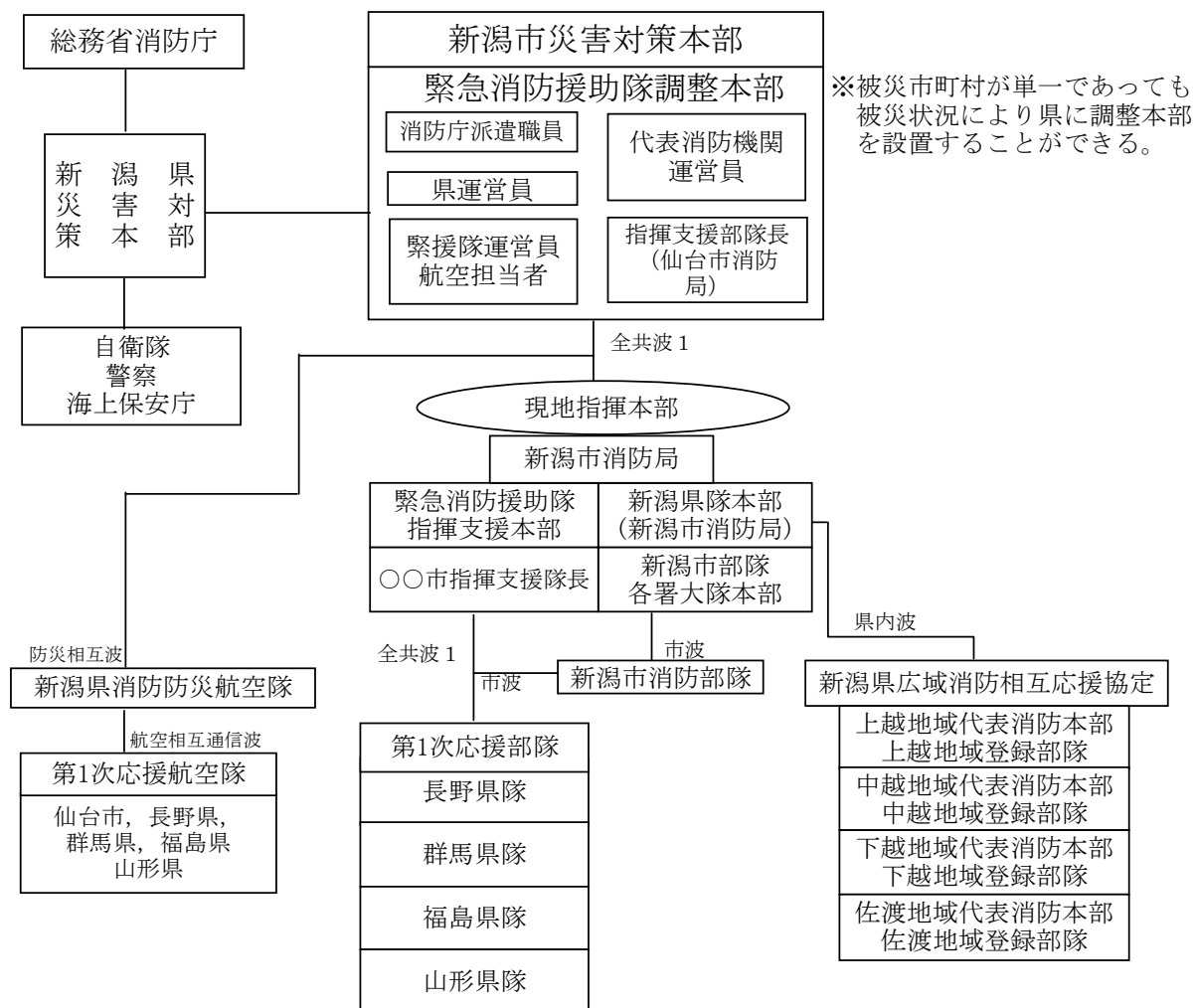
出動準備都道府県代表消防本部 ●代表 ○代行

出 動 準 備 都 道 府 県 代 表 消 防 本 部 ● 代 表 ○ 代 行	埼 玉 県	昼間	消防防災課	048-830-3166	048-830-4776	011-200-63171	011-200-64776	11-63166	11-950	
		夜間	防災無線室	048-822-4149	048-824-7079	011-200-63166	011-200-950			
	●さいたま市消防局	昼間	警防課	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5612	011-704-7201	-	-	
		夜間	指令課	048-833-5000	048-833-1237	011-704-5521	011-704-1237			
	○川口市消防本部	昼間	指令センター		048-261-7351	048-262-5050	011-703-3119	011-703-498	-	-
		夜間								
	千 葉 県	昼間	消防地震防災課	043-223-2175	043-222-5208	012-500-7221	012-500-7298	12-7221	12-7656	
		夜間	情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	012-500-7225	012-500-7110	12-7225		
	●千葉市消防局	昼間	警防課	043-202-1653	043-202-1654	012-101-8031111	012-101-8003109	-	-	
		夜間	指令課	043-223-1831	043-202-1678	012-101-8003661	012-101-8003669			
	○船橋市消防局	昼間	指令課		047-435-1111	047-432-8229	012-204-731	012-204-732	-	-
		夜間								
	東 京 都	昼間	防災対策課	03-5388-2456	03-5388-1260	013-100-5672	013-100-5011	13-5672	13-5096	
		夜間	夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	013-100-5349	013-100-5023	13-5349		
	●東京消防庁	昼間	警防課計画係	03-3212-2111	03-3213-1476	013-601-01-6704	013-601-01-6704	-	-	
		夜間	警防課指揮隊							
	神奈川県	昼間	災害消防課	045-210-3436	045-210-8829	014-100-22	014-100-34	14-22	14-34	
		夜間	災害消防課当直	045-210-3456	045-201-6409					
	●川崎市消防局	昼間	警防課	044-223-2605	044-223-2619	014-300-301-2401	014-300-301-2499	-	-	
		夜間	指令課	044-200-0119	044-223-2654	014-300-301-2633	014-300-301-2699			
○横浜市消防局	昼間	警防部計画課	045-334-6712	045-334-6710	014-700-10-712	014-700-10-710	-	-		
	夜間	指令課	045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-777	014-700-10-730				
石 川 県	昼間	消防防災課	076-225-1481	076-225-1484	017-111-4287	017-111-7580	17-4287	17-6897		
	夜間	当直								
●金沢市消防局	昼間	警防課	076-280-3094	076-280-0020	017-451	017-451	80-201	80-201		
	夜間	統制指令課	076-280-0119	076-280-9946						
○白山石川消防本部	昼間	消防課警防係	076-276-6035	076-276-5237	017-458	017-458	-	-		
	夜間	松任署当直司令	076-276-1119							
福 井 県	昼間	危機対策・防災課	0776-20-0309	0776-22-7617	018-111-61-2175	018-111-61-2159	18-111	18-112		
	夜間		0776-20-0742				18-113	18-113		
●福井市消防局	昼間	救急救助課	0776-20-0119	0776-20-3119	018-350-2	018-350-1-1259	70-236	70-286		
	夜間									
○敦賀美方消防本部	昼間	警防課	0770-20-0119	0770-22-0685	018-356-2	018-356-1-399	78-336	78-336		
	夜間									
富 山 県	昼間	消防防災課	076-444-3188	076-444-3489	016-111-3364	016-111-2827	16-3364	16-2827		
	夜間		076-431-4111							
●富山市消防局	昼間	警防課	076-493-4141	076-493-4011	016-501-242	016-501-265	-	-		
	夜間	通信指令課								
○高岡市消防本部	昼間	警防課	0766-22-3131	0766-26-7002	016-511-233	016-511-358	-	-		
	夜間	通信指令課		0766-22-3498	016-511-245					
山 梨 県	昼間	消防防災課	055-223-1430	055-223-1429	019-200-2500	019-200-2519	19-30	19-21		
	夜間	宿直室	055-223-1858	055-223-1858	019-200-2535	019-200-2535	-	-		
●甲府地区消防本部	昼間	指令課	055-222-1190	055-222-7583	019-213	-	-	-		
	夜間			055-235-1351						
○富士五湖消防本部	昼間	消防課	0555-22-4421	0555-22-8538	019-433	-	-	-		
	夜間	指令課	0555-223-1853	0555-24-4420						

図表 3 - 13

表 3 - 1 - 4 - 3 無線運用体制及び無線運用系統

新潟市緊急消防援助隊受援（被災地単一）における系統図



※被災市町村が単一であっても被災状況により県に調整本部を設置することができる。

指揮支援隊長
 仙台市消防局指揮支援隊
 札幌市消防局指揮支援隊
 東京消防庁指揮支援隊
 横浜市消防局指揮支援隊
 川崎市消防局指揮支援隊

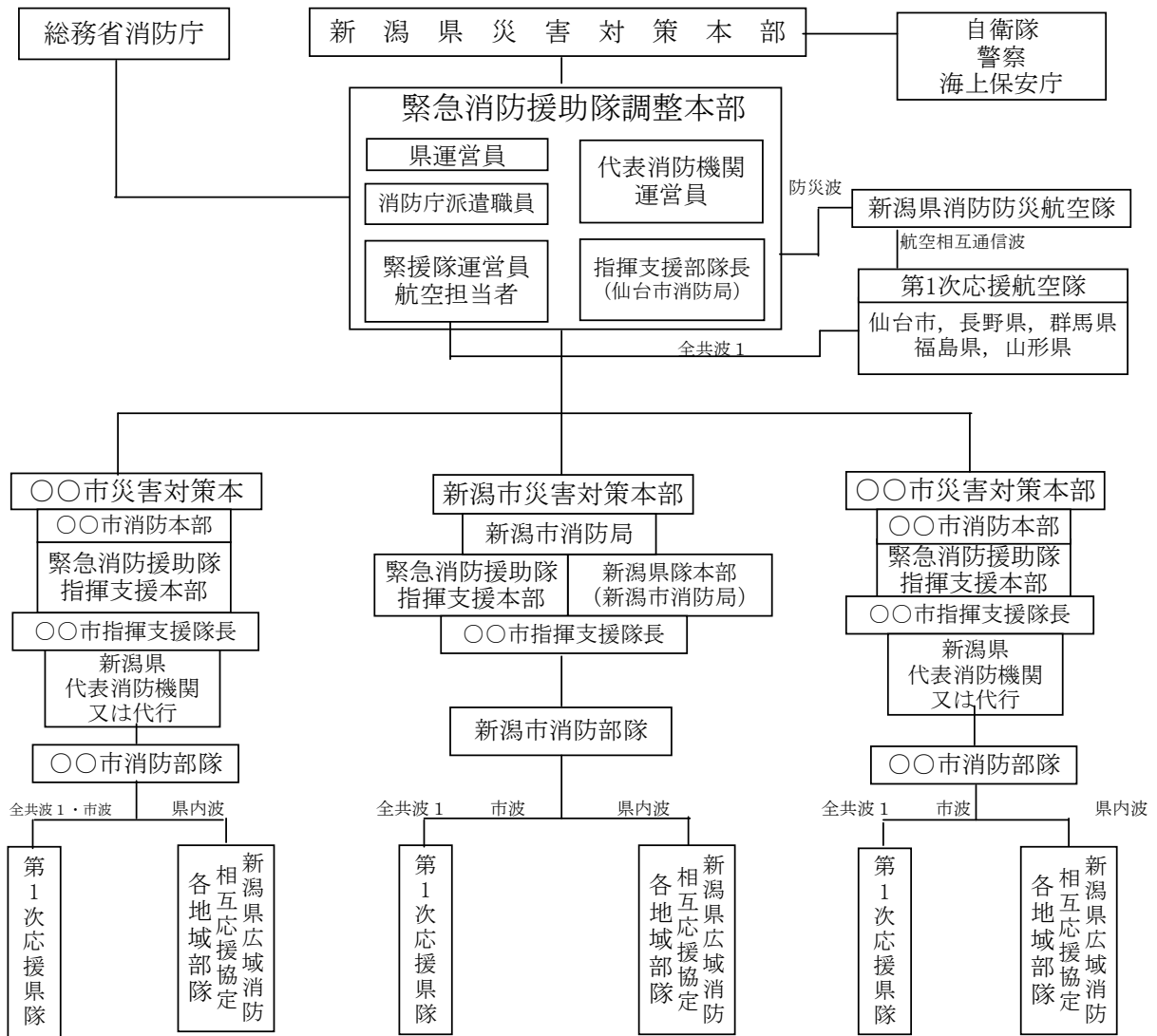
第1次応援県隊
 山形, 福島
 群馬, 長野

出動準備都道県隊
 宮城, 秋田, 茨城
 栃木, 埼玉, 千葉,
 東京, 神奈川, 富山
 石川, 福井, 山梨

広域航空応援隊

名 称	周波数	全国波
全国共通波 1	150.73	調整本部, 指揮支援本部, 県隊本部相互間は全共 1 Ch。 統制は指揮支援部隊長
全国共通波 2	148.75	
全国共通波 3	154.15	
新潟県消防県内共通波	152.77	他の都道府県内波
防災相互通信波	158.35	各県隊の部隊内で使用。統制は各県隊長
新潟県割当運行管理通信波	131.975	県内応援隊間で使用。統制は県隊本部
航空相互通信波	122.6	市町村波
災害時飛行援助通信波	123.45	新潟市消防局と応援都道府県隊間に使用し, 新潟市消防局は無線機を貸し出す。又は無線機を携帯した連絡員を派遣する。

新潟市緊急消防援助隊受援（被災地複数市町村）における系統図



指揮支援隊長
 仙台市消防局指揮支援隊
 札幌市消防局指揮支援隊
 東京消防庁指揮支援隊
 横浜市消防局指揮支援隊
 川崎市消防局指揮支援隊

第1次応援県隊
 山形、福島
 群馬、長野

出動準備都道県隊
 宮城、秋田、茨城
 栃木、埼玉、千葉
 東京、神奈川、富山
 石川、福井、山梨

広域航空応援隊

名	称	周波数
全国共通波 1		150.73
全国共通波 2		148.75
全国共通波 3		154.15
新潟県消防県内共通波		152.77
防災相互通信波		158.35
新潟県割当運行管理通信波		131.975
航空相互通信波		122.6
災害時飛行援助通信波		123.45

全国波
 調整本部、指揮支援本部、県隊本部相互間は全共1Ch。
 統制は指揮支援部長
 他の都道府県内波
 各県隊の部隊内で使用。統制は各県隊長
 県内波
 県内応援隊間で使用。統制は県隊本部
 市町村波
 新潟市消防局と応援都道府県隊間に使用し、新潟市消防局は無線機を貸し出す。又は無線機を携帯した連絡員を派遣する。

表3-1-4-4 航空部隊及び地上部隊の進出ルート

【航空部隊】

名 称	所在地・目標	座標(緯度・経度)	敷地面積	最大駐機数	燃料の備蓄	責任者	連絡電話番号
1 新潟空港	東区松浜地内	緯度:北緯37度57分13秒 経度:東緯139度06分49秒		20	移動タンク 給油車	空港事務所長	025-273-0263
2 新潟県 消防学校	西区曾和100-	緯度:北緯37度50分52秒 経度:東緯138度56分75秒	82,000m ²	8	無	新潟県 自治研修所長	025-262-4141

【陸上部隊】

受入方面	進出拠点	道路別	所在地	電話番号	駐車可能台数
山形方面	1 日本海東北自動車道 豊栄IC(料金所)	高速道	北区横井623	025-387-1880	50台
	2 道の駅「豊栄」	国道7号線新潟バイパス豊栄PA	北区笹山3644	025-388-2700	500台
	3 新潟中央競馬場	高速道:日本海東北道豊栄IC 一般道:国道7号線新潟バイパス競馬場IC	北区松栄町	025-259-3141	3,000台
	4 新潟市木崎野球場(野営)	高速道:日本海東北道新潟空港IC 一般道:国道7号線新潟バイパス竹尾IC	北区木崎491	025-386-7511	100台
	5 新潟市東総合 スポーツセンター(野営)	高速道:日本海東北道豊栄IC 一般道:国道7号線新潟バイパス競馬場IC	東区はなみずき 3-4-1	025-272-5150	1,000台
	6 新潟コンベンション センター(野営)	高速道:北陸自動車道亀田IC 一般道:国道7号線新潟バイパス紫竹山IC	中央区万代島 6-1	025-246-8400	500台
	7 新潟市産業振興 センター(野営)	高速道:日本海東北自動車道 一般道:国道7号線新潟バイパス女池IC	中央区鐘木 185-10	025-283-1100	2,000台以上
福島方面	8 常磐自動車道 新津IC(料金所)	高速道	秋葉区中新田 296	0250-23-5841	50台
	9 常磐自動車道新潟PA	高速道	江南区上和田		大51, 普172
	新潟コンベンション センター(野営)	高速道:北陸自動車道亀田IC 一般道:国道7号線新潟バイパス紫竹山IC	中央区万代島 6-1	025-246-8400	500台
	新潟市産業振興 センター(野営)	高速道:磐越自動車道新潟中央IC 一般道:国道49号線	中央区鐘木 185-10	025-283-1100	2,000台以上
群馬方面	10 北陸自動車道黒埼PA	高速道	西区木場 1547-1	025-377-5661	大51, 普172
	11 南消防署	一般道:国道8号線	南区能登602-1	025-372-0119	50台
	新潟市産業振興 センター(野営)	高速道:磐越自動車道 一般道:国道49号線	中央区鐘木 185-10	025-283-1100	2,000台以上
12 新潟県消防学校(野営)	高速道:北陸自動車道新潟西IC 一般道:国道116号線	西区曾和100-1	025-262-4141	1,000台	
長野方面	13 北陸自動車道巻・ 湯東IC(料金所)	高速道	西蒲区漆山7884-2	0256-76-2013	50台
	北陸自動車道黒埼PA	高速道	西区木場 1547-1	025-377-5661	大51, 普172
	14 西蒲消防署西川出張所	一般道:国道116号線	西蒲区旗屋 585-1	0256-88-2349	50台
	新潟県消防学校(野営)	高速道:北陸自動車道新潟西IC 一般道:国道116号線	西区曾和100-1	025-262-4141	1,000台

表 3 - 1 - 4 - 5 各進出拠点担当署

【航空部隊】

	名 称	所在地・目標	座標(緯度・経度)	管轄署
1	新潟空港	東区松浜地内	緯度:北緯37度57分13秒 経度:東緯139度06分49秒	東消防署
2	新潟県消防学校	西区曾和100-1	緯度:北緯37度50分52秒 経度:東緯138度56分75秒	西消防署

【陸上部隊】

	受入方面	進出拠点	所在地	管轄署
1	山形方面	日本海東北自動車道豊栄IC(料金所)	北区横井623	北消防署
2		道の駅「豊栄」	北区笹山3644	北消防署
3		新潟中央競馬場	北区松栄町	北消防署
4		新潟市木崎野球場(野営)	北区木崎491	北消防署
5		新潟市東総合スポーツセンター(野営)	東区はなみずき3-4-1	東消防署
6		新潟コンベンションセンター(野営)	中央区万代島6-1	中央消防署
7		新潟市産業振興センター(野営)	中央区鐘木185-10	中央消防署
8	福島方面	磐越自動車道新津IC(料金所)	秋葉区中新田296	秋葉消防署
9		磐越自動車道新潟PA	江南区上和田	江南消防署
		新潟コンベンションセンター(野営)	中央区万代島6-1	中央消防署
		新潟市産業振興センター(野営)	中央区鐘木185-10	中央消防署
10	群馬方面	北陸自動車道黒埼PA	西区木場1547-1	西消防署
11		南消防署	南区能登602-1	南消防署
		新潟市産業振興センター(野営)	中央区鐘木185-10	中央消防署
12		新潟県消防学校(野営)	西区曾和100-1	西消防署
13	長野方面	北陸自動車道巻・潟東IC(料金所)	西蒲区漆山7884-2	西蒲消防署
		北陸自動車道黒埼PA	西区木場1547-1	西消防署
14		西蒲消防署西川出張所	西蒲区旗屋585-1	西蒲消防署
		新潟県消防学校(野営)	西区曾和100-1	西消防署

表3-1-4-7 航空部隊及び地上部隊の燃料補給場所

【航空部隊】

No.	名称	所在地	燃料の種類・貯蔵量		給油施設	連絡電話番号	座標(緯度・経度)	管轄消防署
			燃料の種類	貯蔵量				
1	新潟空港	東区松浜町地内			移動タンク給油所	025-273-0263	緯度:北緯37度57.36分 経度:東経139度06.74度	東消防署

【陸上部隊】

No.	事業所名	所在地	燃料の種類・貯蔵量			連絡電話番号	停電時の対応	貯蔵場所以外への調達可否・方法	管轄消防署
			燃料の種類	貯蔵量					
1	JOMO	榑太陽館油7号線豊栄SS	北区浦ノ入字切尾村下1245-1	ガソリン	60,000	025-388-0195	不能	否	北消防署
				軽油	60,000				
				灯油	20,000				
2	出光	川崎商会新潟バイパスSS	東区大形本町5-19-14	ガソリン	28,500	025-271-4161	手動可能	否・24時間営業	東消防署
				軽油	19,000				
				灯油	9,500				
3	エネオス	丸新エネルギー女池ICSS	中央区鳥屋野字中沼357	ガソリン	28,800	025-283-3344	手動可能	否・24時間営業	中央消防署
				軽油	19,200				
				灯油	10,500				
4	エネオス	にいがたエネルギーDrive窓口	中央区南笹口1-1-8	ガソリン	28,500	025-241-7885	手動可能	否・24時間営業	中央消防署
				軽油	9,500				
				灯油	9,500				
5	JOMO	高助業竹山ICステーション	中央区西馬越1-27	ガソリン	40,000	025-241-1499	手動可能	否・24時間営業	中央消防署
				軽油	10,000				
				灯油	10,000				
6	JOMO	宮島石油販売県庁前SS	中央区出来島1-15-34	ガソリン	38,000	025-284-1020	不能	否・24時間営業	中央消防署
				軽油	9,500				
				灯油	9,500				
7	JOMO	鳥屋野石油ピア桜木	中央区神道寺2-7-4	ガソリン	45,000	025-241-2038	不能	否・24時間営業	中央消防署
				軽油	15,000				
				灯油	9,600				
8	JOMO	鳥屋野石油ピア21SS	中央区女池上山2-1-12	ガソリン	38,000	025-283-0947	不能	否	中央消防署
				軽油	9,500				
				灯油	9,500				
9	JOMO	吉井石油女池ICSS	中央区女池神明2-9-9	ガソリン	24,400	025-285-2417	手動可能	否・24時間営業	中央消防署
				軽油	9,700				
				灯油	9,700				
10	出光	川崎商会新潟SS	中央区東大通1-8-12	ガソリン	38,000	025-244-0997	手動可能	否・24時間営業	中央消防署
				軽油	9,500				
				灯油	9,500				
11	出光	川崎商会新潟中央ICSS	中央区鳥屋野字中沼415-1	ガソリン	40,000	025-284-0811	手動可能	否	中央消防署
				軽油	20,000				
				灯油	10,000				
12	シェル	榑ハママロード亀田SS	江南区東早通4-1-1	ガソリン	30,000	025-381-0681	手動可能	否・平日07:30~23:00 祝08:30~23:00	江南消防署
				軽油	20,000				
				灯油	10,000				
13	シェル	榑すがた東新潟ういすタウン給油所	江南区ういす1-1-11	ガソリン	45,000	025-383-2181	手動可能	否・平日07:00~21:00 祝07:00~20:00	江南消防署
				軽油	30,000				
				灯油	15,000				
14	JA	JA新津さつき新津給油所	秋葉区新津東町1-6-58	ガソリン	19,200	0250-24-5501	手動可能	否・平日07:00~19:00 祝08:30~18:00	秋葉消防署
				軽油	9,600				
				灯油	9,600				
15	シェル	榑ハママロード8白根SS	南区大通り小金4-1-6	ガソリン	40,000	025-362-1608	手動可能	否・24時間営業	南消防署
				軽油	60,000				
				灯油	20,000				
16	JA	JAしらね国道給油所	南区七軒211-1	ガソリン	40,000	025-373-3195	手動可能	否・07:00~19:00	南消防署
				軽油	14,000				
				灯油	6,000				
17	JA	JA越後中央味方給油所	南区味方大字1576	ガソリン	20,400	025-373-5252	手動可能	否・平日07:00~19:00 祝08:30~17:00	南消防署
				軽油	9,600				
				灯油	9,600				
18	出光	川崎商会白根SS	南区東荻場1764	ガソリン	40,000	025-373-5800	手動可能	否・24時間営業	南消防署
				軽油	20,000				
				灯油	9,500				
19	出光	川崎商会大野国道SS	南区下塩俣字土居1001-2	ガソリン	50,000	025-377-4008	手動可能	否・24時間営業	南消防署
				軽油	20,000				
				灯油	20,000				
20	エネオス	鈴与トラックS新潟TS	南区上塩俣字タフ1930	ガソリン	51,000	025-362-1515	不能	否・24時間営業	南消防署
				軽油	20,000				
				灯油	9,500				
21	出光	中澤石油販売レンセン116SS	南区坂井字村上720-1	ガソリン	40,000	025-260-3361	手動可能	否・08:00~22:00	西消防署
				軽油	10,000				
				灯油	10,000				
22	シェル	新潟シェル アクセス亀貝SS	西区亀貝字提516-3	ガソリン	40,000	025-268-2201	手動可能	否・07:00~24:00	西消防署
				軽油	20,000				
				灯油	9,500				
23	シェル	昭和シェル黒埼PAL上りSS(高速)	西区上谷地5538-4	ガソリン	40,000	025-377-3621	手動可能	否・24時間営業	西消防署
				軽油	20,000				
				灯油	20,000				
24	エネオス	丸新エネルギー北陸自動車道下り黒埼パーキングSS	西区木場字大南1133-3	ガソリン	40,000	025-378-7311	手動可能	否・24時間営業	西消防署
				軽油	20,000				
				灯油	9,500				
25	JOMO	榑高助黒埼ICSS	西区山田提付2515	ガソリン	45,000	025-267-1836	手動可能	否・24時間営業	西消防署
				軽油	15,000				
				灯油	20,000				
26	JOMO	宮島石油榑116西川SS	西蒲区押付802-1	ガソリン	47,500	0256-88-6118	不能	否・24時間営業	西蒲消防署
				軽油	9,500				
				灯油	9,500				
27	シェル	榑ハママロード西川SS	西蒲区旗屋408	ガソリン	45,000	0256-88-5416	手動可能	否・24時間営業	西蒲消防署
				軽油	30,000				
				灯油	15,000				

表 3-1-4-9 緊急消防援助隊に係る発災日より4日目以降の食料品等物資の補給

No.	物資の種類	名称	所在地	連絡電話番号	管轄署
1	食料	ベシア新潟豊栄店	北区かぶとやま 2-1-62	025-388-5555	北消防署
2	食料	デッキ401	中央区上近江 4-12-20	025-281-2111	中央消防署
3	食料	アビタ新潟亀田店	江南区鶉ノ子 4-466	025-383-3211	江南消防署
4	食料	新津フードセンター	秋葉区新津山谷南 4537	025-22-0013	秋葉消防署
5	食料	河治屋巻店	西蒲区巻甲 2505	0256-72-3835	西蒲消防署

※通常営業時に限る。

表 3-1-4-10 地上部隊の野営可能場所

	名 称	所 在 地	敷地面積	駐車可能 台数	施設
1	新潟市木崎野球場	北区木崎 491	24,800 m ²	100 台	球場内で野営 10,500 m ²
2	新潟市東総合スポーツセンター	東区はなみずき 3-4-1	32,600 m ²	300 台	体育館内で 宿泊可能 (2,500 人) 7,800 m ²
3	新潟コンベンションセンター	中央区万代島 6-1	52,000 m ²	300 台	展示ホール内で 宿泊可能 (5,000 人) 7,800 m ²
4	新潟市産業振興センター	中央区鐘木 185-10	21,500 m ²	1,000 台	展示ホール内で 宿泊可能 (2,000 人) 4,000 m ²
5	新潟県消防学校	西区曾和 100-1	82,000 m ²	500 台	宿泊棟、体育館 等で 宿泊可能 (1,000 人)

※ 施設内の使用は、気象状況等により必要と認める場合に限る。

表3-1-4-11 市内及び隣接市町村の救急医療機関

№	名称	所在地	連絡電話番号	座標(緯度・経度)	防災無線	管轄署	その他
1	豊栄病院	北区豊栄石動1-11-1	025-386-2311	緯度:北緯37度55分10秒 経度:139度13分0秒	176(デジタル)	北消防署	
2	桑名病院	東区河渡甲140	025-273-2251	緯度:北緯37度56分45秒 経度:139度分秒	167(デジタル) 167(アナログ)	東消防署	
3	木戸病院	東区上木戸5-2-1	025-273-2151	緯度:北緯37度55分13秒 経度:139度6分23秒	168(デジタル) 168(アナログ)	東消防署	
4	新潟臨港総合病院	東区桃山町1-114-3	025-274-5331	緯度:北緯37度56分33秒 経度:139度4分47秒	166(デジタル) 166(アナログ)	東消防署	
5	新潟市民病院	中央区鐘木463番地	025-241-5151	緯度:北緯37度52分32秒 経度:139度2分29秒	165(デジタル) 165(アナログ)	中央消防署	災害拠点病院
6	新潟大学医学総合病院	中央区旭町通1番町754	025-223-6161	緯度:北緯37度54分58秒 経度:139度2分20秒	160(デジタル) 160(アナログ)	中央消防署	
7	新潟中央病院	中央区新光町1-1	025-285-8811	緯度:北緯37度54分5秒 経度:139度1分45秒	169(デジタル) 169(アナログ)	中央消防署	
8	新潟南病院	中央区女池神明1-7-1	025-284-2511	緯度:北緯37度53分14秒 経度:139度2分24秒	170(デジタル) 170(アナログ)	中央消防署	
9	田代消化器内科病院	中央区近江3-5-1	025-284-7111	緯度:北緯37度53分55秒 経度:139度2分56秒		中央消防署	
10	猫山宮尾病院	中央区湖南14番地	025-222-2323	緯度:北緯37度52分34秒 経度:139度2分22秒		中央消防署	診療所を除く
11	亀田第一病院	江南区西町2-5-2	025-382-3111	緯度:北緯37度52分19秒 経度:139度6分26秒	178(デジタル)	江南消防署	
12	新津医療センター病院	秋葉区古田610	0250-24-5311	緯度:北緯37度47分16秒 経度:139度6分20秒	175(デジタル)	秋葉消防署	
13	下越病院	秋葉区中沢町1-2	0250-22-4711	緯度:北緯37度47分20秒 経度:139度7分40秒	174(デジタル)	秋葉消防署	災害拠点病院
14	白根健生病院	南区上下諏訪木770-1	025-372-2191	緯度:北緯37度45分25秒 経度:139度1分20秒	177(デジタル)	南消防署	
15	新潟脳外科病院	西区山田3057	025-231-5111	緯度:北緯37度52分49秒 経度:139度0分50秒		西消防署	
16	新潟医療センター	西区小針3-27-1	025-232-0111	緯度:北緯37度53分4秒 経度:139度0分7秒	171(デジタル) 171(アナログ)	西消防署	
17	信楽園病院	西区新通2099	025-260-8200	緯度:北緯37度51分17秒 経度:138度57分34秒	172(デジタル) 172(アナログ)	西消防署	
18	済生会新潟第二病院	西区寺地280-7	025-233-6161	緯度:北緯37度52分34秒 経度:139度0分29秒	163(デジタル) 163(アナログ)	西消防署	災害拠点病院

表 3 - 1 - 5 - 1 火葬場

名 称	所 在 地	基 数	最大处理能力
青山斎場	西区青山1436番地1209	12基	48体/日
新津斎場	秋葉区古田ノ内大野開33番地4	3基	12体/日
白根斎場	南区鍋瀉638番地1	4基	8体/日
亀田斎場	江南区元島町5丁目3番4号	3基	18体/日
卷斎場	西蒲区和納5770	5基 汚物炉 1基	5体/日

表 3-2-1-1 関係機関の連絡先

表 3-3-1-4 関係機関の連絡先

名称	電話番号	
	平日昼間	平日夜間・休日
新潟県 防災局危機対策課	025-282-1638	025-285-5511
新潟地方気象台 防災業務課	025-244-1703	025-244-1701
北陸地方整備局 企画部防災課	025-280-8836	025-280-8836
海上保安庁第九管区新潟海上保安本部 新潟海上保安部警備救難課	025-247-0118	025-247-0118
陸上自衛隊 第30普通科連隊	0254-22-3151	0254-22-3151
新潟市消防局	025-223-0255	025-223-3191
新潟県警察本部生活安全部	025-285-0110	025-285-0110
東日本高速道路株式会社	025-222-0653	025-222-0653
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 設備部工事課	025-248-5176	025-248-5176
東日本信電話株式会社 新潟設備部災害対策室	025-227-6802	025-227-6802
東北電力株式会社新潟営業所 総務課	025-222-0653	025-222-0653
日本赤十字社新潟県支部	025-231-3121	025-231-3121
日本放送協会新潟放送局	025-265-1141	025-265-1141
株式会社新潟放送 (BSN)	025-267-3469	025-267-3469
株式会社新潟総合テレビ (NST)	025-245-8181	025-245-8181
株式会社テレビ新潟放送網 (TeNY)	025-283-8152	025-283-8152
株式会社新潟テレビ21 (UX)	025-223-7007	025-223-7007
株式会社エフエムラジオ新潟 (FM 新潟)	025-246-2339	025-246-2339
新潟県民エフエム放送株式会社 (FM ホート)	025-240-0079	025-240-0079
株式会社エフエム新津	0250-23-5000	0250-23-5000
株式会社けんと放送	025-240-2555	025-240-2555
エフエム角田山コミュニティ放送株式会社	0256-72-2795	0256-72-2795

表 3-2-1-2 消防庁への火災・災害即報基準

表 3-3-1-5 消防庁への火災・災害即報基準

消防庁への火災・災害即報基準

火災・災害等区分		即 報 基 準
災 害 即 報	一 般 基 準	1) 災害救助法の適用基準に合致するもの 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合同一災害で大きな被害を生じているもの
	個 別 基 準	ア 地震 地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの イ 津波 津波により、人的被害又は住家被害を生じ又は生じたもの ウ 風水害 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの エ 雪害 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの オ 火山災害 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社会的 影響 基準	(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。
	火災等 速報	次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む） 1) 死者が3人以上生じたもの 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

火 災 等 即 報	個 別 基 準	火 災	建 物 火 災	次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合も含む)について報告する。 1) 特定防火対象物で死者が発生したもの 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3) 大使館・領事館・国指定重要文化財又は特定違反建築物の火災 4) 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災 5) 損害額が1億円以上と推定される火災
			林 野 火 災	1) 焼損面積が10ha以上と推定されるもの 2) 空中消火を要請したもの 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
			交 通 機 関 の 火 災	船舶、航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの 1) 航空機火災 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3) トンネル内車両火災 4) 列車火災
			そ の 他	以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示) ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
	報	特別 防 災 区 域 内 の 事 故	石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等	1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示) ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの 3) 特定事業所内の火災で危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故以外のもの(1)以外のもの)
				危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く)

火 災 等 即 報	危険物等に係る事故	1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明を生じたもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 周辺地域住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4) 500キロリットル以上のタンク火災、爆発又は漏えい事故 5) 海上、河川への危険物等流出事故 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
	原子力災害等	1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの
	救急救助事故即報	次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む） 1) 死者が5人以上の救急事故 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 3) 要救助者が5人以上の救助事故 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的に影響度が高い救急・救助事故 (例) ・列車、航空機、船舶に関わる救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

表 3-2-1-3 消防庁への直接即報基準

表 3-3-1-6 消防庁への直接即報基準

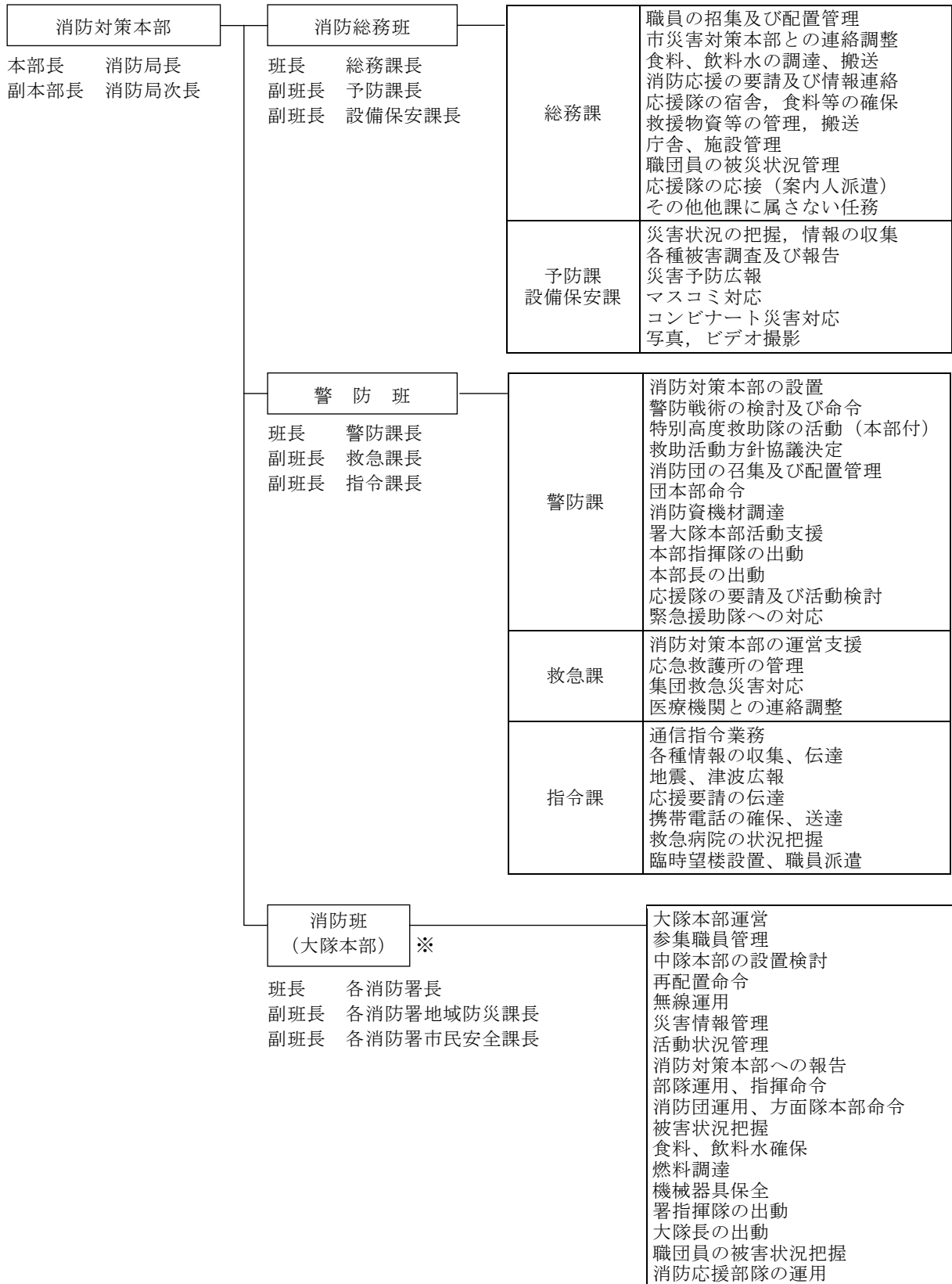
消防庁への直接即報基準

区分	即 報 基 準	
火 災 等 即 報	交通機関の火災	表 3-2-1-3 交通機関の火災に同じ
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	表 3-2-1-3 石油コンビナート等特別防災区域内の事故に同じ
	危険物等に係る事故	石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く、次に掲げるもの 1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの 4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	表 3-2-1-3 原子力災害等に同じ
	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い物 (武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む)	

救急・救助事故即報	<p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2) バスの転落等による救急・救助事故 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害速報	表3-2-1-3 武力攻撃災害速報に同じ
災害即報	被害の有無を問わず、市域内で震度5強以上を記録したもの

表 3-2-3-1 消防対策本部の組織及び分掌事務

表 3-3-3-1 消防対策本部の組織及び分掌事務



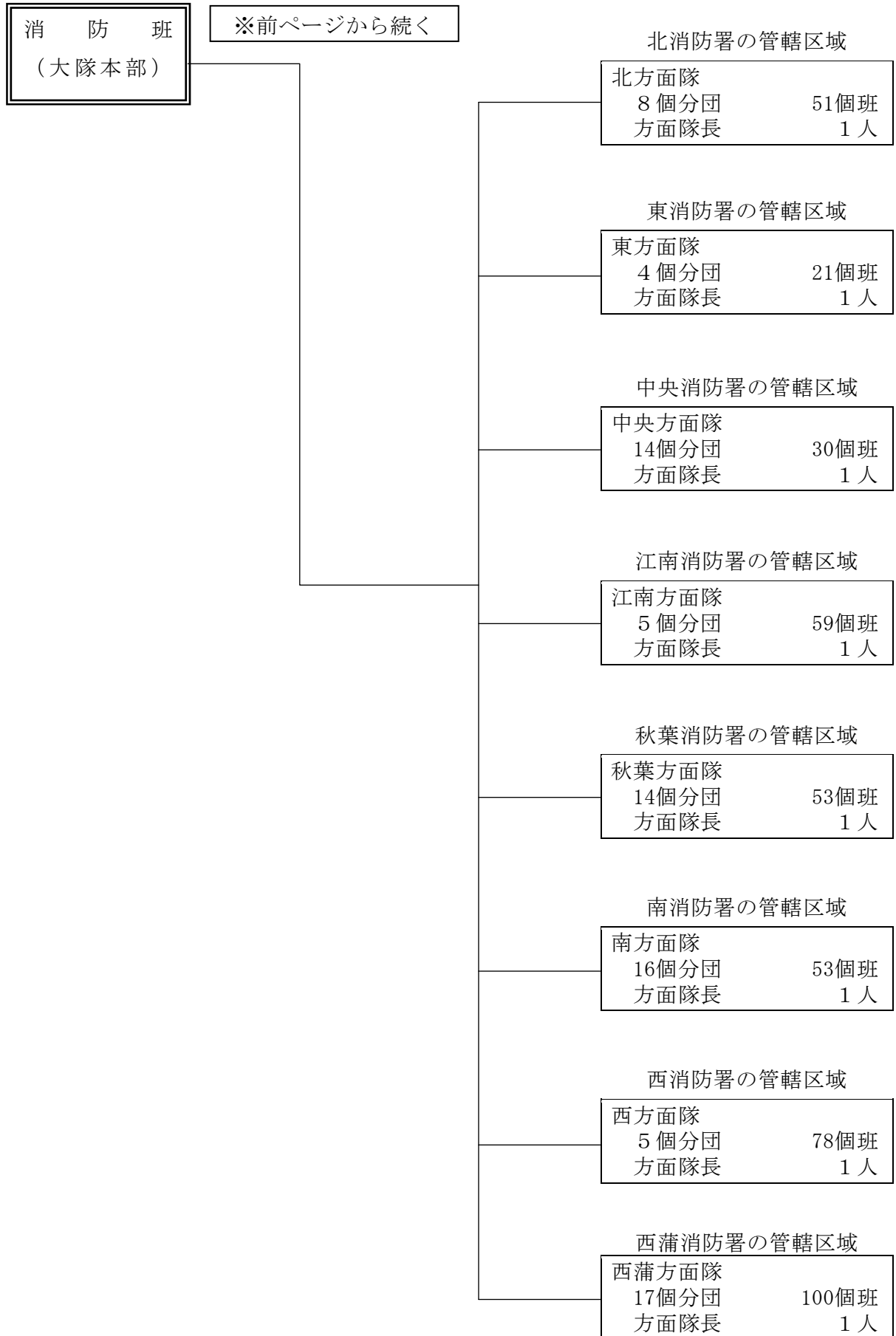


図3-2-3-1 新潟市消防現勢分布

図3-3-3-1 新潟市消防現勢分布

平23・4・1

局・署・出張所		消防車両等	人員
1	消防局(中央消防署と併設)	SR1、L1、HR1	126
2	〃(救急ステーション)	SA1	6
小計		SR1、L1、HR1、SA1	132
1	北消防署本署	CO1、SR1、P2、T1、L1、C1、ET1、SA2	56
2	〃松浜出張所	P2、C1、SA1	21
3	〃岡方出張所(日中出向)	A1	-
小計		CO1、SR1、P4、T1、L1、C2、ET1、SA3、A1	77
1	東消防署本署	CO1、SR1、T1、L1、ET1、SA1	50
2	〃山の下出張所	P1、C1、FC1、SA1、HS2	21
3	〃空港前出張所	T1、C1	14
4	〃大形出張所	P1、T1、SA1	21
小計		CO1、SR1、P2、T3、L1、C2、FC1、ET1、SA3、HS2	106
1	中央消防署本署	CO1、P1、ET1、SA1	40
2	〃礎出張所	T1	12
3	〃白山浦出張所	T1	12
4	〃附船出張所	T1	15
5	〃下所島出張所	P1、T1	15
6	〃県庁前出張所	RP1、CL1	15
7	〃文京出張所	P1、C1	12
8	〃駅南出張所	T1、SA2	21
9	〃沼垂出張所	T1	12
10	〃山潟出張所	P1、T1、SA1	21
小計		CO1、RP1、P4、T7、CL1、C1、ET1、SA4	175
1	江南消防署本署	CO1、SR1、P1、T1、L1、SA1	46
2	〃曾野木出張所	T1、L1	12
3	〃横越出張所	P1、SA1、A1	12
小計		CO1、SR1、T2、P2、L2、SA2、A1	70
1	秋葉消防署本署	CO1、SR1、P2、C1、L1、SC1、ET1、SA1、A1	44
2	〃北上出張所	P1、SA1	18
3	〃小須戸出張所	P1、T1、A1	12
小計		CO1、SR1、P4、T1、C1、L1、SC1、ET1、SA2、A2	74
1	南消防署本署	CO1、SR1、P1、L1、C1、ET1、SA1、A1	46
2	〃北部出張所	T1、SA1	12
小計		CO1、SR1、P1、T1、L1、C1、ET1、SA2、A1	58
1	西消防署本署	CO1、RP1、P1、L1、SA1	48
2	〃寺尾出張所	P1、T1、A1	12
3	〃小針出張所	RP1、SA1、BW1	24
4	〃赤塚出張所	P2	12
5	〃黒埼出張所	T1、SA1、除1	21
小計		CO1、RP2、P4、T2、L1、SA3、A1、BW1、除1	117
1	西蒲消防署本署	CO1、RP1、T1、L1、C1、ET1、SA1、A1	44
2	〃中之口出張所	P1、A1	12
3	〃西川出張所	P1、T1、SA1	18
4	〃潟東出張所	P1、SA1	12
5	〃岩室出張所	P1、T1、A1	15
小計		CO1、RP1、P4、T3、L1、C1、ET1、SA3、A3	101
合計		CO8、SR6、RP4、T20、P26、L9、CL1、C8、FC1、SC1、HR1、BW1、除1、HS2、ET6、SA23、A9	910

※なお、その他の車両は除く

凡例

CO：指揮隊車 SR：救助工作車 RP：ポンプ付救助工作車 T：水槽付ポンプ車 P：ポンプ車

L：はしご車 CL：高所放水車 C：化学車 FC：泡原液搬送車 SC：特殊指揮隊車

SA：高規格救急車 A：救急車 BW：特別高度工作車 HR：特殊災害対応自動車 除：大型除染システム搭載車

HS：海水利用型消防水利システム(送水車・ホース延長車) ET：資機材搬送車

注：()内の人員は中央消防署本署配属

表 3 - 2 - 4 - 1 放送機関の連絡先

表 3 - 3 - 4 - 1 放送機関の連絡先

放送機関名	FAX	TEL
日本放送協会新潟放送局	025-265-1145	025-265-1141
株式会社新潟放送 (BSN)	025-267-4110	025-267-3469
株式会社新潟総合テレビ (NST)	025-241-7602	025-245-8181
株式会社テレビ新潟放送網 (TeNY)	025-283-8159	025-283-8152
株式会社新潟テレビ 2 1 (UX)	025-223-8628	025-223-7009
株式会社エフエムラジオ新潟 (FM 新潟)	025-245-3399	025-246-2339
新潟県民エフエム放送株式会社 (FM ポート)	025-246-5185	025-240-0079
株式会社エフエム新津	0250-23-5100	0250-23-5000
株式会社けんと放送	025-240-2550	025-240-2555
エフエム角田山コミュニティ放送株式会社	0256-72-2795	0256-72-2761

図 3-2-6-1 緊急通行車両の標章及び証明書

図 3-3-6-1 緊急通行車両の標章及び証明書

標章



- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

標章は運転者の視野を妨げないようにして車両の前面の見やすい箇所に表示する。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
輸送日時			
輸送経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

証名明書は当該車両に備え付けるものとする。

図3-2-8-1 指定緊急輸送道路の路線図

図3-3-8-1 指定緊急輸送道路の路線図

(—— 緊急輸送道路)



図3-2-8-2 緊急通行路確保のための広域交通規制検問所

図3-3-8-2 緊急通行路確保のための広域交通規制検問所

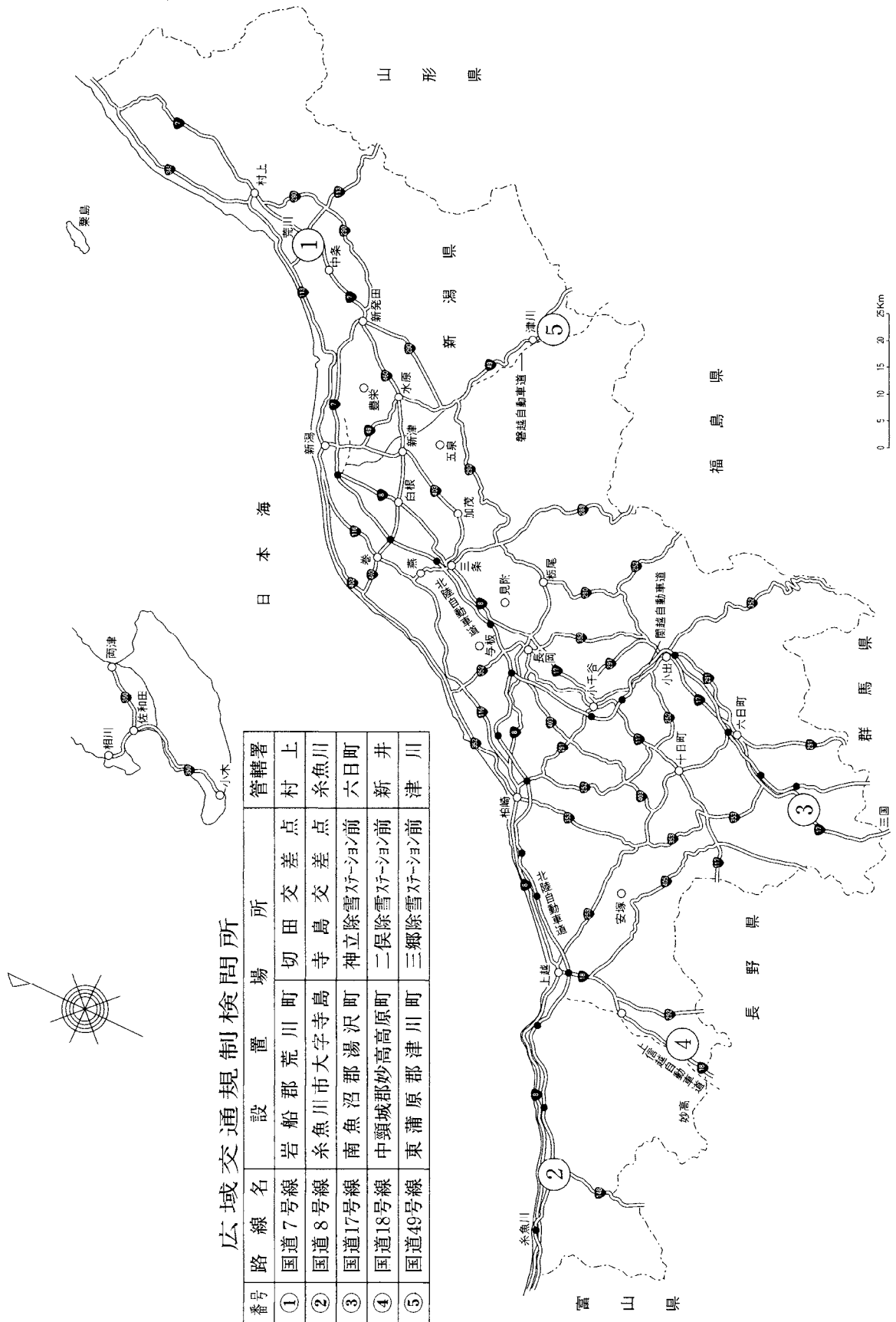


表 3-2-8-1 輸送車両借り上げ等の要請先一覧

表 3-3-8-1 輸送車両借り上げ等の要請先一覧

要請先機関名	TEL	FAX
社団法人新潟県トラック協会新潟支部	025-285-3821	025-285-3888
社団法人新潟県トラック協会下越支部	0254-27-6301	0254-27-6303
社団法人新潟県トラック協会新津支部	0250-22-4151	0250-24-7761
社団法人新潟県トラック協会西燕支部	0256-63-5656	0256-64-3015
赤帽新潟県軽自動車運送協同組合	025-286-7588	025-286-8554
日本通運株式会社	025-228-0202	025-228-0246
新潟運輸株式会社	025-285-1145	025-285-6411
新潟交通株式会社	025-274-7251	025-279-1131
信濃川漁業協同組合	025-280-6143	025-280-6143
信濃川ウォーターシャトル株式会社	025-227-5200	025-227-5203
株式会社マリン商事	025-228-2745	025-228-6448
株式会社信濃川観光開発	025-223-6666	025-223-6666

表 3-2-8-2 防災船着場所在地

表 3-3-8-2 防災船着場所在地

船着場位置図

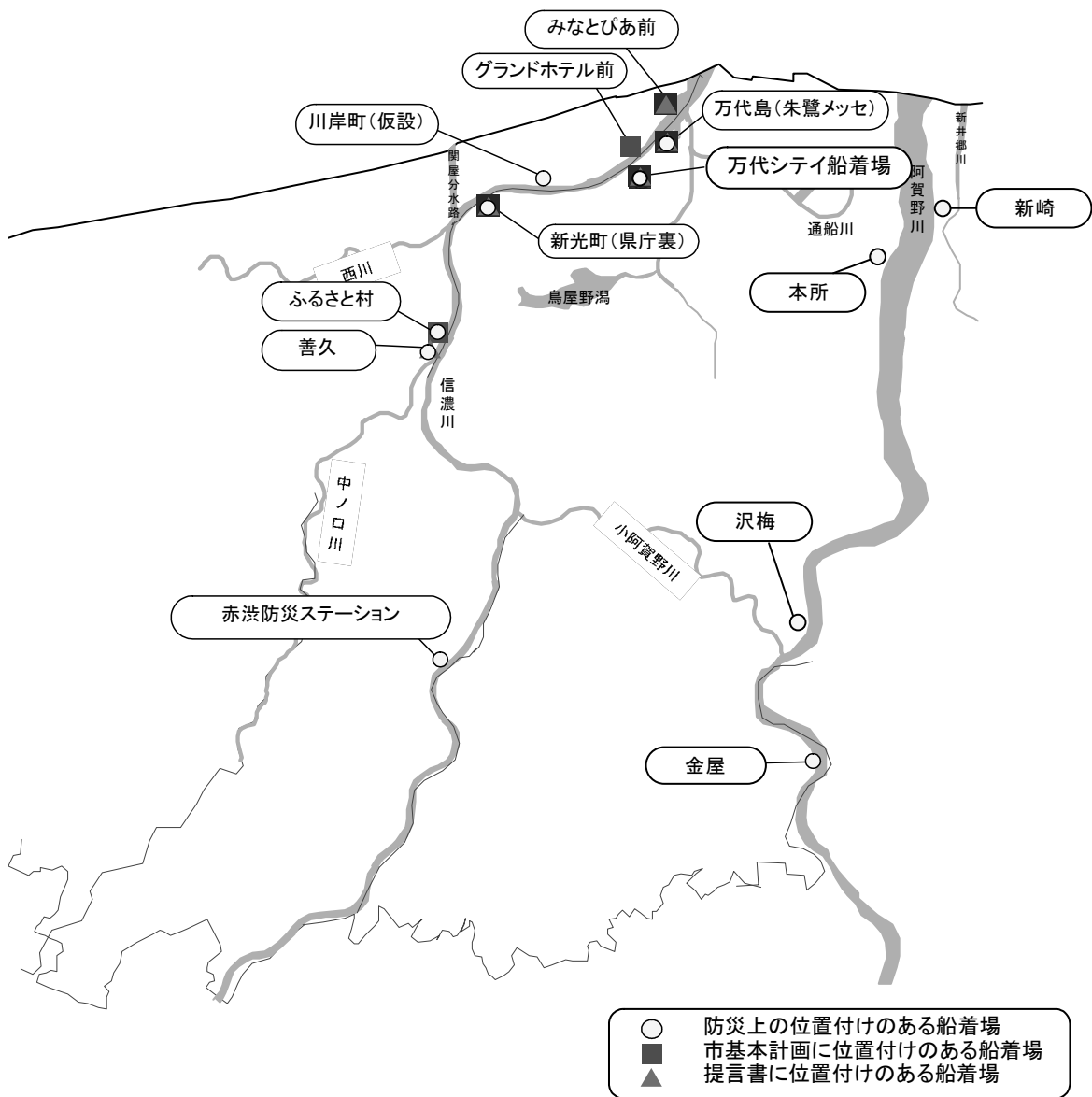


表 3-2-8-3 集積・配送拠点

表 3-3-8-3 集積・配送拠点

施設の名 称	所 在 地	無線 番号	電話番号	その他
北地区スポーツセンター	北区名目所 3-1125-1	563	025-258-0200	陸上輸送
東総合スポーツセンター	東区はなみずき 3-4-1	564	025-272-5150	陸上輸送
市体育館	中央区一番堀通町 3-1	550	025-222-6006	陸上輸送
産業振興センター	中央区鐘木185-10	451	025-283-1100	陸上輸送 航空輸送
新潟コンベンションセンター	中央区万代島 6-1		025-246-8400	海上輸送
鳥屋野総合体育館	中央区神道寺310-1	561	025-241-4600	陸上輸送
新津地域学園	秋葉区新津東町 2-5-6		0250-22-9666	陸上輸送
南区役所	南区白根1235	355	025-373-1000	陸上輸送
西総合スポーツセンター	西区五十嵐 1 の町 6368-48	562	025-268-6400	陸上輸送
黒埼地区総合体育館	西区金巻746	565	025-377-5211	陸上輸送
西川出張所	西蒲区旗屋585-1	387	0256-88-3111	陸上輸送

図3-2-8-3 配送システム

図3-3-8-3 配送システム

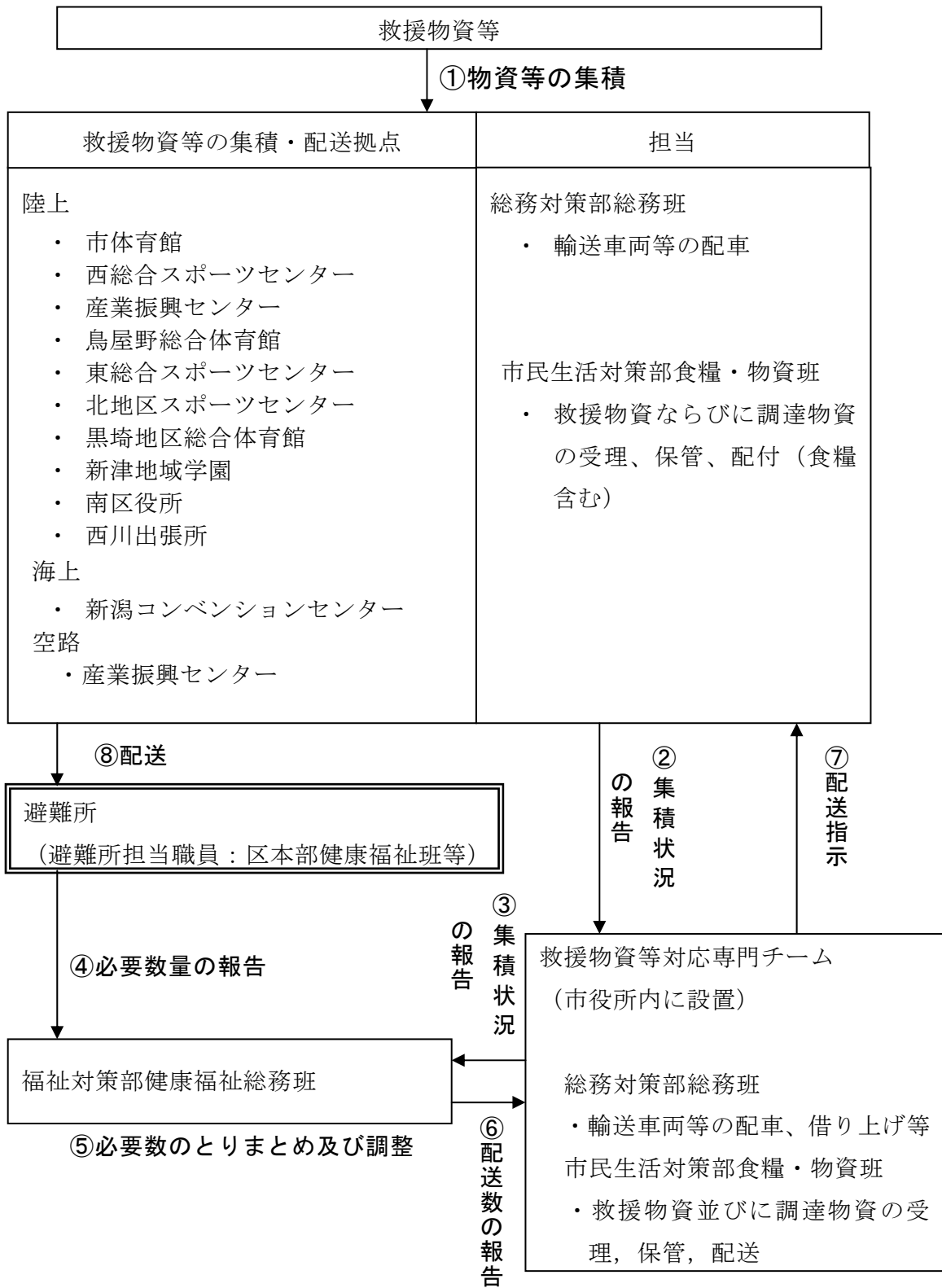


表 3-2-9-1 食糧調達業者（協定締結連絡先）

表 3-3-9-1 食糧調達業者（協定締結連絡先）

業者名	T E L	FAX
佐藤食品工業株式会社	025-275-1100	025-271-5923
イオンリテール株式会社	025-272-5412	025-272-5451
株式会社日本フードリンク	025-222-9799	025-223-7122
株式会社総合フードサービス	025-284-6711	025-284-5210
株式会社グリーンフードサービス	025-283-2141	025-281-2621
三国コカ・コーラボトリング株式会社	025-377-3141	025-370-1101
ダイドードリンコ株式会社中部第三営業部	025-283-5157	025-283-5172
NPO 法人コメリ災害対策センター	025-371-4185	025-371-4151
森永製菓株式会社新潟営業所	025-242-3901	025-242-3902
亀田製菓株式会社	025-382-8832	025-382-7556
新潟市職員生活協同組合	025-223-7898	025-223-2190
中部ペプシコーラ販売株式会社	025-266-5135	025-233-6141

表 3-2-9-2 炊き出し施設

表 3-3-9-2 炊き出し施設

区	施設名	所在地	電話	給食室面積	給食可能数	燃料
北区	松浜小学校	松浜 3-19-1	025-259-2045	206	600	都市ガス
	南浜小学校	島見町 2078	025-255-2014	137	100	プロパン
	太夫浜小学校	太夫浜 2045-2	025-259-2251	126	200	都市ガス
	濁川小学校	濁川 284	025-259-2136	171	400	都市ガス
	光晴学校 給食センター	上土地亀 4981	025-387-2511	440	500	都市ガス
	葛塚学校 給食センター	太田乙 433	025-387-5521	977	1,100	都市ガス
	早通南小学校	須戸 1-1-1	025-386-2020	231	700	都市ガス
	木崎小学校	木崎 2973	025-387-3365	154	300	プロパン
	笹山小学校	笹山 1457	025-387-2455	104	80	プロパン
	葛塚小学校	川西 3-9-24	025-387-4165	175	600	都市ガス
	岡方第一小学校	長戸呂 985	025-387-3335	100	100	プロパン
	岡方第二小学校	森下 1223	025-387-3380	100	70	プロパン
	岡方中学校	太子堂 104	025-387-3338	400	100	プロパン
	木崎中学校	木崎 3291-1	025-387-3366	225	200	プロパン
早通中学校	早通 396	025-386-7333	272	400	都市ガス	
東区	山の下小学校	山の下町 8-55	025-273-9366	185	200	都市ガス
	大形小学校	大形本町 2-6-1	025-273-5755	228	900	都市ガス
	中野山小学校	中野山 1-1-1	025-276-0464	253	600	都市ガス
	木戸小学校	中山 4-1-1	025-274-2367	217	500	都市ガス
	東山の下小学校	藤見町 1-23-57	025-273-2356	288	800	都市ガス
	桃山小学校	桃山町 2-204	025-275-1251	202	700	都市ガス

区	施設名	所在地	電話	給食室面積	給食可能数	燃料
東区	下山小学校	太平 2-18	025-273-0069	107	700	都市ガス
	牡丹山小学校	牡丹山 6-15-1	025-273-4258	239	800	都市ガス
	東中野山小学校	猿ヶ馬場 9	025-276-4121	219	500	都市ガス
	竹尾小学校	竹尾 2-18-1	025-271-2628	191	300	都市ガス
	南中野山小学校	中野山 863-1	025-276-1753	221	400	都市ガス
	江南小学校	江南 5-1-1	025-286-2895	223	400	都市ガス
中央区	浜浦小学校	浜浦 1-1	025-266-3181	223	300	都市ガス
	関屋小学校	関屋下川原町 2-664	025-266-2166	156	100	都市ガス
	鏡淵小学校	白山浦 1-207-3	025-265-4111	342	200	都市ガス
	白山小学校	川端町 1-1	025-222-5111	158	200	都市ガス
	新潟小学校	東大畑通 1 番町 679	025-228-3059	259	500	都市ガス
	豊照小学校	見方町 2518	025-222-8188	133	90	都市ガス
	湊小学校	古町通 13 番町 2900-2	025-228-2278	151	90	都市ガス
	栄小学校	栄町 3-5930-2	025-223-6558	133	100	都市ガス
	入舟小学校	稲荷町 3511	025-229-3682	120	200	都市ガス
	万代長嶺小学校	東万代町 4-1	025-245-4488	168	300	都市ガス
	沼垂小学校	鏡が岡 5-5	025-247-5326	210	300	都市ガス
	山潟小学校	弁天橋通 3-3-1	025-286-6796	206	300	都市ガス
	上所小学校	近江 3-2-1	025-283-7258	215	700	都市ガス
	鳥屋野小学校	美咲町 2-4-7	025-284-7253	293	800	都市ガス
	笹口小学校	笹口 2-47	025-247-6218	164	300	都市ガス
	女池小学校	女池 6-4-1	025-285-6795	210	700	都市ガス
有明台小学校	有明台 4-1	025-266-7176	188	200	都市ガス	

区	施設名	所在地	電話	給食室面積	給食可能数	燃料
中央区	南万代小学校	幸西 4-1-1	025-244-1458	183	300	都市ガス
	上山小学校	女池上山 1-1-28	025-284-5767	219	600	都市ガス
	桜が丘小学校	姥ヶ山 6-1-21	025-286-2955	221	500	都市ガス
	紫竹山小学校	紫竹山 1-12-1	025-246-9225	181	600	都市ガス
	関屋中学校	浜浦町 2-1	025-266-4131	236	500	都市ガス
	白新中学校	川岸町 2-4	025-266-2136	167	200	都市ガス
江南区	丸山小学校	丸山 300	025-276-2601	153	300	都市ガス
	大淵小学校	大淵 1760-1	025-276-2631	156	100	都市ガス
	曾野木小学校	天野 2-7-1	025-280-6003	119	300	都市ガス
	両川小学校	酒屋町 687-1	025-280-2046	165	200	都市ガス
	東曾野木小学校	鐘木 214-1	025-284-5998	220	300	都市ガス
	曾野木中学校	曾川甲 387-1	025-280-6414	192	300	プロパン
	両川中学校	酒屋町 702-1	025-280-2020	124	90	都市ガス
	亀田学校 給食センター	亀田四ツ興野 3-4-15	025-382-5040	1,051	2,000	都市ガス
	横越小学校	横越中央 6-3-1	025-385-3551	151	600	都市ガス
	横越中学校	横越中央 3-4-1	025-385-2013	154	300	都市ガス
秋葉区	新津東部学校 給食センター	新津東町 2-1325	0250-24-0170	908	2,700	都市ガス
	新津西部学校 給食センター	北上 3-13-30	0250-21-2282	2,000	3,700/3,700	都市ガス
	小須戸学校 給食センター	新保 1205-1	0250-38-2668	773	1,000/1,000	都市ガス
南区	味方小学校	吉江 370	025-373-3273	112	300/300	都市ガス
	月潟学校 給食センター	西萱場 1562	025-375-3150	633	700/700	都市ガス
	白根学校 給食センター	東笠巻 1289	025-362-5420	2,123	3,200/3,200	都市ガス

区	施設名	所在地	電話	給食室面積	給食可能数	燃料
西区	小針小学校	小針 2-36-1	025-265-3231	195	700	都市ガス
	新通小学校	坂井東 6-18-1	025-269-2004	302	900	都市ガス
	内野小学校	内野山手 2-18-36	025-262-3121	215	600	都市ガス
	木山小学校	谷内 1886	025-239-2044	132	100	都市ガス
	赤塚小学校	赤塚 4478	025-239-2019	134	200	プロパン
	小瀬小学校	小瀬 637	025-261-1401	90	90	プロパン
	笠木小学校	笠木 1695	025-262-2265	124	50	プロパン
	青山小学校	西有明町 4-1	025-267-0433	225	400	都市ガス
	真砂小学校	真砂 3-24-1	025-267-1850	244	400	都市ガス
	五十嵐小学校	寺尾西 4-23-1	025-269-3117	216	700	都市ガス
	坂井輪小学校	坂井東 1-2-1	025-231-3201	205	700	都市ガス
	坂井東小学校	坂井東 5-17-1	025-260-2117	211	400	都市ガス
	西内野小学校	内野上新町 308-1	025-261-0480	220	500	都市ガス
	東青山小学校	青山 261-1	025-231-9611	221	500	都市ガス
黒埼学校給食センター	金巻 735	025-377-3831	1,391	2,300	都市ガス	
西蒲区	西川学校給食センター	曾根 1828-3	0256-88-6234	999	1,100/1,000	都市ガス
	潟東学校給食センター	三方 83	0256-86-3231	434	500/500	都市ガス
	岩室学校給食センター	和納 4055-1	0256-82-3669	705	800/800	都市ガス
	巻学校給食センター	堀山新田 1367	0256-72-2783	845	2,500	都市ガス
	中之口学校給食センター	福島 315-1	025-375-3250	597	700/700	都市ガス

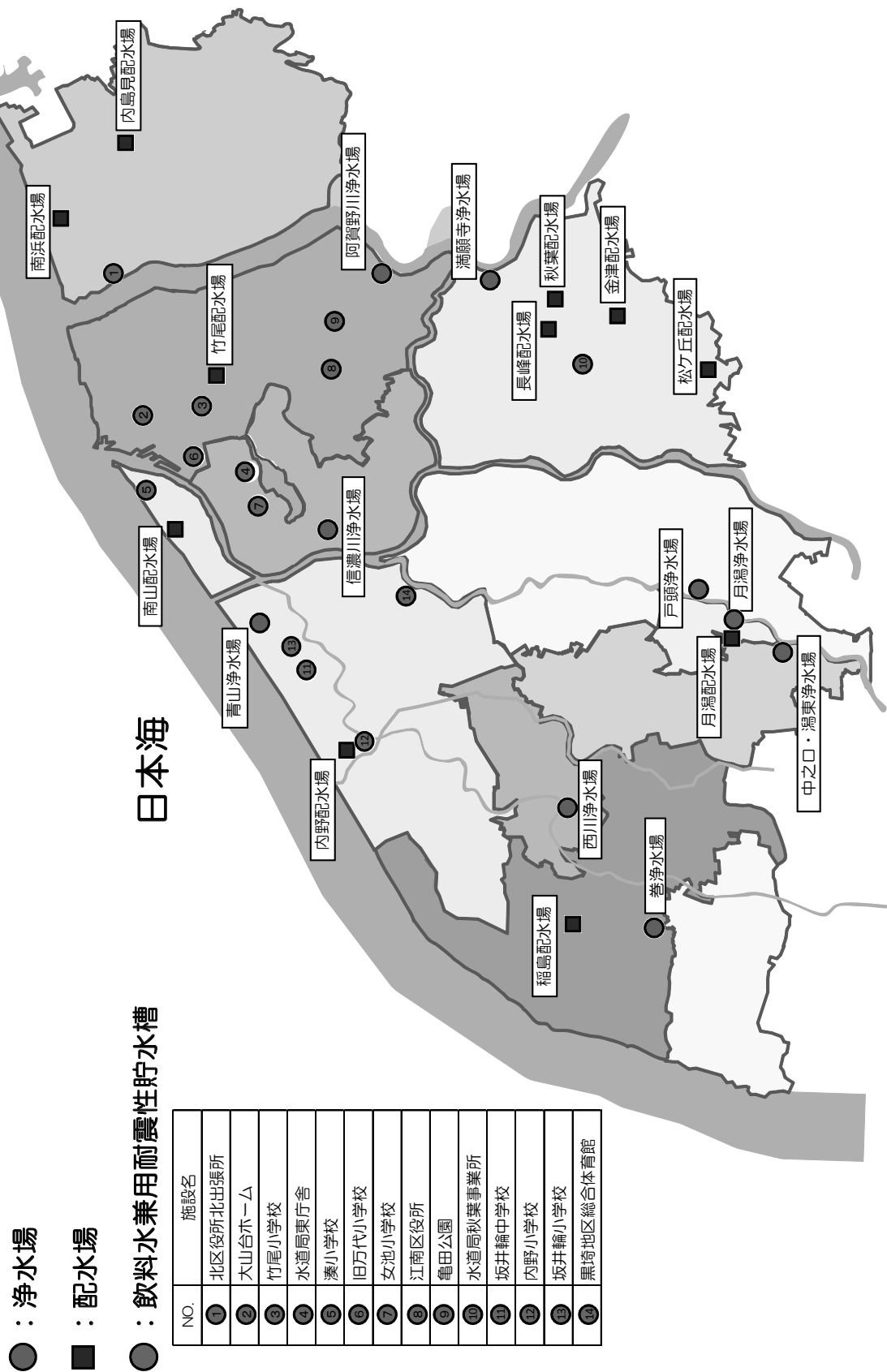
給食可能人数の二列になっているところの右列は、炊飯器を使用しての炊飯可能数

图 3-2-11-1 拠点給水所位置图

图 3-3-11-1 拠点給水所位置图

平成24年4月1日現在

拠点給水所



○：浄水場

■：配水場

●：飲料水兼用耐震性貯水槽

NO.	施設名
①	北区役所北出張所
②	大山台ホーム
③	竹尾小学校
④	水道局東庁舎
⑤	湊小学校
⑥	旧万代小学校
⑦	女池小学校
⑧	江南区役所
⑨	龜田公園
⑩	水道局秋葉事業所
⑪	坂井輪中学校
⑫	内野小学校
⑬	坂井輪小学校
⑭	黒埼地区総合体育館

表 3-2-11-1 拠点給水所（浄・配水場）

表 3-3-11-1 拠点給水所（浄・配水場）

	施設名	所在地	配水地 容量 (m ³)
1	南浜配水場	北区 太夫浜 827 番地 4	6,600
2	内島見配水場	北区 木崎字居山 4880 番地	11,300
3	竹尾配水場	東区 竹尾字前沢 543 番地 1	25,000
4	南山配水場	中央区 旭町通 2 番町 5229 番地 8	20,000
5	信濃川浄水場	江南区 祖父興野字上中道外 160 の 1	50,300
6	阿賀野川浄水場	江南区 横越上町 1 丁目 1 番 1 号	22,000
7	満願寺浄水場	秋葉区 満願寺 474 番地	3,254
8	秋葉配水場	秋葉区 新津秋葉 3 丁目 7201 番地	8,000
9	長峰配水場	秋葉区 新津秋葉 3 丁目 7221 番地 4	6,400
10	金津配水場	秋葉区 東島 872 番地 1	3,500
11	松ヶ丘配水場	秋葉区 矢代田字松つるね 5470 番地～5474 番地	2,500
12	戸頭浄水場	南区 戸頭字三ヶ村樋下 228 番地 1	17,360
13	月潟浄水場	南区 月潟 24 番地 1	251
14	月潟配水場	南区 月潟 1102 番地	2,800
15	青山浄水場	西区 青山水道 1 番 1 号	28,500
16	内野配水場	西区 五十嵐 2 の町 9146 番地 1	5,000
17	巻浄水場	西蒲区 鷺ノ木 1185 番地	976
18	稲島配水場	西蒲区 稲島 2730 外 24 筆	9,000
19	西川浄水場	西蒲区 槇島 560 番地 1	2,100
20	中之口・潟東浄水場	西蒲区 高野宮 1869 番地	3,222
計			228,063

表 3-2-11-2 拠点給水所（飲料水兼用耐震貯水槽）

表 3-3-11-2 拠点給水所（飲料水兼用耐震貯水槽）

	施設名	所在地	配水地容量 (m ³)
1	北区役所北出張所	北区 松浜 1-7-9	100
2	大山台ホーム駐車場	東区 大江山 2-13-1	100
3	竹尾小学校グラウンド	東区 竹尾 2-18-1	100
4	水道局東庁舎	中央区 紫竹山 1-5-10	100
5	湊小学校グラウンド	中央区 古町通 13-2900	100
6	旧万代小学校グラウンド	中央区 東万代町 9-2	100
7	女池小学校グラウンド	中央区 女池 6-4-1	100
8	江南区役所構内	江南区 泉町 3-4-5	60
9	亀田公園駐車場	江南区 亀田向陽 4-2	60
10	水道局秋葉事業所	秋葉区 新津程島 2004-2	100
11	坂井輪中学校グラウンド	西区 寺尾上 3-1-36	100
12	内野小学校グラウンド	西区 内野山手 2-18-36	100
13	坂井輪小学校グラウンド	西区 坂井東 1-2-1	100
14	黒埼地区総合体育館	西区 金巻 746-1	100

表 3-2-18-1 市及び委託業者の収集・運搬車

表 3-3-18-1 市及び委託業者の収集・運搬車

種類	東清掃事務所	西清掃事務所	亀田一般 廃棄物処理	委託業者	計
ダンプ(台)	1	2	2	67	72
パッカー(台)	9	11	0	239	259
計(台)	10	13	2	306	331

表 3-2-18-2 ごみ処理施設

表 3-3-18-2 ごみ処理施設

施設名	所在地	電話	処理能力
一般廃棄物最終処分場 江楓園	北区前新田乙319-1	025-386-0909	22,041m ³
豊栄環境センター	北区浦ノ入418	025-386-0909	焼却130t/16h 破碎30t/5h
太夫浜埋立処分地 (第3期)	北区島見町4592-14	025-258-3533	71,308m ³
亀田清掃センター	江南区亀田1835-1	025-382-4371	焼却390t/日 破碎50t/5h
亀田一般廃棄物最終処分場	江南区亀田1870-1	025-381-3501	13,036m ³
横越埋立処分地	江南区うぐいす2-1-1	025-258-3533	—
新津クリーンセンター	秋葉区小口1289-1	0250-22-0917	焼却144t/日 破碎21t/5h
白根グリーンタワー	南区鍋湯字白蓮640-1	025-371-5070	焼却150t/日 破碎20t/5h
白根第3埋立処分地	南区鍋湯字白蓮648-5	025-371-5070	3,624m ³
新田清掃センター	西区笠木3644-1	025-263-1416	焼却360t/日 破碎170t/5h
第三赤塚埋立処分地	西区赤塚181	025-262-1462	28,790m ³
第二小平方埋立処分地	西区小平方548-1	025-262-1462	—
鎧淵クリーンセンター	西蒲区鎧淵12618	0256-76-2831	焼却120t/日
福井埋立処分地	西蒲区福井2653	0256-72-8868	21,238m ³

※埋立処分地の処理能力は「残埋立容量」

表 3-2-18-3 新潟市周辺市町村等の施設

表 3-3-18-3 新潟市周辺市町村等の施設

団体名または施設名	所在地	電話	処理能力
阿賀野市環境センター	阿賀野市大字笹岡	0250-62-4571	焼却60t/16h
新発田地域広域事務組合	新発田市中央町5-4-7	0254-26-1501	焼却227t/16h 破砕40t/5h
五泉地域衛生施設組合	五泉市論瀬	0250-43-3852	焼却100t/16h 破砕30t/5h
加茂市・田上町消防衛生組合	加茂市幸町2-3-5	0256-52-1024	焼却60t/16h
燕・弥彦総合事務組合	燕市吉田浜首408-1	0256-92-1119	焼却78t/16h 破砕49t/5h

表 3-2-18-4 市委託業者のバキューム車

表 3-3-18-4 市委託業者のバキューム車

種類	積 載 量			
	小 型	中 型	大 型	計
台 数	49	35	3	87

小型：≧3,000リットル

中型：3,000リットル<7,000リットル

大型：≦7,000リットル

表 3-2-18-5 し尿処理施設

表 3-3-18-5 し尿処理施設

施設名	所在地	電話	処理能力
新井郷川浄化センター	北区名目所1-167	025-258-1580	24,600m ³ /日
東処理センター	東区下木戸3-4-1	025-274-7691	68.7k1/日
新潟浄化センター	東区下山3-680	025-271-1151	86,400m ³ /日
中部下水処理場	中央区太右衛門新田1422-3	025-383-2886	190,000m ³ /日
船見下水処理場	中央区船見町1-3850-2	025-223-0794	49,300m ³ /日
舞平清掃センター	江南区平賀161-1	025-280-3131	149.0k1/日
白根し尿処理場	南区白井字伝七島2135-1	025-371-5070	100.0k1/日
白根中央浄化センター	南区根岸2124	025-372-3400	8,765m ³ /日
新津浄化センター (し尿受入施設)	秋葉区古田の内大野開2	0250-22-0917	54.6k1/日
新津浄化センター	秋葉区古田の内大野開2	0250-24-8132	30,000m ³ /日
西川浄化センター	西区笠木339	025-263-7901	12,000m ³ /日
巻し尿処理場	西蒲区福井79	0256-72-2835	100.0k1/日
阿賀北広域組合清掃センター	阿賀野市船居496-1	025-387-3798	99.0k1/日

表 3-2-18-6 新潟市周辺市町村等の施設

表 3-3-18-6 新潟市周辺市町村等の施設

団体名または施設名	所在地	電話	処理能力
下越清掃センター組合	胎内市富岡7-153	0254-46-2064	81k1/日
新発田地域広域事務組合	新発田市中央町5-4-7	0254-26-1501	177k1/日
五泉地域衛生施設組合	五泉市大字論瀬8864	0250-43-3852	91k1/日
中越衛生処理組合	燕市大字佐渡	0256-62-4703	230k1/日
加茂市・田上町消防衛生組合	加茂市幸町2-3-5	0256-52-1024	60k1/日

図 3-2-28-1 排水機場位置図

図 3-3-25-1 排水機場位置図

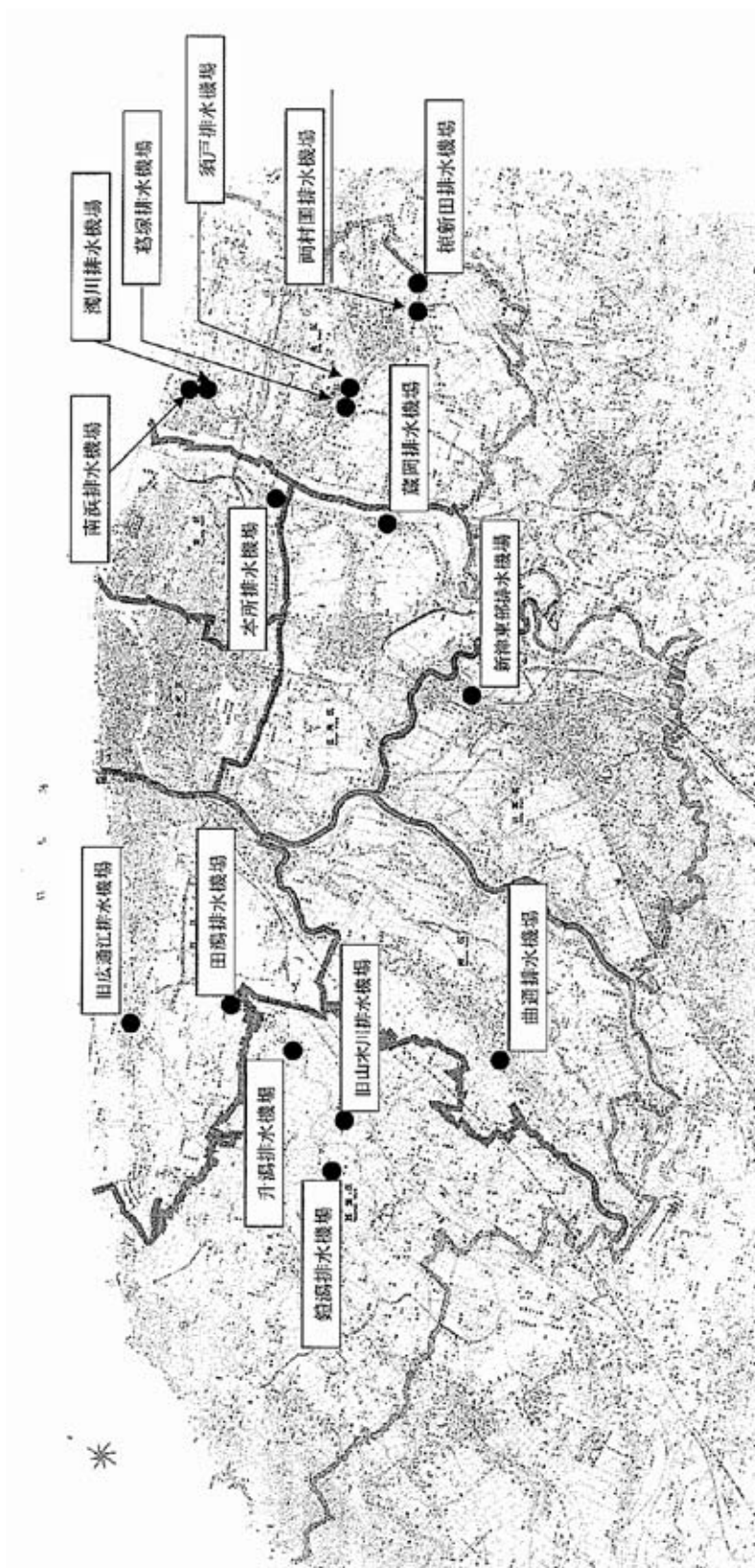


図3-2-33-1 海岸林侵食危険箇所

図3-3-30-1 海岸林侵食危険箇所



表 3-3-1-1 防災気象情報の発表基準

1 新潟市における警報・注意報

警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量40mm以上	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117以上	
	洪水		雨量基準	1時間雨量40mm以上	
			流域雨量指数基準	大通川流域=7以上、栗ノ木川流域=7以上 能代川流域=8以上	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s以上	
			海上	25m/s以上	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s以上 雪を伴う	
			海上	25m/s以上 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm以上		
	波浪	有義波高	5.5m以上		
高潮	潮位	1.3m以上			
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量25mm以上		
		土壌雨量指数基準	93		
	洪水	雨量基準	1時間雨量25mm以上		
		流域雨量指数基準	大通川流域=6以上、栗ノ木川流域=6以上 能代川流域=6以上		
	強風	平均風速	陸上	4~9月 12m/s以上 10~3月 15m/s以上	
			海上	15m/s以上	
	風雪	平均風速	陸上	4~9月 12m/s以上 10~3月 15m/s以上 雪を伴う	
			海上	15m/s以上 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm以上		
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	1.0m以上		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	積雪地域の日平均気温が10℃以上 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上か日降水量が20mm以上			
	濃霧	視程	陸上	100m以下	
			海上	500m以下	
	乾燥	最小湿度40%以下、実効湿度65%以下			
	なだれ	24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合			
低温	5~9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月：海岸 最低気温が-4℃以下、平野 最低気温が-7℃以下、 山沿い 最低気温が-10℃以下				
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下				
着氷(雪)	著しい着氷が予想される場合 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	70mm以上		

2 土砂災害警戒情報

新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村町が避難勧告を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

3 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象情報の一種として発表する。

4 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。信濃川下流・中ノ口川については、信濃川下流河川事務所、新潟県地域振興局と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表する。また阿賀野川洪水予報については阿賀野川河川事務所と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

大地震や火山の噴火など、不足の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常
の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長
期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小
限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

表 3 - 3 - 1 - 2 気象注意報・警報の伝達系統図

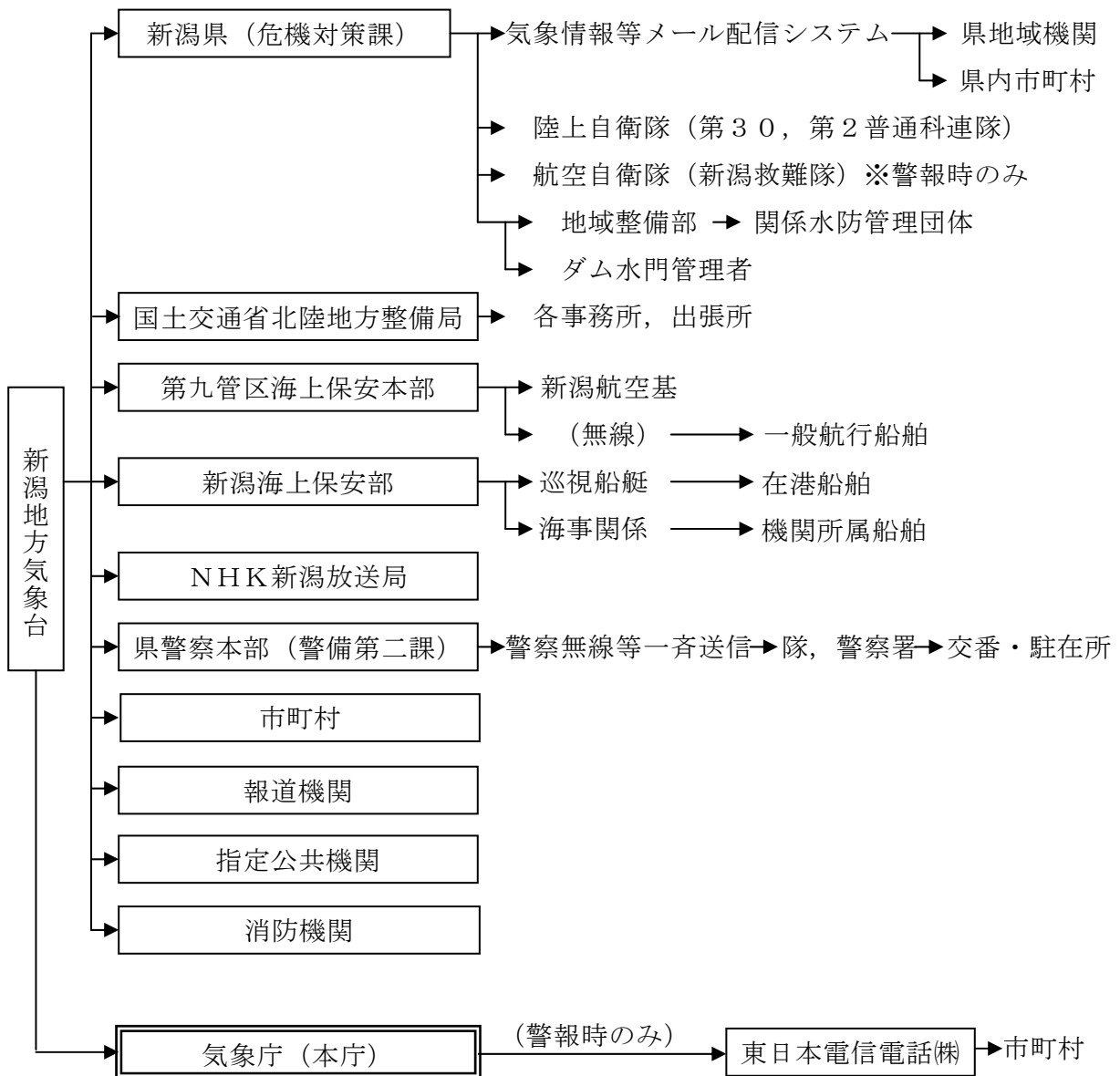


表 3 - 3 - 1 - 3 火災警報伝達系統図

→ (火災気象通報) ⇒ 火災警報

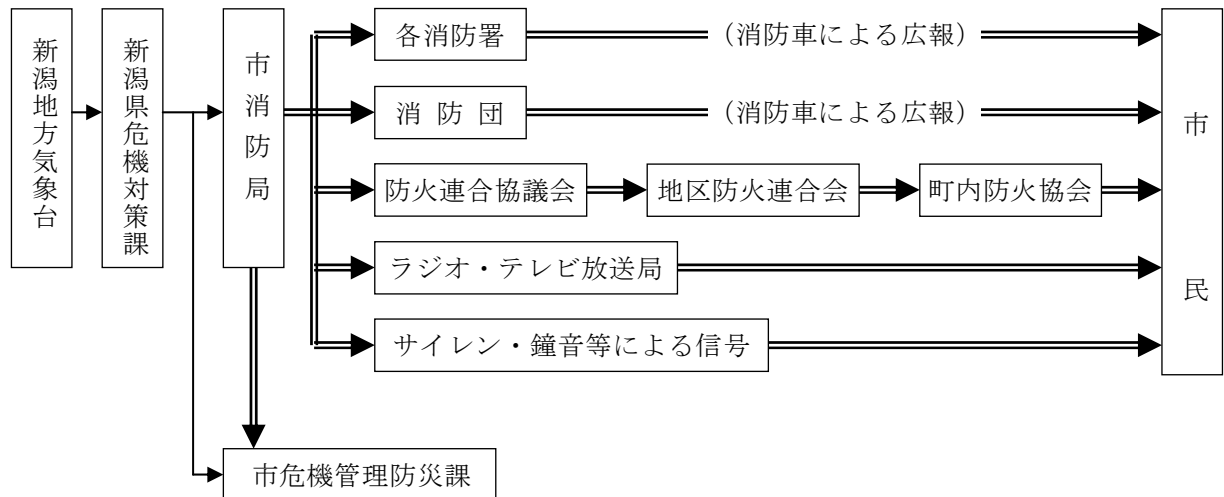


表 3 - 3 - 3 1 - 1 雪崩発生危険箇所

新津地区

番号	種別	位置		指定基準	山林の種類	危険斜面の状況				直接保全対象施設		危険度ランク	
		大字	字			傾斜(度)	方位	斜面長(m)	植生	人家戸数	公共施設		
											種類		数量
A-1	林	新津秋葉	三丁目	3	民	30	北東	50	1	3	市道	100m	C
A-2	〃	草水	二丁目	3	〃	30	南東	70	2	2	〃	50m	B
A-3	〃	朝日	五明	3	〃	35	北	60	2	1	〃	100m	A
A-4	〃	〃	柳谷	3	〃	30	東	80	1	5	〃	150m	B
A-5	林・土	金津	東又	3	〃	35	南	80	3	1	県道	50m	A
A-6	林	田家	三丁目	3	〃	35	南西	40	3	7	市道	360m	A
A-7	〃	草水	一丁目	3	〃	25	北東	50	2	14	〃	150m	A
A-8	〃	〃	二丁目	3	〃	35	南	40	2	8	〃	240m	B
B-1	市	小口	三十刈	3	〃	35	南	70	2	0	〃	50m	A
B-2	〃	金津	石倉	3	〃	45	北東	60	1	0	〃	50m	B

小須戸地区

整理番号	位置		危険箇所のうち 保全施設のある場所		雪崩防止施設のある危険箇所数
	大字	字	人家数	公共施設等人が使用する施設のための箇所数	
1	矢代田		2	0	1

岩室地区

番号	大字	危険箇所名	種類	箇所番号	危険度ランク
1	岩室	岩室	I	341.01	B
2	石瀬	石瀬(1)	I	341.02	C
3	間瀬	本村	I	341.03	C
4	間瀬	間瀬	I	341.05	C
5	石瀬	石瀬(2)	I	341.06	D
6	金池	金池(1)	I	341.07	D
7	金池	金池(2)	I	341.08	D

巻地区

番号	大字	危険箇所名	種類	箇所番号	危険度ランク
1	五ヶ浜	駒の爪	I	345.02	D
2	五ヶ浜	鰯田	I	345.03	D
3	五ヶ浜	下屋内	I	345.04	B
4	福井	福井(1)	II	345.01	D
5	伏部	伏部(1)	III	345.01	
6	伏部	伏部(2)	III	345.02	
7	福井	福井(2)	III	345.03	

表 6 - 1 - 1 - 1 関係機関の連絡窓口（油等流出事故）

名称	電話番号	
	平日昼間	平日夜間・休日
海上保安庁新潟海上保安部	025-247-0118	025-247-0118
北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所	025-222-6111	025-222-6111
北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 占用調整課	0250-23-4635	0250-23-4635
航空自衛隊 新潟救難隊	025-273-9211	025-273-9211
新潟県 防災局危機対策課	025-282-1638	025-285-5511
新潟県 防災局消防課	025-280-5146	025-285-5511
新潟県 交通政策局港湾整備課	025-280-5466	025-280-5466
新潟港湾事務所	025-247-9133	0250-24-4620
新潟県警察本部生活安全部	025-285-0110	025-285-0110
新潟東警察署	025-249-0110	025-249-0110
新潟中央警察署	025-225-0110	025-225-0110
新潟北警察署	025-386-0110	025-386-0110
新潟市危機管理防災局危機対策課	025-226-1146	025-228-1000
聖籠町	0254-27-1963	0254-27-2111
新潟市消防局	025-223-3191	025-223-3191
新発田地域広域事務組合消防本部	0254-22-9072	0254-22-1119

表 6-1-1-2 市及び関係機関の防除資機材の保有状況

(1) 油回収船

機関名	総トン数	速力(ノット)	航行区域	回収方式	回収能力(kL/h)	貯油能力(kL)	保有資機材		消火設備		備考
							オイルフェンス(m)	油処理剤(L)	放水量(L/分*基)	原液保有量(L)	
国土交通省 北陸地方整備局 新潟港湾空港事務所	4184	12	近海	遠心分離吸引	500×2 250×1	1500	B 200	G 2000			シロクネ×2 トランスレック250×1
新潟石油共同備蓄(株) 新潟事業所	197	12	限定近海	堰式	100	30			4000*1 2000*1	4000*1 2000*1 6000L	ウォーターカーテンノズル 126L/分

◆オイルフェンス A：A型，B：B型，C：C型，D：D型，F：フェンス型

◆油処理剤 G：通常型，D：高粘度対応型，S：自己攪拌型

(2) 油回収装置

機関名	装置名	製造者	基数	回収方式	回収能力 (KL/h)	船舶積載の可否	装置を積載する船舶		
							船名	装置の固定方法	回収油貯蔵タンク容量 (KL×基)
海上保安庁	DELTA SKIMMER	VIKOMA INTERNATIONAL LTD ガデリウス(株)	1	吸引式	30	可	巡視船艇		1.5×2 (ファスタック・ラビット)
	SKIM BOY	(株)ワールドケミカル	1	堰式	9	可	巡視船艇		0.75×1
	FOILEX TDS200	FOILEX社	1	堰式	70	可	巡視船艇		25×2 (ランサー・ハージ)
石油連盟	TRANSREC _250	FRAMO (Frank Mohn Flatoy A/S)	1	堰式 付着式	250	可			
	DESMI -250	RO-CLEAN DESMI	3	堰式	50	可			
	DESMI-COMBINATION SKIMMER	RO-CLEAN DESMI	2	堰式	125	可			
	LWS50	LAMOR	2	堰式 ブラシ式	12	可			
新潟石油共同備蓄所 新潟事業所	DESMI-TE RMINATOR	RO-CLEAN DESMI	1	堰式	100	可	共備丸	ダビット吊下げ	30
備考 石油連盟：昭和シェル石油(株)新潟石油製品新潟輸入基地025-274-4141 新潟石油共同備蓄(株)新潟事業所：025-255-2331									

(3) 高粘度油回収ネット

機関名	ネット名称	製造者	網目の大きさ (mm)	ネット個数 (個)	本体個数 (個)
海上保安庁	SEASWEEPERM-07型	森下化学工業(株)	2×3	20	2
海上保安庁	キョーワ式H-7型	キョーワ(株)	2×3	60	3
東北電力(株) 東新潟火力発電所	SEASWEEPERM-07型	森下化学工業(株)	2×3	5	1

(4) オイルフェンス展張船

船名	機関名	総トン数	自航能力	速度(ノット)	航行区域	保有資機材					展張速度(m/分)	巻場装置
						オイルフェンス			油処理剤(L)	油吸着剤(Kg)		
						名称	型	長さ(m)				
共備丸	新潟石油共同備蓄株 新潟事業所	197	自航	12	沿海	海和テック KF3B	B	200	G2000		25	無

◆オイルフェンス A：A型， B：B型， C：C型， D：D型， F：フェンス型

◆油処理剤 G：通常型， D：高粘度対応型， S：自己攪拌型

◆油吸着剤 M：マット型， R：ロール型， F：万国旗型， O：その他

(5) オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤、油ゲル化剤等

機関名	オイルフェンス		油処理剤		オイルスプレ	油吸着剤		油ゲル化剤		備考
	型	長さ (m)	型	量 (L)	(袋)	型	量 (kg)	形状	量 (kg, L)	
海上保安庁	B	300	G	2,214	9	M	317	P	40	
海上保安庁	D	300	D	1,152						
海上保安庁	D	60	S	1,800						
北陸地方整備局 新潟港湾空港事務所			G	234		M	102			
航空自衛隊 新潟救難隊			G	396		M	177	P	200	
航空自衛隊 新潟救難隊								L	50	
新潟県 新潟港湾事務所	B	1,500	G	8,424		M	2,769	P	90	
新潟県 新潟港湾事務所	A	160							40	ゲルシート
新潟市消防局	B	480	G	2,721						
新発田地域広域事務 組合消防本部			G	576						
新潟漁業協同組合			G	90						
(株)リソココーポレーション	B	700	G	4,896		M	3,199			
J X 日鉱日石エネルギー - (株)新潟事業所	B	1,440	G	3,630		M	1,360			
昭和シェル石油(株)新潟石 油製品輸入基地	B	840	G	1,000		M	400			
新潟石油共同備蓄 (株)新潟事業所(東)	B	2,080	G	5,240		M	1,900			
出光興産(株) 新潟油槽所	B	540	G	1,440		M	118			
J X 日鉱日石エネルギー - (株)新潟東港油槽所	B	400	G	576		M	325			
東西オイルターミナル(株) 東新潟油槽所	B	1,100	G	100		M	32	P	136	
日本海洋石油資源 開発(株)新潟鉱業所	B	600	G	2,664		M	325			
歴世磺油(株)新潟西 港オイルターミナル	B	540	G	450		M	425			
旭カーボン(株)			G	500		M	20			
(株)和田商会	B	50	G	180		M	40			
東北電力(株)東新潟 火力発電所	B	1,660	G	2,008		M	1,828	P	860	

東北電力(株)新潟火力発電所	B	660	G	756		M	330			
(株)本間組	A	400	G	200		M	150			
東亜建設工業(株)北陸支店			G	50		M	20			
(株)福田組			G	144		M	105			
(株)櫛谷組	B	100	G	54		M	17			
新潟造船(株)	A	150	G	90		M	35			
牧野興行(株)	A	300	G	1,000		M	510			
全農エネルギー(株)新潟石油基地	B	560	G	180		M	520	L	100	
石油連盟4号基地	C	1,920								固定式
石油連盟4号基地	A	200								ブームバック
石油連盟4号基地	D	500								ローブーム1800
石油連盟4号基地	D	500								ディープシーブーム
石油連盟4号基地	D	250								ユニブーム
石油連盟4号基地	D	60								ブイスイープ
石油連盟4号基地	C	320								ビーチブーム
海上災害防止センター新潟基地 (株)リソココーポレーション	B	600	G	6,300		M	2,300			
岩船地域広域事務組合消防本部	A	20								
柏崎市消防本部	A	40				M	49			
柏崎市消防本部							247			ACライト
新潟県漁業協同組合連合会	A	40	G	144		M	180			
東京電力(株)柏崎・刈羽原子力発電所	B	1,020	G	864		M	828			
(株)植木組柏崎支店	B	600	G	300		M	10			
(株)中元組	A	100	G	5		M	30			

図表6-6

(6) 作業船

機関名	船名	総トン数	速力(ノット)	航行区域	乗組員	消火設備			備考
						放水量 (L/分*基)	泡放水量 (L/分*基) 原液保有量(L)	粉末放射量(分) 薬剤保有量(kg) (秒*基)	
日本海曳船(株)	新潟丸	198	14	沿海	5	3000×2	3000×2	30×1 2000	タグボート
日本海曳船(株)	なお丸	149	14	沿海	5	1000×1	1000×1 1000	30×1 2000	タグボート
日本海曳船(株)	姫川丸	198	14	沿海	5	3000×2	3000×2 6000	30×1 2000	タグボート
日本海曳船(株)	あが丸	148	14	沿海	5	1000×1	1000×1 1000	30×1 2000	タグボート
日本海曳船(株)	あかしあ丸	148	14	沿海	5	1000×1	1000×1 1000	30×1 2000	タグボート
日本海曳船(株)	上越丸	198	15	沿海	5	3000×2	3000×2 6000	30×1 2000	タグボート
日本海曳船(株)	さち丸	159	14	沿海	5	3000×2	3000×2 6000	30×1 2000	タグボート
新潟石油共同備蓄(株) 新潟事業所	共備丸	197	12	限定 沿海	5	4000×1 2000×1	4000×1 2000×1 6000		油回収船
J X 日鉱日石エネルギー(株)新潟事業所	日石丸	4.9	8	平水	12 (最大)				作業船
(株)リンコーコーポレーション	みなと丸	4.9	7	限定 沿海	2				作業船
(株)リンコーコーポレーション	越洋丸	9.1	11	限定 沿海	2				作業船
(株)リンコーコーポレーション	あずさ	4.9	10	限定 沿海	2				作業船
(株)加賀田組	新八千代丸	75	11.5	限定 沿海	17 (最大)				引船
(株)加賀田組	第五八千代丸	10	10	限定 沿海	12 (最大)				引船兼揚錨船
(株)本間組	第1越後丸	19	10	平水	13 (最大)				作業船
(株)本間組	第2越後丸	6.6	8	平水	12 (最大)				作業船
(株)本間組	第3越後丸	6.5	8	平水	12 (最大)				作業船
(株)本間組	第8越後丸	69	10	平水	18 (最大)				引船兼揚錨船
(株)本間組	第1通船	4.9	6	限定 沿海	14 (最大)				引船兼揚錨船
(株)本間組	第2通船	4.9	6	限定 沿海	14 (最大)				引船兼揚錨船
(株)本間組	第12通船	4.9	6	限定 沿海	13 (最大)				引船兼揚錨船

(株)近藤組	第8秀峰丸	19	10	限定 沿海	6 (最大)				引船
萬代建設(株)	第26萬代丸	8.7m	8	限定 沿海	6 (最大)				作業船
萬代建設(株)	第38萬代丸	19	10	限定 沿海	6 (最大)				引船
(株)福田組	第8福丸	19	10	沿海	10 (最大)				押船兼引船
(株)福田組	第11福丸	75	8	沿海	17 (最大)				引船
日本海洋石油資源 開発(株)新潟工業所	第30海工丸	656	12	沿海	25 (最大)				作業船
日本海洋石油資源 開発(株)新潟工業所	鉄工丸	9.6m	8	限定 沿海	10 (最大)				引船
新潟造船(株)	新潟丸	4.9	6	限定 沿海	2				作業船
(株)和田照会	幸丸	80	10	沿海	5 (最大)				油送船
県漁連	第2漁連丸	17.8	6	平水					油送船
県漁連	第7漁連丸	72.1	10	平水					油送船
県漁連	第11漁連丸	22.2	非 自 航						油送船
北日本石油(株)	第5つばめ丸	73.7	10	平水					油送船
(有)高橋石油	第2ちから丸	18.7	10	平水					油送船
協和石油	協和丸	18.9	10	平水					油送船

(7) タグボート

機関名	船名	総トン数	速力(ノット)	航行区域	乗組員	消火設備			備考
						放水量 (L/分*基)	泡放水量(分*基) 原液保有量(L)	粉末放射量(分*秒*基) 薬剤保有量(kg)	
日本海曳船(株)	新潟丸	198	14	沿海	5	3000×2	3000×2	30×1 2000	
日本海曳船(株)	なお丸	149	14	沿海	5	1000×1	1000×1 1000	30×1 2000	
日本海曳船(株)	あが丸	148	14	沿海	5	1000×1	1000×1 1000	30×1 2000	
日本海曳船(株)	あかしあ丸	148	14	沿海	5	1000×1	1000×1 1000	30×1 2000	
日本海曳船(株)	上越丸	198	15	沿海	5	3000×2	3000×2 6000	30×1 2000	
日本海曳船(株)	姫川丸	198	14	沿海	5	3000×2	3000×2 6000	30×1 2000	
日本海曳船(株)	さち丸	159	14	沿海	5	3000×2	3000×2 6000	30×1 2000	

(8) グラブ船, ガット船等

定係地	機関名	船名	用途	トン数	自航・非自航の別	航行区域	備考
新潟港東区	(株)福田組	第2海鵬	台船	713	非自航	—	ガット台船
新潟港東区	(株)福田組	第2福寿	台船	593	非自航	—	ガット台船
新潟港東区	(株)福田組	第3福鵬丸	起重機船	817	非自航	—	ガット台船
新潟港西区	(株)加賀田組	第二越路	起重機船	405	非自航	—	グラブ起重機船
新潟港西区	本間組(株)	こいがた202	起重機船	1080 排水ト	非自航	—	

(9) タンクローリー車

機関名	数量			備考
	容量 (KL)	台数	容量計 (KL)	
牧野工業	10.0	2	20.0	バキューム能力あり
牧野工業	3.6	3	10.8	バキューム能力あり
パノイルサービス	20.0	2	40.0	
パノイルサービス	16.0	3	48.0	
パノイルサービス	14.0	1	14.0	
パノイルサービス	3.6	9	32.4	6台バキューム能力あり
パノイルサービス	7.2	1	7.2	バキューム能力あり
パノイルサービス	4.3	2	8.6	バキューム能力あり
パノイルサービス	4.0	3	12.0	
成沢石油(株)	14.0	4	56.0	内1台白物
成沢石油(株)	3.6	7	25.2	7台バキューム能力あり
青木環境事業(株)	10.0	4	40.0	
青木環境事業(株)	9.5	2	19.0	
青木環境事業(株)	8.5	6	51.0	
青木環境事業(株)	8.0	2	16.0	
青木環境事業(株)	5.0	2	10.0	
青木環境事業(株)	3.0	3	9.0	

(10) 強力吸引車, バキュームカー

機関名	数量				備考
	種類	容量 (KL)	台数	容量計 (KL)	
牧野興行(株)	バキューム	10.0	2	20.0	
牧野興行(株)	バキューム	3.6	3	10.8	
パノイルサービス	バキューム	3.6	6	21.5	
パノイルサービス	バキューム	7.2	1	7.2	
成沢石油(株)	バキューム	4.3	2	8.6	

(11) その他

機関名	器材名	性能等
石油連盟	油移送装置	DOP-250型(Ro-Clean Desmi)×1 最大移送能力：100KL/h
石油連盟	ビーチクリーナー	PowerVac(Vikoma)×4 回収能力：約30KL/h
石油連盟	ビーチクリーナー	MiniVac(Vikoma)×1 回収能力：約12トン/h
石油連盟	回収油バージ	ランサーバージ B25(Lancer)×1 貯蔵能力：25KL
石油連盟	オイルバッグ	オイルバッグ 200(UNITOR)×2 貯油能力：200KL
石油連盟	オイルバッグ	オイルバッグ 50(UNITOR)×1 貯油能力：50KL
石油連盟	油水分離器	WQPS-010(国産)×2 回収能力：10KL/h
石油連盟	回収油貯蔵用仮設タンク	ファスタック(fast Engineering)×24 貯蔵能力：10KL
石油連盟	回収油貯蔵用仮設タンク	ファスタック(fast Engineering)×6 貯蔵能力：5KL
石油連盟	回収油貯蔵用仮設タンク	ファスタック(fast Engineering)×2 貯蔵能力：1.5KL
石油連盟	可搬式照明器具	(400W耐圧防爆型水銀灯2灯、電源ケーブル50m×2本、 発電機×1等)×2
海上保安庁	油処理剤散布装置	K-3型(カネヤ)×1
海上保安庁	油処理剤散布装置	KI-A1型(五十嵐)×1
海上保安庁	油処理剤空中散布装置	Oil Spill Fighter×1 タンク容量：最大420L
海上保安庁	回収油貯蔵用仮設タンク	ファスタック(fast Engineering)×2 貯蔵能力：1.5KL
海上保安庁	回収油バージ	ランサーバージ B25(Lancer)×2 貯油能力：25KL
協和容器(株)	ドラム缶	在庫なし、1週間で1000本製造可能
コハヨー(株)	ドラム缶	1日300本準備可能

表6-1-1-3 平成9年1月2日に発生したナホトカ号重油流出事故配備体制

災害対策本部長	災害対策副本部長	災害対策本部員	班名	班長	担当課	分掌事務
市長	助 役 収入役	水道局長 教育長 総務局長 企画財政局長 市民局長 都市整備局長 消防局長	総務広報班	総 務 部 長	総務課 広報課 人事課 女性政策課（男女 共同企画課） 職員厚生課 選挙管理委員会 監査委員会事務局 財政課 会計課 市民税課 資産税課 納税課 国際課 総合企画課 広域行政課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害統計に関すること ・広報対策の総括に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・被害写真の撮影に関すること ・職員の配備体制及び人員の調整に関すること ・ボランティア（本庁）の受入れに関すること ・災害関係予算の策定等に関すること ・災害関係補助金等の調整に関すること ・救援物資の受入れに関すること ・義援金品、見舞金の受理、保管に関すること ・視察、調査等の対応に関すること ・国、県への要望、陳情に関すること ・隣接市町村との連絡調整に関すること
災害対策本部事務局 事務局長 市民生活部長 交通防災課（防災課） 消防局 自治振興課 市民課 国民健康保険課 国民年金課 水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議の庶務に関すること ・対策本部会議、班長会議等の開催に関すること ・対策本部決定事項の伝達に関すること ・本部長の指示、命令に関すること ・海上保安部、県災害対策本部その他防災関係機関からの情報収集、伝達、連絡調整に関すること ・被害状況、対策状況等の取りまとめに関すること ・被害報告に関すること ・現地対策本部の組織化に係る調整に関すること ・ボランティアの連絡調整に関すること ・防災行政無線局の管理、運営並びに携帯電話の管理に関すること ・各班間の連絡調整に関すること ・他の班に属さない事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・油処理資機材等（消耗品関係）の調達、輸送に関すること ・油処理対策車両の配車・輸送（職員及び本庁受付のボランティア）及び借り上げに関すること ・緊急輸送車両の確認申請等に関すること ・電話交換手の非常配備に関すること 				
			資材・輸送班	財 政 部 長	管財課 契約課	
			処 理 班	土 木 部 長	環境部各課 都市計画部各課 開発建築部各課 土木部各課 下水道部各課 消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・漂流油回収船の陸揚げ作業・回収油の管理に関すること ・漂流油の回収・搬送・管理に関すること ・重機器・運搬車両等の調達に関すること ・除去油量等の把握及び事務局への報告に関すること
			交通対策班	商工労働部長	商工労働部各課	<ul style="list-style-type: none"> ・交通対策に関すること ・駐車場の確保及び整理に関すること ・警察関係機関との連絡調整に関すること ・駐車状況の把握及び事務局への報告に関すること
			ボランティア班	福 祉 部 長 (保健福祉部長)	自治振興課 国民健康保険課 国民年金課 市民課 各地区事務所 福祉部各課（保健福祉部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア（現地）の受入れに関すること ・ボランティアの保安対策に関すること ・受付所、休憩所、宿泊所の管理運営に関すること ・ボランティアの人員把握、事務局への連絡に関すること ・社会福祉団体との連絡調整に関すること
			医 療 班	衛 生 部 長 (保健福祉部長)	衛生部各課（保健福祉部） 市民病院	<ul style="list-style-type: none"> ・回収作業要員の健康対策並びに医療救護に関すること ・医療器具、救急医薬品等の調達に関すること ・医療関係機関との連絡調整に関すること ・救護班の編成、救護所の設置に関すること ・傷病者の後方搬送に関すること
			監 視 班	消 防 局 長	土木部各課 消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・漂流油の浮遊調査に関すること ・海岸監視パトロールに関すること ・漂着油情報の事務局への報告に関すること
			議 会 班	議 会 事 務 局 長	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対応に関すること
			地 域 班	東地区事務所長	自治振興課 各地区事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民に対する情報収集、伝達に関すること ・地域ボランティアに対する情報収集、伝達に関すること ・所管事務所、自治会との連絡調整に関すること ・所管地区の情報収集、事務局への伝達に関すること
			水産対策班	農林水産部長	農林水産部各課	<ul style="list-style-type: none"> ・水産情報の収集、事務局への伝達に関すること ・漁業関係者等の連絡調整に関すること
			協 力 班	環 境 部 長	国際文化部各課 財政部各課 教育委員会 水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・漂着油の回収の応援に関すること ・必要に応じ、各班の応援に関すること ・給水車（ポリタンクを含む）等の配備及び応急給水に関すること

表 6 - 1 - 2 - 1 関係機関の連絡窓口（海上事故）

名称	電話番号	
	平日昼間	平日夜間・休日
海上保安庁第九管区海上保安本部 新潟海上保安部警備救難課	025-247-0118	025-247-0118
新潟地方気象台 防災業務課	025-244-1703	025-244-1701
北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所	025-222-6111	025-222-6111
北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所管理課	025-266-7326	025-266-7326
北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所管理課	0250-23-4367	0250-23-4367
新潟県 防災局危機対策課	025-282-1638	025-285-5511
新潟県警察本部生活安全部	025-285-0110	025-285-0110
新潟東警察署	025-249-0110	025-249-0110
新潟中央警察署	025-225-0110	025-225-0110
新潟西警察署	025-260-0110	025-260-0110
江南警察署	025-382-0110	025-382-0110
新潟北警察署	025-386-0110	025-386-0110
西蒲警察署	0256-72-0110	0256-72-0110
新潟市危機管理防災局危機対策課	025-226-1146	025-228-1000
新潟市消防局	025-223-3191	025-223-3191
北消防署	025-387-0119	025-387-0119
東消防署	025-275-9111	025-275-9111
中央消防署	025-223-7334	025-223-7334
南消防署	025-372-0119	025-372-0119
西消防署	025-262-2119	025-262-2119
西蒲消防署	0256-72-3309	0256-72-3309
新潟市医師会	025-231-4131	025-231-4131

表 6 - 1 - 3 - 1 関係機関の連絡窓口（航空事故）

名称	電話番号	
	平日昼間	平日夜間・休日
東京航空局新潟空港事務所 総務課	025-273-4567	025-273-4567
海上保安庁第九管区海上保安部 新潟空港基地	025-273-8118	025-273-8118
航空自衛隊航空救難団 新潟救難隊	025-273-9211	025-273-9211
新潟県 防災局危機対策課	025-282-1638	025-285-5511
新潟県警察本部生活安全部	025-285-0110	025-285-0110
新潟北警察署	025-386-0110	025-386-0110
新潟東警察署	025-249-0110	025-249-0110
新潟中央警察署	025-225-0110	025-225-0110
新潟西警察署	025-260-0110	025-260-0110
新潟南警察署	025-373-0110	025-373-0110
秋葉警察署	0250-23-0110	0250-23-0110
江南警察署	025-382-0110	025-382-0110
西蒲警察署	0256-72-0110	0256-72-0110
新潟市危機管理防災局危機対策課	025-226-1146	025-228-1000
新潟市消防局	025-223-0255	025-223-3191
北消防署	025-387-0119	025-387-0119
東消防署	025-275-91121	025-275-91121
中央消防署	025-223-7334	025-223-7334
江南消防署	025-381-2327	025-381-2327
西消防署	025-262-2119	025-262-2119
西蒲消防署	0256-72-3309	0256-72-3309
新潟市医師会	025-231-4131	025-231-4131

表 6 - 1 - 4 - 1 関係機関の連絡窓口（鉄道事故）

名称	電話番号	
	平日昼間	平日夜間・休日
J R 東日本新潟支社 J R 貨物新潟支店	025-248-5150	025-248-5150
北陸信越運輸局 総務部総務課	025-244-6111	025-244-6111
総務省消防庁 国民保護・防災部応急対策室	03-5253-7777	03-5253-7777
鉄道警察隊	025-248-5233	025-248-5233
陸上自衛隊 第 3 0 普通科連隊	0254-22-3151	0254-22-3151
新潟県 防災局危機対策課	025-282-1638	025-285-5511
新潟県警察本部生活安全部	025-285-0110	025-285-0110
新潟東警察署	025-249-0110	025-249-0110
新潟中央警察署	025-225-0110	025-225-0110
新潟西警察署	025-260-0110	025-260-0110
江南警察署	025-382-0110	025-382-0110
新潟北警察署	025-386-0110	025-386-0110
秋葉警察署	0250-23-0110	0250-23-0110
新潟南警察署	025-373-0110	025-373-0110
西蒲警察署	0256-72-0110	0256-72-0110
新潟市危機管理防災局危機対策課	025-226-1146	025-228-1000
新潟市消防局	025-223-0255	025-223-3191
北消防署	025-387-0119	025-387-0119
東消防署	025-275-9111	025-275-9111
中央消防署	025-223-7334	025-223-7334
江南消防署	025-381-2327	025-381-2327
秋葉消防署	0250-22-0175	0250-22-0175

名称	電話番号	
	平日昼間	平日夜間・休日
南消防署	025-372-0119	025-372-0119
西消防署	025-262-2119	025-262-2119
西蒲消防署	0256-72-3309	0256-72-3309
新潟市医師会	025-231-4131	025-231-4131
日本赤十字社新潟県支部	025-231-3121	025-231-3121

表 6 - 1 - 5 - 1 関係機関の連絡窓口（道路事故）

名称	電話番号	
	平日昼間	平日夜間・休日
北陸地方整備局 企画部防災課	025-280-8836	025-280-8836
北陸地方整備局新潟国道事務所 防災情報課	025-244-2159	025-244-2159
新潟県 土木部道路管理課	025-280-5400	025-285-5511
新潟県 防災局危機対策課	025-282-1638	025-285-5511
新潟県警察本部生活安全部	025-285-0110	025-285-0110
新潟北警察署	025-386-0110	025-386-0110
新潟東警察署	025-249-0110	025-249-0110
新潟中央警察署	025-225-0110	025-225-0110
新潟西警察署	025-260-0110	025-260-0110
新潟南警察署	025-373-0110	025-373-0110
秋葉警察署	0250-23-0110	0250-23-0110
江南警察署	025-382-0110	025-382-0110
西蒲警察署	0256-72-0110	0256-72-0110
新潟市 土木部土木総務課	025-226-3009	025-228-1000
新潟市危機管理防災局危機対策課	025-226-1146	025-228-1000
新潟市消防局	025-223-0255	025-223-3191
北消防署	025-387-0119	025-387-0119
東消防署	025-275-9111	025-275-9111
中央消防署	025-223-7334	025-223-7334
江南消防署	025-381-2327	025-381-2327
西消防署	025-262-2119	025-262-2119
西蒲消防署	0256-72-3309	0256-72-3309

陸上自衛隊 第30普通科連隊	0254-22-3151	0254-22-3151
日本赤十字社新潟県支部	025-231-3121	025-231-3121
新潟県医師会	025-223-6381	025-223-6381
新潟市医師会	025-231-4131	025-231-4131

表 6 - 1 - 7 - 1 関係機関の連絡窓口（停電事故）

名称	電話番号	
	平日昼間	平日夜間・休日
東北電力新潟営業所 総務課	025-222-0653	025-222-0653
東北電力新津営業所 お客さまセンター	0250-22-4257	0250-22-4257
東北電力新発田営業所 お客さまセンター	0254-22-9162	0254-22-9162

